令和７年度補正係数の設定等に係る参考資料

目　　次

＜補正係数＞

（道府県分）

（個別算定経費）

第一章　警察費 ----------1

第二章　土木費 ----------3

第一節　道路橋りょう費 ----------3

第一款　道路の面積を測定単位とするもの ----------3

第二款　道路の延長を測定単位とするもの ----------4

第二節　河川費 ----------10

第三節　港湾費 ----------12

第一款　港湾における係留施設の延長を測定単位とするもの ----------12

第二款　港湾における外郭施設の延長を測定単位とするもの ----------12

第三款　漁港における外郭施設の延長を測定単位とするもの ----------13

第四節　その他の土木費 ----------14

第三章　教育費 ----------17

第一節　小学校費 ----------17

第二節　中学校費 ----------19

第三節　高等学校費 ----------26

第一款　教職員数を測定単位とするもの ----------26

第二款　生徒数を測定単位とするもの ----------27

第四節　特別支援学校費 ----------30

第一款　教職員数を測定単位とするもの ----------30

第二款　学級数を測定単位とするもの ----------32

第五節　その他の教育費 ----------33

第一款　人口を測定単位とするもの ----------33

第二款　高等専門学校及び大学の学生の数を測定単位とするもの ----------40

第三款　私立の学校の幼児、児童及び生徒の数を測定単位とするもの ----------41

第四章　厚生労働費 ----------**42**
第一節　生活保護費 ----------42
第二節　社会福祉費 ----------45
第三節　衛生費 ----------48
第四節　こども子育て費 ----------56
第五節　高齢者保健福祉費 ----------65
第一款　65 歳以上人口を測定単位とするもの ----------65
第二款　75 歳以上人口を測定単位とするもの ----------68
第六節　労働費 ----------69

第五章　産業経済費 ----------**71**
第一節　農業行政費 ----------71
第二節　林野行政費 ----------79
第一款　公有以外の林野の面積を測定単位とするもの ----------79
第二款　公有林野の面積を測定単位とするもの ----------81
第三節　水産行政費 ----------82
第四節　商工行政費 ----------84

第六章　総務費 ----------**86**
第一節　徴税費 ----------86
第二節　恩給費 ----------88
第三節　地域振興費 ----------88

第七章　災害復旧費 ----------**119**
第八章　補正予算債償還費 ----------**121**
第九章　地方税減収補填債償還費 ----------**123**
第十章　財源対策債償還費 ----------**124**
第十一章　減税補填債償還費 ----------**125**
第十二章　臨時財政対策債償還費 ----------**126**
第十三章　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 ----------**127**
第十四章　国土強靱化施策債償還費 ----------**128**
第十五章　地域の元気創造事業費 ----------**129**
第十六章　人口減少等特別対策事業費 ----------**133**
第十七章　地域社会再生事業費 ----------**138**
第十八章　地域デジタル社会推進費 ----------**141**

（包括算定経費）
包括算定経費 ----------**143**
第一款　人口を測定単位とするもの ----------143
第二款　面積を測定単位とするもの ----------144

（市町村分）
（個別算定経費）

第一章　消防費 ----------145

第二章　土木費 ----------152
第一節　道路橋りょう費 ----------152
第一款　道路の面積を測定単位とするもの ----------152
第二款　道路の延長を測定単位とするもの ----------156
第二節　港湾費 ----------162
第一款　港湾における係留施設の延長を測定単位とするもの ----------162
第二款　漁港における係留施設の延長を測定単位とするもの ----------163
第三款　港湾における外郭施設の延長を測定単位とするもの ----------165
第四款　漁港における外郭施設の延長を測定単位とするもの ----------166
第三節　都市計画費 ----------166
第四節　公園費 ----------172
第五節　下水道費 ----------174
第六節　その他の土木費 ----------181

第三章　教育費 ----------192
第一節　小学校費 ----------192
第一款　児童数を測定単位とするもの ----------192
第二款　学級数を測定単位とするもの ----------193
第三款　学校数を測定単位とするもの ----------203
第二節　中学校費 ----------204
第一款　生徒数を測定単位とするもの ----------204
第二款　学級数を測定単位とするもの ----------205
第三款　学校数を測定単位とするもの ----------215
第三節　高等学校費 ----------216
第一款　教職員数を測定単位とするもの ----------216
第二款　生徒数を測定単位とするもの ----------219
第四節　その他の教育費 ----------226

第四章　厚生費 ----------239
第一節　生活保護費 ----------239
第二節　社会福祉費 ----------245
第三節　保健衛生費 ----------250
第四節　こども子育て費 ----------263
第五節　高齢者保健福祉費 ----------277
第一款　65 歳以上人口を測定単位とするもの ----------277
第二款　75 歳以上人口を測定単位とするもの ----------282
第六節　清掃費 ----------283

第五章　産業経済費 ----------**287**
第一節　農業行政費 ----------287
第二節　林野水産行政費 ----------296
第三節　商工行政費 ----------301

第六章　総務費 ----------**305**
第一節　徴税費 ----------305
第二節　戸籍住民基本台帳費 ----------308
第一款　戸籍数を測定単位とするもの ----------308
第二款　世帯数を測定単位とするもの ----------311
第三節　地域振興費 ----------314
第一款　人口を測定単位とするもの ----------314
第二款　面積を測定単位とするもの ----------338

第七章　災害復旧費 ----------**342**
第八章　補正予算債償還費 ----------**344**
第九章　地方税減収補填債償還費 ----------**348**
第十章　財源対策債償還費 ----------**350**
第十一章　減税補填債償還費 ----------**354**
第十二章　臨時財政対策債償還費 ----------**355**
第十三章　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費 ----------**357**
第十四章　国土強靱化施策債償還費 ----------**359**
第十五章　地域の元気創造事業費 ----------**361**
第十六章　人口減少等特別対策事業費 ----------**365**
第十七章　地域社会再生事業費 ----------**370**
第十八章　地域デジタル社会推進費 ----------**373**

（包括算定経費）
包括算定経費 ----------**375**
第一款　人口を測定単位とするもの ----------375
第二款　面積を測定単位とするもの ----------376

＜令和７年度再算定＞

臨時経済対策費（道府県分） ----------377
給与改定費（道府県分） ----------380
臨時財政対策債償還基金費（道府県分） ----------384
臨時経済対策費（市町村分） ----------385
給与改定費（市町村分） ----------388
臨時財政対策債償還基金費（市町村分） ----------392

＜基準財政収入額＞

第一章　道府県税 ----------394

第一節　道府県民税 ----------394
第一款　均等割 ----------394
第二款　所得割 ----------395
第三款　法人税割 ----------414
第四款　利子割 ----------421
第五款　配当割 ----------425
第六款　株式等譲渡所得割 ----------427
第二節　事業税 ----------429
第一款　個人の行う事業に対する事業税 ----------429
第二款　法人の行う事業に対する事業税 ----------431
第三節　地方消費税 ----------438
第一款　譲渡割 ----------438
第二款　貨物割 ----------438
第四節　不動産取得税 ----------443
第五節　道府県たばこ税 ----------445
第六節　ゴルフ場利用税 ----------447
第七節　軽油引取税 ----------448
第八節　自動車税 ----------450
第一款　環境性能割 ----------450
第二款　種別割 ----------452
第九節　鉱区税 ----------457
第十節　固定資産税 ----------458
第十一節　市町村たばこ税都道府県交付金 ----------458
第十二節　特別法人事業譲与税 ----------459
第十三節　地方揮発油譲与税 ----------465
第十四節　石油ガス譲与税 ----------465
第十五節　自動車重量譲与税 ----------465
第十六節　航空機燃料譲与税 ----------466
第十七節　森林環境譲与税 ----------466
第十八節　都道府県交付金 ----------466
第十九節　低開発地域工業開発促進法等による特例 ----------467
第二十節　東日本大震災に係る基準財政収入額の特例加算 ----------469
第二十一節　交通安全対策特別交付金 ----------470
第二十二節　地方特例交付金 ----------470

第二章　市町村税 ----------471

第一節　市町村民税 ----------471
第一款　均等割 ----------471
第二款　所得割 ----------472
第三款　法人税割 ----------476
第二節　固定資産税 ----------483
第一款　土地 ----------483
第二款　家屋 ----------483
第三款　償却資産 ----------484
第四款　低開発地域工業開発促進法等による特例 ----------485
第三節　軽自動車税 ----------488
第一款　環境性能割 ----------488
第二款　種別割 ----------489
第四節　市町村たばこ税 ----------491
第五節　鉱産税 ----------492
第六節　事業所税 ----------492
第七節　利子割交付金 ----------493
第八節　配当割交付金 ----------494
第九節　株式等譲渡所得割交付金 ----------494
第十節　法人事業税交付金 ----------495
第十一節　地方消費税交付金 ----------496
第十二節　ゴルフ場利用税交付金 ----------496
第十三節　環境性能割交付金 ----------497
第十四節　軽油引取税交付金 ----------497
第十五節　地方揮発油譲与税 ----------498
第十六節　特別とん譲与税 ----------498
第十七節　石油ガス譲与税 ----------498
第十八節　自動車重量譲与税 ----------499
第十九節　航空機燃料譲与税 ----------499
第二十節　森林環境譲与税 ----------499
第二十一節　市町村交付金 ----------500
第二十二節　東日本大震災に係る基準財政収入額の特例加算 ----------501
第二十三節　交通安全対策特別交付金 ----------502
第二十四節　地方特例交付金 ----------502

＜令和７年度再算定＞

地方揮発油譲与税（道府県分） ----------503
地方揮発油譲与税（市町村分） ----------504

＜その他＞

令和７年度　地方特例交付金　---------- 505

第一章　警　　察　　費

単位費用	9,161,000円	測定単位	警察職員数

警察費に適用する補正は、段階補正である。

段　階　補　正

測定単位の数値(地方警察職員である警察官数)の段階別に第一表のとおり行政規模及び事務職員配置数を定め、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用を求めた。更に、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　警察官数段階ごとの事務職員、警察署等の数

区分 / 警察官数	事務職員数	警察署数	交番数	駐在所数
人	人	所	所	所
1,000	272	6	7	93
2,000	272	14	48	93
3,101（標準団体）	387	20	62	140
5,000	548	25	144	154
10,000	941	40	257	166
20,000	1,336	71	598	75
40,000	2,192	96	783	197

各人口段階経費は、以下のとおり分類している。

第二表　警察官数段階別財政需要額及び単位当たり費用

（単位：千円）

警察官数段階 / 区　分	1,000人	2,000人	(標準団体) 3,101人	5,000人	10,000人	20,000人	40,000人
給与費（Ｂ＋Ｃ）　A	9,525,792	17,443,792	26,841,275	42,829,228	84,742,251	166,257,096	329,676,912
警察官　B	7,918,000	15,836,000	24,553,718	39,590,000	79,180,000	158,360,000	316,720,000
事務職員　C	1,607,792	1,607,792	2,287,557	3,239,228	5,562,251	7,897,096	12,956,912
その他の経費 D	528,300	939,800	1,276,180	2,245,600	4,309,200	7,718,000	14,939,300
給与改善費 E	104,312	189,312	291,062	463,908	916,811	1,794,856	3,555,632
一般財源計（Ａ＋Ｄ＋Ｅ） F	10,158,404	18,572,904	28,408,517	45,538,736	89,968,262	175,769,952	348,171,844
単位当たり費用 Z	10,158	9,286	9,161	9,108	8,997	8,788	8,704
Z ／ 単位費用	1.109	1.014	1.000	0.994	0.982	0.959	0.950

第三表　段階補正係数算出表

警察職員数		段階補正係数
～	2,000人	$\frac{1}{P}$（ 0.91 P＋ 202 ）
2,000 ～	3,101人	$\frac{1}{P}$（ 0.98 P＋ 62 ）
3,101 ～	5,000人	$\frac{1}{P}$（ 0.98 P＋ 62 ）
5,000 ～	10,000人	$\frac{1}{P}$（ 0.97 P＋ 112 ）
10,000 ～	20,000人	$\frac{1}{P}$（ 0.94 P＋ 412 ）
20,000人 ～		$\frac{1}{P}$（ 0.94 P＋ 412 ）

（注） P＝当該団体の警察職員数

第二章　土　　木　　費

第一節　道路橋りょう費

単位費用	(道路の面積)	138,000円	測定単位	道路の面積
	(道路の延長)	1,884,000円		道路の延長

第一款　道路の面積を測定単位とするもの

道路橋りょう費のうち道路の面積を測定単位とするものに適用する補正は、密度補正、普通態容補正及び寒冷補正である。

算式　密度補正係数×普通態容補正係数＋(寒冷補正係数－1)

第一項　密　度　補　正

道路の維持補修費は、交通量によって左右される度合が強い。これが密度補正を行う理由である。密度補正の基礎となる交通量は令和３年度における全国道路・街路交通情勢調査を用いて算出した。
交通量の区分を第一表のとおり定め、各区分における単位当たり費用（第一表中Ｚ）を求めた。
さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として第二表の密度補正係数算出表を定めた。

第一表　交通量ごとの単位当たり費用

交通量(台)	(基準) 11,000	13,000	20,000	30,000	50,000
単位当たり費用(円) Z	138,000	150,000	184,000	211,000	260,000
Z／単位費用	1.000	1.087	1.333	1.529	1.884

第二表　密度補正係数算出表

交通量	
～ 11,000台	$\frac{1}{P}$ (1.00P)
11,000 ～ 13,000台	$\frac{1}{P}$ (1.57P － 6,270)
13,000 ～ 20,000台	$\frac{1}{P}$ (1.79P － 9,130)
20,000 ～ 30,000台	$\frac{1}{P}$ (1.92P － 11,730)
30,000台 ～	$\frac{1}{P}$ (2.42P － 26,730)

第二項　普 通 態 容 補 正

行政権能差につき、指定都市を包括しない都県にあっては1.000、指定都市を包括する道府県にあっては指定都市が管理する国県道における公安委員会管理の交通安全施設の維持管理に要する経費を勘案し、上記の係数に0.001を加えて得た数値をもって普通態容補正係数とした。

第三項　寒　冷　補　正

1　寒　冷　度

道路の凍結等による路面の損傷の修復に要する増加財政需要を算出し一般財源所要額で除して補正率を定めた。その算定基礎は、寒冷地とその他の地域とにおける損傷補修費の差を基礎に定めたものである。

（単位：千円）

区分＼級地	4 級 地	3 級 地	2 級 地	1 級 地
凍害道路損傷補修費 A	366,624	225,944	136,419	80,999
補正率(A/ 4,263,184)	0.086	0.053	0.032	0.019

2　積　雪　度

「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」第3条の規定に基づく道路（以下「雪寒道路」という。）について当該雪寒道路の存する市町村の級地別に次のとおり増加需要額（消・融雪施設等の維持管理に要する経費含む。）を算定して補正率を定めた。なお、無級地に存する雪寒道路についても、その性格及び除雪の実態にかんがみ１級地に係る率を用いることとした。

道路除雪費の補正率算出基礎

区分＼級地	4 級 地	3 級 地	2 級 地	1 級 地
(1) 道路の面積 (㎡)		31,000,000		
(2) 除排雪対象面積 (㎡)		31,000,000		
(3) 機械1台当たり標準能力 (㎡)	32,000	43,000	79,000	94,000
(4) 機械の所要台数 (2)／(3) (台)	969	721	392	330
(5) 除排雪日数 (日)	150	120	90	45
(6) 除雪諸経費等 (千円)	7,132,511	4,303,768	2,248,966	899,967
(7) 国庫支出金 (6) × 0.6 × 2/3 (千円)	2,853,000	1,721,500	899,600	360,000
(8) 一般財源 (6)-(7) (千円)	4,279,511	2,582,268	1,349,366	539,967
(9) 路面補修等維持増嵩費 (千円)	494,800	494,800	494,800	494,800
(10) 合計 (8)+(9) (千円) A	4,774,311	3,077,068	1,844,166	1,034,767
補正率 A／4,263,184千円	1.120	0.722	0.433	0.243

第二款　道路の延長を測定単位とするもの

道路橋りょう費のうち道路の延長を測定単位とするものに適用する補正は、投資補正、事業費補正及び寒冷補正である。

算式　投資補正係数＋(事業費補正係数－1)＋（寒冷補正係数－１）

第一項　投 資 態 容 補 正

1　投資補正

単位費用の積算基礎に含まれる経費のうち、例えば道路改築に要する経費の必要度は未整備延長（算式の符号A参照）等の多寡により異なる。したがって、このような各種の指標を用いて投資の必要度を測定し、合理的に財政需要を算定しようとするものである。

算　　式

$$\text{投資補正係数} = \left(\frac{A}{0.362} \times 0.30 \times \alpha + \frac{B}{0.449} \times 0.05 \times \beta + \frac{C}{2.059} \times 0.10 + D \times 0.30 + 0.25\right) \times E$$

$$= (A \times 0.829 \times \alpha + B \times 0.111 \times \beta + C \times 0.049 + D \times 0.30 + 0.25) \times E$$

算式の符号

Ａ：国府県道未整備延長比率

Ａは次の算式により得た数。なお、0.362は、Ａの全国平均である。

$$\frac{\text{国府県道の未整備延長} + \text{直轄高速道路未供用延長}}{\text{直轄高速道路及び国府県道の実延長} + \text{直轄高速道路未供用延長}} = A$$

国府県道の実延長　道路統計年報の国府県道（指定都市の区間に存するものを除く。以下同じ。）の実延長（2020～2024の平均）

国府県道の未整備延長：道路統計年報の国府県道の実延長（2020～2024の平均）から道路統計年報の国府県道の整備済延長（2020～2024の平均）を控除して得た数。

直轄高速道路：高速自動車国道法第5条の規定に基づき、令和7年4月1日以前に開催された国土開発幹線自動車道建設会議の議を経た整備計画により、直轄方式で整備することとなった区間をいう。

直轄高速道路未供用延長：令和6年4月1日現在で未供用の直轄高速道路の延長。

α：次の算式によって算定した数

算式　$[1+\{(0.7\gamma+0.3)-1\}\times0.4]\times\{1+(\delta1-1)\times0.4\}\times\{1+(\delta2-1)\times0.4\}$

（$0.7\gamma+0.3$）に小数点以下第一位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

γ：次の算式によって算定した数（当該数に小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1.000以下の場合には1.000とし、2.000以上の場合には2.000とする。）

算式

$$\frac{a}{b} \times \frac{1}{0.008}$$

$\frac{a}{b}$に小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

a：直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数

b：測定単位の数値

δ1：直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数のうちのトンネル延長として総務大臣が通知した数を直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数で除して得た数（以下「トンネル延長比率」という。小数点以下第三位未満四捨五入。）を0.258（トンネル延長比率の全国平均）で除して得た数（小数点以下第三位未満四捨五入。）が2.000を超える道県にあっては1.6、その他の道県にあっては1.0とする。

δ2：直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数のうちの橋りょう延長として総務大臣が通知した数を直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数で除して得た数（以下「橋りょう延長比率」という。小数点以下第三位未満四捨五入。）を0.106（橋りょう延長比率の全国平均）で除して得た数（小数点以下第三位未満四捨五入。）が2.000を超える道県にあっては1.6、その他の道県にあっては1.0とする。

Ｂ：道路延長当たり人口

人口（人口（指定都市を包括する道府県にあっては指定都市に係る人口を控除した数）が2,200千人以上5,000千人未満の都道府県にあっては当該人口に0.534を乗じて得た数に1,025を加えて得た数、5,000千人以上の都道府県にあっては当該人口に0.091を乗じて得た数に3,240を加えて得た数）を測定単位の数値で除して得た数。

人口に係る表示単位は千人とし表示単位未満の端数は四捨五入する。なお、0.449はＢの全国平均である。

β：指定都市を包括する道府県における公安委員会の交通安全施設の設置に要する経費を算入するものであり、それぞれ下記に定める率、その他の都県にあっては１とする。

北海道1.011、宮城県1.051、埼玉県1.042、千葉県1.024、神奈川県1.259、新潟県1.057、静岡県1.223、愛知県1.038、京都府1.114、大阪府1.135、兵庫県1.038、岡山県1.084、広島県1.057、福岡県1.089、熊本県1.053

Ｃ：道路延長当たり面積

面積（指定都市を包括する道府県にあっては、指定都市に係る面積を控除した数）を測定単位の数値で除して得た数。なお、2.059はＣの全国平均である。

Ｄ：標準道路延長比率

3,900㎞を測定単位の数値で除して得た数

Ｅ：北海道にあっては0.95、沖縄県にあっては0.86、その他の都府県にあっては1.00

北海道及び沖縄県については、それぞれ国庫負担率の差を基礎として補正率を定めた。

2　事業費補正

事業費補正係数の算定方法は、次のとおりである。

なお、平成22年度以降において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（農道・林道分を除く）の元利償還金については、継続事業（社会資本整備総合交付金（従前の地域活力基盤創造交付金見合い分に限る。）を財源として実施する事業と合わせて実施する地方費による事業について、平成21年度までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階までに進捗しているもの又は地方特定分道路整備事業）に限り事業費補正により算入することとしており、新規事業については単位費用により算入することとしている。

算　　式

$$
\begin{aligned}
\text{（事業費補正係数－1）} = {} & \frac{\sum_{n=17}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=17}^{20}(F_n \times G_n) + \sum_{n=17}^{20}(H_n \times I_n)}{1,884,000\text{円} \times A} \\
& + \frac{\sum_{n=21}^{22}(J_n \times K_n) + \sum_{n=21}^{22}(L_n \times M_n) + \sum_{n=21}^{24}(N_n \times O_n) + \sum_{n=21}^{24}(P_n \times Q_n)}{} \\
& + \frac{(R \times S) + (T \times U) + \sum_{n=17}^{22}(V_n \times W_n) + \sum_{n=21}^{22}(X_n \times Y_n)}{} \\
& + \frac{\sum_{n=23}^{26}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=23}^{26}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=23}^{令6}(AD_n \times AE_n)}{} \\
& + \frac{\sum_{n=23}^{令6}(AF_n \times AG_n) + \sum_{n=23}^{令6}(AH_n \times AI_n) + \sum_{n=26}^{令6}(AJ_n \times AK_n)}{}
\end{aligned}
$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B_n：平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうち一般事業分に係る同意等額(資金手当分を除く。)

C_n：次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

n 同意等年度	17	18	19	20
乗　　率	0.017	0.016	0.016	0.01577

D_n：平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうち地方特定道路整備事業分に係る同意等額(資金手当分及び財源対策分を除く。)

E_n：次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

n 同意等年度	17	18	19	20
乗　　率	0.017	0.016	0.016	0.01577

F_n：平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうち地方特定道路整備事業分の財源対策債に係る同意等額(資金手当分を除く。)

G_n：次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

n 同意等年度	17	18	19	20
乗　　率	0.031	0.027	0.026	0.02629

H_n：平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうち被災市街地復興特別事業分に係る同意等額(資金手当分を除く。)

I_n：次の表に掲げる率(80%算入の理論償還率)

n 同意等年度	17	18	19	20
乗　　率	0.045	0.042	0.042	0.04206

J_n： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち通常事業に係る同意等額(農道・林道分及び資金手当分を除く。平成22年度同意等額は継続事業（社会資本整備総合交付金（従前の地域活力基盤創造交付金見合い分に限る。）を財源として実施する事業と合わせて実施する地方費による事業について、平成21年度までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで進捗しているもの、又は地方特定道路整備計画に位置づけられた地方特定道路整備事業（平成20年度～平成24年度）（以下、本項において同じ。））に限る。）

K_n： 次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

n 同意等年度	21	22
乗率	0.01678	0.01679

L_n： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち臨時事業における一般事業分に係る同意等額(資金手当分を除く。平成22年度同意等額は継続事業に限る。)

M_n： 次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

n 同意等年度	21	22
乗率	0.01678	0.01679

N_n： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち臨時事業における地方特定道路整備事業分に係る同意等額(資金手当分及び財源対策分を除く。平成22年度以降の同意等額は継続事業に限る。)

O_n： 次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

n 同意等年度	21	22	23	24
乗率	0.01678	0.01679	0.01686	0.01710

P_n： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち臨時事業における地方特定道路整備事業分の財源対策債に係る同意等額(資金手当分を除く。)

Q_n： 次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

n 同意等年度	21	22	23	24
乗率	0.02797	0.02799	0.02811	0.02851

R： 平成21年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち臨時事業における被災市街地復興特別事業分に係る同意等額(資金手当分を除く。)

S： 次の表に掲げる率(80%算入の理論償還率)

同意等年度	21
乗率	0.04474

T： 平成22年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債のうち、一般事業における一般分（被災市街地復興特別事業分）に係る同意等額(資金手当分を除く。)

U： 次の表に掲げる率(80%算入の理論償還率)

同意等年度	22
乗率	0.04478

V_n： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債のうち高速自動車国道建設事業分に係る同意等額(資金手当分、財源対策分及び補正予算分を除く。)

W_n： 次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

n 同意等年度	17	18	19	20	21	22
乗率	0.031	0.027	0.027	0.02866	0.02959	0.02867

X_n： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債のうち高規格幹線道路建設事業分(高速自動車国道建設事業に係るものを除く。)に係る同意等額(資金手当分、財源対策分及び補正予算分を除く。)

Y_n： 次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

n 同意等年度	21	22
乗率	0.02959	0.02867

Zn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち旧地方道路整備事業債（社会資本整備総合交付金のうち従前の地域活力基盤創造交付金見合い分を受けて実施する事業で、継続事業として平成23年度から公共事業等債に統合されたもの。）に係る分の旧通常事業量分の充当率を用いているものに係る同意等額(資金手当分を除く。)

AAn： 次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

n 同意等年度	23	24	25	26
乗率	0.01644	0.01663	0.01688	0.01747

ABn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち旧地方道路整備事業債（社会資本整備総合交付金のうち従前の地域活力基盤創造交付金見合い分を受けて実施する事業で、継続事業として平成23年度から公共事業等債に統合されたもの。）に係る分の旧臨時事業・一般事業分の充当率を用いているものに係る同意等額(資金手当分を除く。)

ACn： 次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

n 同意等年度	23	24	25	26
乗率	0.01644	0.01663	0.01688	0.01747

ADn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち被災市街地復興特別事業分に係る同意等額(資金手当分を除く。)

AEn： 次の表に掲げる率(80%算入の理論償還率)

n 同意等年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
乗率	0.04385	0.04434	0.04500	0.04658	0.042	0.0410	0.0413	0.0414	0.0409	0.04113	0.04146	0.00565
n 同意等年度	R5	R6										
乗率	0.00766	0.01154										

AFn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち高速自動車国道建設事業分に係る同意等額(資金手当分、財源対策分及び補正予算分を除く。)

AGn： 次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

n 同意等年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
乗率	0.02741	0.02772	0.02813	0.02912	0.026	0.0257	0.0258	0.02588	0.02556	0.02571	0.02591	0.00353
n 同意等年度	R5	R6										
乗率	0.00479	0.00721										

AHn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち高規格幹線道路建設事業分(高速自動車国道建設事業に係るものを除く。)に係る同意等額(資金手当分、財源対策分及び補正予算分を除く。)

AIn： 次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

n 同意等年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
乗率	0.02741	0.02772	0.02813	0.02912	0.026	0.0257	0.0258	0.02588	0.02556	0.02571	0.02591	0.00353
n 同意等年度	R5	R6										
乗率	0.00479	0.00721										

AJn： ｎ年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち離島の防災機能強化（道路整備）分に係る同意等額（資金手当分を除く。）

AKn： 次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

n 同意等年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
乗率	0.02912	0.026	0.0257	0.0258	0.02588	0.02556	0.02571	0.02591	0.00353	0.00479	0.00721

1,884,000円　：単位費用

第二項　寒　冷　補　正

1　寒　冷　度

寒冷地では道路を新設する場合に道路の凍結防止、橋りょうの凍結防止、流水等による被害防止等のため特別の建設工法を採用しているので、経費が割高となる。この割高となる比率をもって補正率を定めた。

（単位：千円）

道路種別工事種別	標　準　団　体	4　級　地	比　率
国　道　改　築　費	2,361,000	2,713,000	
地　方　道　改　築　費	3,694,000	4,244,000	
交通安全施設整備事業	1,291,000	1,291,000	
合　計	7,346,000	8,248,000	ⓑ／ⓐ　1.123
	ⓐ	ⓑ	

上記により4級地の補正率を0.123とし、以下3級地0.072、2級地0.056、1級地0.040とする。

また、北海道については、その他の都府県との国庫負担率の差及び国道指定区間の全体に占める比率を基礎として、4級地0.117、3級地0.068、2級地0.053、1級地0.038と定めた。

2　積　雪　度

積雪地域における道路幅員が他の地域における道路幅員よりも広く設計施工されていること等積雪地帯における道路構造の特殊性（拡幅出来ない箇所における関連防雪施設の整備を含む。）の実態にかんがみ、これに要する増加経費を算入するための補正である。

補正の方法は積雪級地ごとの「雪寒道路の延長」に応じて行うもので、各級地別補正率は次のとおり定めた。

なお、その他の級地に存する雪寒道路についても、設計施工の実態にかんがみ、面積分と同様、1級地にかかる率を用いることとした。

区　分＼級　地	4 級 地	3 級 地	2 級 地	1 級 地
(1) 標準団体道路延長 (㎞)	3,900	3,900	3,900	3,900
(2) 規格改良済道路延長（幅員5.5m以上） (1)× 0.70 (㎞)	2,730	2,730	2,730	2,730
(3) 除雪余裕幅 (m)	3.90	3.10	2.30	0.80
(4) 除雪余裕幅面積 (千㎡) (2)×(3)	10,650	8,460	6,280	2,180
(5) 当該年度規格改良済道路増加面積 (4)× 0.009 (千㎡)	96	76	57	20
(6) 所要経費 (百万円) (5)× 23,800千円	2,285	1,809	1,357	476
(7) 同上地方負担額 (百万円) (6)× 1 /3	762	603	452	159
(8) その他経費 (百万円)	532	213	97	91
(9) 要措置額 (百万円) ((7)＋(8)) ×0.9	1,165	734	494	225
(10) 係数 (9)／ 7,346百万円	0.159	0.100	0.067	0.031
北海道の区域内の国道及び開発道路	0.080	0.050	0.034	0.016

(注) 北海道については、その他の都府県との国庫負担率の差及び国道指定区間の全体に占める比率を基礎として定めたものである。

第二節　河　　川　　費

単位費用	189,000円	測定単位	河川の延長

河川費に適用する補正は、事業費補正である。

事 業 費 補 正

事業費補正の対象として河川及び砂防事業に係る地方債の元利償還金を算入している。
平成22年度以降に発行について同意又は許可を得た河川及び砂防事業のうち補助ダム事業に係る地方債（通常分）の元利償還金については、継続事業に限り事業費補正により算入することとしており、新規事業については単位費用により算入することとしている。
令和３年度から、事業費補正の対象として緊急浚渫推進事業に係る地方債の元利償還金を算入することとしている。

算　　式

$$(\text{事業費補正係数}-1) = \frac{\sum_{n=17}^{17}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{17}(D_n \times E_n) + F \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令6}(G_n \times H_n) + \sum_{n=令2}^{令6}(I_n \times J_n)}{189,000円 \times A}$$

算式の符号

Ａ ： 当該団体の測定単位の数値

B_n： 平成ｎ年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（地方特定河川等環境整備事業分）の額（資金手当分及び財源対策債分を除く。）

C_n： 次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

n 同意等年度	17
乗　　率	0.016

D_n： 平成ｎ年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（地方特定河川等環境整備事業分）の額（財源対策債分に限る。）

E_n： 次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

n 同意等年度	17
乗　　率	0.027

Ｆ ： 平成10年度以前に発行を許可された河川及び砂防事業に係る地方債元利償還金

G_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た河川及び砂防事業に係る一般公共事業債（平成23年度以降は公共事業等債）同意等額（通常分）のうち本来分に係る額（ただし、平成17年度から令和６年度までに発行について同意又は許可を得た地方債については、ダム（補助ダム事業については、平成22年度以降は継続事業分に限る。）、災害関連、直轄砂防に係るものとして総務大臣が通知した額。）

H_n： 次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
乗　　率	0.030	0.027	0.029	0.02866	0.02959	0.02867	0.02741	0.02772	0.02813	0.02912	0.026	0.0257
n 同意等年度	H29	H30	R元	R２	R３	R４	R５	R６				
乗　　率	0.0258	0.02588	0.02556	0.02571	0.02591	0.00353	0.00479	0.00721				

Ｉｎ：令和ｎ年度において発行について同意又は許可を得た緊急浚渫推進事業に係る地方債の額に相当する額

Ｊｎ：次の表に掲げる率（70％算入の理論償還率）

ｎ 同意等年度	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
乗　　率	0.07085	0.07142	0.07361	0.07566	0.07939

189,000円：単位費用

（注）0.3（Ｆに乗ずるもの）は、河川及び砂防事業に係る地方債元利償還金の算入率である。

第三節　港　　湾　　費

単位費用	(係留施設の延長)	(港湾)	30,000円	測定単位	係留施設の延長
		(漁港)	10,300円		
	(外郭施設の延長)	(港湾)	5,200円		外郭施設の延長
		(漁港)	4,430円		

第一款　港湾における係留施設の延長を測定単位とするもの

港湾費のうち港湾における係留施設の延長を測定単位とするものに適用する補正は、種別補正である。

種　別　補　正

港湾の種別を国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾の4種に区分し、それぞれの標準施設規模における経費差に鑑み、種別補正係数を設定した。

種別＼項目		補正係数
港湾	国際戦略港湾	1.300
	国際拠点港湾	1.300
	重要港湾	1.000
	地方港湾	0.600

第二款　港湾における外郭施設の延長を測定単位とするもの

港湾費のうち港湾における外郭施設の延長を測定単位とするものに適用する補正は、事業費補正である。

事　業　費　補　正

事業費補正の対象として、当該地方団体ごとの港湾の当該年度の地方債元利償還金相当額の一定割合(算式参照)を算入している。
なお、平成22年度以降に発行について同意又は許可を得た港湾事業に係る地方債の元利償還金については、継続事業（平成21年度末までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで事業が進捗しているもの）に限り事業費補正により算入することとしており、新規事業については単位費用により算入することとしている。

算　　式

$$(\text{事業費補正係数}-1) = \frac{B \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令6} (C_n \times D_n)}{5,200円 \times A}$$

算式の符号

Ａ： 当該団体の測定単位の数値

Ｂ： 平成10年度以前に発行を許可された港湾事業に係る地方債元利償還金

C_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た港湾事業に係る一般公共事業債（平成23年度以降は公共事業等債）の額
（平成22年度以降は継続事業分及び災害関連事業分に限る。）

D_n： 次の表に掲げる率（理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
市場公募都道府県	0.030	0.027	0.027	0.02866	0.02959	0.02867	0.02741	0.02772	0.02813	0.02912	0.026	0.0257
その他の都道府県												

区分＼n 同意等年度	H29	H30	R元	R２	R３	R４	R5	R6
市場公募都道府県	0.0258	0.02588	0.02556	0.02571	0.02591	0.00353	0.00479	0.00721
その他の都道府県								

5,200円： 単位費用

0.3： 算入率

（注）係数は、小数点以下第3位未満を四捨五入する。

第三款　漁港における外郭施設の延長を測定単位とするもの

港湾費のうち漁港における外郭施設の延長を測定単位とするものに適用する補正は、投資補正及び事業費補正である。

算式　投資補正係数＋(事業費補正係数－1)

第一項　投 資 態 容 補 正

従前水産行政費（投資）において措置していた漁業振興費を移管したことによる移管分を適切に反映するため投資補正を適用する。

算　　式

$$0.704+0.296\times\frac{A}{B}\times\left(\frac{C}{0.105}\times 0.9+0.1\right)\times\alpha$$

算式の符号

0.704：標準団体所要一般財源に占める漁港施設費の割合

0.296：標準団体所要一般財源に占める漁業振興費の割合

Ａ：水産業者数（内水面を除く）

Ｂ：漁港における外郭施設の延長

Ｃ：漁業就業者比率

0.105：漁業就業者比率全国平均

α：13.113

（注）係数は、小数点以下第3位未満を四捨五入する。

第二項　事 業 費 補 正

事業費補正の対象として、当該地方団体ごとの漁港の当該年度の地方債元利償還金相当額の一定割合(算式参照)を算入している。

なお、平成22年度以降に発行について同意又は許可を得た漁港事業に係る地方債の元利償還金については、継続事業（平成21年度末までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで事業が進捗しているもの）に限り事業費補正により算入することとしており、新規事業については単位費用により算入することとしている。

算　　式

$$(\text{事業費補正係数}-1)=\frac{B\times 0.3+\sum_{n=17}^{令6}(C_n\times D_n)}{4,430\text{円}\times A}$$

算式の符号

Ａ：当該団体の測定単位の数値

Ｂ：平成10年度以前に発行を許可された漁港事業に係る地方債元利償還金

Ｃn：ｎ年度において発行について同意又は許可を得た漁港事業に係る一般公共事業債（平成23年度以降は公共事業等債）の額
（平成22年度以降は継続事業分及び災害関連事業分に限る。）

Ｄn：次の表に掲げる率（理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
市場公募都道府県	0.030	0.027	0.027	0.02866	0.02959	0.02867	0.02741	0.02772	0.02813	0.02912	0.026	0.0257
その他の都道府県												

区分＼n 同意等年度	H29	H30	R元	R２	R３	R４	R5	R6
市場公募都道府県	0.0258	0.02588	0.02556	0.02571	0.02591	0.00353	0.00479	0.00721
その他の都道府県								

4,430円：単位費用

0.3：算入率

（注）係数は、小数点以下第3位未満を四捨五入する。

第四節　その他の土木費

単位費用	1,290円	測定単位	人口

その他の土木費に適用する補正は、段階補正、密度補正Ⅰ及び密度補正Ⅱである。

算式　　段階補正係数×密度補正Ⅰ係数＋（密度補正Ⅱ係数－１）

第一項　段　階　補　正

測定単位である人口の段階を第一表左欄のように定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の財政需要額の算定の例により、第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用（第二表中Ｚ）を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用の比を求め、これを基礎として、第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　人口段階ごとの職員配置表

区分 / 人口段階	課　　長	職　員　A	職　員　B	合　　計
千人	人	人	人	人
600	11	28	87	126
800	11	29	91	131
1,100	12	34	102	148
1,400	13	37	115	165
1,700（標準団体）	14	44	130	188
2,100	15	51	147	213
2,500	16	57	155	228
3,500	17	64	184	265
6,000	21	83	242	346
8,000	28	97	282	407

各人口段階の経費は、第二表のとおりであり、以下のとおり分類した。

第二表　人口段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

人口段階 千人 / 経費区分	600	800	1,100	1,400	(標準団体) 1,700	2,100	2,500	3,500	6,000	8,000
給　与　費	790,252	804,728	894,484	978,568	1,107,830	1,240,094	1,313,124	1,463,393	1,785,271	2,035,191
給与改善費	9,642	9,999	11,314	12,564	12,718	16,232	17,451	20,126	26,197	30,967
その他の経費	686,528	782,614	887,144	981,171	1,074,410	1,187,593	1,321,333	1,559,800	2,017,238	2,334,636
一般財源計	1,486,422	1,597,341	1,792,942	1,972,303	2,194,958	2,443,919	2,651,908	3,043,319	3,828,706	4,400,794
単位当たり費用Ｚ（円）	2,477	1,997	1,630	1,409	1,290	1,164	1,061	870	638	550
Ｚ／単位費用	1.920	1.548	1.264	1.092	1.000	0.902	0.822	0.674	0.495	0.426

第三表　段階補正係数算出表

人　　口	段階補正係数
～　800千人	$\frac{1}{P}$（ 0.43 P＋ 894,000 ）
800 ～ 1,100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.51 P＋ 830,000 ）
1,100 ～ 1,400千人	$\frac{1}{P}$（ 0.46 P＋ 885,000 ）
1,400 ～ 1,700千人	$\frac{1}{P}$（ 0.57 P＋ 731,000 ）
1,700 ～ 2,100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.49 P＋ 867,000 ）
2,100 ～ 2,500千人	$\frac{1}{P}$（ 0.40 P＋1,056,000 ）
2,500 ～ 3,500千人	$\frac{1}{P}$（ 0.30 P＋1,306,000 ）
3,500 ～ 6,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.24 P＋1,516,000 ）
6,000千人 ～	$\frac{1}{P}$（ 0.23 P＋1,576,000 ）

（注）Ｐ＝当該団体の人口

第二項　密　度　補　正

1　密度補正Ｉ

密度補正Ｉは、人口密度による補正を適用する。

人口密度が異なり、その他の条件が同じである場合に、「その他の土木費」として要する経費の人口１人当たりの額について生ずる差異を算定するものである。それぞれの人口密度団体ごとに、第一表のとおりそれぞれの増加需要額を算出し、これにより当該密度段階ごとに人口１人当たり費用を基礎として、第二表の密度補正係数算出表を定めた。

第一表　人口密度段階ごとの増減経費算定表

密度段階	土木出張所費		増加財政需要額（Ａ－260,322千円） B	標準団体財政需要額（2,194,957千円）＋Ｂ C	単位当たり費用 $\left[\frac{C}{1,700,000人}\right]$
	規模の差	財政需要額 A			
		千円	千円	千円	円
250	1.00	260,322	0	2,194,957	1,291
200	1.00	260,322	0	2,194,957	1,291
150	1.15	299,370	39,048	2,234,005	1,314
100	1.41	367,054	106,732	2,301,689	1,354
50	4.74	1,233,926	973,604	3,168,561	1,864

第二表　密度補正係数算出表

人　口　密　度	密度補正係数
～　100人	$\frac{1}{P}$（ 0.66 P＋ 39.0 ）
100 ～ 150人	$\frac{1}{P}$（ 0.95 P＋ 10.0 ）
150 ～ 200人	$\frac{1}{P}$（ 0.95 P＋ 10.0 ）
200人 ～	$\frac{1}{P}$（ 1.00 P＋ 0.0 ）

（注）Ｐ＝当該団体の人口密度

２　密度補正Ⅱ

密度補正Ⅱは、一般財源化された公営住宅家賃収入補助及び公営住宅家賃対策等補助に係る経費について、その所要額が測定単位である人口に必ずしも比例しないため、当該経費の多寡によって需要額を割増し又は割落としする補正である。

算　　式

$$(\text{密度補正Ⅱ係数}-1) = \frac{1}{1,290\text{円} \times \text{A}(=\text{人口})} \times \left\{ \{(\text{公営住宅家賃収入補助相当額B（千円）})+ (\text{公営住宅家賃対策等補助相当額C（千円）})\} - \text{A} \times \left(\begin{array}{l}\text{公営住宅家賃収入補助及び公営住宅家賃対}\\ \text{策等補助に係る１人当たり算入単価}\end{array} = 50\text{円} \right) \right\}$$

$$= \frac{(\text{B}+\text{C}) \times 0.775}{\text{A}} - 0.039$$

$$\text{B} = \left[\sum_{n=7}^{7} \{ \text{D}_n \times \left(1 - \frac{\text{E}_n}{\text{F}_n} \right) + \text{G}_n \times \left(1 - \frac{\text{H}_n}{\text{I}_n} \right) \} \right]$$

Ｂの算式の符号

D_n：平成ｎ年度第１種公営住宅　家賃収入補助基本相当額

E_n：平成ｎ年度第１種公営住宅　収入超過者入居戸数

F_n：平成ｎ年度第１種公営住宅　戸数

G_n：平成ｎ年度第２種公営住宅　家賃収入補助基本相当額

H_n：平成ｎ年度第２種公営住宅　収入超過者入居戸数

I_n：平成ｎ年度第２種公営住宅　戸数

$$\text{C} = \Sigma(\text{J}-\text{K}) \times \alpha \times 12 \times 1.022$$

Ｃの算式の符号

Ｊ：乗率αごとの近傍同種の住宅の家賃等(月額)

Ｋ：乗率αごとの入居者負担基準額等(月額)

12：月額のＪ及びＫを年額にするために乗じる月数

1.022：附帯事務費(＝補助基本相当額×0.022)を加算するための係数

α：原則として１／２、管理人住宅は１／３

ただし、災害関連の公営住宅については２／３

さらに、激甚災害の場合、最初の５年間３／４、その後は２／３

第三章　教　　育　　費

第一節　小　学　校　費

単位費用	6,356,000円	測定単位	教職員数

小学校費に適用する補正は、普通態容補正、経常態容補正及び寒冷補正である。
算式　普通態容補正係数×寒冷補正係数＋（経常態容補正係数－１）

第一項　普 通 態 容 補 正

地域手当の級地区分に応じた行政の質量の差を反映させるものであり、次表のように一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分に応じた共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えた率をもって地域手当の級地区分に応じた補正率を算出した上で、この率を当該地域手当の級地区分の市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率をもって普通態容補正係数とした。
なお、平成29年度より、市町村の人口及び都道府県の人口から指定都市の人口を除いて算出している。

地域手当の級地区分	共通係数 A	A×0.806 B	B＋0.194
１級地（旧１級地）	1.076	0.867	1.061
２級地（旧２級地）	1.061	0.855	1.049
２級地（旧３級地）	1.056	0.851	1.045
２級地（旧４級地）	1.053	0.849	1.043
２級地（旧５級地）	1.053	0.849	1.043
２級地（旧６級地）	1.039	0.837	1.031
２級地（旧７級地）	1.026	0.827	1.021
２級地（旧無級地）	1.013	0.816	1.010
３級地（旧２級地）	1.056	0.851	1.045
３級地（旧３級地）	1.053	0.849	1.043
３級地（旧４級地）	1.046	0.843	1.037
３級地（旧５級地）	1.043	0.841	1.035
３級地（旧６級地）	1.039	0.837	1.031
３級地（旧無級地）	1.013	0.816	1.010
４級地（旧４級地）	1.043	0.841	1.035
４級地（旧５級地）	1.035	0.834	1.028
４級地（旧６級地）	1.026	0.827	1.021
４級地（旧７級地）	1.021	0.823	1.017
４級地（旧無級地）	1.013	0.816	1.010
５級地（旧６級地）	1.018	0.821	1.015
５級地（旧７級地）	1.011	0.815	1.009
５級地（旧無級地）	1.006	0.811	1.005
無級地（旧７級地）	1.006	0.811	1.005
無級地（旧無級地）	0.997	0.804	0.998

（注）補正係数が1.000未満となるものは、1.000とする。

上記の補正率を算定するに当たり、共通係数の影響を受ける経費は、標準団体の給与費に係る一般財源額とした。算出基礎は次のとおりである。

区分	給与費	その他の経費	計
経費	32,274,331 千円	7,749,729 千円	40,024,060 千円
比率	0.806	0.194	1.000

第二項　経 常 態 容 補 正

単位費用計上額のうち義務教育費国庫負担金の負担割合変更分について、各都道府県の年齢構成差等を反映するため、各都道府県の教職員平均給与の全国平均に対する比率を用いた経常態容補正を適用している。
なお、平成19年度より、全国平均については義務教育費国庫負担法第2条ただし書及び第3条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（以下「限度政令」という。）による算定総額から限度政令に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いた額としている。
また、平成29年度より、各都道府県の教職員平均給与月額の算出に当たっては指定都市の教職員に係るものを除き、全国平均の算出に当たっては指定都市の教職員に係るものを含めている。

算式

$$\left(\frac{A}{537,307円} - 1 \right) \times 0.167 + 1$$

算式の符号

A　：令和６年度における各都道府県の教職員平均給与月額（指定都市の教職員に係るものを除き、限度政令による義務教育費国庫負担金の最高限度に基づき定められる各都道府県の教職員の給与総額を公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の定数で除して得た額を12で除して得た額）

537,307円　：Ａと同様の方法により算定した全国平均の額（ただし、指定都市の教職員に係るものを含み、限度政令による算定総額から限度政令に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いた額）

0.167　：単位費用計上額のうち、義務教育費国庫負担金の負担割合変更分の比率

第三項　寒　冷　補　正

寒冷補正は、寒冷地手当差によるものである。
すなわち、級地ごとの１人当たり支給額に標準団体の職員数を乗じて得た額（国庫負担金を控除した一般財源額）を標準団体の財政需要額（一般財源額）で除して得た率を補正率としている。
給与差に係る寒冷補正率の算定基礎は次のとおりである。

級地	職員1人当たり 支　給　額 a	総 支 給 額 (a×6,379人×1/2) b	補　正　率 b 40,024,060千円
	円	千円	
1	105,806	337,468	0.008
2	93,438	298,021	0.007
3	91,020	290,308	0.007
4	72,889	232,479	0.006
4（旧無級地）	48,593	154,987	0.004

教職員数　6,379人

第二節　中　学　校　費

単位費用	6,271,000円	測定単位	教職員数

中学校費に適用する補正は、普通態容補正、経常態様補正、密度補正及び寒冷補正である。
算式　普通態容補正係数×寒冷補正係数＋（密度補正係数－１）＋（経常態容補正係数－１）

第一項　普 通 態 容 補 正

小学校費と同様の要領によって、次のとおり算出した。

地域手当の級地区分	共通係数 A	A×0.799 B	B＋0.201
１級地（旧１級地）	1.076	0.860	1.061
２級地（旧２級地）	1.061	0.848	1.049
２級地（旧３級地）	1.056	0.844	1.045
２級地（旧４級地）	1.053	0.841	1.042
２級地（旧５級地）	1.053	0.841	1.042
２級地（旧６級地）	1.039	0.830	1.031
２級地（旧７級地）	1.026	0.820	1.021
２級地（旧無級地）	1.013	0.809	1.010
３級地（旧２級地）	1.056	0.844	1.045
３級地（旧３級地）	1.053	0.841	1.042
３級地（旧４級地）	1.046	0.836	1.037
３級地（旧５級地）	1.043	0.833	1.034
３級地（旧６級地）	1.039	0.830	1.031
３級地（旧無級地）	1.013	0.809	1.010
４級地（旧４級地）	1.043	0.833	1.034
４級地（旧５級地）	1.035	0.827	1.028
４級地（旧６級地）	1.026	0.820	1.021
４級地（旧７級地）	1.021	0.816	1.017
４級地（旧無級地）	1.013	0.809	1.010
５級地（旧６級地）	1.018	0.813	1.014
５級地（旧７級地）	1.011	0.808	1.009
５級地（旧無級地）	1.006	0.804	1.005
無級地（旧７級地）	1.006	0.804	1.005
無級地（旧無級地）	0.997	0.797	0.998

（注）補正係数が1.000未満となるものは、1.000とする。

区分	給与費	その他の経費	計
経費	18,268,107 千円	4,602,970 千円	22,871,077 千円
比率	0.799	0.201	1.000

特定公立国際教育学校（公設民営学校）を設置する道府県にあっては、当該学校に係る教職員の給与費及び旅費等について算定するため、以下の算式によって算出した係数を普通態容補正係数に乗じることとしている。

$$係数 = \frac{特定公立国際教育学校の教職員数}{測定単位の数値} + 1$$

第二項　経 常 態 容 補 正

小学校費と同様の要領によって算定するものである。具体的な補正係数の算定についても、小学校費の「第二項経常態容補正」と同様に算定した率をもって経常態容補正係数とした。

第三項　密　度　補　正

都道府県立中学校の教職員給与費を除く学校の運営に要する経費に係る財政需要を算定するために、下記の算式により算定される。

算式

$$（密度補正係数－1）　＝　\frac{B＋C＋D}{（単位費用　＝　6,271,000円）　×　A}$$

算式の符号

A： 測定単位の数値

B： 次の算式により算定した都道府県立中学校の学校給食等に要する経費

算式

42,700円×b1×（b2＋1）

算式の符号

42,700円： 第一表のとおり算定した都道府県立中学校の生徒1人当たり経費

b1： 令和7年5月1日現在の都道府県立中学校の生徒数

b2： スクールバス及びスクールボートの数に144.99を乗じて得た数を、b1の数値で除して得た数

C： 次の算式により算定した都道府県立中学校の建物等の維持修繕並びに教育教材及び学校図書館図書整備等に要する経費

算式

1,053,000円×c1×（c2＋c3）

算式の符号

1,053,000円： 第一表のとおり算定した都道府県立中学校の1学級当たり経費

c1： 令和7年5月1日現在の都道府県立中学校の学級数

c2： 第二表により算出した地域手当係数

c3： 次の算式により算定した数

算式

$\alpha＋\beta＋\gamma$

算式の符号

α： 第三表により算出した寒冷補正係数

β： 第三表により算出した寒冷補正係数

γ： 第三表により算出した寒冷補正係数

D： 次の算式により算定した都道府県立中学校の学校医、特別支援教育支援員、学校司書等に対する報酬及び教育情報化等に要する経費

算式

11,217,000円×d1

算式の符号

11,217,000円： 第一表のとおり算定した都道府県立中学校の1学校当たり経費

d1： 令和7年5月1日現在の都道府県立中学校の学校数

第一表　経費算定基礎

（単位：千円）

経費種類	区分	経費	積算内訳
生徒１人当たり経費	需　用　費　等	14,782	
		89	賃金（校庭整備作業員）
		1,013	学校安全対策経費
		13,680	その他（印刷製本費、光熱水料、情報機器整備費、体験活動経費（文化体験含む）等）
	委　　託　　料	13,834	給食委託料
	負担金、補助金及び交付金	2,304	
		5	要保護生徒関係経費
		1,749	準要保護生徒関係経費
		550	独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金負担金
	歳　出　計　a	30,920	
	国 庫 支 出 金	5,063	
		3	要保護児童生徒援助費補助金
		5,060	公立学校情報機器整備基金
	諸　　収　　入	263	独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収金
	歳　入　計　b	5,326	
	差引一般財源c　a-b	25,594	
	標準施設規模d	600	
	生徒１人当たり経費e　c/d（円）	42,700	

（単位：千円）

経費種類	区分	経費	積算内訳
１学級当たり経費	給　　与　　費	5,320	事務職員1人
	給 与 改 善 費	61	
	需　用　費　等	10,278	
		3,700	建物等維持修繕費（余裕教室の活用に伴う修繕費を含む）
		2,759	教材用図書及び備品（交通安全教育関係教材及び特別支援学級用備品を含む）
		921	学校図書館図書
		187	新聞配備経費
		2,711	教育情報化関係経費
	委　　託　　料	129	施設設備保守点検料
	歳　出　計　a	15,788	
	歳　入　計　b	0	
	差引一般財源c　a-b	15,788	
	標準施設規模d	15	
	１学級当たり経費e　c/d（円）	1,053,000	

（単位：千円）

経費種類	区分	経費	積算内訳
１学校当たり経費	報　　酬	5,429	
		1,007	学校医等手当（学校医4名、学校歯科医1名、学校薬剤師1名）
		2,654	特別支援教育支援員
		1,294	学校司書
		44	いじめ防止等の対策のための組織設置経費
		430	部活動指導員
	需　用　費　等	2,534	
		73	給食設備備品、理科設備備品
		2,461	教育情報化関係経費
	委　託　料　等	3,459	
		3,228	用務員事務委託料
		231	シックハウス対策に要する経費
	歳　出　計　a	11,422	
	国 庫 支 出 金	205	
		48	理科教育振興費補助金等
		157	教育支援体制整備事業費補助金
	歳　入　計　b	205	
	差引一般財源c　a-b	11,217	
	標準施設規模d	1	
	１学校当たり経費e　c/d（円）	11,217,000	

第二表　地域手当係数の算定基礎

地域手当の級地区分に応じた行政の質量の差を反映させるものであり、以下のように一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分に応じた共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えた率をもって地域手当の級地区分に応じた補正率を算出した上で、この率を当該地域手当の級地区分の市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率をもって地域手当係数を算定。

地域手当の級地区分	共通係数 A	c2	
		A×0.341 C	C＋0.659
１級地（旧１級地）	1.076	0.367	1.026
２級地（旧２級地）	1.061	0.362	1.021
２級地（旧３級地）	1.056	0.360	1.019
２級地（旧４級地）	1.053	0.359	1.018
２級地（旧５級地）	1.053	0.359	1.018
２級地（旧６級地）	1.039	0.354	1.013
２級地（旧７級地）	1.026	0.350	1.009
２級地（旧無級地）	1.013	0.345	1.004
３級地（旧２級地）	1.056	0.360	1.019
３級地（旧３級地）	1.053	0.359	1.018
３級地（旧４級地）	1.046	0.357	1.016
３級地（旧５級地）	1.043	0.356	1.015
３級地（旧６級地）	1.039	0.354	1.013
３級地（旧無級地）	1.013	0.345	1.004
４級地（旧４級地）	1.043	0.356	1.015
４級地（旧５級地）	1.035	0.353	1.012
４級地（旧６級地）	1.026	0.350	1.009
４級地（旧７級地）	1.021	0.348	1.007
４級地（旧無級地）	1.013	0.345	1.004
５級地（旧６級地）	1.018	0.347	1.006
５級地（旧７級地）	1.011	0.345	1.004
５級地（旧無級地）	1.006	0.343	1.002
無級地（旧７級地）	1.006	0.343	1.002
無級地（旧無級地）	0.997	0.340	1.000

（注）補正係数が1.000未満となるものは、1.000とする。

（参考）一般財源総額に占める地域手当係数の影響を受ける給与費の割合

	区分	給与費	その他の経費	計
c2	経費	5,381 千円	10,407 千円	15,788 千円
	比率	0.341	0.659	1.000

第三表　寒冷補正係数の算定基礎

適用する寒冷補正係数は、給与差、寒冷度及び積雪度による補正である。

１ 給与差（α）

級地ごとの職員１人当たり支給額に標準施設の職員数を乗じて得た額を標準施設の財政需要額（一般財源額）で除して得た率を補正率とした。
給与差に係る寒冷補正係数の算定基礎は次のとおりである。

級地	職員1人当たり 支　給　額 A	支給総額 A×職員数1人 B	補正率 B 15,788千円
	円	千円	
1	110,141	110	0.007
2	97,408	97	0.006
3	94,839	95	0.006
4	75,713	76	0.005
4（旧４級地）	50,475	50	0.003
無（上記以外）	0	0	0.000

2 寒冷度（β）

標準施設の財政需要額について、暖房用燃料及び施設の更新費による増加財政需要額の合算額を標準施設の一般財源額で除して得た率をもって補正率とした。
寒冷度に係る寒冷補正係数の算定基礎は次のとおりである。

（単位：千円）

区分	4　級　地	3　級　地	2　級　地	1　級　地
燃料費	8,531	5,654	3,773	2,211
施設更新費	1,733	1,116	761	488
合計　A	10,264	6,770	4,534	2,699
補正率(A/ 15,788)	0.650	0.429	0.287	0.171

内訳

区　分	燃　料　費			施　設　更　新　費		
4　級　地	155,100円	× 55台	= 8,531千円	31,500円	× 55台	= 1,733千円
3　級　地	102,800円	× 55台	= 5,654千円	20,297円	× 55台	= 1,116千円
2　級　地	68,600円	× 55台	= 3,773千円	13,831円	× 55台	= 761千円
1　級　地	40,200円	× 55台	= 2,211千円	8,865円	× 55台	= 488千円

(注)ストーブ台数

鉄　　筋 $\frac{5,609\text{m}^2 \times 0.60}{74\text{m}^2}$ = 45台

鉄筋以外 $\frac{1,138\text{m}^2 \times 0.60}{66\text{m}^2}$ = 10台

} 計 55台

3 積雪度（γ）

標準施設の財政需要額について、除雪費等による増加財政需要額を標準施設の一般財源額で除して得た率をもって補正率とした。
積雪度に係る寒冷補正係数の算定基礎は次のとおりである。

（単位：千円）

区分	4　級　地	3　級　地	2　級　地	1　級　地
除雪費　A	14,321	6,504	2,606	1,293
補正率(A/ 15,788)	0.907	0.412	0.165	0.082

内訳

区　分	除　雪　費　等		
4　級　地	19,300円	× 742人	= 14,321千円
3　級　地	19,300円	× 337人	= 6,504千円
2　級　地	19,300円	× 135人	= 2,606千円
1　級　地	19,300円	× 67人	= 1,293千円

第四項　寒　冷　補　正

小学校費と同様の要領によって、次のとおり補正率を算出した。

級地	職員1人当たり 支　給　額 a	総 支 給 額 (a×3,685人×1/2) b	補　正　率 b 22,871,077千円
	円	千円	
1	105,806	194,948	0.009
2	93,438	172,160	0.008
3	91,020	167,704	0.007
4	72,889	134,298	0.006
4（旧４級地）	48,593	89,533	0.004

教職員数 3,685人

第三節　高 等 学 校 費

単位費用	（教職員数）	7,019,000円	測定単位	教職員数
	（生徒数）	52,000円		生徒数

第一款　教職員数を測定単位とするもの

高等学校費のうち教職員数を測定単位とするものに適用する補正は、普通態容補正及び寒冷補正である。

算式　普通態容補正係数×寒冷補正係数

第一項　普 通 態 容 補 正

地域手当の級地区分に応じた行政の質量の差等を反映させるものであり、次表のように一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分に応じた共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えた率をもって地域手当の級地区分に応じた補正率を算出した上で、この率を当該地域手当の級地区分の市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率をもって普通態容補正係数とした。

地域手当の級地区分	共通係数 A	A×0.965 B	B＋0.035
１級地（旧１級地）	1.076	1.038	1.073
２級地（旧２級地）	1.061	1.024	1.059
２級地（旧３級地）	1.056	1.019	1.054
２級地（旧４級地）	1.053	1.016	1.051
２級地（旧５級地）	1.053	1.016	1.051
２級地（旧６級地）	1.039	1.003	1.038
２級地（旧７級地）	1.026	0.990	1.025
２級地（旧無級地）	1.013	0.978	1.013
３級地（旧２級地）	1.056	1.019	1.054
３級地（旧３級地）	1.053	1.016	1.051
３級地（旧４級地）	1.046	1.009	1.044
３級地（旧５級地）	1.043	1.006	1.041
３級地（旧６級地）	1.039	1.003	1.038
３級地（旧無級地）	1.013	0.978	1.013
４級地（旧４級地）	1.043	1.006	1.041
４級地（旧５級地）	1.035	0.999	1.034
４級地（旧６級地）	1.026	0.990	1.025
４級地（旧７級地）	1.021	0.985	1.020
４級地（旧無級地）	1.013	0.978	1.013
５級地（旧６級地）	1.018	0.982	1.017
５級地（旧７級地）	1.011	0.976	1.011
５級地（旧無級地）	1.006	0.971	1.006
無級地（旧７級地）	1.006	0.971	1.006
無級地（旧無級地）	0.997	0.962	0.997

（注）補正係数が1.000未満となるものは、1.000とする。

上記の補正率を算定するに当たり、共通係数の影響を受ける経費は、標準団体の給与費に係る一般財源額とした。算出基礎は次のとおりである。

区分	給与費	その他の経費	計
経費	17,678,392 千円	647,718 千円	18,326,110 千円
比率	0.965	0.035	1.000

また、特定公立国際教育学校（公設民営学校）を設置する道府県にあっては、当該学校に係る教職員の給与費及び旅費等について算定するため、以下の算式によって算出した係数を乗じている。

算式

$$係数 = \frac{B}{A} + 1$$

算式の符号

A ： 測定単位の数値

B ： 当該年度の5月1日現在における当該道府県の設置する高等学校（特定公立国際教育学校等（国家戦略特別区域法第12条の3第3項第3号に規定する特定公立国際教育学校等をいう。以下同じ。）に該当するものに限る。）及び中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）の後期課程について、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）第8条及び第9条第1項、第10条から第12条、第22条第1号及び第2号（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和37年政令第215号）第2条第2項の表の1の項（普通教育に関する科目及び専門教育に関する科目を生徒の選択によることを旨として総合的に履修させる学科を除く。）に限る。）の規定の例により算定した教職員の総数の標準となる数として文部科学大臣が調査した数

第二項　寒　冷　補　正

寒冷補正は、寒冷地手当差によるものである。
すなわち、級地ごとの１人当たり支給額に標準団体の職員数を乗じて得た額（国庫負担金を控除した一般財源額）を標準団体の財政需要額（一般財源額）で除して得た率を補正率としている。
給与差に係る寒冷補正率の算定基礎は次のとおりである。

級地	職員1人当たり 支　給　額 a	総 支 給 額 (a×教職員数) b	補　正　率 b 18,326,110千円
	円	千円	
１級地	110,141	287,578	0.016
２級地	97,408	254,332	0.014
３級地	94,839	247,625	0.014
４級地	75,713	197,687	0.011
無級地（旧４級地）	50,475	131,790	0.007
無級地（上記以外）	0	0	0.000

教職員数　2,611人

第二款　生徒数を測定単位とするもの

高等学校費のうち生徒数を測定単位とするものに適用する補正は、種別補正、投資補正、事業費補正及び経常態容補正である。

算式　投資補正係数＋（事業費補正係数－１）＋経常態容補正係数

第一項　種 別 補 正

学科の種別による生徒１人あたりの経費の差を補正するため、２のとおり標準予算を作成し、１のとおり補正係数を定めた。

1　種別補正係数

学科の種別	補正係数
普通科等	1.00
専門学科	2.24
総合学科	1.45

(注)1　専門学科に含まれる学科は、農業に関する学科、工業に関する学科、水産に関する学科、看護に関する学科、情報に関する学科及び福祉に関する学科である。

2　普通科等に含まれる学科は、専門学科及び総合学科以外の学科である。

2　標準予算

（単位：千円）

区分			普通科等	専門学科	総合学科
消費的経費	給与費		9,059	20,286	9,059
	物件費	非常勤職員報酬	2,283	2,436	2,283
		需用費等	20,773	47,922	34,913
		維持修繕費	4,271	7,789	4,271
		委託料	8,130	7,937	8,130
		負担金及び交付金	1,228	1,264	1,228
	合計		45,744	87,634	59,884
歳入	国庫支出金等		13,632	13,518	13,632
	諸収入		948	4,325	948
	合計		14,580	17,843	14,580
差引一般財源			31,164	69,791	45,304
給与改善費			44	53	47
一般財源再計			31,208	69,844	45,351
生徒１人当たり額（円）			52,000	116,407	75,585
補正係数（生徒１人当たり額/ 52,000円）			1.00	2.24	1.45

（注）　１校当たりの生徒数は600人として積算している。

第二項　投資態容補正

1　投資補正

校舎等の要改築面積や不足面積が大きければその増改築の必要が高いと考えられるので、これらの指標を用いて必要事業費を算入するため投資補正を適用するものである。

算式

$$\frac{\{(A/1.760)\times 0.8+(B/17.296)\times 0.2\}\times 27.3\times C}{52,000円\times C}$$

算式の符号

A：生徒１人当たり一般校舎及び屋内運動場の不足面積（㎡／人）

1.760：全国平均生徒１人当たり一般校舎及び屋内運動場の不足面積（㎡／人）

B：生徒１人当たり産振校舎の不足面積（㎡／人）

17.296：全国平均生徒１人当たり産振校舎の不足面積（㎡／人）

C：測定単位の数値

52,000円：単位費用

各指標の説明

(1)「生徒１人当たり一般校舎及び屋内運動場の不足面積」は令和６年５月１日現在をもって文部科学大臣が調査した公立高等学校の校舎の要改築面積及び一般校舎、屋内運動場の不足面積を参考とし、これを測定単位の数値で除して得た面積である。

(2)「生徒１人当たり産振校舎の不足面積」は令和６年５月１日現在をもって文部科学大臣が調査した公立高等学校の産振校舎の不足面積を参考とし、これを測定単位の数値中、普通科等（ただし、商業に関する学科及び家庭に関する学科を除く。）及び総合学科以外の学科の生徒数で除して得た面積である。

2　事業費補正

事業費補正は、臨時高等学校整備事業債のうち老朽施設改築事業（老朽単独）分に係る元利償還金（算入率は0.4）及び学校教育施設等整備事業債のうち公立学校情報通信ネットワーク環境整備事業に係る元利償還金を理論的に算入するものである。

算式

$$（事業費補正係数-1）\quad =\quad \frac{\sum_{n=11}^{14}(B_n\times C_n)\ +\ D_{令2}\times E_{令2}}{52,000円\ \times A}$$

算式の符号

Ａ ： 測定単位の数値（生徒数）

Ｂn： 平成ｎ年度において発行を許可された臨時高等学校整備事業債に係る地方債のうち老朽施設改築事業（老朽単独）に係る許可額

Ｃn： 次の表に掲げる率

ｎ同意等年度	11	12	13	14
乗　　率	0.0042	0.0042	0.0104	0.0093

Ｄ令2： 国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るものの額に相当する額

Ｅ令2： 0.03006

52,000円： 単位費用

第三項　経 常 態 容 補 正

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第２項に規定する「特定被災地方公共団体」のうち福島県については、依然として震災により一時的に避難転出している生徒が多いこと等により、引き続き年度途中における復帰によって生じる需要や、避難中であっても建物の修繕費・維持管理費等の継続的・計画的な行政運営に資する需要が生じることに配慮し、次の算式により得た率（特例率）を経常態容補正係数として措置することとした。

算式

$$\text{経常態容補正(特例率)} = \frac{(B \times \alpha \times C - A) \times 52,000\text{円}}{52,000\text{円} \times A}$$

算式の符号

Ａ： 福島県の測定単位の種別ごとの数値に種別補正係数を乗じて得た数値を合計した数値

Ｂ： 平成22年５月１日現在の生徒数

Ｃ： 福島県の令和７年１月１日現在の住民基本台帳登載人口を、福島県の平成22年９月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成22年10月１日現在の外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下第五位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。）

α： 福島県の測定単位の種別ごとの数値に種別補正係数を乗じて得た数値を合計した数値を測定単位の数値で除して得た率（小数点以下第五位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。）

52,000円： 単位費用

（注）（Ｂ×α×Ｃ－Ａ）が負数となるときは原則として０とする。

第四節　特別支援学校費

単位費用	(教職員数)	5,912,000円	測定単位	教職員数
	(学級数)	2,203,000円		学級数

第一款　教職員数を測定単位とするもの

特別支援学校費のうち教職員数を測定単位とするものに適用する補正は、経常態容補正及び寒冷補正である。

算式　経常態容補正係数×寒冷補正係数

第一項　経 常 態 容 補 正

単位費用計上額のうち義務教育費国庫負担金の負担割合変更分について各都道府県の年齢構成差等、小学部及び中学部並びに高等部の別による教職員給与の差等並びに地域手当の支給率の差異等による給与の差を反映させるものである。

算式

$$\text{経常態容補正係数} = \frac{A\times\{(C-1)\times 0.107+D\}+\{(B\times 1.24)\times D\}}{A+B}$$

（C－1）×0.107に小数点以下第３位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、A×｛(C－1)×0.107＋D｝、(B×1.24)又は｛(B×1.24)×D｝に整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。

算式の符号

A：公立（指定都市立を除く）特別支援学校の小学部及び中学部の教職員数

B：公立（指定都市立を除く）特別支援学校の高等部の教職員数

C：教職員平均給与の全国平均に対する比率

前年度における各都道府県の公立（指定都市立を除く）特別支援学校の小学部及び中学部の教職員の平均給与月額（限度政令による義務教育費国庫負担金の最高限度に基づき定められる都道府県ごとの教職員の給与総額を公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の定数で除して得た額を12で除して得た額）を、同様の方法により算定した前年度における全国の公立特別支援学校の小学部及び中学部の教職員の平均給与月額で除して得た数（ただし、全国平均については、限度政令による算定総額から限度政令に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いた額。）

D：地域手当の支給率の差異等による給与差

次表のｃ（一般財源総額に占める給与差の影響を受ける給与費の割合（義務教育費国庫負担金の負担割合変更分を除く）に地域手当の級地区分ごとの共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えて得た率）を当該地域手当の級地区分の市（指定都市を除く）町村人口に乗じて得た数の合計額を当該都道府県の人口（当該都道府県の区域内の指定都市の人口を除く）で除して得た数

地域手当の級地区分	共通係数 a	a×　0.868 b	b＋　0.132 c
１級地（旧１級地）	1.076	0.934	1.066
２級地（旧２級地）	1.061	0.921	1.053
２級地（旧３級地）	1.056	0.917	1.049
２級地（旧４級地）	1.053	0.914	1.046
２級地（旧５級地）	1.053	0.914	1.046
２級地（旧６級地）	1.039	0.902	1.034
２級地（旧７級地）	1.026	0.891	1.023
２級地（旧無級地）	1.013	0.879	1.011
３級地（旧２級地）	1.056	0.917	1.049
３級地（旧３級地）	1.053	0.914	1.046
３級地（旧４級地）	1.046	0.908	1.040
３級地（旧５級地）	1.043	0.905	1.037
３級地（旧６級地）	1.039	0.902	1.034
３級地（旧無級地）	1.013	0.879	1.011
４級地（旧４級地）	1.043	0.905	1.037
４級地（旧５級地）	1.035	0.898	1.030
４級地（旧６級地）	1.026	0.891	1.023
４級地（旧７級地）	1.021	0.886	1.018

4級地（旧無級地）	1.013	0.879	1.011
5級地（旧6級地）	1.018	0.884	1.016
5級地（旧7級地）	1.011	0.878	1.010
5級地（旧無級地）	1.006	0.873	1.005
無級地（旧7級地）	1.006	0.873	1.005
無級地（旧無級地）	0.997	0.865	0.997

（注） Dが1.000未満となるものは1.000とする。

上図のcを算定するに当たり、共通係数の影響を受ける経費は、標準団体の給与費に係る一般財源額とした。算出基礎は次のとおりである。

区分	給与費	その他の経費	計
経費	5,707,914千円	871,709千円	6,579,623千円
比率	0.868	0.132	1.000

0.107： 単位費用計上額のうち、義務教育費国庫負担金の負担割合変更分の比率

1.24 ： 小学部及び中学部の教職員１人当たりの標準団体の一般財源に対する高等部の教職員１人当たりの標準団体の一般財源の比率

区　　分	小学部及び中学部	高　等　部
	千円	千円
給　与　費	5,549,444	2,262,704
旅　　費	56,935	29,821
委 託 料 等	14,773	6,593
給与改善費	51,622	21,096
歳　出　計	5,672,774	2,320,214
歳　　入（国庫支出金）	1,413,365	—
差引一般財源	4,259,409	2,320,214
教職員1人当たり額	5,915,846円	7,319,287円
比　　率	1.00	1.24

第二項　寒　冷　補　正

職員の寒冷地手当を算入するものであり、都道府県庁所在地の寒冷地手当支給地区分により補正するものである。

級地	義　務　制		非　義　務　制		a＋b	補　正　率
	職員１人当たり支給額　A	(A×730人×½) a	職員１人当たり支給額　B	(B×317人) b	c	c / 6,579,623千円
	円	千円	円	千円	千円	
１級地	105,806	38,619	110,141	34,915	73,534	0.011
２級地	93,438	34,105	97,408	30,878	64,983	0.010
３級地	91,020	33,222	94,839	30,064	63,286	0.010
４級地	72,889	26,604	75,713	24,001	50,605	0.008
無級地（旧４級地）	48,593	17,736	50,475	16,001	33,737	0.005
無級地（上記以外）	0	0	0	0	0	0.000

第二款　学級数を測定単位とするもの

特別支援学校費のうち学級数を測定単位とするものに適用する補正は、密度補正である。

密　度　補　正

市町村立の特別支援学校に係る経費のうち県費負担となる経費（各部における就学奨励費のほか、教職員数を測定単位とするものにおいて算入されない幼稚部及び高等部（別科及び専攻科）の教職員の人件費等）及び県立の特別支援学校の幼稚部に係る経費を増額算入するものである。

算式

密度補正係数

$$= \frac{B \times 1,485\text{千円} + C \times 40\text{千円} + D \times 53\text{千円} + E \times 2\text{千円} + F \times 73\text{千円} + G \times 4,245\text{千円} + H \times 109\text{千円} + I \times 1,577\text{千円}}{2,203\quad\text{千円} \times A} + 1.000$$

$$= \frac{B \times 0.674 + C \times 0.018 + D \times 0.024 + E \times 0.001 + F \times 0.033 + G \times 1.927 + H \times 0.049 + I \times 0.716}{A} + 1.000$$

算式の符号

Ａ： 測定単位の数値
Ｂ： 市（指定都市を除く）町村立特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数
Ｃ： 市町村立特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数
Ｄ： 市町村立特別支援学校の小学部及び中学部に在学する児童及び生徒の数
Ｅ： 市（指定都市を除く）町村立特別支援学校の高等部（本科）に在学する生徒の数
Ｆ： 市町村立特別支援学校の高等部（本科）に在学する生徒の数
Ｇ： 市（指定都市を除く）町村立特別支援学校の高等部（別科及び専攻科）に在学する生徒の数
Ｈ： 市町村立特別支援学校の高等部（別科及び専攻科）に在学する生徒の数
Ｉ： 都道府県立特別支援学校の幼稚部に在学する幼児の数
1,485千円： 幼稚部幼児１人当たり経費のうち教職員の人件費及び旅費
40千円： 幼稚部幼児１人当たり経費のうち就学奨励費
53千円： 小学部及び中学部の児童及び生徒１人当たり経費のうち就学奨励費
2千円： 高等部（本科）の生徒１人当たり経費のうち教職員の旅費
73千円： 高等部（本科）の生徒１人当たり経費のうち就学奨励費
4,245千円： 高等部（別科及び専攻科）の生徒１人当たり経費のうち教職員の人件費及び旅費
109千円： 高等部（別科及び専攻科）の生徒１人当たり経費のうち就学奨励費
1,577千円： 幼稚部幼児１人当たり経費
2,203千円： 単位費用

第五節　その他の教育費

単位費用	2,240円	測定単位	人口
	227,000円		高等専門学校及び大学の学生の数
	317,540円		私立の学校の幼児、児童及び生徒の数

第一款　人口を測定単位とするもの

その他の教育費のうち人口を測定単位とするものに適用する補正は、段階補正、密度補正Ⅰ、密度補正Ⅱ及び普通態容補正である。

算式　段階補正係数×密度補正Ⅰ係数×普通態容補正係数＋（密度補正Ⅱ係数－１）

第一項　段　階　補　正

人口の段階を第一表左欄のように定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の財政需要額の算定により、第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用(第二表中Ｚ)を求めた。
さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　人口段階ごとの職員配置表

人口段階＼区分	教育長	課長	職員Ａ	職員Ｂ	合計
千人	人	人	人	人	人
600	1	12	66	161	240
800	1	12	67	165	245
1,100	1	12	68	168	249
1,400	1	12	72	179	264
（標準団体）1,700	1	12	75	185	273
2,100	1	12	91	221	325
2,500	1	13	106	260	380
3,500	1	15	117	286	419
6,000	1	18	203	493	715
8,000	1	18	241	584	844

第二表　人口段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

人口段階／経費区分	千人 600	800	1,100	1,400	(標準団体) 1,700	2,100	2,500	3,500	6,000	8,000
給与費	1,573,240	1,603,670	1,628,570	1,722,640	1,780,750	2,112,790	2,463,090	2,718,240	4,607,550	5,426,560
給与改善費	18,197	18,549	18,837	19,925	20,597	24,438	28,489	31,440	53,293	62,766
固定経費	500,822	500,822	500,822	500,822	500,822	500,822	500,822	500,822	500,822	500,822
人口比例経費	323,306	431,075	592,728	754,381	916,034	1,131,571	1,347,109	1,885,952	3,233,061	4,310,748
その他の経費	428,051	435,889	475,988	538,842	586,831	690,280	799,228	984,373	1,650,038	2,061,926
一般財源計	2,843,616	2,990,005	3,216,945	3,536,610	3,805,034	4,459,901	5,138,738	6,120,827	10,044,764	12,362,822
単位当たり費用Ｚ（円）	4,739	3,738	2,924	2,526	2,240	2,124	2,055	1,749	1,674	1,545
Ｚ／単位費用	2.116	1.669	1.305	1.128	1.000	0.948	0.917	0.781	0.747	0.690

第三表　段階補正係数算出表

人　　口	段階補正係数
～　800千人	$\frac{1}{P}$（ 0.32 P＋ 1,078,000 ）
800 ～ 1,100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.34 P＋ 1,062,000 ）
1,100 ～ 1,400千人	$\frac{1}{P}$（ 0.48 P＋ 908,000 ）
1,400 ～ 1,700千人	$\frac{1}{P}$（ 0.40 P＋ 1,020,000 ）
1,700 ～ 2,100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.73 P＋ 459,000 ）
2,100 ～ 2,500千人	$\frac{1}{P}$（ 0.75 P＋ 417,000 ）
2,500 ～ 3,500千人	$\frac{1}{P}$（ 0.44 P＋ 1,192,000 ）
3,500 ～ 6,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.70 P＋ 282,000 ）
6,000千人 ～	$\frac{1}{P}$（ 0.52 P＋ 1,362,000 ）

（注）Ｐ＝当該団体の人口

第二項　密　度　補　正

密度補正は、人口密度による補正（密度補正Ⅰ）及び高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生数等による補正（密度補正Ⅱ）の２種類である。

1　密度補正Ⅰ

人口密度が異なれば、本庁と出張所及び本庁と公立学校との平均距離並びに出張所の管轄区域の面積に差異を生ずる。これらの理由に基づき人口密度の減少に伴い所要の出張所の数が増加すること等を考慮するため密度補正が適用される。

人口密度250人未満の団体についてのみ行い、第一表の通り人口密度段階を定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の財政需要額の算定の例により、第一表のように職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用（第二表中Ｂ）を求めた。更に、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第三表の密度補正係数算出表を定めた。

第一表　人口密度段階ごとの職員配置表

区分＼人口密度段階	250人	200人	150人	100人	50人
課長	3	3	3	3	3
職員　A	32	36	41	51	72
職員　B	93	104	120	147	208
計	128	143	164	201	283

第二表　人口密度段階ごとの財政需要額

（単位　千円）

区分＼人口密度段階	（標準団体）250人	200人	150人	100人	50人
密度の規模によって増減するもの					
給与費	810,150	904,220	1,034,250	1,266,660	1,778,500
給与改善費	9,301	10,380	11,873	14,541	20,417
密度の規模によって増減しないもの	2,985,583	2,985,583	2,985,583	2,985,583	2,985,583
合　計　A	3,805,034	3,900,183	4,031,706	4,266,784	4,784,500
人口１人あたり経費（円）　B A／1,700,000人	2,240	2,294	2,372	2,510	2,814
B／単位費用	1.000	1.024	1.059	1.121	1.256

第三表　密度補正係数算出表

人　口　密　度	密度補正係数
250人　～	1.00
200人　～　250人	$\frac{1}{P}$（　0.90 P＋　25.0 ）
150人　～　200人	$\frac{1}{P}$（　0.92 P＋　21.0 ）
100人　～　150人	$\frac{1}{P}$（　0.94 P＋　18.0 ）
～　100人	$\frac{1}{P}$（　0.98 P＋　14.0 ）

（注）Ｐ＝当該団体の人口密度

２　密度補正Ⅱ

密度補正Ⅱは、高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生に係る財政需要及び都道府県立中学校・特別支援学校の体育館等の空調設備に係る光熱費の財政需要を算定するために以下の数の密度による補正を適用する。

【授業料等減免費交付金分（授業料等減免対象学生数）】

人口を測定単位としてその他の教育費に係る基準財政需要額を算定する場合に、人口と授業料等減免費交付金が必ずしも比例しない事情があるため、標準団体に算入されている、高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生数の人口比例を基準として、需要額を割増又は割減するために適用するものである。

【学校体育館等の空調光熱費分（空調設備設置済学校数）】

都道府県立中学校・特別支援学校の体育館等の空調設備に係る光熱費について、空調設備の設置状況に応じて増額算入するするために適用するものである。

算　　式

（密度補正Ⅱ係数－1）

【授業料等減免費交付金分】

$$= \frac{1}{\text{当該団体の人口} \times (\text{単位費用} = 2{,}240\text{円})} \Big[\{A\times a + B\times b + C\times c + D\times d + E\times e + F\times f + G\times g + H\times h + I\times i + J\times j + K\times k + L\times l + (M\times m + N\times n + O\times o + P\times p)\times \alpha + Q\times q + R\times r + S\times s + T\times t + U\times u + V\times v + W\times w + X\times x + Y\times y + Z\times z + AA\times aa + AB\times ab + (AC\times ac + AD\times ad + AE\times ae + AF\times af)\times \beta\}\times 0.754 + (AG\times ag + AH\times ah + AI\times ai + AJ\times aj + AK\times ak + AL\times al + AM\times am + AN\times an)\times 0.823 + \{(AO\times ao + AP\times ap + AQ\times aq + AR\times ar + AS\times as)\times 1/2\times \gamma + (AT\times at + AU\times au + AV\times av + AW\times aw + AX\times ax)\times 1/2\times \delta\}\times 1.205 + \{(AY\times ay + AZ\times az)\times 1/2\}\times 0.658 - \{(\text{当該団体の人口}/1{,}700{,}000\text{人})\times 558{,}304{,}000\text{円}\} \Big]$$

$$= \frac{1}{\text{当該団体の人口}} \Big[\{ A \times 239.196 + B \times 159.464 + C \times 79.732 + D \times 239.196 + E \times 174.107 + F \times 116.071 + G \times 58.036 + H \times 174.107 + I \times 104.732 + J \times 69.821 + K \times 34.911 + L \times 104.732 + (M \times 74.464 + N \times 49.643 + O \times 24.821 + P \times 74.464) \times \alpha + Q \times 125.893 + R \times 83.929 + S \times 41.964 + T \times 125.893 + U \times 75.536 + V \times 50.357 + W \times 25.179 + X \times 75.536 + Y \times 37.768 + Z \times 25.179 + AA \times 12.589 + AB \times 37.768 + (AC \times 31.250 + AD \times 20.848 + AE \times 10.446 + AF \times 31.250) \times \beta \} \times 0.754 + (AG \times 239.196 + AH \times 174.107 + AI \times 104.732 + AJ \times 74.464 + AK \times 125.893 + AL \times 75.536 + AM \times 37.768 + AN \times 31.250) \times 0.823 + \{ (AO \times 131.696 + AP \times 87.813 + AQ \times 43.906 + AR \times 131.696 + AS \times 32.924) \times \gamma + (AT \times 35.714 + AU \times 23.817 + AV \times 11.920 + AW \times 35.714 + AX \times 8.929) \times \delta \} \times 1.205 + (AY \times 131.696 + AZ \times 35.714) \times 0.658 \Big] - 0.147$$

算式の符号

Ａ： 都道府県立大学授業料減免対象学生数のうち非課税世帯の数
Ｂ： 都道府県立大学授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
Ｃ： 都道府県立大学授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
Ｄ： 都道府県立大学授業料減免対象学生数のうち多子世帯支援の数
Ｅ： 都道府県立短期大学授業料減免対象学生数のうち非課税世帯の数
Ｆ： 都道府県立短期大学授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
Ｇ： 都道府県立短期大学授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
Ｈ： 都道府県立短期大学授業料減免対象学生数のうち多子世帯支援の数
Ｉ： 都道府県立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち非課税世帯の数
Ｊ： 都道府県立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
Ｋ： 都道府県立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
Ｌ： 都道府県立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち多子世帯支援の数
Ｍ： 都道府県立専門学校授業料減免対象学生数のうち非課税世帯の数
Ｎ： 都道府県立専門学校授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
Ｏ： 都道府県立専門学校授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
Ｐ： 都道府県立専門学校授業料減免対象学生数のうち多子世帯支援の数
Ｑ： 都道府県立大学入学金減免対象学生数のうち非課税世帯の数
Ｒ： 都道府県立大学入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
Ｓ： 都道府県立大学入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
Ｔ： 都道府県立大学入学金減免対象学生数のうち多子世帯支援の数
Ｕ： 都道府県立短期大学入学金減免対象学生数のうち非課税世帯の数
Ｖ： 都道府県立短期大学入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数

Ｗ： 都道府県立短期大学入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
Ｘ： 都道府県立短期大学入学金減免対象学生数のうち多子世帯支援の数
Ｙ： 都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち非課税世帯の数
Ｚ： 都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
ＡＡ： 都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
ＡＢ： 都道府県立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち多子世帯支援の数
ＡＣ： 都道府県立専門学校入学金減免対象学生数のうち非課税世帯の数
ＡＤ： 都道府県立専門学校入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
ＡＥ： 都道府県立専門学校入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
ＡＦ： 都道府県立専門学校入学金減免対象学生数のうち多子世帯支援の数
ＡＧ： 都道府県立大学支援拡充分対象学生数のうち授業料多子世帯支援対象者の数
ＡＨ： 都道府県立短期大学支援拡充分対象学生数のうち授業料多子世帯支援対象者の数
ＡＩ： 都道府県立高等専門学校支援拡充分対象学生数のうち授業料多子世帯支援対象者の数
ＡＪ： 都道府県立専門学校支援拡充分対象学生数のうち授業料多子世帯支援対象者の数
ＡＫ： 都道府県立大学支援拡充分対象学生数のうち入学金多子世帯支援対象者の数
ＡＬ： 都道府県立短期大学支援拡充分対象学生数のうち入学金多子世帯支援対象者の数
ＡＭ： 都道府県立高等専門学校支援拡充分対象学生数のうち入学金多子世帯支援対象者の数
ＡＮ： 都道府県立専門学校支援拡充分対象学生数のうち入学金多子世帯支援対象者の数
ＡＯ： 私立専門学校授業料減免対象学生数のうち非課税世帯の数
ＡＰ： 私立専門学校授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
ＡＱ： 私立専門学校授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
ＡＲ： 私立専門学校授業料減免対象学生数のうち多子世帯支援の数
ＡＳ： 私立専門学校授業料減免対象学生数のうち理工農系支援の数
ＡＴ： 私立専門学校入学金減免対象学生数のうち非課税世帯の数
ＡＵ： 私立専門学校入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
ＡＶ： 私立専門学校入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
ＡＷ： 私立専門学校入学金減免対象学生数のうち多子世帯支援の数
ＡＸ： 私立専門学校入学金減免対象学生数のうち理工農系支援の数
ＡＹ： 私立専門学校支援拡充分対象学生数のうち授業料多子世帯支援対象者の数
ＡＺ： 私立専門学校支援拡充分対象学生数のうち入学金多子世帯支援対象者の数

α： 次の算式により算定した率（小数点以下第３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算　式

［（a×3）／｛（b＋e）×3＋c×2＋d｝］／166,800

算式の符号

a： 都道府県立専門学校の令和６年度授業料減免実績額
b： 符号Ｍに同じ。
c： 符号Ｎに同じ。
d： 符号Ｏに同じ。
e： 符号Ｐに同じ。

β： 次の算式により算定した率（小数点以下第３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算　式

［（f×3）／｛（g＋j）×3＋h×2＋i｝］／70,000

算式の符号

f： 都道府県立専門学校の令和６年度入学金減免実績額
g： 符号ＡＣに同じ。
h： 符号ＡＤに同じ。
i： 符号ＡＥに同じ。
j ：符号ＡＦに同じ。

γ： 次の算式により算定した率（小数点以下第３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。p×0.75に整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。）

算　式

［（k×3）／｛（l＋o）×3＋m×2＋n＋p×0.75｝］／590,000

算式の符号

k： 私立専門学校の令和６年度授業料減免実績額

l： 符号ＡＯに同じ。

m： 符号ＡＰに同じ。

n： 符号ＡＱに同じ。

o： 符号ＡＲに同じ。

p： 符号ＡＳに同じ。

δ： 次の算式により算定した率（小数点以下第３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。v×0.75に整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。）

算　式

［（q×3）／｛（r＋u）×3＋s×2＋t＋v×0.75｝］／160,000

算式の符号

q：私立専門学校の令和６年度入学金減免実績額

r：符号ＡＴに同じ。

s：符号ＡＵに同じ。

t：符号ＡＶに同じ。

u：符号ＡＷに同じ。

v：符号ＡＸに同じ。

a～az： 以下の表のそれぞれに該当する単価

			授業料		入学金	
都道府県立	大学	ア	a:	535,800円	q:	282,000円
		イ	b:	357,200円	r:	188,000円
		ウ	c:	178,600円	s:	94,000円
		エ	d:	535,800円	t:	282,000円
		オ	ag:	535,800円	ak:	282,000円
	短期大学	ア	e:	390,000円	u:	169,200円
		イ	f:	260,000円	v:	112,800円
		ウ	g:	130,000円	w:	56,400円
		エ	h:	390,000円	x:	169,200円
		オ	ah:	390,000円	al:	169,200円
	高等専門学校	ア	i:	234,600円	y:	84,600円
		イ	j:	156,400円	z:	56,400円
		ウ	k:	78,200円	aa:	28,200円
		エ	l:	234,600円	ab:	84,600円
		オ	ai:	234,600円	am:	84,600円

			授業料		入学金	
都道府県立	専門学校	ア	m:	166,800円	ac:	70,000円
		イ	n:	111,200円	ad:	46,700円
		ウ	o:	55,600円	ae:	23,400円
		エ	p:	166,800円	af:	70,000円
		オ	aj:	166,800円	an:	70,000円
私立	専門学校	ア	ao:	590,000円	at:	160,000円
		イ	ap:	393,400円	au:	106,700円
		ウ	aq:	196,700円	av:	53,400円
		エ	ar:	590,000円	aw:	160,000円
		オ	ay:	590,000円	az:	160,000円
		カ	as:	147,500円	ax:	40,000円

ア： 住民税非課税世帯

イ： 住民税準非課税世帯（2/3区分）

ウ： 住民税準非課税世帯（1/3区分）

エ： 多子世帯支援

オ： 支援拡充分（多子世帯支援）

カ： 理工農系支援

558,304,000円： 単位費用に積算されている授業料等減免費交付金の一般財源額

【学校体育館等の空調光熱費分】

$$= \frac{1}{\text{当該団体の人口} \times (\text{単位費用} = 2,240\text{円})} \left\{ A \times 446,000\text{円} + B \times 89,000\text{円} + C \times 328,000\text{円} \right\}$$

$$= \frac{1}{\text{当該団体の人口}} \left\{ A \times 199.107 + B \times 39.732 + C \times 146.429 \right\}$$

算式の符号

Ａ： 都道府県立中学校体育館空調設備設置済学校数

Ｂ： 都道府県立中学校武道場空調設備設置済学校数

Ｃ： 都道府県立特別支援学校体育館空調設備設置済学校数

446,000円： 中学校の体育館の空調設備に係る年間の光熱費の単価

89,000円： 中学校の武道場の空調設備に係る年間の光熱費の単価

328,000円： 特別支援学校の体育館の空調設備に係る年間の光熱費の単価

第三項　普 通 態 容 補 正

指定都市又は中核市が所在する道府県にあっては、指定都市又は中核市が道府県費負担教職員の研修に関する事務などを行うこととなっているので、その区域内にある指定都市又は中核市に係るこれらの行政経費を当該道府県分の需要から控除する必要がある。

このため、次に掲げる経費について標準団体における一般財源総額に占める当該経費控除後の一般財源の割合を行政権能差に係る補正率とし、指定都市・中核市の人口にその補正率を乗じた数値と、指定都市・中核市以外の人口を加えて、当該都道府県の人口で除して得た率をもって態容補正係数とした。

なお、地域手当の支給率の差異等による給与差部分（共通係数部分）については、平成16年度から、その他の諸費において、平成19年度から地域振興費において一括適用することとしている。

（指定都市）

指定都市事務移譲経費　368,068千円　(a)

・教育委員会における任免、給与の決定・負担、休職及び懲戒に関する事務経費

・教育公務員特例法第22条の５に基づく付属機関に関する経費

・教育研修センターの運営に要する経費

・文化財の保護に関する事務経費

・学校・家庭・地域連携協力推進事業及び教育支援体制整備事業に関する経費（指定都市負担見合い）

・法務相談費

標準団体の一般財源　3,805,034千円　(b)

(b)－(a)　3,436,966千円　(c)

補正率　$\frac{(c)}{(b)}$　0.903

（中核市）

中核市事務移譲経費　174,273千円　(a)

・教育研修センターの運営に要する経費

・文化財の保護に関する事務経費

・学校・家庭・地域連携協力推進事業及び教育支援体制整備事業に関する経費（中核市負担見合い）

標準団体の一般財源　3,805,034千円　(b)

(b)－(a)　3,630,761千円　(c)

補正率　$\frac{(c)}{(b)}$　0.954

補正係数算式

算式　$\frac{\text{指定都市の人口} \times 0.903 + \text{中核市の人口} \times 0.954 + \text{指定都市・中核市以外の人口}}{\text{人　　口}}$

第二款　高等専門学校及び大学の学生の数を測定単位とするもの

その他の教育費のうち高等専門学校及び大学の学生の数を測定単位とするものに適用する補正は、種別補正である。

種　別　補　正

高等専門学校及び大学の別による教職員の給与の差、教職員構成の相違等に基づく所要一般財源の差を補正するため、２のとおり学生１人当たりの費用を算出し、１のとおり補正係数を定めた。
種別ごとの補正係数については、決算状況を踏まえ、所要の見直しを行っている。

１　種別補正係数

区　　分		補正係数
高等専門学校		3.07
短期大学	理学系学科、工学系学科、農学系学科及び保健系学科	3.98
	文科系学科（家政系学科及び芸術系学科を除く。）	1.63
	家政系学科及び芸術系学科	2.73
大学	医学部（医学に関する単科大学を含む。）	16.91
	歯学部（歯学に関する単科大学を含む。）	9.56
	理科系学部（理学部、工学部、農学部、水産学部をいい、理学、工学、農学及び水産学に関する単科大学を含む。）	6.51
	保健系学部（医学部及び歯学部を除き、薬学及び看護学（衛生学を含む。）に関する単科大学を含む。）	7.44
	社会科学系学部（社会科学に関する単科大学を含む。）	1.00
	人文科学系学部（人文科学に関する単科大学を含む。）	1.94
	家政系学部及び芸術系学部（家政及び芸術に関する単科大学を含む。）	3.13
専門職大学（理科系学部及び芸術系学部）		7.00

２　種別補正係数算出内訳

単位費用の積算を次の表のように種別ごとに分別して係数を定めた。

（単位：人、千円）

区　　分	高等専門学校	短期大学		
		理学系学科、工学系学科、農学系学科及び保健系学科	文科系学科（家政系学科及び芸術系学科を除く。）	家政系学科及び芸術系学科
学生数	900	300	450	300
運営費交付金	628,580	271,165	166,782	185,703
＜積算内訳＞				
・支出	845,975	410,530	375,830	325,067
給与費	552,340	224,520	239,120	219,440
報酬	39,111	32,699	31,630	11,324
需用費等	254,524	153,311	105,080	94,303
・収入	217,395	139,365	209,048	139,364
学生１人当たりの額	698	904	371	619
係数	3.07	3.98	1.63	2.73

（単位：人、千円）

区　　分	大学			
	医学部（医学に関する単科大学を含む。）	歯学部（歯学に関する単科大学を含む。）	理科系学部（理学部、工学部、農学部、水産学部をいい、理学、工学、農学及び水産学に関する単科大学を含む。）	保健系学部（医学部及び歯学部を除き、薬学及び看護学（衛生学を含む。）に関する単科大学を含む。）
学生数	800	700	800	500
運営費交付金	3,071,029	1,519,370	1,181,895	844,484
＜積算内訳＞				
・支出	3,519,940	1,912,393	1,655,053	1,140,207
給与費	2,084,720	1,255,050	828,940	694,040
報酬	64,761	187,667	121,405	60,486
需用費等	1,370,459	469,676	704,708	385,681
・収入	448,911	393,023	473,158	295,723
学生１人当たりの額	3,839	2,171	1,477	1,689
係数	16.91	9.56	6.51	7.44

（単位：人、千円）

区　　分	大学			専門職大学
	社会科学系学部（社会科学に関する単科大学を含む。）	人文科学系学部（人文科学に関する単科大学を含む。）	家政系学部及び芸術系学部（家政及び芸術に関する単科大学を含む。）	理科系学部及び芸術系学部
学生数	900	900	800	200
運営費交付金	204,085	396,315	568,161	317,800
＜積算内訳＞				
・支出	736,389	928,619	1,041,319	435,600
給与費	505,210	578,680	595,940	183,163
報酬	39,111	62,624	129,955	9,437
需用費等	192,068	287,315	315,424	243,000
・収入	532,304	532,304	473,158	117,800
学生１人当たりの額	227	440	710	1,589
係数	1.00	1.94	3.13	7.00

第三款　私立の学校の幼児、児童及び生徒の数を測定単位とするもの

その他の教育費のうち私立の学校の種別による教職員の給与差、教職員構成の相違等に基づく、私立の学校における教育に係る経常経費の補助に要する経費の差を補正するため、次のとおり補正係数を定めた。

区　　分	学校法人の設置する幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行したものを除く。）	学校法人の設置する小学校及び義務教育学校の前期課程	学校法人の設置する中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程	学校法人の設置する高等学校（通信制高等学校を除く。）、特別支援学校及び中等教育学校の後期課程	学校法人の設置する通信制高等学校	学校法人以外の者の設置する私立の幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行したものを除く。）及び特別支援学校
幼児等１人当たりの補助額	182,440	304,670	304,700	317,540	65,280	182,440
係　　数	0.575	0.959	0.960	1.000	0.206	0.575

第四章　厚 生 労 働 費

第一節　生 活 保 護 費

単位費用	9,550円	測定単位	町村部人口

生活保護費に適用する補正は、密度補正及び寒冷補正である。

算式　寒冷補正係数＋(密度補正係数－1)

第一項　密　度　補　正

密度補正係数の算定は、社会福祉主事費に係る補正(密度補正：生活扶助者等の数)、生活保護費に係る補正(密度補正：被生活保護者等の数)とする。この場合における補正係数の適用に当たっては、以下の算式によって算出し、加算係数とする。

1　密度補正：生活扶助者等の数

社会福祉主事の設置に要する経費が町村部人口（福祉事務所設置町村に係る人口を除く。以下この項において同じ。）に対する生活扶助者等の数の密度に応じて逓増又は逓減すると考えられるので、被生活保護者等の数のうち生活扶助等を受けた者の数を町村部人口で除して得た数により算定した密度と標準団体における密度の差を用いて補正を行うものである。

2　密度補正：被生活保護者等の数

生活扶助等に要する経費が町村部人口よりも被生活保護者等の数に比例すると考えられるので、当該団体がその経費を負担する被生活保護者等の数を町村部人口で除して得た数により算定した密度と標準団体における密度の差を用いて補正を行うものである。

なお、当該補正に係る被生活保護者等の数については、令和６年度における被生活保護者等の実数と令和６年度における交付税の算定数との差分について令和７年度算定で調整することとした。

算　　式

$$(\text{密度補正係数}-1)=\frac{1}{9,550\text{円}\times A}\times\left[\left\{\left(\frac{203,991,000\text{円}}{2,861\text{人}}\right)\times\left(B-2,861\text{人}\times\frac{A}{200,000\text{人}}\right)\right\}+\left\{145,620\text{円}\times\left(C\times\alpha-9,920\text{人}\times\frac{A}{200,000\text{人}}\right)\right\}\right]$$

$$=\left(\frac{B\times 100}{A}-1.431\right)\times 0.075+\left(\frac{C\times\alpha\times 100}{A}-4.960\right)\times 0.152$$

算式の符号

A：測定単位の数値

B：当該団体の生活扶助者等の数

C：次の算式によって求めた被生活保護者等の数

算式：a＋{b－(c×　0.980　)}×1.013

a：被生活保護者等の数

当該都道府県の区域内で令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間に生活保護法に基づく扶助を受けた者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けた者の月ごとの実人員の合計数から市（福祉事務所設置町村を含む。以下この項において同じ。）分において算定される数を控除した数に「扶助区分別被生活保護者等の数に乗ずる率」を乗じて得た数の合計数

b：被生活保護者等の実数

当該都道府県の区域内で令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間に生活保護法に基づく扶助等を受けた扶助区分ごとの被生活保護者等の数の月ごとの実人員の合計数から市分において算定される数を控除した数に「前年度の扶助別単価差率」を乗じて得た数の合計数

c：前年度における被生活保護者等の数

当該都道府県の区域内で令和５年４月１日から令和６年３月31日までの間に生活保護法に基づく扶助等を受けた扶助区分ごとの被生活保護者等の数の月ごとの実人員の合計数から市分において算定される数を控除した数に「前年度用いた扶助区分別被生活保護者等の数に乗ずる率」を乗じて得た数の合計数

0.980：令和６年度補正予算分を勘案した率

1.013 ：前年度に用いた被生活保護者１人当たり算入単価を今年度の被生活保護者１人当たり算入単価で除して得た数

$$1.013 = \frac{147,510}{145,620}$$

扶助区分別被生活保護者等の数に乗ずる率

扶助区分	被生活保護者等数伸率 A	扶助別単価差率		A×B×1/12 C
		１人当たり単価 a	a／ 48,540円 B	
生活扶助	1.0555	48,540円	1.0000	0.0880
住宅扶助	1.0612	29,606円	0.6099	0.0539
教育扶助	0.9752	8,085円	0.1666	0.0135
医療扶助（入院分）	0.9577	865,747円	17.8357	1.4234
〃（入院外分）	0.9815	44,834円	0.9237	0.0756
介護扶助	1.0997	19,661円	0.4050	0.0371
その他の扶助	1.0644	38,353円	0.7901	0.0701

(注) 1 Ａ欄は、令和７年度分の令和６年度分に対する被生活保護者等の数の推定の伸率である。

2 Ｂ欄は、生活扶助に係る１人当たり単価を1.0000とした場合におけるそれぞれの扶助に係る１人当たり単価の割合である。

3 Ａ×Ｂに1/12を乗ずるのは、被生活保護者等の数が年間人員であるので、月間人員を算出するためである。

4 その他の扶助の38,353円は、出産、生業及び葬祭扶助の単価の平均である。

前年度の扶助別単価差率

扶助区分	扶助別単価差率		A×1/12
	１人当たり単価 a	a／ 49,171円 A	
生活扶助	49,171円	1.0000	0.0833
住宅扶助	29,371円	0.5973	0.0498
教育扶助	8,198円	0.1667	0.0139
医療扶助（入院分）	851,304円	17.3131	1.4428
〃（入院外分）	44,619円	0.9074	0.0756
介護扶助	20,419円	0.4153	0.0346
その他の扶助	36,111円	0.7344	0.0612

前年度用いた扶助区分別被生活保護者等の数に乗ずる率

扶助区分	乗率
生活扶助	0.0886
住宅扶助	0.0534
教育扶助	0.0137
医療扶助（入院分）	1.3647
〃（入院外分）	0.0736
介護扶助	0.0368
その他の扶助	0.0673

α ：扶助費の種地ごとの単価差率を各町村の人口に乗じ、当該町村の人口の合計で除して得た率と扶助費の種地ごとの単価差率を各市（政令市・中核市除く）の人口に乗じ、当該市の人口の合計で除して得た率を繰替支弁等の割合で加重平均して得た率

9,550円： 単位費用

203,991千円： 標準団体における社会福祉主事費

主事費単価の内訳		職員Ａ （7人）	職員Ｂ （24人）
給与費		8,400,000円	5,590,000円
特殊勤務手当	12,160円 × 12月 ＝	145,920円	145,920円
給与改善費		96,432円	64,173円

旅　費				114,581円	114,581円
その他の事務費	223,000円	÷	48人 ＝	4,646円	4,646円
（A、B共通）	596,000円	÷	31人 ＝	19,226円	19,226円
計				8,780,805円	5,938,546円

8,780,805円　×　7人　＋　5,938,546円　×　24人　≒　203,991千円

2,861人：標準団体における１月当たりの生活扶助者数

145,620円：被生活保護者１人当たり算入単価

（参考）生活扶助費単価（一般財源年額）

48,540円　×　12月　×　道府県負担率（0.25）　≒　145,620円

9,920人：標準団体における被生活保護者等の数であり、次表により算出した。

標準団体における被生活保護者等の数

扶助区分	標準団体の人員 a	「扶助区分別被生活保護者等の数に乗ずる率」中の乗率B b	a×b c	c×1/12
生活扶助	34,332人	1.0000	34,332人	－
住宅扶助	34,236人	0.6099	20,881人	－
教育扶助	1,476人	0.1666	246人	－
医療扶助（入院分）	1,788人	17.8357	31,890人	－
〃（入院外分）	29,676人	0.9237	27,412人	－
介護扶助	9,132人	0.4050	3,698人	－
その他の扶助	732人	0.7901	578人	－
計	111,372人	－	119,037人	9,920人

第二項　寒　冷　補　正

1　寒冷補正率の算出方法

生活扶助における冬季加算額の差について補正するものであるが、標準団体における１ヶ月当たりの生活扶助者数に、寒冷区分による冬季加算額のそれぞれの平均単価と第６区の単価の差額に占める一般財源額を乗じた額を標準団体の一般財源所要額で除して得た率を寒冷度による補正率とした。

なお、冬季加算額平均単価は、生活保護法による「保護の基準」を基礎として算定した。

寒冷区分	冬季加算平均単価 A	A－7,066円 B	B×1／4（地方負担率） C	C×2,861人 D	D／1,910,845千円
	円	円	円	千円	
１区	48,113	41,047	10,262	29,360	0.015
２区	33,996	26,930	6,733	19,263	0.010
３区	24,060	16,994	4,249	12,156	0.006
４区	21,900	14,834	3,709	10,611	0.006
５区	12,450	5,384	1,346	3,851	0.002
６区	7,066	0	0	0	0.000

第二節　社 会 福 祉 費

単位費用	7,740円	測定単位	人口

社会福祉費に適用する補正は、段階補正、密度補正及び普通態容補正である。

算式　段階補正係数×普通態容補正係数＋(密度補正係数－1)

第一項　段　階　補　正

人口の段階を第一表左欄のように定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の算定の例により、第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各団体における単位当たり費用（第二表中Ｚ）を求めた。更に、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第三表の段階補正係数算出表を定めた。なお、指定都市、中核市及び福祉事務所設置町村を包括する道府県については、普通態容補正において権能差による割減の補正が行われており、段階補正についても当該道府県が行う行政事務は指定都市、中核市及び福祉事務所設置町村に係る権能差補正による残分が対象となるべきと考えられるので、段階補正に用いる人口は権能差補正後の人口（指定都市の区域の人口×0.943＋中核市の区域の人口×0.962＋福祉事務所設置町村の区域の人口×0.998＋指定都市・中核市・福祉事務所設置町村の区域以外の区域に係る人口）によることとしている。

第一表　人口段階ごとの職員配置表

区分 / 人口段階	課　長	職　員　A	職　員　B	合　計
千人	人	人	人	人
600	3	19	56	78
800	3	20	59	82
1,100	3	20	59	82
1,400	3	20	60	83
1,700（標準団体）	3	21	63	87
2,100	3	23	69	95
2,500	3	25	76	104
3,500	3	32	94	129
6,000	3	52	156	211
8,000	3	67	201	271

各人口段階の経費は、第二表のとおりであり、以下のとおり分類した。

第二表　人口段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

人口段階 / 経費区分	千人 600	800	1,100	1,400	(標準団体) 1,700	2,100	2,500	3,500	6,000	8,000
給　与　費	600,006	634,830	640,432	648,168	681,256	753,400	840,781	1,072,029	1,754,638	2,266,911
給与改善費	6,868	7,266	7,329	7,417	7,796	8,619	9,616	12,256	20,058	25,911
人口比例経費	3,723,863	4,965,151	6,827,083	8,689,014	10,550,946	13,033,522	15,516,097	21,722,536	37,238,633	49,651,511
その他の経費	1,897,919	1,898,025	1,898,504	1,907,218	1,909,557	2,278,450	2,629,761	3,491,575	5,797,764	7,685,226
一般財源計	6,228,656	7,505,272	9,373,348	11,251,817	13,149,555	16,073,991	18,996,255	26,298,396	44,811,093	59,629,559
単位当たり費用Z（円）	10,381	9,382	8,521	8,037	7,740	7,654	7,599	7,514	7,469	7,454
Z／単位費用	1.341	1.212	1.101	1.038	1.000	0.989	0.982	0.971	0.965	0.963

第三表　段階補正係数算出表

人　　口	段階補正係数
～　800千人	$\frac{1}{P}$（　0.83　P＋　307,000　）
800　～　1,100千人	$\frac{1}{P}$（　0.80　P＋　331,000　）
1,100　～　1,400千人	$\frac{1}{P}$（　0.81　P＋　320,000　）
1,400　～　1,700千人	$\frac{1}{P}$（　0.82　P＋　306,000　）
1,700　～　2,100千人	$\frac{1}{P}$（　0.94　P＋　102,000　）
2,100　～　2,500千人	$\frac{1}{P}$（　0.95　P＋　81,000　）
2,500　～　3,500千人	$\frac{1}{P}$（　0.94　P＋　106,000　）
3,500　～　6,000千人	$\frac{1}{P}$（　0.96　P＋　36,000　）
6,000千人　～	$\frac{1}{P}$（　0.95　P＋　96,000　）

（注）Ｐ＝当該団体の人口（権能差補正後）

第二項　密　度　補　正

密度補正は、障害福祉サービス利用者の密度による補正を適用する。
人口を測定単位として社会福祉費に係る基準財政需要額を算定する場合に、人口と障害福祉サービスに要する経費が必ずしも比例しない事情があるため、標準団体に算入されている障害福祉サービス利用者数の人口比例を基準として、需要額を割増又は割減するために適用される。

算　　式

（密度補正係数－1）

【障害福祉サービス分】

$$= \frac{1}{A \times 7,740円} \times \left\{ \left(B1 \times 543,922円 - 2,353,007千円 \times \frac{A}{1,700,000人} \right) + \left(B2 \times 524,250円 - 6,573,047千円 \times \frac{A}{1,700,000人} \right) + \left(B3 \times 446,610円 - 1,624,767千円 \times \frac{A}{1,700,000人} \right) \right\}$$

$$= \left(\frac{B1 \times 70.27}{A} - 0.179 \right) + \left(\frac{B2 \times 67.73}{A} - 0.500 \right) + \left(\frac{B3 \times 57.70}{A} - 0.123 \right)$$

算式の符号

Ａ：測定単位の数値（人口）
Ｂ１：障害福祉サービスのうち当該団体における居住系サービス利用者数
Ｂ２：障害福祉サービスのうち当該団体における日中活動系サービス利用者数
（児童発達支援利用者及び放課後等デイサービス利用者数を除く。）
Ｂ３：障害福祉サービスのうち当該団体における訪問系サービス利用者数
2,353,007千円：標準団体に算入されている障害福祉サービスのうち居住系サービスに係る所要額（一般財源）
543,922円：居住系サービス利用者１人当たり単価
6,573,047千円：標準団体に算入されている障害福祉サービスのうち日中活動系サービスに係る所要額（一般財源）
524,250円：日中活動系サービス利用者１人当たり単価
1,624,767千円：標準団体に算入されている障害福祉サービスのうち訪問系サービスに係る所要額（一般財源）
446,610円：訪問系サービス利用者１人当たり単価

第三項　普 通 態 容 補 正

地方自治法等の規定によって道府県の行う事務の一部が指定都市、中核市及び福祉事務所設置町村に移譲されているので、行政権能差による補正を行うこととしている。すなわち、指定都市、中核市及び福祉事務所設置町村の事務移譲については次に掲げる経費について総財政需要額中に占める当該経費の控除後の額の割合をもって補正率とした。

（単位：千円）

経費区分		指定都市	中核市	一般県（参考）
移譲される経費	1 社会福祉共通費	63,598	5,318	397,575
	2 民生委員費	177,129	177,129	177,129
	3 社会福祉事業指導啓発費	27,062	0	151,650
	4 障害者自立支援費	109,308	108,409	11,919,785
	5 身体障害者共通費	48,105	48,031	48,105
	6 身体障害者保護費	44,180	31,350	52,400
	7 身体障害者更正相談所費	70,256	0	70,256
	8 知的障害者保護費	154,319	67,287	195,515
	9 給与改善費	1,691	535	7,796
	10 追加財政需要	0	0	0
	11 旧投資権能差分	60,230	60,230	
	事務移譲経費　計　A	755,878	498,289	
標準団体一般財源総額　B		13,149,555	13,149,555	13,149,555
残置一般財源（B－A）　C		12,393,678	12,651,267	
権能差率　$\frac{C}{B}$		0.943	0.962	
（前年度権能差率）		0.944	0.962	

（単位：千円）

経費区分		福祉事務所設置町村
移譲される経費	特別障害者手当等費	21,947
	事務移譲経費　計　A	21,947
標準団体一般財源総額　B		13,149,555
残置一般財源（B－A）　C		13,127,608
権能差率　$\frac{C}{B}$		0.998

第三節　衛　　生　　費

単位費用	15,000円	測定単位	人口

衛生費に適用する補正は、段階補正、密度補正Ⅰ、Ⅱ及びⅢ並びに普通態容補正である。

算式

段階補正係数×密度補正係数Ⅰ×普通態容補正係数＋(密度補正Ⅱ係数－1)＋(密度補正Ⅲ係数－1)

第一項　段　階　補　正

測定単位である人口の段階ごとに保健所及び職員の数（第一表）を定め、各段階における財政需要額（第二表）を算出し、当該財政需要額をそれぞれの段階の測定単位で除して得た単位当たり費用（第二表）を基礎として段階補正係数算出表（第三表）を定めた。また、特別区・保健所設置市、中核市、指定都市を包括する道府県については、普通態容補正において権能差の補正が行われており、段階補正についても当該道府県が行う衛生行政事務は特別区・保健所設置市、中核市及び指定都市に係る権能差補正による残分が対象となるべきと考えられるので、段階補正に用いる人口は権能差補正後の人口によることとしている。

第一表　人口段階ごとの保健所数及び職員の数

区分 / 人口段階	職員数						保健所数
	課長(医)	課　長	職員A(医)	職 員 A	職 員 B	計	
千人	人	人	人	人	人	人	
600	5	13	3	90	249	360	4
800	6	13	3	98	273	393	5
1,100	6	13	3	106	293	421	5
1,400	7	13	3	115	321	459	6
1,700	10	13	4	132	367	526	9
2,100	13	11	5	155	430	614	12
2,500	16	18	5	179	498	716	15
3,500	17	24	7	236	658	942	16
6,000	26	42	11	367	1,020	1,466	25
8,000	32	53	15	494	1,375	1,969	31

第二表　人口段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

人口段階 / 経費区分		千人 600	800	1,100	1,400	1,700 (標準団体)	2,100	2,500	3,500	6,000	8,000
一般財源	給与費	2,322,620	2,531,825	2,706,869	2,946,154	3,384,954	3,946,236	4,621,054	6,057,023	9,443,469	12,652,836
	固定経費	349,293	349,293	349,293	349,293	349,293	349,293	349,293	349,293	349,293	349,293
	人口比例経費等	11,095,624	12,995,120	15,850,428	18,717,578	21,551,683	26,194,703	30,913,263	42,526,527	72,179,899	93,576,850
	保健所数比例経費	60,966	76,207	76,207	91,449	137,173	182,897	228,622	243,863	381,036	472,485
	計	13,828,503	15,952,445	18,982,797	22,104,474	25,423,103	30,673,129	36,112,232	49,176,706	82,353,697	107,051,464
単位当たり費用Z（円）		23,048	19,941	17,257	15,789	15,000	14,606	14,445	14,050	13,726	13,381
Z／単位費用		1.537	1.329	1.150	1.053	1.000	0.974	0.963	0.937	0.915	0.892

※　「Z／単位費用」欄の単位費用は、15,000円として算出している。

第三表　段階補正係数算出表

人　　口	段階補正係数
～　800千人	$\frac{1}{P}$（ 0.71 P＋ 496,000 ）
800 ～ 1,100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.67 P＋ 528,000 ）
1,100 ～ 1,400千人	$\frac{1}{P}$（ 0.70 P＋ 495,000 ）
1,400 ～ 1,700千人	$\frac{1}{P}$（ 0.75 P＋ 425,000 ）
1,700 ～ 2,100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.86 P＋ 238,000 ）
2,100 ～ 2,500千人	$\frac{1}{P}$（ 0.91 P＋ 133,000 ）
2,500 ～ 3,500千人	$\frac{1}{P}$（ 0.87 P＋ 233,000 ）
3,500 ～ 6,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.88 P＋ 198,000 ）
6,000千人 ～	$\frac{1}{P}$（ 0.83 P＋ 498,000 ）

（注）Ｐ＝当該団体の人口（権能差補正後）

第二項　密　度　補　正

１　密度補正Ｉ

この補正においては、人口密度の大小による保健所数の逓増、逓減を勘案している。補正対象経費（保健所費（保健所分））は、特別区・保健所設置市、中核市及び指定都市では、その大半が市によって行われ、道府県分としてはほとんど経費がかからないので、その逓増逓減をより適確に反映するため、人口密度には特別区・保健所設置市、中核市及び指定都市を除く区域の人口密度を用いることとしている。密度補正の基礎となる密度段階別保健所数は第一表のとおりであり、保健所１か所の増減に伴う経費は第二表のとおりである。

第一表から第三表までを基礎として第四表のとおり密度補正係数を算定した。

第一表　密度段階別保健所算出基礎

密度段階	保健所数 A	Ａ－9.0 B
250	9.0	－
200	9.1	0.1
150	9.3	0.3
100	10.7	1.7
50	14.3	5.3

保健所の増減に伴い増減する経費及び歳入は、第二表のとおり保健所費及び生活衛生指導費の経費及び歳入とした。標準団体における保健所の総数は９であるから、標準団体における経費及び歳入を１／９したものを用いている。

第二表　保健所１か所の増減に伴う経費

（単位　千円）

区　　分	総額	特定財源	一般財源
保健所費（保健所分）　(A)	1,949,468	－	1,949,468
(A)の$\frac{1}{9}$　(B)	216,608	－	216,608
生活衛生指導費（保健所分）			
職　員（A23人、B56人）	511,094	83,412	427,682
事業費	129,060	59,269	69,791
計　(C)	640,154	142,681	497,473
(C)の$\frac{1}{9}$　(D)	71,128	15,853	55,275
(B)　＋　(D)	287,736	15,853	271,883

第三表　密度段階ごとの増減経費算定表

密度（人／㎢）	保健所増減関係		単位当たり費用
	増減保健所数 (ｲ)	(ｲ)×　271,883千円　(ﾛ)	(ﾛ)／1,700,000人 (ﾊ)
250	－	－	0
200	0.1	27,188	16
150	0.3	81,565	48
100	1.7	462,200	272
50	5.3	1,440,978	848

第四表　密度補正係数算出表

人口密度が250人／㎢に満たない団体

ア	250 ～ 200 人／㎢	$\frac{1}{P}$ （ 0.996 P＋	1.0 ）
イ	200 ～ 150 人／㎢	$\frac{1}{P}$ （ 0.994 P＋	1.4 ）
ウ	150 ～ 100 人／㎢	$\frac{1}{P}$ （ 0.974 P＋	4.4 ）
エ	100 人／㎢～	$\frac{1}{P}$ （ 0.979 P＋	3.9 ）

※P＝人口密度

２　密度補正Ⅱ

この補正は、①都道府県立病院会計への繰出金について、繰出金が測定単位である人口に必ずしも比例しないため、病床数及び病院事業債元利償還金の多寡によって需要額を割増し又は割落としする、②大学附属病院の運営に要する経費について、病床数及び病院事業債元利償還金に応じて増額算入する、③リハビリ病院の運営に要する経費について、病床数に応じて増額算入する、④都道府県立病院等の再編・ネットワーク化に係る経費について、病院事業一般会計出資債元利償還金に応じて増額算入する、⑤救急告示病院の運営に要する経費について、救急告示病院数及び救急告示病床数に応じて増額算入する、⑥上水道水源開発事業等の元利償還金等に係る経費を地方公営企業繰出基準額に応じて増額算入する、⑦精神病床に対する運営助成に係る経費を精神病床数に応じて増額算入する、⑧救命救急センターに対する運営助成に係る経費を救命救急センター数に応じて増額等する補正である。

算　　式

(密度補正Ⅱ係数－1)

$$= \frac{1}{A \times 15,000円} \times \left[\left\{ 760千円 \times B_1 + 345千円 \times B_2 + C_1 \times 1,000 \times 0.6 + C_2 \times 1,000 \times 0.45 + \sum_{n=15}^{24} (D_n \times 1,000 \times E_n) + \sum_{n=15}^{24} (F_n \times 1,000 \times G_n) + \sum_{n=15}^{令6} (H_n \times 1,000 \times I_n) + \sum_{n=27}^{令6} (H'_n \times 1,000 \times I'_n) + \sum_{n=21}^{令6} (H2_n \times 1,000 \times I2_n) + \sum_{n=27}^{令3} (H2'_n \times 1,000 \times I2'_n) + \sum_{n=27}^{令6} (J_n \times 1,000 \times K_n) + \sum_{n=27}^{令6} (L_n \times 1,000 \times M_n) + \sum_{n=27}^{令6} (N_n \times 1,000 \times O_n) + \sum_{n=27}^{令3} (N'_n \times 1,000 \times O'_n) - 1,133,543千円 \times \frac{A}{1,700,000人} \right\} + (760千円 \times P) \times 0.9 + (760千円 \times Q) \times 0.7 + R \times 1,000 \times 0.4 + \sum_{n=15}^{24} (S_n \times 1,000 \times T_n) + \sum_{n=15}^{24} (U_n \times 1,000 \times V_n) + \sum_{n=15}^{令6} (W_n \times 1,000 \times X_n) + \sum_{n=27}^{令6} (Y_n \times 1,000 \times Z_n) + \sum_{n=20}^{令3} (AA_n \times 1,000 \times AB_n) + \sum_{n=27}^{令3} (AC_n \times 1,000 \times AD_n) + 33,600千円 \times AE_1 + 1,866千円 \times AE_2 + AF_1 + AF_2 \times 1,000 \times 0.5 + \sum_{n=11}^{令6} (AG_n \times 1,000 \times AH_n) + \sum_{n=令元}^{令6} (AG'_n \times 1,000 \times AH'_n) + \sum_{n=令4}^{令6} (AI_n \times 1,000 \times AJ_n + AK_n \times 1,000 \times AL_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令6} (AI2_n \times \times 1,000 \times AJ2_n + AI3_n \times 1,000 \times AJ3_n + AK2_n \times 1,000 \times AL2_n + AK3_n \times 1,000 \times AL3_n) + \sum_{n=令4}^{令6} (AM_n \times 1,000 \times AN_n) + \sum_{n=令4}^{令6} (AM'_n \times 1,000 \times AN'_n) + 1,523千円 \times AO + 189,932千円 \times AP \right]$$

算式の符号

Ａ：測定単位の数値（人口）

Ｂ1：当該都道府県立病院について、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの期間における当該病院の一般・療養最大使用病床数及び令和６年７月１日現在における精神・結核・感染症許可病床数を合算した数に以下の算式によって求めた数を加算した数

算式：（ａ－ｂ）×0.3＋（ｂ－ｃ）×0.6＋（ｃ－ｄ）×0.9

（ａ－ｂ）、（ｂ－ｃ）又は（ｃ－ｄ）が負数のときはそれぞれ０とし、ｃがａよりも小さくないときは（ａ－ｂ）は０とし、ｄがａ、ｂ又はｃのいずれよりも小さくないときは（ａ－ｂ）、（ｂ－ｃ）及び（ｃ－ｄ）は０とし、ｃ≦ｄ≦ｂのときは（ｂ－ｃ）は（ｂ－ｄ）とし、ｂ≦ｃ≦ｄ≦ａ又はｃ≦ｂ≦ｄ≦ａのときは（ａ－ｂ）は（ａ－ｄ）とし、ｂ≦ｄ≦ｃ≦ａ又はｄ≦ｂ≦ｃ≦ａのときは（ａ－ｂ）は（ａ－ｃ）とし、（ａ－ｂ）×0.3、（ｂ－ｃ）×0.6及び（ｃ－ｄ）×0.9に小数点以下の端数があるときはその端数を四捨五入する。

算式の符号

ａ：当該病院一般・療養最大使用病床数（令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの期間）

ｂ：当該病院一般・療養最大使用病床数（令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの期間）

ｃ：当該病院一般・療養最大使用病床数（令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの期間）

ｄ：当該病院一般・療養最大使用病床数（令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの期間）

Ｂ2：当該都道府県立病院における令和元年３月31日から令和６年３月31日までの間の病床数の減少数として総務大臣が調査した病床数（特例分）

Ｃ1：病院事業に充てるため平成４年度から平成13年度までに発行を許可された地方債（平成13年度以前に基本設計等に着手した事業であって平成14年度に発行を許可されたものを含む。）の元利償還金の額に2/3を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるために平成13年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前に基本設計等に着手した事業であって平成14年度に発行を許可されたものを含む。）の元利償還金に1/3を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数は四捨五入する。）

Ｃ2：病院事業に充てるため平成14年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に係るものを除く。）の元利償還金の額に2/3を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるために平成14年度に発行を許可された地方債（平成13年度に基本設計等に着手した事業であって平成14年度に発行を許可されたものを除く。）の元利償還金に1/3を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数は四捨五入する。）

Ｄn：病院事業(医療施設整備事業・通常分)に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に2/3を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるために平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に1/3を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数は四捨五入する。）

Ｅn：Ｅ15＝　0.028 、Ｅ16＝　0.025 、Ｅ17＝　0.033 、Ｅ18＝　0.032 、Ｅ19＝　0.032 、Ｅ20＝ 0.03181 、Ｅ21＝ 0.03064 、Ｅ22＝ 0.03005 、Ｅ23＝ 0.02954 、Ｅ24＝ 0.02960

Ｆn：病院事業(医療施設整備事業・通常分)に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成14年度に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に2/3を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるために平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成14年度に基本設計等に着手した事業に限る。）の額に1/3を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数は四捨五入する。）

Ｇn：Ｇ15＝　0.021 、Ｇ16＝　0.018 、Ｇ17＝　0.025 、Ｇ18＝　0.024 、Ｇ19＝　0.024 、Ｇ20＝ 0.02386 、Ｇ21＝ 0.02298 、Ｇ22＝ 0.02254 、Ｇ23＝ 0.02215 、Ｇ24＝ 0.02220

H_n： 病院事業(医療施設整備事業・通常分)に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、H'_nに係るものを除く。）の額に1/2を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるために平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、$H2_n$及び$H2'_n$に係るものを除く。）の額に1/2を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数は四捨五入する。）

H'_n： 病院事業(医療施設整備事業・特別分)に充てるため平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額に2/3を乗じて得た額（千円未満の端数は四捨五入する。）

$H2_n$： 災害拠点病院の施設整備（通常分）に充てるために平成21年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額（$H2'_n$に係るものを除く。）に1/2を乗じて得た額（千円未満の端数は四捨五入する。）

$H2'_n$： 災害拠点病院の施設整備（特別分）に充てるために平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額に1/3を乗じて得た額（千円未満の端数は四捨五入する。）

I_n： I_{15}＝ 0.021 、I_{16}＝ 0.018 、I_{17}＝ 0.025 、I_{18}＝ 0.024 、I_{19}＝ 0.024 、I_{20}＝ 0.02386 、I_{21}＝ 0.02298 、I_{22}＝ 0.02254 、I_{23}＝ 0.02215 、I_{24}＝ 0.02220 、I_{25}＝ 0.02242 、I_{26}＝ 0.02271 、I_{27}＝ 0.022 、I_{28}＝ 0.0230 、I_{29}＝ 0.0232 、I_{30}＝ 0.02282 、$I_{令元}$＝ 0.02245 、$I_{令2}$＝ 0.01225 、$I_{令3}$＝ 0.01039 、$I_{令4}$＝ 0.00503 、$I_{令5}$＝ 0.00634 、$I_{令6}$＝ 0.00908

I'_n： I'_{27}＝ 0.027 、I'_{28}＝ 0.0275 、I'_{29}＝ 0.0278 、I'_{30}＝ 0.02738 、$I'_{令元}$＝ 0.02694 、$I'_{令2}$＝ 0.01469 、$I'_{令3}$＝ 0.01247 、$I'_{令4}$＝ 0.00603 、$I'_{令5}$＝ 0.00760 、$I'_{令6}$＝ 0.01090

$I2_n$： $I2_{21}$＝ 0.02553 、$I2_{22}$＝ 0.02754 、$I2_{23}$＝ 0.02462 、$I2_{24}$＝ 0.02714 、$I2_{25}$＝ 0.02741 、$I2_{26}$＝ 0.02775 、$I2_{27}$＝ 0.022 、$I2_{28}$＝ 0.0230 、$I2_{29}$＝ 0.0232 、$I2_{30}$＝ 0.02282 、$I2_{令元}$＝ 0.02245 、$I2_{令2}$＝ 0.01225 、$I2_{令3}$＝ 0.01870 、$I2_{令4}$＝ 0.00704 、$I2_{令5}$＝ 0.00887 、$I2_{令6}$＝ 0.01271

$I2'_n$： $I2'_{27}$＝ 0.013 、$I2'_{28}$＝ 0.0138 、$I2'_{29}$＝ 0.0139 、$I2'_{30}$＝ 0.01369 、$I2'_{令元}$＝ 0.01347 、$I2'_{令2}$＝ 0.00735 、$I2'_{令3}$＝ 0.0187

J_n： 病院事業(機械器具整備事業)に充てるため平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、L_nに係るものを除く。）の額に1/2を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備(機械器具整備事業・通常分)に充てるために平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、N_n及びN'_nに係るものを除く。）の額に1/2を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数は四捨五入する。）

L_n： 病院事業(機械器具整備事業・特別分)に充てるため平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額に2/3を乗じて得た額（千円未満の端数は四捨五入する。）

N_n： 災害拠点病院の機械器具整備（通常分）に充てるために平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額に1/2を乗じて得た額（千円未満の端数は四捨五入する。）

N'_n： 災害拠点病院の機械器具整備（特別分）に充てるために平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額に1/3を乗じて得た額（千円未満の端数は四捨五入する。）

K_n： K_{27}＝ 0.057 、K_{28}＝ 0.0565 、K_{29}＝ 0.0563 、K_{30}＝ 0.05557 、$K_{令元}$＝ 0.05647 、$K_{令2}$＝ 0.05567 、$K_{令3}$＝ 0.05622 、$K_{令4}$＝ 0.05669 、$K_{令5}$＝ 0.05733 、$K_{令6}$＝ 0.00565

M_n： M_{27}＝ 0.069 、M_{28}＝ 0.0678 、M_{29}＝ 0.0675 、M_{30}＝ 0.06668 、$M_{令元}$＝ 0.06776 、$M_{令2}$＝ 0.06680 、$M_{令3}$＝ 0.06746 、$M_{令4}$＝ 0.06803 、$M_{令5}$＝ 0.06880 、$M_{令6}$＝ 0.00678

O_n： O_{27}＝ 0.057 、O_{28}＝ 0.0565 、O_{29}＝ 0.0563 、O_{30}＝ 0.05557 、$O_{令元}$＝ 0.05647 、$O_{令2}$＝ 0.05567 、$O_{令3}$＝ 0.10120 、$O_{令4}$＝ 0.07937 、$O_{令5}$＝ 0.08026 、$O_{令6}$＝ 0.00791

O'_n： O'_{27}＝ 0.034 、O'_{28}＝ 0.0339 、O'_{29}＝ 0.0338 、O'_{30}＝ 0.03334 、$O'_{令元}$＝ 0.03388 、$O'_{令2}$＝ 0.03340 、$O'_{令3}$＝ 0.10120

P： 当該都道府県立大学附属病院についてB_1の算式によって求めた数

Q： 当該都道府県立リハビリ病院についてB_1の算式によって求めた数

R： 都道府県立大学附属病院事業に充てるため平成５年度から平成14年度までに発行を許可された地方債（用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。）の元利償還金の額（千円未満の端数は四捨五入する。）

S_n： 都道府県立大学附属病院事業(医療施設整備事業)に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。）の額（千円未満の端数は四捨五入する。）

T_n： T_{15}＝ 0.019 、T_{16}＝ 0.016 、T_{17}＝ 0.022 、T_{18}＝ 0.021 、T_{19}＝ 0.021 、T_{20}＝ 0.02121 、T_{21}＝ 0.02042 、T_{22}＝ 0.02003 、T_{23}＝ 0.01969 、T_{24}＝ 0.01974

U_n： 都道府県立大学附属病院事業(医療施設整備事業)に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成14年度に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。）の額（千円未満の端数は四捨五入する。）

V_n： V_{15}＝ 0.014 、V_{16}＝ 0.012 、V_{17}＝ 0.017 、V_{18}＝ 0.016 、V_{19}＝ 0.016 、V_{20}＝ 0.01591 、V_{21}＝ 0.01532 、V_{22}＝ 0.01502 、V_{23}＝ 0.01477 、V_{24}＝ 0.01480

W_n： 都道府県立大学附属病院事業(医療施設整備事業)に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。）の額（千円未満の端数は四捨五入する。）

X_n： X_{15}＝ 0.011 、X_{16}＝ 0.009 、X_{17}＝ 0.012 、X_{18}＝ 0.012 、X_{19}＝ 0.012 、X_{20}＝ 0.01193 、X_{21}＝ 0.01149 、X_{22}＝ 0.01127 、X_{23}＝ 0.01108 、X_{24}＝ 0.01110 、X_{25}＝ 0.01121 、X_{26}＝ 0.01135 、X_{27}＝ 0.010 、X_{28}＝ 0.0103 、X_{29}＝ 0.0104 、X_{30}＝ 0.01027 、$X_{令元}$＝ 0.01010 、$X_{令2}$＝ 0.00551 、$X_{令3}$＝ 0.00468 、$X_{令4}$＝ 0.00226 、$X_{令5}$＝ 0.00285 、$X_{令6}$＝ 0.00409

Y_n： 都道府県立大学附属病院事業(機械器具整備事業)に充てるため平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。）の額（千円未満の端数は四捨五入する。）

Z_n： Z_{27}＝　0.026 、Z_{28}＝　0.0254 、Z_{29}＝　0.0253 、Z_{30}＝　0.02501 、$Z_{令元}$＝ 0.02541 、$Z_{令2}$＝ 0.02505 、$Z_{令3}$＝ 0.02530 、$Z_{令4}$＝ 0.02551 、$Z_{令5}$＝　0.0258 、$Z_{令6}$＝ 0.00254

AA_n： 病院事業一般会計出資債(医療施設整備事業)に充てるため平成20年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額（千円未満の端数は四捨五入する。）

AB_n： AB_{20}＝　0.02651 、AB_{21}＝　0.02553 、AB_{22}＝　0.02504 、AB_{23}＝　0.02462 、AB_{24}＝　0.02467 、AB_{25}＝　0.02492 、AB_{26}＝　0.02523 、AB_{27}＝　0.022 、AB_{28}＝　0.0230 、AB_{29}＝　0.0232 、AB_{30}＝　0.02282 、$AB_{令元}$＝ 0.02245 、$AB_{令2}$＝ 0.01225 、$AB_{令3}$＝ 0.01039

AC_n： 病院事業一般会計出資債(機械器具整備事業)に充てるため平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額（千円未満の端数は四捨五入する。）

AD_n： AD_{27}＝　0.057 、AD_{28}＝　0.0565 、AD_{29}＝　0.0563 、AD_{30}＝　0.05557 、$AD_{令元}$＝ 0.05647 、$AD_{令2}$＝ 0.05567 、$AD_{令3}$＝ 0.05622

AE_1： 令和６年７月１日現在における、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第２条の規定により告示された当該団体の救急病院（以下「救急告示病院」という。）の数

AE_2： 当該団体の救急告示病院の救急専用病床の数を合算した数(ただし、１病院当たりの病床数は30床を上限とする。）

AF_1： 独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金の1/3に相当する額(千円未満の端数は四捨五入する。）

AF_2： 上水道事業に係る元利償還金等の額（平成11年度以降において発行について同意又は許可を得た一般会計出資債元利償還金を除く。）（千円未満の端数は四捨五入する。）

AG_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た上水道一般会計出資債の額（千円未満の端数は四捨五入する。）

AG'_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た上水道一般会計出資債（広域化推進事業分）の額（千円未満の端数は四捨五入する。）

AH_n： AH_{11}＝　0.027 、AH_{12}＝　0.026 、AH_{13}＝　0.027 、AH_{14}＝　0.022 、AH_{15}＝　0.021 、AH_{16}＝　0.018 、AH_{17}＝　0.025 、AH_{18}＝　0.024 、AH_{19}＝　0.024 、AH_{20}＝　0.02386 、AH_{21}＝　0.02298 、AH_{22}＝　0.02254 、AH_{23}＝　0.02215 、AH_{24}＝　0.02220 、AH_{25}＝　0.02242 、AH_{26}＝　0.02271 、AH_{27}＝　0.020 、AH_{28}＝　0.0207 、AH_{29}＝　0.0209 、AH_{30}＝　0.02054 、$AH_{令元}$＝ 0.02021 、$AH_{令2}$＝ 0.01102 、$AH_{令3}$＝ 0.00935 、$AH_{令4}$＝ 0.00503 、$AH_{令5}$＝　0.00570 、AH_6＝　0.00817

AH'_n： $AH'_{令元}$＝ 0.02694 、$AH'_{令2}$＝ 0.01469 、$AH'_{令3}$＝ 0.01247 、$AH'_{令4}$＝ 0.00603 、$AH'_{令5}$＝ 0.00760 、$AH'_{令6}$＝ 0.01090

AI_n： n年度に発行について同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業）の額（千円）又は省エネ改修等事業に係る経費に充てるため同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額（千円）

AJ_n： $AJ_{令4}$＝　0.00302 、$AJ_{令5}$＝ 0.00380 、$AJ_{令6}$＝ 0.00545

$AI2_n$： 再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため令和５年度に発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額（千円）

$AJ2_n$： $AJ2_{令5}$＝　0.00634 、$AJ2_{令6}$＝ 0.00908

$AI3_n$： 電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため令和５年度に発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額（千円）

$AJ3_n$： $AJ3_{令5}$＝　0.00380 、$AJ3_{令6}$＝ 0.00545

AK_n： n年度に発行について同意又は許可を得た上水道一般会計出資債（脱炭素化事業）の額（千円）又は省エネ改修等事業に係る経費に充てるためn年度に発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額（千円）

AL_n： $AL_{令4}$＝　0.00302 、$AL_{令5}$＝ 0.00380 、$AL_{令6}$＝ 0.00545

$AK2_n$： 再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため令和５年度に発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額（千円）

$AL2_n$： $AL2_{令5}$＝　0.00634 、$AL2_{令6}$＝ 0.00908

$AK3_n$： 電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため令和５年度に発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に係るものに限る。）の額（千円）

$AL3_n$： $AL3_{令5}$＝　0.00380 、$AL3_{令6}$＝ 0.00545

α ： 財政力指数に応じた参入率（財政力指数×－0.5＋0.7）

AM_n： 病院事業(脱炭素化事業及び脱炭素化推進事業に係る残余分)に充てるためｎ年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に1/2を乗じて得た額（千円）

AN_n： $AN_{令4}$＝　0.00503 、$AN_{令5}$＝ 0.00634 、$AN_{令6}$＝ 0.00908

AM'_n： 病院事業(脱炭素化事業及び脱炭素化推進事業に係る残余分・特別分)に充てるためｎ年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に2/3を乗じて得た額（千円）

AN'_n： $AN'_{令4}$＝　0.00603 、$AN'_{令5}$＝ 0.00760 、$AN'_{令6}$＝ 0.01090

AO： 令和６年７月１日現在における当該都道府県立病院、都道府県立大学附属病院又は都道府県立リハビリ病院の精神病床の許可病床の数

AP： 令和６年７月１日現在における当該都道府県立の救命救急センターの数

15,000円： 単位費用

760千円： 都道府県立病院１病床当たりの繰出額

1,133,543千円： 単位費用に積算されている都道府県立病院会計への繰出金額

（注）　本補正の対象となっている病院事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の元利償還金は、公営企業繰出基準の対象となっている病院（医療法第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所（当該病院に附属しているもの））の建設又は改良に要する経費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の元利償還金である。なお、平成14年度までに発行を許可されたもの（平成15年度以降に発行について同意又は許可を得たもので、平成14年度以前に基本設計等に着手した事業に係るものを含む。）及び特別分は、繰出基準が当該額の2/3であるため、2/3を乗じ、その他のものは1/2であるため1/2を乗じている。また、平成28年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債のうち、当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。

3　密度補正Ⅲ

この補正は、①人口を測定単位として国民健康保険の保険基盤安定事業（保険者支援分を含む。）に係る需要額を算定する場合に、人口と保険料軽減者等が必ずしも比例しないため、保険料軽減者及び保険料軽減世帯数の多寡により補正するもの、②人口を測定単位として国民健康保険高額医療費負担金に係る需要額を算定する場合に、人口と国民健康保険の一般被保険者数が必ずしも比例しないため、一般被保険者数の多寡により補正するもの、③人口を測定単位として国民健康保険の都道府県繰入金に係る需要額を算定する場合に、人口と都道府県繰入金が必ずしも比例しないため、都道府県繰入金の多寡により補正するものである。

算　　式

$$
\begin{aligned}
\text{（密度補正Ⅲ係数−1）} &= \frac{1}{\text{A}\times\ 15,000\text{円}}\times\Big\{(\ 1/6\ +\ 5/6\ \ \alpha)\times\text{B}\times\ 12,949\text{円}\ +(\ 1/6\ +\ 5/6\ \ \beta)\times\text{C}\times \\
&\quad 7,952\text{円}\ -\ 4,401,171\text{千円}\ \times\frac{\text{A}}{1,700,000\text{人}}\Big\}+\frac{1}{\text{A}\times\ 15,000\text{円}}\times\Big\{\text{D}\times \\
&\quad 131,129\text{円}\ \times\ 0.0400\ -\ 879,860\text{千円}\ \times\frac{\text{A}}{1,700,000\text{人}}\Big\}+\frac{1}{\text{A}\times\ 15,000\text{円}}\times \\
&\quad \Big\{\text{E}\times\ 3,808\text{円}\ -\ 1,184,948\text{千円}\ \times\frac{\text{A}}{1,700,000\text{人}}\Big\}+\frac{1}{\text{A}\times\ 15,000\text{円}}\times \\
&\quad \Big\{\text{F}\times\gamma\times\ 0.09\ -\ 7,698,996\text{千円}\ \times\frac{\text{A}}{1,700,000\text{人}}\Big\} \\
&= \frac{1}{\text{A}}\times\Big\{(\ 1/6\ +\ 5/6\ \ \alpha)\times\text{B}\times\ 0.863\ +(\ 1/6\ +\ 5/6\ \ \beta)\times\text{C}\times\ 0.530\ - \\
&\quad 0.173\ +\frac{1}{\text{A}}\times(\text{D}\times\ 0.350\ )-\ 0.035\ +\frac{1}{\text{A}}\times(\text{E}\times\ 0.254\ )-\ 0.046 \\
&\quad +\frac{\text{F}\times\gamma\times\ 0.09}{\text{A}\times\ 15,000\text{円}}-\ 0.302\Big\}
\end{aligned}
$$

算式の符号

A：当該都道府県の人口

B：次の算式によって求めた当該都道府県の補正後保険料軽減者数

算式：（当該都道府県の７（６）割軽減保険料軽減者数＝（イ））× 1.75＋
（当該都道府県の５（４）割軽減保険料軽減者数＝（ロ））× 1.25＋
（当該都道府県の２割軽減保険料軽減者数＝（ハ））× 0.5

C：次の算式によって求めた当該都道府県の補正後保険料軽減世帯数

算式：（当該都道府県の７（６）割軽減保険料軽減世帯数＝（ニ））× 1.75＋
（当該都道府県の５（４）割軽減保険料軽減世帯数＝（ホ））× 1.25＋
（当該都道府県の２割軽減保険料軽減世帯数＝（ヘ））× 0.5

$$
\alpha：\frac{\dfrac{\text{（当該都道府県の減額した被保険者均等割額計＝ト）}}{\text{（当該都道府県の補正後保険料軽減者数＝B）}}}{11,005\text{（全国平均の補正後被保険者1人当たり軽減額）}}
$$

$$
\beta：\frac{\dfrac{\text{（当該都道府県の減額した世帯別平等割額計＝チ）}}{\text{（当該都道府県の補正後保険料軽減世帯数＝C）}}}{6,766\text{（全国平均の補正後1世帯当たり軽減額）}}
$$

D：次の算式によって求めた当該都道府県の補正後保険料軽減者数

算式：（当該都道府県の７（６）割軽減保険料軽減者数＝（イ））＋
（当該都道府県の５（４）割軽減保険料軽減者数＝（ロ））× 0.94 ＋
（当該都道府県の２割軽減保険料軽減者数＝（ハ））× 0.88

E：当該都道府県の国民健康保険の一般被保険者数（退職者医療制度の対象者を除く。）

F：当該都道府県の国民健康保険の療養給付費等負担金等の対象となった療養給付費等の額（千円）

15,000円：単位費用

12,949円：補正後保険料軽減者１人当たり都道府県負担額(均等割相当)

7,952円：補正後保険料軽減世帯１世帯当たり都道府県負担額(平等割相当)

4,401,171千円：単位費用の積算の基礎に算入されている保険基盤安定負担金（保険料軽減分）の額

131,129円：補正後保険料軽減者１人当たり都道府県負担額（保険者支援分）

0.0400：0.16（７割軽減被保険者の保険基盤安定負担金（保険者支援分）の支援率）×0.25（負担割合）

879,860千円：単位費用積算の基礎に算入されている保険基盤安定負担金(保険者支援分)の額

3,808円：一般被保険者１人当たり単価

1,184,948千円：単位費用の積算に算入されている高額医療費負担金の額

γ：0.96006848

（令和７年度予算における国の調整交付金の算定基礎となる療養給付費等の総額を令和５年度決算額で除した率）

0.09：療養給付費等に対する都道府県繰入金の割合

7,698,996千円：単位費用の積算に算入されている都道府県繰入金の額

第三項　普 通 態 容 補 正

単位費用の基礎となる標準団体行政経費は、道府県内の市町村が全て指定都市、中核市及び保健所設置市以外の市町村からなるものとして積算されているので、指定都市、中核市又は特別区・保健所設置市のある道府県の基準財政需要額の算定に当たっては、当該指定都市、中核市又は特別区・保健所設置市があるために道府県として不要になる経費を減額するため権能差による補正を行うこととしている。

具体的には、別表のとおり、指定都市県、中核市県、特別区・保健所設置市県ごとに標準団体行政経費中不要となる経費及び残置される経費を積算して補正率を算出した上で、指定都市、中核市、特別区・保健所設置市のそれぞれの人口に各権能差率を乗じて得た数及び一般市町村の人口の合計数を人口で除して得た率をもって普通態容補正係数とした。

なお、地域手当分については、「地域振興費」において一括適用することとした。

$$\text{算式}=\frac{\left[\begin{array}{c}\text{指定都市}\\\text{の人口}\end{array}\times\begin{array}{c}\text{指定都市県}\\\text{の権能差率}\end{array}\right]+\left[\begin{array}{c}\text{中核市}\\\text{の人口}\end{array}\times\begin{array}{c}\text{中核市県の}\\\text{権能差率}\end{array}\right]+\left[\begin{array}{c}\text{特別区・保}\\\text{健所設置市}\\\text{の人口}\end{array}\times\begin{array}{c}\text{特別区・保健}\\\text{所設置市県の}\\\text{権能差率}\end{array}\right]+\left[\begin{array}{c}\text{一般市町村}\\\text{の人口}\end{array}\right]}{\text{人　　口}}$$

別表　権能差率算出表

（単位：千円）

区　分			指定都市県	中核市県	特別区・保健所設置市県
不要となる経費	1 保健所費		2,086,346	2,086,346	2,077,946
	2 感染症等対策費		2,109,846	280,338	237,679
	3 精神保健費		2,398,800	41,046	41,046
	4 衛生研究所費		253,800	0	0
	5 生活衛生指導費		615,042	615,042	558,170
	6 医療行政費		46,789	40,715	32,315
	7 薬事行政費		42,496	42,361	34,500
	8 衛生諸費		76,763	35,517	26,848
	9 給与改善費		34,526	31,098	29,762
	不要経費一般財源	A	7,664,408	3,172,463	3,038,266
標準団体総経費一般財源		B	25,423,103	25,423,103	25,423,103
残置経費一般財源（B－A）		C	17,758,695	22,250,640	22,384,837
権能差率（C／B）			0.699	0.875	0.880

第四節　こども子育て費

単位費用	103,000円	測定単位	18歳以下人口

こども子育て費に適用する補正は、段階補正、密度補正Ⅰ、密度補正Ⅱ、普通態容補正、事業費補正及び経常態容補正である。

算式　段階補正係数×普通態容補正係数＋(密度補正Ⅰ係数－1)＋(密度補正Ⅱ係数－1)＋（事業費補正係数－１）
＋経常態容補正係数

第一項　段　階　補　正

18歳以下人口の段階を第一表左欄のように定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の算定の例により、第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各団体における単位当たり費用（第二表中Ｚ）を求めた。更に、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第三表の段階補正係数算出表を定めた。なお、指定都市、児童相談所設置中核市、中核市及び福祉事務所設置町村を包括する道府県については、普通態容補正において権能差による割減の補正が行われており、段階補正についても当該道府県が行う行政事務は指定都市、児童相談所設置中核市、中核市及び福祉事務所設置町村に係る権能差補正による残分が対象となるべきと考えられるので、段階補正に用いる人口は権能差補正後の人口（指定都市の区域の人口×0.746＋児童相談所設置中核市の区域の人口×0.748＋中核市の区域の人口×0.975＋福祉事務所設置町村の区域の人口×0.996＋指定都市・児童相談所設置中核市・中核市・福祉事務所設置町村の区域以外の区域に係る人口）によることとしている。

第一表　18歳以下人口段階ごとの職員配置表

区分 / 18歳以下人口段階	課　長	職　員　A	職　員　B	合　計
千人	人	人	人	人
100	5	26	111	142
130	5	26	117	148
180	5	27	118	150
230	5	27	120	152
280（標準団体）	5	28	125	158
350	5	31	138	174
410	5	34	150	189
580	5	42	188	235
990	5	69	309	383
1,320	5	90	400	495

各18歳以下人口段階の経費は、第二表のとおりであり、以下のとおり分類した。

第二表　18歳以下人口段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

人口段階 / 経費区分	千人 100	130	180	230	(標準団体) 280	350	410	580	990	1,320
給　与　費	955,871	995,927	1,013,034	1,025,636	1,065,784	1,181,326	1,299,159	1,633,076	2,659,056	3,442,616
給与改善費	10,980	11,441	11,637	11,782	12,243	13,570	14,924	18,760	30,545	39,546
18歳以下人口比例経費	7,698,591	10,008,168	13,857,463	17,706,758	21,556,053	26,945,068	31,564,221	44,651,825	76,216,045	101,621,393
その他の経費	5,871,192	5,871,695	5,873,529	6,023,568	6,153,936	7,635,931	8,685,086	11,698,514	19,233,506	23,467,160
一般財源計	14,536,634	16,887,231	20,755,663	24,767,744	28,788,016	35,775,895	41,563,390	58,002,175	98,139,152	128,570,715
単位当たり費用Z（円）	145,366	129,902	115,309	107,686	103,000	102,217	101,374	100,004	99,130	97,402
Z／単位費用	1.411	1.261	1.120	1.045	1.000	0.992	0.984	0.971	0.962	0.946

第三表　段階補正係数算出表

18歳以下人口	段階補正係数
～ 130千人	$\frac{1}{P}$（ 0.76 P＋ 65,200 ）
130 ～ 180千人	$\frac{1}{P}$（ 0.75 P＋ 66,500 ）
180 ～ 230千人	$\frac{1}{P}$（ 0.78 P＋ 61,100 ）
230 ～ 280千人	$\frac{1}{P}$（ 0.79 P＋ 58,800 ）
280 ～ 350千人	$\frac{1}{P}$（ 0.96 P＋ 11,200 ）
350 ～ 410千人	$\frac{1}{P}$（ 0.94 P＋ 18,200 ）
410 ～ 580千人	$\frac{1}{P}$（ 0.94 P＋ 18,200 ）
580 ～ 990千人	$\frac{1}{P}$（ 0.95 P＋ 12,400 ）
990千人 ～	$\frac{1}{P}$（ 0.90 P＋ 61,900 ）

（注）Ｐ＝当該団体の18歳以下人口（権能差補正後）

第二項　密　度　補　正

1　密度補正Ⅰ

密度補正Ⅰは、私立保育所及び私立認定こども園の在籍人員（２・３号認定子ども）、地域型保育給付に係る子ども、施設等利用給付に係る子ども、障害福祉サービス利用者、児童手当支給対象児童、児童扶養手当受給者及び虐待相談対応件数の密度による補正を適用する。

18歳以下人口を測定単位としてこども子育て費に係る基準財政需要額を算定する場合に、18歳以下人口と施設型給付費、地域型保育給付費、施設等利用給付費、障害福祉サービスに要する経費、児童手当支給経費、児童扶養手当支給経費及び児童福祉司の配置に要する経費が必ずしも比例しない事情があるため、標準団体に算入されている私立保育所及び私立認定こども園の在籍人員（２・３号認定子ども）数、地域型保育給付に係る子ども数、施設等利用給付に係る子ども数、障害福祉サービス利用者数、児童手当支給対象児童数、児童扶養手当受給者数及び虐待相談対応件数の18歳以下人口比例を基準として、需要額を割増又は割減するために適用される。

算　　式

（密度補正Ⅰ係数－1）

【施設型給付費（２・３号認定子ども）分】

$$= \frac{1}{A \times 103,000円} \times \left[B1 \times \alpha 1 \times 418,972円 - 4,711,473千円 \times \frac{A}{280,000人} + B2 \times \alpha 2 \times 191,302円 - 3,321,229千円 \times \frac{A}{280,000人} \right]$$

$$= \left(\frac{B1 \times \alpha 1 \times 4.068}{A} - 0.163 \right) + \left(\frac{B2 \times \alpha 2 \times 1.857}{A} - 0.115 \right)$$

$$\alpha 1 = \frac{\beta 1}{412,178円}、\quad \beta 1 = \frac{(a1 - b) \times 12 \times 0.25}{c1}$$

$$\alpha 2 = \frac{\beta 2}{235,139円}、\quad \beta 2 = \frac{a2 \times 12 \times 0.25}{c2}$$

【地域型保育給付費分】

$$= \frac{1}{A \times 103,000円} \times \left(C \times 594,233円 - 820,485千円 \times \frac{A}{280,000人} \right)$$

$$= \left(\frac{C \times 5.769}{A} - 0.028 \right)$$

【施設等利用給付（私立幼稚園（新制度移行分除く）除く）分】

$$= \frac{1}{\text{A}\times\ 103,000\text{円}} \times \left(\quad \text{D}\times\gamma\times \quad 48,821\text{円} \ - \quad 297,543\text{千円} \quad \times \frac{\text{A}}{280,000\text{人}} \right)$$

$$= \frac{\text{D}\times\gamma\times 0.474}{\text{A}} \ - \ 0.010$$

$$\gamma \ = \frac{\delta}{11,272\text{円}} \ 、 \qquad \delta \ = \frac{(\text{d}-\text{e})\times \ 0.25}{\text{f}}$$

【障害福祉サービス分】

$$= \frac{1}{\text{A}\times\ 103,000\text{円}} \times \left\{ \left(\quad \text{E}\times \quad 401,630\text{円} \ - \quad 3,258,826\text{千円} \ \times \frac{\text{A}}{280,000\text{人}} \right) \right.$$

$$= \quad \frac{\text{E}\times 3.90}{\text{A}} \ - \ 0.113$$

【児童手当分】

$$= \frac{1}{\text{A}\times\ 103,000\text{円}} \times \left\{ \left(\text{F}\,1\times 12,000\text{円} \ + \ \text{F}\,2\times 13,333\text{円} \ + \ \text{F}\,3\times 13,333\text{円} \ + \right.\right.$$

$$\text{F}\,4\times 13,333\text{円} \ + \ \text{F}\,5\times 13,333\text{円} \ + \ \text{F}\,6\times 13,333\text{円} \ +$$

$$\text{F}\,7\times 13,333\text{円} \ + \ \text{F}\,8\times 24,000\text{円} \ + \ \text{F}\,9\times \ 40,000\text{円} \ +$$

$$\text{F}\,10\times \ 40,000\text{円} \ + \ \text{F}\,11\times 180,000\text{円} \ + \ \text{F}\,12\times \ 120,000\text{円} \ +$$

$$\left.\left. \text{F}\,13\times 120,000\text{円} \ + \ \text{F}\,14\times 120,000\text{円} \ + \ \text{F}\,15\times 360,000\text{円} \right) \right.$$

$$\left. - \ \frac{5,338,306\text{千円} \ \times \text{A}}{280,000\text{人}} \right\}$$

$$= \left\{ \text{F}\,1\times 0.117 \ + \ \text{F}\,2\times \ 0.129 \ + \ \text{F}\,3\times \ 0.129 \ + \ \text{F}\,4\times \ 0.129 \ + \ \text{F}\,5\times \ 0.129 \ + \ \text{F}\,6\times \ 0.129 \ + \right.$$

$$\text{F}\,7\times \ 0.129 \ + \ \text{F}\,8\times \ 0.233 \ + \ \text{F}\,9\times \ 0.388 \ + \ \text{F}\,10\times \ 0.388 \ + \ \text{F}\,11\times \ 1.748 \ + \ \text{F}\,12\times \ 1.165 \ +$$

$$\left. \text{F}\,13\times \ 1.165 \ + \ \text{F}\,14\times \ 1.165 \ + \ \text{F}\,15\times \ 3.495 \right\} \ \times \frac{1}{\text{A}} \ - \ 0.185$$

【児童扶養手当分】

$$= \frac{1}{\text{A}\times\ 103,000\text{円}} \times \left(\quad \text{G}\times \quad 19,092\text{円} \ + \quad \text{H}\times \quad 8,885\text{円} \ - \quad 544,475\text{千円} \ \times \frac{\text{A}}{280,000\text{人}} \right)$$

$$= \quad \frac{\text{G}\times 0.185 \quad + \quad \text{H}\times 0.086}{\text{A}} \ - \ 0.019$$

【児童福祉司分】

$$= \frac{1}{\text{A}\times\ 103,000\text{円}} \times \left(\quad \varepsilon\times \quad 5,654\text{千円} \ + \quad \zeta\times \quad 2,842\text{千円} \ - \quad 226,250\text{千円} \ \times \frac{\text{A}}{280,000\text{人}} \right)$$

$$= \frac{\varepsilon\times 54.893 \quad + \quad \zeta\times 27.592}{\text{A}} \ - \ 0.008$$

$$\varepsilon = \left(\quad \text{I} - \frac{\text{K}-\text{J}}{1,000} \right) \times \frac{1}{40} \ 、 \qquad \zeta = \frac{\varepsilon}{6}$$

算式の符号

Ａ　：測定単位の数値（18歳以下人口）
Ｂ１　：私立保育所及び私立認定こども園の在籍人員数（3号認定子ども）
Ｂ２　：私立保育所及び私立認定こども園の在籍人員数（2号認定子ども）
Ｃ　：地域型保育給付の各事業に係る子どもの数に、それぞれ次の乗率を乗じて算出した数値の合計
家庭的保育：1.236　　小規模保育Ａ型：1.000　　小規模保育Ｂ型及び特例保育：0.815
小規模保育Ｃ型：1.036　　居宅訪問型保育：2.439　　事業所内保育Ａ型：0.957
事業所内保育Ｂ型：0.848　　事業所内保育20人以上：0.690
Ｄ　：子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数
Ｅ　：障害福祉サービスのうち当該団体における「児童発達支援利用者数」及び「放課後等デイサービス利用者数」の計
Ｆ１　：当該団体における児童手当支給対象児童数（３歳未満）（非被用者分）
Ｆ２　：当該団体における児童手当支給対象児童数（３歳～小学校）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）
Ｆ３　：当該団体における児童手当支給対象児童数（３歳～小学校）（非被用者分）
Ｆ４　：当該団体における児童手当支給対象児童数（中学校）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）
Ｆ５　：当該団体における児童手当支給対象児童数（中学校）（非被用者分）
Ｆ６　：当該団体における児童手当支給対象児童数（高校生）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）
Ｆ７　：当該団体における児童手当支給対象児童数（高校生）（非被用者分）
Ｆ８　：当該団体における児童手当支給対象児童数（３歳未満）（非被用者分のうち第３子以降分）
Ｆ９　：当該団体における児童手当支給対象児童数（３歳以降）（被用者分のうち第３子以降分）
Ｆ10　：当該団体における児童手当支給対象児童数（３歳以降）（非被用者分のうち第３子以降分）
Ｆ11　：当該団体における児童手当支給対象児童数（３歳未満）（地方公務員分）
Ｆ12　：当該団体における児童手当支給対象児童数（３歳～小学校）（地方公務員分）
Ｆ13　：当該団体における児童手当支給対象児童数（中学校）（地方公務員分）
Ｆ14　：当該団体における児童手当支給対象児童数（高校生）（地方公務員分）
Ｆ15　：当該団体における児童手当支給対象児童数（地方公務員分のうち第３子以降分）
Ｇ　：当該団体における児童扶養手当受給者数（町村分（福祉事務所設置町村分を除く））
Ｈ　：当該団体における町村部人口（福祉事務所設置町村を除く）
Ｉ　：児童相談所における虐待相談対応件数
Ｊ　：当該都道府県の区域内の指定都市又は児童相談所設置中核市の令和２年度国勢調査人口の合計
Ｋ　：当該都道府県の区域内の令和２年度国勢調査人口の合計

ａ１　：前年度私立保育所等費用額（令和６年10月分）のうち満３歳未満子どもに係る額
ａ２　：前年度私立保育所等費用額（令和６年10月分）のうち満３歳以上子どもに係る額
ｂ　：前年度私立保育所等利用者負担額（令和６年10月分）
ｃ１　：前年度私立保育所等在籍人員数（令和６年10月分）のうち満３歳未満子どもの数
ｃ２　：前年度私立保育所等在籍人員数（令和６年10月分）のうち満３歳以上子どもの数
ｄ　：前年度子育てのための施設等利用給付支給額（令和６年分）
ｅ　：前年度子育てのための施設等利用給付支給額（令和６年分）のうち私立幼稚園（新制度移行分除く）に係る額
ｆ　：前年度子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数（令和６年分）

103,000円 ： 単位費用
280,000人 ：標準団体の18歳以下人口
418,972円 ： 私立保育所及び私立認定こども園在籍人員（3号認定子ども）施設型給付単価（一般財源）
191,302円 ： 私立保育所及び私立認定こども園在籍人員（2号認定子ども）施設型給付単価（一般財源）
4,711,473千円 ： 標準団体に算入されている施設型給付費（3号認定子ども）の所要額（一般財源）
3,321,229千円 ： 標準団体に算入されている施設型給付費（2号認定子ども）の所要額（一般財源）
412,178円 ： 前年度保育単価（満３歳未満子どもに係る額）（道府県負担一般財源年額平均）
235,139円 ： 前年度保育単価（満３歳以上子どもに係る額）（道府県負担一般財源年額平均）
0.25 ： 道府県負担率 $\frac{2.5}{10}$
594,233円 ： 地域型保育給付に係る子ども１人当たり単価（一般財源）
820,485千円 ： 標準団体に算入されている地域型保育給付費の所要額（一般財源）
48,821円 ： 施設等利用給付に係る子ども１人当たり単価（私立幼稚園（新制度移行分除く）に係る額を除く）（一般財源）
297,543千円 ： 標準団体に算入されている施設等利用給付費（私立幼稚園（新制度移行分除く）に係る額を除く）の所要額（一般財源）
11,272円 ： 前年度施設等利用給付支給額単価（私立幼稚園（新制度移行分除く）に係る額を除く）（道府県負担一般財源年額平均）
3,258,826千円 ： 標準団体に算入されている障害福祉サービスのうち日中活動系サービス（「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」）に係る所要額（一般財源）
401,630円 ： 日中活動系サービス利用者（「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」）１人当たり単価
12,000円 ： 児童手当支給対象児童（３歳未満）（非被用者分）１人当たり単価
13,333円 ： 児童手当支給対象児童（３歳～小学校）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）、
児童手当支給対象児童（３歳～小学校）（非被用者分）、
児童手当支給対象児童（中学校）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）、
児童手当支給対象児童（中学校）（非被用者分）、
児童手当支給対象児童（高校生）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）
及び児童手当支給対象児童（高校生）（非被用者分）　１人当たり単価
24,000円 ： 児童手当支給対象児童（３歳未満）（非被用者分のうち第３子以降分）　１人当たり単価
40,000円 ： 児童手当支給対象児童（３歳以降）（被用者分のうち第３子以降分）及び
児童手当支給対象児童（３歳以降）（非被用者分のうち第３子以降分）　１人当たり単価
180,000円 ： 児童手当支給対象児童（３歳未満）（地方公務員分）　１人当たり単価
120,000円 ： 児童手当支給対象児童（３歳～小学校）（地方公務員分）、
児童手当支給対象児童（中学校）（地方公務員分）及び
児童手当支給対象児童（高校生）（地方公務員分）　１人当たり単価
360,000円 ： 児童手当支給対象児童（地方公務員分のうち第３子以降分）　１人当たり単価
5,338,306千円 ： 標準団体に算入されている児童手当の所要額（一般財源）
19,092円 ： 児童扶養手当支給対象者１人当たり単価（地方負担額の5/8相当分（H18負担率変更分））
8,885円 ： 児童扶養手当に係る町村部人口一人当たり単価（地方負担額の3/8相当分（従来地方負担分））
544,475千円 ： 標準団体に算入されている児童扶養手当の所要額（一般財源）
5,654千円 ： 児童福祉司１人当たりの追加的配置に係る単価（給与改善費分を含む。）
2,842千円 ： スーパーバイザー１人当たりの追加的配置に際して児童福祉司の追加的配置に係る単価に上乗せして必要となる額（給与改善費分を含む。）
226,250千円 ： 標準団体に算入されている児童福祉司の追加的配置に係る所要額（密度補正対象一般財源）（給与改善費分を含む。）

（注１）ｄ－ｅが負数のときδは０とする。
（注２）Ｉ－（Ａ－Ｊ）/1,000が負数のときεは０とする。また、εは小数点以下切り上げ、
ζは小数点以下四捨五入した数とする。

2　密度補正Ⅱ

密度補正Ⅱは、子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園・私立認定こども園の在籍人員数（１号認定子ども）及び新制度未移行私立幼稚園児数の密度による補正を適用する。

18歳以下人口を測定単位としてこども子育て費に係る基準財政需要額を算定する場合に、18歳以下人口と施設型給付費及び施設等利用給付費（新制度未移行私立幼稚園分）が必ずしも比例しない事情があるため、標準団体に算入されている、子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園・私立認定こども園の在籍人員数（１号認定子ども）及び新制度未移行私立幼稚園児数の18歳以下人口比例を基準として、需要額を割増又は割減するために適用するものである。

算　　式

（密度補正Ⅱ係数－1）

【施設型給付費分】

$$= \frac{1}{\text{A}\times\ 103,000\text{円}} \times \left(\text{B}\times\text{C}\times \quad 382,032\text{円} - 6,305\text{人} \times 382,032\text{円} \times \frac{\text{A}}{280,000\text{人}} \right)$$

$$= \frac{\text{B}\times\text{C}\times 3.709}{\text{A}} - 0.084$$

算式の符号

A：測定単位の数値（18歳以下人口）

B：当該都道府県の市町村ごとの私立幼稚園（新制度移行分）の在籍人員数及び私立認定こども園の１号認定子どもの数の合計数の合計数

C：$\dfrac{\alpha\ /\ \beta\times 12}{1,065,925}$

280,000人：標準団体の18歳以下人口

382,032円：施設型給付費単価（都道府県負担分）

6,305人：標準団体当たりの１号認定子ども等の数

α：管内市町村の前年度私立幼稚園等費用額（n-1.10月分）の合計額

β：管内市町村の前年度私立幼稚園等在籍人員数（n-1.10月分）の合計数

1,065,925円：前年度施設型給付費全国平均単価

【施設等利用給付費分】

$$= \frac{1}{\text{A}\times\ 103,000\text{円}} \times \left(\text{B}\times \quad 77,100\text{円} - 4,635\text{人} \times 77,100\text{円} \times \frac{\text{A}}{280,000\text{人}} \right)$$

$$= \frac{\text{B}\times\text{C}\times 0.749}{\text{A}} - 0.012$$

算式の符号

A：測定単位の数値（18歳以下人口）

B：当該都道府県の市町村ごとの新制度未移行私立幼稚園の在籍人員数の合計数

280,000人：標準団体の18歳以下人口

77,100円：施設等利用給付費単価（都道府県負担分）

4,635人：標準団体当たりの１号認定子ども等の数

第三項　普 通 態 容 補 正

地方自治法等の規定によって道府県の行う事務の一部が指定都市、児童相談所設置中核市、中核市及び福祉事務所設置町村に移譲されているので、行政権能差による補正を行うこととしている。すなわち、指定都市、児童相談所設置中核市、中核市及び福祉事務所設置町村の事務移譲については次に掲げる経費について総財政需要額中に占める当該経費の控除後の額の割合をもって補正率とした。

（単位　千円）

経　費　区　分		指定都市	児童相談所設置中核市	中核市	一般県（参考）
移譲される経費	1 こども成育行政費	173,740	165,340	165,340	352,757
	2 母子保健費	53,659	9,281	9,281	110,386
	3 母子医療対策費	285,622	285,622	285,622	289,767
	4 子ども・子育て支援費	17,201	17,153	17,153	17,699,676
	5 児童措置費	5,652,983	5,652,983	86,973	5,700,880
	6 児童相談所費	901,043	895,453	24,963	1,117,059
	7 児童一時保護所費	101,101	101,101	0	101,101
	8 児童扶養手当及び母子父子寡婦福祉対策費	94,931	94,931	94,931	686,274
	9 青少年保護育成費	21,670	21,670	21,670	21,670
	10 給与改善費	9,759	9,616	1,533	14,803
	11 旧投資権能差	10,819	10,819	10,819	－
	事務移譲経費　計　A	7,322,528	7,263,969	718,285	
標準団体一般財源総額　B		28,788,016	28,788,016	28,788,016	28,788,016
残置一般財源（B－A）　C		21,465,488	21,524,047	28,069,731	
権能差率　$\frac{C}{B}$		0.746	0.748	0.975	
（前年度権能差率）		0.747	0.750	0.975	

（単位　千円）

経　費　区　分		福祉事務所設置町村
移譲される経費	児童措置費	43,487
	児童扶養手当及び母子父子寡婦福祉対策費	59,083
	事務移譲経費　計　A	102,570
標準団体一般財源総額　B		28,788,016
残置一般財源（B－A）　C		28,685,446
権能差率　$\frac{C}{B}$		0.996

第四項　事 業 費 補 正

平成18年度に一般財源化された次世代育成支援対策施設整備交付金に係る施設整備事業債及びこども・子育て支援事業債の元利償還金を算入することとしている。
算定方法は以下のとおりである。

算　　式

$$(\text{事業費補正係数}-1) = \left(\sum_{n=30}^{令6} (B_n \times C_n) + \sum_{n=令2}^{令6} (D_n \times E_n) + \sum_{n=令2}^{令6} (F_n \times G_n) + \sum_{n=令6}^{令6} (H_n \times I_n) + \sum_{n=令6}^{令6} (H'_n \times I'_n) \right) \times \frac{1}{103,000円 \times A}$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B_n：ｎ年度において発行について同意又は許可を得た施設整備事業費(一般財源化分)次世代育成支援対策施設整備交付金に係る地方債の額

C_n：次に掲げる率

C_{30}：　0.03813

$C_{令元}$：0.03798

$C_{令2}$：　0.03006

$C_{令3}$：　0.03043

$C_{令4}$：　0.00483

$C_{令5}$：　0.00665

$C_{令6}$：　0.01007

D_n：ｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業(児童相談所整備事業に係るものに限る）に係る地方債の額

E_n：次に掲げる率

$E_{令2}$：　0.02147

$E_{令3}$：　0.02174

$E_{令4}$：　0.00345

$E_{令5}$：　0.00475

$E_{令6}$：　0.00719

F_n：ｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備事業(児童相談所一時保護施設整備事業に係るものに限る)に係る地方債の額

G_n：次に掲げる率

$G_{令2}$：　0.02147

$G_{令3}$：　0.02174

$G_{令4}$：　0.00345

$G_{令5}$：　0.00475

$G_{令6}$：　0.00719

H_n：ｎ年度に発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業債（公共施設又は公用施設におけるこども・子育て支援機能強化のための改修事業）及びこども・子育て支援事業債（子育て関連施設における環境改善事業）に係る地方債の額

I_n：次に掲げる率

$I_{令6}$：　0.00719

H_n：ｎ年度に発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業債（こども・子育て支援機能強化のための公共施設の新築、増築又は改築事業）及びこども・子育て支援事業債（認定こども園の保育所機能又は幼稚園機能に係る施設等の改修事業、新築、増築又は改築事業）に係る地方債の額

I_n：次に掲げる率

$I_{令6}$：　0.00431

第五項　経 常 態 容 補 正

人口に占める「18歳以下人口」の割合が小さい団体に配慮した補正措置を講ずることとしている。
算定方法は以下のとおりである。

算　　式

（経常態容補正係数）＝｛（ 0.154/18歳以下人口比率 － 1 ）×0.214 ｝× 連乗補正係数

算式の符号

18歳以下人口比率 ：18歳以下人口（R2年国勢調査）/人口（R2年国勢調査）の数値

0.154 ：18歳以下人口比率の全国平均

0.214 ：こども子育て費単位費用中の人口比例経費及び給与費以外の経費の割合

（注）0.154/18歳以下人口比率の値が1.000を下回る場合は1.000とする。

第五節　高齢者保健福祉費

単位費用	(65歳以上人口)	58,700円	測定単位	65歳以上人口
	(75歳以上人口)	101,000円		75歳以上人口

第一款　65歳以上人口を測定単位とするもの

高齢者保健福祉費のうち65歳以上人口を測定単位とするものに適用する補正は、段階補正、密度補正、普通態容補正及び事業費補正である。

算式　段階補正係数×普通態容補正係数＋（密度補正係数－1）＋（事業費補正係数－1）

第一項　段　階　補　正

測定単位である65歳以上人口の段階ごとの職員数を第一表のように定め、各段階における財政需要額を第二表のとおり積算して、当該財政需要額をそれぞれの段階の測定単位で除して得た単位当たり費用を基礎として、第三表のとおり段階補正係数算出表を定めた。

また、指定都市及び中核市を包括する道府県については、普通態容補正において権能差の補正が行われており、段階補正についても当該道府県が行う高齢者保健福祉に係る行政事務は指定都市及び中核市に係る権能差補正による残分が対象となるべきと考えられるため、段階補正に用いる人口は、権能差補正後の人口によることとしている。

なお、令和７年度における権能差補正率は、指定都市にあっては0.961、中核市にあっては0.962としている。また、この補正率において指定都市及び中核市に対して移譲された事務に係る施設整備費を反映している。

第一表　65歳以上人口段階ごとの職員配置表

区分 / 65歳以上人口段階	課　長	職　員　A	職　員　B	合　計
千人	人	人	人	人
180	1	7	18	26
240	1	8	19	28
340	1	8	20	29
430	1	8	21	30
530（標準団体）	1	8	22	31
670	1	9	24	34
840	1	9	26	36
1,200	2	10	28	40
1,500	2	11	32	45
2,000	3	14	34	51

第二表　65歳以上人口段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

人口段階 / 経費区分	千人 180	240	340	430	(標準団体) 530	670	840	1,200	1,500	2,000
給　与　費	169,510	183,500	189,090	194,680	200,270	219,850	231,030	260,700	291,460	337,930
給与改善費	1,946	2,107	2,169	2,235	2,299	2,523	2,653	2,988	3,338	3,878
65歳以上人口比例経費	9,946,800	13,262,400	18,788,400	23,761,800	29,287,900	37,024,200	46,418,400	66,312,000	82,890,000	110,520,000
その他の経費	1,546,592	1,587,320	1,616,842	1,619,127	1,636,140	1,714,526	1,779,779	1,860,575	1,941,874	2,584,031
一般財源 計	11,664,848	15,035,327	20,596,501	25,577,842	31,126,609	38,961,099	48,431,862	68,436,263	85,126,672	113,445,839
単位当たり費用Z（円）	64,805	62,647	60,578	59,483	58,700	58,151	57,657	57,030	56,751	56,723
Z／単位費用	1.104	1.067	1.032	1.013	1.000	0.991	0.982	0.972	0.967	0.966

第三表　段階補正係数算出表

65歳以上人口	段階補正係数
～　240千人	$\frac{1}{P}$（ 0.96 P＋ 26,100 ）
240 ～　340千人	$\frac{1}{P}$（ 0.94 P＋ 30,900 ）
340 ～　430千人	$\frac{1}{P}$（ 0.95 P＋ 27,500 ）
430 ～　530千人	$\frac{1}{P}$（ 0.94 P＋ 31,800 ）
530 ～　670千人	$\frac{1}{P}$（ 0.95 P＋ 26,500 ）
670 ～　840千人	$\frac{1}{P}$（ 0.95 P＋ 26,500 ）
840 ～　1,200千人	$\frac{1}{P}$（ 0.95 P＋ 26,500 ）
1,200 ～　1,500千人	$\frac{1}{P}$（ 0.95 P＋ 26,500 ）
1,500千人 ～	$\frac{1}{P}$（ 0.96 P＋ 11,500 ）

（注） P＝当該団体の65歳以上人口（権能差補正後）

第二項　密　度　補　正

密度補正は、居宅等・施設別の介護サービス受給者数の密度及び介護保険の１号保険料軽減措置に伴う保険料軽減被保険者数の密度による補正を適用する。

この補正は、65歳以上人口を測定単位として高齢者保健福祉費に係る基準財政需要額を算定する場合に、65歳以上人口と介護サービス受給者数及び保険料軽減被保険者数が必ずしも比例しない事情があるため、標準団体に算入されている介護給付費負担金及び１号保険料軽減措置に係る経費を基準として、居宅等・施設別の介護サービス受給者数及び保険料軽減被保険者数の多寡により需要額を割増し又は割落としするために適用する。

算　　式

$$（密度補正係数－1）＝\frac{1}{A\times 58,700円}\times（239,800円\times B＋579,600円\times C－27,492,811千円\times\frac{A}{530,000人}）$$

$$＋\frac{1}{A\times 58,700円}\times（3,565円\times D－446,048千円\times\frac{A}{530,000人}）$$

$$＝\left(\frac{4.085\ B＋9.874\ C}{A}－0.884\right)＋\left(\frac{0.061\ D}{A}－0.014\right)$$

算式の符号

Ａ：　測定単位の数値

Ｂ：　居宅介護サービス等受給者数（居宅介護サービス受給者数と地域密着型サービス受給者数の合計数）

Ｃ：　施設介護サービス受給者数

239,800円：　居宅介護サービス等受給者１人当たりの介護給付費負担金単価

579,600円：　施設介護サービス受給者１人当たりの介護給付費負担金単価

27,492,811千円：　標準団体において算入されている介護給付費負担金の額

Ｄ：　補正後保険料軽減被保険者数
補正後保険料軽減被保険者数の計算方法は、次の算式によって所得段階別１号被保険者数に補正率を乗じたものとする。
（算式）＝（第１段階被保険者数）×0.850＋（第２段階被保険者数）×1.000＋（第３段階被保険者数）×0.025

3,565円：　補正後保険料軽減被保険者１人当たりの１号保険料軽減措置に係る単価

446,048千円：　標準団体において算入されている１号保険料軽減措置に係る経費

第三項　普 通 態 容 補 正

行政権能差につき、次に示すところによって補正率を算出し、指定都市及び中核市のそれぞれの65歳以上人口に、当該補正率を乗じて得た数と一般市町村の65歳以上人口の合計数を65歳以上人口で除して得た率をもって普通態容補正係数とした。

なお、平成16年度より行政質量差については、算定の簡素化の観点から地域振興費において一括適用することとしている。

単位費用算定の基礎となった標準団体行政経費は、道府県内の市町村が全て指定都市又は中核市以外の市町村からなるものとして積算されているので、指定都市又は中核市のある道府県分にあっては、当該指定都市又は中核市がある道府県として不要になる経費を減額するため権能差による補正を行うこととしている。

具体的には、道府県内の全市町村が指定都市又は中核市であると仮定した場合の需要額を基礎として補正率を算出している。

第四表　指定都市県・中核市県不要一般財源額算出表

（単位：千円）

区分		指定都市県不要一般財源	中核市県不要一般財源
不要となる経費	1 高齢者福祉費	1,040,197	1,033,266
	2 高齢者保健費	31,113	31,113
	3 介護保険費	112,437	104,282
	4 追加財政需要額	0	0
	5 給与改善費	0	0
	6 施設整備費	16,796	16,796
	計 A	1,200,543	1,185,457
標団一財総額 B		31,126,609	31,126,609
残置一般財源（B－A） C		29,926,066	29,941,152

(1)　指定都市県

$$\text{権能差} = \frac{\text{残置一般財源　C}}{\text{標団一般総額　B}} = \frac{29,926,066}{31,126,609} = 0.961$$

(2)　中核市県

$$\text{権能差} = \frac{\text{残置一般財源　C}}{\text{標団一般総額　B}} = \frac{29,941,152}{31,126,609} = 0.962$$

第四項　事 業 費 補 正

平成18年度に一般財源化された地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等(30床以上の大規模な介護医療院の新設を含む。)に係る施設整備事業債の元利償還金を算入することとしている。

算定方法は以下のとおりである。

算　　式

$$(\text{事業費補正係数}-1) = \frac{\sum_{n=18}^{令6} (B_n \times C_n)}{58,700円 \times A}$$

算式の符号

A　：測定単位の数値

B_n　：n年度において発行について同意又は許可を得た施設整備事業費(一般財源化分)地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等(30床以上の大規模な介護医療院の新設を含む。)に係る地方債の額

C_n　：次の表に掲げる率（H18年度債～H23年度債：100%算入の理論償還率、H24年度債～：70%算入の理論償還率）

同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
乗率	0.053	0.052	0.05258	0.05593	0.05597	0.05621	0.03991	0.04086	0.04254	0.038
同意等年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	
乗率	0.0378	0.0379	0.03813	0.03798	0.03006	0.03043	0.00483	0.00665	0.01007	

第二款　75歳以上人口を測定単位とするもの

高齢者保健福祉費のうち75歳以上人口を測定単位とするものに適用する補正は、密度補正及び数値(75歳以上人口)急増補正Ⅰである。

算式　1＋（密度補正係数－1）＋（数値(75歳以上人口)急増補正Ⅰ－1）

第一項　密　度　補　正

密度補正は、保険料軽減措置に伴う保険料軽減被保険者数の密度による補正を適用する。

この補正は、75歳以上人口を測定単位として高齢者保健福祉費に係る基準財政需要額を算定する場合に、75歳以上人口と保険料軽減被保険者数が必ずしも比例しない事情があるため、標準団体に算入されている保険料軽減措置に係る経費を基準として、保険料軽減被保険者数の多寡により需要額を割増し又は割落としするために適用する。

算　　式

$$(\text{密度補正係数}-1) = \frac{1}{\text{A}\times\ 101,000\text{円}} \times \left(\ 19,400\text{円} \times \text{B} - 5,145,822\text{千円} \times \frac{\text{A}}{320,000\text{人}}\ \right)$$

$$= \frac{0.192\ \ \text{B}}{\text{A}} - 0.159$$

算式の符号

A：　測定単位の数値

B：　補正後保険料軽減被保険者数
補正後保険料軽減被保険者数の計算方法は、次の算式によって均等割軽減被保険者数に補正率を乗じたものとする。
(算式)＝(均等割７割軽減被保険者数)×1.4
＋(均等割５割軽減被保険者数)×1.0＋(均等割２割軽減被保険者数)×0.4

19,400円：　補正後保険料軽減被保険者１人当たりの保険料軽減措置に係る単価

5,145,822千円：　標準団体において算入されている保険料軽減措置に係る経費

第二項　75歳以上人口急増補正Ⅰ（数値代置）

75歳以上人口が急増している団体については、住民基本台帳登載の75歳以上人口の増加率を指標として75歳以上人口急増補正Ⅰ(数値代置)を行う。

令和７年度においては、令和７年１月１日現在の数値を令和３年１月１日現在の数値で除して得た率(75歳以上人口急増率)によって算定し、この75歳以上人口急増率が増加団体（特に増加が著しい団体を除く。）の全国平均増加率1.120を超える団体について適用する。

なお、保険料軽減措置に係る経費については、最新の基礎数値を用いて補正し、重ねて急増補正を適用する必要がないため、補正の対象から除くこととしており、令和７年度は0.841を乗じることとした。

算　　式

$$(\text{75歳以上人口急増補正Ⅰ係数}-1) = \left(\frac{\begin{array}{c}\text{令和７年１月１日現在の住民基本}\\ \text{台帳登載の75歳以上人口}\end{array}}{\begin{array}{c}\text{令和３年１月１日現在の住民基本}\\ \text{台帳登載の75歳以上人口}\end{array}} - 1.120 \right) \times 0.841$$

算式の符号

1.120：　全国平均増加率(特に増加が著しい団体を除く増加団体平均)

0.841：$\dfrac{\text{標準団体一般財源－急増補正対象外経費}}{\text{標準団体一般財源}} = \dfrac{27,222,111\text{千円}}{32,367,933\text{千円}}$

第六節　労　　働　　費

単位費用	459円	測定単位	人口

労働費に適用する補正は、段階補正のみである。

第一項　段　階　補　正

人口の段階を第一表左欄のように定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の財政需要額の算定の例により、第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用(第二表中Ｚ)を求めた。さらに各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第三段階の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　人口段階ごとの職員数

区分／人口段階	課　　長	職　員　A	職　員　B	合　　計
千人	人	人	人	人
600	2	20	21	43
800	2	25	26	53
1,100	3	30	31	64
1,400	3	36	37	76
1,700 （標準団体）	3	39	41	83
2,100	3	48	50	101
2,500	3	54	57	114
3,500	5	72	75	152
6,000	9	117	122	248
8,000	11	152	160	323

第二表　人口段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

人口段階／経費区分	千人 600	800	1,100	1,400	(標準団体) 1,700	2,100	2,500	3,500	6,000	8,000
給　与　費	326,868	391,123	463,638	536,112	581,511	706,375	782,246	1,052,720	1,698,787	2,211,700
給与改善費	2,518	3,123	3,817	4,559	4,981	6,084	6,731	8,905	14,299	18,401
その他経費	131,629	151,352	169,183	188,247	193,256	216,933	240,547	311,347	475,313	607,634
一般財源 計	461,015	545,598	636,638	728,918	779,748	929,392	1,029,524	1,372,972	2,188,399	2,837,735
単位当たり費用Ｚ(円)	768	682	579	521	459	443	412	392	365	355
Ｚ／単位費用	1.673	1.486	1.261	1.135	1.000	0.965	0.898	0.854	0.795	0.773

第三表　段階補正係数算出表

人　　口	段階補正係数
～　800千人	$\frac{1}{P}$（ 0.93 P＋ 446,000 ）
800 ～ 1,100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.66 P＋ 662,000 ）
1,100 ～ 1,400千人	$\frac{1}{P}$（ 0.67 P＋ 651,000 ）
1,400 ～ 1,700千人	$\frac{1}{P}$（ 0.37 P＋ 1,071,000 ）
1,700 ～ 2,100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.82 P＋ 306,000 ）
2,100 ～ 2,500千人	$\frac{1}{P}$（ 0.54 P＋ 894,000 ）
2,500 ～ 3,500千人	$\frac{1}{P}$（ 0.75 P＋ 369,000 ）
3,500 ～ 6,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.71 P＋ 509,000 ）
6,000千人 ～	$\frac{1}{P}$（ 0.71 P＋ 509,000 ）

（注）Ｐ＝当該団体の人口

第五章　産 業 経 済 費

第一節　農 業 行 政 費

単位費用	121,000円	測定単位	農家数

農業行政費に適用する補正は、段階補正、密度補正Ⅰ、密度補正Ⅱ、密度補正Ⅲ、密度補正Ⅳ、事業費補正及び数値(農家数)急減補正である。

算式
段階補正係数×密度補正Ⅰ係数＋(密度補正Ⅱ係数－1)＋(密度補正Ⅲ係数－1)＋(密度補正Ⅳ係数－1)
＋(事業費補正係数－1)＋(農家数急減補正係数－1)

第一項　段　階　補　正

測定単位(農家数)の団体分布の状況を勘案して農家数段階を第一表左欄のように定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の財政需要額の算定の例により、第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用(第二表中Ｚ)を求めた。
さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　農家数段階ごとの職員配置表

区分／農家数段階	課　長	職　員　A	職　員　B	合　計
戸	人	人	人	人
20,000	12	134	304	450
25,000	12	142	317	471
35,000	12	160	348	520
45,000（標準団体）	12	168	370	550
65,000	12	239	473	724
85,000	12	299	559	870

第二表　農家数段階ごとの財政需要額

(単位：千円)

区分＼農家数段階	戸 20,000	25,000	35,000	(標準団体) 45,000	65,000	85,000
給与費　歳　出　a	2,962,528	3,103,947	3,434,884	3,631,995	4,821,976	5,815,424
給与費　歳入(交付金等)　b	10,545	11,539	15,666	20,097	31,483	37,063
給与費　差引一般財源（ａ－ｂ）ｃ	2,951,983	3,092,408	3,419,218	3,611,898	4,790,493	5,778,361
給与改善費　d	33,715	35,311	38,995	41,134	54,477	65,726
事業費(一般財源)　e	1,456,526	1,463,753	1,624,599	1,789,456	2,597,161	3,322,662
一般財源総計（ｃ＋ｄ＋ｅ）	4,442,224	4,591,472	5,082,812	5,442,488	7,442,131	9,166,749
単位当たり費用Ｚ（円）	222,100	183,700	145,200	121,000	114,500	107,800
Ｚ／単位費用	1.836	1.518	1.200	1.000	0.946	0.891

第三表　段階補正係数算出表

農家数			段階補正係数
	～	25,000戸	$\frac{1}{P}$（ 0.26 P＋ 31,500 ）
25,000戸	～	35,000戸	$\frac{1}{P}$（ 0.40 P＋ 28,000 ）
35,000戸	～	45,000戸	$\frac{1}{P}$（ 0.30 P＋ 31,500 ）
45,000戸	～	65,000戸	$\frac{1}{P}$（ 0.83 P＋ 7,650 ）
65,000戸	～		$\frac{1}{P}$（ 0.71 P＋ 15,450 ）

（注）Ｐ＝当該団体の農家数

第二項　密　度　補　正

1　密度補正Ⅰ

農家数当たりの作付延べ面積が大きい団体は、小さい団体に比して土地改良施設の維持管理等に係る経費が多くなることが考えられるため密度補正Ⅰを適用し、経費の割増しを行うこととした。ただし、農家数当たりの作付延べ面積が小さくても一定の経費は必要であるため割落としは行わないこととした。算定方法は以下のとおりである。

（1）　密度の算定

$$\frac{\text{作付延べ面積}}{\text{農家数}} \times 100$$　（小数点以下第１位四捨五入）

（2）　密度補正係数

密度段階を第一表Ｃ欄のように定め、各段階における単位当たり費用（第一表中Ｚ）を求め、さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用の比を求め、これを基礎として、第二表の密度補正係数算出表を定めた。

第一表　密度段階ごとの財政需要額

農家数 A	作付延べ面積 B	$\frac{B}{A}\times 100$ C	土地改良施設の維持管理等に係る財政需要額 D	D−884,535千円 E	E+標準団体一般財源総額 F	単位当たり費用 $\left(\frac{F}{45,000}\right)$ Z	$\frac{Z}{\text{単位費用}}$
戸	ha		千円	千円	千円	円	
45,000	80,000	178	884,535	0	5,442,488	121,000	1.000
45,000	92,000	204	1,105,669	221,134	5,663,622	126,000	1.041
45,000	104,000	231	1,194,122	309,587	5,752,075	128,000	1.058
45,000	116,000	258	1,371,029	486,494	5,928,982	132,000	1.091
45,000	160,000	356	1,857,524	972,989	6,415,477	143,000	1.182
45,000	203,000	451	3,361,233	2,476,698	7,919,186	176,000	1.455

第二表　密度補正係数算出表

密度		密度補正係数
178 ～	204	$\frac{1}{P}$ （ 1.32 P＋ -56.96 ）
204 ～	231	$\frac{1}{P}$ （ 1.19 P＋ -30.44 ）
231 ～	258	$\frac{1}{P}$ （ 1.37 P＋ -72.02 ）
258 ～	356	$\frac{1}{P}$ （ 1.42 P＋ -84.92 ）
356 ～		$\frac{1}{P}$ （ 2.48 P＋ -462.28 ）

（注）Ｐ＝当該団体の密度

２　密度補正Ⅱ

密度補正Ⅱは、一般財源化された協同農業普及事業交付金に係る経費について、その所要額が測定単位である農家数に必ずしも比例しないため、協同農業普及事業交付金の交付基準であった基幹的農業従事者数、耕地面積、市町村数に応じて需要額を割増し又は割落としする補正である。算定方法は以下のとおりである。

算　　式

$$（密度補正Ⅱ係数－１）＝\frac{4,700円 \times \left(A - \frac{35,000人 \times 農家数}{45,000戸} \right) + 1,300円 \times \left(B - \frac{70,000ha \times 農家数}{45,000戸} \right) + 1,220,000円 \times \left(C - \frac{44 \times 農家数}{45,000戸} \right)}{単位費用（＝121,000円）\times 農家数}$$

$$= \frac{0.0388 \times A + 0.0107 \times B + 10.0826 \times C}{農家数} - 0.0568$$

算式の符号

Ａ：2020年農林業センサスにおける基幹的農業従事者数

Ｂ：2020年農林業センサスにおける耕地面積（単位：ha）

Ｃ：令和２年２月１日現在の市町村数

4,700円：基幹的農業従事者数１人当たり単価

1,300円：耕地面積１ha当たり単価

1,220,000円：１市町村当たり単価

35,000人：標準団体における基幹的農業従事者数

70,000ha：標準団体における耕地面積

44市町村：標準団体における市町村数

45,000戸：標準団体における農家数

3　密度補正Ⅲ

密度補正Ⅲは、国が行う「多面的機能支払交付金」（旧「農地・水保全管理支払交付金」）及び「環境保全型農業直接支払交付金」と連携して、農地・農業用水等の維持管理・保全向上に取り組む地域活動組織に対して行う支援に要する経費について、その所要額が測定単位である農家数に必ずしも比例しないため、国の支援基準である農地（田、畑、草地）の面積に応じて需要額を割増し又は割落としする補正である。算定方法は以下のとおりである。

算　　式

$$（密度補正Ⅲ係数－1）＝\frac{6,310円 \times A ＋ 4,020円 \times B ＋ 570円 \times C － 392,000,000円 \times \frac{農家数}{45,000戸}}{単位費用（＝121,000円）\times 農家数}$$

$$＝\frac{0.0521 \times A ＋ 0.0332 \times B ＋ 0.0047 \times C}{農家数} － 0.0720$$

算式の符号

A：2020年農林業センサスにおける田の面積（単位：ha）

B：2020年農林業センサスにおける畑(樹園地を含む)の面積（単位：ha）

C：2020年農林業センサスにおける草地の面積（単位：ha）

6,310円：田１ha当たり単価

4,020円：畑１ha当たり単価

570円：草地１ha当たり単価

392,000,000円：標準団体における所要経費

45,000戸：標準団体における農家数

4　密度補正Ⅳ

密度補正Ⅳは、国が行う「中山間地域等直接支払交付金」と連携して、農業生産条件の不利を補正することにより、中山間地域等において、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動に取り組む地域活動組織に対する支援に要する経費について、その所要額が測定単位である農家数に必ずしも比例しないため、国の支援基準である農地（中山間地域の田、畑、草地）の面積に応じて需要額を割増し又は割落としするもの。算定方法は以下のとおりである。

算　　式

$$（密度補正Ⅳ係数－1）＝\frac{9,290円 \times A ＋ 5,080円 \times B ＋ 4,640円 \times C － 220,000,000円 \times \frac{農家数}{45,000戸}}{単位費用（＝121,000円）\times 農家数}$$

$$＝\frac{0.0768 \times A ＋ 0.0420 \times B ＋ 0.0383 \times C}{農家数} － 0.0404$$

算式の符号

A：2020年農林業センサスにおける中山間地域の田の面積（単位：ha）

B：2020年農林業センサスにおける中山間地域の畑(樹園地を含む)の面積（単位：ha）

C：2020年農林業センサスにおける中山間地域の草地の面積（単位：ha）

9,290円：中山間地域の田１ha当たり単価

5,080円：中山間地域の畑１ha当たり単価

4,640円：中山間地域の草地１ha当たり単価

220,000,000円：標準団体における所要経費

45,000戸：標準団体における農家数

第三項　事 業 費 補 正

国営土地改良事業、国立研究開発法人森林研究・整備機構営土地改良事業及び独立行政法人水資源機構営土地改良事業に伴う地方負担額で、平成14年度以降に償還を開始するものについては、Ｂ類型（ダム）及びＡ類型（ダム以外）に分けて算入することとしている。（平成13年度以前から償還を継続しているものについては従来どおり措置）。

また、国営土地改良事業、国立研究開発法人森林研究・整備機構営土地改良事業及び独立行政法人水資源機構営土地改良事業のうち地方負担額を直入方式により支払う場合については、当該負担金に係る一般公共事業債及び公共事業等債の元利償還金を算入することとしている。

なお、一般公共事業債及び公共事業等債のうち平成14年度以降同意等債については、事業費補正の見直しにより、Ｂ類型（ダム）に限り元利償還金を算入しており、Ａ類型（ダム以外）については、単位費用により算入している。

平成22年度以降において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統、農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業）に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、減収補塡債、補正予算債、財源対策債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。ダムに係るものに限る。）及び地方道路等整備事業のうちふるさと農道緊急整備事業に係る地方債の元利償還金については、平成21年度以前に着手した継続事業に限り事業費補正により算入することとしており、新規事業については単位費用により算入することとしている。

区分	対象事業	対象工種
国営事業 （昭和63年４月１日以降に 事業が完了したものに限る。）	国営かんがい排水事業 畑地帯総合土地改良パイロット事業 国営農用地再編開発事業 国営農用地開発事業 国営農用地再編整備事業 農用地再編整備事業 直轄干拓事業 国営総合農地防災事業 （「併せ行う事業（県営規模の事業であって国の行うもの）」を含む。） 並びに都道府県の負担金に充てた一般公共事業債及び公共事業等債の元利償還金	ダム、干拓堤防、頭首工、排水機場、排水樋門、排水路、用水施設、道路、区画整理及び鳥獣害防止施設
国立研究開発法人 森林研究・整備機構営事業 （平成元年４月１日以降に 事業が完了したものに限る。）	農用地総合整備事業 農用地等緊急保全整備事業 広域農業開発事業 畜産基地建設事業 （「併せ行う事業（県営規模の事業であって公団の行うもの）」を含む。） 並びに都道府県の負担金に充てた一般公共事業債及び公共事業等債の元利償還金	同　　上
独立行政法人水資源機構営事業 （平成元年４月１日以降に 事業が完了したものに限る。）	かんがい排水事業 （「併せ行う事業（県営規模の事業であって公団の行うもの）」を含む。） 並びに都道府県の負担金に充てた一般公共事業債及び公共事業等債の元利償還金	同　　上
都道府県営事業 （農業生産基盤整備系統 －事業分類Ａ）	かんがい排水、ほ場整備、諸土地改良、畑地帯総合土地改良、農用地開発、農村総合整備及び中山間総合整備に充てた一般公共事業債及び公共事業等債の元利償還金	同　　上
都道府県営事業 （農業生産基盤整備系統 －事業分類Ｂ）	農地防災、農地保全、農村環境保全対策、農業用施設等災害関連及び鉱毒対策に充てた一般公共事業債及び公共事業等債の元利償還金	同　　上
都道府県営事業 団体営事業	防災重点農業用ため池緊急整備に充てた公共事業等債の元利償還金	―
地方単独事業	ふるさと農道緊急整備事業に充てた臨時地方道整備事業債及び地方道路等整備事業債の元利償還金	―

算　　式

$$（事業費補正係数－1）＝\frac{\begin{array}{l}B\times\ 0.35\ ＋C\times\ 0.35\ ＋D\times\ 0.35\ ＋E\times\ 0.45\ ＋F\times\ 0.45\ ＋G\times\ 0.45\ ＋\\ \hline 121,000円\ \times A\end{array}}{\begin{array}{l}H\times\ 0.30\ ＋I\times\ 0.30\ ＋J\times\ 0.30\ ＋K\times\ 0.20\ ＋L\times\ 0.20\ ＋M\times\ 0.20\ ＋\\ \hline \sum_{n=22}^{令6}(N_n\times O_n)\ ＋\ \sum_{n=22}^{令6}(P_n\times Q_n)\ ＋\ \sum_{n=22}^{令6}(R_n\times S_n)\ ＋\ \sum_{n=22}^{令6}(T_n\times U_n)\\ \hline ＋\ \sum_{n=令3}^{令6}(V_n\times W_n)\ ＋\ \sum_{n=22}^{令6}(X_n\times Y_n)\ ＋\ \sum_{n=17}^{20}(Z_n\times AA_n)\ ＋\ \sum_{n=17}^{20}(AB_n\times AC_n)\\ \hline ＋\ \sum_{n=21}^{24}(AD_n\times AE_n)\ ＋\ \sum_{n=21}^{24}(AF_n\times AG_n)\end{array}}$$

算式の符号

A： 測定単位の数値

B： 国営土地改良事業に係る地方負担額（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第52条の２第１項第３号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものを除く。以下同様。）のうち平成13年度以前に償還を開始したもの（総務大臣通知額）

C： 国立研究開発法人森林研究・整備機構営土地改良事業に係る地方負担額（旧農用地整備公団法施行令（昭和49年政令第205号）第14条第２項に規定する方法により支払われるものを除く。以下同様。）のうち平成13年度以前に償還を開始したもの（総務大臣通知額）

D： 独立行政法人水資源機構営土地改良事業に係る地方負担額のうち平成13年度以前に償還を開始したもの（総務大臣通知額）

E： 国営土地改良事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム）（総務大臣通知額）

F： 国立研究開発法人森林研究・整備機構営事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム）（総務大臣通知額）

G： 独立行政法人水資源機構営事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム）（総務大臣通知額）

H： 国営土地改良事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム以外）（平成22年度迄実施事業）（総務大臣通知額）

I： 国立研究開発法人森林研究・整備機構営事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム以外）（平成22年度迄実施事業）（総務大臣通知額）

J： 独立行政法人水資源機構営事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム以外）（平成22年度迄実施事業）（総務大臣通知額）

K： 国営土地改良事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム以外）（平成23年度以降実施事業）（総務大臣通知額）

L： 国立研究開発法人森林研究・整備機構営事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム以外）（平成23年度以降実施事業）（総務大臣通知額）

M： 独立行政法人水資源機構営事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム以外）（平成23年度以降実施事業）（総務大臣通知額）

N_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統に限る。）に係る地方債（平成22年度～令和６年度にあっては、平成21年度以前に着手した継続事業に限る。）の同意等額（ダムに係るものに限る。）（総務大臣通知額）

O_n： 次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

n 同意等年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
乗　　率	0.045	0.044	0.044	0.044	0.043	0.042	0.0422	0.0422	0.04180	0.04180	0.04219	0.04259

n 同意等年度	R4	R5	R6
乗　　率	0.00350	0.00450	0.00750

P_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）に係る地方債（平成22年度～令和６年度にあっては、平成21年度以前に着手した継続事業に限る。）の同意等額（平成22年度～令和２年度にあってはダムに係るもの、令和３年度～令和６年度にあってはダムに係るもの又は防災重点農業用ため池緊急整備事業に係るものに限る。）（総務大臣通知額）

Q_n： 次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

n 同意等年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
乗率	0.045	0.027	0.026	0.026	0.025	0.024	0.0241	0.0241	0.02364	0.02337	0.02377	0.02443
n 同意等年度	R4	R5	R6									
乗率	0.00550	0.00700	0.00975									

R_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業、国営農用地再編開発事業等に限る。）における都道府県の負担金（土地改良法施行令第52条の２第１項第３号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債に係る同意等額（ダムに係るものに限る。）（総務大臣通知額）

S_n： 次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

n 同意等年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
乗率	0.045	0.044	0.044	0.044	0.043	0.042	0.0422	0.0422	0.04180	0.04180	0.04219	0.04259
n 同意等年度	R4	R5	R6									
乗率	0.00350	0.00450	0.00750									

T_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営総合農地防災事業等に限る。）における都道府県の負担金（土地改良法施行令第52条の２第１項第３号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債に係る同意等額（ダムに係るものに限る。）（総務大臣通知額）

U_n： 次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

n 同意等年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
乗率	0.045	0.027	0.026	0.026	0.025	0.024	0.0241	0.0241	0.02364	0.02337	0.02377	0.02443
n 同意等年度	R4	R5	R6									
乗率	0.00550	0.00700	0.00975									

V_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た団体営土地改良事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業に限る。）に係る地方債の同意等額（総務大臣通知額）

W_n： 次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

n 同意等年度	R3	R4	R5	R6
乗率	0.02443	0.00550	0.00700	0.00975

X_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た国立研究開発法人森林研究・整備機構、旧緑資源機構、旧緑資源公団及び旧農用地整備公団の業務における都道府県の負担金（旧農用地整備公団法施行令第14条第２項に規定する方法により支払われるものに限る。）及び独立行政法人水資源機構の業務における都道府県の負担金に係る地方債の同意等額（ダムに係るものに限る。）（総務大臣通知額）

Y_n： 次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

n 同意等年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
乗率	0.045	0.044	0.044	0.044	0.043	0.042	0.0422	0.0422	0.04180	0.04180	0.04219	0.04259
n 同意等年度	R4	R5	R6									
乗率	0.00350	0.00450	0.00750									

Z_n： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの同意等額（財対債分を除く。）

AA_n： 次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

n 同意等年度	H17	H18	H19	H20
乗率	0.016	0.016	0.016	0.01577

AB_n： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの同意等額（財対債分に限る。）（総務大臣指定）

AC_n： 次の表に掲げる率

（50％算入の理論償還率）

n 同意等年度	H17	H18	H19	H20
乗　　率	0.027	0.027	0.026	0.02629

AD_n： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうちふるさと農道緊急整備事業（平成22年度～平成24年度にあっては、平成21年度以前に着手した継続事業に限る。）に係るものの同意等額（財対債分を除く。）

AE_n： 次の表に掲げる率（30％算入の理論償還率）

n 同意等年度	H21	H22	H23	H24
乗　　率	0.01678	0.01679	0.01686	0.01710

AF_n： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの同意等額（財対債分に限る。）（総務大臣指定）

AG_n： 次の表に掲げる率（50％算入の理論償還率）

n 同意等年度	H21	H22	H23	H24
乗　　率	0.02797	0.02799	0.02811	0.02851

第四項　数値(農家数)急減補正

農家数の急激な減少に伴う基準財政需要額の急減を緩和するため、当該減少する一定額を割増しするものである。

算　　式

$$\left(\frac{\text{2015年農林業センサスによる農家数}}{\text{2020年農林業センサスによる農家数}} - 1 \right) \times 0.1$$

第二節　林 野 行 政 費

単位費用	5,410円	測定単位	公有以外の林野の面積
	15,500円		公有林野の面積

第一款　公有以外の林野の面積を測定単位とするもの

林野行政費のうち公有以外の林野の面積を測定単位とするものに適用する補正は、段階補正、密度補正及び事業費補正である。

算式　段階補正係数＋（密度補正係数－１）＋（事業費補正係数－１）

第一項　段　階　補　正

測定単位（公有以外の林野の面積）の数値段階ごとの団体分布の状況を勘案して数値段階を第一表表側のように定め、それぞれの段階ごとに第一表表頭のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり単位費用の積算と同様に想定した標準団体について標準経費を算定して一般財源所要額を求め、これらをそれぞれの林野面積で除して単位当たり費用（第二表中Ｚ）を求めた。更に各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として第三表の段階補正算出表を求めた。

第一表　段階ごとの職員配置表

（単位：人）

職員／数値段階	課　長	職　員　A	職　員　B	計
66,000ha	3	18	40	61
132,000ha	4	27	63	94
220,000ha	4	30	71	105
309,000ha	4	32	74	110
397,000ha	4	38	89	131
529,000ha	7	44	103	154
1,323,000ha	8	102	250	360

第二表　数値段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

区分＼数値段階		66,000ha	132,000ha	220,000ha	309,000ha（標準団体）	397,000ha	529,000ha	1,323,000ha
給与費	歳　出　a	417,121	632,693	703,159	737,966	871,745	1,031,002	2,351,553
	歳入(交付金等) b	12,586	15,254	16,249	16,808	18,184	19,636	33,191
	差引一般財源(庁費)(a－b) c	404,535	617,439	686,910	721,158	853,561	1,011,366	2,318,362
給与改善費 d		4,654	7,113	7,916	8,192	9,843	11,667	26,809
森林の経営管理に関する経費（一般財源） e		29,708	59,416	99,027	139,088	178,699	238,115	595,513
その他の事業費（一般財源） f		246,625	487,194	777,857	802,858	1,025,428	1,336,486	3,263,756
一般財源総計（c＋d＋e＋f）		685,522	1,171,162	1,571,710	1,671,296	2,067,531	2,597,634	6,204,440
単位当たり費用Ｚ（円）		10,390	8,870	7,140	5,410	5,210	4,910	4,690
Ｚ／単位費用		1.921	1.640	1.320	1.000	0.963	0.908	0.867

第三表　段階補正係数算出表

公有以外の林野の面積(ha)	段階補正係数
～132,000ha	$\frac{1}{P}$（1.36Ｐ＋36,870）
132,000～220,000ha	$\frac{1}{P}$（0.84Ｐ＋105,510）
220,000～309,000ha	$\frac{1}{P}$（0.21Ｐ＋244,110）
309,000～397,000ha	$\frac{1}{P}$（0.83Ｐ＋52,530）
397,000～529,000ha	$\frac{1}{P}$（0.74Ｐ＋88,260）
529,000ha～	$\frac{1}{P}$（0.84Ｐ＋35,360）

Ｐ：公有以外の林野の面積(ha)

第二項　密　度　補　正

森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等（この項において、森林整備等という。）の経費を措置するため、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口の大小により、需要額の割増し又は割落としをするための補正である。

$$\text{（密度補正係数－1）} = \frac{1}{5,410\text{円} \times \text{A}} \times \left\{ \left[\text{B} \times 540\text{円} + \text{C} \times 22,644\text{円} + \text{D} \times 14\text{円} \right] - \left(139,088\text{千円} \times \frac{\text{A}}{309,000\text{ha}} \right) \right\}$$

$$= \frac{\text{B} \times 540\text{円} + \text{C} \times 22,644\text{円} + \text{D} \times 14\text{円}}{5,410\text{円} \times \text{A}} - 0.0832$$

算式の符号

Ａ：測定単位の数値

Ｂ：森林環境譲与税の譲与の基準となる私有林人工林面積

Ｃ：森林環境譲与税の譲与の基準となる林業就業者数

Ｄ：森林環境譲与税の譲与の基準となる人口

540円　：森林環境譲与税の譲与の基準となる私有林人工林面積１ｈａ当たりの森林整備等に係る経費

22,644円：森林環境譲与税の譲与の基準となる林業就業者数１人当たりの森林整備等に係る経費

14円：森林環境譲与税の譲与の基準となる人口１人当たりの森林整備等に係る経費

139,088千円：標準団体に算入する森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等の一般財源所要額

309,000ha　：標準団体における公有以外の林野の面積

5,410円：単位費用

第三項　投 資 態 容 補 正

事業費補正

臨時地方道整備事業債及び地方道路等整備事業債（ふるさと林道分）、単独林道及びふるさと一般林道整備事業に係る一般単独（一般）事業債、一般補助施設整備等事業債（特定間伐促進等対策分）の元利償還金を理論的に算入するものである。

算　式

$$(\text{事業費補正係数}-1)=\frac{\sum_{n=17}^{24}(B_n\times C_n)\times+\sum_{n=17}^{24}(D_n\times E_n)+\sum_{n=20}^{22}(F_n\times G_n)}{5,410\text{円}\quad\times A}$$

算式の符号

A：測定単位の数値

B_n：平成ｎ年度において発行について許可又は同意を得た臨時地方道整備事業及び地方道路等整備事業に係る地方債のうちふるさと林道分に係る同意等額（財源対策債分を除く。）

C_n：次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

n 同意等年度	17	18	19	20	21	22	23	24
乗　　率	0.016	0.016	0.016	0.01577	0.01678	0.01679	0.01686	0.01710

D_n：平成ｎ年度において発行について許可又は同意を得た臨時地方道整備事業及び地方道路等整備事業に係る地方債のうちふるさと林道分に係る同意等額（財源対策債分に限る。）

E_n：次の表に掲げる率

(50%算入の理論償還率)

n 同意等年度	17	18	19	20	21	22	23	24
乗　　率	0.027	0.027	0.026	0.02629	0.02797	0.02799	0.02811	0.02851

F_n：平成ｎ年度において発行について許可又は同意を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債のうち特定間伐促進等対策分に係る同意等額

G_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	20	21	22
乗　　率	0.01577	0.01678	0.01679

5,410円：単位費用

第二款　公有林野の面積を測定単位とするもの

林野行政費のうち公有林野の面積を測定単位とするものに適用する補正はない。

第三節　水 産 行 政 費

単位費用	379,000円	測定単位	水産業者数

水産行政費に適用する補正は、段階補正及び数値(水産業者数)急減補正である。

算式　段階補正係数＋(水産業者数急減補正係数－1)

第一項　段　階　補　正

測定単位の数値段階を第一表のように定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の財政需要額の算定の例により第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用（第二表の表中「Ｚ」）を求めた。更に、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、「第三表　段階補正係数算出表」を定めた。

なお、「第二表　人口段階ごとの財政需要額」のうち給与費については、「第一表　人口段階ごとの職員配置表」に基づき各段階における給与費総額から交付金等を控除し算出したものである。

事業費については、単位費用の積算の根拠となった標準団体における事業費を基礎とし、段階別数値の多少に応じ増減して算定した。なお、その他の経費（一般財源化・交付金化）については、平成17年度及び18年度に一般財源化したもの及び交付金化したものを、測定単位比例としている。

第一表　人口段階ごとの職員配置表

（単位：人）

職員／数値段階	課　長	職　員　A	職　員　B	計
45		3	7	10
135		5	13	18
270		7	18	25
540	1	10	25	36
1,080	1	16	34	51
1,800(標準団体)	2	19	43	64
2,340	2	23	51	76
3,510	2	32	73	107
5,490	3	45	105	153
11,250	5	88	199	292

第二表　人口段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

区分／数値段階	45 人	135	270	540	1,080	1,800 (標準団体)	2,340	3,510	5,490	11,250
給与費	70,030	120,157	164,703	238,602	339,395	427,738	508,306	711,386	1,017,288	1,947,810
給与改善費	795	1,371	1,879	2,725	3,876	4,888	5,806	8,133	11,633	22,257
事業費	16,418	45,695	60,944	97,822	137,433	147,777	189,882	284,321	441,220	903,521
その他の経費 (一般財源化・交付金化)	2,537	7,612	15,224	30,447	60,894	101,490	131,937	197,906	309,545	634,313
合計	89,780	174,835	242,750	369,596	541,598	681,893	835,931	1,201,746	1,779,686	3,507,901
単位当たり費用Ｚ(円)	1,995,111	1,295,074	899,074	684,437	501,480	379,000	357,235	342,378	324,169	311,813
Ｚ／単位費用	5.264	3.417	2.372	1.806	1.323	1.000	0.943	0.903	0.855	0.823

第三表　段階補正係数算出表

数値段階		段階補正係数
～	135人	$\frac{1}{P}$（ 2.50 P＋ 124 ）
135 ～	270人	$\frac{1}{P}$（ 1.32 P＋ 284 ）
270 ～	540人	$\frac{1}{P}$（ 1.25 P＋ 302 ）
540 ～	1,080人	$\frac{1}{P}$（ 0.83 P＋ 529 ）
1,080 ～	1,800人	$\frac{1}{P}$（ 0.52 P＋ 864 ）
1,800 ～	2,340人	$\frac{1}{P}$（ 0.75 P＋ 450 ）
2,340 ～	3,510人	$\frac{1}{P}$（ 0.83 P＋ 263 ）
3,510 ～	5,490人	$\frac{1}{P}$（ 0.77 P＋ 473 ）
5,490人 ～		$\frac{1}{P}$（ 0.79 P＋ 364 ）

（注）Ｐ＝当該団体の水産業者数（人）

第二項　数値(水産業者数)急減補正

本費目の測定単位の水産業者数は、漁業センサスの調査結果から求めており、漁業センサスの周期に合わせて5年に一度切り替えを行っている。

令和3年度において、2013年(第13次)漁業センサスから2018年(第14次)漁業センサスへ切り替えたことに伴い、「水産業者数急減補正係数」を導入した。

水産業者数の急激な減少に伴う基準財政需要額の急減を緩和するため、当該減少する一定額を割増しするものである。

算　　式

$$（水産業者数急減補正係数－1）　＝　（　\frac{2013年漁業センサスによる水産業者数}{2018年漁業センサスによる水産業者数}　－1　）　\times 0.1$$

第四節　商 工 行 政 費

単位費用	2,110円	測定単位	人口

商工行政費に適用する補正は、段階補正及び普通態容補正である。

算式　段階補正係数×普通態容補正係数

第一項　段　階　補　正

測定単位の数値の段階ごとの団体分布の状況を勘案して、職員配置を第一表のように定め、それぞれの段階における財政需要を、単位費用算定の基礎に用いた標準団体の財政需要額算定の例に準じて一般財源額を第二表のように算定し、これをそれぞれの人口段階の数値で除して単位当たり費用を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として第三表の段階補正係数算出表を定めた。

また、中小企業支援法施行令第２条に規定する市（以下「中小企業支援市」という。）を包括する道府県については、普通態容補正において権能差による割落としの補正が行われており、段階補正についても当該道府県が行う行政事務は中小企業支援市に係る権能差補正による残分が対象となるべきと考えられるので、段階補正に用いる人口は、権能差補正後の人口によることとしている。

第一表　人口段階ごとの職員配置表

区分 / 人口段階	課　長	職　員　A	職　員　B	合　計
千人	人	人	人	人
600	10	28	72	110
800	10	30	79	119
1,100	10	30	80	120
1,400	11	30	82	123
1,700（標準団体）	11	31	87	129
2,100	13	35	102	150
2,500	15	40	112	167
3,500	18	53	145	216
6,000	29	81	222	332
8,000	35	101	284	420

各人口段階経費は、以下のとおり分類している。

第二表　人口段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

人口段階 / 経費区分	千人 600	800	1,100	1,400	（標準団体） 1,700	2,100	2,500	3,500	6,000	8,000
給　与　費	739,559	795,489	801,081	822,351	858,702	996,335	1,114,415	1,438,358	2,214,988	2,790,113
給与改善費	8,391	9,033	9,094	9,335	9,751	11,313	12,658	16,335	25,163	31,696
その他の経費	2,694,175	2,735,057	2,782,730	2,787,511	2,827,112	3,205,522	3,632,242	4,553,164	6,144,003	7,261,285
計(a)	3,442,125	3,539,579	3,592,905	3,619,197	3,695,565	4,213,170	4,759,315	6,007,857	8,384,154	10,083,094
特定財源(b)	92,280	93,380	95,222	98,611	106,034	116,490	130,278	175,021	266,571	339,561
差引一般財源 (c)=(a)-(b)	3,349,845	3,446,199	3,497,683	3,520,586	3,589,531	4,096,680	4,629,037	5,832,836	8,117,583	9,743,533
単位当たり費用 Z(円)	5,583	4,308	3,180	2,515	2,110	1,951	1,852	1,667	1,353	1,218
Z／単位費用	2.646	2.042	1.507	1.192	1.000	0.925	0.878	0.790	0.641	0.577

第三表　段階補正係数算出表

人　　口	段階補正係数
～　800千人	$\frac{1}{P}$（ 0.23 P＋ 1,450,000 ）
800 ～ 1,100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.08 P＋ 1,570,000 ）
1,100 ～ 1,400千人	$\frac{1}{P}$（ 0.04 P＋ 1,614,000 ）
1,400 ～ 1,700千人	$\frac{1}{P}$（ 0.10 P＋ 1,530,000 ）
1,700 ～ 2,100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.60 P＋ 680,000 ）
2,100 ～ 2,500千人	$\frac{1}{P}$（ 0.64 P＋ 596,000 ）
2,500 ～ 3,500千人	$\frac{1}{P}$（ 0.57 P＋ 771,000 ）
3,500 ～ 6,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.43 P＋ 1,261,000 ）
6,000千人 ～	$\frac{1}{P}$（ 0.39 P＋ 1,501,000 ）

（注）Ｐ＝当該団体の人口

第二項　普 通 態 容 補 正

中小企業支援市所在道府県にあっては、中小企業支援市が中小企業支援事業等に関する事務を行うこととなっているので、その区域内にある中小企業支援市に係るこれらの行政に要する経費を当該道府県の需要額から控除する必要がある。

このため、中小企業支援市所在道府県において次に掲げる経費について標準団体における一般財源総額に占める当該経費の控除後の一般財源の割合を用いて行政権能差に係る補正率とし、中小企業支援市の人口にその補正率を乗じた数値と中小企業支援市以外の人口の合計を人口で除して得た率をもって態容補正係数とした。

標準団体の財政需要額に占める中小企業支援市事務移譲経費（一般財源）

中小企業診断・指導費	41,530 千円	
工業技術センター費	25,170 千円	
計	66,700 千円	(a)
標準団体の財政需要額	3,589,531 千円	(b)
(b)－(a)	3,522,831 千円	(c)
$\frac{(c)}{(b)}$	0.981 （行政権能差補正率）	

補正係数算式

（算式）＝$\frac{（中小企業支援市の人口×行政権能補正率）＋（中小企業支援市以外の人口）}{人口}$

第六章　総　　務　　費

第一節　徴　　税　　費

単位費用	5,810円	測定単位	世帯数

徴税費に適用する補正は、段階補正である。

段　階　補　正

第一表のとおり段階区分を定め職員数を想定し、第二表のとおり経費を積算して各段階の単位当たり費用を求めた。さらに各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　世帯段階ごとの職員配置表

区分 / 世帯段階	課　　長	職　員　A	職　員　B	合　　計
世帯	人	人	人	人
250,000	8	22	69	99
390,000	8	28	84	120
510,000	10	34	103	147
750,000（標準団体）	10	48	146	204
900,000	12	57	173	242
1,420,000	16	84	257	357
2,500,000	30	142	431	603
3,910,000	42	185	565	792

第二表　世帯段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

世帯段階 / 経費区分	世帯 250,000	390,000	510,000	750,000（標準団体）	900,000	1,420,000	2,500,000	3,910,000
給与費	651,230	785,480	962,270	1,320,240	1,566,950	2,303,670	3,904,790	5,136,130
給与改善費	7,549	9,105	11,154	15,304	18,164	26,704	45,264	59,537
税務手当	6,325	7,639	9,356	12,860	15,261	22,447	38,031	50,009
計　A	665,104	802,224	982,780	1,348,404	1,600,375	2,352,821	3,988,085	5,245,676
その他の経費　B	1,070,114	1,631,454	2,116,761	3,030,820	3,627,831	5,689,734	9,975,454	15,509,602
合計(A+B)　C	1,735,218	2,433,678	3,099,541	4,379,224	5,228,206	8,042,555	13,963,539	20,755,278
特定財源　D	7,615	11,604	15,592	22,843	26,787	39,285	74,995	115,549
一般財源(C-D)　E	1,727,603	2,422,074	3,083,949	4,356,381	5,201,419	8,003,270	13,888,544	20,639,729
単位当たり費用 Z（円）	6,910	6,210	6,047	5,810	5,779	5,636	5,555	5,279
Z／単位費用	1.189	1.069	1.041	1.000	0.995	0.970	0.956	0.909

第三表　段階補正係数算出表

世帯数	段階補正係数
～ 390,000世帯	$\frac{1}{P}$ （ 0.85 P＋ 84,900 ）
390,000 ～ 510,000世帯	$\frac{1}{P}$ （ 0.96 P＋ 42,000 ）
510,000 ～ 750,000世帯	$\frac{1}{P}$ （ 0.91 P＋ 67,500 ）
750,000 ～ 900,000世帯	$\frac{1}{P}$ （ 0.97 P＋ 22,500 ）
900,000 ～ 1,420,000世帯	$\frac{1}{P}$ （ 0.93 P＋ 58,500 ）
1,420,000 ～ 2,500,000世帯	$\frac{1}{P}$ （ 0.94 P＋ 44,300 ）
2,500,000世帯 ～	$\frac{1}{P}$ （ 0.82 P＋ 344,300 ）

（注） P＝当該団体の世帯数

第二節　恩　　給　　費

単位費用	844,000円	測定単位	恩給受給権者数

恩給費に適用する補正はない。

第三節　地 域 振 興 費

単位費用	750円	測定単位	人口

地域振興費に適用する補正は、段階補正Ⅰ、段階補正Ⅱ、密度補正Ⅰ、普通態容補正Ⅰ、普通態容補正Ⅱ（へき地補正）、投資補正、事業費補正、寒冷補正及び数値(人口)急減補正である。

算式　{段階補正Ⅰ係数×(普通態容補正Ⅰ係数＋寒冷補正係数)} × 0.4057 ＋（密度補正Ⅰ係数－1）
＋（普通態容補正Ⅱ係数－1）＋（投資補正係数－1）＋（事業費補正係数－1）
＋（数値(人口)急減補正係数－1）＋ 段階補正Ⅱ係数 × 0.5943

0.5943： 単位費用中、消費者行政推進費及び地方創生のための取組にかかる割合
0.4057： 単位費用中、消費者行政推進費及び地方創生のための取組以外にかかる割合

第一項　段　階　補　正　Ⅰ

人口の段階を第一表左欄のように定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の財政需要額の算定の例により、第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用（第二表中Ｚ）を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　人口段階ごとの職員配置表

区分 / 人口段階	課　長	職　員　A	職　員　B	合　計
千人	人	人	人	人
600	3	4	6	13
800	3	4	7	14
1,100	3	4	7	14
1,400	3	4	7	14
(標準団体) 1,700	3	4	7	14
2,100	3	5	9	17
2,500	3	5	11	19
3,500	3	8	14	25
5,000	6	11	20	37
6,000	6	12	21	39
8,000	6	16	28	50

各人口段階経費は、以下のとおり分類している。

第二表　人口段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

人口段階 / 経費区分	600	800	1,100	1,400	千人 1,700 (標準団体)	2,100	2,500	3,500	5,000	6,000	8,000
給与費	97,410	103,000	103,000	103,000	103,000	122,580	133,760	175,730	264,740	278,730	351,460
給与改善費	1,118	1,182	1,182	1,182	1,182	1,407	1,536	2,017	3,039	3,200	4,035
その他の経費	379,670	384,597	394,606	404,405	413,310	432,097	483,213	629,723	849,546	1,000,930	1,220,680
一般財源計	478,198	488,779	498,788	508,587	517,492	556,084	618,509	807,470	1,117,325	1,282,860	1,576,175
単位当たり費用Z（円）	797	611	453	363	304	265	247	231	223	214	197
Z／単位費用	2.622	2.010	1.490	1.194	1.000	0.872	0.813	0.760	0.734	0.704	0.648

第三表　段階補正係数算出表

人口	段階補正係数
～ 800千人	$\frac{1}{P}$（ 0.17 P＋ 1,471,000 ）
800 ～ 1,100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.11 P＋ 1,519,000 ）
1,100 ～ 1,400千人	$\frac{1}{P}$（ 0.11 P＋ 1,519,000 ）
1,400 ～ 1,700千人	$\frac{1}{P}$（ 0.09 P＋ 1,547,000 ）
1,700 ～ 2,100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.33 P＋ 1,139,000 ）
2,100 ～ 2,500千人	$\frac{1}{P}$（ 0.50 P＋ 782,000 ）
2,500 ～ 3,500千人	$\frac{1}{P}$（ 0.63 P＋ 457,000 ）
3,500 ～ 5,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.67 P＋ 317,000 ）
5,000 ～ 6,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.56 P＋ 867,000 ）
6,000千人 ～	$\frac{1}{P}$（ 0.48 P＋ 1,347,000 ）

（注）Ｐ＝当該団体の人口

第二項　段　階　補　正　Ⅱ

単位費用中の消費者行政推進費及び地方創生のための取組に要する経費について、他の経費と分別して段階補正を行うために適用するものであり、以下のとおり補正係数を算出した。

第一表　人口段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

人口段階 / 経費区分	600	800	1,100	1,400	千人 1,700 (標準団体)	2,100	2,500	3,500	5,000	6,000	8,000
消費者行政推進費	88,200	89,346	91,669	93,946	96,015	105,662	118,161	153,990	207,743	244,762	298,497
地方創生の取組に要する経費	662,000	662,000	662,000	662,000	662,000	662,000	662,000	662,000	662,000	662,000	662,000
一般財源計	750,200	751,346	753,669	755,946	758,015	767,662	780,161	815,990	869,743	906,762	960,497
単位当たり費用Z（円）	1,250	939	685	540	446	366	312	233	174	151	120
Z／単位費用	2.803	2.105	1.536	1.211	1.000	0.821	0.700	0.522	0.390	0.339	0.269

第二表　段階補正係数算出表

人　　口	段階補正係数
～　800千人	$\frac{1}{P}$（0.02 P＋ 1,669,000）
800 ～ 1,100千人	$\frac{1}{P}$（0.01 P＋ 1,677,000）
1,100 ～ 1,400千人	$\frac{1}{P}$（0.02 P＋ 1,666,000）
1,400 ～ 1,700千人	$\frac{1}{P}$（0.02 P＋ 1,666,000）
1,700 ～ 2,100千人	$\frac{1}{P}$（0.06 P＋ 1,598,000）
2,100 ～ 2,500千人	$\frac{1}{P}$（0.06 P＋ 1,598,000）
2,500 ～ 3,500千人	$\frac{1}{P}$（0.08 P＋ 1,548,000）
3,500 ～ 5,000千人	$\frac{1}{P}$（0.08 P＋ 1,548,000）
5,000 ～ 6,000千人	$\frac{1}{P}$（0.08 P＋ 1,548,000）
6,000千人 ～	$\frac{1}{P}$（0.06 P＋ 1,668,000）

（注）Ｐ＝当該団体の人口

第三項　密　度　補　正

1　密度補正Ⅰ

密度補正Ⅰの算定方法は次のとおりである。

米軍及び自衛隊の基地が所在することによる財政需要について、米軍人口及び基地面積に応じて算入するものである。前者は、米軍人口が国勢調査の対象外であるため、人口を測定単位とする費目(消防費、清掃費等)においてその財政需要が反映されていなかったもの等人口に比例する経費を算入するものであり、後者は、基地が所在することに関連する渉外事務や防音施設の維持管理等の財政需要について算入するものである。

算　　式

$$(\text{密度補正Ⅰ係数}-1) = \frac{B\times\ 30\text{千円}\ +C\times\ 1,700\text{千円}\ +D\times\ 200\text{千円}}{A\times\ 750\text{円}}$$

$$= \frac{B\times\ 40.000\ +C\times\ 2,266.7\ +D\times\ 266.7}{A}$$

算式の符号

Ａ：測定単位の数値

Ｂ：合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族の数として総務大臣が通知した数

Ｃ：合衆国軍隊の用に供する土地の面積として総務大臣が通知した数

Ｄ：自衛隊の用に供する土地の面積として総務大臣が通知した数

30千円：合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族の数１人当たり単価

1,700千円：合衆国軍隊の用に供する土地の面積１㎢当たり単価

200千円：自衛隊の用に供する土地の面積１㎢当たり単価

750円：単位費用

第四項　普 通 態 容 補 正

1　普通態容補正Ⅰ

地域手当の級地区分ごとの一般行政質量差を反映させるものであり、一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分ごとの共通係数を乗じて得た率に給与費以外の経費の率を加えて得た率をもって地域手当の級地区分ごとの係数とした。

なお、教職員数を測定単位とする費目を除く全ての費目（警察費、道路橋りょう費、河川費、港湾費（港湾、漁港）、その他の土木費、高等学校費（生徒数）、特別支援学校費（学級数）、その他の教育費、生活保護費、社会福祉費、衛生費、こども子育て費、高齢者保健福祉費、労働費、農業行政費、林野行政費（公有以外の林野の面積、公有林野の面積）、水産行政費、商工行政費及び徴税費）の地域手当相当分を含めて、一括して補正することとしている。

補正係数は、当該都道府県の地域手当の級地区分別市町村人口の積上げ方式及び当該都道府県の県庁所在地の地域手当の級地区分と当該都道府県の面積による方式それぞれにより算出した率を合算した率とするとともに、警察方面本部及び政令指定都市に係る市警察部（道府県警察本部に併設されているものを除く。）の設置並びに首都警察の特殊性によって経費が増加することを考慮し、北海道にあっては2.439、東京都にあっては23.047、静岡県にあっては0.079、福岡県にあっては0.088を加えて得た率（さらに、人口密度が5千人以上の都道府県にあっては、当該人口密度を1,000で除して得た数に1.178を乗じて得た率（小数点以下第5位未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。）から6.13857を控除して得た率を、その他の都道府県にあっては1をそれぞれ乗じて得た率）を適用した。

具体的には下表のとおりである。

一括適用費目	補正係数の設定方法
警察費 その他の土木費 高等学校費（生徒数） 特別支援学校費 その他の教育費（人口） 生活保護費 社会福祉費 衛生費 こども子育て費 高齢者保健福祉費 労働費 商工行政費 徴税費	○　都道府県内の地域手当の級地区分別市町村人口の積上げ方式 （当該都道府県の区域内市町村の地域手当の級地区分につき第1表のＦの率を当該区域内の当該地域手当の級地区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下第3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
道路橋りょう費 河川費 港湾費（港湾） 港湾費（漁港） 農業行政費 林野行政費（公有以外の林野の面積） 林野行政費（公有林野の面積） 水産行政費	○　都道府県の県庁所在地の地域手当の級地区分と都道府県の面積による方式 （当該都道府県庁の所在する市の地域手当の級地区分に係る第1表のＥの率と、1,700,000を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下第3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び当該都道府県の面積を6,500で除して得た数（小数点以下第3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入することとし、4.000を超えるときは4.000とする。）を乗じて得た率（小数点以下第3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

＜第1表：地域手当の級地区分ごとの補正係数＞

級地	共通係数 A		地域振興費本体分 A × 0.201 B	地域振興費本体分 B ＋ 0.799 C	一括適用費目分 人工積上分補正率 D	一括適用費目分 県庁所在地面積分補正率 E	算定に用いる人口積上分補正係数 C＋D F
1級地（旧1級地）	1.076	特別区	0.216	1.015	3.988	0.444	5.003
2級地（旧2級地）	1.061	政令市	0.213	1.012	3.061	0.357	4.073
2級地（旧2級地）	1.061	保健所設置市	0.213	1.012	3.201	0.357	4.213
2級地（旧2級地）	1.061	中核市	0.213	1.012	3.182	0.357	4.194
2級地（旧2級地）	1.061	その他市町村	0.213	1.012	3.249	0.357	4.261
2級地（旧3級地）	1.056	政令市	0.212	1.011	2.810	0.327	3.821
2級地（旧3級地）	1.056	保健所設置市	0.212	1.011	2.938	0.327	3.949
2級地（旧3級地）	1.056	中核市	0.212	1.011	2.921	0.327	3.932
2級地（旧3級地）	1.056	その他市町村	0.212	1.011	2.982	0.327	3.993
2級地（旧4級地）	1.053	政令市	0.212	1.011	2.660	0.310	3.671
2級地（旧4級地）	1.053	保健所設置市	0.212	1.011	2.781	0.310	3.792
2級地（旧4級地）	1.053	中核市	0.212	1.011	2.764	0.310	3.775
2級地（旧4級地）	1.053	その他市町村	0.212	1.011	2.823	0.310	3.834
2級地（旧5級地）	1.053	政令市	0.212	1.011	2.660	0.310	3.671
2級地（旧5級地）	1.053	保健所設置市	0.212	1.011	2.781	0.310	3.792
2級地（旧5級地）	1.053	中核市	0.212	1.011	2.764	0.310	3.775
2級地（旧5級地）	1.053	その他市町村	0.212	1.011	2.823	0.310	3.834
2級地（旧6級地）	1.039	政令市	0.209	1.008	1.957	0.228	2.965
2級地（旧6級地）	1.039	保健所設置市	0.209	1.008	2.046	0.228	3.054
2級地（旧6級地）	1.039	中核市	0.209	1.008	2.034	0.228	3.042
2級地（旧6級地）	1.039	その他市町村	0.209	1.008	2.077	0.228	3.085
2級地（旧7級地）	1.026	政令市	0.206	1.005	1.305	0.152	2.310
2級地（旧7級地）	1.026	保健所設置市	0.206	1.005	1.364	0.152	2.369
2級地（旧7級地）	1.026	中核市	0.206	1.005	1.356	0.152	2.361
2級地（旧7級地）	1.026	その他市町村	0.206	1.005	1.385	0.152	2.390
2級地（旧無級地）	1.013	政令市	0.204	1.003	0.652	0.076	1.655
2級地（旧無級地）	1.013	保健所設置市	0.204	1.003	0.682	0.076	1.685
2級地（旧無級地）	1.013	中核市	0.204	1.003	0.678	0.076	1.681
2級地（旧無級地）	1.013	その他市町村	0.204	1.003	0.692	0.076	1.695
3級地（旧2級地）	1.056	政令市	0.212	1.011	2.810	0.327	3.821
3級地（旧2級地）	1.056	中核市	0.212	1.011	2.921	0.327	3.932
3級地（旧2級地）	1.056	その他市町村	0.212	1.011	2.982	0.327	3.993
3級地（旧3級地）	1.053	政令市	0.212	1.011	2.660	0.310	3.671
3級地（旧3級地）	1.053	中核市	0.212	1.011	2.764	0.310	3.775
3級地（旧3級地）	1.053	その他市町村	0.212	1.011	2.823	0.310	3.834
3級地（旧4級地）	1.046	政令市	0.210	1.009	2.308	0.269	3.317
3級地（旧4級地）	1.046	中小企業支援市以外政令市	0.210	1.009	2.310	0.269	3.319
3級地（旧4級地）	1.046	中核市	0.210	1.009	2.399	0.269	3.408
3級地（旧4級地）	1.046	その他市町村	0.210	1.009	2.450	0.269	3.459
3級地（旧5級地）	1.043	政令市	0.210	1.009	2.158	0.251	3.167
3級地（旧5級地）	1.043	中小企業支援市以外政令市	0.210	1.009	2.159	0.251	3.168
3級地（旧5級地）	1.043	中核市	0.210	1.009	2.243	0.251	3.252
3級地（旧5級地）	1.043	保健所設置市	0.210	1.009	2.256	0.251	3.265
3級地（旧5級地）	1.043	その他市町村	0.210	1.009	2.290	0.251	3.299
3級地（旧6級地）	1.039	政令市	0.209	1.008	1.957	0.228	2.965
3級地（旧6級地）	1.039	中核市	0.209	1.008	2.034	0.228	3.042
3級地（旧6級地）	1.039	その他市町村	0.209	1.008	2.077	0.228	3.085
3級地（旧無級地）	1.013	政令市	0.204	1.003	0.652	0.076	1.655
3級地（旧無級地）	1.013	中核市	0.204	1.003	0.678	0.076	1.681
3級地（旧無級地）	1.013	その他市町村	0.204	1.003	0.692	0.076	1.695
4級地（旧4級地）	1.043	政令市	0.210	1.009	2.158	0.251	3.167
4級地（旧4級地）	1.043	中小企業支援市以外政令市	0.210	1.009	2.159	0.251	3.168
4級地（旧4級地）	1.043	中核市	0.210	1.009	2.243	0.251	3.252
4級地（旧4級地）	1.043	保健所設置市	0.210	1.009	2.256	0.251	3.265
4級地（旧4級地）	1.043	その他市町村	0.210	1.009	2.290	0.251	3.299
4級地（旧5級地）	1.035	政令市	0.208	1.007	1.756	0.205	2.763
4級地（旧5級地）	1.035	中小企業支援市以外政令市	0.208	1.007	1.758	0.205	2.765
4級地（旧5級地）	1.035	中核市	0.208	1.007	1.825	0.205	2.832
4級地（旧5級地）	1.035	保健所設置市	0.208	1.007	1.836	0.205	2.843
4級地（旧5級地）	1.035	その他市町村	0.208	1.007	1.864	0.205	2.871
4級地（旧6級地）	1.026	政令市	0.206	1.005	1.305	0.152	2.310
4級地（旧6級地）	1.026	中小企業支援市以外政令市	0.206	1.005	1.306	0.152	2.311
4級地（旧6級地）	1.026	中核市	0.206	1.005	1.356	0.152	2.361
4級地（旧6級地）	1.026	保健所設置市	0.206	1.005	1.364	0.152	2.369
4級地（旧6級地）	1.026	その他市町村	0.206	1.005	1.385	0.152	2.390
4級地（旧7級地）	1.021	政令市	0.205	1.004	1.054	0.123	2.058
4級地（旧7級地）	1.021	中小企業支援市以外政令市	0.205	1.004	1.055	0.123	2.059
4級地（旧7級地）	1.021	中核市	0.205	1.004	1.095	0.123	2.099
4級地（旧7級地）	1.021	保健所設置市	0.205	1.004	1.102	0.123	2.106
4級地（旧7級地）	1.021	その他市町村	0.205	1.004	1.118	0.123	2.122
4級地（旧無級地）	1.013	政令市	0.204	1.003	0.652	0.076	1.655
4級地（旧無級地）	1.013	中小企業支援市以外政令市	0.204	1.003	0.653	0.076	1.656
4級地（旧無級地）	1.013	中核市	0.204	1.003	0.678	0.076	1.681
4級地（旧無級地）	1.013	保健所設置市	0.204	1.003	0.682	0.076	1.685
4級地（旧無級地）	1.013	その他市町村	0.204	1.003	0.692	0.076	1.695

級地	共通係数 A		地域振興費本体分 A × 0.201 B	地域振興費本体分 B ＋ 0.799 C	一括適用費目分 人工積上分補正率 D	一括適用費目分 県庁所在地面積分補正率 E	算定に用いる人口積上分補正係数 C＋D F
5級地（旧6級地）	1.018	政令市	0.205	1.004	0.903	0.105	1.907
5級地（旧6級地）	1.018	中小企業支援市以外政令市	0.205	1.004	0.904	0.105	1.908
5級地（旧6級地）	1.018	中核市	0.205	1.004	0.939	0.105	1.943
5級地（旧6級地）	1.018	保健所設置市	0.205	1.004	0.944	0.105	1.948
5級地（旧6級地）	1.018	その他市町村	0.205	1.004	0.959	0.105	1.963
5級地（旧7級地）	1.011	政令市	0.203	1.002	0.552	0.064	1.554
5級地（旧7級地）	1.011	中小企業支援市以外政令市	0.203	1.002	0.552	0.064	1.554
5級地（旧7級地）	1.011	中核市	0.203	1.002	0.574	0.064	1.576
5級地（旧7級地）	1.011	保健所設置市	0.203	1.002	0.577	0.064	1.579
5級地（旧7級地）	1.011	その他市町村	0.203	1.002	0.586	0.064	1.588
5級地（旧無級地）	1.006	政令市	0.202	1.001	0.301	0.035	1.302
5級地（旧無級地）	1.006	中小企業支援市以外政令市	0.202	1.001	0.301	0.035	1.302
5級地（旧無級地）	1.006	中核市	0.202	1.001	0.313	0.035	1.314
5級地（旧無級地）	1.006	保健所設置市	0.202	1.001	0.315	0.035	1.316
5級地（旧無級地）	1.006	その他市町村	0.202	1.001	0.320	0.035	1.321
無級地（旧7級地）	1.006	政令市	0.202	1.001	0.301	0.035	1.302
無級地（旧7級地）	1.006	中小企業支援市以外政令市	0.202	1.001	0.301	0.035	1.302
無級地（旧7級地）	1.006	中核市	0.202	1.001	0.313	0.035	1.314
無級地（旧7級地）	1.006	保健所設置市	0.202	1.001	0.315	0.035	1.316
無級地（旧7級地）	1.006	その他市町村	0.202	1.001	0.320	0.035	1.321
無級地（旧無級地）	0.997	政令市	0.200	0.999	−0.151	−0.018	0.848
無級地（旧無級地）	0.997	中小企業支援市以外政令市	0.200	0.999	−0.151	−0.018	0.848
無級地（旧無級地）	0.997	中核市	0.200	0.999	−0.156	−0.018	0.843
無級地（旧無級地）	0.997	保健所設置市	0.200	0.999	−0.157	−0.018	0.842
無級地（旧無級地）	0.997	その他市町村	0.200	0.999	−0.160	−0.018	0.839

＜地域振興費における経費区分＞

1　一般財源　517,492 千円　…　a

2　共通係数の影響を受ける経費（一般職員分）　104,182 千円　…　b

3　その他の経費　413,310 千円　…　c

○　共通係数の影響を受ける経費の割合　b／a　0.201

○　その他の経費の割合　c／a　0.799

※　消費者行政推進費（標準団体：96,015千円）及び地方創生の取組に要する経費（標準団体：662,000千円）は除いて積算している。

＜第2表：一括適用費目分における補正率の積算基礎＞

（単位：千円）

費　　目	各費目の標団給与関係経費	1級地	2級地 旧1級地	2級地 旧1級地	2級地 旧1級地	2級地 旧1級地	2級地 旧2級地	2級地 旧2級地	2級地 旧2級地	2級地 旧2級地	2級地 旧3級地	2級地 旧3級地	2級地 旧3級地	2級地 旧3級地
		特別区	政令市	保健所設置市	中核市	その他市町村	政令市	保健所設置市	中核市	その他市町村	政令市	保健所設置市	中核市	その他市町村
警察費	12,213,491	928,225	745,023	745,023	745,023	745,023	683,955	683,955	683,955	683,955	647,315	647,315	647,315	647,315
道路橋りょう費	303,302	23,051	18,501	18,501	18,501	18,501	16,985	16,985	16,985	16,985	16,075	16,075	16,075	16,075
河　川　費	78,723	5,983	4,802	4,802	4,802	4,802	4,408	4,408	4,408	4,408	4,172	4,172	4,172	4,172
港湾費（港湾）	111,648	8,485	6,811	6,811	6,811	6,811	6,252	6,252	6,252	6,252	5,917	5,917	5,917	5,917
港湾費（漁港）	31,972	2,430	1,950	1,950	1,950	1,950	1,790	1,790	1,790	1,790	1,695	1,695	1,695	1,695
その他の土木費	1,120,548	85,162	68,353	68,353	68,353	68,353	62,751	62,751	62,751	62,751	59,389	59,389	59,389	59,389
高等学校費（生徒数）	228,029	17,330	13,910	13,910	13,910	13,910	12,770	12,770	12,770	12,770	12,086	12,086	12,086	12,086
特別支援学校費	260,054	19,764	15,863	15,863	15,863	15,863	14,563	14,563	14,563	14,563	13,783	13,783	13,783	13,783
その他の教育費（人口）	1,801,347	136,902	99,224	109,882	104,828	109,882	91,091	100,875	96,235	100,875	86,211	95,471	91,080	95,471
生活保護費	315,981	24,015	19,275	19,275	19,275	19,275	17,695	17,695	17,695	17,695	16,747	16,747	16,747	16,747
社会福祉費	566,636	43,064	32,595	34,565	33,251	34,565	29,923	31,732	30,526	31,732	28,320	30,032	28,891	30,032
衛生費	3,385,282	226,408	144,345	181,722	180,689	206,502	132,513	166,827	165,879	189,576	125,415	157,890	156,992	179,420
こども子育て費	1,336,328	101,561	60,811	81,516	79,478	81,516	55,826	74,834	72,964	74,834	52,836	70,825	69,055	70,825
高齢者保健福祉費	202,569	15,395	11,875	12,357	11,887	12,357	10,901	11,344	10,913	11,344	10,317	10,736	10,328	10,736
労働費	238,409	18,119	14,543	14,543	14,543	14,543	13,351	13,351	13,351	13,351	12,636	12,636	12,636	12,636
農業行政費	1,561,578	118,680	95,256	95,256	95,256	95,256	87,448	87,448	87,448	87,448	82,764	82,764	82,764	82,764
林野行政費	212,119	16,121	12,939	12,939	12,939	12,939	11,879	11,879	11,879	11,879	11,242	11,242	11,242	11,242
（公有以外の林野の面積）														
林野行政費（公有林野の面積）	11,308	859	690	690	690	690	633	633	633	633	599	599	599	599
水産行政費	530,764	40,338	32,377	32,377	32,377	32,377	29,723	29,723	29,723	29,723	28,130	28,130	28,130	28,130
商工行政費	858,718	65,263	51,387	52,382	52,382	52,382	47,175	48,088	48,088	48,088	44,647	45,512	45,512	45,512
徴税費	1,348,404	102,479	82,253	82,253	82,253	82,253	75,511	75,511	75,511	75,511	71,465	71,465	71,465	71,465
包括算定経費（人口）	3,683,341	279,934	224,683	224,683	224,683	224,683	206,267	206,267	206,267	206,267	195,217	195,217	195,217	195,217
包括算定経費（面積）	184,364	14,012	11,246	11,246	11,246	11,246	10,324	10,324	10,324	10,324	9,771	9,771	9,771	9,771
合　　計	30,584,915	2,293,580	1,768,712	1,840,899	1,830,990	1,865,679	1,623,734	1,690,005	1,680,910	1,712,754	1,536,749	1,599,469	1,590,861	1,620,999
うち人口積上げ分	小計ａ	2,063,621	1,584,140	1,656,327	1,646,418	1,681,107	1,454,292	1,520,563	1,511,468	1,543,312	1,376,384	1,439,104	1,430,496	1,460,634
ａ　／　517,492		3.988	3.061	3.201	3.182	3.249	2.810	2.938	2.921	2.982	2.660	2.781	2.764	2.823
うち県庁所在地分	小計ｂ	229,959	184,572	184,572	184,572	184,572	169,442	169,442	169,442	169,442	160,365	160,365	160,365	160,365
ｂ　／　517,492		0.444	0.357	0.357	0.357	0.357	0.327	0.327	0.327	0.327	0.310	0.310	0.310	0.310

（単位：千円）

費　　目	各費目の標団給与関係経費	2級地 旧4級地	2級地 旧4級地	2級地 旧4級地	2級地 旧4級地	2級地 旧5級地	2級地 旧5級地	2級地 旧5級地	2級地 旧5級地	2級地 旧6級地	2級地 旧6級地	2級地 旧6級地	2級地 旧6級地	2級地 旧7級地
		政令市	保健所設置市	中核市	その他市町村	政令市	保健所設置市	中核市	その他市町村	政令市	保健所設置市	中核市	その他市町村	政令市
警察費	12,213,491	647,315	647,315	647,315	647,315	476,326	476,326	476,326	476,326	317,551	317,551	317,551	317,551	158,775
道路橋りょう費	303,302	16,075	16,075	16,075	16,075	11,829	11,829	11,829	11,829	7,886	7,886	7,886	7,886	3,943
河　川　費	78,723	4,172	4,172	4,172	4,172	3,070	3,070	3,070	3,070	2,047	2,047	2,047	2,047	1,023
港湾費（港湾）	111,648	5,917	5,917	5,917	5,917	4,354	4,354	4,354	4,354	2,903	2,903	2,903	2,903	1,451
港湾費（漁港）	31,972	1,695	1,695	1,695	1,695	1,247	1,247	1,247	1,247	831	831	831	831	416
その他の土木費	1,120,548	59,389	59,389	59,389	59,389	43,701	43,701	43,701	43,701	29,134	29,134	29,134	29,134	14,567
高等学校費（生徒数）	228,029	12,086	12,086	12,086	12,086	8,893	8,893	8,893	8,893	5,929	5,929	5,929	5,929	2,964
特別支援学校費	260,054	13,783	13,783	13,783	13,783	10,142	10,142	10,142	10,142	6,761	6,761	6,761	6,761	3,381
その他の教育費（人口）	1,801,347	86,211	95,471	91,080	95,471	63,438	70,253	67,021	70,253	42,292	46,835	44,681	46,835	21,146
生活保護費	315,981	16,747	16,747	16,747	16,747	12,323	12,323	12,323	12,323	8,216	8,216	8,216	8,216	4,108
社会福祉費	566,636	28,320	30,032	28,891	30,032	20,839	22,099	21,259	22,099	13,893	14,733	14,173	14,733	6,946
衛生費	3,385,282	125,415	157,890	156,992	179,420	92,286	116,183	115,523	132,026	61,524	77,455	77,015	88,017	30,762
こども子育て費	1,336,328	52,836	70,825	69,055	70,825	38,879	52,117	50,814	52,117	25,919	34,745	33,876	34,745	12,960
高齢者保健福祉費	202,569	10,317	10,736	10,328	10,736	7,592	7,900	7,600	7,900	5,061	5,267	5,067	5,267	2,531
労働費	238,409	12,636	12,636	12,636	12,636	9,298	9,298	9,298	9,298	6,199	6,199	6,199	6,199	3,099
農業行政費	1,561,578	82,764	82,764	82,764	82,764	60,902	60,902	60,902	60,902	40,601	40,601	40,601	40,601	20,301
林野行政費	212,119	11,242	11,242	11,242	11,242	8,273	8,273	8,273	8,273	5,515	5,515	5,515	5,515	2,758
（公有以外の林野の面積）														
林野行政費（公有林野の面積）	11,308	599	599	599	599	441	441	441	441	294	294	294	294	147
水産行政費	530,764	28,130	28,130	28,130	28,130	20,700	20,700	20,700	20,700	13,800	13,800	13,800	13,800	6,900
商工行政費	858,718	44,647	45,512	45,512	45,512	32,854	33,490	33,490	33,490	21,902	22,327	22,327	22,327	10,951
徴税費	1,348,404	71,465	71,465	71,465	71,465	52,588	52,588	52,588	52,588	35,059	35,059	35,059	35,059	17,529
包括算定経費（人口）	3,683,341	195,217	195,217	195,217	195,217	143,651	143,651	143,651	143,651	95,766	95,766	95,766	95,766	47,883
包括算定経費（面積）	184,364	9,771	9,771	9,771	9,771	7,190	7,190	7,190	7,190	4,793	4,793	4,793	4,793	2,397
合　　計	30,584,915	1,536,749	1,599,469	1,590,861	1,620,999	1,130,816	1,176,970	1,170,635	1,192,813	753,876	784,647	780,424	795,209	376,938
うち人口積上げ分	小計ａ	1,376,384	1,439,104	1,430,496	1,460,634	1,012,810	1,058,964	1,052,629	1,074,807	675,206	705,977	701,754	716,539	337,602
ａ　／　517,492		2.660	2.781	2.764	2.823	1.957	2.046	2.034	2.077	1.305	1.364	1.356	1.385	0.652
うち県庁所在地分	小計ｂ	160,365	160,365	160,365	160,365	118,006	118,006	118,006	118,006	78,670	78,670	78,670	78,670	39,336
ｂ　／　517,492		0.310	0.310	0.310	0.310	0.228	0.228	0.228	0.228	0.152	0.152	0.152	0.152	0.076

（単位：千円）

費目	各費目の標準団給与関係経費	2級地 旧7級地 保健所設置市	2級地 旧7級地 中核市	2級地 旧7級地 その他市町村	3級地 旧1級地 政令市	3級地 旧1級地 中核市	3級地 旧1級地 その他市町村	3級地 旧2級地 政令市	3級地 旧2級地 中核市	3級地 旧2級地 その他市町村	3級地 旧3級地 政令市	3級地 旧3級地 中小企業支援市以外政令市	3級地 旧3級地 中核市	3級地 旧3級地 その他市町村
警察費	12,213,491	158,775	158,775	158,775	683,955	683,955	683,955	647,315	647,315	647,315	561,821	561,821	561,821	561,821
道路橋りょう費	303,302	3,943	3,943	3,943	16,985	16,985	16,985	16,075	16,075	16,075	13,952	13,952	13,952	13,952
河川費	78,723	1,023	1,023	1,023	4,408	4,408	4,408	4,172	4,172	4,172	3,621	3,621	3,621	3,621
港湾費（港湾）	111,648	1,451	1,451	1,451	6,252	6,252	6,252	5,917	5,917	5,917	5,136	5,136	5,136	5,136
港湾費（漁港）	31,972	416	416	416	1,790	1,790	1,790	1,695	1,695	1,695	1,471	1,471	1,471	1,471
その他の土木費	1,120,548	14,567	14,567	14,567	62,751	62,751	62,751	59,389	59,389	59,389	51,545	51,545	51,545	51,545
高等学校費（生徒数）	228,029	2,964	2,964	2,964	12,770	12,770	12,770	12,086	12,086	12,086	10,489	10,489	10,489	10,489
特別支援学校費	260,054	3,381	3,381	3,381	14,563	14,563	14,563	13,783	13,783	13,783	11,962	11,962	11,962	11,962
その他の教育費（人口）	1,801,347	23,418	22,340	23,418	91,091	96,235	100,875	86,211	91,080	95,471	74,824	74,824	79,050	82,862
生活保護費	315,981	4,108	4,108	4,108	17,695	17,695	17,695	16,747	16,747	16,747	14,535	14,535	14,535	14,535
社会福祉費	566,636	7,366	7,086	7,366	29,923	30,526	31,732	28,320	28,891	30,032	24,580	24,580	25,075	26,065
衛生費	3,385,282	38,728	38,508	44,009	132,513	165,879	189,576	125,415	156,992	179,420	108,850	108,850	136,258	155,723
こども子育て費	1,336,328	17,372	16,938	17,372	55,826	72,964	74,834	52,836	69,055	70,825	45,857	45,857	59,934	61,471
高齢者保健福祉費	202,569	2,633	2,533	2,633	10,901	10,913	11,344	10,317	10,328	10,736	8,955	8,955	8,964	9,318
労働費	238,409	3,099	3,099	3,099	13,351	13,351	13,351	12,636	12,636	12,636	10,967	10,967	10,967	10,967
農業行政費	1,561,578	20,301	20,301	20,301	87,448	87,448	87,448	82,764	82,764	82,764	71,833	71,833	71,833	71,833
林野行政費（公有以外の林野の面積）	212,119	2,758	2,758	2,758	11,879	11,879	11,879	11,242	11,242	11,242	9,757	9,757	9,757	9,757
林野行政費（公有林野の面積）	11,308	147	147	147	633	633	633	599	599	599	520	520	520	520
水産行政費	530,764	6,900	6,900	6,900	29,723	29,723	29,723	28,130	28,130	28,130	24,415	24,415	24,415	24,415
商工行政費	858,718	11,163	11,163	11,163	47,175	48,088	48,088	44,647	45,512	45,512	38,751	39,501	39,501	39,501
徴税費	1,348,404	17,529	17,529	17,529	75,511	75,511	75,511	71,465	71,465	71,465	62,027	62,027	62,027	62,027
包括算定経費（人口）	3,683,341	47,883	47,883	47,883	206,267	206,267	206,267	195,217	195,217	195,217	169,434	169,434	169,434	169,434
包括算定経費（面積）	184,364	2,397	2,397	2,397	10,324	10,324	10,324	9,771	9,771	9,771	8,481	8,481	8,481	8,481
合計	30,584,915	392,322	390,210	397,603	1,623,734	1,680,910	1,712,754	1,536,749	1,590,861	1,620,999	1,333,783	1,334,533	1,380,748	1,406,906
うち人口積上げ分	小計a	352,986	350,874	358,267	1,454,292	1,511,468	1,543,312	1,376,384	1,430,496	1,460,634	1,194,597	1,195,347	1,241,562	1,267,720
a / 517,492		0.682	0.678	0.692	2.810	2.921	2.982	2.660	2.764	2.823	2.308	2.310	2.399	2.450
うち県庁所在地分	小計b	39,336	39,336	39,336	169,442	169,442	169,442	160,365	160,365	160,365	139,186	139,186	139,186	139,186
b / 517,492		0.076	0.076	0.076	0.327	0.327	0.327	0.310	0.310	0.310	0.269	0.269	0.269	0.269

（単位：千円）

費目	各費目の標準団給与関係経費	3級地 旧4級地 政令市	3級地 旧4級地 中小企業支援市以外政令市	3級地 旧4級地 中核市	3級地 旧4級地 保健所設置市	3級地 旧4級地 その他市町村	3級地 旧5級地 政令市	3級地 旧5級地 中核市	3級地 旧5級地 その他市町村	3級地 旧6級地 政令市	3級地 旧6級地 中核市	3級地 旧6級地 その他市町村	4級地 旧1級地 政令市	4級地 旧1級地 中小企業支援市以外政令市
警察費	12,213,491	525,180	525,180	525,180	525,180	525,180	476,326	476,326	476,326	158,775	158,775	158,775	525,180	525,180
道路橋りょう費	303,302	13,042	13,042	13,042	13,042	13,042	11,829	11,829	11,829	3,943	3,943	3,943	13,042	13,042
河川費	78,723	3,385	3,385	3,385	3,385	3,385	3,070	3,070	3,070	1,023	1,023	1,023	3,385	3,385
港湾費（港湾）	111,648	4,801	4,801	4,801	4,801	4,801	4,354	4,354	4,354	1,451	1,451	1,451	4,801	4,801
港湾費（漁港）	31,972	1,375	1,375	1,375	1,375	1,375	1,247	1,247	1,247	416	416	416	1,375	1,375
その他の土木費	1,120,548	48,184	48,184	48,184	48,184	48,184	43,701	43,701	43,701	14,567	14,567	14,567	48,184	48,184
高等学校費（生徒数）	228,029	9,805	9,805	9,805	9,805	9,805	8,893	8,893	8,893	2,964	2,964	2,964	9,805	9,805
特別支援学校費	260,054	11,182	11,182	11,182	11,182	11,182	10,142	10,142	10,142	3,381	3,381	3,381	11,182	11,182
その他の教育費（人口）	1,801,347	69,945	69,945	73,895	77,458	77,458	63,438	67,021	70,253	21,146	22,340	23,418	69,945	69,945
生活保護費	315,981	13,587	13,587	13,587	13,587	13,587	12,323	12,323	12,323	4,108	4,108	4,108	13,587	13,587
社会福祉費	566,636	22,977	22,977	23,439	24,365	24,365	20,839	21,259	22,099	6,946	7,086	7,366	22,977	22,977
衛生費	3,385,282	101,751	101,751	127,371	128,099	145,567	92,286	115,523	132,026	30,762	38,508	44,009	101,751	101,751
こども子育て費	1,336,328	42,867	42,867	56,026	57,462	57,462	38,879	50,814	52,117	12,960	16,938	17,372	42,867	42,867
高齢者保健福祉費	202,569	8,371	8,371	8,379	8,710	8,710	7,592	7,600	7,900	2,531	2,533	2,633	8,371	8,371
労働費	238,409	10,252	10,252	10,252	10,252	10,252	9,298	9,298	9,298	3,099	3,099	3,099	10,252	10,252
農業行政費	1,561,578	67,148	67,148	67,148	67,148	67,148	60,902	60,902	60,902	20,301	20,301	20,301	67,148	67,148
林野行政費（公有以外の林野の面積）	212,119	9,121	9,121	9,121	9,121	9,121	8,273	8,273	8,273	2,758	2,758	2,758	9,121	9,121
林野行政費（公有林野の面積）	11,308	486	486	486	486	486	441	441	441	147	147	147	486	486
水産行政費	530,764	22,823	22,823	22,823	22,823	22,823	20,700	20,700	20,700	6,900	6,900	6,900	22,823	22,823
商工行政費	858,718	36,223	36,925	36,925	36,925	36,925	32,854	33,490	33,490	10,951	11,163	11,163	36,223	36,925
徴税費	1,348,404	57,981	57,981	57,981	57,981	57,981	52,588	52,588	52,588	17,529	17,529	17,529	57,981	57,981
包括算定経費（人口）	3,683,341	158,383	158,383	158,383	158,383	158,383	143,651	143,651	143,651	47,883	47,883	47,883	158,383	158,383
包括算定経費（面積）	184,364	7,928	7,928	7,928	7,928	7,928	7,190	7,190	7,190	2,397	2,397	2,397	7,928	7,928
合計	30,584,915	1,246,797	1,247,499	1,290,698	1,297,682	1,315,150	1,130,816	1,170,635	1,192,813	376,938	390,210	397,603	1,246,797	1,247,499
うち人口積上げ分	小計a	1,116,688	1,117,390	1,160,589	1,167,573	1,185,041	1,012,810	1,052,629	1,074,807	337,602	350,874	358,267	1,116,688	1,117,390
a / 517,492		2.158	2.159	2.243	2.256	2.290	1.957	2.034	2.077	0.652	0.678	0.692	2.158	2.159
うち県庁所在地分	小計b	130,109	130,109	130,109	130,109	130,109	118,006	118,006	118,006	39,336	39,336	39,336	130,109	130,109
b / 517,492		0.251	0.251	0.251	0.251	0.251	0.228	0.228	0.228	0.076	0.076	0.076	0.251	0.251

（単位：千円）

費目	各費目の標団給与関係経費	4級地 旧1級地 中核市	4級地 旧1級地 保健所設置市	4級地 旧1級地 その他市町村	4級地 旧2級地 政令市	4級地 旧2級地 中小企業支援市以外政令市	4級地 旧2級地 中核市	4級地 旧2級地 保健所設置市	4級地 旧2級地 その他市町村	4級地 旧3級地 政令市	4級地 旧3級地 中小企業支援市以外政令市	4級地 旧3級地 中核市	4級地 旧3級地 保健所設置市	4級地 旧3級地 その他市町村
警察費	12,213,491	525,180	525,180	525,180	427,472	427,472	427,472	427,472	427,472	317,551	317,551	317,551	317,551	317,551
道路橋りょう費	303,302	13,042	13,042	13,042	10,616	10,616	10,616	10,616	10,616	7,886	7,886	7,886	7,886	7,886
河　川　費	78,723	3,385	3,385	3,385	2,755	2,755	2,755	2,755	2,755	2,047	2,047	2,047	2,047	2,047
港湾費（港湾）	111,648	4,801	4,801	4,801	3,908	3,908	3,908	3,908	3,908	2,903	2,903	2,903	2,903	2,903
港湾費（漁港）	31,972	1,375	1,375	1,375	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	831	831	831	831	831
その他の土木費	1,120,548	48,184	48,184	48,184	39,219	39,219	39,219	39,219	39,219	29,134	29,134	29,134	29,134	29,134
高等学校費（生徒数）	228,029	9,805	9,805	9,805	7,981	7,981	7,981	7,981	7,981	5,929	5,929	5,929	5,929	5,929
特別支援学校費	260,054	11,182	11,182	11,182	9,102	9,102	9,102	9,102	9,102	6,761	6,761	6,761	6,761	6,761
その他の教育費（人口）	1,801,347	73,895	77,458	77,458	56,932	56,932	60,147	63,047	63,047	42,292	42,292	44,681	46,835	46,835
生活保護費	315,981	13,587	13,587	13,587	11,059	11,059	11,059	11,059	11,059	8,216	8,216	8,216	8,216	8,216
社会福祉費	566,636	23,439	24,365	24,365	18,702	18,702	19,079	19,832	19,832	13,893	13,893	14,173	14,733	14,733
衛生費	3,385,282	127,371	128,099	145,567	82,821	82,821	103,674	104,267	118,485	61,524	61,524	77,015	77,455	88,017
こども子育て費	1,336,328	56,026	57,462	57,462	34,892	34,892	45,602	46,771	46,771	25,919	25,919	33,876	34,745	34,745
高齢者保健福祉費	202,569	8,379	8,710	8,710	6,813	6,813	6,820	7,090	7,090	5,061	5,061	5,067	5,267	5,267
労働費	238,409	10,252	10,252	10,252	8,344	8,344	8,344	8,344	8,344	6,199	6,199	6,199	6,199	6,199
農業行政費	1,561,578	67,148	67,148	67,148	54,655	54,655	54,655	54,655	54,655	40,601	40,601	40,601	40,601	40,601
林野行政費 （公有以外の林野の面積）	212,119	9,121	9,121	9,121	7,424	7,424	7,424	7,424	7,424	5,515	5,515	5,515	5,515	5,515
林野行政費 （公有林野の面積）	11,308	486	486	486	396	396	396	396	396	294	294	294	294	294
水産行政費	530,764	22,823	22,823	22,823	18,577	18,577	18,577	18,577	18,577	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800
商工行政費	858,718	36,925	36,925	36,925	29,484	30,055	30,055	30,055	30,055	21,902	22,327	22,327	22,327	22,327
徴税費	1,348,404	57,981	57,981	57,981	47,194	47,194	47,194	47,194	47,194	35,059	35,059	35,059	35,059	35,059
包括算定経費（人口）	3,683,341	158,383	158,383	158,383	128,917	128,917	128,917	128,917	128,917	95,766	95,766	95,766	95,766	95,766
包括算定経費（面積）	184,364	7,928	7,928	7,928	6,453	6,453	6,453	6,453	6,453	4,793	4,793	4,793	4,793	4,793
合　計	30,584,915	1,290,698	1,297,682	1,315,150	1,014,835	1,015,406	1,050,568	1,056,253	1,070,471	753,876	754,301	780,424	784,647	795,209
うち人口積上げ分	小計ａ	1,160,589	1,167,573	1,185,041	908,932	909,503	944,665	950,350	964,568	675,206	675,631	701,754	705,977	716,539
ａ　／　517,492		2.243	2.256	2.290	1.756	1.758	1.825	1.836	1.864	1.305	1.306	1.356	1.364	1.385
うち県庁所在地分	小計ｂ	130,109	130,109	130,109	105,903	105,903	105,903	105,903	105,903	78,670	78,670	78,670	78,670	78,670
ｂ　／　517,492		0.251	0.251	0.251	0.205	0.205	0.205	0.205	0.205	0.152	0.152	0.152	0.152	0.152

（単位：千円）

費目	各費目の標団給与関係経費	4級地 旧4級地 政令市	4級地 旧4級地 中小企業支援市以外政令市	4級地 旧4級地 中核市	4級地 旧4級地 保健所設置市	4級地 旧4級地 その他市町村	4級地 旧5級地 政令市	4級地 旧5級地 中小企業支援市以外政令市	4級地 旧5級地 中核市	4級地 旧5級地 保健所設置市	4級地 旧5級地 その他市町村	5級地 旧1級地 政令市	5級地 旧1級地 中小企業支援市以外政令市	5級地 旧1級地 中核市
警察費	12,213,491	256,483	256,483	256,483	256,483	256,483	158,775	158,775	158,775	158,775	158,775	219,843	219,843	219,843
道路橋りょう費	303,302	6,369	6,369	6,369	6,369	6,369	3,943	3,943	3,943	3,943	3,943	5,459	5,459	5,459
河　川　費	78,723	1,653	1,653	1,653	1,653	1,653	1,023	1,023	1,023	1,023	1,023	1,417	1,417	1,417
港湾費（港湾）	111,648	2,345	2,345	2,345	2,345	2,345	1,451	1,451	1,451	1,451	1,451	2,010	2,010	2,010
港湾費（漁港）	31,972	671	671	671	671	671	416	416	416	416	416	575	575	575
その他の土木費	1,120,548	23,532	23,532	23,532	23,532	23,532	14,567	14,567	14,567	14,567	14,567	20,170	20,170	20,170
高等学校費（生徒数）	228,029	4,789	4,789	4,789	4,789	4,789	2,964	2,964	2,964	2,964	2,964	4,105	4,105	4,105
特別支援学校費	260,054	5,461	5,461	5,461	5,461	5,461	3,381	3,381	3,381	3,381	3,381	4,681	4,681	4,681
その他の教育費（人口）	1,801,347	34,159	34,159	36,088	37,828	37,828	21,146	21,146	22,340	23,418	23,418	29,279	29,279	30,933
生活保護費	315,981	6,636	6,636	6,636	6,636	6,636	4,108	4,108	4,108	4,108	4,108	5,688	5,688	5,688
社会福祉費	566,636	11,221	11,221	11,447	11,899	11,899	6,946	6,946	7,086	7,366	7,366	9,618	9,618	9,812
衛生費	3,385,282	49,693	49,693	62,205	62,560	71,091	30,762	30,762	38,508	38,728	44,009	42,594	42,594	53,318
こども子育て費	1,336,328	20,935	20,935	27,361	28,063	28,063	12,960	12,960	16,938	17,372	17,372	17,944	17,944	23,453
高齢者保健福祉費	202,569	4,088	4,088	4,092	4,254	4,254	2,531	2,531	2,533	2,633	2,633	3,504	3,504	3,508
労働費	238,409	5,007	5,007	5,007	5,007	5,007	3,099	3,099	3,099	3,099	3,099	4,291	4,291	4,291
農業行政費	1,561,578	32,793	32,793	32,793	32,793	32,793	20,301	20,301	20,301	20,301	20,301	28,108	28,108	28,108
林野行政費 （公有以外の林野の面積）	212,119	4,454	4,454	4,454	4,454	4,454	2,758	2,758	2,758	2,758	2,758	3,818	3,818	3,818
林野行政費 （公有林野の面積）	11,308	237	237	237	237	237	147	147	147	147	147	204	204	204
水産行政費	530,764	11,146	11,146	11,146	11,146	11,146	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900	9,554	9,554	9,554
商工行政費	858,718	17,690	18,033	18,033	18,033	18,033	10,951	11,163	11,163	11,163	11,163	15,163	15,457	15,457
徴税費	1,348,404	28,316	28,316	28,316	28,316	28,316	17,529	17,529	17,529	17,529	17,529	24,271	24,271	24,271
包括算定経費（人口）	3,683,341	77,351	77,351	77,351	77,351	77,351	47,883	47,883	47,883	47,883	47,883	66,300	66,300	66,300
包括算定経費（面積）	184,364	3,872	3,872	3,872	3,872	3,872	2,397	2,397	2,397	2,397	2,397	3,319	3,319	3,319
合　計	30,584,915	608,901	609,244	630,341	633,752	642,283	376,938	377,150	390,210	392,322	397,603	521,915	522,209	540,294
うち人口積上げ分	小計ａ	545,361	545,704	566,801	570,212	578,743	337,602	337,814	350,874	352,986	358,267	467,451	467,745	485,830
ａ　／　517,492		1.054	1.055	1.095	1.102	1.118	0.652	0.653	0.678	0.682	0.692	0.903	0.904	0.939
うち県庁所在地分	小計ｂ	63,540	63,540	63,540	63,540	63,540	39,336	39,336	39,336	39,336	39,336	54,464	54,464	54,464
ｂ　／　517,492		0.123	0.123	0.123	0.123	0.123	0.076	0.076	0.076	0.076	0.076	0.105	0.105	0.105

（単位：千円）

費目	各費目の標団給与関係経費	5級地 旧1級地 保健所設置市	5級地 旧1級地 その他市町村	5級地 旧2級地 政令市	5級地 旧2級地 中小企業支援市以外政令市	5級地 旧2級地 中核市	5級地 旧2級地 保健所設置市	5級地 旧2級地 その他市町村	5級地 旧3級地 政令市	5級地 旧3級地 中小企業支援市以外政令市	5級地 旧3級地 中核市	5級地 旧3級地 保健所設置市	5級地 旧3級地 その他市町村	無級地 旧1級地 政令市
警察費	12,213,491	219,843	219,843	134,348	134,348	134,348	134,348	134,348	73,281	73,281	73,281	73,281	73,281	73,281
道路橋りょう費	303,302	5,459	5,459	3,336	3,336	3,336	3,336	3,336	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820
河　川　費	78,723	1,417	1,417	866	866	866	866	866	472	472	472	472	472	472
港湾費（港湾）	111,648	2,010	2,010	1,228	1,228	1,228	1,228	1,228	670	670	670	670	670	670
港湾費（漁港）	31,972	575	575	352	352	352	352	352	192	192	192	192	192	192
その他の土木費	1,120,548	20,170	20,170	12,326	12,326	12,326	12,326	12,326	6,723	6,723	6,723	6,723	6,723	6,723
高等学校費（生徒数）	228,029	4,105	4,105	2,508	2,508	2,508	2,508	2,508	1,368	1,368	1,368	1,368	1,368	1,368
特別支援学校費	260,054	4,681	4,681	2,861	2,861	2,861	2,861	2,861	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560
その他の教育費（人口）	1,801,347	32,424	32,424	17,893	17,893	18,903	19,815	19,815	9,760	9,760	10,311	10,808	10,808	9,760
生活保護費	315,981	5,688	5,688	3,476	3,476	3,476	3,476	3,476	1,896	1,896	1,896	1,896	1,896	1,896
社会福祉費	566,636	10,199	10,199	5,878	5,878	5,996	6,233	6,233	3,206	3,206	3,271	3,400	3,400	3,206
衛生費	3,385,282	53,623	60,935	26,029	26,029	32,583	32,770	37,238	14,198	14,198	17,773	17,874	20,312	14,198
こども子育て費	1,336,328	24,054	24,054	10,966	10,966	14,332	14,700	14,700	5,981	5,981	7,818	8,018	8,018	5,981
高齢者保健福祉費	202,569	3,646	3,646	2,141	2,141	2,144	2,228	2,228	1,168	1,168	1,169	1,215	1,215	1,168
労働費	238,409	4,291	4,291	2,622	2,622	2,622	2,622	2,622	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430
農業行政費	1,561,578	28,108	28,108	17,177	17,177	17,177	17,177	17,177	9,369	9,369	9,369	9,369	9,369	9,369
林野行政費（公有以外の林野の面積）	212,119	3,818	3,818	2,333	2,333	2,333	2,333	2,333	1,273	1,273	1,273	1,273	1,273	1,273
林野行政費（公有林野の面積）	11,308	204	204	124	124	124	124	124	68	68	68	68	68	68
水産行政費	530,764	9,554	9,554	5,838	5,838	5,838	5,838	5,838	3,185	3,185	3,185	3,185	3,185	3,185
商工行政費	858,718	15,457	15,457	9,266	9,446	9,446	9,446	9,446	5,054	5,152	5,152	5,152	5,152	5,054
徴税費	1,348,404	24,271	24,271	14,832	14,832	14,832	14,832	14,832	8,090	8,090	8,090	8,090	8,090	8,090
包括算定経費（人口）	3,683,341	66,300	66,300	40,517	40,517	40,517	40,517	40,517	22,100	22,100	22,100	22,100	22,100	22,100
包括算定経費（面積）	184,364	3,319	3,319	2,028	2,028	2,028	2,028	2,028	1,106	1,106	1,106	1,106	1,106	1,106
合　計	30,584,915	543,216	550,528	318,945	319,125	330,176	331,964	336,432	173,970	174,068	180,097	181,070	183,508	173,970
うち人口積上げ分	小計ａ	488,752	496,064	285,663	285,843	296,894	298,682	303,150	155,815	155,913	161,942	162,915	165,353	155,815
ａ　／　517,492		0.944	0.959	0.552	0.552	0.574	0.577	0.586	0.301	0.301	0.313	0.315	0.320	0.301
うち県庁所在地分	小計ｂ	54,464	54,464	33,282	33,282	33,282	33,282	33,282	18,155	18,155	18,155	18,155	18,155	18,155
ｂ　／　517,492		0.105	0.105	0.064	0.064	0.064	0.064	0.064	0.035	0.035	0.035	0.035	0.035	0.035

（単位：千円）

費目	各費目の標団給与関係経費	無級地 旧1級地 中小企業支援市以外政令市	無級地 旧1級地 中核市	無級地 旧1級地 保健所設置市	無級地 旧1級地 その他市町村	無級地 旧無級地 政令市	無級地 旧無級地 中小企業支援市以外政令市	無級地 旧無級地 中核市	無級地 旧無級地 保健所設置市	無級地 旧無級地 その他市町村
警察費	12,213,491	73,281	73,281	73,281	73,281	−36,640	−36,640	−36,640	−36,640	−36,640
道路橋りょう費	303,302	1,820	1,820	1,820	1,820	−910	−910	−910	−910	−910
河　川　費	78,723	472	472	472	472	−236	−236	−236	−236	−236
港湾費（港湾）	111,648	670	670	670	670	−335	−335	−335	−335	−335
港湾費（漁港）	31,972	192	192	192	192	−96	−96	−96	−96	−96
その他の土木費	1,120,548	6,723	6,723	6,723	6,723	−3,362	−3,362	−3,362	−3,362	−3,362
高等学校費（生徒数）	228,029	1,368	1,368	1,368	1,368	−684	−684	−684	−684	−684
特別支援学校費	260,054	1,560	1,560	1,560	1,560	−780	−780	−780	−780	−780
その他の教育費（人口）	1,801,347	9,760	10,311	10,808	10,808	−4,880	−4,880	−5,155	−5,404	−5,404
生活保護費	315,981	1,896	1,896	1,896	1,896	−948	−948	−948	−948	−948
社会福祉費	566,636	3,206	3,271	3,400	3,400	−1,603	−1,603	−1,635	−1,700	−1,700
衛生費	3,385,282	14,198	17,773	17,874	20,312	−7,099	−7,099	−8,886	−8,937	−10,156
こども子育て費	1,336,328	5,981	7,818	8,018	8,018	−2,991	−2,991	−3,909	−4,009	−4,009
高齢者保健福祉費	202,569	1,168	1,169	1,215	1,215	−584	−584	−585	−608	−608
労働費	238,409	1,430	1,430	1,430	1,430	−715	−715	−715	−715	−715
農業行政費	1,561,578	9,369	9,369	9,369	9,369	−4,685	−4,685	−4,685	−4,685	−4,685
林野行政費（公有以外の林野の面積）	212,119	1,273	1,273	1,273	1,273	−636	−636	−636	−636	−636
林野行政費（公有林野の面積）	11,308	68	68	68	68	−34	−34	−34	−34	−34
水産行政費	530,764	3,185	3,185	3,185	3,185	−1,592	−1,592	−1,592	−1,592	−1,592
商工行政費	858,718	5,152	5,152	5,152	5,152	−2,527	−2,576	−2,576	−2,576	−2,576
徴税費	1,348,404	8,090	8,090	8,090	8,090	−4,045	−4,045	−4,045	−4,045	−4,045
包括算定経費（人口）	3,683,341	22,100	22,100	22,100	22,100	−11,051	−11,051	−11,051	−11,051	−11,051
包括算定経費（面積）	184,364	1,106	1,106	1,106	1,106	−553	−553	−553	−553	−553
合　計	30,584,915	174,068	180,097	181,070	183,508	−86,986	−87,035	−90,048	−90,536	−91,755
うち人口積上げ分	小計ａ	155,913	161,942	162,915	165,353	−77,909	−77,958	−80,971	−81,459	−82,678
ａ　／　517,492		0.301	0.313	0.315	0.320	−0.151	−0.151	−0.156	−0.157	−0.160
うち県庁所在地分	小計ｂ	18,155	18,155	18,155	18,155	−9,077	−9,077	−9,077	−9,077	−9,077
ｂ　／　517,492		0.035	0.035	0.035	0.035	−0.018	−0.018	−0.018	−0.018	−0.018

２　普通態容補正Ⅱ（へき地補正）

この補正は、へき地における特地勤務手当（へき地手当を含む。）、一般行政経費、離島において割高となる投資的経費及び離島振興経費（離島航路対策経費及び離島空港の維持管理経費を含む。）に係る増加財政需要を算定するために適用するものであり、次の方法により算出する。

①　都道府県下の市町村をへき地の度合に応じて８つのグループ（指数段階区分）に区分する。

②　次表のとおり、グループ（指数段階区分）ごとの増加財政需要額を定め、割増率を算出する。

③　市町村ごとの人口に、当該市町村が属するグループの割増率に１を加えた率を乗じた数の合計を当該都道府県の人口で除した補正率を算出し、下記の人口減少による補正率を乗じる。

（算式）人口減少による補正率 ＝ $\dfrac{（B－A）\times 0.1}{A}$ ＋1　※（Ｂ－Ａ）が負となる場合は、（Ｂ－Ａ）は０とする。

（算式の符号）

Ａ：指数段階４以上の市町村の令和２年国勢調査人口

Ｂ：指数段階４以上の市町村の平成27年国勢調査人口

0.1：復元率

④　さらに、離島振興経費として、次の算式により求めた補正率に人口減少による補正率を乗じたものを加算し、補正係数とする。

（算式）離島振興補正率 ＝ $\dfrac{\text{次表Ｃの計}}{\text{人口}\times\text{単位費用}}$

（算式）人口減少による補正率 ＝ $\dfrac{（B－A）\times 0.1}{A}$ ＋1　※（Ｂ－Ａ）が負となる場合は、（Ｂ－Ａ）は０とする。

（算式の符号）

Ａ：離島市町村の令和２年国勢調査人口

Ｂ：離島市町村の平成27年国勢調査人口

0.1：復元率

ここで算定する特地勤務手当所要額及び一般行政費の増加所要額は、「地域振興費」に係るもののみならず、全経費に係るもの（他の経費においては、へき地補正は行わない。）として算出する。

なお、市町村ごとのへき地の指数区分の算出方法については、第一部共通事項の第五項態容補正・その一普通態容補正・Ⅱへき地補正の頁を参照のこと。

区　分	1	2	3	4	5	6	7	8
指数段階 / 経費区分	1以上2未満	2以上4未満	4以上6未満	6以上10未満	10以上14未満	14以上18未満	18以上22未満	22以上
A　離島以外に係るもの								
a　特地勤務手当支給率			0.04	0.08	0.12	0.16	0.20	0.25
b　71,595,894 千円　×　a			2,863,836	5,727,672	8,591,507	11,455,343	14,319,179	17,898,974
c　b　×　2.32			6,644,100	13,288,199	19,932,296	26,576,396	33,220,495	41,525,620
d　旅費等一般行政費の増加所要額			0	22,004,152	32,790,971	43,721,294	45,898,212	60,386,231
e　計　（c＋d）			6,644,100	35,292,351	52,723,267	70,297,690	79,118,707	101,911,851
$\dfrac{e}{\text{標準団体一般財源額　1,275,507　千円}}$			5.21	27.67	41.34	55.11	62.03	79.90
B　離島に係るもの								
a　特地勤務手当支給率			0.04	0.08	0.12	0.16	0.20	0.25
b　71,595,894 千円　×　a			2,863,836	5,727,672	8,591,507	11,455,343	14,319,179	17,898,974
c　b　×　2.32			6,644,100	13,288,199	19,932,296	26,576,396	33,220,495	41,525,620
d　旅費等一般行政費の増加所要額			2,688,312	25,313,222	47,811,152	110,055,312	133,188,170	156,167,699
e　投資的経費の増加所要額			1,363,251	2,411,298	4,881,262	7,345,971	10,292,238	13,225,374
f　計　（c＋d＋e）			10,695,663	41,012,719	72,624,710	143,977,679	176,700,903	210,918,693
$\dfrac{f}{\text{標準団体一般財源額　1,275,507　千円}}$			8.39	32.15	56.94	112.88	138.53	165.36
C　離島振興経費に係るもの 離島市町村人口×単価	A_1×500円	A_2×1,250円	A_3×2,000円	A_4×7,400円	A_5×7,900円	A_6×8,400円	A_7×8,900円	A_8×9,400円

（注）1　b欄の71,595,894千円は特地勤務手当の基礎となる標準団体における本俸及び扶養手当所要額（一般財源額）で、その算定基礎は別表のとおりである。

2　c欄の2.32は、へき地における人口当たり職員数の割合を反映した係数である。

3　A_1～A_8は指数段階区分に応じた離島市町村人口であり、１市町村当たり50,000人を上限とする。

（別表）標準団体における本俸及び扶養手当等所要額

（単位：千円）

費目	測定単位	本俸	扶養手当等	計
警察費	警察職員数	13,610,755	755,484	14,366,239
道路橋りょう費	道路の面積	230,755	6,586	237,341
河川費	河川の延長	120,155	3,245	123,400
港湾費（港湾）	係留施設延長	736,524	19,220	755,744
港湾費（漁港）	係留施設延長	75,349	1,630	76,979
その他の土木費	人口	581,746	16,042	597,788
小学校費	教職員数	20,458,580	325,916	20,784,496
中学校費	教職員数	10,872,123	208,669	11,080,792
高等学校費	教職員数	9,780,722	229,355	10,010,077
	生徒数	76,867	2,471	79,338
特別支援学校費	教職員数	3,281,972	64,024	3,345,996
	学級数	129,961	3,485	133,446
その他の教育費	人口	947,857	26,055	973,912
	大学・高専学生数	0	0	0
生活保護費	町村部人口	159,963	4,581	164,544
社会福祉費	人口	292,752	8,255	301,007
衛生費	人口	1,744,284	48,475	1,792,759
こども子育て費	18歳以下人口	624,533	18,229	642,762
高齢者保健福祉費	65歳以上人口	105,713	2,959	108,672
労働費	人口	147,264	4,426	151,690
農業行政費	農家数	1,891,239	52,204	1,943,443
林野行政費	公有以外林野面積	363,820	10,018	373,838
	公有林野の面積	5,937	191	6,128
水産行政費	水産業者数	429,878	11,839	441,717
商工行政費	人口	441,183	12,312	453,495
徴税費	世帯数	695,883	19,470	715,353
地域振興費	人口	53,503	1,336	54,839
包括算定経費	人口	1,735,009	46,480	1,781,489
	面積	95,938	2,672	98,610
計	A	69,690,265	1,905,629	71,595,894

※時間外手当を含む

第五項　寒　冷　補　正

適用する寒冷補正は、給与差、寒冷度及び積雪度による補正であり、それぞれの補正率は次のとおりである。

1 給　与　差

寒冷地手当に係る増加財政需要を算定するために適用するものであり、寒冷地手当の算定の基礎となる職員数を抽出し、１人当たり支給額を乗じて得た額を一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。また、補正係数は、当該都道府県の区域内の級地ごとの市町村の人口に、上述の級地ごとの係数を乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率を適用した。

なお、警察費、道路橋りょう費、河川費、港湾費（港湾、漁港）、その他の土木費、高等学校費（生徒数）、特別支援学校費、その他の教育費、生活保護費、社会福祉費、衛生費、こども子育て費、高齢者保健福祉費（65歳以上人口）、労働費、農業行政費、林野行政費（公有以外の林野の面積、公有林野の面積）、水産行政費、商工行政費及び徴税費における寒冷補正に係る給与差分を含めて、一括して補正することとしている。

2 寒　　冷　　度

暖房用燃料及び暖房用施設更新費に係る増加財政需要を算定するために適用するものであり、その所要一般財源を標準団体の一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

なお、警察費、港湾費（港湾、漁港）、その他の土木費、高等学校費（生徒数）、特別支援学校費、その他の教育費、生活保護費、社会福祉費、衛生費、高齢者保健福祉費（65歳以上人口）、労働費、農業行政費、林野行政費（公有以外の林野の面積、公有林野の面積）、水産行政費、商工行政費及び徴税費における寒冷補正に係る寒冷度分を含めて、一括して補正することとしている。

3 積　　雪　　度

除雪費に係る増加財政需要を算定するために適用するものであり、その所要一般財源を標準団体の一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

なお、警察費、港湾費（港湾、漁港）、その他の土木費、高等学校費（生徒数）、特別支援学校費、その他の教育費、生活保護費、社会福祉費、衛生費、高齢者保健福祉費（65歳以上人口）、労働費、農業行政費、林野行政費（公有以外の林野の面積、公有林野の面積）、水産行政費、商工行政費及び徴税費における寒冷補正に係る積雪度分を含めて、一括して補正することとしている。

項目＼級地	1級地	2級地	3級地	4級地	無級地 ※旧4級地であった地域
給　与　差	1.520	1.345	1.308	1.041	0.694
寒　冷　度	0.962	1.602	2.358	3.480	
積　雪　度	0.467	0.927	2.279	4.383	

第六項　投　資　補　正

投資補正は、過疎地域等人口比率、半島地域人口比率、空港関係都道府県の世帯数及び公共投資への依存度等を用いて、次の算式によって補正係数を算出する。

算　式　ア

$$ア = \frac{B \times 250円 + C \times 100円}{A \times \ 750円}$$

算式の符号

A　：人口

B　：過疎地域等人口

C　：半島地域人口

750円　：単位費用

過疎地域等人口は、当該都道府県内における過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第２条の要件に該当する市町村（旧過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく過疎地域も含む。）の人口、豪雪地帯対策特別措置法第２条第２項の規定に基づく特別豪雪地帯人口及び山村振興法第７条の規定に基づく振興山村の人口で総務大臣が調査した令和２年国勢調査人口である。ただし、重複する人口は除くものである。

また、半島地域人口は、当該都道府県内における半島振興法第２条第１項の規定に基づく半島振興対策実施地域のうち、過疎地域等以外の地域に係る人口で、総務大臣が調査した令和２年国勢調査人口である。

この過疎地域等人口及び半島地域人口を基準として、過疎地域、特別豪雪地域、山村地域及び半島地域における都道府県が行う代行事業の経費を算定するものである。

算　式　イ

$$イ = \frac{B \times \alpha}{A}$$

算式の符号

Ａ　：　人口

Ｂ　：　令和２年国勢調査に係る当該都道府県の世帯数

α　：　空港関係都道府県ごとの乗率

航空機燃料譲与税法第１条第２項に該当する空港関係都道府県にのみ適用される係数である。

算　式　ウ

$$ウ＝\frac{（B\times0.7＋0.3）\times5,106,000円＋（C\times0.35＋D\times0.35＋0.3）\times228,000円}{A\times750円}$$

算式の符号

Ａ　：　人口

Ｂ　：　（α／β×100）×１／3.6×0.675

α　：　平成24年度から令和３年度における「公的固定資本形成」のうち「一般政府」に係る額の合算額

（「県民経済計算年報」…内閣府調）

β　：　平成24年度から令和３年度における「県内総生産（支出側）」の額の合算額

（「県民経済計算年報」…内閣府調）

3.6　：　（α／β×100）の全国平均

0.675　：　47／［｛（α／β×100）×１／3.6｝の全国計］

※（α／β×100）×１／3.5が3を超える場合は3とする。

Ｃ　：　γ／346,016

γ　：　令和元年度から令和３年度における「公的固定資本減耗」のうち「一般政府」に係る額の平均

346,016　：　γの全国平均

※ Ｃが3を超える場合は3とする。

Ｄ　：　δ／8,042.04

δ　：　面積（令和７年１月１日現在）

8,042.04　：　δの全国平均

※ Ｄが3を超える場合は3とする。

750円　：　単位費用

第七項　事 業 費 補 正

事業費補正係数の算定方法は次のとおりである。

算　式

（事業費補正係数－1）　＝　係数Ⅰ＋係数Ⅱ＋係数Ⅲ

算　式

$$係数Ⅰ＝\frac{\sum_{n=17}^{令6}(B_n\times C_n)\times0.016＋\sum_{n=22}^{令6}(D_n\times E_n)\times0.016＋F\times G\times0.01958＋}{A\times 単位費用（750円）}$$

$$\frac{\sum_{n=17}^{令6}(H_n\times I_n)\times0.027＋\sum_{n=17}^{19}(J_n\times K_n)\times0.016\times(\alpha\div0.30)＋}{\sum_{n=17}^{19}(L_n\times M_n)\times0.054＋\sum_{n=22}^{22}(N_n\times O_n)\times0.00015\times0.750＋\sum_{n=22}^{22}(P_n\times Q_n)\times}$$

$$\frac{0.00015\times0.500＋\sum_{n=17}^{令6}(R_n\times S_n)\times0.016＋\sum_{n=17}^{令6}(T_n\times U_n)\times0.027＋}{\sum_{n=17}^{令6}(V_n\times W_n)\times1.000＋}-X\times0.03067$$

係数Ⅰが負数となるときは0とする。

算式の符号

Ａ： 測定単位の数値（人口）

Bn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額

Cn： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
乗　　率	1.000	0.981	0.963	0.9737	1.03574	1.03648	1.04093	1.05574	1.08093	1.12537	1.0190	1.0000

H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
1.0019	1.00870	1.00481	0.79519	0.80500	0.12778	0.17593	0.26630

16円： 平成17年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和７年度における理論償還費の30%の額

Dn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債のうち、継続事業（平成21年度までに提出された地域活性化事業計画に位置づけられている事業）に係るものの額

En： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
乗　　率	1.03648	1.04093	1.05574	1.08093	1.12537	1.019	1.0000	1.0019	1.00870	1.00481	0.79519	0.80500

R4	R5	R6
0.12778	0.17593	0.26630

Ｆ： 平成21年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業のうち、定住自立圏推進事業に係るものの額

Ｇ： 1.000

19.58円： 平成21年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和７年度における理論償還費の35%の額

Hn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（財源対策債分）の額

In： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
乗　　率	1.000	0.981	0.963	0.97370	1.03574	1.03648	1.04093	1.05574	1.08093	1.12537	1.0190	1.0000

H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
1.0019	1.00870	1.00481	0.79519	0.80500	0.12778	0.17593	0.26630

27円： 平成17年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和７年度における理論償還費の50%の額

Jn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た（旧）地域総合整備事業債特別分の額

Kn： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H17	H18	H19
乗　　率	1.000	0.981	0.963

16円： 平成17年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和７年度における理論償還費の30%の額

α： 財政力に応じた算入率（30～55%）

Ln： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た（旧）地域総合整備事業債（財源対策債分）の額

Mn： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H17	H18	H19
乗　　率	1.000	0.981	0.963

54円： 平成17年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和７年度における理論償還費の100%の額

Nn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものを除く。）の額

On： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H22
乗　　率	1.00000

Pn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債のうち用地事業に係るものの額

Qn： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H22
乗　　率	1.00000

Rn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（半島振興道路整備事業分）の額

Sn： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
乗　　率	1.000	0.981	0.963	0.97370	1.03574	1.03648	1.04093	1.05574	1.08093	1.12537	1.019	1.0000

H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
1.0019	1.00870	1.00481	0.79519	0.80500	0.12778	0.17593	0.26630

16円： 平成17年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和７年度における理論償還費の30%の額

Tn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た合併特例事業債（市町村合併推進事業分・旧法分）の額

U_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
乗　　率	1.000	0.981	0.963	0.97370	1.03574	1.03648	1.04093	1.05574	1.08093	1.12537	1.019	1.0000

H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
1.0019	1.00870	1.00481	0.79519	0.80500	0.12778	0.17593	0.26630

27円： 平成17年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和７年度における理論償還費の50％の額

V_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た合併特例事業債（市町村合併推進事業分・新法分）の額

W_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
乗　　率	0.021	0.021	0.02103	0.02237	0.02239	0.02248	0.02280	0.02335	0.02431	0.02200	0.0216	0.0216

H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
0.02179	0.02170	0.01718	0.01739	0.00276	0.00380	0.00575

1000円： 平成18年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和７年度における理論償還費の40％の額

Ｘ： 段階補正Ｉ係数

0.03067:　（旧）地域総合整備事業債（特別分等）及び地域活性化事業債に係る元利償還金のうち単位費用へ移し替えた人口一人当たり単価の単位費用中の割合

Ⅱ 防災対策事業債、水俣病原因企業に対する金融支援事業債、産業廃棄物不法投棄対策事業債（一般単独債）、石綿対策事業債、公共施設等地上デジタル放送移行事業・地方創生推進交付金事業・まち・ひと・しごと創生交付金事業・新しい地方経済・生活環境創生交付金事業・地方大学・地域産業創生事業・文化財保存・活用事業・有明海・八代海等再生事業に係る地方債、公共施設最適化事業債、公共施設等適正管理推進事業債、公共事業等債、公営企業債及び歳入欠かん等債の元利償還金の一部並びにＰＦＩ事業に伴う施設整備費相当額の一部を算入する。

算　式

$$\text{係数Ⅱ} = \frac{\sum_{n=17}^{令6}(B_n\times C_n) + \sum_{n=17}^{令6}(D_n\times E_n) + \sum_{n=17}^{令6}(F_n\times G_n) + \sum_{n=21}^{令6}(H_n\times I_n)}{A \times \text{単位費用（750円）}}$$

$$\sum_{n=17}^{17}(J_n\times K_n) + \sum_{n=17}^{22}(L_n\times M_n) + N\times 0.8 + \sum_{n=17}^{令6}(O_n\times P_n) +$$

$$\sum_{n=17}^{22}(Q_n\times R_n) + \sum_{n=21}^{23}(S_n\times T_n) + \sum_{n=21}^{23}(U_n\times V_n) + \sum_{n=26}^{令6}(W_n\times X_n) +$$

$$\sum_{n=27}^{28}(Y_n\times Z_n) + AA\times AB + AC\times 0.95 + AD\times\alpha\times 0.475 + \sum_{n=29}^{令6}(AE_n\times AF_n) +$$

$$AG\times AH + \sum_{n=30}^{令6}(AI_n\times AJ_n)\times(\beta\div 0.30) + \sum_{n=30}^{令6}(AK_n\times AL_n)\times(\gamma\div 0.30) +$$

$$\sum_{n=29}^{令6}(AM_n\times AN_n) + \sum_{n=30}^{令6}(AO_n\times AP_n) + \sum_{n=30}^{令6}(AQ_n\times AR_n) + \sum_{n=令3}^{令6}(AS_n\times AT_n) +$$

$$\sum_{n=令4}^{令6}(AU_n\times AV_n) + \sum_{n=令4}^{令4}(AW_n\times AX_n)\times(\delta\div 0.30) + \sum_{n=令5}^{令6}(AY_n\times AZ_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(BA_n\times BB_n)$$

$$\times(\varepsilon\div 0.30) + \sum_{n=令5}^{令6}(BC_n\times BD_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(BE_n\times BF_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(BG_n\times BH_n)\times(\zeta\div 0.30)$$

$$+ \sum_{n=令5}^{令6}(BI_n\times BJ_n)$$

算式の符号

Ａ： 測定単位の数値（人口）

Ｂn： 防災対策事業（防災基盤整備事業分（平成17年度以降は特に推進すべきものを除く。））に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

Ｃn： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
乗　　率	0.016	0.016	0.016	0.01577	0.01678	0.01679	0.01686	0.01710	0.01751	0.01823	0.016	0.0162

H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
0.0162	0.01634	0.01628	0.01288	0.01304	0.00207	0.00285	0.00431

Ｄn： 防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきもの））に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

Ｅn： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
乗　　率	0.027	0.027	0.026	0.02629	0.02797	0.02799	0.02811	0.02851	0.02919	0.03039	0.027	0.0270

H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
0.0271	0.02724	0.02713	0.02147	0.02174	0.00345	0.00475	0.00719

Ｆn： 防災対策事業（公共施設等耐震化事業分）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

Ｇn： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
乗　　率	0.027	0.027	0.026	0.02629	0.02797	0.02799	0.02811	0.02851	0.02919	0.03039	0.027	0.0270

H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
0.0271	0.02724	0.02713	0.02147	0.02174	0.00345	0.00475	0.00719

Ｈn： 防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうちIs値が0.3未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

Ｉn： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
乗　　率	0.03747	0.03750	0.03766	0.03820	0.03911	0.04072	0.037	0.0362	0.0362	0.03649	0.03635	0.02877

R3	R4	R5	R6
0.02912	0.00462	0.00637	0.00963

Ｊn： 防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行を許可された地方債の額

Ｋn： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H17
乗　　率	0.027

Ｌn： 産業廃棄物不法投棄対策事業に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

Ｍn： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
乗　　率	0.027	0.027	0.026	0.02629	0.02797	0.02799

Ｎ： 水俣病原因企業に対する金融支援に係る経費に充てるため発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

Ｏn： ＰＦＩ法第８条第１項の規定により、ＰＦＩ事業者が整備してｎ年度に供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額として当該地方団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額(総務大臣通知額)

Ｐn： P_{17}＝0.010

P_{18}＝ ①　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち単独事業に係るもの　0.015

②　山梨県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.020

③　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち補助事業に係るもの　0.026

④　兵庫県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.015

P_{19}＝0.010

P_{20}＝0.01020

P_{21}＝0.01013

P_{22}＝0.01076

P_{23}＝0.01064

P_{24}＝ ①　新潟県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01072
②　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうちＡに係るもの　0.01608
③　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうちＢに係るもの　0.02680
P_{25}＝ ①　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうちＡに係るもの　0.01082
②　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうちＢに係るもの　0.01623

P_{26}＝0.012

P_{27}＝0.000

P_{28}＝0.0339

P_{29}＝0.0000

P_{30}＝0.00000

$P_{令元}$＝0.02533

$P_{令2}$＝0.00000

$P_{令3}$＝0.00000

$P_{令4}$＝0.01070

$P_{令5}$＝0.00000

$P_{令6}$＝①　栃木県、滋賀県、鳥取県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01159
②　三重県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02436
③　青森県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02898

Q_n：石綿対策事業に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

R_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
乗率	0.022	0.021	0.021	0.02103	0.02237	0.02239

S_n：公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債の額

T_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H21	H22	H23
乗率	0.01678	0.01679	0.01686

U_n：公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（小中学校分を除く。）の額

V_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H21	H22	H23
乗率	0.01678	0.01679	0.01686

W_n：津波避難対策緊急事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

X_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
乗率	0.02912	0.026	0.0257	0.0258	0.02588	0.02556	0.02571	0.02591	0.00353	0.00479	0.00721

Y_n：公共施設最適化事業に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

Z_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H27	H28
乗率	0.027	0.0270

AA：地方創生推進交付金事業に係る経費に充てるため平成28年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AB：0.0162

AC：災害対策基本法第102条第１項第２号に掲げる場合（平成28年熊本地震、平成30年７月豪雨、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号、令和２年７月豪雨及び令和６年能登半島地震による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成28年熊本地震及び平成30年７月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和２年７月豪雨及び令和６年能登半島地震による災害に係るなりわい再建支援事業に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

AD：災害対策基本法第102条第１項第１号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成28年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

α ： 算式の符号中AFの地方債に係る同意等額を当該地方債の同意等年度における災害対策基本法施行令第43条第２項に規定する標準税収入額で除して得た数（小数点以下第３位未満四捨五入）に100,000を乗じて得た数（以下「発行割合」という。）について次の表のａに定める当該発行割合に応ずる率を乗じて得た数に同表のｂに定める当該発行割合に応ずる数値との合計数を当該発行割合で除して得た数（小数点以下第３位未満四捨五入）ただし、平成28年熊本地震、令和６年能登半島地震及び令和６年能登半島豪雨による災害に係る歳入欠かん債については、α×0.475が0.750に満たないときは0.750とし、平成28年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成28年熊本地震による災害に係る歳入欠かん債を除く。）については、α×0.475が0.570に満たないときは0.570とする。

発行割合の区分			a	b
		200まで	1.00	0
200	を超え	400まで	1.03	-6
400	を超え	600まで	1.10	-34
600	を超え	800まで	1.15	-64
800	を超え	1,000まで	1.20	-104
1,000	を超え	1,400まで	1.29	-194
1,400	を超え	2,000まで	1.41	-362
2,000	を超え	3,000まで	1.58	-702
3,000	を超え	4,000まで	1.76	-1,242
4,000	を超え	5,000まで	1.90	-1,802
5,000	を超え	6,000まで	1.98	-2,202
6,000	を超え	7,000まで	2.04	-2,562
7,000	を超え	8,000まで	2.08	-2,842
8,000	を超え	10,000まで	2.10	-3,002
10,000	を超えるもの		1.80	0

AE_n ： 公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AF_n ： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
乗率	0.0271	0.02724	0.02713	0.02147	0.02174	0.00345	0.00475	0.00719

AG ： 公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業及び立地適正化事業に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AH ： 0.0162

AI_n ： 公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く。）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AJ_n ： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
乗率	0.01634	0.01628	0.01288	0.01304	0.00207	0.00285	0.00431

β ： 財政力に応じた算入率（30～50％）

AK_n ： 公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改事業分）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AL_n ： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
乗率	0.01634	0.01628	0.01288	0.01304	0.00207	0.00285	0.00431

γ ： 財政力に応じた算入率（42～50％）

AM_n ： まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AN_n ： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
乗率	0.0162	0.01634	0.01628	0.01288	0.01304	0.00207	0.00285	0.00431

AO_n ： 地方大学・地域産業創生事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AP_n ： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
乗率	0.01634	0.01628	0.01288	0.01304	0.00207	0.00285	0.00431

AQ_n： 文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AR_n： 次の表に掲げる率

ｎ 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
乗率	0.01634	0.01628	0.01288	0.01304	0.00207	0.00285	0.00431

AS_n： 有明海・八代海等再生事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AT_n： 次の表に掲げる率

ｎ 同意等年度	R3	R4	R5	R6
乗率	0.02174	0.00345	0.00475	0.00719

AU_n： 宅地耐震化推進事業（特別分）、盛土緊急対策事業（特別分）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AV_n： 次の表に掲げる率

ｎ 同意等年度	R4	R5	R6
乗率	0.00353	0.00479	0.00721

AW_n： 脱炭素化事業(上水道、簡易水道事業及び病院事業以外分）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債の額

AX_n： 次の表に掲げる率

ｎ 同意等年度	R4
乗率	0.00302

δ： 財政力に応じた算入率（30～50%）

AY_n： 脱炭素化推進事業(上水道、簡易水道事業及び病院事業以外分）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（再生可能エネルギー設備整備等事業に係るものに限り、総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額

AZ_n： 次の表に掲げる率

ｎ 同意等年度	R5	R6
乗率	0.00634	0.00908

BA_n： 脱炭素化推進事業(上水道、簡易水道事業及び病院事業以外分）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（省エネ改修等事業に係るものに限り、総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額

BB_n： 次の表に掲げる率

ｎ 同意等年度	R5	R6
乗率	0.00380	0.00545

ε： 財政力に応じた算入率（30～50%）

BC_n： 脱炭素化推進事業(上水道、簡易水道事業及び病院事業以外分）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（電動車の導入等に関する事業に係るものに限り、総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額

BD_n： 次の表に掲げる率

ｎ 同意等年度	R5	R6
乗率	0.00380	0.00545

BE_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債（再生可能エネルギー設備整備等事業に係るものに限り、総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く）の額に相当する額

BF_n： 次の表に掲げる率

ｎ 同意等年度	R5	R6
乗率	0.00475	0.00719

BG_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債（省エネ改修等事業に係るものに限り、総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く）の額に相当する額

BH_n： 次の表に掲げる率

ｎ 同意等年度	R5	R6
乗率	0.00285	0.00431

ζ： 財政力に応じた算入率（30～50%）

BI_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債（電動車の導入等に関する事業に係るものに限り、総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く）の額に相当する額

BJ_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	R5	R6
乗　　率	0.00285	0.00431

Ⅲ　①流域下水道事業債等元利償還金（平成11年度以降分許可債分については理論償還額）、下水道事業債臨時措置分元利償還金（理論償還額）、下水道事業債旧公害防止対策事業分元利償還金（理論償還額）及び下水道資本費平準化債（理論償還額）、②地下高速鉄道建設事業の地方負担額（第３セクターが経営するものを含む。）、地下鉄事業補助金債元利償還金（理論償還額）、地下鉄事業新特例債・新々特例債・続特例債に係る元金償還金、地下鉄緊急整備事業債元利償還金、地下鉄事業新々特例債支払利息、地下鉄事業続特例債支払利息、地下鉄事業出資債元利償還金、地下鉄事業・ニュータウン鉄道・モノレール事業等を経営する第３セクターへの出資債・補助金債元利償還金（理論償還額）、③空港整備事業に係る地方債元利償還金（平成11年度以降許可債分については理論償還額）、④国庫補助金を受けて施行した都市公園等整備事業に係る地方債元利償還金（平成11年度以降許可債分については理論償還額）、⑤自然災害防止事業債元利償還金、⑥産炭地域開発就労事業等に充てた地方債の元利償還金、⑦住宅宅地関連公共施設整備促進事業等に係る地方債（公営企業債を除く。）の元利償還金（理論償還額）、⑧被災市街地復興特別事業に係る地方債元利償還金（理論償還額）、⑨新幹線鉄道整備事業に係る地方債元利償還金（理論償還額）、⑩地域住宅交付金事業に係る地方債元利償還金（理論償還額）、⑪地震防災対策事業に係る地方債元利償還金（理論償還額）、⑫地域鉄道補助金等に係る地方債元利償還金（理論償還額）、⑬被災施設復旧関連事業に係る地方債元利償還金（理論償還額）、⑭沖縄振興特別推進交付金事業に係る地方債元利償還金（理論償還額）、⑮奄美群島振興交付金事業に係る地方債元利償還金（理論償還額）、⑯非構造部材の耐震対策事業のうち幼稚園又は特別支援学校に係る地方債元利償還金（理論償還額）、⑰特別支援学校（小学部及び中学部に限る）の大規模改造事業の地方単独分に係る地方債元利償還金（理論償還額）、⑱補強事業のうち幼稚園又は特別支援学校に係る地方債元利償還金（理論償還額）、⑲防災機能強化事業のうち幼稚園又は特別支援学校に係る地方債元利償還金（理論償還額）及び⑳情報通信ネットワーク事業のうち特別支援学校に係る地方債元利償還金（理論償還額）を算入することとしている。

また、平成20年度より、新幹線鉄道整備事業債に係る地方債元利償還金の標準財政規模に対する割合に応じて算入率のかさ上げを行うこととしている。

係数Ⅲは、次の(1)から(21)により算定される補正率を合算した率とする。

(1)　流域下水道事業費補正率γ_1

流域下水道等の整備事業に充てた地方債の元利償還金、下水道事業債臨時措置分及び下水道資本費平準化債の額を基礎として、次の算式によって補正率を算出する。

算　式

$$\gamma_1 = \frac{B \times 0.5 + \sum_{n=11}^{令6}(C_n \times D_n) + \sum_{n=17}^{17}(E_n \times F_n) + \sum_{n=12}^{令6}(G_n \times H_n) + \sum_{n=令3}^{令6}(I_n \times J_n) + \sum_{n=17}^{令6}(K_n \times L_n) - M \times 0.5 + N + \sum_{n=27}^{令6}(O_n \times P_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(Q_n \times R_n)}{A \times 単位費用（750円）}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（人口）

B：流域下水道事業等に係る経費に充てるため平成10年度以前に発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

C_n：流域下水道事業等（平成16年度以降は新設事業分）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

D_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
乗　　率	0.026	0.025	0.027	0.024	0.021	0.018	0.025	0.023	0.023	0.02333	0.02247	0.02204
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
	0.02166	0.02171	0.02193	0.02220	0.020	0.0202	0.0204	0.02008	0.01976	0.01078	0.00914	0.00442
	R5	R6										
	0.00557	0.00799										

E_n：流域下水道事業等（更新事業分）に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行を許可された地方債の額

F_n：次の表に掲げる率

n 同意等年度	H16	H17
乗　　率	0.008	0.011

G_n：流域下水道事業等に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち下水道事業債臨時措置分（単独事業分を除く。）の額

H_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
乗　　率	0.050	0.044	0.039	0.047	0.041	0.055	0.053	0.053	0.05302	0.05106	0.05008	0.04923
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
	0.04934	0.04983	0.05046	0.045	0.0459	0.0464	0.04564	0.04490	0.02449	0.02078	0.01005	0.01267
	R6											
	0.01816											

I_n： 流域下水道事業等（旧公害防止対策分）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

J_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	R3	R4	R5	R6
乗　　率	0.01501	0.00406	0.00529	0.00908

K_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債の額

L_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
乗　　率	0.030	0.030	0.030	0.02965	0.02960	0.02976	0.02991	0.03092	0.03175	0.03267	0.03100	0.0301
	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6				
	0.0302	0.03024	0.02996	0.03033	0.03061	0.00321	0.00461	0.00731				

M： 都道府県知事の申告について総務大臣が調査した当該年度における下水道事業資本費平準化債同意等見込額（公害防止事業分を除く。）として総務大臣が通知した額

N： 日本下水道事業団からの下水汚泥広域処理事業の施設の地方団体への移管に係る地方債の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

O_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道公営企業会計適用債の額

P_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
乗　　率	0.063	0.0631	0.0632	0.06339	0.06321	0.06354	0.06374	0.00261	0.00374	0.00561

Q_n： 流域下水道事業等（広域化・共同化事業）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

R_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	R5	R6
乗　　率	0.00710	0.01017

（注）ア　流域下水道等に係る地方債とは、流域下水道事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに公共下水道幹線管渠等整備事業（過疎地域活性化特別措置法（平成２年法律第15号）第14条の２及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第15条の規定に基づき施行する事業をいう。）及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため平成３年度以降において発行を許可された地方債のうち、その資金区分ごとに、次の表に定めるものに限るものである（災害復旧事業債、特別事業債、公害防止事業債、地方税減収補填債、未稼働資産等債、資本費平準化債、臨時財政特例債、地域財政特例対策債、公共事業等臨時特例債、下水道事業債臨時措置分、単独用地費に係る地方債及び補正予算債を除く。ただし、昭和62年度補正予算債は対象とする。）。

資　　金　　内　　訳	事業費補正の対象となるもの
(1) 政府資金 地方公共団体金融機構資金（公営企業金融公庫資金）	昭和34年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債
(2) 市場公募資金	昭和47年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債
(3) 縁故資金	昭和51年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（枠外縁故資金に係るものを除く。）

イ　下水道事業債臨時措置分とは、一般会計繰出金に代えて平成12年度以降に臨時的に発行を同意又は許可された下水道事業債をいうものである。

(2)　地下高速鉄道等事業費補正率γ_2

地下高速鉄道に係る公共事業の地方負担額（都道府県の実負担額による。）等を基礎として次の算式によって補正率を算出する。

算　式

$$\gamma_2 = \frac{B \times 0.6 + C \times 0.45 + \sum_{n=13}^{令6}(D_n \times E_n) + F \times 0.3 + G \times 0.6 + H \times 0.45 + \sum_{n=27}^{令6}(I_n \times J_n) + K \times 0.6 + \sum_{n=12}^{22}(L_n \times M_n) + N \times 0.75 + O \times 0.45 + P + Q + R + S + T}{A \times 単位費用（750円）}$$

算式の符号

A： 測定単位の数値（人口）

B： 過年度分の地下高速鉄道建設事業地方負担額として総務大臣が通知した額

C： 現年度分の地下高速鉄道建設事業地方負担額として総務大臣が通知した額

D_n： 地下鉄事業補助金債の額として総務大臣が通知した額

E_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
乗　　率	0.0318	0.0212	0.0211	0.0184	0.0248	0.0237	0.0237	0.02386	0.02298	0.02254	0.02215	0.02220
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
	0.02242	0.02271	0.0202	0.0207	0.0209	0.02054	0.02021	0.01102	0.00935	0.00452	0.00570	0.00817

F： 第３セクター（資本金等として当該地方団体が1/2以上を出資するものに限る。）が行う地下高速鉄道の建設に係る事業費を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G： 昭和47年度末において供用を開始している路線を有する地方団体が、昭和47年度から昭和51年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として昭和58年度から平成４年度までの各年度において発行を許可された地方債（地下鉄事業新特例債）に係る当該年度における元金償還金

H： 昭和58年度から平成２年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として平成15年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（続特例債）及び平成３年度から平成12年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として平成25年度及び平成26年度について同意又は許可を得た地方債（地下鉄事業再特例債）に係る当該年度における元利償還金

I_n： 平成27年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債の額のうち、総務大臣が算定して通知した額

J_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
乗　　率	0.0450	0.0450	0.0450	0.04500	0.04500	0.04500	0.04500	0.04500	0.04500	0.04500

K： 都道府県営の地下高速鉄道の建設に係る事業費に出資する財源に充てるため昭和46年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

L_n： 都道府県営の地下高速鉄道の建設に係る事業費に出資する財源に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

M_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
乗　　率	0.0300	0.0318	0.0212	0.0211	0.0184	0.0248	0.0237	0.0237	0.02386	0.02298	0.02254

N： 地下鉄緊急整備事業の地方単独整備区間に係る事業費に充てるため平成６年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（地下鉄緊急整備事業債）の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

O： 昭和58年度から平成２年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の当該年度における支払利息相当額を対象として平成15年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（地下鉄事業続特例債）及び当該年度の６月１日以降において発行が見込まれる地方債として総務大臣が調査したものの当該年度における支払利息のうち、当該地方債の年利率を1.2パーセントの範囲内で発行利率に相当する利率として計算した額として総務大臣が通知した額

P： 地下高速鉄道を経営する第３セクター（資本金等として当該地方団体が1/2以上を出資するものに限る。）に対し出資する財源に充てるため平成６年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の同意等額のうち、総務大臣が算定して通知した額に次表の率を乗じて得た額

Q： 地下高速鉄道を経営する第３セクター（資本金等として当該地方団体が1/2以上を出資するものに限る。）に対し補助する財源に充てるため平成13年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の同意等額のうち、総務大臣が算定して通知した額に次表の率を乗じて得た額

R： ニュータウン鉄道等を経営する第３セクター（資本金等として当該地方団体が1/2以上を出資するものに限る。）に対し出資する財源に充てるため平成10年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の同意等額のうち、総務大臣が算定して通知した額に次表の率を乗じて得た額

S： ニュータウン鉄道等を経営する第３セクター（資本金等として当該地方団体が1/2以上を出資するものに限る。）に対し補助する財源に充てるため平成14年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の同意等額のうち、総務大臣が算定して通知した額に次表の率を乗じて得た額

T： 都市モノレール事業及び案内軌条式鉄道事業を経営する第３セクター（資本金等として当該地方団体が1/2以上を出資するものに限る。）に対し出資する財源に充てるため昭和52年度以降の各年度において発行許可された都市高速鉄道事業債（平成元年度までに償還を終了したものを除く。）の同意等額のうち、を総務大臣が算定して通知した額に次表の率を乗じて得た額

同意等年度	率	同意等年度	率	同意等年度	率	同意等年度	率
平成６年度	0.0048	平成13年度a（13以降採択分）	0.0220	平成17年度a（13以降採択分）	0.0248	平成21年度a（13以降採択分）	0.02298
平成７年度	0.0126						
平成８年度	0.0126	平成13年度b（上記以外分）	0.0132	平成17年度b（上記以外分）	0.0166	平成21年度b（上記以外分）	0.01532
平成９年度	0.0129						
平成10年度	0.0129	平成14年度a（13以降採択分）	0.0194	平成18年度a（13以降採択分）	0.0237	平成22年度a（13以降採択分）	0.02254
平成11年度	0.0132						
平成12年度	0.0129	平成14年度b（上記以外分）	0.0129	平成18年度b（上記以外分）	0.0158	平成22年度b（上記以外分）	0.01502
		平成15年度a（13以降採択分）	0.0211	平成19年度a（13以降採択分）	0.0237		
		平成15年度b（上記以外分）	0.0141	平成19年度b（上記以外分）	0.0158		
		平成16年度a（13以降採択分）	0.0184	平成20年度a（13以降採択分）	0.02386		
		平成16年度b（上記以外分）	0.0123	平成20年度b（上記以外分）	0.01591		

(3)　空港整備事業に係る地方債元利償還金補正率γ_3

算　式

$$\gamma_3 = \frac{B \times 0.5 + C \times 0.285 + D \times 0.285}{A \times \text{単位費用（750円）}}$$

算式の符号

A： 測定単位の数値（人口）

B： 国が行う第二種A空港（第二種空港のうち国土交通大臣が管理するものをいう。）の整備事業に係る法令に基づく負担金又は国庫補助金を受けて施行した第三種空港の整備事業のうち奄美群島振興開発事業に係る経費に充てるため昭和57年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

C： 国庫補助金を受けて施行した第二種Ｂ空港（第二種空港のうち地方団体が管理するものをいう。）の整備事業に係る経費に充てるため昭和57年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された整備事年度における元利償還金

D： 国庫補助金を受けて施行した第三種空港の整備事業（奄美群島振興開発事業に係るものを除く。）に係る経費に充てるため昭和57年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

(4)　都市公園等整備事業に係る地方債元利償還金補正率γ_4

国庫補助金を受けて施行した都市公園又は特定地区公園（カントリーパーク）の整備事業に充てた地方債の元利償還金を基礎として次の算式によって補正率を算出する。

算　式

$$\gamma_4 = \frac{B \times 0.3}{A \times \text{単位費用（750円）}}$$

算式の符号

Ａ： 測定単位の数値（人口）

Ｂ： 都市公園又は特定地区公園（カントリーパーク）の整備事業に充てるため昭和63年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

(5)　自然災害防止事業債元利償還金補正率γ_5

算　式

$$\gamma_5 = \frac{B \times \alpha \times 0.285}{A \times \text{単位費用（750円）}}$$

算式の符号

Ａ： 測定単位の数値（人口）

Ｂ： 災害対策基本法第40条第１項に基づく都道府県地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た自然災害防止事業債の当該年度における元利償還金

α： 各地方団体の財政力係数（符号Ｂの額を当該地方団体の標準財政収入額（省令第17条第３項の規定によって算定した額）で除して得た数（小数点以下第３位未満四捨五入）に10,000を乗じて得た数）次の算式に当てはめて得た数値を当該地方団体の財政力係数で除して得た数（小数点以下第３位未満四捨五入）ただし、当該財政力係数が100以下のときは1.000

財政力係数区分	算式（Ｘ＝財政力係数）
財政力係数が100を超え110までのもの	8.00Ｘ－700
同上110を超え120までのもの	4.00Ｘ－260
同上120を超え130までのもの	3.00Ｘ－140
同上130を超え150までのもの	2.50Ｘ－ 75
同上150を超えるもの	2.00Ｘ＋ 0

(6)　産炭地域開発就労事業等事業費補正率γ_6

産炭地域開発就労事業等に充てた地方債の元利償還金を基礎として、次の算式によって補正率を算出する。

算　式

$$\gamma_6 = \frac{B \times 0.6}{A \times \text{単位費用（750円）}}$$

算式の符号

Ａ： 測定単位の数値（人口）

Ｂ： 産炭地域開発就労事業、炭鉱離職者緊急就労対策事業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業及び産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、災害復旧事業債、公害防止事業債、減収補塡債、健全化債、財源対策債及び地域財政特例対策債に係るものを除く。）

(7)　住宅宅地関連公共施設整備促進事業債等元利償還金補正率γ_7

算　式

$$\gamma_7 = \frac{\sum_{n=17}^{17} (B_n \times C_n)}{A \times \text{単位費用（750円）}}$$

算式の符号

Ａ： 測定単位の数値（人口）

B_n： 住宅宅地関連公共施設整備促進事業等に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行を許可された地方債（公営企業債を除く。）の額

C_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H17
乗　　率	0.011

(8)　被災市街地復興特別事業債元利償還金補正率 γ_8

算　式

$$\gamma_8 = \frac{\sum_{n=17}^{22}(B_n \times C_n) + \sum_{n=23}^{令6}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令元}^{令6}(F_n \times G_n)}{A \times 単位費用（750円）}$$

算式の符号

Ａ： 測定単位の数値（人口）

B_n： 被災市街地復興特別事業に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち一般公共事業債の額

C_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
乗　　率	0.048	0.043	0.043	0.04586	0.04734	0.04586

D_n： 被災市街地復興特別事業（街路事業分を除く。）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業債等の額

E_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
乗　　率	0.04385	0.04434	0.04500	0.04625	0.042	0.0410	0.0413	0.04140	0.04090	0.04113	0.04146	0.00565

R5	R6
0.00766	0.01154

F_n： 被災市街地復興特別事業（街路事業分に限る。）に係る経費に充てるため令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業債等の額

G_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
乗　　率	0.02556	0.02571	0.02591	0.00353	0.00479	0.00721

(9) 新幹線鉄道整備事業に係る地方債元利償還金補正率 γ_9

算　式

$$\gamma_9 = \frac{B \times \alpha}{A \times 単位費用（750円）}$$

算式の符号

Ａ： 測定単位の数値（人口）

Ｂ： $\sum_{n=8}^{令6}(C_n \times D_n)$

C_n： 全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第７条の整備計画に基づき施行される新幹線整備の建設事業に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

D_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
乗　　率	0.012	0.023	0.025	0.024	0.025	0.015	0.009	0.000	0.000	0.027	0.027	0.026

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
0.02629	0.02797	0.02799	0.02811	0.02851	0.02919	0.03039	0.027	0.0270	0.0271	0.02724	0.02713

R2	R3	R4	R5	R6
0.02147	0.02174	0.00345	0.00475	0.00719

α ： 次の算式によって算定した率（小数点以下第３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
（当該率が1.000に満たないときは1.000とし、1.400を超えるときは1.400とする。）

算　式

$$\left(\frac{a}{b} \times 100 \right) \times 0.125 + 0.875$$

a/bに小数点以下第４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a ： 符号Ｂの額に２を乗じて得た数

b ： 地方財政法施行令第13条の規定によって算定した当該地方団体の前年度における標準財政規模

(10) 地域住宅交付金事業債元利償還金補正率 γ_{10}

算　式

$$\gamma_{10} = \frac{\sum_{n=17}^{22} (B_n \times C_n)}{A \times \text{単位費用（750円）}}$$

算式の符号

Ａ： 測定単位の数値（人口）

B_n： 地域住宅交付金事業に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

C_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
乗　率	0.005	0.005	0.005	0.00526	0.00559	0.00560

(11) 地震防災対策事業債元利償還金補正率 γ_{11}

算　式

$$\gamma_{11} = \frac{\sum_{n=20}^{令6} (B_n \times C_n) + \sum_{n=20}^{令6} (D_n \times E_n)}{A \times \text{単位費用（750円）}}$$

算式の符号

Ａ： 測定単位の数値（人口）

B_n： 地震防災対策事業のうちDnに掲げるもの以外のものに係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

C_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
乗　率	0.02629	0.02797	0.02799	0.02811	0.02851	0.02919	0.03039	0.027	0.0270	0.0271	0.02724	0.02713

R2	R3	R4	R5	R6
0.02147	0.02174	0.00345	0.00475	0.00719

D_n： ｎ年度に発行について同意又は許可を得た地震防災対策事業債のうち地震防災対策特別措置法第４条に基づく公立の学校教育施設等で、地震による倒壊の危険性が高いもののうち、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築事業又は補強事業の額

E_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
乗　率	0.03681	0.03915	0.03918	0.03935	0.03991	0.04086	0.04254	0.038	0.0378	0.0379	0.03813	0.03798

R2	R3	R4	R5	R6
0.03006	0.03043	0.00483	0.00665	0.01007

(12) 地域鉄道補助金等に係る地方債元利償還金補正率 γ_{12}

算　式

$$\gamma_{12} = \frac{\sum_{n=17}^{令6} (B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{令6} (D_n \times E_n) + \sum_{n=25}^{令6} (F_n \times G_n) + \sum_{n=令5}^{令6} (H_n \times I_n)}{A \times \text{単位費用（750円）}}$$

算式の符号

Ａ： 測定単位の数値（人口）

Ｂn： 地域鉄道事業者が行う並行在来線に係る施設・設備整備に要する経費（旅客分のみとし、貨物分を含めないこと）のうち、地方公共団体が補助した経費（上下分離方式の場合、地方公共団体が自ら行う施設・設備整備に係る経費）に充てるため、ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（ＪＲからの譲渡資産分）

Ｃn： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
乗　　率	0.024	0.024	0.023	0.02366	0.02517	0.02519	0.02529	0.02565	0.02627	0.02735	0.025	0.0243

H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
0.0243	0.02451	0.02442	0.01932	0.01956	0.00311	0.00428	0.00647

Ｄn： 地域鉄道事業者が行う並行在来線に係る施設・設備整備に要する経費（旅客分のみとし、貨物分を含めないこと）のうち、地方公共団体が補助した経費（上下分離方式の場合、地方公共団体が自ら行う施設・設備整備に係る経費）に充てるため、ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（新たな設備投資分）

Ｅn： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
乗　　率	0.016	0.016	0.016	0.01577	0.01678	0.01679	0.01686	0.01710	0.01751	0.01823	0.016	0.0162

H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
0.0162	0.01634	0.01628	0.01288	0.01304	0.00207	0.00285	0.00431

Ｆn： 地域鉄道対策事業（並行在来線に係るものを除く。）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

Ｇn： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
乗　　率	0.01751	0.01823	0.016	0.0162	0.0162	0.01634	0.01628	0.01288	0.01304	0.00207	0.00285	0.00431

Ｈn： 地域公共交通再構築事業（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第２条第９号に規定する鉄道事業再構築事業に係るものに限る。）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

Ｉn： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	R5	R6
乗　　率	0.00428	0.00647

(13) 一般単独（一般）事業債（被災施設復旧関連事業分）元利償還金補正率γ13

算　式

$$\gamma_{13} = \frac{\sum_{n=24}^{令6} (B_n \times C_n)}{A \times \text{単位費用（750円）}}$$

算式の符号

Ａ： 測定単位の数値（人口）

Ｂn： 被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

Ｃn： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
乗　　率	0.03991	0.04086	0.04254	0.038	0.0378	0.0379	0.03813	0.03798	0.03006	0.03043	0.00483	0.00665

R6
0.01007

(14) 一般補助施設整備等事業債（沖縄振興特別推進交付金事業分）元利償還金補正率γ14

算　式

$$\gamma_{14} = \frac{\sum_{n=24}^{令6} (B_n \times C_n)}{A \times \text{単位費用（750円）}}$$

算式の符号

Ａ： 測定単位の数値（人口）

Ｂn： 沖縄振興特別推進交付金事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

Ｃn： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
乗　　率	0.02851	0.02919	0.03039	0.027	0.0270	0.0271	0.02724	0.02713	0.02147	0.02174	0.00345	0.00475

R6
0.00719

(15) 一般補助施設整備等事業債（奄美群島振興交付金事業分）元利償還金補正率γ15

算　式

$$\gamma_{15} = \frac{\sum_{n=26}^{令6} (B_n \times C_n)}{A \times \text{単位費用（750円）}}$$

算式の符号

Ａ： 測定単位の数値（人口）

Ｂn： 奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

Ｃn： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
乗　　率	0.03039	0.027	0.0270	0.0271	0.02724	0.02713	0.02147	0.02174	0.00345	0.00475	0.00719

(16) 学校教育施設等整備事業債（非構造部材の耐震対策事業分）元利償還金補正率γ16

算　式

$$\gamma_{16} = \frac{B \times C + D \times E}{A \times \text{単位費用（750円）}}$$

算式の符号

Ａ： 測定単位の数値（人口）

Ｂ： 非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

Ｃ： 0.0379

Ｄ： 非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

Ｅ： 0.0271

(17) 学校教育施設等整備事業債（大規模改造事業の地方単独分）元利償還金補正率γ17

算　式

$$\gamma_{17} = \frac{\sum_{n=29}^{令6} (B_n \times C_n)}{A \times \text{単位費用（750円）}}$$

算式の符号

Ａ： 測定単位の数値（人口）

Ｂn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額

Ｃn： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
乗　　率	0.0271	0.02724	0.02713	0.02147	0.02174	0.00345	0.00475	0.00719

(18) 学校教育施設等整備事業債（義務教育諸学校等の補強事業分）元利償還金補正率 γ_{18}

算　式

$$\gamma_{18} = \frac{\sum_{n=30}^{令6} (B_n \times C_n)}{A \times 単位費用（750円）}$$

算式の符号

A： 測定単位の数値（人口）

B_n： 補強事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

C_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
乗　　率	0.03813	0.03798	0.03006	0.03043	0.00483	0.00665	0.01007

(19) 学校教育施設等整備事業債（義務教育諸学校等の防災機能強化事業分）元利償還金補正率 γ_{19}

算　式

$$\gamma_{19} = \frac{\sum_{n=30}^{令6} (B_n \times C_n)}{A \times 単位費用（750円）}$$

算式の符号

A： 測定単位の数値（人口）

B_n： 防災機能強化事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

C_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
乗　　率	0.03813	0.03798	0.03006	0.03043	0.00483	0.00665	0.01007

(20) 学校教育施設等整備事業債（公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業分）元利償還金補正率 γ_{20}

算　式

$$\gamma_{20} = \frac{B_{令2} \times C_{令2}}{A \times 単位費用（750円）}$$

算式の符号

A： 測定単位の数値（人口）

$B_{令2}$： 国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち特別支援学校（小学部、中学部及び高等部に限る。）に係るものの額に相当する額

$C_{令2}$： 0.03006

(21) 学校教育施設等整備事業債（特別防犯対策施設整備事業分）元利償還金補正率 γ_{21}

算　式

$$\gamma_{21} = \frac{\sum_{n=令5}^{令6} (B_n \times C_n)}{A \times 単位費用（750円）}$$

算式の符号

A： 測定単位の数値（人口）

B： 特別防犯対策施設整備事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校（幼稚部、小・中学部に限る。）に係るものの額に相当する額

C_n： 次の表に掲げる率

n 同意等年度	R5	R6
乗　　率	0.00665	0.01007

第八項　数値(人口)急減補正

数値(人口)急減補正は、平成27年国勢調査人口に対し令和２年国勢調査人口が減少した団体のうち、条件不利地域等を除いた全国平均減少率▲1.6%を超える団体について適用することとした。

なお、測定単位を人口とする全ての費目（密度補正により実質的に人口以外の指標で算定している経費を除く）に係る数値（人口）急減補正を含めて、一括して補正することとしている。

算　　式

$$(\text{人口急減補正係数}-1) = \left(\frac{B-A}{A} - 0.016 \right) \times 0.1 \times 45.1$$

算式の符号

Ａ： 令和２年国勢調査人口

Ｂ： 平成27年国勢調査人口

0.016： 全国平均減少率(条件不利地域等を除く減少団体平均)

0.1： 復元率

45.1： $\dfrac{\text{人口急減対象費目※の標準団体一般財源合計}}{\text{地域振興費標準団体一般財源}}$

※測定単位を人口とする全ての費目（密度補正により実質的に人口以外の指標で算定している経費を除く）

第七章　災 害 復 旧 費

「災害復旧費」の測定単位の数値は、(1)公共災害復旧事業債、(2)単独災害復旧事業債、(3)地盤沈下等対策事業債、(4)緊急治山等事業債、(5)激甚災害対策特別緊急事業債、(6)特殊土壌対策事業債、(7) 鉱害復旧事業債、(8)小災害債のうち当該年度の５月31日までに借り入れたもの（地方税の減収補填のための地方債等及び返還命令を受けた地方債を除く。）に係る当該年度の元利償還金（繰上償還に係る地方債(当該地方債の借換債を除く。)については、当該繰上償還が行われないものとして算定した当該年度分の元利償還金（元金償還金以外の支払を要しない繰上償還に係る地方債（当該地方債の借換債を除く。）については、当該繰上償還が行われないものとして算定した当該年度分の元金償還金）に相当する額と、当該地方債の借換債については当該借換債に係る当該年度分の元利償還金に相当する額とし、当該年度において繰上償還する分及び前年度以前において償還すべきであった分を除く。）である。

このうち、小災害債とは、地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和57年法律第45号。以下「昭和57年改正法」という。）による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激特法」という。）第24条第1項の規定に基づき、その元利償還金を基準財政需要額に算入することとされている公共土木施設等小災害債で昭和57年改正法の施行日以降に発行について同意又は許可を得たものをいう。

従来、公共土木施設等小災害債に係る元利償還金については、昭和56年度以前においては、昭和57年改正法による改正前の激特法第24条の規定に基づき、当該元利償還金の38.2％を元利補給金で措置するとともに、残余の部分については交付税（災害復旧費の単独災害復旧費）上、当該元利償還金の28.5％～57.0％（特別（財政力）補正を適用）を基準財政需要額に算入していたところであるが、昭和57年度において、国の行政改革の一環としての補助金の整理合理化に資するため、小災害債に対する元利補給制度を廃止し、その部分を基準財政需要額に算入することとされたことに伴い、単独災害復旧費から昭和57年度以降に発行を許可された小災害債を独立させ、災害復旧費の中に新たな一項目を設けたものである。

「災害復旧費」の補正は、単独災害復旧事業債及び小災害債について法第13条第11項の規定による特別（財政力）補正を適用しているほか、全部の事業債について種別補正を適用することとしている。なお、単独災害復旧事業債及び小災害債については特別（財政力）補正を適用した後に種別補正を適用することとしている。

平成６年度まで、単独災害復旧事業債に係る元利償還金については、その28.5％～57.0％を算入してきたところであるが、災害復旧事業に伴う普通会計の財政負担の増に配慮し、平成７年度からその算入率を47.5％～85.5％に引き上げることとし、特別（財政力）補正係数及び種別補正係数を改正することとした。また、これに伴い、小災害債についても、特別（財政力）補正係数及び種別補正係数を改正することとした。

1　特別（財政力）補正

(1) 特別（財政力）補正は、当該年度の数値として算入される単独災害復旧事業債及び小災害債の元利償還金が過去３ヵ年度の標準財政収入額の平均額の0.1％を超える団体について、当該団体の財政力に応じ単独災害復旧事業債にあっては最高85.5％まで、小災害債にあっては最高95.0％までそれぞれ算入率を引き上げるものである。

また、標準財政収入額の平均額は、令和４年度、令和５年度及び令和６年度の基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除き、再算定後の額である。）から地方揮発油譲与税に係る額、石油ガス譲与税に係る額、自動車重量譲与税に係る額、航空機燃料譲与税に係る額、森林環境譲与税に係る額、交通安全対策特別交付金に係る額、道府県民税所得割に係る税源移譲相当額（三位一体の改革分）に0.25を乗じて得た額から道府県民税所得割に係る税源移譲相当額（県費負担教職員分）に0.25を乗じて得た額を控除した額及び地方消費税の引上げ分に0.25を乗じて得た額を除き、分離課税所得割交付金に係る額を加算した額に1.3333を乗じて得た額（千円未満は四捨五入する。）の合算額と地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額との合計額から分離課税所得割交付金に係る額を除いた額を3で除して算定する。

(2)補正係数

(ｱ)補正率

その団体の指数が100未満のもの

その団体の指数	1.00

その団体の指数が100以上のもの

100	1.00
100を超え　200までの数	1.03
200を超え　300までの数	1.10
300を超え　400までの数	1.15
400を超え　500までの数	1.20
500を超え　700までの数	1.29
700を超え1,000までの数	1.41
1,000を超え1,500までの数	1.58
1,500を超え2,000までの数	1.76
2,000を超え2,500までの数	1.90
2,500を超え3,000までの数	1.98
3,000を超え3,500までの数	2.04
3,500を超え4,000までの数	2.08
4,000を超え5,000までの数	2.10
5,000を超える数	1.80

(注)指数の算出方法は次のとおりである。

$$\frac{\text{単独災害復旧事業債元利償還金及び小災害債元利償還金}}{\text{過去３ヵ年度の標準財政収入額の平均額}} \times \frac{100}{0.001}$$

２　種別補正

種別補正係数については、各事業債の性質に応じて次のとおり定めている。

公共災害復旧事業債	1.00
単独災害復旧事業債	0.50
小災害債	
地盤沈下等対策事業債	0.60
緊急治山等事業債	
激甚災害対策特別緊急事業債	
特殊土壌対策事業債	
鉱害復旧事業債	

第八章　補正予算債償還費

「補正予算債償還費」の測定単位の数値は、地方債の同意等年度により次の二つに区分している。

(1) 平成10年度以前許可債に係るもの

測定単位の数値は、平成５年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された補正予算債に係る元利償還金である。

基準財政需要額への算入率は、平成４年度以降許可債については80%で設定されている。

(2) 平成11年度以降同意等債に係るもの

測定単位の数値は、平成17年度から令和６年度までの各年度において同意又は許可を得た補正予算債の額としている。

「平成17年度以降同意等債に係るもの」については、１に示す償還条件による令和７年度の理論償還費を基礎として２のとおり種別補正係数を設定した。

1　種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

平成17年度許可債及び平成18年度～令和６年度同意等債

民 間 等 資 金　　30年償還(うち３年据置)(半年賦)、20年償還(うち３年据置)(半年賦)

政 府 資 金　　20年償還(うち３年据置)(半年賦)

※民間等資金については、平成17年度許可債より10年毎に借り換える前提としている。

2　種別補正係数

同意等年度		種別補正係数	種別補正係数算出基礎
平成17年度許可債		1.000	31.0円 ／ 31円
平成18年度同意等債		0.874	27.1円 ／ 31円
平成19年度同意等債		0.861	26.7円 ／ 31円
平成20年度同意等債	60.0 % 算入分	1.109	34.39円 ／ 31円
	50.0 % 算入分	0.925	28.66円 ／ 31円
平成21年度同意等債	60.0 % 算入分	1.145	35.50円 ／ 31円
	50.0 % 算入分	0.955	29.59円 ／ 31円
平成22年度同意等債	60.0 % 算入分	1.110	34.40円 ／ 31円
	50.0 % 算入分	0.925	28.67円 ／ 31円
	45.0 % 算入分	0.832	25.80円 ／ 31円
平成23年度同意等債	80.0 % 算入分	1.415	43.85円 ／ 31円
	50.0 % 算入分	0.884	27.41円 ／ 31円
平成24年度同意等債	60.0 % 算入分	1.073	33.26円 ／ 31円
	50.0 % 算入分	0.894	27.72円 ／ 31円
平成25年度同意等債	60.0 % 算入分	1.089	33.75円 ／ 31円
	50.0 % 算入分	0.907	28.13円 ／ 31円
平成26年度同意等債	60.0 % 算入分	1.127	34.94円 ／ 31円
	50.0 % 算入分	0.939	29.12円 ／ 31円
平成27年度同意等債	60.0 % 算入分	1.019	31.6円 ／ 31円
	50.0 % 算入分	0.852	26.4円 ／ 31円
平成28年度同意等債	80.0 % 算入分	1.323	41.0円 ／ 31円
	60.0 % 算入分	0.994	30.8円 ／ 31円
	50.0 % 算入分	0.829	25.7円 ／ 31円
平成29年度同意等債	80.0 % 算入分	1.332	41.3円 ／ 31円
	60.0 % 算入分	1.000	31.0円 ／ 31円
	50.0 % 算入分	0.832	25.8円 ／ 31円
平成30年度同意等債	80.0 % 算入分	1.335	41.40円 ／ 31円
	60.0 % 算入分	1.002	31.05円 ／ 31円
	50.0 % 算入分	0.835	25.88円 ／ 31円

令和元年度同意等債	80.0 % 算 入 分	1.319	40.90円 ／ 31円
	60.0 % 算 入 分	0.989	30.67円 ／ 31円
	50.0 % 算 入 分	0.825	25.56円 ／ 31円
令和２年度同意等債	80.0 % 算 入 分	1.327	41.13円 ／ 31円
	72.0 % 算 入 分	1.194	37.02円 ／ 31円
	60.0 % 算 入 分	0.995	30.85円 ／ 31円
	50.0 % 算 入 分	0.829	25.71円 ／ 31円
令和３年度同意等債	60.0 % 算 入 分	1.003	31.09円 ／ 31円
	50.0 % 算 入 分	0.836	25.91円 ／ 31円
令和４年度同意等債	72.0 % 算 入 分	0.164	5.08円 ／ 31円
	60.0 % 算 入 分	0.137	4.24円 ／ 31円
	50.0 % 算 入 分	0.114	3.53円 ／ 31円
令和５年度同意等債	80.0 % 算 入 分	0.247	7.66円 ／ 31円
	72.0 % 算 入 分	0.223	6.90円 ／ 31円
	60.0 % 算 入 分	0.185	5.75円 ／ 31円
	50.0 % 算 入 分	0.155	4.79円 ／ 31円
令和６年度同意等債	80.0 % 算 入 分	0.372	11.54円 ／ 31円
	72.0 % 算 入 分	0.335	10.38円 ／ 31円
	60.0 % 算 入 分	0.279	8.65円 ／ 31円
	50.0 % 算 入 分	0.233	7.21円 ／ 31円

31円：平成17年度許可債千円当たりの令和７年度元利償還金(単位費用)

分子の数値：年度別・公募債発行状況別の民間等資金と政府資金の理論償還費を加重平均して算出した理論償還費に算入率を乗じて得た額

算　入　率：（平成17年度～19年度）50.0%

（平成20年度～21年度）60.0%、50.0%

（平成22年度）60.0%、50.0%、45.0%

（平成23年度）80.0%、50.0%

（平成24年度～27年度）60.0%、50.0%

（平成28年度～令和元年度）80.0%、60.0%、50.0%

（令和２年度）80.0%、72.0%、60.0%、50.0%

（令和３年度）60.0%、50.0%

（令和４年度）72.0%、60.0%、50.0%

（令和５年度）80.0%、72.0%、60.0%、50.0%

（令和６年度）80.0%、72.0%、60.0%、50.0%

第九章　地方税減収補塡債償還費

「地方税減収補塡債償還費」の測定単位の数値は、平成17年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収補塡のため特別に発行について同意又は許可を得た地方債のうち、道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに特別法人事業譲与税（平成21年度から令和元年度までは地方法人特別譲与税）に係る額の75％相当額である。

「地方税減収補塡債償還費（拡充分・75％分）」の測定単位の数値は、令和２年度に発行について同意又は許可を得た地方消費税（従来分）、不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び市町村たばこ税都道府県交付金に係る額の75％相当額である。

「地方税減収補塡債償還費（拡充分・100％分）」の測定単位の数値は、令和２年度に発行について同意又は許可を得た地方消費税（引上げ分）、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税に係る額である。

「地方税減収補塡債償還費」は、１に示す償還条件による令和７年度の理論償還費を基礎として２のとおり種別補正係数を設定した。

１　種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

(1) 平成17年度許可～令和元年度同意等債

民間等資金　　20年償還(うち３年据置)(半年賦)

(2) 令和２年度同意等債

民間等資金　　20年償還(うち３年据置)(半年賦)

機 構 資 金　　30年償還(うち３年据置)(半年賦)

(3) 令和３年度～令和６年度同意等債

民間等資金　　30年償還(うち３年据置)(半年賦)、20年償還(うち３年据置)(半年賦)

※民間等資金については、平成17年度許可債より10年毎に借り換える前提としている。

２　種別補正係数

同　意　等　年　度		種別補正係数	種別補正係数算出基礎
平成17年度減収補塡債		1.000	59.0円 ／ 59円
平成18年度減収補塡債		1.003	59.2円 ／ 59円
平成19年度減収補塡債		1.002	59.1円 ／ 59円
平成20年度減収補塡債		1.006	59.33円 ／ 59円
平成21年度減収補塡債		1.003	59.20円 ／ 59円
平成22年度減収補塡債		1.009	59.52円 ／ 59円
平成23年度減収補塡債		1.015	59.87円 ／ 59円
平成24年度減収補塡債		1.050	61.95円 ／ 59円
平成25年度減収補塡債		1.075	63.42円 ／ 59円
平成26年度減収補塡債		1.129	66.64円 ／ 59円
平成27年度減収補塡債		1.029	60.7円 ／ 59円
平成28年度減収補塡債		1.020	60.2円 ／ 59円
平成29年度減収補塡債		1.022	60.3円 ／ 59円
平成30年度減収補塡債		1.025	60.49円 ／ 59円
令和元年度減収補塡債		1.015	59.90円 ／ 59円
令和２年度減収補塡債		0.571	33.67円 ／ 59円
令和２年度減収補塡債（拡充分）	100.0％算入分	0.571	33.67円 ／ 59円
	75.0％算入分	0.428	25.25円 ／ 59円
令和３年度減収補塡債		0.951	56.09円 ／ 59円
令和４年度減収補塡債		0.104	6.11円 ／ 59円
令和５年度減収補塡債		0.150	8.87円 ／ 59円
令和６年度減収補塡債		0.223	13.16円 ／ 59円

59円：平成17年度許可債千円当たりの令和７年度元利償還金(単位費用)

分子の数値：年度別の理論償還費

算入率：75％

（令和２年度減収補塡債（拡充分））100％

第十章　財源対策債償還費

「財源対策債償還費」の測定単位の数値は、平成17年度から令和６年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額である。
「財源対策債償還費」は、１に示す償還条件による令和７年度の理論償還費を基礎として２のとおり種別補正係数を設定した。

１　種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

平成17年度～令和６年度同意等債

民 間 等 資 金　　30年償還(うち３年据置)(半年賦)、20年償還(うち３年据置)(半年賦)

政 府 資 金　　20年償還(うち３年据置)(半年賦)

※民間等資金については、平成17年度許可債より10年毎に借り換える前提としている。

２　種別補正係数

同　意　等　年　度	種別補正係数	種別補正係数算出基礎
平成17年度	1.000	31.0円 ／ 31円
平成18年度	0.871	27.0円 ／ 31円
平成19年度	0.861	26.7円 ／ 31円
平成20年度	0.925	28.66円 ／ 31円
平成21年度	0.954	29.58円 ／ 31円
平成22年度	0.925	28.67円 ／ 31円
平成23年度	0.884	27.40円 ／ 31円
平成24年度	0.894	27.72円 ／ 31円
平成25年度	0.907	28.12円 ／ 31円
平成26年度	0.939	29.11円 ／ 31円
平成27年度	0.848	26.3円 ／ 31円
平成28年度	0.826	25.6円 ／ 31円
平成29年度	0.832	25.8円 ／ 31円
平成30年度	0.835	25.87円 ／ 31円
令和元年度	0.825	25.56円 ／ 31円
令和２年度	0.829	25.70円 ／ 31円
令和３年度	0.836	25.91円 ／ 31円
令和４年度	0.114	3.53円 ／ 31円
令和５年度	0.155	4.79円 ／ 31円
令和６年度	0.233	7.21円 ／ 31円

31円：平成17年度許可債千円当たりの令和７年度元利償還金(単位費用)

分子の数値：年度別・公募債発行状況別の民間等資金と政府資金の理論償還費を加重平均して算出した理論償還費に算入率を乗じて得た額

算　入　率：50％

第十一章　減税補塡債償還費

「減税補塡債償還費」の測定単位の数値は、個人の道府県民税に係る特別減税等による平成17年度及び平成18年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額である。
「減税補塡債償還費」は、１に示す償還条件による令和７年度の理論償還費を基礎として２のとおり種別補正係数を設定した。

１　種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

平成17年度許可債（恒久的減税分）及び平成18年度同意等債

民 間 等 資 金　　30年償還(うち３年据置)(半年賦)、20年償還(うち３年据置)(半年賦)

※民間等資金については、平成17年度許可債より10年毎に借り換える前提としている。

２　種別補正係数

同　意　等　年　度	種別補正係数	種別補正係数算出基礎
平成17年度	1.000	43.0円　／　43円
平成18年度	1.128	48.5円　／　43円

43円：平成17年度許可債千円当たりの令和７年度元利償還金(単位費用)

分子の数値：年度別理論償還費

算入率：100％

第十二章　臨時財政対策債償還費

「臨時財政対策債償還費」の測定単位の数値は、臨時財政対策のため平成17年度から令和６年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額である。
「臨時財政対策債償還費」は、下記１に示す償還条件による令和７年度の理論償還費を基礎として下記２のとおり種別補正係数を設定した。
令和７年度算定額は、令和５年度再算定で措置した臨時財政対策債償還基金費の算定額（以下「令和５年度基金費の額」という。）から令和５年度基金費の額の50%に相当する額を控除した額、及び令和６年度再算定で措置した臨時財政対策債償還基金費の算定額の50%に相当する額の合算額を控除する。

1　種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

(1) 平成17年度許可債及び平成18年度～平成20年度同意等債

民間等資金　　30年償還・20年償還(うち3年据置)(半年賦)
政府資金　　20年償還(うち3年据置)(半年賦)※10年利率見直し方式

(2) 平成21年度～令和６年度同意等債

民間等資金　　30年償還・20年償還(うち3年据置)(半年賦)
政府資金　　20年償還(うち3年据置)(半年賦)※10年利率見直し方式
機構資金　　30年償還(うち3年据置(21年度は5年据置))(半年賦) ※10年利率見直し方式

※民間等資金については、平成17年度許可債より10年毎に借り換える前提としている。

2　種別補正係数

同意等年度	種別補正係数	種別補正係数算出基礎
平成17年度許可債（発行可能額）	1.000	49.0円 ／ 49円
平成18年度同意等債（発行可能額）	0.978	47.9円 ／ 49円
平成19年度同意等債（発行可能額）	0.961	47.1円 ／ 49円
平成20年度同意等債（発行可能額）	1.054	51.67円 ／ 49円
平成21年度同意等債（発行可能額）	1.048	51.37円 ／ 49円
平成22年度同意等債（発行可能額）	1.036	50.74円 ／ 49円
平成23年度同意等債（発行可能額）	1.028	50.36円 ／ 49円
平成24年度同意等債（発行可能額）	1.058	51.83円 ／ 49円
平成25年度同意等債（発行可能額）	1.111	54.44円 ／ 49円
平成26年度同意等債（発行可能額）	1.157	56.67円 ／ 49円
平成27年度同意等債（発行可能額）	1.033	50.6円 ／ 49円
平成28年度同意等債（発行可能額）	1.008	49.4円 ／ 49円
平成29年度同意等債（発行可能額）	1.010	49.5円 ／ 49円
平成30年度同意等債（発行可能額）	1.020	49.96円 ／ 49円
令和元年度同意等債（発行可能額）	0.997	48.87円 ／ 49円
令和２年度同意等債（発行可能額）	0.999	48.96円 ／ 49円
令和３年度同意等債（発行可能額）	0.755	37.01円(※) ／ 49円
令和４年度同意等債（発行可能額）	0.124	6.07円 ／ 49円
令和５年度同意等債（発行可能額）	0.174	8.55円 ／ 49円
令和６年度同意等債（発行可能額）	0.271	13.30円 ／ 49円

※令和３年度再算定で措置した「臨時財政対策債償還基金費」の算定額を控除して算出していること。
49円：平成17年度許可債千円当たりの令和７年度元利償還金(単位費用)
分子の数値：年度別の民間等資金、政府資金及び機構資金の理論償還費を加重平均して算出した理論償還費
算入率：100%

第十三章　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費

「東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費」の測定単位の数値は、平成25年度から令和６年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額である。
「東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費」は、下記１に示す償還条件による令和７年度の理論償還費を基礎として下記２のとおり種別補正係数を設定した。

１　種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

(1) 平成25年度～27年度同意等債

民 間 等 資 金　　30年償還・20年償還(うち３年据置)(半年賦)
政 府 資 金　　25年償還(うち３年据置)(半年賦)
機 構 資 金　　30年償還(うち５年据置)(半年賦)

(2) 平成28年度～令和６年度同意等債

民 間 等 資 金　　30年償還・20年償還(うち３年据置)(半年賦)
機 構 資 金　　30年償還(うち５年据置)(半年賦)

※民間等資金については、10年毎に借り換える前提としている。

２　種別補正係数

同　意　等　年　度		種別補正係数	種別補正係数算出基礎
平成25年度	全国防災事業	1.000	41.00円 ／ 41円
	緊急防災・減災事業	0.905	37.10円 ／ 41円
平成26年度	全国防災事業	0.978	40.1円 ／ 41円
	緊急防災・減災事業	0.940	38.54円 ／ 41円
平成27年度	全国防災事業	0.902	37.0円 ／ 41円
	緊急防災・減災事業	0.822	33.7円 ／ 41円
平成28年度	緊急防災・減災事業	0.812	33.3円 ／ 41円
平成29年度	緊急防災・減災事業	0.822	33.7円 ／ 41円
平成30年度	緊急防災・減災事業	0.823	33.74円 ／ 41円
令和元年度	緊急防災・減災事業	0.819	33.59円 ／ 41円
令和２年度	緊急防災・減災事業	0.616	25.26円 ／ 41円
令和３年度	緊急防災・減災事業	0.632	25.91円 ／ 41円
令和４年度	緊急防災・減災事業	0.140	5.75円 ／ 41円
令和５年度	緊急防災・減災事業	0.186	7.62円 ／ 41円
令和６年度	緊急防災・減災事業	0.276	11.31円 ／ 41円

41円：平成25年度同意等債（全国防災事業）千円当たりの令和７年度元利償還金(単位費用)
分子の数値：事業区分別の政府資金、機構資金及び民間等資金の理論償還費を加重平均して算出した理論償還費
算入率：（補助・直轄事業、全国防災事業）80％
　　（単独事業、緊急防災・減災事業）70％

第十四章　国土強靱化施策債償還費

「国土強靱化施策債償還費」の測定単位の数値は、令和元年度から令和６年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額である。
「国土強靱化施策債償還費」は、下記１に示す償還条件による令和７年度の理論償還費を基礎として下記２のとおり種別補正係数を設定した。

１　種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

令和元年度～令和６年度同意等債

民 間 等 資 金　　30年償還・20年償還(うち３年据置)(半年賦)
政 府 資 金　　25年償還(うち３年据置)(半年賦)
機 構 資 金　　30年償還(うち５年据置)(半年賦)

※民間等資金については、10年毎に借り換える前提としている。

２　種別補正係数

同　意　等　年　度	種別補正係数	種別補正係数算出基礎
令和元年度防災・減災、国土強靱化事業50.0%算入分	0.847	23.72円 ／ 28円
令和元年度防災・減災、国土強靱化事業60.0%算入分	1.000	28.00円 ／ 28円
令和元年度緊急自然災害防止対策事業	1.191	33.36円 ／ 28円
令和２年度防災・減災、国土強靱化事業50.0%算入分	0.864	24.19円 ／ 28円
令和２年度防災・減災、国土強靱化事業60.0%算入分	1.037	29.03円 ／ 28円
令和２年度緊急自然災害防止対策事業	0.903	25.28円 ／ 28円
令和３年度防災・減災、国土強靱化事業50.0%算入分	0.870	24.37円 ／ 28円
令和３年度防災・減災、国土強靱化事業60.0%算入分	1.044	29.24円 ／ 28円
令和３年度緊急自然災害防止対策事業	0.825	23.09円 ／ 28円
令和４年度防災・減災、国土強靱化事業50.0%算入分	0.128	3.57円 ／ 28円
令和４年度防災・減災、国土強靱化事業60.0%算入分	0.153	4.28円 ／ 28円
令和４年度緊急自然災害防止対策事業	0.219	6.13円 ／ 28円
令和５年度防災・減災、国土強靱化事業50.0%算入分	0.172	4.82円 ／ 28円
令和５年度防災・減災、国土強靱化事業60.0%算入分	0.206	5.78円 ／ 28円
令和５年度緊急自然災害防止対策事業	0.286	8.02円 ／ 28円
令和６年度防災・減災、国土強靱化事業50.0%算入分	0.300	8.41円 ／ 28円
令和６年度防災・減災、国土強靱化事業60.0%算入分	0.360	10.09円 ／ 28円
令和６年度緊急自然災害防止対策事業	0.422	11.82円 ／ 28円

28円：令和元年度同意等債（防災・減債、国土強靱化事業60.0%算入分）千円当たりの令和７年度元利償還金（単位費用）

分子の数値：事業区分別の政府資金、機構資金及び民間等資金の理論償還費を加重平均して算出した理論償還費

算入率：（防災・減災、国土強靱化事業）50%、60%
（緊急自然災害防止対策事業）70%

第十五章　地域の元気創造事業費

単位費用	950円	測定単位	人口

地域の元気創造事業費に適用する補正は、段階補正及び経常態容補正である。

算式　段階補正係数×（経常態容補正Ⅰ係数＋経常態容補正Ⅱ係数）

第一項　段　階　補　正

人口規模のコスト差を反映するため、人口の段階を第一表上欄のように定め、第一表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用を求めた。

さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　人口段階ごとの財政需要額

人口段階 / 経費区分	千人 600	800	1,100	1,400	1,700 (標準団体)	2,100	2,500	3,500	5,000	6,000	8,000
一般財源計 （百万円）	1,443	1,504	1,510	1,584	1,615	1,740	1,876	2,314	2,926	3,300	3,982
単位当たり費用 Ｚ（円）	2,405	1,880	1,373	1,131	950	828	751	661	585	550	498
Ｚ／単位費用	2.532	1.979	1.445	1.191	1.000	0.872	0.790	0.696	0.616	0.579	0.524

第二表　段階補正係数算出表

人　　口	段階補正係数
～　800千人	$\frac{1}{P}$（ 0.32 P＋ 1,327,000 ）
800 ～　1,100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.02 P＋ 1,567,000 ）
1,100 ～　1,400千人	$\frac{1}{P}$（ 0.26 P＋ 1,303,000 ）
1,400 ～　1,700千人	$\frac{1}{P}$（ 0.11 P＋ 1,513,000 ）
1,700 ～　2,100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.33 P＋ 1,139,000 ）
2,100 ～　2,500千人	$\frac{1}{P}$（ 0.36 P＋ 1,076,000 ）
2,500 ～　3,500千人	$\frac{1}{P}$（ 0.46 P＋ 826,000 ）
3,500 ～　5,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.43 P＋ 931,000 ）
5,000 ～　6,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.39 P＋ 1,131,000 ）
6,000千人 ～	$\frac{1}{P}$（ 0.36 P＋ 1,311,000 ）

（注1）Ｐ＝当該団体の人口

第二項　経 常 態 容 補 正

地域の元気創造事業費は、地域経済活性化に取り組むための財政需要について算定するものであるが、①行革により捻出した財源を活用して、地域経済活性化の取組を行っていると考えられることや、②地域経済活性化に積極的に取り組み、成果指標を伸ばしている団体は、地域経済活性化の取組により多く取り組んでいると考えられることから、算定に当たって、行革努力や地域経済活性化の成果を反映させることとし、そのための経常態容補正を適用することとしている。

算　　式

経常態容補正Ⅰ係数　＝　（ 0.1×Ａ ＋ 0.1×Ｂ ＋ 0.1×Ｃ ＋ 0.2×Ｄ ＋ 0.2×Ｅ ＋ 0.3 ）　×　α

Ａ～Ｅにあっては、負数となるときは0、2を超えるときは2とする。

α：0.585（算定額を500億円程度とするための率）

算式の符号

Ａ、Ｂ：ラスパイレス指数を用いた係数

Ａを求める算式：

Ａ＝（ －0.185 ）×（令和6年4月1日現在のラスパイレス指数）＋19.5

Ｂを求める算式：

Ｂ＝（ －0.185 ）×a＋18.5

a：令和2年～令和6年のラスパイレス指数の平均

Ｃ：経常的経費削減率を用いた係数

Ｃを求める算式：

$$Ｃ＝\ 2－\frac{\text{経常的経費（H27～R1平均）－経常的経費（H7～11平均）}}{\text{経常的経費（H7～11平均）}}\ \div 0.116$$

0.116：経常的経費削減率の全国平均

経常的経費：　人件費（退職金を除き、投資的経費のうちの人件費を含む）、物件費、補助費等、繰出金（法（非）適公営企業会計等への繰出金のうち建設費及び公債費を除く）

※　復旧・復興事業分を控除する。

※　指定都市を包括する道府県にあっては、平成29・30・令和元年度の人件費について、権限・税源移譲により給与負担事務を行わなくなった県費負担教職員に対して負担した人件費に相当する数として総務大臣が通知した数から、権限・税源移譲により給与負担事務を行わなくなった県費負担教職員に対して負担した退職金に相当する数として総務大臣が通知した数を控除した数を加算。

Ｄ：地方税徴収率を用いた係数

Ｄを求める算式：

$$Ｄ＝\quad 111.11\times\ \frac{\text{法定普通税及び法定目的税の収入済額（R5）}}{\text{法定普通税及び法定目的税の調定済額（R5）}}\ －109.11$$

Ｅ：業務システムに対するクラウド導入率を用いた係数

Ｅを求める算式：

$$Ｅ＝\quad 3.17\times\ \frac{\text{業務システムに対するクラウド導入数（R7）}}{\text{業務システムに対するシステム導入数（R7）}}\ ＋0.07$$

業務システムに対するシステム導入数：　「自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査について（照会）」（令和７年４月22日付け総行デ第25号）において報告された「情報システム類型」の表頭「システム類型番号」のうち、類型が「システム未導入」又は「ガバメントクラウド」に対応するものとして回答したもの以外の数に類型が「ガバメントクラウド」に対応するものとして回答したもののうち、令和５年度に「システム未導入」に対応するものとして回答したもの以外の数を加えた数をいう。

業務システムに対するクラウド導入数：　「自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査について（照会）」において報告された「情報システム類型」の表頭「システム類型番号」のうち、類型が「自治体クラウド」又は「単独IaaS」、「共同IaaS」若しくは「単独SaaS」に対応するものとして回答した数に類型が「ガバメントクラウド」に対応するものとして回答したもののうち、令和５年度に「自治体クラウド」又は「単独IaaS」、「共同IaaS」若しくは「単独SaaS」に対応するものとして回答した数を加えた数をいう。ただし、令和３年４月２日以降に導入を開始した人事給与システム、財務会計システム及び文書管理システム以外のもののうち、導入に係る経費を令和３年度補正予算以後に計上したものを除く。

算　　式

経常態容補正Ⅱ係数　＝　（ 0.1×Ｆ ＋ 0.1×Ｇ ＋ 0.1×Ｈ ＋ 0.1×Ｉ ＋ 0.1×Ｊ ＋ 0.1×Ｋ
＋ 0.1×Ｌ ＋ 0.1×Ｍ ＋ 0.1×Ｎ ＋ 0.1 ×Ｏ ）× ａ × β

Ｆ～Ｏにあっては、1未満となるときは1、3を超えるときは3とする。

β ：0.276（算定額を475億円程度とするための率）

算式の符号

Ｆ：一次産業産出額を用いた係数

Ｆを求める算式：

$$Ｆ＝\ 108.40\times\frac{\text{第一次産業産出額（R3～5平均）－第一次産業産出額（H22～24平均）}}{\text{第一次産業産出額（H22～24平均）}}\times\frac{1}{11}+0.80$$

n年第一次産業産出額：「n年農業産出額」「n年林業産出額」「n年漁業産出額」の合計

n年農業産出額：「n年生産農業所得統計」

n年林業産出額：「n年生産林業所得統計」（平成28年以降は「n年林業産出額」）

n年漁業産出額：「n年漁業産出額」

Ｇ：製造品出荷額等を用いた係数

Ｇを求める算式：

$$Ｇ＝\ 104.99\times\frac{\text{製造品出荷額等（R2～4平均）－製造品出荷額等（H22～24平均）}}{\text{製造品出荷額等（H22～24平均）}}\times\frac{1}{10}+0.07$$

n年製造品出荷額等：　平成22年・平成24年は、平成22年・平成24年工業統計調査、平成23年・令和2年は、平成24年・令和3年経済センサス、令和3年・令和4年は、令和4年・令和5年経済構造実態調査の製造品出荷額等の数値

Ｈ：小売業年間商品販売額を用いた係数

Ｈを求める算式：

$$Ｈ＝\ \ 151.52\times\frac{\text{小売業年間商品販売額（R3）－小売業年間商品販売額（H24）}}{\text{小売業年間商品販売額（H24）}}\times\frac{1}{9}-1.76$$

n年小売業年間商品販売額：「n年経済センサス活動調査」

Ｉ：延べ宿泊者数を用いた係数

Ｉを求める算式：

$$Ｉ＝\ （Ｉ_{1}＋Ｉ_{2}）\times\frac{1}{2}$$

$$Ｉ_{1}＝\ 64.72\times\frac{\text{日本人延べ宿泊者数（H30～R1平均）－日本人延べ宿泊者数（H23～24平均）}}{\text{日本人延べ宿泊者数（H23～24平均）}}\times\frac{1}{7}+0.39$$

$$Ｉ_{2}＝\ \ 3.80\times\frac{\text{外国人延べ宿泊者数（H30～R1平均）－外国人延べ宿泊者数（H23～24平均）}}{\text{外国人延べ宿泊者数（H23～24平均）}}\times\frac{1}{7}-0.34$$

n年延べ宿泊者数：「n年宿泊旅行統計調査」

Ｊ：若年者就業率を用いた係数

Ｊを求める算式：

$$J = J_1 + J_2$$

$$J_1 = 1{,}025.64 \times \{\text{若年者就業率（R2）} - \text{若年者就業率（H22）}\} \times \frac{1}{10} - 2.03$$

$$J_2 = 15.50 \times \text{若年者就業率（R2）} - 9.97$$

若年者就業率：15～34歳就業者数／15～34歳人口（n年国勢調査）

※労働力状態「不詳」人口を除く

Ｋ：女性就業率を用いた係数

Ｋを求める算式：

$$K = K_1 + K_2$$

$$K_1 = 1{,}025.64 \times \{\text{女性就業率（R2）} - \text{女性就業率（H22）}\} \times \frac{1}{10} - 9.00$$

$$K_2 = 13.91 \times \text{女性就業率（R2）} - 10.83$$

女性就業率：25～44歳女性就業者数／25～44歳女性人口（n年国勢調査）

※労働力状態「不詳」人口を除く

Ｌ：高齢者就業率を用いた係数

Ｌを求める算式：

$$L = L_1 + L_2$$

$$L_1 = 833.33 \times \{\text{高齢者就業率（R2）} - \text{高齢者就業率（H22）}\} \times \frac{1}{10} - 2.58$$

$$L_2 = 16.84 \times \text{高齢者就業率（R2）} - 4.49$$

高齢者就業率：65歳以上就業者数／65歳以上人口（n年国勢調査）

※労働力状態「不詳」人口を除く

Ｍ：従業者数を用いた係数

Ｍを求める算式：

$$M = 341.88 \times \frac{\text{従業者数（R3）} - \text{従業者数（H24）}}{\text{従業者数（H24）}} \times \frac{1}{9} + 0.23$$

n年従業者数：「n年経済センサス活動調査」

Ｎ：事業所数を用いた係数

Ｎを求める算式：

$$N = 370.37 \times \frac{\text{事業所数（R3）} - \text{事業所数（H24）}}{\text{事業所数（H24）}} \times \frac{1}{9} + 3.93$$

n年事業所数：「n年経済センサス活動調査」

Ｏ：一人当たり県民所得を用いた係数

Ｏを求める算式：

$$O = 272.11 \times \frac{\text{一人当たり県民所得（R2～3平均）} - \text{一人当たり県民所得（H23～24平均）}}{\text{一人当たり県民所得（H23～24平均）}} \times \frac{1}{9} - 1.11$$

n年一人当たり県民所得：「令和6年5月に内閣府が公表した各年度の県民経済計算」

ａ：条件不利地域等の割増係数

人口減少等特別対策事業費に係る条件不利地域等の割増係数に同じ

第十六章　人口減少等特別対策事業費

単位費用	1,700円	測定単位	人口

人口減少等特別対策事業費に適用する補正は、段階補正及び経常態容補正である。

算式　段階補正係数×（経常態容補正Ⅰ係数＋経常態容補正Ⅱ係数）

第一項　段　階　補　正

人口規模のコスト差を反映するため、人口の段階を第一表上欄のように定め、第一表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用を求めた。

さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　人口段階ごとの財政需要額

人口段階 / 経費区分	千人 600	800	1,100	1,400	1,700 (標準団体)	2,100	2,500	3,500	6,000	8,000
一般財源計 （百万円）	2,749	2,762	2,768	2,804	2,890	3,127	3,375	3,987	5,562	7,368
単位当たり費用 Ｚ（円）	4,582	3,453	2,516	2,003	1,700	1,489	1,350	1,139	927	921
Ｚ／単位費用	2.695	2.031	1.480	1.178	1.000	0.876	0.794	0.670	0.545	0.542

第二表　段階補正係数算出表

人　　口	段階補正係数
～　800千人	$\frac{1}{P}$（ 0.04 P＋ 1,593,000 ）
800 ～ 1,100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.01 P＋ 1,617,000 ）
1,100 ～ 1,400千人	$\frac{1}{P}$（ 0.07 P＋ 1,551,000 ）
1,400 ～ 1,700千人	$\frac{1}{P}$（ 0.17 P＋ 1,411,000 ）
1,700 ～ 2,100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.35 P＋ 1,105,000 ）
2,100 ～ 2,500千人	$\frac{1}{P}$（ 0.36 P＋ 1,084,000 ）
2,500 ～ 3,500千人	$\frac{1}{P}$（ 0.36 P＋ 1,084,000 ）
3,500 ～ 6,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.37 P＋ 1,049,000 ）
6,000千人 ～	$\frac{1}{P}$（ 0.53 P＋ 89,000 ）

（注1）Ｐ＝当該団体の人口

第二項　経 常 態 容 補 正

人口減少等特別対策事業費は、人口減少対策等に取り組むための財政需要について算定するものであるが、①直近の人口増減率等の指標が芳しくない団体は、人口減少対策等に取り組む必要性が高く、その財政需要が大きいと考えられることや、②人口増減率等の指標の伸び率が全国平均の伸び率を上回っているような団体は、全国平均の伸び率の団体と比べて、子育て支援の充実や移住の促進などに積極的かつ効果的に取り組んでおり、その財政需要も大きいと考えられることから、算定に当たって、人口減少対策等の「取組の必要度」や「取組の成果」を反映させることとし、そのための経常態容補正を適用することとしている。

算　　式

経常態容補正Ⅰ係数　＝（ 0.4×Ａ ＋ 0.075×Ｂ ＋ 0.075×Ｃ ＋ 0.075×Ｄ ＋ 0.075×Ｅ
＋ 0.075×Ｆ ＋ 0.075×Ｇ ＋ 0.075×Ｈ ＋ 0.075×Ｉ ）× α

Ａ～Ｉにあっては、負数となるときは0、3を超えるときは3とする。

α：0.639（算定額を1,000億円程度とするための率）

算式の符号

Ａ：人口増減率を用いた係数

Ａを求める算式：

①人口増減率（H24～26平均）が0以上のとき　　Ａ＝－0.03×人口増減率（H24～26平均）＋0.1

②人口増減率（H24～26平均）が0未満のとき　　Ａ＝－0.16×人口増減率（H24～26平均）＋0.1

人口増減率：｛増減数（日本人）／住民基本台帳登載人口（日本人）｝×1,000

（「住民基本台帳関係年報（H24～26）」）

Ｂ：転入者人口比率を用いた係数

Ｂを求める算式：

$$Ｂ＝\frac{18.1518}{転入者人口比率（H24～26平均）}$$

転入者人口比率：｛転入者数（日本人）／住民基本台帳登載人口（日本人）｝×1,000

（総務省「住民基本台帳人口移動報告（H24～26）」、「住民基本台帳関係年報（H24～26）」）

18.1518：転入者人口比率の全国平均

Ｃ：転出者人口比率を用いた係数

Ｃを求める算式：

$$Ｃ＝\frac{転出者人口比率（H24～26平均）}{18.1518}$$

転出者人口比率：｛転出者数（日本人）／住民基本台帳登載人口（日本人）｝×1,000

（総務省「住民基本台帳人口移動報告（H24～26）」、「住民基本台帳関係年報（H24～26）」）

18.1518：転出者人口比率の全国平均

Ｄ：年少者人口比率を用いた係数

Ｄを求める算式：

$$Ｄ＝\frac{0.1303}{年少者人口比率（H24～26平均）}$$

年少者人口比率：15歳未満人口（日本人）／住民基本台帳登載人口（日本人）

（「住民基本台帳関係年報（H24～26）」）

0.1303：年少者人口比率の全国平均

Ｅ：自然増減率を用いた係数

Ｅを求める算式：

①自然増減率（H24～26平均）が0以上のとき　　Ｅ＝－0.04×自然増減率（H24～26平均）＋0.1

②自然増減率（H24～26平均）が0未満のとき　　Ｅ＝－0.27×自然増減率（H24～26平均）＋0.1

自然増減率：［｛出生数（日本人）－死亡数（日本人）｝／住民基本台帳登載人口（日本人）］×1,000

（「住民基本台帳関係年報（H24～26）」）

Ｆ：若年者就業率を用いた係数

Ｆを求める算式：

$$F = \frac{0.6072}{\text{若年者就業率（H22）}}$$

若年者就業率：15歳～34歳就業者数／15～34歳人口

（総務省「国勢調査（H22）」）

※労働力状態「不詳」人口を除く

0.6072：若年者就業率の全国平均

Ｇ：女性就業率を用いた係数

Ｇを求める算式：

$$G = \frac{0.6746}{\text{女性就業率（H22）}}$$

女性就業率：25歳～44歳女性就業者数／25～44歳女性人口

（総務省「国勢調査（H22）」）

※労働力状態「不詳」人口を除く

0.6746：女性就業率の全国平均

Ｈ：有効求人倍率を用いた係数

Ｈを求める算式：

$$H = \frac{1}{\text{有効求人倍率（H26.11～H27.4平均）}}$$

（厚生労働省「一般職業紹介状況」）

Ｉ：一人当たり各産業の売上高を用いた係数

Ｉを求める算式：

$$I = \frac{6,171,494}{\text{一人当たり各産業の売上高}}$$

一人当たり各産業の売上高：｛第一次産業産出額（H24～26平均）＋製造品出荷額（H24～26平均）
＋小売業年間商品販売額（H26）＋卸売業年間商品販売額（H26）｝／人口

平成n年第一次産業産出額：「平成n年農業産出額」「平成n年林業産出額」「平成n年漁業生産額」の合計

（農林水産省「生産農業所得統計（H24～26）」、「生産林業所得統計（H24～26）」、
「漁業生産額（H24～26）」
経済産業省「工業統計表（H24～26）」、「商業統計（H26）」
総務省「国勢調査（H27）」）

6,171,494：一人当たり各産業の売上高の全国平均

算　　式

$$\text{経常態容補正Ⅱ係数} = (\ 0.2\times J + 0.2\times K + 0.1\times L + 0.1\times M + 0.1\times N + 0.1\times O + 0.1\times P + 0.1\times Q\ ) \times a \times \beta$$

Ｊ～Ｑにあっては、1未満となるときは1、3を超えるときは3とする。

aにあっては、1未満となるときは1、1.5を超えるときは1.5とする。

β：0.344（算定額を1,000億円程度とするための率）

算式の符号

Ｊ：人口増減率を用いた係数

Ｊを求める算式：

Ｊ＝1.32×｛人口増減率（R4～6平均）－人口増減率（H14～16平均）｝＋11.63

（「住民基本台帳関係年報（H14～16、R4～6）」）

Ｋ：出生率を用いた係数

Ｋを求める算式：

Ｋ＝　K_1＋K_2

K_1＝ 11.72×｛合計特殊出生率（R3～5平均）－合計特殊出生率（H14～16平均）｝＋1.05

K_2＝ 3.58×合計特殊出生率（R3～5平均)－3.99

K_1、K_2が0.5未満となるときは0.5とする。

（「人口動態統計年報（H14～16、R3～5）」）

Ｌ：年少者人口比率を用いた係数

Ｌを求める算式：

Ｌ＝298.51×｛年少者人口比率（R4～6平均）－年少者人口比率（H14～16平均）｝＋8.28

（「住民基本台帳関係年報（H14～16、R4～6）」）

Ｍ：東京圏への転出入人口比率を用いた係数

Ｍを求める算式：

Ｍ＝－3.29×｛東京圏への転出入人口比率（R4～6平均）

－東京圏への転出入人口比率（H18～20平均）｝－0.01

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県においては1とする。

東京圏への転出入人口比率：［｛東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）への転出者数

－東京圏からの転入者数｝／住民基本台帳登載人口（日本人）］×1,000

（総務省「住民基本台帳人口移動報告（H18～20、R4～6）」、「住民基本台帳関係年報（H18～20、R4～6）」）

Ｎ：自団体内大学・短大進学者割合を用いた係数

Ｎを求める算式：

Ｎ＝38.02×｛自団体内大学・短大進学者割合（R4～6平均）

－自団体内大学・短大進学者割合（H8～10平均）｝－0.39

自団体内大学・短大進学者割合：自団体内の大学・短大への進学者数／

出身高校所在地が自団体の大学・短大進学者数

（文部科学省「学校基本調査（H8～10、R4～6）」）

Ｏ：新規学卒者の自団体内就職割合を用いた係数

Ｏを求める算式：

Ｏ＝17.45×｛自団体内就職割合（R3～5平均）－自団体内就職割合（H24～26平均）｝＋0.39

自団体内就職割合：自団体内就職者数／自団体内新卒就職者総数

（厚生労働省「雇用動向調査（H24～26、R3～5）」）

Ｐ：若年者就業率を用いた係数

Ｐを求める算式：

Ｐ＝　P_1＋P_2

P_1＝ 103.00×｛若年者就業率（R2)－若年者就業率（H12)｝－3.35

P_1が1未満となるときは1、3を超えるときは3とする。

P_2＝ 15.50×若年者就業率（R2)－9.97

P_2が負数となるときは0、1を超えるときは1とする。

（総務省「国勢調査（H12、R2）」）

※労働力状態「不詳」人口を除く

Q：女性就業率を用いた係数

Qを求める算式：

Q＝ Q_1＋Q_2

Q_1＝ 71.94×｛女性就業率（R2)－女性就業率（H12)｝－10.88

Q_1が1未満となるときは1、3を超えるときは3とする。

Q_2＝ 13.91×女性就業率（R2)－10.83

Q_2が負数となるときは0、1を超えるときは1とする。

（総務省「国勢調査（H12、R2）」）

※労働力状態「不詳」人口を除く

a：条件不利地域等の割増係数

(1)割増対象団体

財政力指数が全国平均未満（都道府県0.51）の団体であって、取組の必要度の係数が1を超えている団体

(2)割増率

取組の必要度の係数による率 ｛1 ＋ （取組の必要度の係数－ 1） ÷ 2｝

取組の必要度の係数：0.4×Ａ ＋ 0.075×Ｂ ＋ 0.075×Ｃ ＋ 0.075×Ｄ ＋ 0.075×Ｅ ＋ 0.075×Ｆ
＋ 0.075×Ｇ ＋ 0.075×Ｈ ＋ 0.075×Ｉ

第十七章　地域社会再生事業費

単位費用	1,950円	測定単位	人口

地域社会再生事業費に適用する補正は、段階補正、経常態容補正及び密度補正である。

算式　段階補正係数×経常態容補正係数＋(密度補正係数－1)

第一項　段　階　補　正

人口規模のコスト差を反映するため、人口の段階を第一表上欄のように定め、第一表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用を求めた。

さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　人口段階ごとの財政需要額

人口段階 / 経費区分	千人 600	800	1,100	1,400	1,700 (標準団体)	2,100	2,500	3,500	5,000	6,000	8,000
一般財源計 (千円)	3,050,400	3,112,000	3,183,400	3,250,800	3,315,000	3,525,900	3,945,000	5,145,000	7,020,000	8,142,000	10,000,000
単位当たり費用 Z (円)	5,084	3,890	2,894	2,322	1,950	1,679	1,578	1,470	1,404	1,357	1,250
Z／単位費用	2.607	1.995	1.484	1.191	1.000	0.861	0.809	0.754	0.720	0.696	0.641

第二表　段階補正係数算出表

人　口	段階補正係数
～ 800千人	$\frac{1}{P}$ (0.15 P＋ 1,475,000)
800 ～ 1,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.13 P＋ 1,491,000)
1,100 ～ 1,400千人	$\frac{1}{P}$ (0.11 P＋ 1,513,000)
1,400 ～ 1,700千人	$\frac{1}{P}$ (0.11 P＋ 1,513,000)
1,700 ～ 2,100千人	$\frac{1}{P}$ (0.27 P＋ 1,241,000)
2,100 ～ 2,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.54 P＋ 674,000)
2,500 ～ 3,500千人	$\frac{1}{P}$ (0.61 P＋ 499,000)
3,500 ～ 5,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.64 P＋ 394,000)
5,000 ～ 6,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.58 P＋ 694,000)
6,000千人 ～	$\frac{1}{P}$ (0.48 P＋ 1,294,000)

(注1)　P＝当該団体の人口

第二項　経 常 態 容 補 正

地域社会再生事業費は、地域社会の維持・再生に取り組むための財政需要について算定するものであるが、①直近の人口増減率等の指標が芳しくない団体は、地域社会の維持・再生に取り組む必要性が高く、その財政需要が大きいと考えられることや、②非人口集中地区に居住する人口が多く、またまばらに住んでいるところほど地域社会の維持・再生に係る経費が多く生じ、財政需要も大きいと考えられることから、算定に当たって、人口減少率や非人口集中地区人口を用いた指標を反映させることとし、そのための経常態容補正を適用することとしている。

算　　式

経常態容補正係数　＝（0.2×Ａ＋0.1×Ｂ＋0.1×Ｃ＋0.1×Ｄ）×α＋0.5×Ｅ×β

Ａ～Ｄにあっては、負数となるときは0.000、3.000を超えるときは3.000とする。

α：1.035（Ａ～Ｄによる算定額を全体の半分程度とするための率）

β：0.769（Ｅによる算定額を全体の半分程度とするための率）

算式の符号

Ａ：人口減少率を用いた係数

Ａを求める算式：

$$\text{Ａ}=\frac{\text{人口（平成22年国勢調査）}\quad-\quad\text{人口（令和２年国勢調査）}}{\text{人口（平成22年国勢調査）}}\quad\div\quad 0.045$$

小数点以下第３位未満を四捨五入する。

0.045：減少団体における平均人口減少率

Ｂ：年少人口（15歳未満人口）比率を用いた係数

Ｂを求める算式：

$$\text{Ｂ}=\frac{\text{人口（令和２年国勢調査）}}{\text{年少人口（令和２年国勢調査）}}\quad\times\quad 0.119$$

小数点以下第３位未満を四捨五入する。

0.119：年少人口比率の全国平均

Ｃ：高齢者人口（65歳以上人口）比率を用いた係数

Ｃを求める算式：

$$\text{Ｃ}=\frac{\text{高齢者人口（令和２年国勢調査）}}{\text{人口（令和２年国勢調査）}}\quad\div\quad 0.280$$

小数点以下第３位未満を四捨五入する。

0.280：高齢者人口比率の全国平均

Ｄ：生産年齢人口（15歳以上65歳未満人口）減少率を用いた係数

Ｄについては、生産年齢人口の減少団体の平均減少率の２倍を2.000、増加団体の平均増加率の２倍を0.000として指標を算出した。

Ｄを求める算式：

$$\text{Ｄ}=\left(\frac{\text{生産年齢人口（平成22年国勢調査）}\quad-\quad\text{生産年齢人口（令和２年国勢調査）}}{\text{生産年齢人口（令和２年国勢調査）}}\quad+\quad 0.022\right)\quad\div\quad 0.125$$

小数点以下第３位未満を四捨五入する。

0.125：減少団体の平均減少率（11.4%）と増加団体の平均増加率（1.1%）の合計

Ｅ：非人口集中地区人口比率を用いた係数

Ｅを求める算式：

$$\text{Ｅ}=\frac{\text{補正後非人口集中地区人口}}{\text{人口（令和２年国勢調査）}}\quad\div\quad 0.263$$

小数点以下第３位未満を四捨五入する。

0.263：全国平均の補正後非人口集中地区人口比率

Ｅ：非人口集中地区人口比率を用いた係数

Ｅを求める算式：

$$Ｅ＝\frac{\text{補正後非人口集中地区人口}}{\text{人口（令和２年国勢調査）}}\div 0.263$$

小数点以下第３位未満を四捨五入する。

0.263：全国平均の補正後非人口集中地区人口比率

補正後非人口集中地区人口については、次の算式によって算出する。

（算式）　＝ 2.00×e1＋1.75×e2＋1.50×e3＋1.25×e4＋1.00×e5＋0.75×e6＋0.50×e7＋0.25×e8

e1：当該都道府県の区域内の市町村におけるメッシュ人口（総務省統計局において公表した令和２年国勢調査に関する地域メッシュ統計にて、基準地域メッシュの中心点が帰属する当該市町村の区域内において、常住人口のいる基準地域メッシュ内の人口をいう。以下、同じ。）の合計のうち、100人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e2：当該都道府県の区域内の市町村におけるメッシュ人口の合計のうち、100人以上200人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e3：当該都道府県の区域内の市町村におけるメッシュ人口の合計のうち、200人以上300人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e4：当該都道府県の区域内の市町村におけるメッシュ人口の合計のうち、300人以上400人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e5：当該都道府県の区域内の市町村におけるメッシュ人口の合計のうち、400人以上500人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e6：当該都道府県の区域内の市町村におけるメッシュ人口の合計のうち、500人以上1,000人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e7：当該都道府県の区域内の市町村におけるメッシュ人口の合計のうち、1,000人以上2,000人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e8：当該都道府県の区域内の市町村におけるメッシュ人口の合計のうち、2,000人以上4,000人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

第三項　密　度　補　正

密度補正は、技術職員の充実に伴う増員数及びデジタル人材の職員数について補正を適用する。

この補正は、地域社会再生事業費において技術職員の充実に伴う経費及びデジタル人材の確保に係る経費を算定する際に、測定単位である人口と算定経費が必ずしも比例しない事情があるため、技術職員の増員数・デジタル人材の職員数により需要額を割増しするために適用する。

算　　式

密度補正係数＝Ａ＋Ｂ

Ａを求める算式：

$$（\text{密度補正係数}-1）\quad＝\frac{1}{\text{a}\times\ 1,950\text{円}}\times（\ 6,392,000\text{円}\ \times\ \text{b}\ ）$$

$$＝\frac{3,277.949\ \times \text{b}}{\text{a}}$$

算式の符号

ａ：　測定単位の数値

ｂ：　当該団体における技術職員数
（技術職員数のうち、①市町村支援業務に従事する技術職員数、②中長期派遣可能な技術職員数のいずれか小さい方の職員数）

6,392,000円：　技術職員１人当たり単価（給与改善費を含む。）

Ｂを求める算式：

$$（\text{密度補正係数}-1）\quad＝\frac{1}{\text{c}\times\ 1,950\text{円}}\times（\ 7,928,000\text{円}\ \times\ \text{d}\ ）$$

$$＝\frac{4,065.641\ \times \text{d}}{\text{c}}$$

算式の符号

ｃ：　測定単位の数値

ｄ：　当該団体におけるデジタル人材（市町村支援に従事する常勤職員）の職員数

7,928,000円：　デジタル人材の職員１人当たり単価（給与改善費を含む。）

第十八章　地域デジタル社会推進費

単位費用	520円	測定単位	人口

地域デジタル社会推進費に適用する補正は、段階補正及び経常態容補正である。

算式　段階補正係数×経常態容補正係数

第一項　段　階　補　正

人口規模のコスト差を反映するため、人口の段階を第一表上欄のように定め、第一表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用を求めた。

さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　人口段階ごとの財政需要額

人口段階 / 経費区分	千人 600	800	1,100	1,400	1,700 (標準団体)	2,100	2,500	3,500	5,000	6,000	8,000
一般財源計 （千円）	815,400	832,000	850,300	868,000	884,000	945,000	1,052,500	1,379,000	1,875,000	2,178,000	2,680,000
単位当たり費用（円） Z	1,359	1,040	773	620	520	450	421	394	375	363	335
Z／単位費用	2.613	2.000	1.487	1.192	1.000	0.865	0.810	0.758	0.721	0.698	0.644

第二表　段階補正係数算出表

人　　口	段階補正係数
～　800千人	$\frac{1}{P}$（ 0.16 P＋ 1,473,000 ）
800 ～ 1,100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.11 P＋ 1,513,000 ）
1,100 ～ 1,400千人	$\frac{1}{P}$（ 0.12 P＋ 1,502,000 ）
1,400 ～ 1,700千人	$\frac{1}{P}$（ 0.10 P＋ 1,530,000 ）
1,700 ～ 2,100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.29 P＋ 1,207,000 ）
2,100 ～ 2,500千人	$\frac{1}{P}$（ 0.52 P＋ 724,000 ）
2,500 ～ 3,500千人	$\frac{1}{P}$（ 0.63 P＋ 449,000 ）
3,500 ～ 5,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.63 P＋ 449,000 ）
5,000 ～ 6,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.59 P＋ 649,000 ）
6,000千人 ～	$\frac{1}{P}$（ 0.48 P＋ 1,309,000 ）

（注1）Ｐ＝当該団体の人口

第二項　経 常 態 容 補 正

地域デジタル社会推進費は、地方公共団体が地域社会のデジタル化を推進するための取組に要する経費を算定するものであるが、高齢者や障害者人口の割合、また、一次産業事業所や中小企業の割合が相対的に高い団体ほど、地域住民のデジタル活用支援や地域企業のデジタル化支援に要する経費が相対的に多く生じ、財政需要も大きいと考えられることから、算定に当たって、高齢者・障害者人口比率、一次産業事業所数比率や中小企業数比率を用いた指標を反映させることとし、そのための経常態容補正を適用することとしている。

算　　式

経常態容補正係数　＝（ 0.5 × Ａ ＋ 0.5 × Ｂ ）× α

Ａにあっては、3を超えるときは3.000とする。

算式の符号

Ａ：地域住民を主な対象とする取組に係る指標を用いた係数

Ａを求める算式：

$$A = \frac{\text{高齢者・障害者人口}}{\text{人口（令和２年国勢調査）}} \div 0.340$$

小数点以下第３位未満を四捨五入する。

高齢者・障害者人口を求める算式　：　a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4

a1：　高齢者人口（令和２年国勢調査）

a2：　身体障害者手帳交付台帳登載数（令和５年福祉行政報告例）

a3：　療育手帳交付台帳登載数（令和５年福祉行政報告例）

a4：　精神障害者手帳交付台帳登載数（令和５年衛生行政報告例）

0.340：高齢者・障害者人口率の全国平均

Ｂ：地域企業を主な対象とする取組に係る指標を用いた係数

Ｂを求める算式：

$$B = b \times \beta 1 \times \beta 2$$

小数点以下第３位未満を四捨五入する。

$$b = \frac{\text{事業所数（令和３年経済センサス活動調査）}}{\text{人口（令和２年国勢調査）}} \div 0.04087$$

小数点以下第３位未満を四捨五入する。3を超える場合は3.000とする。

0.04087：人口１人当たり事業所数割合の全国平均

$$\beta 1 = \frac{\text{一次産業事業所数（令和３年経済センサス活動調査）}}{\text{事業所数（令和３年経済センサス活動調査）}} \times 80.386 + 0.338$$

小数点以下第３位未満を四捨五入する。1に満たない場合は1.000、2を超える場合は2.000とする。

$$\beta 2 = \frac{\text{中小企業数（中小企業数調査）}}{\text{企業数（中小企業数調査）}} \times 338.983 - 336.929$$

小数点以下第３位未満を四捨五入する。1に満たない場合は1.000、2を超える場合は2.000とする。

α：0.955（算定額を800億円程度とするための率）

包 括 算 定 経 費

単位費用	10,370円	測定単位	人　口
	1,056,000円		面　積

第一款　人口を測定単位とするもの

段　階　補　正

人口の段階を第一表左欄のように定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の財政需要額の算定の例により、第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用（第二表中Ｚ）を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　人口段階ごとの職員配置表

（単位：人）

区分 / 人口段階	部　長	課　長	職 員 A	職 員 B	合　計	定員管理合理化計画に基づく減員	再　計
600 千人	9	40	100	264	413	0	413
800	9	40	101	265	415	0	415
1,100	10	42	101	265	418	0	418
1,400	10	44	104	280	438	0	438
1,700（標準団体）	10	44	119	314	487	0	487
2,100	10	48	122	319	499	0	499
2,500	11	53	134	353	551	0	551
3,500	12	60	175	466	713	0	713
5,000	13	76	238	629	956	0	956
6,000	15	88	260	708	1,071	0	1,071
8,000	17	108	326	885	1,336	0	1,336

第二表　人口段階ごとの財政需要額

（単位：百万円）

人口段階 / 経費区分	千人 600	800	1,100	1,400	1,700 (標準団体)	2,100	2,500	3,500	5,000	6,000	8,000
企画費、総務費等	13,517	13,595	13,599	13,601	13,604	15,160	17,206	18,576	23,419	25,401	29,282
うち会計年度任用職員の給与改定等に要する経費	471	497	536	573	612	663	712	843	1,030	1,156	1,413
各種委員（会）等費	839	839	845	852	860	884	1,003	1,410	1,979	2,305	2,991
議会費	723	744	792	825	863	960	1,114	1,486	2,046	2,411	2,948
追加財政需要額	2,137	2,162	2,171	2,174	2,176	2,413	2,743	3,052	3,900	4,278	5,008
給与改善費	106	110	117	124	134	143	155	188	236	265	324
一般財源計	17,322	17,450	17,524	17,576	17,637	19,560	22,221	24,712	31,580	34,660	40,553
単位当たり費用Ｚ（円）	28,870	21,813	15,931	12,554	10,370	9,314	8,888	7,061	6,316	5,777	5,069
Ｚ／単位費用	2.784	2.103	1.536	1.211	1.000	0.898	0.857	0.681	0.609	0.557	0.489

第三表　段階補正係数算出表

人　　口	段階補正係数
～　800千人	$\frac{1}{P}$ （ 0.06 P＋ 1,634,000 ）
800 ～ 1,100千人	$\frac{1}{P}$ （ 0.03 P＋ 1,658,000 ）
1,100 ～ 1,400千人	$\frac{1}{P}$ （ 0.01 P＋ 1,680,000 ）
1,400 ～ 1,700千人	$\frac{1}{P}$ （ 0.02 P＋ 1,666,000 ）
1,700 ～ 2,100千人	$\frac{1}{P}$ （ 0.47 P＋ 901,000 ）
2,100 ～ 2,500千人	$\frac{1}{P}$ （ 0.64 P＋ 544,000 ）
2,500 ～ 3,500千人	$\frac{1}{P}$ （ 0.24 P＋ 1,544,000 ）
3,500 ～ 5,000千人	$\frac{1}{P}$ （ 0.44 P＋ 844,000 ）
5,000 ～ 6,000千人	$\frac{1}{P}$ （ 0.30 P＋ 1,544,000 ）
6,000千人 ～	$\frac{1}{P}$ （ 0.28 P＋ 1,664,000 ）

（注）Ｐ＝当該団体の人口

第二款　面積を測定単位とするもの

種　別　補　正

測定単位の細目の種別を宅地の面積、耕地の面積、林野の面積及びその他の面積の４種とし、それぞれの区域に係る行政経費の率を次のとおりとしている。

宅地の面積	1.00
耕地の面積	2.87
林野の面積	0.60
その他の面積	0.59

宅地の面積は、令和６年度の概要調書に記載されている宅地の面積である。耕地及び林野の面積は、農林業センサス規則によって調査した令和２年２月１日現在における面積（林野の面積にあっては、公有及び私有の林野の合計面積）である。

第一章　消　　防　　費

単位費用	12,300円	測定単位	人口

消防費に適用する補正は、段階補正、密度補正Ⅰ、密度補正Ⅱ、密度補正Ⅲ、普通態容補正、経常態容補正及び事業費補正である。

算式　段階補正係数×密度補正Ⅰ係数×普通態容補正係数＋(密度補正Ⅱ係数－1)＋(密度補正Ⅲ係数－1)
＋経常態容補正係数＋(事業費補正係数－1)

第一項　段　階　補　正

人口の段階を第一表上欄のように定め、それぞれについて一部事務組合への負担金又は受託団体への委託料の実態も勘案した上で、第一表のとおり職員数等を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用(第二表中Z)を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用の比を求め、これを基礎として、第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　人口段階ごとの消防職員・消防団員数

区分＼人口段階		人 4,000	人 8,000	人 12,000	人 20,000	人 30,000	人 100,000 (標準団体)	人 250,000	人 400,000	人 1,000,000	人 2,000,000	人 8,000,000
給与費	消防吏員 人	15.1	20.2	27.2	35.3	49.4	134.0	281.1	431.2	1,035.7	2,072.5	8,406.7
給与費	一般職員 人	－	－	－	－	－	2.0	5.0	7.0	17.0	35.0	143.0
給与費	計 人	15.1	20.2	27.2	35.3	49.4	136.0	286.1	438.2	1,052.7	2,107.5	8,549.7
非常備消防団員 人		146.0	202.0	245.0	311.0	373.0	583.0	729.0	1,222.0	2,424.0	3,926.0	14,211.0

第二表　人口段階ごとの財政需要額

(単位：千円)

経費区分＼人口段階		人 4,000	人 8,000	人 12,000	人 20,000	人 30,000	人 100,000 (標準団体)	人 250,000	人 400,000	人 1,000,000	人 2,000,000	人 8,000,000
給与費	常備消防	105,973	141,765	190,892	247,739	346,694	954,460	2,007,875	3,075,326	7,387,941	14,790,620	60,002,547
給与費	非常備消防	5,453	7,544	9,150	11,615	13,930	21,773	27,225	45,637	90,527	146,620	530,724
その他の経費		37,123	51,890	72,855	88,573	130,139	251,545	342,858	517,133	1,197,774	2,264,941	7,831,021
一般財源計		148,549	201,199	272,897	347,927	490,763	1,227,778	2,377,958	3,638,096	8,676,242	17,202,181	68,364,292
単位当費用Z (円)		37,137	25,150	22,741	17,396	16,359	12,300	9,512	9,095	8,676	8,601	8,546
Z／単位費用		3.019	2.045	1.849	1.414	1.330	1.000	0.773	0.739	0.705	0.699	0.695

第三表　段階補正係数算出表

人　口	段階補正係数
～ 8千人	$\frac{1}{P}$（ 1.07 P＋ 7,780 ）
8 ～ 12千人	$\frac{1}{P}$（ 1.47 P＋ 4,580 ）
12 ～ 20千人	$\frac{1}{P}$（ 0.76 P＋ 13,100 ）
20 ～ 30千人	$\frac{1}{P}$（ 1.15 P＋ 5,300 ）
30 ～ 100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.86 P＋ 14,000 ）
100 ～ 250千人	$\frac{1}{P}$（ 0.62 P＋ 38,000 ）
250 ～ 400千人	$\frac{1}{P}$（ 0.69 P＋ 20,500 ）
400 ～ 1,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.68 P＋ 24,500 ）
1,000 ～ 2,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.69 P＋ 14,500 ）
2,000千人 ～	$\frac{1}{P}$（ 0.69 P＋ 14,500 ）

（注1）Ｐ＝当該団体の人口

（注2）段階補正係数が3.015を超えるときは、3.015とする。

第二項　密　度　補　正

1　密度補正Ｉ

人口密度は（総人口／総面積）を用い、標準団体の密度を450人として補正係数算定の基礎を定めた。

密度区分ごとの財政需要額及び単位当たり費用を第一表のとおり算出し、それぞれの段階ごとの単位当たり費用を基礎として、第二表の密度補正係数算出表を定めた。

なお、平成の合併により、市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、平成27年度から３年で段階的に需要額の割増しを行った。

第一表　密度段階別基準財政需要額算定内訳及び単位費用

経費等＼密度段階		450人	300人	150人	100人	50人	20人
所要一般財源	給与費等（非常備消防）						
	団員数	583	676	816	950	1,498	1,778
	財政需要額	73,906	85,720	103,460	120,456	189,926	225,407
	増加財政需要額 a	0	11,814	29,554	46,550	116,020	151,501
	物件費等（非常備消防）						
	指数	1.00	1.15	1.32	1.78	2.05	2.73
	財政需要額	32,272	37,113	42,599	57,444	66,158	88,103
	増加財政需要額 b	0	4,841	10,327	25,172	33,886	55,831
	物件費等（常備消防）						
	指数	1.00	1.02	1.06	1.13	1.69	2.73
	財政需要額	57,545	58,696	60,998	65,026	97,251	157,098
	増加財政需要額 c	0	1,151	3,453	7,481	39,706	99,553
増加経費（a＋b＋c）		0	17,806	43,334	79,203	189,612	306,885
一般財源総額		1,227,778	1,245,584	1,271,112	1,306,981	1,417,390	1,534,663
	うち市町村の姿の変化に対応した交付税算定の見直しによる増加額	139,446	157,252	158,404	162,789	189,141	174,109
単位当たり費用 d		12,278	12,456	12,711	13,070	14,174	15,347
d ／ 単位費用		1.00	1.01	1.03	1.06	1.15	1.25

第二表　密度補正係数算出表

人　　口	密度補正係数
300人以上 450人未満	$\frac{1}{P}$（ 0.97 P＋ 13.5 ）
150人以上 300人未満	$\frac{1}{P}$（ 0.99 P＋ 7.5 ）
100人以上 150人未満	$\frac{1}{P}$（ 0.99 P＋ 7.5 ）
50人以上 100人未満	$\frac{1}{P}$（ 0.98 P＋ 8.5 ）
50人未満	$\frac{1}{P}$（ 1.08 P＋ 3.5 ）

（注）Ｐ＝当該団体の人口密度

２　密度補正Ⅱ

石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第２条第２号に規定する石油コンビナート等特別防災区域(以下「特別防災区域」という。)の指定に係る石油コンビナート等における防災要員等の財政需要の増加を反映するものであり、下記算式により適用される。

算　　式

$$(\text{密度補正Ⅱ係数}-1) = \frac{\{A\times(\alpha)+(\beta)\}\times B}{\text{人口}}$$

算式の符号

Ａ：区域指定指数……特別防災区域の石油貯蔵取扱量を10万klで除して得た数と当該特別防災区域の高圧ガスの取扱量を２千万Nm³で除して得た数との合計数(「石油コンビナート等特別防災区域の所在する市町村に係る区域指定指数について」(令和７年１月17日付け消防特第11号)で消防庁に報告した数値)

(α)、(β)：(α)及び(β)は、Ａの区分に応じ次に掲げる数値である。

	α	β
Ａが0.01以上2未満のもの	1.000	4.000
同上が2以上10未満のもの	0.500	5.000
同上が10以上50未満のもの	0.125	8.750
同上が50以上のもの	0.000	15.000

$$B：\frac{\text{消防吏員等1人当たり一般財源}}{\text{単位費用(12,300円)}} = 663$$

３　密度補正Ⅲ

「非常勤消防団員の報酬等の基準」により団員階級の年額報酬の標準額が36,500円と定められたことを踏まえ、各市町村の年額報酬等に係る財政需要を反映するものであり、下記算式により適用される。

算　　式

$$(\text{密度補正Ⅲ係数}-1) = \frac{60,245\text{円}\times B-(28,797\text{千円}\times A\times C\times D)\ /\ 100,000}{12,300\text{円}\times A}$$

ただし、60,245円×Ｂは、(28,797千円×Ａ×Ｃ×Ｄ）／100,000の２倍を上限とし、令和７年度においては、0.6倍を下限とする。

算式の符号

60,245円：団員階級１人当たりの年額報酬及び被服費等に要する経費

Ａ：測定単位の数値

Ｂ：「令和７年度標準額支払団員数の調査について（照会）」（令和７年３月11日付け消防地第155号各都道府県消防・防災主管部局あて消防庁地域防災室通知）に基づいて消防庁に報告された「標準額支払団員数（人）」の数

28,797千円：標準団体における団員階級の年額報酬及び被服費等の総額

Ｃ：段階補正係数

Ｄ：密度補正Ⅰ係数

第三項　普 通 態 容 補 正

地域ごとの消防費固有の行政質量差を反映させるものであり、一般財源総額に占める給与費の割合(0.770)に種地ごとの個別係数(出動回数の増加、消防職員の増員等の要因によって市町村の種地の高低に応じて差があるのでこれを考慮した率)を加えて普通態容補正係数とした。

なお、地域手当の級地区分ごとの一般的行政質量差については、地域振興費において一括して算入することとしている。

種地区分による係数算出表

種地	個別係数	補正係数算式
Ⅰ　10	0.635	0.004820　X＋　△ 3.9440
Ⅰ　9	0.558	0.001540　X＋　△ 0.8280
Ⅰ　8	0.536	0.000440　X＋　0.1620
Ⅰ　7	0.493	0.000430　X＋　0.1705
Ⅰ　6	0.399	0.000940　X＋　△ 0.2120
Ⅰ　5	0.298	0.001010　X＋　△ 0.2575
Ⅰ　4	0.230	0.000680　X＋　△ 0.0760
Ⅰ　3	0.188	0.000420　X＋　0.0410
Ⅰ　2	0.122	0.000440　X＋　0.0340
Ⅰ　1	0.090	0.000320　X＋　0.0580
Ⅱ　10	0.440	0.000820　X＋　△ 0.3390
Ⅱ　9	0.403	0.000740　X＋　△ 0.2630
Ⅱ　8	0.361	0.000840　X＋　△ 0.3530
Ⅱ　7	0.308	0.001060　X＋　△ 0.5400
Ⅱ　6	0.256	0.001040　X＋　△ 0.5240
Ⅱ　5	0.230	0.000520　X＋　△ 0.1340
Ⅱ　4	0.175	0.000550　X＋　△ 0.1550
Ⅱ　3	0.134	0.000410　X＋　△ 0.0710
Ⅱ　2	0.080	0.000360　X＋　△ 0.0460
Ⅱ　1	0.045	0.000200　X＋　0.0100

(注)　Xは市町村の評点である。

特別区及び指定都市については、上記により算出した係数に保有する消防ヘリコプターに係る経費(機体整備費及び運営費)として、以下の数値を加算した率とする。

- 特別区、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市及び福岡市にあっては、0.038
- 札幌市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市及び北九州市にあっては、0.019

第四項　経 常 態 容 補 正

合併団体の消防署や出張所は火災等への対応を最前線において担う機関であり、統廃合が困難であるため、平成11年4月以降に合併した市町村の消防署や出張所に要する経費を措置するため、所管区域人口を勘案した経常態容補正を設けることとし、一本算定にのみ適用する。

算　　式

$$\text{経常態容補正係数} = \frac{B}{A \times \ 12,300\text{円}}$$

算式の符号

Ａ： 測定単位の数値

Ｂ： 合併関係市町村（新市町村の市町村役場が所在する合併関係市町村を除く。）ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算　　式

16,500円×Ｃ×Ｄ－8,380円×Ｃ×Ｅ

算式の符号

16,500円： 合併関係市町村の標準的な消防署所（所管区域人口8,000人）の単位当たり費用

Ｃ： 合併関係市町村の人口

Ｄ： 人口段階による補正率

合併市町村の所管区域の人口段階を第一表上欄のように定め、それぞれについて職員数及び所要経費を積算して、各段階における単位当たり費用（第一表中Ｚ）を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と標準的な消防署所の単位費用の比を求め、これを基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　人口段階ごとの職員数及び財政需要額

（単位：千円）

人口段階 ＼ 区分	人 1,000	人 4,000	人 8,000 （標準的な消防署所）	人 12,000	人 20,000	人 30,000	人 50,000	人 100,000	人 250,000	人 400,000
消防吏員	4.2	8.5	14.0	20.0	29.0	34.0	46.0	93.0	201.0	303.0
給与費	29,476	59,653	98,252	140,360	203,522	238,612	322,828	652,674	1,410,618	2,126,454
その他の経費	11,892	24,068	33,826	50,946	60,763	96,785	130,944	199,412	277,669	407,860
一般財源計	41,368	83,721	132,078	191,306	264,285	335,397	453,772	852,086	1,688,287	2,534,314
単位当たり費用Ｚ（円）	41,368	20,930	16,500	15,942	13,214	11,180	9,075	8,521	6,753	6,336
Ｚ／標準的な支所の単位当たり費用	2.507	1.268	1.000	0.966	0.801	0.678	0.550	0.516	0.409	0.384

第二表　人口段階ごとの補正率算出表

人口	人口段階ごとの補正率
～ 4千人	$\frac{1}{P}$（ 0.86 Ｐ＋ 1,640 ）
4 ～ 8千人	$\frac{1}{P}$（ 0.73 Ｐ＋ 2,160 ）
8 ～ 12千人	$\frac{1}{P}$（ 0.90 Ｐ＋ 800 ）
12 ～ 20千人	$\frac{1}{P}$（ 0.55 Ｐ＋ 5,000 ）
20 ～ 30千人	$\frac{1}{P}$（ 0.43 Ｐ＋ 7,400 ）
30 ～ 50千人	$\frac{1}{P}$（ 0.36 Ｐ＋ 9,500 ）
50 ～ 100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.48 Ｐ＋ 3,500 ）
100 ～ 250千人	$\frac{1}{P}$（ 0.34 Ｐ＋ 17,500 ）
250千人 ～	$\frac{1}{P}$（ 0.34 Ｐ＋ 17,500 ）

（注1）Ｐ＝合併関係市町村の人口

（注2）段階補正係数が1.270を超えるときは、1.270とする。

Ｅ： 人口段階による補正率

新市町村の人口段階を第一表上欄のように定め、それぞれについて職員数及び所要経費を積算して、各段階における単位当たり費用（第三表中Ｚ）を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と標準的な消防署所の単位費用の比を求め、これを基礎として、第四表の段階補正係数算出表を定めた。

第三表　人口段階ごとの職員数及び財政需要額

（単位：千円）

人口段階 ＼ 区分	人 4,000	人 8,000	人 12,000	人 20,000	人 30,000	人 100,000 （標準団体）	人 250,000	人 400,000	人 1,000,000	人 2,000,000	人 8,000,000
消防吏員	15.1	20.2	27.2	35.3	49.4	134.0	281.1	431.2	1,035.7	2,072.5	8,406.7
一般職員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	5.0	7.0	17.0	35.0	143.0
給与費	105,973	141,765	190,892	247,739	346,694	954,460	2,007,875	3,075,326	7,387,941	14,790,620	60,002,547
その他の経費	18,618	26,166	39,409	47,003	74,868	154,273	277,669	407,860	981,015	1,913,870	6,560,246
一般財源計	124,591	167,931	230,301	294,742	421,562	1,108,733	2,285,544	3,483,186	8,368,956	16,704,490	66,562,793
単位当たり費用Ｚ（円）	31,147	20,991	19,192	14,737	14,052	11,100	9,142	8,708	8,369	8,352	8,320
Ｚ／標準的な支所の単位当たり費用	2.806	1.891	1.729	1.328	1.266	1.000	0.824	0.785	0.754	0.752	0.750

第四表　人口段階ごとの補正率算出表

人口	人口段階ごとの補正率
～ 8千人	$\frac{1}{P}$（ 0.97 P＋ 7,360 ）
8 ～ 12千人	$\frac{1}{P}$（ 1.41 P＋ 3,840 ）
12 ～ 20千人	$\frac{1}{P}$（ 0.73 P＋ 12,000 ）
20 ～ 30千人	$\frac{1}{P}$（ 1.11 P＋ 4,400 ）
30 ～ 100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.89 P＋ 11,000 ）
100 ～ 250千人	$\frac{1}{P}$（ 0.71 P＋ 29,000 ）
250 ～ 400千人	$\frac{1}{P}$（ 0.72 P＋ 26,500 ）
400 ～ 1,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.73 P＋ 22,500 ）
1,000 ～ 2,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.75 P＋ 2,500 ）
2,000千人 ～	$\frac{1}{P}$（ 0.75 P＋ 2,500 ）

（注1） Ｐ＝合併関係市町村の人口

（注2） 段階補正係数が2.810を超えるときは、2.810とする。

第五項　事 業 費 補 正

事業費補正係数の算定方法は、次のとおりである。

算　　式

$$（事業費補正係数－1）　＝ \frac{\sum_{n=18}^{令6}（B_n \times C_n）}{12,300円 \times A}$$

算式の符号

Ａ： 当該団体の測定単位の数値

B_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た施設整備事業債（一般財源化分）消防防災設備整備費補助金に係る地方債の額

C_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市場公募都市	0.03790	0.03790	0.04241	0.04791	0.04675	0.03389	0.03477	0.03604	0.03793
その他の市町村	0.00000	0.00000	0.05928	0.06211	0.06237	0.04371	0.04457	0.04557	0.04759
区分＼n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R２	R３	R４	R５
市場公募都市	0.03400	0.03310	0.03330	0.03330	0.03282	0.02429	0.02465	0.00460	0.00648
その他の市町村	0.04340	0.04310	0.04330	0.04320	0.04291	0.03578	0.03636	0.00509	0.00687
区分＼n 同意等年度	R６								
市場公募都市	0.00956								
その他の市町村	0.01108								

第二章　土　　木　　費

第一節　道路橋りょう費

単位費用	(道路の面積)	72,900円	測定単位	道路の面積
	(道路の延長)	187,000円		道路の延長

第一款　道路の面積を測定単位とするもの

道路橋りょう費のうち、道路の面積を測定単位とするものに適用する補正は、種別補正、普通態容補正及び寒冷補正である。

算式　普通態容補正係数＋(寒冷補正係数－1)

第一項　種　別　補　正

1　市町村道分

道路に要する費用は、その交通量によって左右される。交通量が多ければ路面の損傷も多く、したがって維持修繕費も多額を要することになる。市町村道については、交通量の統計がなく都道府県分のように密度補正を適用できないので、路面幅員の広狭によって道路費の割高、割安の傾向を測定すべく道路の幅員区分に応じ種別補正を行うこととしている。その区分は6.5m以上、6.5m未満4.5m以上、4.5m未満2.5m以上、2.5m未満1.5m以上の4区分である。

各幅員区分の道路についての交通量等については、前述のとおり市町村道の交通量統計が皆無であるため、国土交通省において実施した令和３年度の全国道路・街路交通情勢調査による一般都道府県道に係る交通量統計を基礎とし、市町村道の交通量状況を推定し係数を定めた。

(1) 6.5m未満4.5m以上の道路

幅員6.5m未満4.5m以上の道路は、市の主要道又は国県道を継ぐ主要道路であるので、別表「一般都道府県道における交通台数」から次のとおり交通量を推計した。

	(重量換算台数)			
小 型 車	211,553台	×	1.00	＝ 211,553台
大 型 車	16,235台	×	5.00	＝ 81,175台
計	227,788台			292,728台
交 通 量	292,728台	÷	570.1km（区間延長）	＝ 513.5台

(2) 4.5m未満2.5m以上の道路

幅員4.5m未満2.5m以上の道路は、大型車の交通は困難であることから、これら車種に係る台数を(1)から控除した台数について次のとおり交通量を推計した。

	(重量換算台数)			
小 型 車	211,553台			
計	211,553台			
交 通 量	211,553台	÷	570.1km（区間延長）	＝ 371.1台

(3) 2.5m未満1.5m以上の道路

幅員2.5m未満1.5m以上の道路は、小型車のうち70%程度及び大型車の交通は困難であることから、これら車種に係る台数を(1)から控除した台数について次のとおり交通量を推計した。

	(重量換算台数)			
小 型 車	211,553台	×	0.30	＝ 63,466台
計	63,466台			
交 通 量	63,466台	÷	570.1km（区間延長）	＝ 111.3台

(4) 6.5m以上の道路

幅員6.5m以上の道路については、主として都市部における急激な交通混雑の実態にかんがみ、増加経費を算定するために6.5m未満4.5m以上の道路の場合より10%増の率とした。

以上によって求めた交通量により補正係数を次のとおり定めた。

一般都道府県道(任意抽出)における交通台数

(単位：台数)

区分	区間延長	小型車両	大型車両	合計
	km	台	台	台
青　森	51.0	21,306	2,070	23,376
三　重	50.0	42,090	2,655	44,745
岡　山	57.6	24,258	1,997	26,255
山　口	104.0	39,457	3,123	42,580
愛　媛	87.6	20,621	1,839	22,460
長　崎	83.6	24,403	1,694	26,097
熊　本	65.7	15,373	1,351	16,724
鹿児島	70.6	24,045	1,506	25,551
計	570.1	211,553	16,235	227,788

(注) 1　この表は、令和3年度において実施した全国道路・街路交通情勢調査から上記8県の一般県道について、1県当たり8路線程度無差別に抽出したものである。

2　区間延長とは、観測点を中心として前後に著しい交通量の変化のない区間を１区間とした延長である。

3　台数は、当該区間における交通台数である。

4　「大型車」は「大型貨物車」と「バス」、「小型車」は「乗用車」と「小型貨物車」に分類されている。

係数	6.5m以上	564.9台 ……	1.1
	6.5m未満4.5m以上	513.5台 ……	1.0
	4.5m未満2.5m以上	371.1台 ……	0.7
	2.5m未満1.5m以上	111.3台 ……	0.2

2　国道及び都道府県道分

指定都市にあっては、その区域内の国府県道を管理し、道路法第17条第２項又は第３項の規定により管理を行う市町村にあっては、当該市町村が管理する国府県道について、都道府県と同様の財政需要がある。したがって、国府県道について、道府県分の単位額を基礎に次のとおり定めた。

$$\frac{138\text{千円}}{72.9\text{千円}} = 1.89$$

3　橋りょう分(市町村道分のみ)

$$\frac{255\text{千円}}{72.9\text{千円}} = 3.5$$

なお、種別補正を行う場合、橋りょうの面積にあっては、表示単位以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した後の数値に種別補正係数を乗ずることとしている。

第二項　普 通 態 容 補 正

地域手当の級地区分ごとの一般行政質量差と種地ごとの行政質量差を反映させるものであり、第一表のとおり、道路橋りょうの維持管理における人件費相当の割合に共通係数を乗じて得た係数に、第二表の種地ごとの個別係数を加えた率をもって普通態容補正係数とした。

なお、指定都市にあっては、その区域内の国府県道を管理するので、国府県道の管理について都道府県と同様の財政需要があるが、算定の簡素化の観点から、道府県分について適用されている密度補正に代えて、普通態容補正に係る個別係数を引き上げることにより国府県道の交通量によって左右される財政需要を反映することとしている。

第一表　地域手当の級地区分による係数算出表

地域手当の級地区分	共通係数 A	A×給与費の率 0.205 B
１級地（旧１級地）	1.151	0.236
２級地（旧２級地）	1.122	0.230
２級地（旧３級地）	1.112	0.228
２級地（旧４級地）	1.105	0.227
２級地（旧５級地）	1.105	0.227
２級地（旧６級地）	1.077	0.221
２級地（旧７級地）	1.052	0.216
２級地（旧無級地）	1.026	0.210
３級地（旧２級地）	1.112	0.228
３級地（旧３級地）	1.105	0.227
３級地（旧４級地）	1.092	0.224
３級地（旧５級地）	1.085	0.222
３級地（旧６級地）	1.077	0.221
３級地（旧無級地）	1.026	0.210
４級地（旧４級地）	1.085	0.222
４級地（旧５級地）	1.070	0.219
４級地（旧６級地）	1.052	0.216
４級地（旧７級地）	1.042	0.214
４級地（旧無級地）	1.026	0.210
５級地（旧６級地）	1.035	0.212
５級地（旧７級地）	1.022	0.210
５級地（旧無級地）	1.012	0.207
無級地（旧７級地）	1.012	0.207
無級地（旧無級地）	0.997	0.204

第二表　種地区分による係数算出表

種地		個別係数	補正係数算式
Ⅰ	10 a	1.645	0.001720 X＋ 0.0110
Ⅰ	10 b	1.527	0.001780 X＋ △ 0.1640
Ⅰ	9	1.396	0.002620 X＋ △ 0.9620
Ⅰ	8	1.232	0.003280 X＋ △ 1.5560
Ⅰ	7 a	1.033	0.001990 X＋ △ 0.4595
Ⅰ	7 b	0.903	0.001750 X＋ △ 0.4095
Ⅰ	6 a	0.924	0.001090 X＋ 0.2155
Ⅰ	6 b	0.814	0.000890 X＋ 0.2355
Ⅰ	5	0.811	0.000030 X＋ 0.7945
Ⅰ	4	0.796	0.000150 X＋ 0.7285
Ⅰ	3	0.752	0.000440 X＋ 0.5980
Ⅰ	2	0.743	0.000060 X＋ 0.7310
Ⅰ	1	0.735	0.000080 X＋ 0.7270
Ⅱ	10	0.922	0.000360 X＋ 0.5800
Ⅱ	9	0.883	0.000780 X＋ 0.1810
Ⅱ	8	0.845	0.000760 X＋ 0.1990
Ⅱ	7	0.807	0.000760 X＋ 0.1990
Ⅱ	6	0.803	0.000080 X＋ 0.7430
Ⅱ	5	0.796	0.000140 X＋ 0.6980
Ⅱ	4	0.770	0.000260 X＋ 0.6140
Ⅱ	3	0.758	0.000120 X＋ 0.6980
Ⅱ	2	0.743	0.000100 X＋ 0.7080
Ⅱ	1	0.729	0.000080 X＋ 0.7150

(注)　Xは市町村の評点であり、補正係数が1.000未満となるものは1.000とする。

(参考)標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

	総額A	特定財源B	差引一般財源A－B	
給与費	39,970 千円	－ 千円	39,970 千円	(0.203)
給与改善費	459 千円	－ 千円	459 千円	(0.002)
その他の経費	156,314 千円	－ 千円	156,314 千円	(0.795)
合計	196,743 千円	－ 千円	196,743 千円	(1.000)

第三項　寒　冷　補　正

１　給　与　差

寒冷地手当に係る増加財政需要額を算定するために適用するものであり、級地ごとの支給額を一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

級地	職員1人当たり 支給額 A	支給総額 (A×7人) B	補正率 B/196,743千円 C
	円	千円	
1	109,290	765	0.004
2	96,375	675	0.003
3	93,733	656	0.003
4	75,072	526	0.003
無級地（旧4級地）	50,048	350	0.002
無級地（上記以外）	0	0	0.000

2　寒　冷　度

道路の凍結による路面の損傷の修復に係る増加財政需要を算定するために適用するものであり、その所要一般財源を標準団体の一般財源で除して得た率を補正率とした。

（単位：千円）

区分＼級地	4　級　地	3　級　地	2　級　地	1　級　地
凍害道路損傷補修費 A	47,176	23,589	8,452	4,128
補正率(A/ 196,743　)	0.240	0.120	0.043	0.021

3　積　雪　度

道路の除雪費に係る増加財政需要を算定するために適用するものであり、その所要一般財源を標準団体の一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

道路の除雪に要する経費は、除雪量の多少により異なるとともに、除雪道路の種別、道路の広狭により異なる。

本年度の指定都市及び道路法第17条第２項又は第３項を適用する市町村(以下「指定都市等」という。)の管理に係る国道・都道府県道並びに市町村道についての補正率算出基礎は次のとおりである。

なお、除排雪に要する経費については都市化の程度とも密接な関連を有しており、平成29年度より種地区分の

Ⅰの地域10種地からⅠの地域8種地の市町村にあっては　1.30 、

Ⅰの地域7種地からⅠの地域4種地の市町村にあっては　1.07 、

その他の市町村にあっては　1.00 を次の補正率に乗じた係数(小数点以下第３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を用いることとした。

(1) 国道・都道府県道分

指定都市等は、その区域内に存する国・府県道を管理するので、国・府県道については道府県分と同様に取り扱う必要がある。したがって、国・府県道については、道府県分の補正率の算出の根拠となった単位額を基礎として次の率を用いることとした。

区分＼級地	4　級　地	3　級　地	2　級　地	1　級　地
国・道府県道	2.120	1.367	0.820	0.460

(2) 市町村道分

市町村道分の除雪経費は降雪量のほか、道路幅員の広狭により多寡が生ずるので、道路の幅員の区分に応じた増嵩経費(消・融雪施設の維持管理等に要する経費を含む。)を算定すべく道路幅員区分による補正を行うこととしている。

級地区分による補正率の算出根拠は第一表のとおりであるが、この補正率を基礎に、道路の幅員の区分に応じた除雪面積割合、排雪面積割合の実態を考慮し、第二表のとおり、道路幅員別の補正率を算定した。

第一表　積雪度級地別補正率算出表

区分＼級地	4 級 地	3 級 地	2 級 地	1 級 地
(1) 道路の面積 (㎡)	2,700,000			
(2) 除排雪対象面積 (㎡)	2,700,000			
(3) 機械1台当たり標準能力 (㎡)	32,000	43,000	79,000	94,000
(4) 機械の所要台数 (2)／(3) (台)	84	63	34	29
(5) 除排雪日数 (日)	150	120	90	45
(6) 除雪諸経費等 (千円) A	656,987	412,822	233,448	111,659
補正率 A／196,743千円	3.339	2.098	1.187	0.568

第二表　幅員区分補正率算出表

級　地	路面幅員 6.5m 以上	路面幅員 6.5m 未満 4.5m 以上	路面幅員 4.5m 未満 2.5m 以上	路面幅員 2.5m 未満 1.5m 以上	橋りょう
4　級　地	2.170	1.670	1.169	0.568	1.336
3　級　地	1.364	1.049	0.734	0.357	0.839
2　級　地	0.772	0.594	0.415	0.202	0.475
1　級　地	0.369	0.284	0.199	0.097	0.227
無　級　地	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

第二款　道路の延長を測定単位とするもの

道路橋りょう費のうち、道路の延長を測定単位とするものに適用する補正は、普通態容補正、投資補正、事業費補正及び寒冷補正である。

算式　普通態容補正係数×投資補正係数＋(事業費補正係数－1)＋(寒冷補正係数－1)

第一項　普 通 態 容 補 正

市町村道については、市町村の態容に応じ用地費、舗装の程度、その他について工事の度合が異なる。この経費の差を種地ごとに算定して係数を定めた。

種地	事業費一般財源 A	1km当たり単価 A/500km B	B/187	補正係数算式
	千円	千円		
Ⅰ　10	319,400	638.8	3.416	0.001520　X＋　1.9720
Ⅰ　9	296,700	593.4	3.173	0.004860　X＋　△ 1.2010
Ⅰ　8	284,050	568.1	3.038	0.002700　X＋　0.7430
Ⅰ　7　a	235,150	470.3	2.515	0.005230　X＋　△ 1.4075
Ⅰ　7　b	232,800	465.6	2.490	0.004590　X＋　△ 0.9525
Ⅰ　6　a	196,050	392.1	2.097	0.004180　X＋　△ 0.6200
Ⅰ　6　b	196,050	392.1	2.097	0.003930　X＋　△ 0.4575
Ⅰ　5	159,400	318.8	1.705	0.003920　X＋　△ 0.4510
Ⅰ　4	129,300	258.6	1.383	0.003220　X＋　△ 0.0660
Ⅰ　3	108,350	216.7	1.159	0.002240　X＋　0.3750
Ⅰ　2	86,100	172.2	0.921	0.001587　X＋　0.6036
Ⅰ　1	74,800	149.6	0.800	0.001210　X＋　0.6790
Ⅱ　10	230,750	461.5	2.468	0.002840　X＋　△ 0.2300
Ⅱ　9	203,200	406.4	2.173	0.005900　X＋　△ 3.1370
Ⅱ　8	184,500	369.0	1.973	0.004000　X＋　△ 1.4270
Ⅱ　7	165,950	331.9	1.775	0.003960　X＋　△ 1.3930
Ⅱ　6	149,500	299.0	1.599	0.003520　X＋　△ 1.0410
Ⅱ　5	136,400	272.8	1.459	0.002800　X＋　△ 0.5010
Ⅱ　4	111,250	222.5	1.190	0.002690　X＋　△ 0.4240
Ⅱ　3	96,600	193.2	1.033	0.001570　X＋　0.2480
Ⅱ　2	75,100	150.2	0.803	0.001533　X＋　0.2665
Ⅱ　1	74,250	148.5	0.794	0.000051　X＋　0.7851

(注)　Xは市町村の評点であり、補正係数が1.000未満となるものは1.000とする。

第二項　投　資　補　正

道路に関する投資的経費の動態的算定を行うため、投資補正を適用する。

市町村のうち指定都市については、その区域に存する国府県道を管理し、道路法第17条第２項又は第３項の規定により管理を行う市町村にあっては、当該市町村が管理する国府県道については道府県道と同様に取り扱う必要がある。したがって、国府県道については、市町村道とは別にその必要経費を算定している。

算　　式

$$\text{投資補正係数} = A \times \alpha \times 13.1 + B \times 7.6 + \frac{C}{0.564} \times 0.24 + \frac{D}{0.355} \times 0.51 + \frac{E}{0.082} \times 0.15 + F \times \beta$$

$$= A \times \alpha \times 13.1 + B \times 7.6 + C \times 0.43 + D \times 1.44 + E \times 1.83 + F \times \beta$$

算式の符号

Ａ： 国道延長比率(橋りょうを含む。)
　　国道の延長を測定単位の数値で除して得た数。

Ｂ： 道府県道延長比率(橋りょうを含む。)
　　道府県道の延長を測定単位の数値で除して得た数。

Ｃ： 道路整備比率Ⅰ
　　市町村道のうち幅員4.5m以上の道路延長を測定単位の数値で除して得た数。

Ｄ： 道路整備比率Ⅱ
　　市町村道のうち幅員2.5m以上4.5m未満の道路延長を測定単位の数値で除して得た数。

Ｅ： 道路整備比率Ⅲ
　　市町村道のうち幅員1.5m以上2.5m未満の道路延長を測定単位の数値で除して得た数。

Ｆ： 交通事故件数比率
　　令和４年、令和５年の交通事故件数の平均(整数未満の端数は四捨五入)を測定単位の数値で除して得た数。

α： 北海道内の指定都市にあっては0.5、その他の指定都市等にあっては1.0

β： 大都市にあっては0.17、その他の市にあっては0.33

　αの乗率が北海道内の指定都市とその他の指定都市と異なっているが、これは、北海道における国・道道に対する国の負担率が他府県と異なること及び国道の指定区間の全体に占める比率に差異があることによるものである。

市町村道についての乗率の算定基礎等は次のとおりである。

投資補正に用いる指標は、市町村道については　(ｱ)路面幅員4.5m以上の道路の延長　(ｲ)路面幅員2.5m以上4.5m未満の道路の延長　(ｳ)路面幅員1.5m以上2.5m未満の道路の延長　(ｴ)交通事故件数の4つの指標である。(ｱ)、(ｲ)及び(ｳ)については道路整備率をみようとするものであり改築的要素を、(ｴ)については交通安全施設整備の必要度を反映させるべく定めたものである。

(1) 一般財源の充当構成比

一般財源の充当構成比は、市町村道の事業種目別事業費等を勘案して定めたものであり、そのウエイトは次のとおりである。

改築経費(4.5m以上の道路延長比率)	0.24
改築経費(2.5m以上4.5m未満の道路延長比率)	0.51
改築経費(1.5m以上2.5m未満の道路延長比率)	0.15
交通安全施設等経費(交通事故件数比率)	0.10

(2) 各指標の全国数値の比率

令和７年度の算定に用いた測定単位の全国数値等及び令和４年、令和５年の警察庁公表の交通事故件数を基礎として、次により求めた比率

$$\frac{\text{路面幅員4.5m以上の道路延長}}{\text{道路総延長}} = 0.564$$

$$\frac{\text{路面幅員4.5m未満2.5m以上の道路延長}}{\text{道路総延長}} = 0.355$$

$$\frac{\text{路面幅員2.5m未満1.5m以上の道路延長}}{\text{道路総延長}} = 0.082$$

$$\frac{\text{令和４、令和５年の交通事故件数の平均}}{\text{道路総延長}} = 0.300$$

(3) 補正率

以上(2)までの算出結果により、次のとおり係数を定めた。

ア　路面幅員4.5m以上の道路延長　$\frac{1}{0.564} \times 0.24 = 0.43$

イ　路面幅員4.5m未満2.5m以上の道路延長　$\frac{1}{0.355} \times 0.51 = 1.44$

ウ　路面幅員2.5m未満1.5m以上の道路延長　$\frac{1}{0.082} \times 0.15 = 1.83$

エ　令和４年、令和５年の交通事故件数の平均　$\frac{1}{0.300} \times 0.10 = 0.33$

第三項　事 業 費 補 正

事業費補正係数の算定方法は、次のとおりである。

なお、平成22年度以降において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（農道・林道分を除く）の元利償還金については、継続事業（社会資本整備総合交付金（従前の地域活力基盤創造交付金見合い分に限る。）を財源として実施する事業と合わせて実施する地方費による事業について、平成21年度までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで進捗しているもの又は地方特定道路整備事業）に限り事業費補正により算入することとしており、新規事業については単位費用により算入することとしている。

算　　式

$$
\begin{aligned}
\text{（事業費補正係数－1）} = {} & \frac{\sum_{n=17}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=17}^{20}(F_n \times G_n) + (H_n \times I_n)}{187{,}000\text{円} \times A} \\
& + \frac{\sum_{n=21}^{22}(J_n \times K_n) + \sum_{n=21}^{22}(L_n \times M_n) + \sum_{n=21}^{24}(N_n \times O_n) + \sum_{n=21}^{24}(P_n \times Q_n)}{} \\
& + \frac{(R \times S) + (T \times U) + \sum_{n=21}^{22}(V_n \times W_n) + \sum_{n=23}^{26}(Xn \times Yn)}{} \\
& + \frac{\sum_{n=23}^{26}(Zn \times AAn) + \sum_{n=23}^{令6}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=23}^{令6}(AD_n \times AE_n)}{} \\
& + \frac{\sum_{n=26}^{令6}(AF_n \times AG_n)}{}
\end{aligned}
$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B_n：平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうち一般事業分に係る同意等額(資金手当分を除く。)

C_n：次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	17	18	19	20
市場公募都市	0.013	0.011	0.011	0.01272
その他の市町村	0.000	0.000	0.000	0.01778

D_n：平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうち地方特定道路整備事業分に係る同意等額(資金手当分及び財源対策分を除く。)

E_n：次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	17	18	19	20
市場公募都市	0.013	0.011	0.011	0.01272
その他の市町村	0.000	0.000	0.000	0.01778

F_n：平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうち地方特定道路整備事業分の財源対策債に係る同意等額(資金手当分を除く。)

G_n：次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	17	18	19	20
市場公募都市	0.030	0.025	0.019	0.02121
その他の市町村	0.000	0.000	0.000	0.02964

H_n：平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうち被災市街地復興特別事業分に係る同意等額(資金手当分を除く。)

I_n：次の表に掲げる率(80%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	20
その他の市町村	0.04742

Jn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち通常事業に係る同意等額(農道・林道分及び資金手当分を除く。平成22年度同意等額は継続事業（社会資本整備総合交付金（従前の地域活力基盤創造交付金見合い分に限る。）を財源として実施する事業と合わせて実施する地方費による事業について、平成21年度までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで進捗しているもの、又は地方特定道路整備計画に位置づけられた地方特定道路整備事業（平成20年度～平成24年度）（以下、本項において同じ。））に限る。）

Kn： 次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	21	22
市場公募都市	0.01437	0.01403
その他の市町村	0.01863	0.01871

Ln： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち臨時事業における一般事業分に係る同意等額(資金手当分を除く。平成22年度同意等額は継続事業に限る。)

Mn： 次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	21	22
市場公募都市	0.01437	0.01403
その他の市町村	0.01863	0.01871

Nn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち臨時事業における地方特定道路整備事業分に係る同意等額(資金手当分及び財源対策分を除く。平成22年度以降の同意等額は継続事業に限る。)

On： 次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	21	22	23	24
市場公募都市	0.01437	0.01403	0.01452	0.01490
その他の市町村	0.01863	0.01871	0.01873	0.01910

Pn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち臨時事業における地方特定道路整備事業分の財源対策債に係る同意等額(資金手当分を除く。)

Qn： 次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	21	22	23	24
市場公募都市	0.02396	0.02338	0.02421	0.02484
その他の市町村	0.03106	0.03119	0.03122	0.03184

R： 平成21年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち臨時事業における被災市街地復興特別事業分に係る同意等額(資金手当分を除く。)

S： 次の表に掲げる率(80%算入の理論償還率)

区分＼同意等年度	21
その他の市町村	0.04969

T： 平成22年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債のうち、一般事業における一般分（被災市街地復興特別事業分）に係る同意等額(資金手当分を除く。)

U： 次の表に掲げる率(80%算入の理論償還率)

区分＼同意等年度	22
その他の市町村	0.04990

Vn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債のうち高規格幹線道路建設事業分(高速自動車国道建設事業に係るものを除く。)に係る同意等額(資金手当分、財源対策分及び補正予算分を除く。)

Wn： 次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	21	22
市場公募都市	0.02690	0.02640

Xn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち旧地方道路整備事業債（社会資本整備総合交付金のうち従前の地域活力基盤創造交付金見合い分を受けて実施する事業で、継続事業として平成23年度から公共事業等債に統合されたもの。)に係る分の旧通常事業量分の充当率を用いているものに係る同意等額(資金手当分を除く。)

Yn： 次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	23	24	25	26
市場公募都市	0.01530	0.01545	0.01584	0.01638
その他の市町村	0.01856	0.01880	0.01913	0.01976

Zn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち旧地方道路整備事業債（社会資本整備総合交付金のうち従前の地域活力基盤創造交付金見合い分を受けて実施する事業で、継続事業として平成23年度から公共事業等債に統合されたもの。)に係る分の旧臨時事業・一般事業分の充当率を用いているものに係る同意等額(資金手当分を除く。)

AAn： 次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	23	24	25	26
市場公募都市	0.01530	0.01545	0.01584	0.01638
その他の市町村	0.01856	0.01880	0.01913	0.01976

ABn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち被災市街地復興特別事業分に係る同意等額(資金手当分を除く。)

ACn： 次の表に掲げる率(80%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
その他の市町村	0.04948	0.05014	0.05101	0.05268	0.048	0.0482	0.0483	0.04825	0.04791	0.04858	0.04937	0.00600

区分＼n 同意等年度	R5	R6
その他の市町村	0.00798	0.01325

ADn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち高規格幹線道路建設事業分(高速自動車国道建設事業に係るものを除く。)に係る同意等額(資金手当分、財源対策分及び補正予算分を除く。)

AEn： 次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
市場公募都市	0.02550	0.02575	0.02641	0.02730	0.025	0.0242	0.0241	0.02403	0.02363	0.02376	0.02412	0.00345

区分＼n 同意等年度	R5	R6
市場公募都市	0.00474	0.00705

AFn： ｎ年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち離島の防災機能強化（道路整備）分に係る同意等額（資金手当分を除く。）

AGn： 次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.02730	0.025	0.0242	0.0241	0.02403	0.02363	0.02376	0.02412	0.00345	0.00474	0.00705
その他の市町村	0.03293	0.030	0.0302	0.0302	0.03016	0.02995	0.03037	0.03086	0.00375	0.00499	0.00828

第四項　寒　冷　補　正

1　寒　冷　度

寒冷地では道路の新設、改築、橋りょうの架替えを行う場合、凍結防止、流水等による被害防止のため特別の工法を採用しているので経費が割高となる。この割高となる比率をもって補正率を定め、その割高となる経費が級地に応じ異なる実態を考慮し、級地ごとに補正率を算定することとした。

（単位：千円）

級　　地	4　級　地	3　級　地	2　級　地	1　級　地
1km当たり経費　A	234	206	198	194
補正率 $\left(\frac{A}{187千円}-1\right)$	0.251	0.102	0.059	0.037

なお、北海道内の指定都市が管理する国道、道道については国の負担率が他の団体と異なること及び国道がすべて指定区間であることから、北海道内の指定都市については0.142の率を適用することとした。

2　積　雪　度

積雪寒冷地域においては、道路の幅員が他の地域における道路の幅員よりも広く設計施行されている等積雪地帯における道路構造の特殊性(拡幅できない箇所における関連防雪施設の設備を含む。)の実態にかんがみ、これに要する増加経費を算入するための補正である。補正の方法は、積雪級地ごとの「道路の延長」に応じて行うもので、各級地別補正率は次のとおり定めた。

区　分 ＼ 級　地	4 級 地	3 級 地	2 級 地	1 級 地
(1) 標準団体道路延長 (m)	500,000	500,000	500,000	500,000
(2) 規格改良済道路延長(幅員5.5m以上)	75,000	75,000	75,000	75,000
(1)× 0.15 (m)				
(3) 除雪余裕幅 (m)	3.10	3.10	2.30	0.80
(4) 除雪余裕幅面積 (㎡)	232,500	232,500	172,500	60,000
(2)×(3)				
(5) 当該年度規格改良済道路増加面積	1,600	1,600	1,200	400
(4)× 0.007 (㎡)				
(6) 所要経費 (千円)	16,000	16,000	12,000	4,000
(5)× 10,000円				
(7) 同上地方負担額 (千円)	5,300	5,300	4,000	1,300
(6)× 1/3				
(8) その他経費 (千円)	4,300	4,300	4,000	2,200
(9) 要措置額 (千円)	9,600	9,600	8,000	3,500
(7)＋(8)				
(10) 係数	0.103	0.103	0.086	0.037
(9)／93,483千円				

指定都市等は、国道(指定区間)についての負担があること、国道(その他区間)道府県道を管理すること及びその負担率については市町村道と異なることから国・道府県道については、道府県分の補正率の算出の根拠となった単位額を基礎として次の率を用いることとした。

区　分 ＼ 級　地	4　級　地	3　級　地	2　級　地	1　級　地
国・道府県道	1.602	1.007	0.675	0.312

札幌市にあっては、0.202の補正率を適用することとした。

第二節　港　　湾　　費

単位費用	(係留施設の延長)	(港湾)	29,100円	測定単位	係留施設の延長
		(漁港)	10,100円		
	(外郭施設の延長)	(港湾)	5,200円		外郭施設の延長
		(漁港)	3,120円		

第一款　港湾における係留施設の延長を測定単位とするもの

港湾費のうち港湾における係留施設の延長を測定単位とするものに適用される補正は、種別補正、普通態容補正及び寒冷補正である。

算式　普通態容補正係数×寒冷補正係数

第一項　種　別　補　正

港湾の種別を国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾の4種に区分し、それぞれの標準施設規模における経費差にかんがみ、種別補正係数を設定した。

種別＼項目		補正係数
港湾	国際戦略港湾	1.300
	国際拠点港湾	1.300
	重要港湾	1.000
	地方港湾	0.600

第二項　普 通 態 容 補 正

地域手当の級地区分に応じた行政質量差を反映させるものであり、次表のとおり、一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分に応じた共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えた率をもって普通態容補正係数とした。

地域手当の級地区分	共通係数 A	A× 給与費の率 0.566 B	B＋ 給与費外率 0.434 C	補正係数
1級地（旧1級地であつた地域）	1.151	0.651	1.085	1.085
2級地（旧2級地であつた地域）	1.122	0.635	1.069	1.069
2級地（旧3級地であつた地域）	1.112	0.629	1.063	1.063
2級地（旧4級地であつた地域）	1.105	0.625	1.059	1.059
2級地（旧5級地であつた地域）	1.105	0.625	1.059	1.059
2級地（旧6級地であつた地域）	1.077	0.610	1.044	1.044
2級地（旧7級地であつた地域）	1.052	0.595	1.029	1.029
2級地（旧無級地であつた地域）	1.026	0.581	1.015	1.015
3級地（旧2級地であつた地域）	1.112	0.629	1.063	1.063
3級地（旧3級地であつた地域）	1.105	0.625	1.059	1.059
3級地（旧4級地であつた地域）	1.092	0.618	1.052	1.052
3級地（旧5級地であつた地域）	1.085	0.614	1.048	1.048
3級地（旧6級地であつた地域）	1.077	0.610	1.044	1.044
3級地（旧無級地であつた地域）	1.026	0.581	1.015	1.015
4級地（旧4級地であつた地域）	1.085	0.614	1.048	1.048
4級地（旧5級地であつた地域）	1.070	0.606	1.040	1.040
4級地（旧6級地であつた地域）	1.052	0.595	1.029	1.029
4級地（旧7級地であつた地域）	1.042	0.590	1.024	1.024
4級地（旧無級地であつた地域）	1.026	0.581	1.015	1.015
5級地（旧6級地であつた地域）	1.035	0.586	1.020	1.020
5級地（旧7級地であつた地域）	1.022	0.578	1.012	1.012
5級地（旧無級地であつた地域）	1.012	0.573	1.007	1.007
無級地（旧7級地であつた地域）	1.012	0.573	1.007	1.007
無級地（旧無級地であつた地域）	0.997	0.564	0.998	0.998

(注)補正係数が1.000未満となるものは1.000とする。

(参考)標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

	総額A	特定財源B	差引一般財源A－B	
給与費	105,170 千円	40,026 千円	65,144 千円	(0.560)
給与改善費	748 千円	0 千円	748 千円	(0.006)
その他の経費	95,582 千円	45,151 千円	50,431 千円	(0.434)
合計	201,500 千円	85,177 千円	116,323 千円	(1.000)

第三項　寒　冷　補　正

寒冷地手当に係る増加財政需要額を算定するために適用するものであり、級地ごとの支給額を一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

級地	職員1人当たり 支　給　額 A	支 給 総 額 (A×17人) B	補　正　率 B 116,323千円　C
	円	千円	
１級地	109,290	1,858	0.016
２級地	96,375	1,638	0.014
３級地	93,733	1,593	0.014
４級地	75,072	1,276	0.011
無級地（旧４級地であつた地域）	50,048	851	0.007

第二款　漁港における係留施設の延長を測定単位とするもの

港湾費のうち漁港における係留施設の延長を測定単位とするものに適用される補正は、普通態容補正及び寒冷補正である。

算式　普通態容補正係数×寒冷補正係数

第一項　普 通 態 容 補 正

地域手当の級地区分に応じた行政質量差を反映させるものであり、次表のとおり、一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分に応じた共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えた率をもって普通態容補正係数とした。

地域手当の 級地区分	共通係数 A	A×　給与費の率 0.618 B	B＋　給与費外率 0.382 C	補正係数
１級地（旧1級地であつた地域）	1.151	0.711	1.093	1.093
２級地（旧2級地であつた地域）	1.122	0.693	1.075	1.075
２級地（旧3級地であつた地域）	1.112	0.687	1.069	1.069
２級地（旧4級地であつた地域）	1.105	0.683	1.065	1.065
２級地（旧5級地であつた地域）	1.105	0.683	1.065	1.065
２級地（旧6級地であつた地域）	1.077	0.666	1.048	1.048
２級地（旧7級地であつた地域）	1.052	0.650	1.032	1.032
２級地（旧無級地であつた地域）	1.026	0.634	1.016	1.016
３級地（旧2級地であつた地域）	1.112	0.687	1.069	1.069
３級地（旧3級地であつた地域）	1.105	0.683	1.065	1.065
３級地（旧4級地であつた地域）	1.092	0.675	1.057	1.057
３級地（旧5級地であつた地域）	1.085	0.671	1.053	1.053
３級地（旧6級地であつた地域）	1.077	0.666	1.048	1.048
３級地（旧無級地であつた地域）	1.026	0.634	1.016	1.016
４級地（旧4級地であつた地域）	1.085	0.671	1.053	1.053
４級地（旧5級地であつた地域）	1.070	0.661	1.043	1.043
４級地（旧6級地であつた地域）	1.052	0.650	1.032	1.032
４級地（旧7級地であつた地域）	1.042	0.644	1.026	1.026
４級地（旧無級地であつた地域）	1.026	0.634	1.016	1.016
５級地（旧6級地であつた地域）	1.035	0.640	1.022	1.022
５級地（旧7級地であつた地域）	1.022	0.632	1.014	1.014
５級地（旧無級地であつた地域）	1.012	0.625	1.007	1.007
無級地（旧7級地であつた地域）	1.012	0.625	1.007	1.007
無級地（旧無級地であつた地域）	0.997	0.616	0.998	0.998

(注)補正係数が1.000未満となるものは1.000とする。

(参考)標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

	総額A	特定財源B	差引一般財源A－B	
給　与　費	16,100 千円	2,455 千円	13,645 千円	(0.611)
給　与　費	157 千円	0 千円	157 千円	(0.007)
その他の経費	11,848 千円	3,326 千円	8,522 千円	(0.382)
合　計	28,105 千円	5,781 千円	22,324 千円	(1.000)

第二項　寒　冷　補　正

寒冷地手当に係る増加財政需要額を算定するために適用するものであり、級地ごとの支給額を一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

級地	職員1人当たり 支　給　額 A	支 給 総 額 (A×2人) B	補　正　率 B 22,324千円　C
	円	千円	
1級地	109,290	219	0.010
2級地	96,375	193	0.009
3級地	93,733	187	0.008
4級地	75,072	150	0.007
無級地（旧4級地であつた地域）	50,048	100	0.004

第三款　港湾における外郭施設の延長を測定単位とするもの

港湾費のうち港湾における外郭施設の延長を測定単位とするものに適用される補正は、事業費補正である。

事 業 費 補 正

事業費補正の対象として、当該地方団体ごとの港湾の当該年度の地方債元利償還金相当額の一定割合(算式参照)を算入している。
なお、平成22年度以降に発行について同意又は許可を得た港湾事業に係る地方債の元利償還金については、継続事業（平成21年度末までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで事業が進捗しているもの）に限り事業費補正により算入することとしており、新規事業については単位費用により算入することとしている。

算　　式

$$(\text{事業費補正係数}-1) = \frac{B\times 0.3 + \sum_{n=17}^{令6}(C_n\times D_n)}{5,200\text{円}\times A}$$

算式の符号

Ａ： 当該団体の測定単位の数値

Ｂ： 平成11年度以前に発行を許可された港湾事業に係る地方債元利償還金

C_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た港湾事業に係る地方債の額
（平成22年度以降は継続事業分及び災害関連事業分に限る。）

D_n： 次の表に掲げる率（理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
市場公募都市	0.029	0.025	0.025	0.02648	0.02690	0.02640	0.02550	0.02575	0.02641	0.02730	0.025	0.0242
その他の市町村	0.021	0.014	0.014	0.03150	0.03160	0.03150	0.03093	0.03134	0.03188	0.03293	0.030	0.0302

区分＼n 同意等年度	H29	H30	R元	R２	R３	R４	R５	R６
市場公募都市	0.0241	0.02403	0.02363	0.02376	0.02412	0.00345	0.00474	0.00705
その他の市町村	0.0302	0.03016	0.02995	0.03037	0.03086	0.00375	0.00499	0.00828

5,200円： 単位費用

0.3： 算入率

（注）係数は、小数点以下第3位未満を四捨五入する。

第四款　漁港における外郭施設の延長を測定単位とするもの

港湾費のうち漁港における外郭施設の延長を測定単位とするものに適用される補正は、事業費補正である。

事 業 費 補 正

事業費補正の対象として、当該地方団体ごとの漁港の当該年度の地方債元利償還金相当額の一定割合(算式参照)を算入している。
なお、平成22年度以降に発行について同意又は許可を得た漁港事業に係る地方債の元利償還金については、継続事業（平成21年度末までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで事業が進捗しているもの）に限り事業費補正により算入することとしており、新規事業については単位費用により算入することとしている。

算　　式

$$（事業費補正係数－1）　＝　\frac{B\times\ 0.3\ +\ \sum_{n=17}^{令6}\ （C_n\times D_n）}{3,120円\ \times A}$$

算式の符号

Ａ： 当該団体の測定単位の数値

Ｂ： 平成11年度以前に発行を許可された漁港事業に係る地方債元利償還金

C_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た漁港事業に係る地方債の額
（平成22年度以降は継続事業分及び災害関連事業分に限る。）

D_n： 次の表に掲げる率（理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
市場公募都市	0.029	0.025	0.025	0.02648	0.02690	0.02640	0.02550	0.02575	0.02641	0.02730	0.025	0.0242
その他の市町村	0.021	0.014	0.014	0.03150	0.03160	0.03150	0.03093	0.03134	0.03188	0.03293	0.030	0.0302

区分＼n 同意等年度	H29	H30	R元	R２	R３	R４	R５	R６
市場公募都市	0.0241	0.02403	0.02363	0.02376	0.02412	0.00345	0.00474	0.00705
その他の市町村	0.0302	0.03016	0.02995	0.03037	0.03086	0.00375	0.00499	0.00828

3,120円： 単位費用

0.3： 算入率

（注）係数は、小数点以下第3位未満を四捨五入する。

第三節　都 市 計 画 費

単位費用	1,020円	測定単位	都市計画区域人口

都市計画費に適用する補正は、普通態容補正及び事業費補正である。
算式　普通態容補正係数＋(事業費補正係数－1)

第一項　普 通 態 容 補 正

普通態容補正は、行政質量差による補正のほか開発行為の許可等に係る経費について政令指定都市、中核市及び施行時特例市における行政権能差を反映させる補正を行うこととした。

1　行政質量差

地域手当の級地ごとの一般行政質量差と種地ごとの行政質量差を反映させるものであり、第一表のとおり、都市計画費における人件費相当の割合に共通係数を乗じて得た係数に、第二表の種地ごとの個別係数を加えた率をもって普通態容補正係数とした。

第一表　地域手当の級地区分による係数算出表

地域手当の級地区分	共通係数 A	A× 給与費の率 0.726 B
1級地（旧1級地）	1.151	0.836
2級地（旧2級地）	1.122	0.815
2級地（旧3級地）	1.112	0.807
2級地（旧4級地）	1.105	0.802
2級地（旧5級地）	1.105	0.802
2級地（旧6級地）	1.077	0.782
2級地（旧7級地）	1.052	0.764
2級地（旧無級地）	1.026	0.745
3級地（旧2級地）	1.112	0.807
3級地（旧3級地）	1.105	0.802
3級地（旧4級地）	1.092	0.793
3級地（旧5級地）	1.085	0.788
3級地（旧6級地）	1.077	0.782
3級地（旧無級地）	1.026	0.745
4級地（旧4級地）	1.085	0.788
4級地（旧5級地）	1.070	0.777
4級地（旧6級地）	1.052	0.764
4級地（旧7級地）	1.042	0.756
4級地（旧無級地）	1.026	0.745
5級地（旧6級地）	1.035	0.751
5級地（旧7級地）	1.022	0.742
5級地（旧無級地）	1.012	0.735
無級地（旧7級地）	1.012	0.735
無級地（旧無級地）	0.997	0.724

第二表　種地区分による係数算出表

種地		個別係数
Ⅰ	10	0.414
Ⅰ	9	0.413
Ⅰ	8	0.411
Ⅰ	7	0.396
Ⅰ	6	0.346
Ⅰ	5	0.297
Ⅰ	4	0.274
Ⅰ	3	0.261
Ⅰ	2	0.242
Ⅰ	1	0.237
Ⅱ	10	0.355
Ⅱ	9	0.350
Ⅱ	8	0.341
Ⅱ	7	0.320
Ⅱ	6	0.294
Ⅱ	5	0.274
Ⅱ	4	0.245
Ⅱ	3	0.218
Ⅱ	2	0.205
Ⅱ	1	0.193

(参考)標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

	総額A	特定財源B	差引一般財源A－B	
給与費	73,110 千円	－ 千円	73,110 千円	(0.718)
給与改善費	844 千円	－ 千円	844 千円	(0.008)
その他の経費	27,921 千円	－ 千円	27,921 千円	(0.274)
合計	101,875 千円	－ 千円	101,875 千円	(1.000)

2　行政権能差

政令指定都市、中核市及び施行時特例市にあっては、都市計画法に基づく開発行為の許可等、一般の市町村が行っていない行政事務を行うこととされている。したがって、政令指定都市等の都市にあってはこれらの行政経費に係る財政需要額を加算しなければならない。この経費については、行政権能差の区分ごとにモデル団体における増加経費を算定し、この額と人口が同一規模の一般市の財政需要額との比率を基礎として補正係数を設定した。

		政令指定都市	中核市	施行時特例市
モデル団体人口		150万人	40万人	25万人
都市計画増加経費(開発行為許可等事務費)	(A)	64,555千円	16,019千円	7,533千円
モデル団体と同一規模の一般市における所要一般財源	(B)	1,528,125千円	407,500千円	254,688千円
(A)＋(B)	(C)	1,592,680千円	423,519千円	262,221千円
補正係数(C)/(B)	(D)	1.042	1.039	1.030

行政権能差による増加経費算出基礎

		政令指定都市	中核市	施行時特例市
モデル団体人口		150万人	40万人	25万人
職員配置等	職員Ａ	4人	1人	1人
	職員Ｂ	8人	3人	－
	開発審査会			
	会長	1人	1人	1人
	委員	6人	4人	4人
	屋外広告物取締審議会			
	委員長	1人	1人	－
	委員	11人	11人	－
歳出	給与費	74,760千円	24,010千円	8,050千円
	報酬	519千円	406千円	194千円
	旅費	456千円	292千円	120千円
	需用費	821千円	602千円	470千円
	役務費	789千円	388千円	290千円
	備品購入費	263千円	263千円	263千円
	歳出合計	77,608千円	25,961千円	9,387千円
歳入	使用料及び手数料			
	開発許可申請手数料	4,852千円	4,191千円	1,854千円
	広告許可申請手数料	8,201千円	5,751千円	－
	歳入合計	13,053千円	9,942千円	1,854千円
差引一般財源		64,555千円	16,019千円	7,533千円

3　普通態容補正係数

1の行政質量差による係数に、2の行政権能差による係数を乗じた係数をもって普通態容補正係数とした。

第一表　地域手当の級地区分による係数算出表

地域手当の級地区分	共通係数	A× 給与費の率 0.726	権能差反映分			
			指定都市	中核市	施行時特例市	その他
	A	B	B× 権能差率 1.042 C	B× 権能差率 1.039 D	B× 権能差率 1.030 E	B× 権能差率 1.000 F
1級地（旧1級地）	1.151	0.836	0.871	0.869	0.861	0.836
2級地（旧2級地）	1.122	0.815	0.849	0.847	0.839	0.815
2級地（旧3級地）	1.112	0.807	0.841	0.838	0.831	0.807
2級地（旧4級地）	1.105	0.802	0.836	0.833	0.826	0.802
2級地（旧5級地）	1.105	0.802	0.836	0.833	0.826	0.802
2級地（旧6級地）	1.077	0.782	0.815	0.812	0.805	0.782
2級地（旧7級地）	1.052	0.764	0.796	0.794	0.787	0.764
2級地（旧無級地）	1.026	0.745	0.776	0.774	0.767	0.745
3級地（旧2級地）	1.112	0.807	0.841	0.838	0.831	0.807
3級地（旧3級地）	1.105	0.802	0.836	0.833	0.826	0.802
3級地（旧4級地）	1.092	0.793	0.826	0.824	0.817	0.793
3級地（旧5級地）	1.085	0.788	0.821	0.819	0.812	0.788
3級地（旧6級地）	1.077	0.782	0.815	0.812	0.805	0.782
3級地（旧無級地）	1.026	0.745	0.776	0.774	0.767	0.745
4級地（旧4級地）	1.085	0.788	0.821	0.819	0.812	0.788
4級地（旧5級地）	1.070	0.777	0.810	0.807	0.800	0.777
4級地（旧6級地）	1.052	0.764	0.796	0.794	0.787	0.764
4級地（旧7級地）	1.042	0.756	0.788	0.785	0.779	0.756
4級地（旧無級地）	1.026	0.745	0.776	0.774	0.767	0.745
5級地（旧6級地）	1.035	0.751	0.783	0.780	0.774	0.751
5級地（旧7級地）	1.022	0.742	0.773	0.771	0.764	0.742
5級地（旧無級地）	1.012	0.735	0.766	0.764	0.757	0.735
無級地（旧7級地）	1.012	0.735	0.766	0.764	0.757	0.735
無級地（旧無級地）	0.997	0.724	0.754	0.752	0.746	0.724

第二表　種地区分による係数算出表

種地	行政質量差 A	行政権能差	B	A×B C	補正係数算式
Ⅰ　10	0.414	特別区	1.000	0.414	0.000020　X＋　0.3950
		指定都市	1.042	0.431	0.000020　X＋　0.4120
Ⅰ　9	0.413	指定都市	1.042	0.430	0.000020　X＋　0.4120
Ⅰ　8	0.411	指定都市	1.042	0.428	0.000040　X＋　0.3940
Ⅰ　7	0.396	指定都市	1.042	0.413	0.000150　X＋　0.3005
		中核市	1.039	0.411	0.000160　X＋　0.2910
		施行時特例市	1.030	0.408	0.000150　X＋　0.2955
		その他	1.000	0.396	0.000150　X＋　0.2835
Ⅰ　6	0.346	指定都市	1.042	0.361	0.000520　X＋　0.0230
		中核市	1.039	0.359	0.000520　X＋　0.0210
		施行時特例市	1.030	0.356	0.000520　X＋　0.0180
		その他	1.000	0.346	0.000500　X＋　0.0210
Ⅰ　5	0.297	中核市	1.039	0.309	0.000500　X＋　0.0340
		施行時特例市	1.030	0.306	0.000500　X＋　0.0310
		その他	1.000	0.297	0.000490　X＋　0.0275
Ⅰ　4	0.274	中核市	1.039	0.285	0.000240　X＋　0.1770
		施行時特例市	1.030	0.282	0.000240　X＋　0.1740
		その他	1.000	0.274	0.000230　X＋　0.1705
Ⅰ　3	0.261	その他	1.000	0.261	0.000130　X＋　0.2155
Ⅰ　2	0.242	その他	1.000	0.242	0.000127　X＋　0.2166
Ⅰ　1	0.237	その他	1.000	0.237	0.000050　X＋　0.2320
Ⅱ　10	0.355	中核市	1.039	0.369	0.000160　X＋　0.2170
		施行時特例市	1.030	0.366	0.000160　X＋　0.2140
		その他	1.000	0.355	0.000160　X＋　0.2030
Ⅱ　9	0.350	施行時特例市	1.030	0.361	0.000100　X＋　0.2710
		その他	1.000	0.350	0.000100　X＋　0.2600
Ⅱ　8	0.341	施行時特例市	1.030	0.351	0.000200　X＋　0.1810
		その他	1.000	0.341	0.000180　X＋　0.1880
Ⅱ　7	0.320	その他	1.000	0.320	0.000420　X＋　△ 0.0160
Ⅱ　6	0.294	その他	1.000	0.294	0.000520　X＋　△ 0.0960
Ⅱ　5	0.274	その他	1.000	0.274	0.000400　X＋　△ 0.0060
Ⅱ　4	0.245	その他	1.000	0.245	0.000290　X＋　0.0710
Ⅱ　3	0.218	その他	1.000	0.218	0.000270　X＋　0.0830
Ⅱ　2	0.205	その他	1.000	0.205	0.000087　X＋　0.1746
Ⅱ　1	0.193	その他	1.000	0.193	0.000069　X＋　0.1809

Xは市町村の評点である。第一表地域手当の級地区分による係数と第二表種地区分による係数の合計が1.000未満となる場合は1.000とする。

第二項　事 業 費 補 正

事業費補正係数の算定方法は、次のとおりである。

なお、地下鉄事業等（出資金・補助金）については平成23年度新規事業から算入しないこととしている。ただし、平成22年度までに具体的な整備方針が策定され、議会や住民に対して既に説明されている事業については引き続き算入する。

算　　式

$$（事業費補正係数－1）　＝ \frac{B}{1,020円 \times A}$$

$$B＝ \Sigma(Cn\times Xn)＋D\times 0.45 ＋E\times 0.45 ＋ \Sigma(Fn\times ACn) ＋ \Sigma(Gn\times ACn) ＋H\times 0.45 ＋I\times 0.75 ＋J\times 0.6 ＋K\times 0.3 ＋L\times 0.6 ＋ \Sigma(Mn\times Xn) ＋ \Sigma(Nn\times AAn) ＋ \Sigma(On\times Xn) ＋ \Sigma(Pn\times Xn) ＋ \Sigma(Qn\times Yn) ＋ \Sigma(Rn\times Zn) ＋ \Sigma(Sn\times Xn) ＋ \Sigma(Tn\times Yn) ＋ \Sigma(Un\times Yn) ＋ \Sigma(Vn\times ABn) ＋ \Sigma(Wn\times ADn)$$

算式の符号

Ａ：当該団体の測定単位の数値

C_n：地下鉄建設事業等補助金債のｎ年度同意又は許可額(総務大臣通知額)

Ｄ：地下鉄事業続特例債元金償還金(総務大臣通知額)

Ｅ：地下鉄事業再特例債元金償還金(平成26年度同意等分まで)(総務大臣通知額)

F_n：地下鉄事業再特例債元金償還金(平成27年度以降同意等分)(総務大臣通知額)

G_n：地下鉄事業再々特例債元金償還金(総務大臣通知額)

Ｈ：地下鉄事業続特例債利子償還金(総務大臣通知額)

Ｉ：地下鉄緊急整備事業債(特別分)元利償還金(平成11年度許可分まで)(総務大臣通知額)

Ｊ：地下鉄事業出資債元利償還金(平成11年度許可分まで、Ｋは除く)

Ｋ：地下鉄緊急整備事業出資債(地方単独整備区間・３セク)元利償還金

Ｌ：ニュータウン鉄道事業出資債元利償還金(平成11年度許可分まで)

Mn：地下鉄事業出資債のｎ年度同意又は許可額

Nn：地下鉄緊急整備事業企業債(特別分)のｎ年度同意又は許可額の3分の2相当額

On：ニュータウン鉄道事業出資債のｎ年度同意又は許可額

Pn：ニュータウン鉄道補助金債のｎ年度同意又は許可額(総務大臣通知額)

Qn：都市高速鉄道事業債(３セク地下鉄)のｎ年度許可額(出資債・補助金債)(平成12年度以前採択分)(総務大臣通知額)

Rn：都市高速鉄道事業債(３セク地下鉄)のｎ年度同意又は許可額(出資債・補助金債)(平成13年度以降採択分)(総務大臣通知額)

Sn：都市高速鉄道事業債(公営モノレール等)のｎ年度同意又は許可額(出資債)(総務大臣通知額)

Tn：都市高速鉄道事業債(３セクモノレール等)のｎ年度同意又は許可額(出資債)(総務大臣通知額)

Un：都市高速鉄道事業債(３セクニュータウン鉄道等)のｎ年度同意又は許可額(出資債・補助金債)(総務大臣通知額)

Vn：一般公共事業債(復興特別分(街路事業分を除く。))のｎ年度同意又は許可額（平成23年度から公共事業等債）

Wn：公共事業等債(復興特別分(街路事業分に限る。))のｎ年度同意等額

Xn：次の表に掲げる率(45%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
市場公募都市	0.0078	0.0180	0.0234	0.0318	0.0312	0.0318	0.0300	0.0318	0.0212	0.0239	0.0243	0.0225
その他の市町村												0.0180
区分＼n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市	0.0221	0.0221	0.02250	0.02160	0.02115	0.02115	0.02104	0.02130	0.02160	0.0189	0.0194	0.0194
その他の市町村	0.0171	0.0162	0.02475	0.02385	0.02385	0.02340	0.02352	0.02366	0.02385	0.0216	0.0221	0.0221

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.01893	0.01853	0.00900	0.00792	0.00446	0.00564	0.00800
その他の市町村	0.02187	0.02148	0.01266	0.01060	0.00460	0.00577	0.00897

Ｙｎ： 次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
市場公募都市	0.0048	0.0126	0.0126	0.0129	0.0129	0.0132	0.0129	0.0132	0.0129	0.0160	0.0162	0.0150
その他の市町村												0.0120

区分＼n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22
市場公募都市	0.0147	0.0147	0.01500	0.01440	0.01410
その他の市町村	0.0114	0.0108	0.01650	0.01590	0.01590

Ｚｎ： 次の表に掲げる率(45%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
市場公募都市	0.0220	0.0194	0.0239	0.0243	0.0225	0.0221	0.0221	0.02250	0.02160	0.02115
その他の市町村					0.0180	0.0171	0.0162	0.02475	0.02385	0.02385

ＡＡｎ： 次の表に掲げる率(75%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
市場公募都市	0.0375	0.0398	0.0360	0.0399	0.0405	0.0375	0.0368	0.0368	0.03750	0.03600	0.03525
その他の市町村						0.0300	0.0285	0.0270	0.04125	0.03975	0.03975

ＡＢｎ： 次の表に掲げる率(80%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市場公募都市	0.046	0.040	0.041	0.04236	0.04304	0.04223	0.04079	0.04120	0.04225	0.04367	0.040
その他の市町村	0.033	0.022	0.023	0.05040	0.05056	0.05039	0.04948	0.05014	0.05101	0.05268	0.048

区分＼n 同意等年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.0390	0.0390	0.03844	0.03781	0.03801	0.03859	0.00552	0.00758	0.01128
その他の市町村	0.0480	0.0480	0.04825	0.04791	0.04858	0.04937	0.00600	0.00798	0.01325

ＡＣｎ： 次の表に掲げる率(45%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.045	0.0450	0.0450	0.04500	0.04500	0.04500	0.04500	0.04500	0.04500	0.04500
その他の市町村	0.045	0.0450	0.0450	0.04500	0.04500	0.04500	0.04500	0.04500	0.04500	0.04500

ＡＤｎ： 次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.02363	0.02376	0.02412	0.00345	0.00474	0.00705
その他の市町村	0.02995	0.03037	0.03086	0.00375	0.00499	0.00828

第四節　公　　園　　費

単位費用	（人口）	553円	測定単位	人口
	（都市公園の面積）	37,800円		都市公園の面積

公園費のうち人口を測定単位とするものに適用する補正は、普通態容補正及び事業費補正である。

算式　普通態容補正係数＋(事業費補正係数－1)

なお、都市公園の面積を測定単位とするものについては、補正を適用しない。

第一項　普 通 態 容 補 正

種地ごとの行政質量差を反映させるものであり、次表のとおり、公園費における人件費相当の割合の係数(0.489)に、次表の種地ごとの個別係数を加えた率をもって普通態容補正係数とした。

種地区分による係数算出表

種地	個別係数	補正係数算式
Ⅰ　10	0.972	0.002480　X＋　△ 1.3840
Ⅰ　9	0.896	0.001520　X＋　△ 0.4720
Ⅰ　8	0.816	0.001600　X＋　△ 0.5440
Ⅰ　7	0.717	0.000990　X＋　△ 0.0255
Ⅰ　6	0.654	0.000630　X＋　0.2445
Ⅰ　5	0.581	0.000730　X＋　0.1795
Ⅰ　4	0.511	0.000700　X＋　0.1960
Ⅰ　3	0.452	0.000590　X＋　0.2455
Ⅰ　2	0.436	0.000107　X＋　0.4146
Ⅰ　1	0.427	0.000090　X＋　0.4180
Ⅱ　10	0.684	0.001360　X＋　△ 0.6080
Ⅱ　9	0.640	0.000880　X＋　△ 0.1520
Ⅱ　8	0.606	0.000680　X＋　0.0280
Ⅱ　7	0.572	0.000680　X＋　0.0280
Ⅱ　6	0.555	0.000340　X＋　0.3000
Ⅱ　5	0.511	0.000880　X＋　△ 0.1050
Ⅱ　4	0.437	0.000740　X＋　△ 0.0070
Ⅱ　3	0.386	0.000510　X＋　0.1310
Ⅱ　2	0.372	0.000093　X＋　0.3395
Ⅱ　1	0.365	0.000040　X＋　0.3580

（注）Xは市町村の評点である。補正係数が1.000未満となる場合は1.000とする。

(参考)標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

	総額A	特定財源B	差引一般財源A－B	
給　与　費	26,740 千円	－ 千円	26,740 千円	(0.483)
給与改善費	307 千円	－ 千円	307 千円	(0.006)
その他の経費	28,289 千円	－ 千円	28,289 千円	(0.511)
合　　計	55,336 千円	－ 千円	55,336 千円	(1.000)

第二項　事 業 費 補 正

国庫補助金を受けて施行した都市公園及びカントリーパーク整備事業に充てるため、昭和63年度以降平成11年度までに発行を許可された地方債の元利償還金を算入している。

算　　式

$$（事業費補正係数－1）　＝　\frac{B\times　0.3}{553円\times A}$$

算式の符号

Ａ： 当該団体の測定単位の数値

Ｂ： 国庫補助金を受けて施行した都市公園事業及びカントリーパーク整備事業に充てるため、昭和63年度以降平成11年度までに発行を許可された地方債(以下「公園緑地事業に係る地方債」という。)に係る元利償還金

553円： 単位費用

0.3： 算入率

第五節　下　水　道　費

単位費用	107円	測定単位	人口

下水道費に適用する補正は、普通態容補正、密度補正、投資補正及び事業費補正である。

算式　普通態容補正係数＋(密度補正－1)＋(投資補正－1)＋(事業費補正係数－1)

第一項　普 通 態 容 補 正

地域手当の級地区分ごとの一般行政質量差と種地ごとの行政質量差を反映させるものであり、下水道の維持管理費における人件費相当の割合0.107に、また次表の各種地ごとの個別係数を加えた率をもって普通態容補正係数とした。

種地区分による係数算出表

種地	基準評点における個別係数	補正係数算式
Ⅰ　10	2.410	0.030100 X － 26.1850
Ⅰ　9	1.920	0.009800 X － 6.9000
Ⅰ　8	1.757	0.003260 X － 1.0140
Ⅰ　7	1.538	0.002190 X － 0.1045
Ⅰ　6	1.203	0.003350 X － 0.9745
Ⅰ　5	1.062	0.001410 X ＋ 0.2865
Ⅰ　4	0.893	0.001690 X ＋ 0.1325
Ⅰ　3	0.597	0.002960 X － 0.4390
Ⅰ　2	0.436	0.001073 X ＋ 0.2214
Ⅰ　1	0.262	0.001740 X ＋ 0.0880
Ⅱ　10	1.497	0.001400 X ＋ 0.1670
Ⅱ　9	1.269	0.004560 X － 2.8350
Ⅱ　8	1.086	0.003660 X － 2.0250
Ⅱ　7	0.619	0.009340 X － 6.8530
Ⅱ　6	0.591	0.000560 X ＋ 0.1710
Ⅱ　5	0.563	0.000560 X ＋ 0.1710
Ⅱ　4	0.420	0.001430 X － 0.4380
Ⅱ　3	0.221	0.001990 X － 0.7740
Ⅱ　2	0.174	0.000313 X ＋ 0.0645
Ⅱ　1	0.166	0.000046 X ＋ 0.1580

（注）　Xは市町村の評点である。人口集中地区人口を有する市町村の補正係数が1.000未満となる場合は1.000とする。

第二項　密　度　補　正

維持管理経費の実態を勘案して排水面積比率等により補正を行う。

算　　式

$$(\text{密度補正係数}-1) = \frac{1}{107\text{円} \times A} \times \{ 625\text{円} \times (B + C \times 2.05 + D \times 2.88 + E \times 4.29 + F \times 5.05 + G \times 3.81 + H \times 4.30 + I \times 4.48) + 3,576\text{円} \times (J + K \times 0.47 + L \times 0.89 + M \times 0.75 + N \times 0.64 + O \times 0.80)\}$$

$$= \frac{1}{A} \times (B \times 5.84 + C \times 11.97 + D \times 16.82 + E \times 25.06 + F \times 29.50 + G \times 22.25 + H \times 25.12 + I \times 26.17 + J \times 33.42 + K \times 15.71 + L \times 29.74 + M \times 25.07 + N \times 21.39 + O \times 26.74)$$

算式の符号

Ａ： 当該団体の測定単位の数値
Ｂ： 公共下水道に係る排水人口
Ｃ： 農業集落排水施設に係る排水人口(うち汚水に係るもの)
Ｄ： 漁業集落排水施設に係る排水人口(うち汚水に係るもの)
Ｅ： 林業集落排水施設に係る排水人口(うち汚水に係るもの)
Ｆ： 簡易排水処理施設に係る排水人口(うち汚水に係るもの)
Ｇ： 小規模集合排水処理施設に係る排水人口(うち汚水に係るもの)
Ｈ： 合併処理浄化槽に係る処理人口(うち特定地域生活排水処理施設に係るもの)
Ｉ： 合併処理浄化槽に係る処理人口(うち個別排水処理施設に係るもの)
Ｊ： 公共下水道に係る排水面積
Ｋ： 農業集落排水施設に係る排水面積(うち汚水に係るもの)
Ｌ： 漁業集落排水施設に係る排水面積(うち汚水に係るもの)
Ｍ： 林業集落排水施設に係る排水面積(うち汚水に係るもの)
Ｎ： 簡易排水処理施設に係る排水面積(うち汚水に係るもの)
Ｏ： 小規模集合排水処理施設に係る排水面積(うち汚水に係るもの)

（令和５年度公共施設状況調査による）

排水人口： 上記調査による令和６年３月31日現在における排水人口
排水面積： 上記調査による令和６年３月31日現在における排水面積（単位：千㎡）
107円： 単位費用
625円： 排水人口1人当たりの費用
3,576円： 排水面積千㎡当たりの費用
2.05： 農業集落排水施設排水人口１人当たりの維持管理経費比率
2.88： 漁業集落排水施設排水人口１人当たりの維持管理経費比率
4.29： 林業集落排水施設排水人口１人当たりの維持管理経費比率
5.05： 簡易排水処理施設処理人口１人当たりの維持管理経費比率
3.81： 小規模集合排水処理施設処理人口１人当たりの維持管理経費比率
4.30： 特定地域生活排水処理施設処理人口１人当たりの維持管理経費比率
4.48： 個別排水処理施設処理人口１人当たりの維持管理経費比率
0.47： 農業集落排水施設排水面積千㎡当たりの維持管理経費比率
0.89： 漁業集落排水施設排水面積千㎡当たりの維持管理経費比率
0.75： 林業集落排水施設排水面積千㎡当たりの維持管理経費比率
0.64： 簡易排水処理施設排水面積千㎡当たりの維持管理経費比率
0.80： 小規模集合排水処理施設排水面積千㎡当たりの維持管理経費比率

第三項　投 資 態 容 補 正

1　投資補正

高資本費対策に係る地方公営企業繰出基準による公費負担額の一部について措置するものであり、投資補正係数の算定方法は、次のとおりである。

投資補正の対象となるのは、当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する下水道事業で、次の(1)～(4)に全て該当するものである。

(1)　平成８年度以降に供用を開始した(公共下水道事業にあっては汚水処理を開始した)下水道事業(特定公共下水道事業及び流域下水道事業を除く)であること。

(2)　「令和５年度地方公営企業決算状況調査(下水道事業)」に基づき算定された当該公共下水道事業等の有収水量１㎥当たりの算定対象資本費単価が、46.00円以上

(3)　「令和５年度地方公営企業決算状況調査(下水道事業)」に基づき算定された当該公共下水道事業等の有収水量１㎥当たりの使用料単価が、150.00円以上

(4)　「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年８月29日付け総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号）に基づく経営戦略のうち、「「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」（平成31年３月29日付け総財公第45号、総財営第34号、総財準第52号）に定める「「経営戦略」策定の定義」を満たすものを策定していること。

ただし、人口３万人以上の市町村（構成市町村の人口合計が３万人以上の一部事務組合及び広域連合を含む。）が実施する公共下水道及び特定環境保全公共下水道にあっては、地方公営企業法を適用している事業に限る。

算　　式

$$（投資補正係数－1）＝\frac{1}{107円 \times A}\times[（B\times C\times D\times E）＋｛F－（B\times C\times D\times E）｝\times G]$$

ただし、Ｆ－（Ｂ×Ｃ×Ｄ×Ｅ）が負数となるときは０とする。

投資補正係数の算定については、地方公営企業決算状況調査における高資本費対策の対象事業区分ごとに算定した数値の合計とする。

複数の下水道事業が事業統合した下水道事業（以下「統合下水道」という）であって、統合下水道として平成30年４月２日以降に供用を開始したもののうち、統合前の下水道事業が投資補正の対象であるものについては、統合前の下水道事業の数値で算定すること。

算式の符号

Ａ： 当該団体の測定単位の数値

Ｂ： 超過算定対象資本費単価(当該団体の令和５年度の有収水量1㎥当たりの算定対象資本費単価のうち46円/㎥以上の額(次表に掲げる当該算定対象資本費単価の段階ごとに、それぞれの段階に応じた乗率を乗じて得られる額の合算額))

法適用事業		法非適用事業	
算定対象資本費単価の段階	乗率	算定対象資本費単価の段階	乗率
46 円/㎥以上　69 円/㎥未満	0.80	46 円/㎥以上　69 円/㎥未満	0.80
69 円/㎥以上　138 円/㎥未満	0.85	69 円/㎥以上　276 円/㎥未満	0.85
138 円/㎥以上	0.95	276 円/㎥以上	0.95

例)法適用事業で算定対象資本費単価　　170 円/㎥の場合

Ｂ＝(68 － 45)× 0.80 ＋(137 － 68)× 0.85 ＋(170 － 137)× 0.95 ＝ 108.40

Ｃ： 使用料単価比率(「令和５年度地方公営企業決算状況調査(下水道事業)」に基づき算定された当該公共下水道事業等の１㎥当たりの使用料を209で除して得た率(小数点以下第3位未満四捨五入)。ただし、1を超える場合はＣ＝1とする。)

Ｄ： 有収水量(「令和５年度地方公営企業決算状況調査(下水道事業)」の「10施設及び業務概況に関する調」の項目「10処理場(7)年間有収水量」に計上された水量)

Ｅ： 平成13年度以降に供用（汚水処理）を開始した事業は0.45、平成８年度から平成12年度までに供用（汚水処理）を開始した事業は0.09

Ｆ： ａ×ｂ×ｃ×ｄの合計数

ａ： 統合前の超過算定対象資本費単価（統合前の下水道事業における統合前年度の有収水量１㎥当たりの算定対象資本費単価のうち46円/㎥以上の額（上記Ｂに掲げた当該算定対象資本費単価の段階ごとに、それぞれの段階に応じた乗率を乗じて得られる額の合算額））

ｂ： 統合前の使用料単価比率（統合前年度の「地方公営企業決算状況調査（下水道事業）」に基づき算定された当該公共下水道事業等の１㎥当たりの使用料を209で除して得た率（小数点以下第3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。ただし、１を超える場合はｂ＝１とする。）

ｃ： 統合前の有収水量（統合前年度の「地方公営企業決算状況調査（下水道事業）」の「10施設及び業務概況に関する調」の項目「10処理場(7)年間有収水量」に計上された水量)

ｄ： Ｅに同じ

Ｇ： 統合後の経過年数に応じた次表に掲げる乗率

当年度（西暦）－ 統合年度	乗率
１～５年	1.0
６年	0.9
７年	0.7
８年	0.5
９年	0.3
10年	0.1

２　事業費補正

事業費補正係数の算定方法は、次のとおりである。

算　　式

$$
\begin{aligned}
(\text{事業費補正係数}-1) = \frac{1}{107\text{円} \times A} \times [\{B + \sum_{n=12}^{13}(C_n \times D_n)\} \times \alpha \times 0.42 + \sum_{n=14}^{令6}(C_n \times D_n) \\
\times \alpha \times 0.37 + \{B + \sum_{n=12}^{13}(C_n \times E_n)\} \times (1-\alpha) \times \beta + \sum_{n=14}^{17}(C_n \times E_n) \\
\times (1-\alpha) \times \gamma + \sum_{n=18}^{令6}(C_n \times E_n) \times (1-\alpha) \times \delta + F \times 0.5 + G \times \\
0.55 + H + I + \sum_{n=12}^{令6}(J_n \times K_n) + \sum_{n=16}^{17}(L_n \times M_n) + \sum_{n=12}^{14}(N_n \times O_n) + \\
\sum_{n=12}^{令6}(P_n \times Q_n) + \sum_{n=12}^{30}(R_n \times Y_n) + (R_{令元} \times Y_{令元}) \times \alpha \times 0.56 + \\
(R_{令元} \times Y_{令元}) \times (1-\alpha) \times \theta + \sum_{n=令2}^{令3}(S_n \times Y_n) \times \alpha \times 0.49 + \\
\sum_{n=令2}^{令3}(S_n \times Y_n) \times (1-\alpha) \times \theta + \sum_{n=令4}^{令6}(T_n \times Y_n) \times \alpha \times 0.49 + \\
\sum_{n=令4}^{令6}(T_n \times Y_n) \times (1-\alpha) \times \theta + \sum_{n=令4}^{令6}(U_n \times Y_n) \times \alpha \times 0.56 + \\
\sum_{n=令4}^{令6}(U_n \times Y_n) \times (1-\alpha) \times \iota + \sum_{n=令2}^{令3}(V_n \times Y_n) \times 0.56 + \\
\sum_{n=令4}^{令6}(W_n \times Y_n) \times 0.56 + \sum_{n=令4}^{令6}(X_n \times Y_n) \times 0.63 + \\
\sum_{n=16}^{令6}\{(Z_n + AA_n) \times AB_n\} + \sum_{n=18}^{令6}(AC_n \times AD_n \times \varepsilon_n) + \sum_{n=令3}^{令6}(AE_n \times AF_n) \\
+ AG_{令4} \times AH_{令4} \times \frac{\kappa}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令6}(AI_n \times AJ_n) \\
+ \sum_{n=令5}^{令6}(AK_n \times AL_n \times \frac{\kappa}{0.30}) + \sum_{n=令5}^{令6}(AM_n \times AN_n) \\
+ \sum_{n=27}^{令6}(AO_n \times AP_n) \times \alpha \times 0.37 + \sum_{n=27}^{令6}(AO_n \times AQ_n) \times (1-\alpha) \\
\times \delta + \sum_{n=27}^{令6}(ARn \times ASn) + AT - AU \times 0.5]
\end{aligned}
$$

算式の符号

Ａ：当該団体の測定単位の数値

Ｂ：平成11年度以前に発行を許可された流域下水道事業に係る地方債及び公共下水道事業に係る地方債に係る当該年度の元利償還金

C_n：ｎ年度において発行について同意又は許可を得た流域下水道事業(平成18年度以降においては公共下水道に接続しているものに限る。)に係る地方債及び公共下水道事業に係る地方債の額(平成16年度及び平成17年度においては新設事業に係る額に限る。)

D_n：次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
市場公募都市	0.0500	0.0530	0.0470	0.0532	0.0432	0.0502	0.0487	0.0487	0.04971	0.04835	0.04696	0.04685
その他の市町村						0.0400	0.0376	0.0364	0.05525	0.05345	0.05270	0.05210

区分＼n 同意等年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.04675	0.04734	0.04769	0.0424	0.0426	0.0426	0.04207	0.04117	0.01999	0.01760	0.00990	0.01254
その他の市町村	0.05220	0.05258	0.05332	0.0478	0.0487	0.0494	0.0486	0.04774	0.02813	0.02355	0.01022	0.01283

区分＼n 同意等年度	R6
市場公募都市	0.01779
その他の市町村	0.02006

E_n：D_nと同一の率

Ｆ：平成11年度以前に発行を許可された特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集落排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水施設事業に係る地方債(以下「その他の下水道事業債」という。)の元利償還金の額

Ｇ：平成11年度以前に発行を許可された下水道事業債(普及特別対策事業)(平成8年度以降分)に係る当該年度の元利償還金の額

Ｈ：平成11年度以前に発行を許可された下水道事業債特例措置分に係る当該年度の元利償還金の額

Ｉ：平成11年度以前に発行を許可された下水道事業債臨時措置分に係る当該年度の元利償還金の額

J_n：ｎ年度において発行について同意又は許可を得たその他の下水道事業債に係る額(平成16年度及び平成17年度は新設事業に係るもの)

K_n： 次の表に掲げる率

(50%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H12	H13
市場公募都市	0.0250	0.0265
その他の市町村		

(45%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H14	H15	H16	H17
市場公募都市	0.0212	0.0239	0.0194	0.0226
その他の市町村				0.0180

(44%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市	0.0214	0.0214	0.02187	0.02127	0.02066	0.02061	0.02057	0.02083	0.02098	0.0187	0.0187	0.0187
その他の市町村	0.0165	0.0160	0.02431	0.02352	0.02319	0.02292	0.02297	0.02314	0.02346	0.0210	0.0214	0.0217

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.01851	0.01811	0.00880	0.00774	0.00436	0.00552	0.00783
その他の市町村	0.02138	0.02101	0.01238	0.01036	0.00450	0.00565	0.00883

L_n： 平成n年度において発行について同意又は許可を得たその他の下水道事業債(更新事業)に係る額

M_n： 次の表に掲げる率(20%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	16	17
市場公募都市	0.0086	0.0100
その他の市町村		0.0080

N_n： 平成n年度に発行を許可された下水道事業債(普及特別対策事業債)(平成8年度以降分)に係る地方債の額

O_n： 次の表に掲げる率(55%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	12	13	14
市場公募都市	0.0276	0.0292	0.0259
その他の市町村			

P_n： n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債臨時措置分に係る額

Q_n： 次の表に掲げる率(100%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
市場公募都市	0.0500	0.0530	0.0470	0.0532	0.0432	0.0502	0.0487	0.0487	0.04971	0.04835	0.04696	0.04685
その他の市町村						0.0400	0.0376	0.0364	0.05525	0.05345	0.05270	0.05210

区分＼n 同意等年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.04675	0.04734	0.04769	0.0424	0.0426	0.0426	0.04207	0.04117	0.01999	0.01760	0.00990	0.01254
その他の市町村	0.05220	0.05258	0.05332	0.0478	0.0487	0.0494	0.0486	0.04774	0.02813	0.02355	0.01022	0.01283

区分＼n 同意等年度	R6
市場公募都市	0.01779
その他の市町村	0.02006

R_n： n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分に係る額

S_n： n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（公共下水道分）に係る額

T_n： n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（公共下水道分・流域下水道への接続分以外）に係る額

U_n： n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（公共下水道分・流域下水道への接続分）に係る額

V_n： n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（特定環境保全公共下水道等分）に係る額

W_n： n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（特定環境保全公共下水道等分・流域下水道への接続分以外）に係る額

X_n： n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（特定環境保全公共下水道等分・流域下水道への接続分）に係る額

Y_n： 次の表に掲げる率

(55%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H12	H13
市場公募都市	0.0273	0.0292
その他の市町村		

(50%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
市場公募都市	0.0235	0.0266	0.0216	0.0251	0.0244	0.0244	0.02486	0.02418	0.02348	0.02343	0.02338	0.02367
その他の市町村				0.0200	0.0188	0.0182	0.02763	0.02673	0.02635	0.02605	0.02610	0.02629

区分＼n 同意等年度	H26	H27	H28	H29	H30
市場公募都市	0.02385	0.0212	0.0213	0.0213	0.02104
その他の市町村	0.02666	0.0239	0.0244	0.0247	0.02430

（100％算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.04117	0.01999	0.01760	0.00990	0.01254	0.01779
その他の市町村	0.04774	0.02813	0.02355	0.01022	0.01283	0.02006

Z_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債のうち下水道事業（旧公害防止対策事業分含む。）に係るものの額

AA_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債のうち公害防止事業分に係るものの額

AB_n： 次の表に掲げる率(50％算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
市場公募都市	0.0311	0.0296	0.0296	0.02965	0.02959	0.02974	0.03020	0.03603	0.03161	0.03306	0.0307	0.0302
その他の市町村	0.0311	0.0296	0.0296	0.02964	0.02960	0.02976	0.03029	0.03580	0.03188	0.03343	0.0303	0.0301

区分＼n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.0302	0.03025	0.02991	0.03030	0.03055	0.00297	0.00426	0.00638
その他の市町村	0.0302	0.03015	0.02993	0.03031	0.03090	0.00399	0.00528	0.00808

AC_n： ｎ年度における下水道事業債（特別措置分）発行可能額（総務大臣通知額）

AD_n： 次の表に掲げる率(70％算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市	0.0414	0.0414	0.04151	0.04142	0.04164	0.04177	0.04308	0.04425	0.04628	0.0429	0.0421	0.0422
その他の市町村	0.0414	0.0414	0.04150	0.04144	0.04166	0.04191	0.04337	0.04451	0.04711	0.0425	0.0421	0.0422

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.04243	0.04190	0.04241	0.04262	0.00415	0.00596	0.00893
その他の市町村	0.04229	0.04195	0.04248	0.04297	0.00477	0.00645	0.01037

AE_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債旧公害防止対策事業分に係る額

AF_n： 次の表に掲げる率(50％算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.01169	0.00446	0.00542	0.00786
その他の市町村	0.00378	0.00607	0.00758	0.01074

AG_n： 令和４年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債脱炭素化事業分の額

AH_n： 次の表に掲げる率(30％算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	R4
市場公募都市	0.00360
その他の市町村	0.00360

AI_n： ｎ年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業債脱炭素化推進事業分（算入率50％分）

AJ_n： 次の表に掲げる率(50％算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	R5	R6
市場公募都市	0.00499	0.01084
その他の市町村	0.00758	0.01076

AK_n： ｎ年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業債脱炭素化推進事業分（算入率30～50％分）

AL_n： 次の表に掲げる率(30％算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	R5	R6
市場公募都市	0.00299	0.00650
その他の市町村	0.00455	0.00645

AM_n： ｎ年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業債脱炭素化推進事業分（算入率30％分）

AN_n： AL_nと同一の率

AO_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た流域下水道事業(公共下水道に接続しているものに限る。)に係る公営企業会計適用債及び公共下水道事業に係る公営企業会計適用債の額

AP_n： 次の表に掲げる率(100％算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.1434	0.1435	0.1436	0.14406	0.14367	0.14442	0.14486	0.00593	0.00851	0.01275
その他の市町村	0.1433	0.1435	0.1436	0.14392	0.14373	0.14451	0.14535	0.00681	0.00922	0.01482

AQ_n： AP_nと同一の率

AR_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得たその他の下水道事業債に係る公営企業会計適用債の額

ＡＳn： 次の表に掲げる率(44%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.0631	0.0631	0.0632	0.06339	0.06321	0.06354	0.06374	0.00261	0.00374	0.00561
その他の市町村	0.0631	0.0631	0.0632	0.06332	0.06324	0.06358	0.06395	0.00300	0.00406	0.00652

ＡＴ： 流域下水道の整備事業に係る経費に充てるため都道府県が発行について同意又は許可を得た地方債のうち、当該同意又は許可の後に市町村合併に伴い当該都道府県から市町村へ移行されたものに係る地方債の額又は元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

ＡＵ： 当該年度における下水道資本費平準化債(下水道事業分)同意(許可)見込額(総務大臣通知額)

α： 令和６年３月31日現在における合流管比率

β、γ、δ、θ、ι： 令和６年３月31日現在における処理区域内人口密度による算入率

処理区域内人口密度		β	γ	δ	θ	ι
	25 未満	0.50	0.45	0.44	0.56	0.63
25 以上	50 未満	0.42	0.37	0.37	0.49	0.56
50 以上	75 未満	0.35	0.30	0.30	0.42	0.49
75 以上	100 未満	0.28	0.23	0.23	0.35	0.42
100 以上		0.21	0.16	0.16	0.28	0.35

ε： 以下の算式により算出した、ｎ年度の下水道事業債(特別措置分)の乗数

$\varepsilon_n = \zeta_n \times 1.143 + (1 - \zeta_n) \times \eta_n$

ζ_n： ｎ年度の算定に用いた合流管比率(一本算定における合流管比率)

η_n： ｎ年度の算定に用いた処理区域内人口密度(一本算定における処理区域内人口)に応じた次表に定める係数

ｎ年度の算定に用いた処理区域内人口密度		η
	25 未満	0.000
25 以上	50 未満	1.143
50 以上	75 未満	1.071
75 以上	100 未満	1.048
100 以上		1.036

κ： 財政力に応じた算入率（30～50%）

(注)　事業費補正の対象となる地方債は、公共下水道(下水道処理水循環利用モデル事業、再生水利用下水道事業及び熱利用下水道モデル事業、水循環・再生下水道モデル事業(下水処理水又は雨水を再利用するための貯留施設、ポンプ施設、処理施設及び送水施設以外のものの整備に係る事業に限る。)並びに新世代下水道支援事業制度のうち水循環再生型(下水処理水・雨水を再利用するための貯留施設、ポンプ施設、処理施設及び送水施設以外のものの整備に係る事業、河川事業等との適切な連携・共同事業及び雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造に係る事業に限る。)、未利用エネルギー型及び高度情報化型(下水処理水の再生利用に係る使用量を把握するための自動検針システムを構築する事業並びに降雨及び雨水排除に関する情報を提供する事業に限る。)を除く。)、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設若しくは個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債(災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで及び平成2年度から平成19年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、昭和50年度から昭和57年度まで及び平成10年度から平成17年度までの各年度において財政健全化のために発行を許可された地方債、行政改革推進債、財源対策債、平成5年度及び平成7年度から平成11年度までの各年度の補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、資本費平準化債(平成15年度以前に許可を受けたものに限る。)、未稼働資産等債、昭和57年度以降において施行した公共下水道及び特定環境保全公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るもの、昭和61年度から地方債計画枠内に計上された単独用地費に係る地方債、下水道展示施設の設備費に係る地方債並びに住宅宅地関連公共施設整備促進事業に係る一般単独事業債を除く。)のうち、次に掲げるものである。

なお、東日本大震災に係る復興事業及び全国的に緊急に実施する防災・減災事業（補助）に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時措置分を除く。）、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債は算入対象外である。

(ｱ)　昭和34年度以降において発行について同意又は許可を得た政府資金及び公営企業金融公庫資金に係る地方債

(ｲ)　昭和47年度以降において発行について同意又は許可を得た市場公募資金に係る地方債

(ｳ)　昭和51年度以降において発行について同意又は許可を得た枠内縁故資金に係る地方債

(ｴ)　平成20年度以降に発行について同意又は許可を得た地方公共団体金融機構(地方公営企業等金融機構)資金に係る地方債

(ｵ)　国庫補助金の分割交付制度の創設に伴い、昭和50年度から当分の間発行を許可されることとなった下水道事業債(特別分)(国の利子補給金の額については平成12年度以降の事業分も含めてから除くものとする。)

第六節　その他の土木費

単位費用	1,460円	測定単位	人口

その他の土木費に適用する補正は、段階補正、密度補正、普通態容補正及び事業費補正である。

算式　段階補正係数×普通態容補正係数＋(密度補正係数－1)＋(事業費補正係数－1)

第一項　段　階　補　正

測定単位である人口の段階を第一表左欄のように定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の財政需要額の算定の例により、第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用（第二表中Ｚ）を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　人口段階ごとの職員配置表

区分 人口段階	課　　長	職　員　A	職　員　B	合　　計
千人	人	人	人	人
4	－	0.5	2.0	2.5
8	－	0.5	2.5	3.0
12	－	0.5	3.5	4.0
20	－	0.5	5.0	5.5
30	－	1.0	6.5	7.5
100（標準団体）	1.0	2.0	13.0	16.0
250	2.0	4.0	26.0	32.0
400	3.0	6.0	34.0	43.0
1,000	6.0	11.0	64.0	81.0
2,000	8.0	19.0	112.0	139.0

各人口段階経費は、以下のとおり分類している。

第二表　人口段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

人口段階 経費区分	人 4,000	8,000	12,000	20,000	30,000	(標準団体) 100,000	250,000	400,000	1,000,000	2,000,000
給　与　費	14,665	17,325	22,645	30,625	42,630	94,390	188,780	256,570	483,810	821,830
給与改善費	168	199	260	352	489	1,084	2,167	2,945	5,554	9,435
その他の経費	2,939	4,866	6,770	10,776	15,655	50,288	115,975	181,839	443,054	886,891
一般財源計	17,772	22,390	29,675	41,753	58,774	145,762	306,922	441,354	932,418	1,718,156
単位当たり費用 Ｚ（円）	4,443	2,799	2,473	2,088	1,959	1,460	1,228	1,103	932	859
Ｚ／単位費用	3.043	1.917	1.694	1.430	1.342	1.000	0.841	0.755	0.638	0.588

第三表　段階補正係数算出表

人　　口	段階補正係数
～　8千人	$\frac{1}{P}$（ 0.79 P＋ 9,000 ）
8 ～　12千人	$\frac{1}{P}$（ 1.26 P＋ 5,240 ）
12 ～　20千人	$\frac{1}{P}$（ 1.03 P＋ 8,000 ）
20 ～　30千人	$\frac{1}{P}$（ 1.19 P＋ 4,800 ）
30 ～　100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.85 P＋ 15,000 ）
100 ～　250千人	$\frac{1}{P}$（ 0.74 P＋ 26,000 ）
250 ～　400千人	$\frac{1}{P}$（ 0.61 P＋ 58,500 ）
400 ～　1,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.56 P＋ 78,500 ）
1,000千人 ～	$\frac{1}{P}$（ 0.54 P＋ 98,500 ）

（注1）Ｐ＝当該団体の人口

（注2）段階補正係数が3.040を超えるときは、3.040とする。

第二項　密　度　補　正

密度補正は、一般財源化された公営住宅家賃収入補助及び公営住宅家賃対策等補助に係る経費について、その所要額が測定単位である人口に必ずしも比例しないため、当該経費の多寡によって需要額を割増し又は割落としする補正である。

算　　式

$$（密度補正係数－1）＝\frac{1}{1,460円 \times A}\times\{(B＋C)－A\times 53円\}$$

$$＝\frac{(B＋C)\times 0.685}{A}－0.036$$

$$B＝\left[\sum_{n=7}^{7}\{D_n\times\left(1－\frac{E_n}{F_n}\right)＋G_n\times\left(1－\frac{H_n}{I_n}\right)\}\right]$$

$$C＝\Sigma(J－K)\times\alpha\times 12\times 1.022$$

算式の符号

Ａ：当該団体の測定単位の数値

Ｂ：公営住宅家賃収入補助相当額(千円)

Ｃ：公営住宅家賃対策等補助相当額(千円)

53円：公営住宅家賃収入補助及び公営住宅家賃対策等補助に係る一人当たり算入単価

算式Ｂの符号

D_n：平成ｎ年度第１種公営住宅　家賃収入補助基本相当額

E_n：平成ｎ年度第１種公営住宅　収入超過者入居戸数

F_n：平成ｎ年度第１種公営住宅　戸数

G_n：平成ｎ年度第２種公営住宅　家賃収入補助基本相当額

H_n：平成ｎ年度第２種公営住宅　収入超過者入居戸数

I_n：平成ｎ年度第２種公営住宅　戸数

算式Ｃの符号

Ｊ：乗率αごとの近傍同種の住宅の家賃等(月額)

Ｋ：乗率αごとの入居者負担基準額等(月額)

12：月額のＪ及びＫを年額にするために乗じる月数

1.022：附帯事務費(＝補助基本相当額×0.022)を加算するための係数

α：原則として1/2、管理人住宅は1/3。ただし、災害関連の公営住宅については2/3。さらに激甚災害の場合、最初の5年間は3/4、その後は2/3とする。

第三項　普 通 態 容 補 正

地域手当の級地区分ごとの行政質量差と種地ごとの行政質量差を反映させるものであり、第一表のとおり、一般財源総額に占める給与費の率に共通係数を乗じて得た係数に、第二表の種地ごとの個別係数を合算して得た率をもって普通態容補正係数とした。

なお、指定都市、中核市、施行時特例市、建築主事設置市及び限定特定行政庁設置市町村については行政権能差等による補正を併せて行うこととし、各行政権能差等に伴う増加を算定するための増嵩率を地域手当の級地区分による係数及び種地区分による係数にそれぞれ乗じて係数を算定した。

第一表　地域手当の級地区分による係数算出表

地域手当の級地区分	共通係数	A×0.655	宅地造成等規制に関する行政を行う指定都市	その他の指定都市	宅地造成等規制に関する行政を行う中核市	その他の中核市	施行時特例市	建築主事設置市	限定特定行政庁設置市町村	その他の市町村
	A	B	B×1.363 C	B×1.323 D	B×1.329 E	B×1.306 F	B×1.291 G	B×1.293 H	B×1.161 I	B×1.000 J
1級地 (旧1級地)	1.151	0.754	1.028	0.998	1.002	0.985	0.973	0.975	0.875	0.754
2級地 (旧2級地)	1.122	0.735	1.002	0.972	0.977	0.960	0.949	0.950	0.853	0.735
2級地 (旧3級地)	1.112	0.728	0.992	0.963	0.968	0.951	0.940	0.941	0.845	0.728
2級地 (旧4級地)	1.105	0.724	0.987	0.958	0.962	0.946	0.935	0.936	0.841	0.724
2級地 (旧5級地)	1.105	0.724	0.987	0.958	0.962	0.946	0.935	0.936	0.841	0.724
2級地 (旧6級地)	1.077	0.705	0.961	0.933	0.937	0.921	0.910	0.912	0.819	0.705
2級地 (旧7級地)	1.052	0.689	0.939	0.912	0.916	0.900	0.889	0.891	0.800	0.689
2級地 (旧無級地)	1.026	0.672	0.916	0.889	0.893	0.878	0.868	0.869	0.780	0.672
3級地 (旧2級地)	1.112	0.728	0.992	0.963	0.968	0.951	0.940	0.941	0.845	0.728
3級地 (旧3級地)	1.105	0.724	0.987	0.958	0.962	0.946	0.935	0.936	0.841	0.724
3級地 (旧4級地)	1.092	0.715	0.975	0.946	0.950	0.934	0.923	0.924	0.830	0.715
3級地 (旧5級地)	1.085	0.711	0.969	0.941	0.945	0.929	0.918	0.919	0.825	0.711
3級地 (旧6級地)	1.077	0.705	0.961	0.933	0.937	0.921	0.910	0.912	0.819	0.705
3級地 (旧無級地)	1.026	0.672	0.916	0.889	0.893	0.878	0.868	0.869	0.780	0.672
4級地 (旧4級地)	1.085	0.711	0.969	0.941	0.945	0.929	0.918	0.919	0.825	0.711
4級地 (旧5級地)	1.070	0.701	0.955	0.927	0.932	0.916	0.905	0.906	0.814	0.701
4級地 (旧6級地)	1.052	0.689	0.939	0.912	0.916	0.900	0.889	0.891	0.800	0.689
4級地 (旧7級地)	1.042	0.683	0.931	0.904	0.908	0.892	0.882	0.883	0.793	0.683
4級地 (旧無級地)	1.026	0.672	0.916	0.889	0.893	0.878	0.868	0.869	0.780	0.672
5級地 (旧6級地)	1.035	0.678	0.924	0.897	0.901	0.885	0.875	0.877	0.787	0.678
5級地 (旧7級地)	1.022	0.669	0.912	0.885	0.889	0.874	0.864	0.865	0.777	0.669
5級地 (旧無級地)	1.012	0.663	0.904	0.877	0.881	0.866	0.856	0.857	0.770	0.663
無級地 (旧7級地)	1.012	0.663	0.904	0.877	0.881	0.866	0.856	0.857	0.770	0.663
無級地 (旧無級地)	0.997	0.653	0.890	0.864	0.868	0.853	0.843	0.844	0.758	0.653

第二表　種地区分による係数算出表

種地	種地区分別個別係数算式			
	指定都市、建築主事設置市	中核市	施行時特例市	限定特定行政庁設置市町村
Ⅰ　10	a　0.000000　X＋　0.6540			
	b　0.000000　X＋　0.6350			
Ⅰ　9	a　0.000000　X＋　0.6540			
	b　0.000000　X＋　0.6350			
Ⅰ　8	a　0.000000　X＋　0.6540			
	b　0.000000　X＋　0.6350			
Ⅰ　7	a　0.000310　X＋　0.3905	d　0.000310　X＋　0.3745	0.000300　X＋　0.3650	0.000260　X＋　0.3360
	b　0.000300　X＋　0.3800	e　0.000300　X＋　0.3720		
	c　0.000300　X＋　0.3660			
Ⅰ　6	a　0.000710　X＋　0.0905	d　0.000690　X＋　0.0895	0.000670　X＋　0.0875	0.000610　X＋　0.0735
	b　0.000690　X＋　0.0875	e　0.000680　X＋　0.0870		
	c　0.000670　X＋　0.0885			
Ⅰ　5	0.000640　X＋　0.1080	d　0.000650　X＋　0.1155	0.000630　X＋　0.1135	0.000570　X＋　0.0995
		e　0.000640　X＋　0.1130		
Ⅰ　4	0.000140　X＋　0.3830	d　0.000140　X＋　0.3960	0.000150　X＋　0.3775	0.000120　X＋　0.3470
		e　0.000140　X＋　0.3880		
Ⅰ　3	0.000050　X＋　0.4235			0.000050　X＋　0.3785
Ⅰ　2	0.000227　X＋　0.3616			0.000200　X＋　0.3260
Ⅰ　1	0.000220　X＋　0.3630			0.000200　X＋　0.3260
Ⅱ　10	0.000480　X＋　0.0790	d　0.000480　X＋　0.0940	0.000480　X＋　0.0780	0.000420　X＋　0.0820
		e　0.000460　X＋　0.1040		
Ⅱ　9	0.000340　X＋　0.2120	d　0.000340　X＋　0.2270	0.000320　X＋　0.2300	0.000300　X＋　0.1960
		e　0.000340　X＋　0.2180		
Ⅱ　8	0.000180　X＋　0.3560	d　0.000180　X＋　0.3710	0.000180　X＋　0.3560	0.000180　X＋　0.3040
		e　0.000180　X＋　0.3620		
Ⅱ　7	0.000480　X＋　0.1010	d　0.000520　X＋　0.0820	0.000500　X＋　0.0840	0.000440　X＋　0.0830
		e　0.000500　X＋　0.0900		
Ⅱ　6	0.000440　X＋　0.1330			0.000380　X＋　0.1310
Ⅱ　5	0.000340　X＋　0.2080			0.000300　X＋　0.1910
Ⅱ　4	0.000180　X＋　0.3200			0.000170　X＋　0.2820
Ⅱ　3	0.000120　X＋　0.3560			0.000100　X＋　0.3240
Ⅱ　2	0.000187　X＋　0.3226			0.000173　X＋　0.2875
Ⅱ　1	0.000126　X＋　0.3440			0.000109　X＋　0.3099
備考	Xは市町村の評点であり、Ⅰ-10、Ⅰ-9、Ⅰ-8、Ⅰ-7及びⅠ-6については、aは宅地造成等規制区域又は特定盛土等規制区域を有する指定都市に、bは宅地造成等規制区域又は特定盛土等規制区域を有しない指定都市に、cはその他の建築主事設置市に適用する。	Xは中核市の評点であり、dは宅地造成等規制区域又は特定盛土等規制区域を有する中核市に、eは宅地造成等規制区域又は特定盛土等規制区域を有しない中核市に適用する。	Xは施行時特例市の評点である。	Xは市町村の評点である。

種地	種地区分別個別係数算式
	その他の市町村
Ⅰ　10	
Ⅰ　9	
Ⅰ　8	
Ⅰ　7	0.000230　X＋　0.2845
Ⅰ　6	0.000520　X＋　0.0670
Ⅰ　5	0.000490　X＋　0.0865
Ⅰ　4	0.000110　X＋　0.2955
Ⅰ　3	0.000040　X＋　0.3270
Ⅰ　2	0.000173　X＋　0.2804
Ⅰ　1	0.000170　X＋　0.2810
Ⅱ　10	0.000360　X＋　0.0720
Ⅱ　9	0.000260　X＋　0.1670
Ⅱ　8	0.000140　X＋　0.2750
Ⅱ　7	0.000380　X＋　0.0710
Ⅱ　6	0.000340　X＋　0.1030
Ⅱ　5	0.000260　X＋　0.1630
Ⅱ　4	0.000140　X＋　0.2470
Ⅱ　3	0.000090　X＋　0.2770
Ⅱ　2	0.000147　X＋　0.2486
Ⅱ　1	0.000097　X＋　0.2660
備考	Xは市町村の評点である。

(注)　第一表及び第二表を合算した率が1.000未満に満たないときは1.000とする。

(参考)標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

	一般財源	
給与費	95,474 千円	(0.655)
その他の経費	50,288 千円	(0.345)
合計	145,762 千円	(1.000)

(参考)行政権能等の差

指定都市にあっては、建築基準法、宅地造成及び特定盛土等規制法及び建設リサイクル法に基づく行政を行っている。したがって、指定都市にあっては標準経費にこれらの行政経費を加算する必要がある。この経費については、人口150万人の指定都市における経費を算定し、この額を当該指定都市の財政需要額に加算した額を当該指定都市の財政需要額で除して得た率をもって行政権能等の差に係る補正係数とした。

中核市にあっては、建築基準法、宅地造成及び特定盛土等規制法及び建設リサイクル法に基づく行政を行っている。したがって、中核市にあっては標準経費にこれらの行政経費を加算する必要がある。この経費については、人口40万人の中核市における経費を算定し、この額を当該中核市の財政需要額に加算した額を当該中核市の財政需要額で除して得た率をもって行政権能等の差による補正係数とした。

施行時特例市にあっては建築基準法及び建設リサイクル法に基づく行政経費について人口25万人の施行時特例市における経費を算定し、その額を当該施行時特例市の財政需要額に加算した額を当該施行時特例市の財政需要額で除して得た率をもって行政権能等の差による補正係数とした。

また、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の建築主事設置市にあっては建築基準法及び建設リサイクル法に基づく行政経費について人口25万人の都市における経費を算定し、その額を当該都市の財政需要額に加算した額を当該都市の財政需要額で除して得た率をもって行政権能等の差に係る補正係数とし、建築基準法第97条の2に定める限定特定行政庁設置市町村にあっては建築基準法に基づく行政経費について人口10万人の都市における経費を算定し、その額を当該団体の財政需要額に加算した額を当該団体の財政需要額で除して得た率をもって補正係数とした。

（単位：千円）

	指定都市（150万人団体）		中核市（40万人団体）		施行時特例市（25万人団体）	指定都市、中核市及び施行時特例市以外の建築主事設置市（25万人団体）	限定特定行政庁設置市町村（10万人団体）
	宅地造成等規制に関する行政を行う指定都市	その他の指定都市	宅地造成等規制に関する行政を行う中核市	その他の中核市			
建築基準行政経費	400,247	400,247	123,981	123,981	84,213	84,793	23,478
宅地造成等規制経費	56,702	4,235	13,097	3,169	－	－	－
建設ﾘｻｲｸﾙ法関連経費	24,416	24,416	8,142	8,142	5,412	5,412	－
計(A)	481,365	428,898	145,220	135,292	89,625	90,205	23,478
ﾓﾃﾞﾙ団体一般財源(B)	1,327,140	1,327,140	441,504	441,504	308,060	308,060	145,762
(A)+(B)　(C)	1,808,505	1,756,038	586,724	576,796	397,685	398,265	169,240
補正係数(C)/(B)	1.363	1.323	1.329	1.306	1.291	1.293	1.161

行政権能差による増加経費算出基礎

1　建築基準行政経費

		指定都市	中核市	施行時特例市	建築主事設置市	限定特定行政庁設置市町村
モデル団体人口		150万人	40万人	25万人	25万人	10万人
職員配置等	課長	1人	1人	1人	1人	－
	職員Ａ	8人	5人	3人	3人	1人
	職員Ｂ	25人	13人	10人	10人	3人
	土木出張所					
	所長	4人	－	－	－	－
	職員Ａ	6人	－	－	－	－
	職員Ｂ	19人	－	－	－	－
	建築審査会					
	会長	1人	1人	1人	1人	－
	委員	6人	5人	4人	4人	－
	土地利用審査会					
	会長	1人	－	－	－	－
	委員	6人	－	－	－	－
歳出	給与費	392,430千円	118,540千円	86,480千円	86,480千円	24,010千円
	報酬	2,224千円	1,160千円	486千円	486千円	－
	需用費等	19,680千円	9,774千円	3,230千円	3,230千円	914千円
	歳出合計	414,334千円	129,474千円	90,196千円	90,196千円	24,924千円
歳入	使用料及び手数料					
	建築確認申請手数料	14,087千円	5,493千円	5,983千円	5,403千円	1,446千円
	歳入合計	14,087千円	5,493千円	5,983千円	5,403千円	1,446千円
差引一般財源		400,247千円	123,981千円	84,213千円	84,793千円	23,478千円

2　宅地造成等規制経費

		指定都市	中核市
モデル団体人口		150万人	40万人
職員配置等	課長	1人	－
	職員Ａ	2人	1人
	職員Ｂ	3人	－
歳出	給与費	41,190千円	8,050千円
	需用費等	17,178千円	5,371千円
	歳出合計	58,368千円	13,421千円
歳入	使用料及び手数料		
	宅地造成工事許可申請手数料	1,666千円	324千円
	歳入合計	1,666千円	324千円
差引一般財源		56,702千円	13,097千円

3　建設リサイクル法関連経費

		指定都市	中核市	施行時特例市	建築主事設置市
モデル団体人口		150万人	40万人	25万人	25万人
職員配置等	課長	－	－	－	－
	職員A	1人	1人	－	－
	職員B	3人	－	1人	1人
歳出	給与費	24,010千円	8,050千円	5,320千円	5,320千円
	需用費等	406千円	92千円	92千円	92千円
	歳出合計	24,416千円	8,142千円	5,412千円	5,412千円

第四項　事 業 費 補 正

事業費補正係数の算式は次のとおりである。

なお、港湾・漁港に係る部分は、港湾・漁港の外郭施設の延長がない団体にのみ適用する。また、臨時高等学校整備債に係る部分は、高等学校費における測定単位がない団体にのみ適用する。

平成22年度以降において発行について同意又は許可を得た地方債（港湾事業又は漁港事業に係る経費に充てるためのものに限る。）及び一般事業債（旧まちづくり交付金事業（施設整備事業を除く）又は旧地域住宅交付金事業（施設整備事業を除く）に係る経費に充てるためのものに限る。）の元利償還金については、継続事業（平成21年度までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで進捗しているもの）及び災害関連事業に限り事業費補正により算入することとしており、新規事業については単位費用により算入することとしている。

算　　式

$$
\begin{aligned}
(\text{事業費補正係数}-1) = \frac{1}{1,460\text{円} \times A} \times \{ & B \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令6}(C_n \times D_n) + E \times 0.3 + \sum_{n=17}^{令6}(F_n \times G_n) \\
& + H \times 0.6 + \sum_{n=17}^{18}(I_n \times J_n) + \sum_{n=7}^{令6}(K_n \times L_n) \\
& + \sum_{n=17}^{22}(M_n \times N_n) + (O \times \alpha \times 0.285) + \sum_{n=17}^{22}(P_n \times Q_n) + \sum_{n=18}^{令6}(R_n \times S_n) \\
& + \sum_{n=21}^{令6}(T_n \times U_n) + \sum_{n=17}^{令6}(V_n \times W_n) + \sum_{n=17}^{令6}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=25}^{令6}(Z_n \times AA_n) \\
& + \sum_{n=28}^{29}(AB_n \times AC_n) + (AD_{29} \times AE_{29}) + \sum_{n=29}^{令6}(AF_n \times AG_n) + \sum_{n=29}^{令6}(AH_n \times AI_n) \\
& + \sum_{n=29}^{令6}(AJ_n \times AK_n) + \sum_{n=30}^{令6}(AL_n \times AM_n) + \sum_{n=30}^{令6}(AN_n \times AO_n) + (AP_{令2} \times AQ_{令2}) \\
& + \sum_{n=11}^{19}(AR_n \times AS_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(AT_n \times AU_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(AV_n \times AW_n) \}
\end{aligned}
$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B：港湾事業に係る経費に充てるため平成11年度以前に発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

C_n：港湾事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（平成22年度以降同意等額は継続事業（平成21年度までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで進捗しているもの）及び災害関連事業に限る。）

D_n：次の表に掲げる率

(50%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市場公募都市	0.029	0.025	0.025	0.02648	0.02690	0.02640	0.02550	0.02575	0.02641	0.02730
その他の市町村	0.021	0.014	0.014	0.03150	0.03160	0.03150	0.03093	0.03134	0.03188	0.03293
区分＼n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.025	0.0242	0.0241	0.02403	0.02363	0.02376	0.02412	0.00345	0.00474	0.00705
その他の市町村	0.030	0.0302	0.0302	0.03016	0.02995	0.03037	0.03086	0.00375	0.00499	0.00828

E：漁港事業に係る経費に充てるため平成11年度以前に発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

F_n：漁港事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（平成22年度以降同意等額は継続事業（平成21年度までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで進捗しているもの）及び災害関連事業に限る。）

Gn： 次の表に掲げる率

(50%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市場公募都市	0.029	0.025	0.025	0.02648	0.02690	0.02640	0.02550	0.02575	0.02641	0.02730
その他の市町村	0.021	0.014	0.014	0.03150	0.03160	0.03150	0.03093	0.03134	0.03188	0.03293
区分＼n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.025	0.0242	0.0241	0.02403	0.02363	0.02376	0.02412	0.00345	0.00474	0.00705
その他の市町村	0.030	0.0302	0.0302	0.03016	0.02995	0.03037	0.03086	0.00375	0.00499	0.00828

H： 産炭地域開発就労事業、炭鉱離職者緊急就労対策事業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業、産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業及び特定地域開発就労事業に係る地方債の当該年度における元利償還金

In： 住宅市街地総合整備促進事業等に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債(公営企業債を除く。)の額

Jn： 次の表に掲げる率

(20%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	17	18
市場公募都市	0.008	0.008
その他の市町村	0.000	0.000

Kn： 全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号)第7条の整備計画に基づき施行される新幹線鉄道整備の建設事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

Ln： 次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
市場公募都市	0.022	0.006	0.010	0.017	0.015	0.018	0.007	0.000	0.000	0.000	0.019	0.019
その他の市町村											0.000	0.000
区分＼n 同意等年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
市場公募都市	0.019	0.02121	0.02400	0.02338	0.02421	0.02484	0.02574	0.02710	0.024	0.0237	0.0238	0.02379
その他の市町村	0.000	0.02960	0.03110	0.03119	0.03122	0.03184	0.03255	0.03399	0.031	0.0308	0.0309	0.03086
区分＼n 同意等年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6						
市場公募都市	0.02344	0.01735	0.01761	0.00329	0.00463	0.00683						
その他の市町村	0.03065	0.02556	0.02597	0.00364	0.00491	0.00792						

Mn： 旧まちづくり交付金事業(施設整備事業を除く)に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般事業債の額（平成22年度同意等額は継続事業（平成21年度までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで進捗しているもの）に限る。）

Nn： 次の表に掲げる率(10%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	17	18	19	20	21	22
市場公募都市	0.004	0.004	0.004	0.00424	0.00479	0.00468
その他の市町村	0.000	0.000	0.000	0.00593	0.00621	0.00624

O： 災害対策基本法第42条第1項に基づく市町村地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た自然災害防止事業債の当該年度における元利償還金

α： 各地方団体の財政力係数(算式の符号中Qの額を当該地方団体の標準財政収入額(省令第17条第3項の規定によって算定した額)で除して得た数(小数点以下第3位未満四捨五入)に100,000を乗じて得た数)を次の算式に当てはめて得た数値を当該地方団体の財政力係数で除して得た数(小数点以下第3位未満四捨五入)とする。ただし、当該財政力係数が100以下のときは1.000とする。

（算式）

財政力係数区分			算式（X＝財政力係数）		
財政力係数が	100 を超え	500 までのもの	1.09 X	－	9
財政力係数が	500 を超え	1,000 までのもの	1.25 X	－	89
財政力係数が	1,000 を超え	1,500 までのもの	1.47 X	－	309
財政力係数が	1,500 を超え	2,000 までのもの	1.61 X	－	519
財政力係数が	2,000 を超え	2,500 までのもの	1.88 X	－	1,059
財政力係数が	2,500 を超え	3,000 までのもの	1.98 X	－	1,309
財政力係数が	3,000 を超え	3,500 までのもの	2.53 X	－	2,959
財政力係数が	3,500 を超え	4,000 までのもの	2.67 X	－	3,449
財政力係数が	4,000 を超え	4,500 までのもの	3.54 X	－	6,929
財政力係数が	4,500 を超えるもの		2.00 X	＋	1

Pn： 旧地域住宅交付金事業(施設整備事業を除く)に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般事業債の額（平成22年度同意等額は継続事業（平成21年度までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで進捗しているもの）に限る。）

Qn： 次の表に掲げる率(10%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	17	18	19	20	21	22
市場公募都市	0.004	0.004	0.004	0.00424	0.00479	0.00468
その他の市町村	0.000	0.000	0.000	0.00593	0.00621	0.00624

Rn： 地震防災対策事業（IS値0.3未満を除く）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

Sn： 次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市	0.019	0.019	0.02121	0.02400	0.02338	0.02421	0.02484	0.02574	0.02710	0.024	0.0237	0.0238
その他の市町村	0.000	0.000	0.02960	0.03110	0.03119	0.03122	0.03184	0.03255	0.03399	0.031	0.0308	0.0309

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.02379	0.02344	0.01735	0.01761	0.00329	0.00463	0.00683
その他の市町村	0.03086	0.03065	0.02556	0.02597	0.00364	0.00491	0.00792

Tn： 地震防災対策事業（IS値0.3未満）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

Un： 次の表に掲げる率(70%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
市場公募都市	0.03446	0.03349	0.03364	0.03487	0.03546	0.03548	0.032	0.0322	0.0321	0.03184	0.03135	0.03123
その他の市町村	0.04019	0.03989	0.03939	0.03847	0.03842	0.03812	0.037	0.0375	0.0377	0.03765	0.03740	0.03805

区分＼n 同意等年度	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.03222	0.00639	0.00808	0.01175
その他の市町村	0.03871	0.00661	0.00827	0.01303

Vn： 並行在来線補助事業（ＪＲから譲渡資産分）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

Wn： 次の表に掲げる率(45%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市場公募都市	0.017	0.017	0.017	0.01908	0.02160	0.02104	0.02178	0.02235	0.02317	0.02439
その他の市町村	0.000	0.000	0.000	0.02670	0.02790	0.02807	0.02810	0.02865	0.02930	0.03059

区分＼n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.022	0.0213	0.0214	0.02141	0.02110	0.01562	0.01585	0.00296	0.00416	0.00615
その他の市町村	0.028	0.0277	0.0278	0.02777	0.02759	0.02300	0.02337	0.00327	0.00441	0.00712

Xn： 並行在来線補助事業（新たな設備投資分）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

Ｙｎ： 次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市場公募都市	0.012	0.011	0.011	0.01272	0.01440	0.01403	0.01452	0.01490	0.01544	0.01626
その他の市町村	0.000	0.000	0.000	0.01780	0.01860	0.01871	0.01873	0.01910	0.01953	0.02039
区分＼n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.015	0.0142	0.0143	0.01427	0.01406	0.01041	0.01057	0.00197	0.00278	0.00410
その他の市町村	0.019	0.0185	0.0185	0.01852	0.01839	0.01533	0.01558	0.00218	0.00294	0.00475

Ｚｎ： 地域鉄道に係る補助事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AAｎ： 次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
市場公募都市	0.01544	0.01626	0.015	0.0142	0.0143	0.01427	0.01406	0.01041	0.01057	0.00197
その他の市町村	0.01953	0.02039	0.019	0.0185	0.0185	0.01852	0.01839	0.01533	0.01558	0.00218
区分＼n 同意等年度	R5	R6								
市場公募都市	0.00278	0.00410								
その他の市町村	0.00294	0.00475								

ABｎ： 非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

ACｎ： 次の表に掲げる率(70%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	28	29
市場公募都市	0.0322	0.0321
その他の市町村	0.0375	0.0377

AD ： 非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

AE ： 次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	29
市場公募都市	0.0229
その他の市町村	0.0270

AFｎ： 特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AGｎ： 次の表に掲げる率(50%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.0229	0.02274	0.02239	0.02231	0.02302	0.00457	0.00577	0.00839
その他の市町村	0.0270	0.02689	0.02672	0.02718	0.02765	0.00472	0.00591	0.00931

AHｎ： 国庫補助金を受けて施行した特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AIｎ： 次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.0137	0.01364	0.01343	0.01339	0.01381	0.00274	0.00346	0.00503
その他の市町村	0.0162	0.01613	0.01603	0.01634	0.01659	0.00283	0.00354	0.00558

AJｎ： 国庫補助金を受けて施行した特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の長寿命化改良事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AKｎ： 次の表に掲げる率(30%算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.0137	0.01364	0.01343	0.01339	0.01381	0.00274	0.00346	0.00503
その他の市町村	0.0162	0.01613	0.01603	0.01634	0.01659	0.00283	0.00354	0.00558

ALn： 国庫の補助金を受けて施行した幼稚園又は特別支援学校の補強事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AMn： 次の表に掲げる率(70％算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.03184	0.03135	0.03123	0.03222	0.00639	0.00808	0.01175
その他の市町村	0.03765	0.03740	0.03805	0.03871	0.00661	0.00827	0.01303

ANn： 国庫の補助金を受けて施行した幼稚園又は特別支援学校の防災機能強化事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AOn： 次の表に掲げる率(70％算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.03184	0.03135	0.03123	0.03222	0.00639	0.00808	0.01175
その他の市町村	0.03765	0.03740	0.03805	0.03871	0.00661	0.00827	0.01303

APn： 国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和2年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち特別支援学校（小学部、中学部及び高等部に限る。）に係るものの額に相当する額

AQn： 次の表に掲げる率(70％算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	R2
市場公募都市	0.03123
その他の市町村	0.03805

ARn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債のうち、老朽施設改築事業（老朽単独）分の同意等額に相当する額

ASn： 次の表に掲げる率（50％算入（平成11年度以降は40％算入）の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19
市場公募都市	0.0041	0.0074	0.0108	0.0093	0.0000	0.0000	0.0174	0.0150	0.0152
その他の市町村							0.0000	0.0000	0.0000

ATn： 国庫補助金を受けて施行した幼稚園若しくは特別支援学校の大規模改造事業のうち、特別防犯対策施設整備工事に係る経費又は公立認定こども園に係る就学前教育・保育施設整備交付金事業のうち、特別防犯対策施設整備工事に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債の額に相当する額

AUn： 次の表に掲げる率(70％算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	R5	R6
市場公募都市	0.0808	0.01175
その他の市町村	0.0827	0.01303

AVn： 鉄道施設の整備に要する経費について地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第２条第９号に規定する鉄道事業再構築事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AWn： 次の表に掲げる率(45％算入の理論償還率)

区分＼n 同意等年度	R5	R6
市場公募都市	0.0416	0.00615
その他の市町村	0.0441	0.00712

第三章　教　　育　　費

第一節　小　学　校　費

単位費用	(児童数)	52,400円	測定単位	児童数
	(学級数)	841,000円		学級数
	(学校数)	12,716,000円		学校数

第一款　児童数を測定単位とするもの

小学校費のうち児童数を測定単位とするものに適用する補正は、密度補正Ⅰ及び密度補正Ⅱである。

算式　密度補正Ⅰ係数＋密度補正Ⅱ係数

密　度　補　正

1　密度補正Ⅰ

遠距離通学児童のための通学対策として市町村が実施するスクールバス・ボートの維持運営に要する経費を増額算入する補正である。

算　　式

$$\text{密度補正Ⅰ係数} = \frac{\text{B} \times 6,191,000\text{円}}{52,400\text{円} \times \text{A}} = \frac{\text{B} \times 118.15}{\text{A}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値

B：スクールバス及びスクールボートの数

52,400円：単位費用

6,191,000円：スクールバスの１台当たり経費(人件費、燃料費等)

2　密度補正Ⅱ

要保護及準要保護児童生徒援助費補助金のうち準要保護児童生徒に対する補助分の一般財源化に伴い、従来の国庫補助金の算出基礎に準じた密度補正Ⅱ係数を適用することとしている。密度補正Ⅱ係数の算定方法は次のとおりである。

算　　式

$$\text{密度補正Ⅱ係数} = \frac{1}{52,400\text{円} \times \text{A}} \times \left(466 \times \text{A}' + 144,631 \times \text{B} + 680 \times \text{C} - \frac{\alpha}{630\text{人}} \times \text{A}' \right)$$

算式の符号

A：測定単位の数値

A′：測定単位の数値（ただし、普通交付税省令附則第21条第１項第３号又は第４号に規定される団体にあっては、震災特例加算前の数値を用いること。）

B：厚生労働省が実施する被保護者調査において、当該市町村における令和６年７月31日現在において教育扶助を受けた児童の数として報告した数

C：文部科学省が実施する学校給食実施状況等調査において、当該市町村における令和５年５月１日現在において完全給食を受けた児童の数として報告した数、補食給食を受けた児童の数として報告した数及びミルク給食を受けた児童の数として報告した数を合算した数

α：1,496,000円　(標準団体における要保護及準要保護児童生徒援助費補助金の一般財源化分)

52,400円：単位費用

466：準要保護児童関係経費のうち児童数分として従来の国庫補助金の算出基礎に準じて設定した単価

144,631：準要保護児童関係経費のうち教育扶助受給児童数分として従来の国庫補助金の算出基礎に準じて設定した単価

680：準要保護児童関係経費のうち完全給食等受給児童数分として従来の国庫補助金の算出基礎に準じて設定した単価

630人：標準団体における児童数

第二款　学級数を測定単位とするもの

小学校費のうち学級数を測定単位とするものに適用する補正は、普通態容補正、寒冷補正、数値(学級数)急減補正及び事業費補正である。

算式　普通態容補正係数×寒冷補正係数×学級数急減補正係数＋(事業費補正係数－1)

第一項　普 通 態 容 補 正

地域手当の級地区分に応じた行政質量差を反映させるものであり、次表のとおり、一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分に応じた共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えた率をもって普通態容補正係数とした。

地域手当の級地区分	共通係数 A	A× 給与費の率 0.355 B	B＋ 給与費外率 0.645 C
１級地（旧１級地）	1.151	0.409	1.054
２級地（旧２級地）	1.122	0.398	1.043
２級地（旧３級地）	1.112	0.395	1.040
２級地（旧４級地）	1.105	0.392	1.037
２級地（旧５級地）	1.105	0.392	1.037
２級地（旧６級地）	1.077	0.382	1.027
２級地（旧７級地）	1.052	0.373	1.018
２級地（旧無級地）	1.026	0.364	1.009
３級地（旧２級地）	1.112	0.395	1.040
３級地（旧３級地）	1.105	0.392	1.037
３級地（旧４級地）	1.092	0.388	1.033
３級地（旧５級地）	1.085	0.385	1.030
３級地（旧６級地）	1.077	0.382	1.027
３級地（旧無級地）	1.026	0.364	1.009
４級地（旧４級地）	1.085	0.385	1.030
４級地（旧５級地）	1.070	0.380	1.025
４級地（旧６級地）	1.052	0.373	1.018
４級地（旧７級地）	1.042	0.370	1.015
４級地（旧無級地）	1.026	0.364	1.009
５級地（旧６級地）	1.035	0.367	1.012
５級地（旧７級地）	1.022	0.363	1.008
５級地（旧無級地）	1.012	0.359	1.004
無級地（旧７級地）	1.012	0.359	1.004
無級地（旧無級地）	0.997	0.354	0.999

（注）　補正係数が1.000未満となるものは1.000とする。

(参考)標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

	一般財源	
給　与　費	5,381 千円	(0.355)
その他の経費	9,764 千円	(0.645)
合　計	15,145 千円	(1.000)

第二項　寒　冷　補　正

適用する寒冷補正は、給与差、寒冷度及び積雪度による補正である。

1　給　与　差

寒冷地手当に係る増加財政需要を算定するために適用するものであり、級地ごとの１人当たり支給額に職員数を乗じて得た額を一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

級地	職員1人当たり 支　給　額 A	支 給 総 額 (A×職員数（1人）) B	補　正　率 B / 15,145千円 C
	円	千円	
1	109,290	109	0.007
2	96,375	96	0.006
3	93,733	94	0.006
4	75,072	75	0.005
無（旧４級地）	50,048	50	0.003
無（上記以外）	0	0	0.000

2　寒　冷　度

単位費用算定の基礎となった標準施設の財政需要額について、暖房用燃料及び施設の更新費による増加財政需要額の合算額を標準施設の一般財源額で除して得た率をもって補正率とした。

（単位：千円）

区分	4　級　地	3　級　地	2　級　地	1　級　地
燃料費	8,065	5,346	3,567	2,090
施設更新費	1,638	1,055	719	461
合計　A	9,703	6,401	4,286	2,551
補正率(A/ 15,145)	0.641	0.423	0.283	0.168

内訳

区　分	燃　料　費	施　設　更　新　費
4　級　地	155,100円 × 52台 ＝ 8,065千円	31,500円 × 52台 ＝ 1,638千円
3　級　地	102,800円 × 52台 ＝ 5,346千円	20,297円 × 52台 ＝ 1,055千円
2　級　地	68,600円 × 52台 ＝ 3,567千円	13,831円 × 52台 ＝ 719千円
1　級　地	40,200円 × 52台 ＝ 2,090千円	8,865円 × 52台 ＝ 461千円

(注)ストーブ台数

鉄　筋　$\frac{5,000㎡ \times 0.60}{74㎡}$ ＝ 41台

鉄筋以外　$\frac{1,215㎡ \times 0.60}{66㎡}$ ＝ 11台

} 計 52台

3　積　雪　度

除雪費の増加財政需要額を下記のとおり算定し、その合算額を標準施設の財政需要額で除して得た率をもって補正率とした。

（単位：千円）

区分	4　級　地	3　級　地	2　級　地	1　級　地
除雪費　A	13,201	6,002	2,393	1,197
補正率(A/ 15,145)	0.872	0.396	0.158	0.079

内訳

区　分	除　雪　費　等
4　級　地	19,300円 × 684人 ＝ 13,201千円
3　級　地	19,300円 × 311人 ＝ 6,002千円
2　級　地	19,300円 × 124人 ＝ 2,393千円
1　級　地	19,300円 × 62人 ＝ 1,197千円

第三項　数値(学級数)急減補正

学校統合その他の理由による学級数の急激な減少に伴う基準財政需要額の急減を緩和するため、減少する基準財政需要額の一定額を割増しするものであり、その年度における学級数が前年から３年前までの学級数のいずれかの数を下回る団体について下記の算式を適用する。

算　　式

$$\text{数値(学級数)急減補正} = \frac{(B-A)\times\ 0.9\ +(C-B)\times\ 0.6\ +(D-C)\times\ 0.3}{A}\ +\ 1.000$$

算式の符号

Ａ：測定単位の数値

Ｂ：令和６年５月１日現在の学級数

Ｃ：令和５年５月１日現在の学級数

Ｄ：令和４年５月１日現在の学級数

(注)　1　(Ｂ－Ａ)、(Ｃ－Ｂ)又は(Ｄ－Ｃ)が負数となるときは、それぞれ０とし、ＡがＢ、Ｃ又はＤのいずれよりも小さくない場合にあっては、(Ｂ－Ａ)、(Ｃ－Ｂ)及び(Ｄ－Ｃ)は０とする。
なお、算定の過程において積は掛け放しとし、商は小数点以下第３位未満を四捨五入する。

2　0.9は初年度、0.6は第２年度、0.3は第３年度の算入率である。

第四項　事 業 費 補 正

事業費補正については、次の経費を算入している。

①　平成３年度以前及び平成６年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業等（校舎、屋体等に係るもの）に充てた地方債の元利償還金の７割

②　昭和63年度から平成３年度まで及び平成６年度以降（平成12年度を除く。）に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業等（屋外水泳プールに係るもの）に充てた地方債の元利償還金の３割

③　平成４年度及び平成５年度に発行を許可された学校教育施設等整備事業等(屋外水泳プールを除く。)に充てた地方債の元利償還金の５割

④　平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業等(学校給食施設)に充てた地方債の元利償還金の２割

⑤　平成４年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業等(大規模改造事業・地方単独分)に充てた地方債の元利償還金の５割(平成15年度から平成28年度に発行を許可されたものについては３割)

⑥　平成29年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業等(大規模改造事業・国庫補助事業分・障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事分を除く。)に充てた地方債の元利償還金の３割

⑦　令和３年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業等(大規模改造事業・国庫補助事業分・障害児等対策施設整備工事分)に充てた地方債の元利償還金の７割

⑧　令和５年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業等(大規模改造事業・国庫補助事業分・特別防犯対策施設整備工事分)に充てた地方債の元利償還金の７割

⑨　平成18年度から平成22年度に発行について同意又は許可を得た施設整備事業(三位一体の改革に伴い一般財源化された公立学校施設整備補助金(不適格建物改築事業)に係るもの)に充てた地方債の元利償還金の10割

⑩　平成18年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業(地震防災対策特別措置法に基づき国庫補助のかさ上げが行われた事業のうちIs値0.3以上（令和元年度以降は屋外水泳プールの新改築事業）［Is値0.3未満（令和元年度以降は改築事業）］のもの)に充てた地方債の元利償還金の５割［７割］

⑪　平成21年度から平成23年度に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業(公共施設等地上デジタル放送移行対策事業)に充てた地方債の元利償還金の３割

⑫　平成28年度から平成29年度に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業(非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）［（特定天井以外分）］)に充てた地方債の元利償還金の７割［５割］

⑬　平成30年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業(補強事業及び防災機能強化事業)に充てた地方債の元利償還金の７割

⑭　令和２年度に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業(公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業)に充てた地方債の元利償還金の７割

⑮　立替施行者が立替施行をした小学校の施設の譲受代金の当該年度における年次支払額及び過年度における年次支払額で過大又は過少に係るもの

⑯　過年度において児童急増区域を包括する市町村等が実施した学校用地取得事業に充てた地方債の元利償還金の６割

なお、学校教育施設等整備事業債のうち屋外水泳プール(地震防災対策特別措置法第４条の規定の適用を受けるものを除く。)及び給食施設の新増改築事業に係るものについては、平成22年度債から継続事業に限り事業費補正により算入することとしており、新規事業については単位費用（包括算定経費）により算入することとしている。

また、中学校費において測定単位の数値が０となる団体については、学校教育施設等整備事業債等の元利償還金について、小学校費の事業費補正により算入することとしている。

算　　式

$$(\text{事業費補正係数}-1) = \frac{B+C\times 0.7+D\times 0.5+E\times 0.5+F\times 0.3+\sum_{n=12}^{令6}(G_n\times H_n)+\sum_{n=15}^{令6}(I_n\times J_n)+\sum_{n=29}^{令6}(K_n\times L_n)+\sum_{n=令3}^{令6}(M_n\times N_n)+\sum_{n=令5}^{令6}(O_n\times P_n)+\sum_{n=15}^{28}(Q_n\times R_n)+\sum_{n=15}^{28}(S_n\times T_n)+\sum_{n=18}^{22}(U_n\times V_n)+\sum_{n=21}^{23}(W_n\times X_n)+\sum_{n=18}^{令6}(Y_n\times Z_n)+\sum_{n=20}^{令6}(AA_n\times AB_n)+\sum_{n=28}^{29}(AC_n\times AD_n)+\sum_{n=28}^{29}(AE_n\times AF_n)+\sum_{n=30}^{令6}(AG_n\times AH_n)+\sum_{n=30}^{令6}(AIn\times AJn)+(AKn\times ALn)+AM\times 0.6+AN+AO+AP\times 0.7+AQ\times 0.5+AR\times 0.5+AS\times 0.3+\sum_{n=12}^{令6}(AT_n\times AU_n)+\sum_{n=15}^{令6}(AV_n\times AW_n)+\sum_{n=29}^{令6}(AX_n\times AY_n)+\sum_{n=令3}^{令6}(AZ_n\times BA_n)+\sum_{n=令5}^{令6}(BB_n\times BC_n)+\sum_{n=15}^{28}(BD_n\times BE_n)+\sum_{n=15}^{28}(BF_n\times BG_n)+\sum_{n=18}^{22}(BH_n\times BI_n)+\sum_{n=21}^{28}(BJ_n\times BK_n)+\sum_{n=21}^{23}(BL_n\times BM_n)+\sum_{n=18}^{令6}(BN_n\times BO_n)+\sum_{n=20}^{令6}(BP_n\times BQ_n)+\sum_{n=28}^{29}(BR_n\times BS_n)+\sum_{n=28}^{29}(BT_n\times BU_n)+\sum_{n=30}^{令6}(BVn\times BWn)+\sum_{n=30}^{令6}(BXn\times BYn)+(BZn\times CAn)+CB\times 0.6+CC}{841,000円\times A}$$

算式の符号

Ａ： 測定単位の数値

Ｂ： 独立行政法人都市再生機構等の立替施行に係る小学校の施設の譲受代金の当該年度における年次支払額

Ｃ： 平成３年度以前及び平成６年度から平成11年度までに発行を許可された学校教育施設等整備事業債等(校舎、屋体等に係るもの)のうち小学校に係るものの当該年度における元利償還金(Ｂにおいて普通交付税省令別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。)

Ｄ： 平成４年度及び平成５年度に発行を許可された学校教育施設等整備事業債等(校舎、屋体等に係るもの)のうち小学校に係るものの当該年度における元利償還金(Ｂにおいて普通交付税省令別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。)

Ｅ： 平成４年度から平成11年度までに発行を許可された学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の地方単独分に係るもの)のうち小学校に係るものの当該年度の元利償還金

Ｆ： 昭和63年度から平成３年度まで及び平成６年度から平成11年度までに発行を許可された学校教育施設等整備事業債等(屋外水泳プールに係るもの)のうち小学校に係るものの当該年度における元利償還金(Ｂにおいて普通交付税省令別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。)

G_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(校舎、屋体等に係るもの)のうち小学校に係るものの同意等額(Ｂにおいて普通交付税省令別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。)

H_n： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
市場公募都市	0.0379	0.0383	0.0351	0.0277	0.0183	0.0330	0.0334	0.0335	0.03426	0.03446	0.03349	0.03364
その他の市町村	0.0379	0.0383	0.0351	0.0277	0.0183	0.0177	0.0209	0.0209	0.04056	0.04019	0.03989	0.03939
区分＼n 同意等年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.03487	0.03546	0.03548	0.0321	0.0322	0.0321	0.03184	0.03135	0.03123	0.03222	0.00639	0.00808
その他の市町村	0.03847	0.03842	0.03812	0.0368	0.0375	0.0377	0.03765	0.03740	0.03805	0.03871	0.00661	0.00827

区分＼n 同意等年度	R6
市場公募都市	0.01175
その他の市町村	0.01303

Ｉｎ： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の地方単独分に係るもの)のうち小学校に係るものの同意等額

Ｊｎ： 次の表に掲げる率（15年度から28年度は30%算入、29年度以降は50%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市場公募都市	0.0119	0.0078	0.0142	0.0143	0.0144	0.01468	0.01477	0.01435	0.01442	0.01495	0.01520	0.01521
その他の市町村	0.0119	0.0078	0.0076	0.0089	0.0090	0.01738	0.01723	0.01710	0.01688	0.01649	0.01646	0.01634

区分＼n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.0138	0.0138	0.0229	0.02274	0.02239	0.02231	0.02302	0.00457	0.00577	0.00839
その他の市町村	0.0158	0.0161	0.0270	0.02689	0.02672	0.02718	0.02765	0.00472	0.00591	0.00931

Ｋｎ： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の国庫補助事業分(障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。)に係るもの)のうち小学校に係るものの同意等額

Ｌｎ： 次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.0137	0.01364	0.01343	0.01339	0.01381	0.00274	0.00346	0.00503
その他の市町村	0.0162	0.01613	0.01603	0.01631	0.01659	0.00283	0.00354	0.00558

Ｍｎ： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の国庫補助事業分(障害児等対策施設整備工事)に係るもの)のうち小学校に係るものの同意等額

Ｎｎ： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.03222	0.00639	0.00808	0.01175
その他の市町村	0.03871	0.00661	0.00827	0.01303

Ｏｎ： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の国庫補助事業分(特別防犯対策施設整備工事)に係るもの)のうち小学校に係るものの同意等額

Ｐｎ： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	R5	R6
市場公募都市	0.00808	0.01175
その他の市町村	0.00827	0.01303

Ｑｎ： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(屋外水泳プールに係るもの。平成22年度以降同意等債にあっては継続事業に限る。)のうち小学校に係るものの同意等額(Ｂにおいて普通交付税省令別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。)

Ｒｎ： 次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
市場公募都市	0.0119	0.0078	0.0142	0.0143	0.0144	0.01468	0.01477	0.01435	0.01442	0.01495	0.01520
その他の市町村	0.0119	0.0078	0.0076	0.0089	0.0090	0.01738	0.01723	0.01710	0.01688	0.01649	0.01646

区分＼n 同意等年度	26	27	28
市場公募都市	0.01521	0.0138	0.0138
その他の市町村	0.01634	0.0158	0.0161

Ｓｎ： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(学校給食施設に係るもの。平成22年度以降同意等債にあっては継続事業に限る。)のうち小学校に係るものの同意等額(Ｂにおいて普通交付税省令別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。)

Ｔｎ： 次の表に掲げる率（20%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
市場公募都市	0.0079	0.0052	0.0094	0.0095	0.0096	0.00979	0.00985	0.00957	0.00961	0.00996	0.01013
その他の市町村	0.0079	0.0052	0.0051	0.0060	0.0060	0.01159	0.01148	0.01140	0.01125	0.01099	0.01098

区分＼n 同意等年度	26	27	28
市場公募都市	0.01014	0.0092	0.0092
その他の市町村	0.01089	0.0105	0.0107

U_n： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た施設整備事業(三位一体の改革に伴い一般財源化された公立学校施設整備補助金(不適格建物改築事業に限る。))に係る地方債の同意等額

V_n： 次の表に掲げる率（100%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	18	19	20	21	22
市場公募都市	0.0379	0.0379	0.04241	0.04791	0.04675
その他の市町村	0.0000	0.0000	0.05928	0.06211	0.06237

W_n： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るもの)のうち小学校に係るものの同意等額

X_n： 次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	21	22	23
市場公募都市	0.01477	0.01435	0.01442
その他の市町村	0.01723	0.01710	0.01688

Y_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債(地震防災対策特別措置法に基づき国庫補助のかさ上げが行われた事業(Is値0.3以上（令和元年度以降は屋外水泳プールの新改築事業）)に係るもの)のうち小学校に係るものの同意等額

Z_n： 次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市	0.0239	0.0240	0.02447	0.02462	0.02392	0.02403	0.02491	0.02533	0.02535	0.0230	0.0230	0.0229
その他の市町村	0.0149	0.0150	0.02897	0.02871	0.02850	0.02814	0.02748	0.02744	0.02723	0.0263	0.0268	0.0270

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.02274	0.02239	0.02231	0.02302	0.00457	0.00577	0.00839
その他の市町村	0.02689	0.02672	0.02718	0.02765	0.00472	0.00591	0.00931

AA_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債(地震防災対策特別措置法に基づき国庫補助のかさ上げが行われた事業(Is値0.3未満（令和元年度以降は改築事業）に係るもの)のうち小学校に係るものの同意等額

AB_n： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
市場公募都市	0.03426	0.03446	0.03349	0.03364	0.03487	0.03546	0.03548	0.0321	0.0322	0.0321	0.03184	0.03135
その他の市町村	0.04056	0.04019	0.03989	0.03939	0.03847	0.03842	0.03812	0.0368	0.0375	0.0377	0.03765	0.03740

区分＼n 同意等年度	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.03123	0.03222	0.00639	0.00808	0.01175
その他の市町村	0.03805	0.03871	0.00661	0.00827	0.01303

AC_n： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係るもの）のうち小学校に係るものの同意等額

AD_n： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	28	29
市場公募都市	0.0322	0.0321
その他の市町村	0.0375	0.0377

AE_n： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係るもの）のうち小学校に係るものの同意等額

AF_n： 次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	28	29
市場公募都市	0.0230	0.0229
その他の市町村	0.0268	0.0270

AG_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（補強事業に係るもの）のうち小学校に係るものの同意等額

AHn： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.03184	0.03135	0.03123	0.03222	0.00639	0.00808	0.01175
その他の市町村	0.03765	0.03740	0.03805	0.03871	0.00661	0.00827	0.01303

AIn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（防災機能強化事業に係るもの）のうち小学校に係るものの同意等額

AJn： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.03184	0.03135	0.03123	0.03222	0.00639	0.00808	0.01175
その他の市町村	0.03765	0.03740	0.03805	0.03871	0.00661	0.00827	0.01303

AK： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係るもの）のうち小学校に係るものの同意等額

AL： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	R2
市場公募都市	0.03123
その他の市町村	0.03805

AM： 昭和46年度から昭和60年度までの各年度において、当該年度の児童急増区域を包括する市町村が当該児童急増区域内における学校用地取得のために発行を許可された学校教育施設等整備事業債等及び昭和61年度から平成10年度までの各年度において、児童急増区域包括市町村等が過大規模校分離等に必要な学校用地取得のために発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度における元利償還金（Ｂにおいて普通交付税省令別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）

AN： 前年度以前の年度におけるＢに規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額

AO： 独立行政法人都市再生機構等の立替施行に係る中学校の施設の譲受代金の当該年度における年次支払額

AP： 平成３年度以前及び平成６年度から平成11年度までに発行を許可された学校教育施設等整備事業債等(校舎、屋体等に係るもの)のうち中学校に係るものの当該年度における元利償還金(AOにおいて普通交付税省令別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）

AQ： 平成４年度及び平成５年度に発行を許可された学校教育施設等整備事業債等(校舎、屋体等に係るもの)のうち中学校に係るものの当該年度における元利償還金(AOにおいて普通交付税省令別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）

AR： 平成４年度から平成11年度までに発行を許可された学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の地方単独分に係るもの)のうち中学校に係るものの当該年度の元利償還金

AS： 昭和63年度から平成３年度まで及び平成６年度から平成11年度までに発行を許可された学校教育施設等整備事業債等(屋外水泳プールに係るもの)のうち中学校に係るものの当該年度における元利償還金(AOにおいて普通交付税省令別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）

ATn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(校舎、屋体等に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額(AOにおいて普通交付税省令別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）

AUn： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
市場公募都市	0.0379	0.0383	0.0351	0.0277	0.0183	0.0330	0.0334	0.0335	0.03426	0.03446	0.03349	0.03364
その他の市町村	0.0379	0.0383	0.0351	0.0277	0.0183	0.0177	0.0209	0.0209	0.04056	0.04019	0.03989	0.03939
区分＼n 同意等年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.03487	0.03546	0.03548	0.0321	0.0322	0.0321	0.03184	0.03135	0.03123	0.03222	0.00639	0.00808
その他の市町村	0.03847	0.03842	0.03812	0.0368	0.0375	0.0377	0.03765	0.03740	0.03805	0.03871	0.00661	0.00827
区分＼n 同意等年度	R6											
市場公募都市	0.01175											
その他の市町村	0.01303											

AVn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の地方単独分に係るもの。)のうち中学校に係るものの同意等額

AWn： 次の表に掲げる率（平成15年度から平成28年度は30%算入、平成29年度以降は50%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市場公募都市	0.0119	0.0078	0.0142	0.0143	0.0144	0.01468	0.01477	0.01435	0.01442	0.01495	0.0152	0.01521
その他の市町村	0.0119	0.0078	0.0076	0.0089	0.0090	0.01738	0.01723	0.01710	0.01688	0.01649	0.01646	0.01634

区分＼n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.0138	0.0138	0.0229	0.02274	0.02239	0.02231	0.02302	0.00457	0.00577	0.00839
その他の市町村	0.0158	0.0161	0.0270	0.02689	0.02672	0.02718	0.02765	0.00472	0.00591	0.00931

AXn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の国庫補助事業分(障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。）に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額

AYn： 次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.0137	0.01364	0.01343	0.01339	0.01381	0.00274	0.00346	0.00503
その他の市町村	0.0162	0.01613	0.01603	0.01631	0.01659	0.00283	0.00354	0.00558

AZn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の国庫補助事業分(障害児等対策施設整備工事)に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額

BAn： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.03222	0.00639	0.00808	0.01175
その他の市町村	0.03871	0.00661	0.00827	0.01303

BBn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の国庫補助事業分(特別防犯対策施設整備工事)に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額

BCn： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	R5	R6
市場公募都市	0.00808	0.01175
その他の市町村	0.00827	0.01303

BDn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(屋外水泳プールに係るもの。平成22年度以降同意等債にあっては継続事業に限る。)のうち中学校に係るものの同意等額(AOにおいて普通交付税省令別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。)

BEn： 次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
市場公募都市	0.0119	0.0078	0.0142	0.0143	0.0144	0.01468	0.01477	0.01435	0.01442	0.01495	0.01520
その他の市町村	0.0119	0.0078	0.0076	0.0089	0.0090	0.01738	0.01723	0.01710	0.01688	0.01649	0.01646

区分＼n 同意等年度	26	27	28
市場公募都市	0.01521	0.0138	0.0138
その他の市町村	0.01634	0.0158	0.0161

BFn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(学校給食施設に係るもの。平成22年度以降同意等債にあっては継続事業に限る。)のうち中学校に係るものの同意等額(AOにおいて普通交付税省令別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。)

BGn： 次の表に掲げる率（20%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
市場公募都市	0.0079	0.0052	0.0094	0.0095	0.0096	0.00979	0.00985	0.00957	0.00961	0.00996	0.01013
その他の市町村	0.0079	0.0052	0.0051	0.0060	0.0060	0.01159	0.01148	0.01140	0.01125	0.01099	0.01098

区分＼n 同意等年度	26	27	28
市場公募都市	0.01014	0.0092	0.0092
その他の市町村	0.01089	0.0105	0.0107

BHn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た施設整備事業(三位一体の改革に伴い一般財源化された公立学校施設整備補助金(不適格建物改築事業に限る。))に係る地方債のうち中学校に係るものの同意等額

BIn： 次の表に掲げる率（100%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	18	19	20	21	22
市場公募都市	0.0379	0.0379	0.04241	0.04791	0.04675
その他の市町村	0.0000	0.0000	0.05928	0.06211	0.06237

BJn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(武道場に係るもの。平成22年度以降同意等債にあっては継続事業に限る。)のうち中学校に係るものの同意等額

BKn： 次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	21	22	23	24	25	26	27	28
市場公募都市	0.01477	0.01435	0.01442	0.01495	0.01520	0.01521	0.0138	0.0138
その他の市町村	0.01723	0.01710	0.01688	0.01649	0.01646	0.01634	0.0158	0.0161

BLn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額

BMn： 次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	21	22	23
市場公募都市	0.01477	0.01435	0.01442
その他の市町村	0.01723	0.01710	0.01688

BNn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債(地震防災対策特別措置法に基づき国庫補助のかさ上げが行われた事業(Is値0.3以上（令和元年度以降は屋外水泳プールの新改築事業）)に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額

BOn： 次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市	0.0239	0.0240	0.02447	0.02462	0.02392	0.02403	0.02491	0.02533	0.02535	0.0230	0.0230	0.0229
その他の市町村	0.0149	0.0150	0.02897	0.02871	0.02850	0.02814	0.02748	0.02744	0.02723	0.0263	0.0268	0.0270

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.02274	0.02239	0.02231	0.02302	0.00457	0.00577	0.00839
その他の市町村	0.02689	0.02672	0.02718	0.02765	0.00472	0.00591	0.00931

BPn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債(地震防災対策特別措置法に基づき国庫補助のかさ上げが行われた事業(Is値0.3未満（令和元年度以降は改築事業）)に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額

BQn： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
市場公募都市	0.03426	0.03446	0.03349	0.03364	0.03487	0.03546	0.03548	0.0321	0.0322	0.0321	0.03184	0.03135
その他の市町村	0.04056	0.04019	0.03989	0.03939	0.03847	0.03842	0.03812	0.0368	0.0375	0.0377	0.03765	0.03740

区分＼n 同意等年度	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.03123	0.03222	0.00639	0.00808	0.01175
その他の市町村	0.03805	0.03871	0.00661	0.00827	0.01303

BRn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係るもの）のうち中学校に係るものの同意等額

BSn： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	28	29
市場公募都市	0.0322	0.0321
その他の市町村	0.0375	0.0377

BTn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係るもの）のうち中学校に係るものの同意等額

BUn： 次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	28	29
市場公募都市	0.0230	0.0229
その他の市町村	0.0268	0.0270

BVn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（補強事業に係るもの）のうち中学校に係るものの同意等額

BWn： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.03184	0.03135	0.03123	0.03222	0.00639	0.00808	0.01175
その他の市町村	0.03765	0.03740	0.03805	0.03871	0.00661	0.00827	0.01303

BXn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（防災機能強化事業に係るもの）のうち中学校に係るものの同意等額

BYn： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.03184	0.03135	0.03123	0.03222	0.00639	0.00808	0.01175
その他の市町村	0.03765	0.03740	0.03805	0.03871	0.00661	0.00827	0.01303

BZn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係るもの）のうち中学校に係るものの同意等額

CAn： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	R2
市場公募都市	0.03123
その他の市町村	0.03805

CB： 昭和46年度から昭和60年度までの各年度において、当該年度の生徒急増区域を包括する市町村が当該生徒急増区域内における学校用地取得のために発行を許可された学校教育施設等整備事業債等及び昭和61年度から平成10年度までの各年度において、生徒急増区域包括市町村等が過大規模校分離等に必要な学校用地取得のために発行を許可された学校教育施設等整備事業債等のうち中学校に係るものの当該年度における元利償還金(AOにおいて普通交付税省令別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。)

CC： 前年度以前の年度におけるAOに規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額

（注）1　841,000円：　単位費用

2　AO～CCについては、中学校費において測定単位の数値が０となる団体についてのみ算定する。

3　立替施行に係る小中学校の譲受代金は、当該年度の事業費補正の単価をもとに算定した当該小中学校の建設費又は当該建設費に普通交付税省令別表第３の13に定める率を乗じて得た額を元金として当該小中学校の譲受代金の支払方法と同一の方法により償還したと仮定して算出した場合の当該年度の償還額である。

第三款　学校数を測定単位とするもの

小学校費のうち学校数を測定単位とするものに適用する補正は、数値(学校数)急減補正である。

算式　学校数急減補正係数

数値(学校数)急減補正

学校統合その他の理由による学校数の急激な減少に伴う基準財政需要額の急減を緩和するとともに、学校統合に要する経費を学校の減少数を指標として算定するため、減少する基準財政需要額の一定額を割増しするものであり、その年度の学校数が前年から５年前までの学校数のいずれかの数を下回る団体について下記の算式を適用する。

算　　式

$$\text{数値(学校数)急減補正} = \frac{(B-A)\times 1.0 + (C-B)\times 1.0 + (D-C)\times 0.9 + (E-D)\times 0.6}{A} + \frac{(F-E)\times 0.3}{} + 1.000$$

算式の符号

Ａ：測定単位の数値

Ｂ：令和６年５月１日現在の学校数

Ｃ：令和５年５月１日現在の学校数

Ｄ：令和４年５月１日現在の学校数

Ｅ：令和３年５月１日現在の学校数

Ｆ：令和２年５月１日現在の学校数

(注)　1　Ａ～Ｆについては、在学児童を有しない学校の数を除く。

2　(Ｂ－Ａ)、(Ｃ－Ｂ)、(Ｄ－Ｃ)、(Ｅ－Ｄ)又は(Ｆ－Ｅ)が負数となるときは、それぞれ０とし、ＡがＢ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆのいずれよりも小さくない場合にあっては、(Ｂ－Ａ)、(Ｃ－Ｂ)、(Ｄ－Ｃ)、(Ｅ－Ｄ)及び(Ｆ－Ｅ)は０とする。
なお、算定の過程においては積は掛け放しとし、商は小数点以下第３位未満を四捨五入する。

3　1.0は初年度及び第２年度、0.9は第３年度、0.6は第４年度、0.3は第５年度の算入率である。

第二節　中　学　校　費

単位費用	（生徒数）	48,000円	測定単位	生徒数
	（学級数）	1,053,000円		学級数
	（学校数）	11,101,000円		学校数

中学校費における補正の適用及び各補正係数の算定方法は、小学校費と同様である。

第一款　生徒数を測定単位とするもの

算式　密度補正Ⅰ係数＋密度補正Ⅱ係数

密　度　補　正

1　密度補正Ⅰ

算　　式

$$\text{密度補正Ⅰ係数}=\frac{\text{B}\times\ 6,191,000\text{円}}{48,000\text{円}\ \times\text{A}}\ =\ \frac{\text{B}\times\ 128.98}{\text{A}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値

B：スクールバス及びスクールボートの数

48,000円：単位費用

6,191,000円：スクールバスの１台当たり経費（人件費、燃料費等）

2　密度補正Ⅱ

算　　式

$$\text{密度補正Ⅱ係数}=\frac{1}{48,000\text{円}\ \times\text{A}}\ \times\ (\ 1,206\ \ \times\text{A}'+\ \ 195,600\ \times\text{B}+\ \ 699\ \times\ \text{C}\ -\frac{\alpha}{600\text{人}}\times\text{A}')$$

算式の符号

A：測定単位の数値

A′：測定単位の数値（ただし、普通交付税省令附則第21条第１項第５号又は第６号に規定される団体にあっては、震災特例加算前の数値を用いること。）

B：厚生労働省が実施する被保護者調査において、当該市町村における令和６年７月31日現在において教育扶助を受けた生徒の数として報告した数

C：文部科学省が実施する学校給食実施状況等調査において、当該市町村における令和５年５月１日現在において完全給食実施校に在籍する生徒の数として報告した数、補食給食実施校に在籍する生徒の数として報告した数及びミルク給食実施校に在籍する生徒の数として報告した数を合算した数

α：　2,457,000円　（標準団体における要保護及準要保護児童生徒援助費補助金の一般財源化分）

48,000円：単位費用

1,206：準要保護生徒関係経費のうち生徒数分として従来の国庫補助金の算出基礎に準じて設定した単価

195,600：準要保護生徒関係経費のうち教育扶助受給生徒数分として従来の国庫補助金の算出基礎に準じて設定した単価

699：準要保護生徒関係経費のうち完全給食等受給生徒数分として従来の国庫補助金の算出基礎に準じて設定した単価

600人：標準団体における生徒数

第二款　学級数を測定単位とするもの

算式　普通態容補正係数×寒冷補正係数×学級数急減補正係数＋(事業費補正係数－1)

第一項　普 通 態 容 補 正

地域手当の級地区分	共通係数 A	A× 給与費の率 0.341 B	B＋ 給与費外率 0.659 C
１級地（旧１級地）	1.151	0.392	1.051
２級地（旧２級地）	1.122	0.383	1.042
２級地（旧３級地）	1.112	0.379	1.038
２級地（旧４級地）	1.105	0.377	1.036
２級地（旧５級地）	1.105	0.377	1.036
２級地（旧６級地）	1.077	0.367	1.026
２級地（旧７級地）	1.052	0.359	1.018
２級地（旧無級地）	1.026	0.350	1.009
３級地（旧２級地）	1.112	0.379	1.038
３級地（旧３級地）	1.105	0.377	1.036
３級地（旧４級地）	1.092	0.372	1.031
３級地（旧５級地）	1.085	0.370	1.029
３級地（旧６級地）	1.077	0.367	1.026
３級地（旧無級地）	1.026	0.350	1.009
４級地（旧４級地）	1.085	0.370	1.029
４級地（旧５級地）	1.070	0.365	1.024
４級地（旧６級地）	1.052	0.359	1.018
４級地（旧７級地）	1.042	0.355	1.014
４級地（旧無級地）	1.026	0.350	1.009
５級地（旧６級地）	1.035	0.353	1.012
５級地（旧７級地）	1.022	0.349	1.008
５級地（旧無級地）	1.012	0.345	1.004
無級地（旧７級地）	1.012	0.345	1.004
無級地（旧無級地）	0.997	0.340	0.999

(注)　補正係数が1.000未満となるものは1.000とする。

(参考)標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

	一般財源	
給　与　費	5,381 千円	(0.341)
そ の 他 の 経 費	10,407 千円	(0.659)
合　計	15,788 千円	(1.000)

第二項　寒　冷　補　正

1　給　与　差

級地	職員1人当たり 支　給　額 A	支 給 総 額 (A×職員数（1人）) B	補　正　率 B / 15,788千円 C
	円	千円	
1	109,290	109	0.007
2	96,375	96	0.006
3	93,733	94	0.006
4	75,072	75	0.005
無（旧４級地）	50,048	50	0.003
無（上記以外）	0	0	0.000

2　寒　冷　度

（単位：千円）

区分	4　級　地	3　級　地	2　級　地	1　級　地
燃料費	8,531	5,654	3,773	2,211
施設更新費	1,733	1,116	761	488
合計　A	10,264	6,770	4,534	2,699
補正率(A/ 15,788)	0.650	0.429	0.287	0.171

内訳

区　分	燃　料　費	施　設　更　新　費
4　級　地	155,100円 × 55台 ＝ 8,531千円	31,500円 × 55台 ＝ 1,733千円
3　級　地	102,800円 × 55台 ＝ 5,654千円	20,297円 × 55台 ＝ 1,116千円
2　級　地	68,600円 × 55台 ＝ 3,773千円	13,831円 × 55台 ＝ 761千円
1　級　地	40,200円 × 55台 ＝ 2,211千円	8,865円 × 55台 ＝ 488千円

(注)ストーブ台数

鉄　　筋 $\frac{5,609\text{㎡} \times 0.60}{74\text{㎡}} = 45\text{台}$

鉄筋以外 $\frac{1,138\text{㎡} \times 0.60}{66\text{㎡}} = 10\text{台}$

} 計 55台

3　積　雪　度

（単位：千円）

区分	4　級　地	3　級　地	2　級　地	1　級　地
除雪費　A	14,321	6,504	2,606	1,293
補正率(A/ 15,788)	0.907	0.412	0.165	0.082

内訳

区　分	除　雪　費　等
4　級　地	19,300円 × 742人 ＝ 14,321千円
3　級　地	19,300円 × 337人 ＝ 6,504千円
2　級　地	19,300円 × 135人 ＝ 2,606千円
1　級　地	19,300円 × 67人 ＝ 1,293千円

第三項　数値(学級数)急減補正

算　　式

$$\text{数値(学級数)急減補正} = \frac{(B-A)\times 0.9 + (C-B)\times 0.6 + (D-C)\times 0.3}{A} + 1.000$$

算式の符号

Ａ：測定単位の数値

Ｂ：令和６年５月１日現在の学級数

Ｃ：令和５年５月１日現在の学級数

Ｄ：令和４年５月１日現在の学級数

(注)　1　(Ｂ－Ａ)、(Ｃ－Ｂ)又は(Ｄ－Ｃ)が負数となるときは、それぞれ０とし、ＡがＢ、Ｃ又はＤのいずれよりも小さくない場合にあっては、(Ｂ－Ａ)、(Ｃ－Ｂ)及び(Ｄ－Ｃ)は０とする。
なお、算定の過程において積は掛け放しとし、商は小数点以下第３位未満を四捨五入する。

2　0.9は初年度、0.6は第２年度、0.3は第３年度の算入率である。

第四項　事 業 費 補 正

事業費補正については、次の経費を算入している。

① 平成３年度以前及び平成６年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業等（校舎、屋体等に係るもの）に充てた地方債の元利償還金の７割

② 昭和63年度から平成３年度まで及び平成６年度以降（平成12年度を除く。）に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業等（屋外水泳プールに係るもの）に充てた地方債の元利償還金の３割

③ 平成４年度及び平成５年度に発行を許可された学校教育施設等整備事業等(屋外水泳プールを除く。)に充てた地方債の元利償還金の５割

④ 平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業等(学校給食施設)に充てた地方債の元利償還金の２割

⑤ 平成４年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業等(大規模改造事業・地方単独分)に充てた地方債の元利償還金の５割(平成15年度から平成28年度に発行を許可されたものについては３割)

⑥ 平成29年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業等(大規模改造事業・国庫補助事業分・障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事分を除く。)に充てた地方債の元利償還金の３割

⑦ 令和３年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業等(大規模改造事業・国庫補助事業分・障害児等対策施設整備工事分)に充てた地方債の元利償還金の７割

⑧ 令和５年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業等(大規模改造事業・国庫補助事業分・特別防犯対策施設整備工事分)に充てた地方債の元利償還金の７割

⑨ 平成18年度から平成22年度に発行について同意又は許可を得た施設整備事業(三位一体の改革に伴い一般財源化された公立学校施設整備補助金(不適格建物改築事業)に係るもの)に充てた地方債の元利償還金の10割

⑩ 平成18年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業(地震防災対策特別措置法に基づき国庫補助のかさ上げが行われた事業のうちIs値0.3以上（令和元年度以降は屋外水泳プールの新改築事業）［Is値0.3未満（令和元年度以降は改築事業）］のもの)に充てた地方債の元利償還金の５割［７割］

⑪ 平成21年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業(武道場)に充てた地方債の元利償還金の３割

⑫ 平成21年度から平成23年度に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業(公共施設等地上デジタル放送移行対策事業)に充てた地方債の元利償還金の３割

⑬ 平成28年度から平成29年度に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業(非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）［（特定天井以外分）］)に充てた地方債の元利償還金の７割［５割］

⑭ 平成30年度以降に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業(補強事業及び防災機能強化事業)に充てた地方債の元利償還金の７割

⑮ 令和２年度に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業(公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業)に充てた地方債の元利償還金の７割

⑯ 立替施行者が立替施行をした小学校の施設の譲受代金の当該年度における年次支払額及び過年度における年次支払額で過大又は過少に係るもの

⑰ 過年度において児童急増区域を包括する市町村等が実施した学校用地取得事業に充てた地方債の元利償還金の６割

なお、学校教育施設等整備事業債のうち屋外水泳プール(地震防災対策特別措置法第４条の規定の適用を受けるものを除く。)及び武道場の新改築事業並びに給食施設の新増改築事業に係るものについては、平成22年度債から継続事業分に限り事業費補正により算入することとしており、新規事業については単位費用（包括算定経費）により算入することとしている。

また、小学校費において測定単位の数値が０となる団体については、学校教育施設等整備事業債等の元利償還金について、中学校費の事業費補正により算入することとしている。

算　　式

$$
\text{（事業費補正係数－1）} = \frac{\begin{array}{l} B + C \times 0.7 + D \times 0.5 + E \times 0.5 + F \times 0.3 + \sum_{n=12}^{令6} (G_n \times H_n) + \\ \sum_{n=15}^{令6} (I_n \times J_n) + \sum_{n=29}^{令6} (K_n \times L_n) + \sum_{n=令3}^{令6} (M_n \times N_n) + \sum_{n=令5}^{令6} (O_n \times P_n) + \\ \sum_{n=15}^{28} (Q_n \times R_n) + \sum_{n=15}^{28} (S_n \times T_n) + \sum_{n=18}^{22} (U_n \times V_n) + \sum_{n=21}^{28} (W_n \times X_n) + \\ \sum_{n=21}^{23} (Y_n \times Z_n) + \sum_{n=18}^{令6} (AA_n \times AB_n) + \sum_{n=20}^{令6} (AC_n \times AD_n) + \sum_{n=28}^{29} (AE_n \times AF_n) + \\ \sum_{n=28}^{29} (AG_n \times AH_n) + \sum_{n=30}^{令6} (AI_n \times AJ_n) + \sum_{n=30}^{令6} (AK_n \times AL_n) + (AM_n \times AN_n) + A0 \times \\ 0.6 + AP + AQ + AR \times 0.7 + AS \times 0.5 + AT \times 0.5 + AU \times 0.3 + \sum_{n=12}^{令6} (AV_n \times AW_n) + \\ \sum_{n=15}^{令6} (AX_n \times AY_n) + \sum_{n=29}^{令6} (AZ_n \times BA_n) + \sum_{n=令3}^{令6} (BB_n \times BC_n) + \sum_{n=令5}^{令6} (BD_n \times BE_n) + \\ \sum_{n=15}^{28} (BF_n \times BG_n) + \sum_{n=15}^{28} (BH_n \times BI_n) + \sum_{n=18}^{22} (BJ_n \times BK_n) + \sum_{n=21}^{23} (BL_n \times BM_n) + \\ \sum_{n=18}^{令6} (BN_n \times BO_n) + \sum_{n=20}^{令6} (BP_n \times BQ_n) + \sum_{n=28}^{29} (BR_n \times BS_n) + \sum_{n=28}^{29} (BT_n \times BU_n) + \\ \sum_{n=30}^{令6} (BV_n \times BW_n) + \sum_{n=30}^{令6} (BX_n \times BY_n) + (BZ_n \times CA_n) + CB \times 0.6 + CC \end{array}}{1,053,000円 \times A}
$$

算式の符号

A： 測定単位の数値

B： 独立行政法人都市再生機構等の立替施行に係る中学校の施設の譲受代金の当該年度における年次支払額

C： 平成３年度以前及び平成６年度から平成11年度までに発行を許可された学校教育施設等整備事業債等(校舎、屋体等に係るもの)のうち中学校に係るものの当該年度における元利償還金(Bにおいて普通交付税省令別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。)

D： 平成４年度及び平成５年度に発行を許可された学校教育施設等整備事業債等(校舎、屋体等に係るもの)のうち中学校に係るものの当該年度における元利償還金(Bにおいて普通交付税省令別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。)

E： 平成４年度から平成11年度までに発行を許可された学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の地方単独分に係るもの)のうち中学校に係るものの当該年度の元利償還金

F： 昭和63年度から平成３年度まで及び平成６年度から平成11年度までに発行を許可された学校教育施設等整備事業債等(屋外水泳プールに係るもの)のうち中学校に係るものの当該年度における元利償還金(Bにおいて普通交付税省令別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。)

G_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(校舎、屋体等に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額(Bにおいて普通交付税省令別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。)

H_n： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
市場公募都市	0.0379	0.0383	0.0351	0.0277	0.0183	0.0330	0.0334	0.0335	0.03426	0.03446	0.03349	0.03364
その他の市町村	0.0379	0.0383	0.0351	0.0277	0.0183	0.0177	0.0209	0.0209	0.04056	0.04019	0.03989	0.03939
区分＼n 同意等年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.03487	0.03546	0.03548	0.0321	0.0322	0.0321	0.03184	0.03135	0.03123	0.03222	0.00639	0.00808
その他の市町村	0.03847	0.03842	0.03812	0.0368	0.0375	0.0377	0.03765	0.03740	0.03805	0.03871	0.00661	0.00827

区分＼n 同意等年度	R6
市場公募都市	0.01175
その他の市町村	0.01303

Ｉｎ： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の地方単独分に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額

Ｊｎ： 次の表に掲げる率（15年度から28年度は30%算入、29年度以降は50%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市場公募都市	0.0119	0.0078	0.0142	0.0143	0.0144	0.01468	0.01477	0.01435	0.01442	0.01495	0.01520	0.01521
その他の市町村	0.0119	0.0078	0.0076	0.0089	0.0090	0.01738	0.01723	0.01710	0.01688	0.01649	0.01646	0.01634

区分＼n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.0138	0.0138	0.0229	0.02274	0.02239	0.02231	0.02302	0.00457	0.00577	0.00839
その他の市町村	0.0158	0.0161	0.0270	0.02689	0.02672	0.02718	0.02765	0.00472	0.00591	0.00931

Ｋｎ： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の国庫補助事業分(障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。)に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額

Ｌｎ： 次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.0137	0.01364	0.01343	0.01339	0.01381	0.00274	0.00346	0.00503
その他の市町村	0.0162	0.01613	0.01603	0.01631	0.01659	0.00283	0.00354	0.00558

Ｍｎ： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の国庫補助事業分(障害児等対策施設整備工事)に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額

Ｎｎ： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.03222	0.00639	0.00808	0.01175
その他の市町村	0.03871	0.00661	0.00827	0.01303

Ｏｎ： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の国庫補助事業分(特別防犯対策施設整備工事)に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額

Ｐｎ： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	R5	R6
市場公募都市	0.00808	0.01175
その他の市町村	0.00827	0.01303

Ｑｎ： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(屋外水泳プールに係るもの。平成22年度以降同意等債にあっては継続事業に限る。)のうち中学校に係るものの同意等額(Ｂにおいて普通交付税省令別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。)

Ｒｎ： 次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
市場公募都市	0.0119	0.0078	0.0142	0.0143	0.0144	0.01468	0.01477	0.01435	0.01442	0.01495	0.01520
その他の市町村	0.0119	0.0078	0.0076	0.0089	0.0090	0.01738	0.01723	0.01710	0.01688	0.01649	0.01646

区分＼n 同意等年度	26	27	28
市場公募都市	0.01521	0.0138	0.0138
その他の市町村	0.01634	0.0158	0.0161

Ｓｎ： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(学校給食施設に係るもの。平成22年度以降同意等債にあっては継続事業に限る。)のうち中学校に係るものの同意等額(Ｂにおいて普通交付税省令別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。)

Ｔｎ： 次の表に掲げる率（20%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
市場公募都市	0.0079	0.0052	0.0094	0.0095	0.0096	0.00979	0.00985	0.00957	0.00961	0.00996	0.01013
その他の市町村	0.0079	0.0052	0.0051	0.0060	0.0060	0.01159	0.01148	0.01140	0.01125	0.01099	0.01098

区分＼n 同意等年度	26	27	28
市場公募都市	0.01014	0.0092	0.0092
その他の市町村	0.01089	0.0105	0.0107

U_n： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た施設整備事業(三位一体の改革に伴い一般財源化された公立学校施設整備補助金(不適格建物改築事業に限る。))に係る地方債の同意等額

V_n： 次の表に掲げる率（100%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	18	19	20	21	22
市場公募都市	0.0379	0.0379	0.04241	0.04791	0.04675
その他の市町村	0.0000	0.0000	0.05928	0.06211	0.06237

W_n： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(武道場に係るもの。平成22年度以降同意等債にあっては継続事業に限る。)のうち中学校に係るものの同意等額

X_n： 次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	21	22	23	24	25	26	27	28
市場公募都市	0.01477	0.01435	0.01442	0.01495	0.01520	0.01521	0.0138	0.0138
その他の市町村	0.01723	0.01710	0.01688	0.01649	0.01646	0.01634	0.0158	0.0161

Y_n： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額

Z_n： 次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	21	22	23
市場公募都市	0.01477	0.01435	0.01442
その他の市町村	0.01723	0.01710	0.01688

AA_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債(地震防災対策特別措置法に基づき国庫補助のかさ上げが行われた事業(Is値0.3以上（令和元年度以降は屋外水泳プールの新改築事業）)に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額

AB_n： 次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市	0.0239	0.0240	0.02447	0.02462	0.02392	0.02403	0.02491	0.02533	0.02535	0.0230	0.0230	0.0229
その他の市町村	0.0149	0.0150	0.02897	0.02871	0.02850	0.02814	0.02748	0.02744	0.02723	0.0263	0.0268	0.0270

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.02274	0.02239	0.02231	0.02302	0.00457	0.00577	0.00839
その他の市町村	0.02689	0.02672	0.02718	0.02765	0.00472	0.00591	0.00931

AC_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債(地震防災対策特別措置法に基づき国庫補助のかさ上げが行われた事業(Is値0.3未満（令和元年度以降は改築事業）に係るもの)のうち中学校に係るものの同意等額

AD_n： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
市場公募都市	0.03426	0.03446	0.03349	0.03364	0.03487	0.03546	0.03548	0.0321	0.0322	0.0321	0.03184	0.03135
その他の市町村	0.04056	0.04019	0.03989	0.03939	0.03847	0.03842	0.03812	0.0368	0.0375	0.0377	0.03765	0.03740

区分＼n 同意等年度	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.03123	0.03222	0.00639	0.00808	0.01175
その他の市町村	0.03805	0.03871	0.00661	0.00827	0.01303

AE_n： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係るもの）のうち中学校に係るものの同意等額

AF_n： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	28	29
市場公募都市	0.0322	0.0321
その他の市町村	0.0375	0.0377

AGn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係るもの）のうち中学校に係るものの同意等額

AHn： 次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	28	29
市場公募都市	0.0230	0.0229
その他の市町村	0.0268	0.0270

AIn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（補強事業に係るもの）のうち中学校に係るものの同意等額

AJn： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.03184	0.03135	0.03123	0.03222	0.00639	0.00808	0.01175
その他の市町村	0.03765	0.03740	0.03805	0.03871	0.00661	0.00827	0.01303

AKn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（防災機能強化事業に係るもの）のうち中学校に係るものの同意等額

ALn： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.03184	0.03135	0.03123	0.03222	0.00639	0.00808	0.01175
その他の市町村	0.03765	0.03740	0.03805	0.03871	0.00661	0.00827	0.01303

AMn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係るもの）のうち中学校に係るものの同意等額

ANn： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	R2
市場公募都市	0.03123
その他の市町村	0.03805

AO： 昭和46年度から昭和60年度までの各年度において、当該年度の生徒急増区域を包括する市町村が当該生徒急増区域内における学校用地取得のために発行を許可された学校教育施設等整備事業債等及び昭和61年度から平成10年度までの各年度において、生徒急増区域包括市町村等が過大規模校分離等に必要な学校用地取得のために発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度における元利償還金(Ｂにおいて普通交付税省令別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。)

AP： 前年度以前の年度におけるＢに規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額

AQ： 独立行政法人都市再生機構等の立替施行に係る小学校の施設の譲受代金の当該年度における年次支払額

AR： 平成３年度以前及び平成６年度から平成11年度までに発行を許可された学校教育施設等整備事業債等(校舎、屋体等に係るもの)のうち小学校に係るものの当該年度における元利償還金(AQにおいて普通交付税省令別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。)

AS： 平成４年度及び平成５年度に発行を許可された学校教育施設等整備事業債等(校舎、屋体等に係るもの)のうち小学校に係るものの当該年度における元利償還金(AQにおいて普通交付税省令別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。)

AT： 平成４年度から平成11年度までに発行を許可された学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の地方単独分に係るもの)のうち小学校に係るものの当該年度の元利償還金

AU： 昭和63年度から平成３年度まで及び平成６年度から平成11年度までに発行を許可された学校教育施設等整備事業債等(屋外水泳プールに係るもの)のうち小学校に係るものの当該年度における元利償還金(AQにおいて普通交付税省令別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。)

AVn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(校舎、屋体等に係るもの)のうち小学校に係るものの同意等額(AQにおいて普通交付税省令別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。)

AWn： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
市場公募都市	0.0379	0.0383	0.0351	0.0277	0.0183	0.0330	0.0334	0.0335	0.03426	0.03446	0.03349	0.03364
その他の市町村	0.0379	0.0383	0.0351	0.0277	0.0183	0.0177	0.0209	0.0209	0.04056	0.04019	0.03989	0.03939

区分＼n 同意等年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.03487	0.03546	0.03548	0.0321	0.0322	0.0321	0.03184	0.03135	0.03123	0.03222	0.00639	0.00808
その他の市町村	0.03847	0.03842	0.03812	0.0368	0.0375	0.0377	0.03765	0.03740	0.03805	0.03871	0.00661	0.00827

区分＼n 同意等年度	R6
市場公募都市	0.01175
その他の市町村	0.01303

AXn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の地方単独分に係るもの)のうち小学校に係るものの同意等額

AYn： 次の表に掲げる率（平成15年度から平成28年度は30%算入、平成29年度以降は50%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市場公募都市	0.0119	0.0078	0.0142	0.0143	0.0144	0.01468	0.01477	0.01435	0.01442	0.01495	0.01520	0.01521
その他の市町村	0.0119	0.0078	0.0076	0.0089	0.0090	0.01738	0.01723	0.01710	0.01688	0.01649	0.01646	0.01634

区分＼n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.0138	0.0138	0.0229	0.02274	0.02239	0.02231	0.02302	0.00457	0.00577	0.00839
その他の市町村	0.0158	0.0161	0.0270	0.02689	0.02672	0.02718	0.02765	0.00472	0.00591	0.00931

AZn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の国庫補助事業分(障害児等対策施設整備工事及び特別防犯対策施設整備工事を除く。)に係るもの)のうち小学校に係るものの同意等額

BAn： 次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.0137	0.01364	0.01343	0.01339	0.01381	0.00274	0.00346	0.00503
その他の市町村	0.0162	0.01613	0.01603	0.01631	0.01659	0.00283	0.00354	0.00558

BBn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の国庫補助事業分(障害児等対策施設整備工事)に係るもの)のうち小学校に係るものの同意等額

BCn： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.03222	0.00639	0.00808	0.01175
その他の市町村	0.03871	0.00661	0.00827	0.01303

BDn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(大規模改造事業の国庫補助事業分(特別防犯対策施設整備工事)に係るもの)のうち小学校に係るものの同意等額

BEn： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	R5	R6
市場公募都市	0.00808	0.01175
その他の市町村	0.00827	0.01303

BFn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(屋外水泳プールに係るもの。平成22年度以降同意等債にあっては継続事業に限る。)のうち小学校に係るものの同意等額(AQにおいて普通交付税省令別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。)

BGn： 次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
市場公募都市	0.0119	0.0078	0.0142	0.0143	0.0144	0.01468	0.01477	0.01435	0.01442	0.01495	0.01520
その他の市町村	0.0119	0.0078	0.0076	0.0089	0.0090	0.01738	0.01723	0.01710	0.01688	0.01649	0.01646

区分＼n 同意等年度	26	27	28
市場公募都市	0.01521	0.0138	0.0138
その他の市町村	0.01634	0.0158	0.0161

BHn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(学校給食施設に係るもの。平成22年度以降同意等債にあっては継続事業に限る。)のうち小学校に係るものの同意等額(AQにおいて普通交付税省令別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。)

BIn： 次の表に掲げる率（20%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
市場公募都市	0.0079	0.0052	0.0094	0.0095	0.0096	0.00979	0.00985	0.00957	0.00961	0.00996	0.01013
その他の市町村	0.0079	0.0052	0.0051	0.0060	0.0060	0.01159	0.01148	0.01140	0.01125	0.01099	0.01098

区分＼n 同意等年度	26	27	28
市場公募都市	0.01014	0.0092	0.0092
その他の市町村	0.01089	0.0105	0.0107

BJn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た施設整備事業(三位一体の改革に伴い一般財源化された公立学校施設整備補助金(不適格建物改築事業に限る。))に係る地方債のうち小学校に係るものの同意等額

BKn： 次の表に掲げる率（100%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	18	19	20	21	22
市場公募都市	0.0379	0.0379	0.04241	0.04791	0.04675
その他の市町村	0.0000	0.0000	0.05928	0.06211	0.06237

BLn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等(公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るもの)のうち小学校に係るものの同意等額

BMn： 次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	21	22	23
市場公募都市	0.01477	0.01435	0.01442
その他の市町村	0.01723	0.01710	0.01688

BNn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債(地震防災対策特別措置法に基づき国庫補助のかさ上げが行われた事業(Is値0.3以上（令和元年度以降は屋外水泳プールの新改築事業）)に係るもの)のうち小学校に係るものの同意等額

BOn： 次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市	0.0239	0.0240	0.02447	0.02462	0.02392	0.02403	0.02491	0.02533	0.02535	0.0230	0.0230	0.0229
その他の市町村	0.0149	0.0150	0.02897	0.02871	0.02850	0.02814	0.02748	0.02744	0.02723	0.0263	0.0268	0.0270

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.02274	0.02239	0.02231	0.02302	0.00457	0.00577	0.00839
その他の市町村	0.02689	0.02672	0.02718	0.02765	0.00472	0.00591	0.00931

BPn： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債(地震防災対策特別措置法に基づき国庫補助のかさ上げが行われた事業(Is値0.3未満（令和元年度以降は改築事業）)に係るもの)のうち小学校に係るものの同意等額

BQn： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
市場公募都市	0.03426	0.03446	0.03349	0.03364	0.03487	0.03546	0.03548	0.0321	0.0322	0.0321	0.03184	0.03135
その他の市町村	0.04056	0.04019	0.03989	0.03939	0.03847	0.03842	0.03812	0.0368	0.0375	0.0377	0.03765	0.03740

区分＼n 同意等年度	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.03123	0.03222	0.00639	0.00808	0.01175
その他の市町村	0.03805	0.03871	0.00661	0.00827	0.01303

BRn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（非構造部材の耐震対策事業（特定天井分）に係るもの）のうち小学校に係るものの同意等額

BSn： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	28	29
市場公募都市	0.0322	0.0321
その他の市町村	0.0375	0.0377

BT_n： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係るもの）のうち小学校に係るものの同意等額

BU_n： 次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	28	29
市場公募都市	0.0230	0.0229
その他の市町村	0.0268	0.0270

BV_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（補強事業に係るもの）のうち小学校に係るものの同意等額

BW_n： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.03184	0.03135	0.03123	0.03222	0.00639	0.00808	0.01175
その他の市町村	0.03765	0.03740	0.03805	0.03871	0.00661	0.00827	0.01303

BX_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（防災機能強化事業に係るもの）のうち小学校に係るものの同意等額

BY_n： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.03184	0.03135	0.03123	0.03222	0.00639	0.00808	0.01175
その他の市町村	0.03765	0.03740	0.03805	0.03871	0.00661	0.00827	0.01303

BZ_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係るもの）のうち小学校に係るものの同意等額

CA_n： 次の表に掲げる率（70%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	R2
市場公募都市	0.03123
その他の市町村	0.03805

CB： 昭和46年度から昭和60年度までの各年度において、当該年度の児童急増区域を包括する市町村が当該児童急増区域内における学校用地取得のために発行を許可された学校教育施設等整備事業債等及び昭和61年度から平成10年度までの各年度において、児童急増区域包括市町村等が過大規模校分離等に必要な学校用地取得のために発行を許可された学校教育施設等整備事業債等のうち小学校に係るものの当該年度における元利償還金(AQにおいて普通交付税省令別表第３の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。)

CC： 前年度以前の年度におけるAQに規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額

（注）1　1,053,000円： 単位費用

2　AQ～CCについては、小学校費において測定単位の数値が０となる団体についてのみ算定する。

3　立替施行に係る小中学校の譲受代金は、当該年度の事業費補正の単価をもとに算定した当該小中学校の建設費又は当該建設費に普通交付税省令別表第３の13に定める率を乗じて得た額を元金として当該小中学校の譲受代金の支払方法と同一の方法により償還したと仮定して算出した場合の当該年度の償還額である。

第三款　学校数を測定単位とするもの

算式　学校数急減補正係数

数値(学校数)急減補正

算　　式

$$\text{数値(学校数)急減補正} = \frac{(B-A)\times\ 1.0\ +(C-B)\times\ 1.0\ +(D-C)\times\ 0.9\ +(E-D)\times\ 0.6}{A} + \frac{+(F-E)\times\ 0.3}{} + 1.000$$

算式の符号

Ａ：測定単位の数値

Ｂ：令和６年５月１日現在の学校数

Ｃ：令和５年５月１日現在の学校数

Ｄ：令和４年５月１日現在の学校数

Ｅ：令和３年５月１日現在の学校数

Ｆ：令和２年５月１日現在の学校数

(注)　１　Ａ～Ｆについては、在学生徒を有しない学校の数を除く。

２　(Ｂ－Ａ)、(Ｃ－Ｂ)、(Ｄ－Ｃ)、(Ｅ－Ｄ)又は(Ｆ－Ｅ)が負数となるときは、それぞれ０とし、ＡがＢ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆのいずれよりも小さくない場合にあっては、(Ｂ－Ａ)、(Ｃ－Ｂ)、(Ｄ－Ｃ)、(Ｅ－Ｄ)及び(Ｆ－Ｅ)は０とする。

なお、算定の過程においては積は掛け放しとし、商は小数点以下第３位未満を四捨五入する。

３　1.0は初年度及び第２年度、0.9は第３年度、0.6は第４年度、0.3は第５年度の算入率である。

第三節　高 等 学 校 費

単位費用	(教職員数)	6,832,000円	測定単位	教職員数
	(生徒数)	78,300円		生徒数

第一款　教職員数を測定単位とするもの

高等学校費のうち教職員数を測定単位とするものに適用する補正は、種別補正、普通態容補正Ⅰ、普通態容補正Ⅱ及び寒冷補正である。

算式　普通態容補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅱ係数×寒冷補正係数

第一項　種　別　補　正

収入等の差、定時制通信教育手当の差等を補正するために、

①市町村立全日制高等学校に係る教職員、②指定都市立定時制高等学校に係る教職員、③指定都市以外の市町村立定時制高等学校に係る教職員のうち市町村立学校職員給与負担法第２条の適用を受けないものに相当する教職員(養護教諭、実習助手及び事務職員)及び④市町村立通信制高等学校に係る教職員に区分して種別補正を行う。

種別補正係数の算出方法は、標準校におけるそれぞれの標準規模を２(1)のとおり定め、これに基づき２(2)のとおり教職員１人当たりの経費の比率を求め、これを種別補正係数とした。なお、定時制に係る収入は、指定都市については総額の80%を給与費に充て、残余の20%は生徒数を測定単位とするものに充てることとし、その他の市町村については総額の40%を給与費に充て、残余の60%を生徒数を測定単位とするものに充てることとし、通信制に係る収入は、総額の100%を教職員数を測定単位とするものに充てることとして補正係数を算出した。

１　種別補正係数算出基礎

区　　分	一般財源 A	標準校の定数 B	単位当たり費用 C	種別補正係数 $\left(\frac{C}{6,832,000}\right)$
	千円	人	円	
市町村立全日制高等学校	293,765	43	6,832,000	1.00
市町村立定時制高等学校				
指定都市立	162,495	20	8,125,000	1.19
その他の市町村立	25,709	4	6,427,000	0.94
市町村立通信制高等学校	207,549	25	8,302,000	1.22

２(1) 標準施設規模

(定時制)

区　　分	指　定　都　市		その他の市町村	
学校数(独立校・普通科)		1 校		1 校
生徒数		280 人		280 人
標準法による定数	校　　長	1 人	養護教諭	1 人
	教　　諭	16 人	実習助手	1 人
	実習助手	1 人	事務職員	2 人
	事務職員	2 人		
	計	20 人	計	4 人

(注) 教諭のうち１人は非常勤講師をもって充てる定数である。

(通信制)

区　　分	市　町　村	
学校数(併設校・普通科)		1 校
生徒数		950 人
標準法による定数	教　　頭	1 人
	教　　諭	21 人
	事務職員	3 人
	計	25 人

2(2) 補正係数算出表

区分	指定都市立定時制			その他の市町村立定時制		
	金額	積算内訳		金額	積算内訳	
			千円			千円
給与費	166,331	給料等	159,620	28,790	給料等	28,380
		講師手当 定時制通信教育手当 教員特殊業務手当 義務教育等教員特別 勤務手当	6,711		定時制通信教育手当 教員特殊業務手当 義務教育等教員特別 勤務手当	410
旅費	1,902		1,902	380		380
歳出合計	168,233			29,170		
国庫補助金等	7,489	高等学校等就学支援金交付金等 入学検定料 入学料	7,489	3,745	高等学校等就学支援金交付金等 入学検定料 入学料	3,745
歳入合計	7,489			3,745		
差引一般財源	160,744			25,425		
給与改善費	1,751			284		
一般財源再計	162,495			25,709		
1人当たり額(A)	円 8,125,000	定数 20		円 6,427,000	定数 4	
補正係数 (A) 6,832,000円	1.19			0.94		

区分	市町村立通信制		
	金額	積算内訳	
			千円
給与費	204,333	給料等	198,720
		定時制通信教育手当 教員特殊業務手当 義務教育等教員特別 勤務手当	5,613
旅費	2,813		2,813
需用費	4,195	その他（印刷費、教材用図書費等）	4,195
歳出合計	211,341		
国庫補助金等	6,008	高等学校等就学支援金交付金等 入学料	6,008
歳入合計	6,008		
差引一般財源	205,333		
給与改善費	2,216		
一般財源再計	207,549		
1人当たり額(A)	円 8,302,000	定数 25	
補正係数 (A) 6,832,000円	1.22		

第二項　普 通 態 容 補 正

1　普通態容補正Ⅰ

地域手当の級地区分に応じた行政質量差を反映させるものであり、次表のとおり、一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分に応じた共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えた率をもって普通態容補正係数とした。

地域手当の級地区分	共通係数 A	A×　0.972 B	B＋　0.028
1級地（旧1級地）	1.151	1.119	1.147
2級地（旧2級地）	1.122	1.091	1.119
2級地（旧3級地）	1.112	1.081	1.109
2級地（旧4級地）	1.105	1.074	1.102
2級地（旧5級地）	1.105	1.074	1.102
2級地（旧6級地）	1.077	1.047	1.075
2級地（旧7級地）	1.052	1.023	1.051
2級地（旧無級地）	1.026	0.997	1.025
3級地（旧2級地）	1.112	1.081	1.109
3級地（旧3級地）	1.105	1.074	1.102
3級地（旧4級地）	1.092	1.061	1.089
3級地（旧5級地）	1.085	1.055	1.083
3級地（旧6級地）	1.077	1.047	1.075
3級地（旧無級地）	1.026	0.997	1.025
4級地（旧4級地）	1.085	1.055	1.083
4級地（旧5級地）	1.070	1.040	1.068
4級地（旧6級地）	1.052	1.023	1.051
4級地（旧7級地）	1.042	1.013	1.041
4級地（旧無級地）	1.026	0.997	1.025
5級地（旧6級地）	1.035	1.006	1.034
5級地（旧7級地）	1.022	0.993	1.021
5級地（旧無級地）	1.012	0.984	1.012
無級地（旧7級地）	1.012	0.984	1.012
無級地（旧無級地）	0.997	0.969	0.997

（注）　補正係数が1.000未満となるものは1.000とする。

(参考)標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

給　与　費	285,397 千円	(0.972)
その他の経費	8,368 千円	(0.028)
合　計	293,765 千円	(1.000)

2　普通態容補正Ⅱ

令和元年度より、指定都市の設置する公設民営学校が開校したことに対応し、当該公設民営学校の教職員の給与費及び旅費等を算定するため普通態容補正Ⅱを適用している。

算式

$$\text{普通態容補正Ⅱ係数} = \frac{B}{A} + 1$$

算式の符号

A　：　測定単位の数

B　：　当該年度の5月1日現在における当該指定都市の設置する高等学校（特定公立国際教育学校等（国家戦略特別区域法第12条の3第3項第3号に規定する特定公立国際教育学校等をいう。以下同じ。）に該当するものに限る。）及び中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）の後期課程について、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）第8条及び第9条第1項、第10条から第12条、第22条第1号及び第2号（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和37年政令第215号）第2条第2項の表の1の項（普通教育に関する科目及び専門教育に関する科目を生徒の選択によることを旨として総合的に履修させる学科を除く。）に限る。）の規定の例により算定した教職員の総数の標準となる数として文部科学大臣が調査した数

第三項　寒　冷　補　正

適用する寒冷補正は、職員の寒冷地手当に係る増加財政需要を算定するための給与差による補正のみであり、級地ごとの１人当たり支給額に職員数を乗じて得た額を一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。
給与差に係る寒冷補正率の算定基礎は次のとおりである。

級地	職員1人当たり 支　給　額 a	支 給 総 額 (a×教職員数) b	補　正　率 b 293,765千円
	円	千円	
１級地	109,290	4,699	0.016
２級地	96,375	4,144	0.014
３級地	93,733	4,031	0.014
４級地	75,072	3,228	0.011
無級地（旧４級地）	50,048	2,152	0.007
無級地（上記以外）	0	0	0.000

教職員数　　43人　－　講師 1人　＋　休職 0.8人　＝　42.8人

第二款　生徒数を測定単位とするもの

高等学校費のうち生徒数を測定単位とするものに適用する補正は、種別補正、普通態容補正、寒冷補正及び事業費補正である。
算式　普通態容補正係数×寒冷補正係数＋(事業費補正－1)

第一項　種　別　補　正

全日制課程、定時制課程の別、また、同一課程の中でも普通科及びその他の学科(以下「普通科等」という。)、商業に関する学科(理数科に類する学科を含む。)及び家庭に関する学科(以下「商業科等」という。)、看護に関する学科及び福祉に関する学科(以下「看護科等」という。)、農業に関する学科（水産に関する学科を含む。）、工業及び情報に関する学科、総合学科等の種別によって、それぞれ生徒１人当たりの経費の差を補正するものである。

種別補正に用いる種別区分は、「全日制課程」、「定時制課程」及び「別科、専攻科」であり、「全日制課程のうち単位制課程」については「全日制課程」に、「定時制課程のうち単位制課程」については「定時制課程」に、それぞれ含めている。

この種別内訳をさらに「全日制課程」を教科内容によって６つの学科に区分したのは、例えば工業に関する学科、農業に関する学科において普通科には不要な実験実習のため機械器具を必要とする等、教科内容の異なることによる増加財政需要を算定する必要があるためである。

「定時制課程」を独立校と併設校に区分したのは、併設校においては、独立校に比して不要となる経費が考えられるためである。

一方、独立校、併設校の係数の算出方法は学科ごとの経費によっているので基本的な考え方は全日制課程と同様である。

また、「別科、専攻科」については、その生徒数が教職員定数の基礎とならないので、種別補正により教職員の給与費及びその他の経費を算定する。

なお、教科内容が看護科等、農業に関する学科、工業及び情報に関する学科を（職業科）とし、これ以外の学科を(その他)とした。

以上の種別ごとに２のとおり標準規模を定め、これに基づき３のとおり標準予算を作成し、その所要一般財源を生徒数で除して得た生徒１人当たりの経費の法定単位費用に対する比率によって１のとおり補正係数を算定した。

１　種別補正係数

	全日制	定時制				別科・専攻科	
		独立校		併設校			
		指定都市立	その他の市町村立	指定都市立	その他の市町村立	職業科	その他
普通科等	1.00	2.05	1.69	1.58	1.39	－	－
商業科等	1.11	2.05	1.69	1.67	1.47	－	－
看護科等	2.49	3.42	3.22	2.79	2.59	－	－
農業科	2.57	3.72	3.34	2.73	2.52	－	－
工業・情報科	2.16	3.61	3.24	2.74	2.54	－	－
総合学科	1.51	2.69	2.33	2.00	1.80	－	－
別科・専攻科	－	－	－	－	－	4.18	1.14

2　標準規模

種別ごとの標準予算の基礎となるそれぞれの標準規模は下表のとおりである。

(1) 全日制課程標準規模

学科別＼項目	生徒数 人	学級数 学級	職員数 人
普通科等	600	15	4
商業科等	600	15	4
看護科等	120	3	1
農業に関する学科	600	15	8 (4)
工業及び情報に関する学科	600	15	4
総合学科	600	15	4

(注)職員数の( )書は、実習職員(農夫)数の内書である。

(2) 定時制課程標準規模(独立校)

学科別＼項目	生徒数 人	学級数 学級	職員数 人
普通科等	280	7	3
商業科等	280	7	3
看護科等	140	4	1
農業に関する学科	280	7	4 (1)
工業及び情報に関する学科	280	7	3
総合学科	280	7	3

(注)職員数の( )書は、実習職員(農夫)数の内書である。

3　標準予算

(1) 全日制課程の標準予算及び補正係数

前掲標準規模により算定した標準予算は次表のとおりである。

全日制課程の標準予算　　(単位：千円)

区分			普通科等	商業科等	看護科等	農業に関する学科	工業及び情報に関する学科	総合学科
消費的経費	給与費		8,827	8,827	0	27,347	8,827	8,827
	物件費	非常勤職員報酬	2,659	2,659	2,659	2,659	2,659	2,659
		需用費等	19,126	19,126	5,780	37,927	52,536	36,837
		維持修繕費	3,122	3,122	1,467	6,729	5,361	3,122
		建物改築費等	19,860	25,106	10,645	53,225	38,727	26,215
		委託料	7,837	7,837	5,739	7,837	7,837	7,837
		負担金及び交付金	1,167	1,167	233	1,167	1,167	1,167
	合計		62,598	67,844	26,523	136,891	117,114	86,664
歳入	国庫支出金等		14,687	14,687	2,933	14,679	14,682	14,687
	諸収入		956	956	191	1,429	1,061	956
	合計		15,643	15,643	3,124	16,108	15,743	15,643
差引一般財源			46,955	52,201	23,399	120,783	101,371	71,021
給与改善費			46	46	0	53	52	48
一般財源再計			47,001	52,247	23,399	120,836	101,423	71,069
生徒1人当たり額(円)			78,300	87,078	194,992	201,393	169,038	118,448
補正係数(生徒1人当たり額／78,300円)			1.00	1.11	2.49	2.57	2.16	1.51

(2) 定時制課程の標準予算及び補正係数

定時制課程については、独立校、併設校等の種別によって生徒１人当たりの経費が異なるが、その種別ごとの標準予算は、前記定時制課程標準規模によって積算した下記定時制課程の標準予算を基礎として算出している。

また、標準予算は各学科別に計上したが、補正係数は学科別生徒構成比を用いて算出している。

① 定時制独立校

ア 指定都市立学校生徒に係るもの

（単位：千円）

区分			普通科等	商業科等	看護科等	農業に関する学科	工業及び情報に関する学科	総合学科
消費的経費	給与費		3,607	3,607	0	8,237 (4,630)	3,607	3,607
	物件費	非常勤職員報酬	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218
		需用費等	9,852	13,008	9,238	22,711	33,672	20,858
		維持修繕費	1,972	2,602	1,433	5,710	3,557	1,972
		建物改築費等	9,268	12,234	12,419	24,838	18,073	12,234
		委託料	7,827	1,151	7,624	7,827	7,827	7,827
		負担金及び交付金	2,554	2,554	1,265	2,557	2,548	2,554
		給食費	10,736	10,736	5,368	10,736	10,736	10,736
	合計		47,034	47,110	38,565	83,834	81,238	61,006
歳入	国庫支出金等		1,957	1,952	999	1,949	1,953	1,957
	諸収入		183	183	91	419	236	183
	合計		2,140	2,135	1,090	2,368	2,189	2,140
差引一般財源			44,894	44,975	37,475	81,466	79,049	58,866
給与改善費			0	0	0	0	0	0
一般財源再計			44,894	44,975	37,475	81,466	79,049	58,866
生徒１人当たり額（円）			160,336	160,625	267,679	290,950	282,318	210,236
補正係数(生徒１人当たり額／ 78,300円)			2.05	2.05	3.42	3.72	3.61	2.69

イ その他の市町村立学校生徒に係るもの

（単位：千円）

区分		普通科等 (280人)	商業科等 (280人)	看護科等 (140人)	農業に関する学科 (280人)	工業及び情報に関する学科 (280人)	総合学科 (280人)
定時制標準予算一般財源	(A)	44,894	44,975	37,475	81,466	79,049	58,866
(A)のうち宿日直手当	(B)	3,607	3,607	－	3,607	3,607	3,607
授業料収入等の充当差額	(C)	4,280	4,270	2,180	4,736	4,378	4,280
(A)－((B)＋(C))		37,007	37,098	35,295	73,123	71,064	50,979
生徒1人当たり額(円)	(D)	132,168	132,493	252,107	261,154	253,800	182,068
補正係数 (D)／ 78,300円		1.69	1.69	3.22	3.34	3.24	2.33

② 定時制併設校

ア 指定都市立学校生徒に係るもの

（単位：千円）

区分		普通科等 (280人)	商業科等 (280人)	看護科等 (140人)	農業に関する学科 (280人)	工業及び情報に関する学科 (280人)	総合学科 (280人)
定時制標準予算一般財源	(A)	44,894	44,975	37,475	81,466	79,049	58,866
(A)のうちその他の職員1人当たり給与費及び宿日直手当(衛生看護を除く)	(B)	3,607	3,607	－	8,237	3,607	3,607
経費中併設のために不要となる額	(C)	6,586	4,800	6,915	13,332	15,350	11,402
(A)－((B)＋(C))		34,701	36,568	30,560	59,897	60,092	43,857
生徒1人当たり額(円)	(D)	123,932	130,600	218,286	213,918	214,614	156,632
補正係数 (D)／ 78,300円		1.58	1.67	2.79	2.73	2.74	2.00

イ　その他の市町村立学校生徒に係るもの　　（単位：千円）

区　　分		普通科等 (280人)	商業科等 (280人)	看護科等 (140人)	農業に関する学科 (280人)	工業及び情報に関する学科 (280人)	総合学科 (280人)
その他の市町村立定時制	(A)	37,007	37,098	35,295	73,123	71,064	50,974
独立校の一般財源総額							
(A)のうちその他の職員1人当たり給与費							
(衛生看護を除く)	(B)	0	0	－	4,630	0	0
経費中併設のために不要となる額	(C)	6,586	4,800	6,915	13,332	15,350	11,402
(A)－((B)＋(C))		30,421	32,298	28,380	55,161	55,714	39,572
生徒1人当たり額(円)	(D)	108,646	115,350	202,714	197,004	198,979	141,329
補正係数	(D)／ 78,300円	1.39	1.47	2.59	2.52	2.54	1.80

(3) 別科、専攻科の標準予算及び補正係数算出表

区分		職　業　科			その　他		
		金額	積算内訳		金額	積算内訳	
消費的経費	給与費	25,886	千円 給料等	25,886	千円 7,408	千円 給料等	千円 7,408
	旅費	285		285			
	建物改築費等	2,648			2,979		
	その他	7,058			4,579		
	消費的経費計 a	35,877			14,966		
歳入	国庫補助金等	9,829	高等学校等就学支援金交付金等 入学検定料 入学料	9,829	6,933	高等学校等就学支援金交付金等 入学検定料 入学料	6,933
	歳入合計 b	9,829			6,933		
差引一般財源		26,048			8,033		
給与改善費		131			0		
一般財源再計		26,179			8,033		
1人当たり額 (a)		円 327,238	定数　80		円 89,256	定数　90	
補正係数 $\frac{(a)}{78,300円}$		4.18			1.14		

第二項　普 通 態 容 補 正

地域手当の級地区分に応じた行政質量差を反映させるものであり、次表のとおり、一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分に応じた共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えた率をもって普通態容補正係数とした。

地域手当の級地区分	共通係数 A	A×　0.086 B	B＋　0.914
1級地（旧1級地）	1.151	0.099	1.013
2級地（旧2級地）	1.122	0.096	1.010
2級地（旧3級地）	1.112	0.096	1.010
2級地（旧4級地）	1.105	0.095	1.009
2級地（旧5級地）	1.105	0.095	1.009
2級地（旧6級地）	1.077	0.093	1.007
2級地（旧7級地）	1.052	0.090	1.004
2級地（旧無級地）	1.026	0.088	1.002
3級地（旧2級地）	1.112	0.096	1.010
3級地（旧3級地）	1.105	0.095	1.009
3級地（旧4級地）	1.092	0.094	1.008
3級地（旧5級地）	1.085	0.093	1.007
3級地（旧6級地）	1.077	0.093	1.007
3級地（旧無級地）	1.026	0.088	1.002
4級地（旧4級地）	1.085	0.093	1.007
4級地（旧5級地）	1.070	0.092	1.006
4級地（旧6級地）	1.052	0.090	1.004
4級地（旧7級地）	1.042	0.090	1.004
4級地（旧無級地）	1.026	0.088	1.002
5級地（旧6級地）	1.035	0.089	1.003
5級地（旧7級地）	1.022	0.088	1.002
5級地（旧無級地）	1.012	0.087	1.001
無級地（旧7級地）	1.012	0.087	1.001
無級地（旧無級地）	0.997	0.086	1.000

（注）　補正係数が1.000未満となるものは1.000とする。

(参考)標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

給　与　費	4,041 千円	(0.086)
そ の 他 の 経 費	42,960 千円	(0.914)
合　計	47,001 千円	(1.000)

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第２項に規定する「特定被災地方公共団体」のうち、福島県については、依然として震災により一時的に避難転出している生徒が多いこと等により、引き続き年度途中における復帰によって生じる需要や、避難中であっても建物の修繕費・維持管理費等の継続的・計画的な行政運営に資する需要が生じることに配慮し、次の算式により得た率（特例率）を普通態容補正係数（特例措置前）に加えた率をもって普通態容補正係数とした。

算式

$$\text{特例率} = \frac{(B \times D - A) \times C \times 78,300\text{円}}{78,300\text{円} \times A}$$

算式の符号

Ａ： 測定単位の数値(令和７年５月１日現在の生徒数)

Ｂ： 平成22年５月１日現在の生徒数

Ｃ： 令和７年度算定における普通態容補正係数(特例措置前)

Ｄ： 令和７年１月１日現在の住民基本台帳登載人口を平成22年９月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によって調査した平成22年10月１日現在の外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下第５位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する）。ただし、0.94903を上限とする。

78,300円： 単位費用

(注)(Ｂ×Ｄ－Ａ)が負数となるときは原則として0とする。

第三項　寒　冷　補　正

適用する寒冷補正は、給与差、寒冷度及び積雪度による補正であり、それぞれの補正率は次表のとおりである。

1　給　与　差

その他の職員の寒冷地手当に係る増加財政需要額を算定するために適用するものであり、寒冷地手当の各級地ごとの職員一人当たり支給額に支給対象職員を乗じて得た額を一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

級地	職員1人当たり 支　給　額 a	支 給 総 額 (a×職員数（1.0人)) b	補　正　率 b 47,001千円
	円	千円	
1級地	109,290	109	0.002
2級地	96,375	96	0.002
3級地	93,733	94	0.002
4級地	75,072	75	0.002
無級地（旧4級地）	50,048	50	0.001
無級地（上記以外）	0	0	0.000

2　寒　冷　度

暖房用燃料費及び暖房用施設更新費に係る増加財政需要額を算定するために適用するものであり、その所要一般財源を標準団体の一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

（単位：千円）

区分＼級地	4　級　地	3　級　地	2　級　地	1　級　地
燃料費	9,926	6,579	4,390	2,573
施設更新費	2,016	1,299	885	567
合計　(a)	11,942	7,878	5,275	3,140
補正率((a)/ 47,001　)	0.254	0.168	0.112	0.067

増加財政需要額の内訳

区　分	燃　料　費	施　設　更　新　費
4　級　地	155,100円 × 64台 ＝ 9,926千円	31,500円 × 64台 ＝ 2,016千円
3　級　地	102,800円 × 64台 ＝ 6,579千円	20,297円 × 64台 ＝ 1,299千円
2　級　地	68,600円 × 64台 ＝ 4,390千円	13,831円 × 64台 ＝ 885千円
1　級　地	40,200円 × 64台 ＝ 2,573千円	8,865円 × 64台 ＝ 567千円

(注)ストーブ台数

$$\text{鉄筋}\ \frac{5,952\text{㎡} \times 0.60}{74\text{㎡}} = 48\text{台}$$

$$\text{鉄筋以外}\ \frac{1,746\text{㎡} \times 0.60}{66\text{㎡}} = 16\text{台}$$

} 計 64台

3　積　雪　度

除雪費に係る増加財政需要額を算定するために適用するものであり、その所要一般財源を標準団体の一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

（単位：千円）

区分＼級地	4　級　地	3　級　地	2　級　地	1　級　地
除雪費　(a)	16,347	7,431	2,972	1,486
補正率((a)/ 47,001　)	0.348	0.158	0.063	0.032

増加財政需要額の内訳

区　分	除　雪　費　等				
4　級　地	19,300円	×	847人	＝	16,347千円
3　級　地	19,300円	×	385人	＝	7,431千円
2　級　地	19,300円	×	154人	＝	2,972千円
1　級　地	19,300円	×	77人	＝	1,486千円

第四項　事 業 費 補 正

事業費補正は、臨時高等学校整備事業債のうち大規模改造事業に係る単独分及び老朽施設改築事業(老朽単独)分並びに学校教育施設等整備事業債のうち公立学校情報通信ネットワーク環境整備事業に係る元利償還金を理論的に算入することとした。

算　　式

$$(\text{事業費補正係数}-1) = \frac{\sum_{n=17}^{19}(B_n \times C_n) + \sum_{n=11}^{19}(D_n \times E_n) + F_{令2} \times G_{令2}}{78,300\text{円} \times A}$$

算式の符号

Ａ ： 当該団体の測定単位の数値(生徒数)

B_n： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債のうち大規模改造事業に係る単独分の同意等額

C_n： 次の表に掲げる率（40%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	17	18	19
市場公募都市	0.0174	0.0150	0.0152
その他の市町村	0.0000	0.0000	0.0000

D_n： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た臨時高等学校整備事業に係る地方債のうち老朽施設改築事業(老朽単独)分の同意等額

E_n： 次の表に掲げる率（40%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19
市場公募都市	0.0041	0.0074	0.0108	0.0093	0.0000	0.0000	0.0174	0.0150	0.0152
その他の市町村							0.0000	0.0000	0.0000

78,300円： 単位費用

$F_{令2}$： 国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るものの額に相当する額

$G_{令2}$： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	R2
市場公募都市	0.03123
その他の市町村	0.03805

第四節　その他の教育費

単位費用	4,590円	測定単位	人口

その他の教育費に適用する補正は、段階補正、密度補正Ⅰ、密度補正Ⅱ、密度補正Ⅲ、普通態容補正Ⅰ、普通態容補正Ⅱ及び投資態容補正（投資補正Ⅱ）である。

算式　段階補正係数×（密度補正Ⅰ係数＋密度補正Ⅲ係数－1）×普通態容補正Ⅰ係数＋（密度補正Ⅱ係数－1）＋（投資補正Ⅱ係数－1）＋（普通態容補正Ⅱ係数－1）

第一項　段　階　補　正

人口の段階を第一表左欄のように定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の財政需要額の算定の例により、第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用（第二表中Ｚ）を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　人口段階ごとの職員数

区分／人口段階	教育長	課長	職員Ａ	職員Ｂ	合計	教育委員
千人	人	人	人	人	人	人
4	1	－	1	3	5	4
8	1	－	1	7	9	4
12	1	－	3	8	12	4
20	1	－	5	11	17	4
30	1	1	6	13	21	4
100	1	4	12	29	46	4
250	1	4	23	56	84	4
400	1	4	35	87	127	4
1,000	1	7	85	207	300	5
2,000	1	11	156	378	546	5

第二表　人口段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

人口段階／経費区分	人 4,000	8,000	12,000	20,000	30,000	100,000 (標準団体)	250,000	400,000	1,000,000	2,000,000
給与費	30,763	52,222	73,879	106,118	134,232	301,248	535,095	796,860	1,866,313	3,385,538
給与改善費	360	612	865	1,243	1,572	3,529	6,268	9,335	21,863	39,660
人口比例経費	470	939	1,409	2,348	3,523	11,742	29,355	46,968	117,420	234,840
その他の経費	13,649	20,599	27,293	44,070	60,964	148,134	338,786	529,495	1,258,396	2,491,317
特定財源	559	840	1,109	1,800	2,494	6,134	15,323	24,498	59,477	118,873
一般財源計	44,683	73,532	102,337	151,979	197,797	458,519	894,181	1,358,160	3,204,515	6,032,482
単位当たり費用 Ｚ（円）	11,171	9,192	8,528	7,599	6,593	4,590	3,577	3,395	3,205	3,016
Ｚ／単位費用	2.434	2.003	1.858	1.656	1.436	1.000	0.779	0.740	0.698	0.657

第三表　段階補正係数算出表

人　　口			段階補正係数
	～	8千人	$\frac{1}{P}$（ 1.57 P＋ 3,460 ）
8	～	12千人	$\frac{1}{P}$（ 1.57 P＋ 3,460 ）
12	～	20千人	$\frac{1}{P}$（ 1.35 P＋ 6,100 ）
20	～	30千人	$\frac{1}{P}$（ 1.02 P＋ 12,700 ）
30	～	100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.81 P＋ 19,000 ）
100	～	250千人	$\frac{1}{P}$（ 0.63 P＋ 37,000 ）
250	～	400千人	$\frac{1}{P}$（ 0.68 P＋ 24,500 ）
400	～	1,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.67 P＋ 28,500 ）
1,000千人	～		$\frac{1}{P}$（ 0.62 P＋ 78,500 ）

（注）Ｐ＝当該団体の人口

（注）段階補正係数が2.435を超えるときは、2.435とする。

第二項　密　度　補　正

密度補正は、人口密度による補正(密度補正Ⅰ及び密度補正Ⅲ)、市町村立の大学、短期大学及び高等専門学校の学生数、市町村立の特別支援学校の幼児、児童及び生徒数並びに高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生数等による補正(密度補正Ⅱ）の３種類である。

なお、平成の合併により、市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、密度補正Ⅰについては平成28年度及び平成30年度から３年で段階的に需要額の割増しを行ったところである。

1　密度補正Ⅰ

人口密度が異なれば公民館、図書館及び社会体育施設の運営に要する経費に差異を生ずることを考慮するため密度補正が適用される。

密度補正は、人口密度450人未満の団体について行い、これに用いる逓増の率は、標準団体について人口密度の逓減に伴い逓増する基準財政需要額及び単位費用を第一表のとおり算出し、それぞれの段階ごとの単位費用を基礎として段階補正の場合と同様の方法によって第二表のとおり定めたものである。

第一表　密度段階別基準財政需要額算定内訳及び単位費用

経費等＼密度段階		450人	300人	150人	100人	50人	20人
所要一般財源	公民館数	9	15	19	20	23	31
	職員数						
	館長	1	1	1	1	1	1
	職員A	1	1	2	2	4	7
	職員B	4	5	5	5	6	7
	公民館運営審議会委員	22	22	25	30	44	69
	報酬	1,470	1,470	1,667	1,996	2,918	4,563
	給与費	38,460	43,780	51,830	51,830	73,250	102,720
	事業費	27,192	58,854	75,650	80,311	88,750	118,646
	財政需要額a	67,122	104,104	129,147	134,137	164,918	225,929
	図書館分館数	1	3	4	4	6	6
	財政需要額b	15,225	45,675	60,900	60,900	91,350	91,350
	社会体育施設数	4	7	9	11	11	12
	財政需要額c	26,988	47,229	60,723	74,217	74,217	80,964
財政需要額計(a+b+c)		109,335	197,008	250,770	269,254	330,485	398,243
増加経費d		0	87,673	141,435	159,919	221,150	288,908
給与改善費e		0	61	156	160	416	773
増加経費計(d+e)		0	87,734	141,591	160,079	221,566	289,681
一般財源総額		458,519	546,253	600,110	618,598	680,085	748,200
うち市町村の姿の変化に対応した交付税算定の見直しによる増加額		12,785	101,674	148,619	147,667	163,645	170,606
単位当たり費用Z		4,590	5,463	6,001	6,186	6,801	7,482
Z／単位費用		1.000	1.190	1.307	1.348	1.482	1.630

第二表　密度補正係数算出表

人口密度	密度補正係数
450人以上	1.00
300人以上 450人未満	$\frac{1}{P}$（0.62 P＋171.0）
150人以上 300人未満	$\frac{1}{P}$（1.07 P＋36.0）
100人以上 150人未満	$\frac{1}{P}$（1.23 P＋12.0）
50人以上 100人未満	$\frac{1}{P}$ 1.22 P＋13.0）
50人未満	$\frac{1}{P}$（1.38 P＋5.0）

（注）Ｐ＝当該団体の人口密度

2　密度補正Ⅱ

市町村が大学、短期大学、高等専門学校及び特別支援学校を設置している場合における財政需要、高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生に係る財政需要並びに公立小・中学校の体育館等の空調設備に係る光熱費についての財政需要を算定するために、下記の算式により適用される。

算　　式

（密度補正Ⅱ係数－1）

【市町村立大学等を設置している場合における財政需要分】

$$= \frac{\text{A}\times\ 3,839\text{千円} + \text{B}\times\ 1,477\text{千円} + \text{C}\times\ 1,689\text{千円} + \text{D}\times\ 227\text{千円} + \text{E}\times\ 440\text{千円}}{\text{当該団体の人口}\times\text{（単位費用＝4,590円）}}$$

$$\frac{\text{F}\times\ 810\text{千円} + \text{G}\times\ 904\text{千円} + \text{H}\times\ 371\text{千円} + \text{I}\times\ 619\text{千円} + \text{J}\times\ 698\text{千円}}{\text{K}\times\ 52\text{千円} + \text{L}\times\ 463\text{千円} + \text{M}\times\ 554\text{千円} + \text{N}\times\ 697\text{千円}}$$

$$= \frac{\text{A}\times\ 836 + \text{B}\times\ 322 + \text{C}\times\ 368 + \text{D}\times\ 49 + \text{E}\times\ 96 + \text{F}\times\ 176 + \text{G}\times\ 197 + \text{H}\times\ 81}{\text{当該団体の人口}}$$

$$\frac{\text{I}\times\ 135 + \text{J}\times\ 152 + \text{K}\times\ 11 + \text{L}\times\ 101 + \text{M}\times\ 121 + \text{N}\times\ 152}{}$$

算式の符号

A～F：　学校基本調査規則によって調査した令和７年５月１日現在における当該市町村の設置する大学（当該市町村が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第６条第３項に規定する設立団体である同法第68条第１項の公立大学法人の設置する大学を含む。以下同じ。）に在学する次の学部の学生（学部学生のほか専攻科、大学院に在学する学生を含むものであるが、別科の学生及び聴講生、研究生等は含まないものである。）の数。

なお、大学を新設した場合（学部・学科の新増設は含まない。）においては、開設初年度目にあっては、当該学生数に2.0を、開設２年度目にあっては当該学生数に1.5を、開設３年度目にあっては、当該学生数に1.25をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数をそれぞれ四捨五入する。）とする。

A：医学部

B：理科系学部（理学部、工学部、農学部、水産学部をいう。）

C：保健系学部（医学部を除く。）

D：社会科学系学部

E：人文科学系学部

F：家政系学部及び芸術系学部

G～I：　学校基本調査規則によって調査した令和７年５月１日現在における当該市町村の設置する短期大学(当該市町村が地方独立行政法人法第６条第３項に規定する設立団体である同法第68条第１項の公立大学法人の設置する短期大学を含む。)に在学する次の学科の学生(本科及び専攻科の学生をいうものであり、別科の学生及び聴講生は含まないものである。)の数。

なお、短期大学を新設した場合(学科の新増設は含まない。)においては、３年制短期大学については、開設初年度目にあっては当該学生数に3.0を、開設２年度目にあっては当該学生数に1.5を、２年制短期大学については、開設初年度目にあっては当該学生数に2.0をそれぞれ乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数をそれぞれ四捨五入する。)とする。

G：理学系、工学系、農学系及び保健系学科

H：文科系学科

I：家政系学科及び芸術系学科

J：学校基本調査規則によって調査した令和７年５月１日現在における当該市町村の設置する高等専門学校（当該市町村が地方独立行政法人法第６条第３項に規定する設立団体である同法第68条第１項の公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。）に在学する学生の数

3,839千円：
1,477千円：
1,689千円：
227千円：
440千円：
810千円：
904千円：
371千円：
619千円：
698千円：
　市町村立の大学、短期大学及び高等専門学校の学生１人当たりの経費

Ｋ～Ｎ： 学校基本調査規則によって調査した令和７年５月１日現在における当該市町村立特別支援学校における次の数

Ｋ： 幼稚部に在学する幼児数

Ｌ： 小学部及び中学部に在学する児童数及び生徒数

Ｍ： 高等部(本科)に在学する生徒数

Ｎ： 高等部(専攻科及び別科)に在学する生徒数

52千円：
463千円：
554千円：
697千円： ｝ 市町村立の特別支援学校の幼児、児童及び生徒１人当たりの経費

【高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生に係る財政需要分】

$$= \frac{1}{\text{当該団体の人口} \times (\text{単位費用} = \quad 4,590\text{円})} \Big[\{A \times a + B \times b + C \times c + D \times d + E \times e + F \times f + G \times g + H \times h + I \times i + J \times j + K \times k + L \times l + (M \times m + N \times n + O \times o + P \times p) \times \alpha + Q \times q + R \times r + S \times s + T \times t + U \times u + V \times v + W \times w + X \times x + Y \times y + Z \times z + AA \times aa + AB \times ab + (AC \times ac + AD \times ad + AE \times ae + AF \times af) \times \beta\} \times 0.842 + (AG \times ag + AH \times ah + AI \times ai + AJ \times aj + AK \times ak + AL \times al + AM \times am + AN \times an) \times 0.935 - (\text{当該団体の人口}/100,000\text{人}) \times 6,228,000\text{円} \Big]$$

$$= \frac{1}{\text{当該団体の人口}} \Big[\{A \times 116.732 + B \times 77.821 + C \times 38.911 + D \times 116.732 + E \times 84.967 + F \times 56.645 + G \times 28.322 + H \times 84.967 + I \times 51.111 + J \times 34.074 + K \times 17.037 + L \times 51.111 + (M \times 36.640 + N \times 24.227 + O \times 12.113 + P \times 36.340) \times \alpha + Q \times 61.438 + R \times 40.959 + S \times 20.479 + T \times 61.438 + U \times 36.863 + V \times 24.575 + W \times 12.288 + X \times 36.863 + Y \times 18.431 + Z \times 12.288 + AA \times 6.144 + AB \times 18.431 + (AC \times 15.251 + AD \times 10.174 + AE \times 5.098 + AF \times 15.251) \times \beta\} \times 0.842 + (AG \times 116.732 + AH \times 84.967 + AI \times 51.111 + AJ \times 36.340 + AK \times 61.438 + AL \times 36.863 + AM \times 18.431 + AN \times 15.251) \times 0.935 \Big] - 0.014$$

算式の符号

Ａ： 市町村立大学授業料減免対象学生数のうち非課税世帯の数
Ｂ： 市町村立大学授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
Ｃ： 市町村立大学授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
Ｄ： 市町村立大学授業料減免対象学生数のうち多子世帯支援の数
Ｅ： 市町村立短期大学授業料減免対象学生数のうち非課税世帯の数
Ｆ： 市町村立短期大学授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
Ｇ： 市町村立短期大学授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
Ｈ： 市町村立短期大学授業料減免対象学生数のうち多子世帯支援の数
Ｉ： 市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち非課税世帯の数
Ｊ： 市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
Ｋ： 市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
Ｌ： 市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち多子世帯支援の数
Ｍ： 市町村立専門学校授業料減免対象学生数のうち非課税世帯の数
Ｎ： 市町村立専門学校授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
Ｏ： 市町村立専門学校授業料減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
Ｐ： 市町村立専門学校授業料減免対象学生数のうち多子世帯支援の数
Ｑ： 市町村立大学入学金減免対象学生数のうち非課税世帯の数
Ｒ： 市町村立大学入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
Ｓ： 市町村立大学入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
Ｔ： 市町村立大学入学金減免対象学生数のうち多子世帯支援の数
Ｕ： 市町村立短期大学入学金減免対象学生数のうち非課税世帯の数
Ｖ： 市町村立短期大学入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
Ｗ： 市町村立短期大学入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
Ｘ： 市町村立短期大学入学金減免対象学生数のうち多子世帯支援の数
Ｙ： 市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち非課税世帯の数
Ｚ： 市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
ＡＡ： 市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
ＡＢ： 市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち多子世帯支援の数
ＡＣ： 市町村立専門学校入学金減免対象学生数のうち非課税世帯の数
ＡＤ： 市町村立専門学校入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（2/3区分）の数
ＡＥ： 市町村立専門学校入学金減免対象学生数のうち住民税準非課税世帯（1/3区分）の数
ＡＦ： 市町村立専門学校入学金減免対象学生数のうち多子世帯支援の数
ＡＧ： 市町村立大学支援拡充分対象学生数のうち授業料多子世帯支援対象者の数
ＡＨ： 市町村立短期大学支援拡充分対象学生数のうち授業料多子世帯支援対象者の数
ＡＩ： 市町村立高等専門学校支援拡充分対象学生数のうち授業料多子世帯支援対象者の数
ＡＪ： 市町村立専門学校支援拡充分対象学生数のうち授業料多子世帯支援対象者の数
ＡＫ： 市町村立大学支援拡充分対象学生数のうち入学金多子世帯支援対象者の数
ＡＬ： 市町村立短期大学支援拡充分対象学生数のうち入学金多子世帯支援対象者の数
ＡＭ： 市町村立高等専門学校支援拡充分対象学生数のうち入学金多子世帯支援対象者の数
ＡＮ： 市町村立専門学校支援拡充分対象学生数のうち入学金多子世帯支援対象者の数

α： 次の算式により算定した率（小数点以下第３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算　式

［（ａ×3）／｛（ｂ＋ｅ）×3＋ｃ×2＋ｄ）｝］／166,800

算式の符号

ａ： 市町村立専門学校の令和６年度授業料減免実績額
ｂ： 符号Ｍに同じ。
ｃ： 符号Ｎに同じ。
ｄ： 符号Ｏに同じ。
ｅ： 符号Ｐに同じ。

β： 次の算式により算定した率（小数点以下第３位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算　式

［（ｆ×3）／｛（ｇ＋ｊ）×3＋ｈ×2＋ｉ）｝］／70,000

算式の符号

ｆ： 市町村立専門学校の令和６年度入学金減免実績額

ｇ： 符号ＡＣに同じ。

ｈ： 符号ＡＤに同じ。

ｉ： 符号ＡＥに同じ。

ｊ： 符号ＡＦに同じ。

ａ～ａｎ： 以下の表のそれぞれに該当する単価

			授業料		入学金	
市町村立	大学	ア	ａ：	535,800円	ｑ：	282,000円
		イ	ｂ：	357,200円	ｒ：	188,000円
		ウ	ｃ：	178,600円	ｓ：	94,000円
		エ	ｄ：	535,800円	ｔ：	282,000円
		オ	ａｇ：	535,800円	ａｋ：	282,000円
	短期大学	ア	ｅ：	390,000円	ｕ：	169,200円
		イ	ｆ：	260,000円	ｖ：	112,800円
		ウ	ｇ：	130,000円	ｗ：	56,400円
		エ	ｈ：	390,000円	ｘ：	169,200円
		オ	ａｈ：	390,000円	ａｌ：	169,200円

			授業料		入学金	
市町村立	高等専門学校	ア	ｉ：	234,600円	ｙ：	84,600円
		イ	ｊ：	156,400円	ｚ：	56,400円
		ウ	ｋ：	78,200円	ａａ：	28,200円
		エ	ｌ：	234,600円	ａｂ：	84,600円
		オ	ａｉ：	234,600円	ａｍ：	84,600円
	専門学校	ア	ｍ：	166,800円	ａｃ：	70,000円
		イ	ｎ：	111,200円	ａｄ：	46,700円
		ウ	ｏ：	55,600円	ａｅ：	23,400円
		エ	ｐ：	166,800円	ａｆ：	70,000円
		オ	ａｊ：	166,800円	ａｎ：	70,000円

ア： 住民税非課税世帯

イ： 住民税準非課税世帯（2/3区分）

ウ： 住民税準非課税世帯（1/3区分）

エ： 多子世帯支援

オ： 支援拡充分（多子世帯支援）

6,228,000円： 単位費用に積算されている授業料等減免費交付金の一般財源額

【公立小・中学校の体育館等の空調設備に係る光熱費に係る財政需要分】

$$= \frac{1}{\text{当該団体の人口} \times (\text{単位費用} = 4,590\text{円})} \left\{ A \times 328,000\text{円} + B \times 446,000\text{円} + C \times 89,000\text{円} + D \times 328,000\text{円} \right\}$$

$$= \frac{1}{\text{当該団体の人口}} \left\{ A \times 71.460 + B \times 97.168 + C \times 19.390 + D \times 71.460 \right\}$$

算式の符号

Ａ： 市町村立小学校体育館空調設備設置済学校数

Ｂ： 市町村立中学校体育館空調設備設置済学校数

Ｃ： 市町村立中学校武道場空調設備設置済学校数

Ｄ： 市町村立特別支援学校体育館空調設備設置済学校数

328,000円： 小学校及び特別支援学校の体育館の空調設備に係る年間の光熱費の単価

446,000円： 中学校の体育館の空調設備に係る年間の光熱費の単価

89,000円： 中学校の武道場の空調設備に係る年間の光熱費の単価

3　密度補正Ⅲ

人口密度が異なれば学校給食に要する経費に差異を生ずることを考慮するため密度補正が適用される。

密度補正は、人口密度450人未満の団体について行い、これに用いる逓増の率は、標準団体について人口密度の逓減に伴い逓増する基準財政需要額及び単位費用を第一表のとおり算出し、それぞれの段階ごとの単位費用を基礎として段階補正の場合と同様の方法によって第二表のとおり定めたものである。

第一表　密度段階別基準財政需要額算定内訳及び単位費用

経費等＼密度段階	450人	300人	150人	100人	50人	20人
給食に要する経費	222,420	241,062	253,415	265,494	297,830	354,478
増加経費	0	18,642	30,995	43,074	75,410	132,058
一般財源総額	458,519	477,161	489,514	501,593	533,929	590,577
うち市町村の姿の変化に対応した交付税算定の見直しによる増加額	0	18,642	30,995	43,074	75,410	132,058
単位当たり費用Ｚ	4,590	4,772	4,895	5,016	5,339	5,906
Ｚ／単位費用	1.000	1.040	1.066	1.093	1.163	1.287

第二表　密度補正係数算出表

人　口　密　度	密度補正係数
450人以上	1.00
300人以上 450人未満	$\frac{1}{P}$（ 0.92 P＋ 36.0 ）
150人以上 300人未満	$\frac{1}{P}$（ 1.01 P＋ 9.0 ）
100人以上 150人未満	$\frac{1}{P}$（ 1.02 P＋ 7.5 ）
50人以上 100人未満	$\frac{1}{P}$（ 1.03 P＋ 6.5 ）
50人未満	$\frac{1}{P}$（ 1.07 P＋ 4.5 ）

（注1）Ｐ＝当該団体の人口密度

（注2）一本算定の団体以外の団体については、1.000とする。

第三項　普 通 態 容 補 正

1　普通態容補正Ⅰ

①地域手当の級地区分ごとの行政質量差と②種地ごとの行政質量差を反映させるものであり、第一表のとおり、一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分ごとの共通係数を乗じて得た係数に、第二表の種地ごとの個別係数(物件費及び設備費等の差を考慮した率)を加えた率をもって普通態容補正係数（補正係数が1.000未満となるものは1.000とする。）とした。

第一表　地域手当の級地区分による係数算出表

地域手当の級地区分	共通係数 A	A× 給与費の率 0.659 B	権能差反映分		
			指定都市	中核市	その他の市町村
			B× 権能差率 1.089	B× 権能差率 1.050	B× 権能差率 1.000
１級地（旧１級地）	1.151	0.759	0.827	0.797	0.759
２級地（旧２級地）	1.122	0.739	0.805	0.776	0.739
２級地（旧３級地）	1.112	0.733	0.798	0.770	0.733
２級地（旧４級地）	1.105	0.728	0.793	0.764	0.728
２級地（旧５級地）	1.105	0.728	0.793	0.764	0.728
２級地（旧６級地）	1.077	0.710	0.773	0.746	0.710
２級地（旧７級地）	1.052	0.693	0.755	0.728	0.693
２級地（旧無級地）	1.026	0.676	0.736	0.710	0.676
３級地（旧２級地）	1.112	0.733	0.798	0.770	0.733
３級地（旧３級地）	1.105	0.728	0.793	0.764	0.728
３級地（旧４級地）	1.092	0.720	0.784	0.756	0.720
３級地（旧５級地）	1.085	0.715	0.779	0.751	0.715
３級地（旧６級地）	1.077	0.710	0.773	0.746	0.710
３級地（旧無級地）	1.026	0.676	0.736	0.710	0.676
４級地（旧４級地）	1.085	0.715	0.779	0.751	0.715
４級地（旧５級地）	1.070	0.705	0.768	0.740	0.705
４級地（旧６級地）	1.052	0.693	0.755	0.728	0.693
４級地（旧７級地）	1.042	0.687	0.748	0.721	0.687
４級地（旧無級地）	1.026	0.676	0.736	0.710	0.676
５級地（旧６級地）	1.035	0.682	0.743	0.716	0.682
５級地（旧７級地）	1.022	0.673	0.733	0.707	0.673
５級地（旧無級地）	1.012	0.667	0.726	0.700	0.667
無級地（旧７級地）	1.012	0.667	0.726	0.700	0.667
無級地（旧無級地）	0.997	0.657	0.715	0.690	0.657

第二表　種地区分による係数算出表

種地	特別区及び中核市以外の市町村		中核市	
	基準評点における個別係数	算式	基準評点における個別係数	算式
Ⅰ 10	特別区 0.640	0.000520 X＋ 0.1460		
	政令市 0.697	0.000560 X＋ 0.1650		
Ⅰ 9	政令市 0.682	0.000300 X＋ 0.4120		
Ⅰ 8	政令市 0.665	0.000340 X＋ 0.3760		
Ⅰ 7	政令市 0.636	0.000290 X＋ 0.4185	0.613	0.000290 X＋ 0.3955
	その他の市 0.584	0.000270 X＋ 0.3815		
Ⅰ 6	政令市 0.550	0.000860 X＋ △ 0.0090	0.530	0.000830 X＋ △ 0.0095
	その他の市 0.505	0.000790 X＋ △ 0.0085		
Ⅰ 5	0.443	0.000620 X＋ 0.1020	0.465	0.000650 X＋ 0.1075
Ⅰ 4	0.341	0.001020 X＋ △ 0.1180	0.358	0.001070 X＋ △ 0.1235
Ⅰ 3	0.319	0.000220 X＋ 0.2420		
Ⅰ 2	0.260	0.000393 X＋ 0.1814		
Ⅰ 1	0.229	0.000310 X＋ 0.1980		
Ⅱ 10	0.522	0.000240 X＋ 0.2940	0.548	0.000260 X＋ 0.3010
Ⅱ 9	0.475	0.000940 X＋ △ 0.3710	0.499	0.000980 X＋ △ 0.3830
Ⅱ 8	0.427	0.000960 X＋ △ 0.3890	0.448	0.001020 X＋ △ 0.4190
Ⅱ 7	0.379	0.000960 X＋ △ 0.3890	0.398	0.001000 X＋ △ 0.4020
Ⅱ 6	0.358	0.000420 X＋ 0.0430	0.376	0.000440 X＋ 0.0460
Ⅱ 5	0.341	0.000340 X＋ 0.1030	0.358	0.000360 X＋ 0.1060
Ⅱ 4	0.287	0.000540 X＋ △ 0.0370	0.301	0.000570 X＋ △ 0.0410
Ⅱ 3	0.236	0.000510 X＋ △ 0.0190	0.248	0.000530 X＋ △ 0.0170
Ⅱ 2	0.161	0.000500 X＋ △ 0.0140	0.169	0.000527 X＋ △ 0.0155
Ⅱ 1	0.136	0.000143 X＋ 0.1110	0.143	0.000149 X＋ 0.1169

（注）　Xは市町村の評点である。

①　地域手当の級地区分による係数

一般財源総額に占める共通係数の影響を受ける経費（給与費一般財源分）の割合に地域手当の級地区分ごとの共通係数及び次の(1)から(2)に基づく行政権能差を乗じて得た率をもって地域手当級地区分による補正率とした。

$$\frac{\text{給与費一般財源}}{\text{一般財源総額}} = \frac{302,329\text{千円}}{458,519\text{千円}} = 0.659$$

(1)　指定都市における権能差

指定都市については、道府県からの事務移譲として道府県費負担教職員の任命及び研修に関する事務等を行わなければならないことから、当該移譲事務に係る経費を加算する必要がある。

この事務移譲に係る経費については、人口170万人の都道府県（標準団体）の区域を指定都市と仮定した場合の経費（一般財源）を算出し、その17分の１の額（人口10万人相当）を標準団体の基準財政需要額に加算した額を標準団体の基準財政需要額で除して得た率をもって行政権能差に係る補正率とした。

指定都市事務移譲に係る需要額　463,895千円　A

- 教育委員会における任免、給与の決定・負担、休職及び懲戒に関する事務経費
- 教育公務員特例法第22条の５に基づく付属機関に関する経費
- 各種研修の実施に要する経費
- 教育研修センターの運営に要する経費
- 文化財の保護に関する事務経費
- 学校・家庭・地域連携協力推進事業に関する経費
- 法務相談費

$$A \times \frac{100,000\text{人}}{1,700,000\text{人} \times 0.666}$$　（人口170万人の段階補正係数）　40,973千円　B

標準団体（市町村）の基準財政需要額　458,519千円　C

B＋C　499,492千円　D

補正率　D／C　1.089

(2)　中核市における権能差

中核市については、道府県からの事務移譲として教職員の研修に関する事務等を行わなければならないことから、当該移譲事務に係る経費を加算する必要がある。

この事務移譲に係る経費については、人口170万人の都道府県(標準団体)の区域を中核市と仮定した場合の経費(一般財源)を算出し、その17分の１の額(人口10万人相当)を標準団体の基準財政需要額に加算した額を標準団体の基準財政需要額で除して得た率をもって行政権能差に係る補正率とした。

中核市事務移譲に係る需要額 ・各種研修の実施に要する経費 ・教育研修センターの運営に要する経費 ・文化財の保護に関する事務経費 ・学校・家庭・地域連携協力推進事業に関する経費	260,088千円	A
$A \times \frac{100,000人}{1,700,000人 \times 0.666}$　（人口170万人の段階補正係数）	22,972千円	B
標準団体(市町村)の基準財政需要額	458,519千円	C
B＋C	481,491千円	D
補正率　D／C	1.050	

②　種地区分による係数

種地区分ごとに設定された算式を用いて得た率をもって種地区分による係数とした。

２　普通態容補正Ⅱ

指定都市立の小学校、中学校及び特別支援学校における教職員の給与費及び旅費等を算定するため普通態容補正Ⅱを適用している。

算式

$$(\text{普通態容補正Ⅱ係数}-1) = \frac{B+C+D+E}{(\text{単位費用} = 4,590円) \times A}$$

算式の符号

A　：　測定単位の数

B　：　次の算式により算定した指定都市立小学校の教職員経費の額

算式

$$6,765\text{千円} \times b_1 \times \{ (b_2 \times b_3) + b_4 \}$$

算式の符号

6,765千円　：　第一表のとおり算定した小学校の教職員１人あたり経費

b_1　：　令和７年５月１日現在の指定都市立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の教職員数

b_2　：　第二表のとおり算定した地域手当係数

b_3　：　次の算式によって算定した年齢構成差等係数

算式

$$\frac{\alpha}{537,307円} \times 0.891 + 0.109$$

算式の符号

α　：　令和６年度における各指定都市の小中学校教職員平均給与月額（地域手当及び寒冷地手当を除く。）

537,307円　：　全国平均の小中学校教職員平均給与月額

0.891　：　小学校の教職員１人あたり経費に占める給与費（退職手当等を除く。）の割合

b_4　：　寒冷地手当係数（札幌市に限る。）　0.010

C　：　次の算式により算定した指定都市立中学校の教職員経費の額

算式

$$6,668\text{千円} \times c_1 \times \{ (c_2 \times c_3) + c_4 \}$$

算式の符号

6,668千円　：　第一表のとおり算定した中学校の教職員１人あたり経費

c_1　：　令和７年５月１日現在の指定都市立中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の教職員数

c_2　：　第二表のとおり算定した地域手当係数

c_3　：　次の算式によって算定した年齢構成差等係数

算式

$$\frac{\alpha}{537,307円} \times 0.890 + 0.110$$

算式の符号

α ： 令和６年度における各指定都市の小中学校教職員平均給与月額（地域手当及び寒冷地手当を除く。）

537,307円 ： 全国平均の小中学校教職員平均給与月額

0.890 ： 中学校の教職員１人あたり経費に占める給与費（退職手当等を除く。）の割合

c_4 ： 寒冷地手当係数（札幌市に限る。） 0.010

D ： 次の算式により算定した指定都市立特別支援学校（小学部・中学部・高等部（本科））の教職員経費の額

算式

$$6,276 \text{ 千円} \times (d_1 + d_2) \times \left\{ \frac{d_1 \times (d_3 \times d_4) + (d_2 \times 1.23) \times d_3}{(d_1 + d_2)} + d_5 \right\}$$

算式の符号

6,276 千円 ： 第一表のとおり算定した特別支援学校の教職員１人あたり経費

d_1 ： 令和７年５月１日現在の指定都市立特別支援学校（小・中学部）の教職員数

d_2 ： 令和７年５月１日現在の指定都市立特別支援学校（高等部（本科））の教職員数

d_3 ： 第二表のとおり算定した地域手当係数

1.23 ： 小・中学部の教職員１人あたり経費に対する高等部の教職員１人あたり経費の比率

d_4 ： 次の算式によって算定した年齢構成差等係数

算式

$$\frac{\beta}{555,143円} \times 0.436 + 0.564$$

算式の符号

β ： 令和６年度における各指定都市の特別支援学校（小・中学部）教職員平均給与月額（地域手当及び寒冷地手当を除く。）

555,143円 ： 全国平均の特別支援学校（小・中学部）教職員平均給与月額（同上。）

0.436 ： 特別支援学校の教職員１人あたり経費に占める給与費（退職手当等を除く。）の割合

d_5 ： 寒冷地手当係数（札幌市に限る。） 0.010

E ： 次の算式により算定した指定都市立特別支援学校（幼稚部・高等部（専攻科））の教職員経費の額

算式

$$1,470 \text{ 千円} \times e_1 + 4,240 \text{ 千円} \times e_2$$

算式の符号

1,470 千円 ： 幼稚部の幼児１人あたり経費のうち教職員の人件費及び旅費

4,240 千円 ： 高等部（専攻科）の生徒１人あたり経費のうち教職員の人件費及び旅費

e_1 ： 令和７年５月１日現在の指定都市立特別支援学校（幼稚部）の幼児数

e_2 ： 令和７年５月１日現在の指定都市立特別支援学校（高等部（専攻科））の生徒数

第一表　教職員１人あたり経費の算定基礎

（単位　千円）

区　分	経　費					積算内容
	小学校分	中学校分	特別支援学校分			
				義務制	非義務制	
給与費	55,470,321	31,620,033	8,269,418	5,880,384	2,389,034	
給与改善費	469,824	266,080	76,970	54,700	22,270	
報酬等	123,939	99,506	－	－	－	スクールカウンセラー活用事業
	413,261	221,019	14,081	14,081	－	補習等のための指導員等派遣事業
		29,223				補習等のための指導員等派遣事業（部活動指導員分）
旅費	493,735	285,219	84,306	54,485	29,821	
委託料	－	－	21,366	14,773	6,593	宿日直分
歳出計　a	56,971,080	32,521,080	8,466,141	6,018,423	2,447,718	
国庫支出金	14,190,189	8,095,993	1,495,637	1,495,637	－	義務教育費国庫負担金
	41,313	33,169	－	－	－	補助金（スクールカウンセラー活用分）
	137,754	73,673	4,693	4,693	－	補助金（補習等のための指導員等派遣分）
歳入計　b	14,369,256	8,202,835	1,500,330	1,500,330	－	
差引一般財源　c　a−b	42,601,824	24,318,245	6,965,811	－	－	
教職員数　d	6,297	3,647	1,110	－	－	
1人当たり経費　e　c/d	6,765	6,668	6,276	－	－	

（注）本表は、人口170万人の規模を有する指定都市を想定し、作成したものである。

第二表　地域手当係数の算定基礎

地域手当の級地区分に応じた行政の質量の差を反映させるものであり、次表のように一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分に応じた共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えて得た率をもって地域手当係数とした。

地域手当の級地区分	共通係数 A	小学校		中学校		特別支援学校	
		A×0.972 B	B＋0.028	A×0.964 C	C＋0.036	A×0.974 D	D＋0.026
１級地（旧１級地）	1.151	1.119	1.147	1.110	1.146	1.121	1.147
２級地（旧２級地）	1.122	1.091	1.119	1.082	1.118	1.093	1.119
２級地（旧３級地）	1.112	1.081	1.109	1.072	1.108	1.083	1.109
２級地（旧４級地）	1.105	1.074	1.102	1.065	1.101	1.076	1.102
２級地（旧５級地）	1.105	1.074	1.102	1.065	1.101	1.076	1.102
２級地（旧６級地）	1.077	1.047	1.075	1.038	1.074	1.049	1.075
２級地（旧７級地）	1.052	1.023	1.051	1.014	1.050	1.025	1.051
２級地（旧無級地）	1.026	0.997	1.025	0.989	1.025	0.999	1.025
３級地（旧２級地）	1.112	1.081	1.109	1.072	1.108	1.083	1.109
３級地（旧３級地）	1.105	1.074	1.102	1.065	1.101	1.076	1.102
３級地（旧４級地）	1.092	1.061	1.089	1.053	1.089	1.064	1.090
３級地（旧５級地）	1.085	1.055	1.083	1.046	1.082	1.057	1.083
３級地（旧６級地）	1.077	1.047	1.075	1.038	1.074	1.049	1.075
３級地（旧無級地）	1.026	0.997	1.025	0.989	1.025	0.999	1.025
４級地（旧４級地）	1.085	1.055	1.083	1.046	1.082	1.057	1.083
４級地（旧５級地）	1.070	1.040	1.068	1.031	1.067	1.042	1.068
４級地（旧６級地）	1.052	1.023	1.051	1.014	1.050	1.025	1.051
４級地（旧７級地）	1.042	1.013	1.041	1.004	1.040	1.015	1.041
４級地（旧無級地）	1.026	0.997	1.025	0.989	1.025	0.999	1.025
５級地（旧６級地）	1.035	1.006	1.034	0.998	1.034	1.008	1.034
５級地（旧７級地）	1.022	0.993	1.021	0.985	1.021	0.995	1.021
５級地（旧無級地）	1.012	0.984	1.012	0.976	1.012	0.986	1.012
無級地（旧７級地）	1.012	0.984	1.012	0.976	1.012	0.986	1.012
無級地（旧無級地）	0.997	0.969	0.997	0.961	0.997	0.971	0.997

（注）補正係数が1.000未満となるものは、1.000とする。

（参考）一般財源総額に占める共通係数の影響を受ける給与費の割合

	区　分	給与費	その他の経費	計
小　学　校	経　費	41,395,274 千円	1,206,550 千円	42,601,824 千円
	比　率	0.972	0.028	1.000
中　学　校	経　費	23,443,747 千円	874,498 千円	24,318,245 千円
	比　率	0.964	0.036	1.000
特別支援学校	経　費	6,785,453 千円	180,358 千円	6,965,811 千円
	比　率	0.974	0.026	1.000

第四項　投 資 態 容 補 正

1　投資補正

市町村立の特別支援学校に係る所要額を算定するため、特別支援学校の学級数を用いて次の算式によって補正係数を算出する。

算　　式

$$(\text{投資補正係数} - 1) = \frac{A\times 950\text{千円} + B\times 978\text{千円} + C\times 1,403\text{千円}}{\text{当該団体の人口}\times(\text{単位費用}=4,590\text{円})}$$

$$= \frac{A\times 207 + B\times 213 + C\times 306}{\text{当該団体の人口}}$$

算式の符号

学校基本調査規則によって調査した令和７年５月１日現在における市町村立の次の学校の学級数

Ａ：特別支援学校の幼稚部に在学する幼児をもって編制された実学級数

Ｂ：特別支援学校の小学部及び中学部に在学する児童又は生徒をもって編制された実学級数

Ｃ：特別支援学校の高等部(別科及び専攻科を含む。)に在学する生徒をもって編制された実学級数

950千円：幼稚部の１学級あたり経費

978千円：小学部及び中学部の１学級あたり経費

1,403千円：高等部の１学級あたり経費

第四章　厚　　生　　費

第一節　生 活 保 護 費

単位費用	9,550円	測定単位	市部人口

生活保護費に適用する補正は、段階補正、密度補正、普通態容補正並びに寒冷補正Ⅰ及び寒冷補正Ⅱである。
算式
段階補正係数×普通態容補正係数×{(寒冷補正Ⅰ係数＋寒冷補正Ⅱ係数)－1}＋(密度補正係数－1)

第一項　段　階　補　正

測定単位である人口の段階ごとの職員数を第一表のように定め、各段階における財政需要額を第二表のとおり積算して、当該財政需要額をそれぞれの段階の測定単位で除して得た単位当たり費用を基礎として、第三表のとおり段階補正係数算出表を定めた。

第一表　人口段階ごとの職員配置表

区分 / 人口段階	所長（職員A）	指導員（職員A）	現業員（職員A）	現業員（職員B）	事務員			合計		
						職員A	職員B		職員A	職員B
千人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
4	1	－	1	3	1	－	1	6	2	4
8	1	1	1	4	1	－	1	8	3	5
12	1	1	1	5	1	－	1	9	3	6
20	1	1	1	6	2	－	2	11	3	8
30	1	1	1	8	2	－	2	13	3	10
100	1	3	1	25	4	1	3	34	6	28
250	1	8	3	62	9	2	7	83	14	69
400	2	12	4	99	12	3	9	129	21	108
1,000	7	30	10	240	29	4	25	316	51	265
2,000	16	60	20	463	58	8	50	617	104	513

各人口段階経費は、以下のとおり分類している。

第二表　人口段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

人口段階 / 経費区分	人 4,000	8,000	12,000	20,000	30,000	100,000 (標準団体)	250,000	400,000	1,000,000	2,000,000
給与費	37,964	54,717	60,182	70,968	81,900	204,583	493,523	766,573	1,882,846	3,695,054
給与改善費	429	583	644	766	888	2,265	5,508	8,537	20,898	40,942
人口比例経費	29,891	59,782	89,672	149,456	224,182	747,276	1,868,191	2,989,104	7,472,760	14,945,520
その他の経費	79	105	118	145	171	447	1,091	1,696	4,154	8,112
一般財源計	68,363	115,187	150,616	221,335	307,141	954,571	2,368,313	3,765,910	9,380,658	18,689,628
単位当たり費用 Z（円）	17,091	14,398	12,551	11,067	10,238	9,550	9,473	9,415	9,381	9,345
Z／単位費用	1.790	1.508	1.314	1.159	1.072	1.000	0.992	0.986	0.982	0.979

第三表　段階補正係数算出表

人　　口	段階補正係数
～　8千人	$\frac{1}{P}$（1.23 P＋2,240）
8 ～　12千人	$\frac{1}{P}$（0.92 P＋4,720）
12 ～　20千人	$\frac{1}{P}$（0.93 P＋4,600）
20 ～　30千人	$\frac{1}{P}$（0.89 P＋5,400）
30 ～　100千人	$\frac{1}{P}$（0.97 P＋3,000）
100 ～　250千人	$\frac{1}{P}$（0.99 P＋1,000）
250 ～　400千人	$\frac{1}{P}$（0.97 P＋6,000）
400 ～　1,000千人	$\frac{1}{P}$（0.98 P＋2,000）
1,000千人 ～	$\frac{1}{P}$（0.98 P＋2,000）

（注）Ｐ＝当該団体の人口

第二項　密　度　補　正

密度補正係数の算定は、社会福祉主事費に係る補正(密度補正：生活扶助者等の数)、生活保護費に係る補正(密度補正：被生活保護者等の数)とする。この場合における補正係数の適用に当たっては、以下の算式によって算出し、加算係数とする。

1　密度補正：生活扶助者等の数

社会福祉主事の設置に要する経費が市部人口（福祉事務所設置町村に係る人口を含む。以下この項において同じ。）に対する生活扶助者等の数の密度に応じて逓増又は逓減すると考えられるので、被生活保護者等の数のうち生活扶助等を受けた者の数を市部人口で除して得た数により算定した密度と標準団体における密度の差を用いて補正を行うものである。

2　密度補正：被生活保護者等の数

生活扶助等に要する経費が市部人口よりも被生活保護者等の数に比例すると考えられるので、当該団体がその経費を負担する被生活保護者等の数を市部人口で除して得た数により算定した密度と標準団体における密度の差を用いて補正を行うものである。

密度補正係数の具体的な算定方法については、道府県分の場合と同様であるが、前年度の生活扶助者等の数が前々年度の数に対して90％未満となる市（福祉事務所設置町村を含む。以下この節において同じ。）については、激変緩和の措置として前々年度の90％の数を用いて算定する。

なお、当該補正に係る被生活保護者等の数については、令和６年度における被生活保護者等の実数と令和６年度における交付税の算定数との差分について令和７年度算定で調整することとした。

算　　式

$$(\text{密度補正係数}-1)=\frac{1}{9,550\text{円}\times A}\times\left[-\left\{\left(\frac{127,674,000\text{円}}{1,430\text{人}}\right)\times\left(B-1,430\text{人}\times\frac{A}{100,000\text{人}}\right)\right\}+\left\{145,620\text{円}\times\left(C\times\alpha-4,968\text{人}\times\frac{A}{100,000\text{人}}\right)\right\}\right]$$

$$=\left(\frac{B\times 100}{A}-1.430\right)\times 0.093+\left(\frac{C\times\alpha\times 100}{A}-4.968\right)\times 0.152$$

算式の符号

Ａ：測定単位の数値

Ｂ：当該団体の生活扶助者等の数

Ｃ：次の算式によって求めた被生活保護者等の数

算式：ａ＋{ｂ－(ｃ×　0.980　)}×　1.013

a ：被生活保護者等の数

当該市の区域内で令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間に生活保護法に基づく扶助を受けた者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けた者の月ごとの実人員の合計数に「扶助区分別被生活保護者等の数に乗ずる率」を乗じて得た数の合計数

b ：被生活保護者等の実数

当該市の区域内で令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間に生活保護法に基づく扶助等を受けた扶助区分ごとの被生活保護者等の数の月ごとの実人員の合計数に「前年度の扶助別単価差率」を乗じて得た数の合計数

c ：前年度における被生活保護者等の数

当該市の区域内で令和５年４月１日から令和６年３月31日までの間に生活保護法に基づく扶助等を受けた扶助区分ごとの被生活保護者等の数の月ごとの実人員の合計数に「前年度用いた扶助区分別被生活保護者等の数に乗ずる率」を乗じて得た数の合計数

0.98 ：令和６年度補正予算分を勘案した率

1.013 ：前年度に用いた被生活保護者１人当たり算入単価を今年度の被生活保護者１人当たり算入単価で除して得た数

$$1.013 = \frac{147,510}{145,620}$$

扶助区分別被生活保護者等の数に乗ずる率

扶助区分	被生活保護者等数伸率 A	扶助別単価差率		A×B×1/12 C
		１人当たり単価 a	a／ 48,540円 B	
生活扶助	1.0555	48,540円	1.0000	0.0880
住宅扶助	1.0612	29,606円	0.6099	0.0539
教育扶助	0.9752	8,085円	0.1666	0.0135
医療扶助（入院分）	0.9577	865,747円	17.8357	1.4234
〃（入院外分）	0.9815	44,834円	0.9237	0.0756
介護扶助	1.0997	19,661円	0.4050	0.0371
その他の扶助	1.0644	38,353円	0.7901	0.0701

（注）１ A欄は、令和７年度分の令和６年度分に対する被生活保護者等の数の推定の伸率である。

２ B欄は、生活扶助に係る１人当たり単価を1.0000とした場合におけるそれぞれの扶助に係る１人当たり単価の割合である。

３ A×Bに1/12を乗ずるのは、被生活保護者等の数が年間人員であるので、月間人員を算出するためである。

４ その他の扶助の38,353円は、出産、生業及び葬祭扶助の単価の平均である。

前年度の扶助別単価差率

扶助区分	扶助別単価差率		A×1/12
	１人当たり単価 a	a／ 49,171円 A	
生活扶助	49,171円	1.0000	0.0833
住宅扶助	29,371円	0.5973	0.0498
教育扶助	8,198円	0.1667	0.0139
医療扶助（入院分）	851,304円	17.3131	1.4428
〃（入院外分）	44,619円	0.9074	0.0756
介護扶助	20,419円	0.4153	0.0346
その他の扶助	36,111円	0.7344	0.0612

前年度用いた扶助区分別被生活保護者等の数に乗ずる率

扶助区分	乗率
生活扶助	0.0886
住宅扶助	0.0534
教育扶助	0.0137
医療扶助（入院分）	1.3647
〃（入院外分）	0.0736
介護扶助	0.0368
その他の扶助	0.0673

α ：扶助費の種地ごとの単価差率

生活保護扶助費の基準単価は市によって差があるので、単価差によって補正する必要がある。単価差の地域区分は種地区分と必ずしも正確に一致するものではないが、概ね同一の傾向を示していることから、種地によって単価差による補正をすることとし、単価差率を次のとおり定めた。

種　　地	Ⅰ－10	Ⅰ－9	Ⅰ－8	Ⅰ－7	Ⅰ－6
単価差率	1.034	1.027	1.020	1.012	0.989
種　　地	Ⅰ－5	Ⅰ－4	Ⅰ－3	Ⅰ－2	Ⅰ－1
単価差率	0.957	0.921	0.905	0.897	0.890
種　　地	Ⅱ－10	Ⅱ－9	Ⅱ－8	Ⅱ－7	Ⅱ－6
単価差率	1.026	1.015	0.996	0.945	0.924
種　　地	Ⅱ－5	Ⅱ－4	Ⅱ－3	Ⅱ－2	Ⅱ－1
単価差率	0.916	0.902	0.887	0.883	0.884

これは、生活保護法による「保護の基準」を基礎として算定したものである。

9,550円： 単位費用

127,674千円： 標準団体における主事費（単価×主事数）

主事費単価の内訳				職員Ａ　（4人）	職員Ｂ　（17人）
給与費				8,050,000円	5,320,000円
特殊勤務手当	12,160円	× 12月	＝	145,920円	145,920円
給与改善費				92,414円	61,074円
旅　費				19,190円	19,190円
その他の事務費	91,000円	÷ 34人	＝	2,676円	2,676円
（Ａ、Ｂ共通）	103,000円	÷ 21人	＝	4,905円	4,905円
計				8,315,105円	5,553,765円

8,315,105円 × 4人 ＋ 5,553,765円 × 17人 ≒ 127,674千円

1,430人： 標準団体における１月当たりの生活扶助者数

145,620円： 被生活保護者１人当たり算入単価

（参考）生活扶助費単価（一般財源年額）

48,540円 × 12月 × 市負担率（0.25） ≒ 145,620円

4,968人： 標準団体における被生活保護者等の数であり、次表により算出した。

標準団体における被生活保護者等の数

扶　助　区　分	標準団体の人員 a	「扶助区分別被生活保護者等の数に乗ずる率」中の乗率Ｂ b	a×b c	c×1/12
生　活　扶　助	17,160人	1.0000	17,160人	－
住　宅　扶　助	17,124人	0.6099	10,444人	－
教　育　扶　助	732人	0.1666	122人	－
医療扶助（入院分）	900人	17.8357	16,052人	－
〃　（入院外分）	14,832人	0.9237	13,700人	－
介　護　扶　助	4,572人	0.4050	1,852人	－
そ　の　他　の　扶　助	360人	0.7901	284人	－
計	55,680人	－	59,614人	4,968人

第三項　普 通 態 容 補 正

地域手当の級地区分ごとの行政質量差を反映させるものであり、次表のとおり、一般財源総額に占める給与費の率に共通係数を乗じて得た係数を普通態容補正係数とした。

地域手当の級地区分	共通係数	A× 給与費の率 0.217	指定都市	中核市	その他の市
			B＋ 権能差率 0.785	B＋ 権能差率 0.784	B＋ 権能差率 0.783
	A	B	C	D	E
1級地（旧1級地）	1.151	0.250	1.035	1.034	1.033
2級地（旧2級地）	1.122	0.243	1.028	1.027	1.026
2級地（旧3級地）	1.112	0.241	1.026	1.025	1.024
2級地（旧4級地）	1.105	0.240	1.025	1.024	1.023
2級地（旧5級地）	1.105	0.240	1.025	1.024	1.023
2級地（旧6級地）	1.077	0.234	1.019	1.018	1.017
2級地（旧7級地）	1.052	0.228	1.013	1.012	1.011
2級地（旧無級地）	1.026	0.223	1.008	1.007	1.006
3級地（旧2級地）	1.112	0.241	1.026	1.025	1.024
3級地（旧3級地）	1.105	0.240	1.025	1.024	1.023
3級地（旧4級地）	1.092	0.237	1.022	1.021	1.020
3級地（旧5級地）	1.085	0.235	1.020	1.019	1.018
3級地（旧6級地）	1.077	0.234	1.019	1.018	1.017
3級地（旧無級地）	1.026	0.223	1.008	1.007	1.006
4級地（旧4級地）	1.085	0.235	1.020	1.019	1.018
4級地（旧5級地）	1.070	0.232	1.017	1.016	1.015
4級地（旧6級地）	1.052	0.228	1.013	1.012	1.011
4級地（旧7級地）	1.042	0.226	1.011	1.010	1.009
4級地（旧無級地）	1.026	0.223	1.008	1.007	1.006
5級地（旧6級地）	1.035	0.225	1.010	1.009	1.008
5級地（旧7級地）	1.022	0.222	1.007	1.006	1.005
5級地（旧無級地）	1.012	0.220	1.005	1.004	1.003
無級地（旧7級地）	1.012	0.220	1.005	1.004	1.003
無級地（旧無級地）	0.997	0.216	1.001	1.000	0.999

1　生活保護法第84条の２の規定に基づく他の市町村との行政権能差相当分として、指定都市にあっては0.002を、中核市にあっては0.001を加算している。

2　上記の補正係数の合計が1.000未満となるものは1.000とする。

(参考)標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

	一般財源	
給　与　費（給与改善費を含む）	206,848 千円	(0.217)
その他の経費	747,723 千円	(0.783)
合　計	954,571 千円	(1.000)

第四項　寒　冷　補　正

生活保護費の寒冷補正については給与の差に係る補正(寒冷補正Ⅰ)のほかに、生活扶助における冬季加算額の差に係る補正(寒冷補正Ⅱ)が設けられており、寒冷補正は寒冷補正Ⅰ係数に寒冷補正Ⅱ係数を加算した数から１を控除した数によるものとする。

１　寒冷補正Ⅰ（給与差）

寒冷地手当に係る増加財政需要額を算定するために適用するものであり、級地ごとの支給額を一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

区分／級地	職員1人当たり支給額 A	支給総額（A×34人） B	補正率 B／954,571千円 C
	円	千円	
１級地	109,290	3,716	0.004
２級地	96,375	3,277	0.003
３級地	93,733	3,187	0.003
４級地	75,072	2,552	0.003
無級地（旧４級地）	50,048	1,702	0.002
無級地（上記以外）	0	0	0.000

２　寒冷補正Ⅱ（寒冷度）

生活扶助における冬季加算額の差について補正するものであるが、標準団体における１ヶ月当たりの生活扶助者数に、寒冷区分による冬季加算額のそれぞれの平均単価と第６区の単価の差額に占める一般財源額を乗じた額を標準団体の一般財源所要額で除して得た率を寒冷度による補正率とした。

なお、冬季加算額平均単価は、生活保護法による「保護の基準」を基礎として算定した。

寒冷区分	冬季加算平均単価 A	A－7,066円 B	B×1／4（地方負担率） C	C×1,430人 D	D／954,571千円
	円	円	円	千円	
１区	48,113	41,047	10,262	14,675	0.015
２区	33,996	26,930	6,733	9,628	0.010
３区	24,060	16,994	4,249	6,076	0.006
４区	21,900	14,834	3,709	5,304	0.006
５区	12,450	5,384	1,346	1,925	0.002
６区	7,066	0	0	0	0.000

第二節　社 会 福 祉 費

単位費用	8,570円	測定単位	人口

社会福祉費に適用する補正は、段階補正、密度補正、普通態容補正及び事業費補正である。

算式

段階補正係数×普通態容補正係数＋(密度補正係数－1)＋(事業費補正係数－1)

第一項　段　階　補　正

測定単位である人口の段階ごとの職員数を第一表のように定め、各段階における財政需要額を第二表のとおり積算して、当該財政需要額をそれぞれの段階の測定単位で除して得た単位当たり費用を基礎として、第三表のとおり段階補正係数算出表を定めた。

第一表　人口段階ごとの職員数

区分 / 人口段階	課　長	職　員　A	職　員　B	合　計
千人	人	人	人	人
4	－	0.5	1.5	2.0
8	－	0.5	2.0	2.5
12	－	0.5	2.5	3.0
20	－	1.0	3.0	4.0
30	1.0	1.0	4.0	6.0
100	1.0	2.0	10.0	13.0
250	1.0	3.0	19.0	23.0
400	2.0	5.0	27.0	34.0
1,000	2.0	9.0	52.0	63.0
2,000	3.0	14.0	82.0	99.0

各人口段階経費は、以下のとおり分類している。

第二表　人口段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

人口段階 / 経費区分	人 4,000	人 8,000	人 12,000	人 20,000	人 30,000	人 100,000 (標準団体)	人 250,000	人 400,000	人 1,000,000	人 2,000,000
給　与　費	12,151	14,811	17,471	24,156	38,606	78,722	135,090	203,026	369,686	579,834
給与改善費	138	168	199	276	442	900	1,542	2,321	4,217	6,616
人口比例経費	24,818	49,636	74,454	124,089	186,134	620,447	1,551,118	2,481,788	6,204,470	12,408,940
その他の経費	15,342	23,677	30,296	46,702	63,695	156,752	284,981	386,778	839,925	1,595,580
一般財源計	52,449	88,292	122,420	195,223	288,877	856,821	1,972,731	3,073,913	7,418,298	14,590,970
単位当たり費用 Z（円）	13,112	11,037	10,202	9,761	9,629	8,570	7,891	7,685	7,418	7,295
Z／単位費用	1.530	1.288	1.190	1.139	1.124	1.000	0.921	0.897	0.866	0.851

第三表　段階補正係数算出表

人　　口	段階補正係数
～　　8千人	$\frac{1}{P}$（ 1.05 P＋ 1,920 ）
8 ～　12千人	$\frac{1}{P}$（ 1.00 P＋ 2,320 ）
12 ～　20千人	$\frac{1}{P}$（ 1.06 P＋ 1,600 ）
20 ～　30千人	$\frac{1}{P}$（ 1.07 P＋ 1,400 ）
30 ～　100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.95 P＋ 5,000 ）
100 ～　250千人	$\frac{1}{P}$（ 0.87 P＋ 13,000 ）
250 ～　400千人	$\frac{1}{P}$（ 0.85 P＋ 18,000 ）
400 ～　1,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.85 P＋ 18,000 ）
1,000千人 ～	$\frac{1}{P}$（ 0.83 P＋ 38,000 ）

（注1）Ｐ＝当該団体の人口

（注2）段階補正係数が1.53を超えるときは、1.53とする。

第二項　密　度　補　正

密度補正は、障害福祉サービス利用者（児童発達支援利用者及び放課後等デイサービス利用者数を除く。）の密度による補正を適用する。

人口を測定単位として社会福祉費に係る基準財政需要額を算定する場合に、人口と障害福祉サービスに要する経費が必ずしも比例しない事情があるため、標準団体に算入されている障害福祉サービス利用者数の人口比例を基準として、需要額を割増又は割減するために適用される。

算　　式

（密度補正係数－1）

$$= \frac{1}{A \times 8,570円} \times \left\{ \left(B1 - 254人 \times \frac{A}{100,000人} \right) \times 543,922円 + \left(B2 - 737人 \times \frac{A}{100,000人} \right) \times 524,250円 + \left(B3 - 214人 \times \frac{A}{100,000人} \right) \times 446,610円 \right\}$$

$$= \left(\frac{F1 \times 100}{A} \times 0.635 - 0.161 \right) + \left(\frac{F2 \times 100}{A} \times 0.612 - 0.451 \right) + \left(\frac{F3 \times 100}{A} \times 0.521 - 0.112 \right)$$

算式の符号

Ａ　：測定単位の数値（人口）

Ｂ１：障害福祉サービスのうち当該団体における居住系サービス利用者数

Ｂ２：障害福祉サービスのうち当該団体における日中活動系サービス利用者数（児童発達支援利用者及び放課後等デイサービス利用者数を除く。）

Ｂ３：障害福祉サービスのうち当該団体における訪問系サービス利用者

543,922円：障害者サービスのうち居住系サービス利用者１人当たり単価

254人：標準団体で想定している居住系サービス利用者数

524,250円：障害者サービスのうち日中活動系サービス利用者１人当たり単価

737人：標準団体で想定している日中活動系サービス利用者数

446,610円：障害者サービスのうち訪問系サービス利用者１人当たり単価

214人：標準団体で想定している訪問系サービス利用者数

第三項　普 通 態 容 補 正

1　普通態容補正

地域手当の級地区分ごとの行政質量差と種地ごとの行政質量差を反映させるものであり、第一表のとおり、一般財源総額に占める給与費の率に共通係数を乗じて得た係数に、第二表の種地ごとの個別係数を合算して得た率をもって普通態容補正係数とした。

なお、指定都市、中核市、町村については、二で述べるとおり行政権能差による補正を併せて行うこととし、地域手当の級地区分による係数及び種地区分による係数それぞれに指定都市、中核市、町村ごとの権能差を反映した補正率を乗じて算定した係数を合算して普通態容補正係数を算定した。

第一表　地域手当の級地区分による係数算出表

地域手当の級地区分	共通係数	A× 給与費の率 0.093	権能差反映分			
			指定都市	中核市	市※	町村
			B× 権能差率 1.061	B× 権能差率 1.040	B× 権能差率 1.000	B× 権能差率 0.977
	A	B	C	D	E	F
1級地（旧1級地）	1.151	0.107	0.114	0.111	0.107	0.105
2級地（旧2級地）	1.122	0.104	0.110	0.108	0.104	0.102
2級地（旧3級地）	1.112	0.103	0.109	0.107	0.103	0.101
2級地（旧4級地）	1.105	0.103	0.109	0.107	0.103	0.101
2級地（旧5級地）	1.105	0.103	0.109	0.107	0.103	0.101
2級地（旧6級地）	1.077	0.100	0.106	0.104	0.100	0.098
2級地（旧7級地）	1.052	0.098	0.104	0.102	0.098	0.096
2級地（旧無級地）	1.026	0.095	0.101	0.099	0.095	0.093
3級地（旧2級地）	1.112	0.103	0.109	0.107	0.103	0.101
3級地（旧3級地）	1.105	0.103	0.109	0.107	0.103	0.101
3級地（旧4級地）	1.092	0.102	0.108	0.106	0.102	0.100
3級地（旧5級地）	1.085	0.101	0.107	0.105	0.101	0.099
3級地（旧6級地）	1.077	0.100	0.106	0.104	0.100	0.098
3級地（旧無級地）	1.026	0.095	0.101	0.099	0.095	0.093
4級地（旧4級地）	1.085	0.101	0.107	0.105	0.101	0.099
4級地（旧5級地）	1.070	0.100	0.106	0.104	0.100	0.098
4級地（旧6級地）	1.052	0.098	0.104	0.102	0.098	0.096
4級地（旧7級地）	1.042	0.097	0.103	0.101	0.097	0.095
4級地（旧無級地）	1.026	0.095	0.101	0.099	0.095	0.093
5級地（旧6級地）	1.035	0.096	0.102	0.100	0.096	0.094
5級地（旧7級地）	1.022	0.095	0.101	0.099	0.095	0.093
5級地（旧無級地）	1.012	0.094	0.100	0.098	0.094	0.092
無級地（旧7級地）	1.012	0.094	0.100	0.098	0.094	0.092
無級地（旧無級地）	0.997	0.093	0.099	0.097	0.093	0.091

※福祉事務所設置町村を含む。

第二表　種地区分による係数算出表

種地	指定都市	中　核　市	市 （福祉事務所設置町村を含む。）	町　　村
Ⅰ　10	0.000000　X＋　0.9860		0.000000　X＋　0.9290	
Ⅰ　9	0.000000　X＋　0.9860		0.000000　X＋　0.9290	
Ⅰ　8	0.000000　X＋　0.9860		0.000000　X＋　0.9290	
Ⅰ　7	0.000050　X＋　0.9435	0.000040　X＋　0.9320	0.000040　X＋　0.8950	0.000040　X＋　0.8740
Ⅰ　6	0.000080　X＋　0.9210	0.000080　X＋　0.9020	0.000080　X＋　0.8650	0.000080　X＋　0.8440
Ⅰ　5		0.000030　X＋　0.9345	0.000030　X＋　0.8975	0.000030　X＋　0.8765
Ⅰ　4		0.000080　X＋　0.9070	0.000070　X＋　0.8755	0.000070　X＋　0.8545
Ⅰ　3			0.000000　X＋　0.9070	0.000000　X＋　0.8860
Ⅰ　2			0.000000　X＋　0.9070	0.000000　X＋　0.8860
Ⅰ　1			0.000000　X＋　0.9070	0.000000　X＋　0.8860
Ⅱ　10		0.000000　X＋　0.9580	0.000000　X＋　0.9210	0.000000　X＋　0.9000
Ⅱ　9		0.000000　X＋　0.9580	0.000000　X＋　0.9210	0.000000　X＋　0.9000
Ⅱ　8		0.000040　X＋　0.9220	0.000040　X＋　0.8850	0.000040　X＋　0.8640
Ⅱ　7		0.000020　X＋　0.9390	0.000020　X＋　0.9020	0.000020　X＋　0.8810
Ⅱ　6		0.000040　X＋　0.9230	0.000040　X＋　0.8860	0.000040　X＋　0.8650
Ⅱ　5		0.000040　X＋　0.9230	0.000040　X＋　0.8860	0.000040　X＋　0.8650
Ⅱ　4		0.000080　X＋　0.8950	0.000070　X＋　0.8650	0.000070　X＋　0.8440
Ⅱ　3			0.000000　X＋　0.9070	0.000000　X＋　0.8860
Ⅱ　2			0.000000　X＋　0.9070	0.000000　X＋　0.8860
Ⅱ　1			0.000000　X＋　0.9070	0.000000　X＋　0.8860

（注）　Xは市町村の評点である。

一　行政質量差

単位費用算定の基礎となった標準団体における財政需要額を、給与費(特殊勤務手当を除く。)とその他の経費に分かち、一般財源総額に対する給与費の割合に地域手当の級地区分ごとの共通係数を乗じたものにより算出した各種地をもって補正係数とした。

$$\frac{\text{給与費一般財源}}{\text{一般財源総額}} = \frac{79,622\text{千円}}{856,821\text{千円}} = 0.093$$

二　行政権能差

（1）　市と町村における行政権能差

障害者福祉費については、市と町村で措置費の負担割合が異なること等により、町村にあっては経費を減額する必要があるので、町村については、次の経費を除いた財政需要額の総額に対する割合を乗ずることとしている。

標準団体の財政需要額	856,821千円	A
控除する項目		
障害者福祉費	19,602千円	
計	19,602千円	B
A－B	837,219千円	C

補正率　C／A＝　0.977

（2）　指定都市における行政権能差

標準行政経費の算定にあたっては、市町村がすべて指定都市及び中核市以外の市町村であることとして積算されているのであるから、地方自治法第252条の19第１項の規定による指定都市については、法令で定める道府県からの事務移譲に係る経費を加算しなければならない。この事務移譲に伴う所要の経費については、人口170万人の都道府県(標準団体)の区域を市であると仮定した場合の経費(一般財源)を算出し、その額に事務移譲に係る額を加算した額を人口170万人の市の一般財源で除して得た率をもって補正率とした。

指定都市県不要一般財源	755,878千円	A
人口170万人のその他の市の一般財源　B	12,412,788千円	B
A＋B	13,168,666千円	C

権能差率　C／B＝　1.061

（３）　中核市における行政権能差

上記指定都市と同様に、地方自治法第252条の22の規定による中核市については、法令で定める道府県からの事務移譲に係る経費を加算しなければならない。この事務移譲に伴う所要の経費については、人口170万人の都道府県(標準団体)の区域を市であると仮定した場合の経費(一般財源)を算出し、その額に事務移譲に係る額を加算した額を人口170万人の市の一般財源で除して得た率をもって補正率とした。

中核市県不要一般財源	498,289千円	A
人口170万人のその他の市の一般財源　B	12,412,788千円	B
A＋B	12,911,077千円	C

権能差率　C／B＝　　1.040

三　普通態容補正は、行政質量差による補正及び行政権能差による補正を相乗して行うこととしている。

第四項　事 業 費 補 正

平成18年度に一般財源化された社会福祉施設等施設整備補助金・負担金（公立障害者施設及び保護施設分）にかかる施設整備事業債の元利償還金を算入することとしている。

算定方法は以下のとおりである。

算　　式

$$（事業費補正係数－1）　＝　\frac{\sum_{n=18}^{令6}（B_n \times C_n）}{8,570円 \times A}$$

算式の符号

Ａ：当該団体の測定単位の数値

B_n：ｎ年度において発行について同意又は許可を得た施設整備事業費(一般財源化分)社会福祉施設等施設整備補助金・負担金（公立障害者施設及び保護施設分）に係る地方債の額

C_n：次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市	0.038	0.038	0.04241	0.04791	0.04675	0.03389	0.03477	0.03604	0.03793	0.034	0.0331	0.0333
その他の市町村	0.000	0.000	0.05928	0.06211	0.06237	0.04371	0.04457	0.04557	0.04759	0.043	0.0431	0.0433

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.03330	0.03282	0.02429	0.02465	0.00460	0.00648	0.00956
その他の市町村	0.04320	0.04291	0.03578	0.03636	0.00509	0.00687	0.01108

第三節　保 健 衛 生 費

単位費用	7,190円	測定単位	人口

保健衛生費に適用する補正は、段階補正、密度補正Ⅰ及びⅡ、普通態容補正、経常態容補正Ⅰ及びⅡである。

算式

段階補正係数×普通態容補正係数＋(密度補正Ⅰ係数－1)＋(密度補正Ⅱ係数－1)＋(経常態容補正Ⅰ係数－1)＋経常態容補正Ⅱ係数

第一項　段　階　補　正

測定単位である人口の段階ごとの職員数を第一表のように定め、各段階における財政需要額を第二表のとおり積算して、当該財政需要額をそれぞれの段階の人口で除して得た単位当たり費用を基礎として、第三表のとおり段階補正係数算出表を定めた。

なお、第一表及び第二表の経費の内訳は、段階補正の見直し後により算出している。

第一表　人口段階ごとの職員数

区分 / 人口段階	課　　長	職　員　A	職　員　B	合　　計
千人	人	人	人	人
4	－	0.5	2.5	3.0
8	－	0.5	3.5	4.0
12	－	1.0	4.5	5.5
20	－	1.0	6.5	7.5
30	1.0	1.0	8.0	10.0
100	2.0	2.0	12.0	16.0
250	3.0	4.0	25.0	32.0
400	4.0	6.0	36.0	46.0
1,000	9.0	13.0	86.0	108.0
2,000	17.0	26.0	170.0	213.0

なお、国民健康保険に係る職員(６名)については、当該事務経費が調整密度の対象となっている(＝人口比例経費)ことから第１表(＝職員数に比例する経費の基礎表)からは除いてある。

第二表　人口段階ごとの財政需要額

(単位：一般財源は千円、単位当たり費用は円)

人口段階 / 経費区分	人 4,000	8,000	12,000	20,000	30,000	100,000 (標準団体)	250,000	400,000	1,000,000	2,000,000
給　与　費	17,529	22,913	32,368	43,134	60,445	99,360	194,865	279,604	651,952	1,283,900
人口比例経費	13,457	26,914	40,372	67,286	100,929	336,430	841,075	1,345,720	3,364,300	6,728,600
その他の経費	53,068	55,920	57,419	70,788	89,465	283,504	635,269	978,959	2,331,520	4,592,298
一般財源計	84,054	105,747	130,159	181,208	250,839	719,294	1,671,209	2,604,283	6,347,772	12,604,798
単位当たり費用Ｚ	21,014	13,218	10,847	9,060	8,361	7,190	6,685	6,511	6,348	6,302
Ｚ／単位費用	2.923	1.838	1.509	1.260	1.163	1.000	0.930	0.906	0.883	0.876

第三表　段階補正係数算出表

人　　口	段階補正係数
～　8千人	$\frac{1}{P}$（ 0.76 P＋ 8,640 ）
8 ～　12千人	$\frac{1}{P}$（ 0.84 P＋ 8,000 ）
12 ～　20千人	$\frac{1}{P}$（ 0.89 P＋ 7,400 ）
20 ～　30千人	$\frac{1}{P}$（ 0.97 P＋ 5,800 ）
30 ～　100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.93 P＋ 7,000 ）
100 ～　250千人	$\frac{1}{P}$（ 0.88 P＋ 12,000 ）
250 ～　400千人	$\frac{1}{P}$（ 0.87 P＋ 14,500 ）
400 ～　1,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.87 P＋ 14,500 ）
1,000千人 ～	$\frac{1}{P}$（ 0.87 P＋ 14,500 ）

（注1）Ｐ＝当該団体の人口

（注2）段階補正係数が2.910を超えるときは、2.910とする

第二項　密　度　補　正

1　密度補正Ⅰ

この補正は次の経費を算入している。

①　診療所の運営経費

②　簡易水道の高料金対策に係る経費

③　簡易水道等の元利償還金等に係る経費（給水人口、平成３年度以降平成11年度以前許可債の一部について元利償還金及び平成12年度以降同意等債の一部について同意等額ベースで算入）

④　市町村立病院の運営経費

⑤　市町村立大学附属病院の運営経費、市町村立リハビリ病院の運営経費

⑥　市町村立病院に係る地方債元利償還金　［平成３年度以降平成14年度以前許可債の一部について元利償還金及び平成15年度以降同意等債の一部について同意等額ベースで算入］

⑦　市町村立大学附属病院に係る地方債元利償還金（平成５年度以降分）

⑧　市町村立病院等の再編・ネットワーク化に係る経費

⑨　救急告示病院の運営に要する経費

⑩　上水道の高料金対策に係る経費

⑪　上水道水源開発等の元利償還金に係る経費（高度浄水施設整備事業、老朽管更新事業、上水道未普及地域解消事業、上水道災害・安全対策事業及び広域化推進事業分を含む。）

⑫　看護師等養成所の運営経費

⑬　脱炭素化事業及び脱炭素化推進事業に係る地方債元利償還金（病院事業又は水道事業に係るものに限る。）

算　　式

（密度補正Ⅰ係数－1）

$$= \frac{1}{A \times 7,190円} \times \left[B_1 \times 7,100千円 + B_2 \times 380千円 + \left\{ (C - 162) \times D \times 1/2 \right\} \times 1/2 + E \times 6,780円 + F \times 1,000 + \sum_{n=12}^{令6} (G_n \times 1,000 \times H_n) + I_1 \times 760千円 + I_2 \times 345千円 + J1 \times 760千円 \times 0.9 + J2 \times 760千円 \times 0.7 + K_1 \times 1,000 \times 0.6 + K_2 \times 1,000 \times 0.45 + \sum_{n=15}^{24} (L_n \times 1,000 \times M_n) + \sum_{n=15}^{24} (N_n \times 1,000 \times O_n) + \sum_{n=15}^{令6} (P_n \times 1,000 \times Q_n) +$$

$$\sum_{n=27}^{令6}(P'_n\times 1,000\times Q'_n)+\sum_{n=21}^{令6}(P2_n\times 1,000\times Q2_n)+\sum_{n=27}^{令3}(P2'_n\times 1,000\times Q2'_n)+\sum_{n=18}^{18}(R_n\times 1,000\times S_n)+\sum_{n=27}^{令6}(T_n\times 1,000\times U_n)+\sum_{n=27}^{令6}(T'_n\times 1,000\times U'_n)+\sum_{n=27}^{令6}(T2_n\times 1,000\times U2_n)+\sum_{n=27}^{令3}(T2'_n\times 1,000\times U2'_n)+V\times 1,000\times 0.4+\sum_{n=15}^{24}(W_n\times 1,000\times X_n)+\sum_{n=15}^{24}(Y_n\times 1,000\times Z_n)+\sum_{n=15}^{令6}(AA_n\times 1,000\times AB_n)+\sum_{n=27}^{令6}(AC_n\times 1,000\times AD_n)+\sum_{n=20}^{令3}(AE_n\times 1,000\times AF_n)+\sum_{n=27}^{令3}(AG_n\times 1,000\times AH_n)+33,600千円\times AI_1+1,866千円\times AI_2+AJ\times 0.5+(AK+AL+AM+AN)\times 1,000\times 0.5+\sum_{n=12}^{令6}(AO_n\times 1,000\times AP_n)+\sum_{n=令元}^{令6}(AO'_n\times 1,000\times AP'_n)+AQ\times 640,000円+\sum_{n=令4}^{令6}(AR_n\times 1,000\times AS_n+AT_n\times 1,000\times AU_n)\times\frac{\alpha}{0.30}+\sum_{n=令5}^{令6}(AR2_n\times 1,000\times AS2_n)+\sum_{n=令5}^{令6}(AR3_n\times 1,000\times AS3_n)+\sum_{n=令5}^{令6}(AT2_n\times 1,000\times AU2_n)+\sum_{n=令5}^{令6}(AT3_n\times 1,000\times AU3_n)+\sum_{n=令4}^{令6}(AR4_n\times 1,000\times AS4_n)+\sum_{n=令4}^{令6}(AR4'_n\times 1,000\times AS4'_n)-4,432,000円\times\frac{A}{100,000人}\Bigg]$$

算式の符号

A： 当該団体の令和２年国勢調査人口

B_1： 総務大臣が調査した令和６年４月１日現在における当該市町村立(市町村が組織する組合立は、当該診療所の所在する市町村立とみなす。)の診療所(医療法第1条の5第2項に規定する19病床以下のもの及び病床のないもの、へき地診療所、歯科診療所、国民健康保険直営診療所、開設者が市町村であって診療業務を委託しているもの並びに休日夜間の診療所を含む。)の数。
なお、診療所のうち、同日現在において休診の状態にある診療所は除くものである。

B_2： 令和６年４月１日現在における当該市町村立診療所の最大使用病床数に、診療所ごとに次の算式によって求めた数の当該市町村における合計数を加算した数

算式：（ａ－ｂ）×0.3+（ｂ－ｃ）×0.6+（ｃ－ｄ）×0.9
（ａ－ｂ）、（ｂ－ｃ）又は（ｃ－ｄ）が負数のときはそれぞれ０とし、ｃがａよりも小さくないときは（ａ－ｂ）は０とし、ｄがａ、ｂ又はｃのいずれよりも小さくないときは（ｂ－ｃ）及び（ｃ－ｄ）は０とし、ｃ≦ｄ≦ｂのときは（ｂ－ｃ）は（ｂ－ｄ）とし、ｂ≦ｃ≦ｄ≦ａ又はｃ≦ｂ≦ｄ≦ａのときは（ａ－ｂ）は（ａ－ｄ）とし、ｂ≦ｄ≦ｃ≦ａ又はｄ≦ｂ≦ｃ≦ａのときは（ａ－ｂ）は（ａ－ｃ）とし、（ａ－ｂ）×0.3、（ｂ－ｃ）×0.6及び（ｃ－ｄ）×0.9に小数点以下の端数があるときはその端数を四捨五入する。

算式の符号

ａ：当該診療所最大使用病床数（令和３年４月１日現在）
ｂ：当該診療所最大使用病床数（令和４年４月１日現在）
ｃ：当該診療所最大使用病床数（令和５年４月１日現在）
ｄ：当該診療所最大使用病床数（令和６年４月１日現在）

C： 「令和５年度市町村公共施設状況調」の「十二　上水道等」の欄「給水人口」中「簡易水道」及び「飲料水供給施設」の「市町村営」及び「一部事務組合営」による令和６年３月31日現在の当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する簡易水道事業（経営戦略を策定した事業であり、かつ、国勢調査令によって調査した平成22年10月１日現在における人口が３万人以上の市町村（構成市町村の人口合計が３万人以上の地方自治法第284条第１項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。）が行う事業にあっては、地方公営企業法第２条第３項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用している事業として総務大臣が調査した事業に限る。）のうち、以下のすべてに該当する簡易水道高料金団体の１㎥当たりの資本費

(1)　「令和７年度水道事業高料金対策に係る資本費等の調査について」(令和７年４月９日付け総財営第44号)(以下この費目において「資本費等について」という。)に基づき報告された当該簡易水道事業の１㎥当たりの資本費の額が162円以上

(2)　「資本費等について」に基づき報告された当該簡易水道事業の１㎥当たりの供給単価が177円以上

D： Ｃに該当する簡易水道高料金団体の令和５年度における有収水量(㎥)

E： 「令和５年度市町村公共施設状況調」の「十二　上水道等」の欄「給水人口」中「簡易水道」及び「飲料水供給施設」の「市町村営」及び「一部事務組合営」によって都道府県知事から総務大臣に報告された令和６年３月31日現在の当該団体に係る給水人口及び「統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口について」（令和６年10月25日付け総財営第43号）の調査表Ｚ欄において報告された統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口

F： 簡易水道事業に充てるため平成３年度から平成11年度までに発行を許可された地方債の元利償還金に1/4を乗じて得た額(統合水道分及び簡易水道未普及地域解消緊急対策事業通常分を含む。)及び簡易水道未普及地域解消緊急対策事業分の地方債の元利償還金に1/6を乗じて得た額(上乗せ分)(千円未満の端数は四捨五入する。)

G_n： 簡易水道事業に充てるため平成12年度から平成22年度までに発行について同意又は許可を得た地方債の額に1/4(平成14年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債にあっては9/40)を乗じて得た額(統合水道分及び簡易水道未普及地域解消緊急対策事業通常分を含む。)及び簡易水道未普及地域解消緊急対策事業分の地方債の額に1/6を乗じて得た額(上乗せ分)(千円)並びに平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た簡易水道事業に係る公営企業会計適用債の額(千円未満の端数は四捨五入する。)

H_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H27
市場公募都市	0.049	0.052	0.045	0.053	0.043	0.050	0.049	0.049	0.04971	0.04831	0.04696	0.073
その他の市町村						0.040	0.038	0.036	0.056	0.055	0.054	0.072

区分＼n 同意等年度	H28	H29	H30	R元	R２	R３	R４	R５	R６
市場公募都市	0.0718	0.0718	0.07203	0.07184	0.07221	0.07967	0.00326	0.00468	0.00701
その他の市町村	0.0718	0.0718	0.07196	0.07187	0.07226	0.07994	0.00375	0.00507	0.00815

I_1： 当該市町村立病院について、令和６年４月１日現在における当該病院の一般・療養病床の施設全体の最大使用病床数及び令和６年７月１日現在における精神・結核・感染症許可病床数を合算した数に以下の算式によって求めた数を加算した数

算式：（ａ－ｂ）×0.3＋（ｂ－ｃ）×0.6＋（ｃ－ｄ）×0.9

（ａ－ｂ）、（ｂ－ｃ）又は（ｃ－ｄ）が負数のときはそれぞれ０とし、ｃがａよりも小さくないときは（ａ－ｂ）は０とし、ｄがａ、ｂ又はｃのいずれよりも小さくないときは（ａ－ｂ）、（ｂ－ｃ）及び（ｃ－ｄ）は０とし、ｃ≦ｄ≦ｂのときは（ｂ－ｃ）は（ｂ－ｄ）とし、ｂ≦ｃ≦ｄ≦ａ又はｃ≦ｂ≦ｄ≦ａのときは（ａ－ｂ）は（ａ－ｄ）とし、ｂ≦ｄ≦ｃ≦ａ又はｄ≦ｂ≦ｃ≦ａのときは（ａ－ｂ）は（ａ－ｃ）とし、（ａ－ｂ）×0.3、（ｂ－ｃ）×0.6及び（ｃ－ｄ）×0.9に小数点以下の端数があるときはその端数を四捨五入する。

算式の符号

ａ：当該病院一般・療養病床の施設全体の最大使用病床数（令和３年４月１日現在）
ｂ：当該病院一般・療養病床の施設全体の最大使用病床数（令和４年４月１日現在）
ｃ：当該病院一般・療養病床の施設全体の最大使用病床数（令和５年４月１日現在）
ｄ：当該病院一般・療養病床の施設全体の最大使用病床数（令和６年４月１日現在）

I_2： 当該市町村立病院における令和元年３月31日から令和６年３月31日までの間の病床数の減少数として総務大臣が調査した病床数

J_1： 当該市町村立大学附属病院について、I_1の算式によって求めた数

J_2： 当該市町村立リハビリ病院について、I_1の算式によって求めた数

K_1： 病院事業債に係る元利償還金(「令和６年度の地方公営企業繰出金について」(令和６年４月１日付け総財公第26号。以下「地方公営企業繰出金について」という。)第4、1、(2)に該当する事業のうち、平成３年度から平成13年度までに発行を許可された(平成14年度に許可を受けた平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に係るもの(以下「平成13年度以前からの継続事業」という。)を含む。)病院事業債(介護老人保健施設に係るものを除く。)の元利償還金に2/3を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるために平成13年度に発行を許可された地方債(平成13年度以前からの継続事業を含む。)の元利償還金に1/3を乗じて得た額の合算額(千円未満の端数は四捨五入する。)

K_2： 病院事業債に係る元利償還金(「地方公営企業繰出金について」第4、1、(2)に該当する事業のうち、平成14年度に発行を許可された(平成13年度以前からの継続事業を除く。)病院事業債(介護老人保健施設に係るものを除く。)の元利償還金に2/3を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるために平成14年度に発行を許可された地方債(平成13年度以前からの継続事業を含む。)の元利償還金に1/3を乗じて得た額の合算額(千円未満の端数は四捨五入する。)

L_n： 病院事業(医療施設整備事業)に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に限る。)の額に2/3を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備(医療施設整備事業)に充てるために平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に限る。)の額に1/3を乗じて得た額の合算額(千円未満の端数は四捨五入する。)

M_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
市場公募都市	0.032	0.026	0.030	0.029	0.029	0.02983	0.02899	0.02818	0.02811	0.02805
その他の市町村			0.024	0.023	0.022	0.034	0.033	0.032	0.032	0.031

N_n： 病院事業(医療施設整備事業)に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(平成14年度に基本設計等に着手した事業に限る。)の額に2/3を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備(医療施設整備事業)に充てるために平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(平成14年度に基本設計等に着手した事業に限る。)の額に1/3を乗じて得た額の合算額(千円未満の端数は四捨五入する。)

O_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
市場公募都市	0.024	0.019	0.023	0.022	0.022	0.02237	0.02174	0.02113	0.02108	0.02104
その他の市町村			0.018	0.017	0.016	0.025	0.025	0.024	0.024	0.024

P_n： 病院事業(医療施設整備事業)に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、R_nに係るものを除く。)の額に1/2を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備(医療施設整備事業)に充てるために平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(平成15年度に基本設計等に着手した事業に限り、T_n及びT'_nに係るものを除く。)の額に1/2を乗じて得た額の合算額(千円未満の端数は四捨五入する。)

Qn： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市場公募都市	0.024	0.019	0.023	0.022	0.022	0.02237	0.02174	0.02113	0.02108	0.02104	0.02130	0.02146
その他の市町村			0.018	0.017	0.016	0.025	0.025	0.024	0.024	0.024	0.024	0.023

区分＼n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R２	R３	R４	R５	R６
市場公募都市	0.021	0.0213	0.0214	0.02104	0.02059	0.01000	0.00880	0.00495	0.00627	0.00889
その他の市町村	0.024	0.0244	0.0247	0.02430	0.02387	0.01407	0.01178	0.00511	0.00642	0.00997

P′n： 病院事業(医療施設整備事業・特別分)に充てるため平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額に2/3を乗じて得た額(千円未満の端数は四捨五入する。)

Q′n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R２	R３	R４	R５	R６
市場公募都市	0.025	0.0256	0.0256	0.02524	0.02470	0.01199	0.01056	0.00594	0.00752	0.01066
その他の市町村	0.029	0.0293	0.0296	0.02916	0.02864	0.01688	0.01413	0.00613	0.00770	0.01196

P2n： 災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業）に充てるために平成21年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額（T′nに係るものを除く。）に1/2を乗じて得た額(千円未満の端数は四捨五入する。)

P2′n： 災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業・特別分）に充てるために平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額に1/3を乗じて得た額(千円未満の端数は四捨五入する。)

Rn： PFI事業により行われる病院事業(医療施設整備事業)に充てるため平成18年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額(千円未満の端数は四捨五入する。)

Q2n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R２
市場公募都市	0.02416	0.02583	0.02343	0.02571	0.02604	0.02623	0.021	0.0213	0.0214	0.02100	0.02059	0.01000
その他の市町村	0.030	0.030	0.029	0.029	0.029	0.028	0.024	0.0244	0.0247	0.02430	0.02387	0.01407

区分＼n 同意等年度	R３	R４	R５	R６
市場公募都市	0.01584	0.00693	0.00878	0.01244
その他の市町村	0.02120	0.00715	0.00898	0.01396

Q2′n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R２	R３
市場公募都市	0.013	0.0128	0.0128	0.01262	0.01235	0.00600	0.01584
その他の市町村	0.014	0.0146	0.0148	0.01458	0.01432	0.00844	0.02120

Sn： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H18
市場公募都市	0.051
その他の市町村	0.038

Tn： 病院事業(機械器具整備事業)に充てるため平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、Xnに係るものを除く。)の額に1/2を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備(機械器具整備事業)に充てるために平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、Ｚn及びZ′nに係るものを除く。)の額に1/2を乗じて得た額の合算額(千円未満の端数は四捨五入する。)

Un： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R２	R３	R４	R５	R６
市場公募都市	0.056	0.0556	0.0556	0.05557	0.05557	0.05564	0.05609	0.05649	0.05715	0.00575
その他の市町村	0.058	0.0586	0.0583	0.05557	0.05919	0.05902	0.05798	0.05887	0.05316	0.00567

T′n： 病院事業(機械器具整備事業・特別分)に充てるため平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額に2/3を乗じて得た額(千円未満の端数は四捨五入する。)

U′n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R２	R３	R４	R５	R６
市場公募都市	0.067	0.0667	0.0667	0.06668	0.06668	0.06676	0.06730	0.06778	0.06858	0.00690
その他の市町村	0.070	0.0703	0.0700	0.06668	0.07102	0.07082	0.06958	0.07064	0.06379	0.00680

T2n： 災害拠点病院の機械器具整備に充てるために平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額（Z′nに係るものを除く。）に1/2を乗じて得た額(千円未満の端数は四捨五入する。)

T2′n： 災害拠点病院の機械器具整備（特別分）に充てるために平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額に1/3を乗じて得た額(千円未満の端数は四捨五入する。)

U2n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R２	R３	R４	R５	R６
市場公募都市	0.056	0.0556	0.0556	0.05557	0.05557	0.05564	0.10095	0.07908	0.08001	0.00805
その他の市町村	0.058	0.0586	0.0583	0.05557	0.05919	0.05902	0.10436	0.08242	0.07442	0.00794

$U2'_n$： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R２	R３
市場公募都市	0.034	0.0334	0.0334	0.03334	0.03334	0.03338	0.10095
その他の市町村	0.035	0.0352	0.0350	0.03334	0.03551	0.03541	0.10436

V： 市町村立大学附属病院の建設又は改良に要する経費に充てるため平成5年度から平成14年度までに発行を許可された地方債(用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。)の元利償還金(「地方公営企業に対する繰出金等の調査について（照会）」（令和６年８月６日付け総財公第55号、総財営第24号、総財準第61号。以下この費目において「繰出金等について」という。）によって報告されたもの)(千円未満の端数は四捨五入する。)

W_n： 市町村立大学附属病院(医療施設整備事業)に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。)の額(千円未満の端数は四捨五入する。)

X_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
市場公募都市	0.021	0.017	0.020	0.020	0.020	0.01988	0.01932	0.01878	0.01874	0.01870
その他の市町村			0.016	0.015	0.015	0.023	0.022	0.022	0.021	0.021

Y_n： 市町村立大学附属病院事業(医療施設整備事業)に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(平成14年度に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。)の額(千円未満の端数は四捨五入する。)

Z_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
市場公募都市	0.016	0.013	0.015	0.015	0.015	0.01491	0.01449	0.01409	0.01406	0.01403
その他の市町村			0.012	0.011	0.011	0.017	0.016	0.016	0.016	0.016

AA_n： 市町村立大学附属病院事業(医療施設整備事業)に充てるため平成15年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。)の額(千円未満の端数は四捨五入する。)

AB_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市場公募都市	0.012	0.010	0.011	0.011	0.011	0.01119	0.01087	0.01057	0.01054	0.01052	0.01065	0.0173
その他の市町村			0.009	0.009	0.008	0.013	0.012	0.012	0.012	0.012	0.012	0.012

区分＼n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R２	R３	R４	R５	R６
市場公募都市	0.010	0.0096	0.0096	0.00947	0.00926	0.00450	0.00396	0.00223	0.00282	0.00400
その他の市町村	0.011	0.0110	0.0111	0.01094	0.01074	0.00633	0.00530	0.00230	0.00289	0.00449

AC_n： 市町村立大学附属病院事業(機械器具整備事業)に充てるため平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限る。また、用地、職員宿舎、看護師宿舎及び大学の用に供する研究・研修部門を除く。)の額(千円未満の端数は四捨五入する。)

AD_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R２	R３	R４	R５	R６
市場公募都市	0.025	0.0250	0.0250	0.02501	0.02500	0.02504	0.02524	0.02542	0.02572	0.00259
その他の市町村	0.026	0.0264	0.0262	0.02501	0.02663	0.02656	0.02609	0.02649	0.02392	0.00255

AE_n： 病院事業一般会計出資債(医療施設整備事業)に充てるため平成20年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額(千円未満の端数は四捨五入する。)

AF_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
市場公募都市	0.02486	0.02416	0.02348	0.02343	0.02338	0.02367	0.02385	0.021	0.0213	0.0214	0.02104	0.02059
その他の市町村	0.028	0.027	0.027	0.027	0.026	0.026	0.026	0.024	0.0243	0.0247	0.02430	0.02387

区分＼n 同意等年度	R２	R３
市場公募都市	0.01000	0.00880
その他の市町村	0.01407	0.01178

AG_n： 病院事業一般会計出資債(機械器具整備事業)に充てるため平成27年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の額(千円未満の端数は四捨五入する。)

AH_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H27	H28	H29	H30	R元	R２	R３
市場公募都市	0.056	0.0556	0.0556	0.05557	0.05557	0.05564	0.05609
その他の市町村	0.058	0.0586	0.0583	0.05557	0.05919	0.05902	0.05798

AI_1： 令和６年７月１日現在における救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第８号。以下「救急病院省令」という。)第２条の規定により告示された当該団体の救急病院(以下「救急告示病院」という。)の数

AI_2： 令和６年７月１日現在における当該団体の救急告示病院の救急病院省令第１条第１項第４号の病床の数又は「救急医療対策の整備事業について」（昭和52年７月６日付け医発第692号）に基づく救命救急センターであって、救命救急センターの責任者が直接管理する専用病床数(ただし、一病院当たりの病床数は30床を上限とする。)

AJ： 「令和７年度の地方公営企業繰出金について（通知）」（令和７年４月１日付け総財公第28号）第１、５(２)イ(ア)に該当する繰出基準額として、次の算式により得られる額
算式：$(\alpha - 148) \times \beta$

α：次の(１)及び(２)の規定のすべてに該当する高料金対策上水道事業(経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。)について総務大臣が調査した前々年度の３月31日現在の当該高料金対策上水道事業の有収水量１㎥当たりの資本費
(１)「資本費等について」に基づき報告された当該上水道事業の１㎥当たりの資本費の額が148円以上
(２)「資本費等について」に基づき報告された当該上水道事業の１㎥当たりの給水原価が279円以上

β：高料金対策上水道事業について、総務大臣が調査した前々年度の３月31日現在の当該高料金対策上水道事業の有収水量

AK： 昭和42年度から平成元年度までの上水道水源開発施設整備事業に係る地方債の許可額のうち、補助対象基本額の7/30(昭和55年度以前の年度の事業及び地方公営企業繰出基準により一般会計から出資が行われる事業以外の事業にあっては1/3)に相当する額に係る元利償還金(建設仮勘定に係るものを除く。千円未満の端数は四捨五入する。)

AL： 独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金の1/3に相当する額(千円未満の端数は四捨五入する。)

AM： 昭和42年度から平成元年度までの上水道広域化施設整備事業に係る地方債の許可額のうち、補助対象基本額(超過率の適用のあるものにあっては、超過率を乗じた額)の7/30(昭和55年度以前の年度の事業及び地方公営企業繰出基準により一般会計から出資が行われる事業以外の事業にあっては1/3)に相当する額に係る元利償還金(建設仮勘定に係るものを除く。千円未満の端数は四捨五入する。)

AN： 平成11年度以前に発行を許可された上水道水源開発施設事業、上水道広域化施設整備事業、高度浄水事業、老朽管更新対策事業、上水道未普及地域解消事業及び上水道災害・安全対策事業に対する一般会計出資債の元利償還金(千円未満の端数は四捨五入する。)

AO_n： 平成12年度以降に発行について同意又は許可を得た上水道水源開発施設事業、上水道広域化施設整備事業、高度浄水事業、老朽管更新対策事業、上水道未普及地域解消事業及び上水道災害・安全対策事業に対する一般会計出資債の額(千円未満の端数は四捨五入する。)

AP_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
市場公募都市	0.026	0.027	0.022	0.024	0.019	0.023	0.022	0.022	0.02237	0.02174	0.02113	0.02108
その他の市町村						0.018	0.017	0.016	0.025	0.025	0.024	0.024

区分＼n 同意等年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R２	R３	R４	R５
市場公募都市	0.02104	0.02130	0.02146	0.019	0.0192	0.0192	0.01893	0.01853	0.00900	0.00792	0.00495	0.00564
その他の市町村	0.024	0.024	0.023	0.022	0.0220	0.0222	0.02187	0.02148	0.01266	0.01060	0.00511	0.00577

区分＼n 同意等年度	R６
市場公募都市	0.00800
その他の市町村	0.00897

AO'_n： 令和元年度以降に発行について同意又は許可を得た広域化推進事業に対する一般会計出資債の額(千円未満の端数は四捨五入する。)

AP'_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	R元	R２	R３	R４	R５	R６
市場公募都市	0.02470	0.01199	0.01056	0.00594	0.00752	0.01066
その他の市町村	0.02864	0.01688	0.01413	0.00613	0.00770	0.01196

AQ：「繰出金等について」によって報告された当該市町村立看護師養成所及び准看護師養成所の令和６年４月１日現在の実生徒数並びに保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部、厚生省令第１号)の規定により厚生労働大臣又は都道府県知事の指定を受けた市町村立の保健師養成所及び助産師養成所の令和６年４月１日現在の実生徒数

AR_n： n年度に同意又は許可を得た病院事業債（脱炭素化事業）又は省エネ改修等事業に係る経費に充てるためn年度に同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）同意等額（千円未満の端数は四捨五入する。）

AS_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	R４	R５	R６
市場公募都市	0.00297	0.00376	0.00533
その他の市町村	0.00307	0.00385	0.00598

$AR2_n$： 再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため令和５年度に同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）同意等額（千円未満の端数は四捨五入する。）

$AS2_n$： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	R５	R６
市場公募都市	0.00627	0.00889
その他の市町村	0.00642	0.00997

AR3n： 電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため令和５年度に同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）同意等額（千円未満の端数は四捨五入する。）

AS3n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	R５	R６
市場公募都市	0.00376	0.00533
その他の市町村	0.00385	0.00598

ATn： n年度に同意又は許可を得た上水道一般会計出資債（脱炭素化事業）又は省エネ改修等事業に係る経費に充てるためn年度に同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業又は簡易水道事業に係るものに限る。）同意等額（千円未満の端数は四捨五入する。）

AUn： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	R４	R５	R６
市場公募都市	0.00297	0.00376	0.00533
その他の市町村	0.00307	0.00385	0.00598

AT2n： 再生可能エネルギー設備整備等事業に係る経費に充てるため令和５年度に同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業又は簡易水道事業に係るものに限る。）同意等額（千円未満の端数は四捨五入する。）

AU2n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	R５	R６
市場公募都市	0.00627	0.00889
その他の市町村	0.00642	0.00997

AT3n： 電動車の導入等に関する事業に係る経費に充てるため令和５年度に同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業又は簡易水道事業に係るものに限る。）同意等額（千円未満の端数は四捨五入する。）

AU3n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	R５	R６
市場公募都市	0.00376	0.00533
その他の市町村	0.00385	0.00598

AR4n： n年度に同意又は許可を受けた病院事業債（脱炭素化事業及び脱炭素化推進事業に係る残余分）同意等額に1/2を乗じて得た額（千円未満の端数は四捨五入する。）

AS4n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	R４	R５	R６
市場公募都市	0.00495	0.00627	0.00889
その他の市町村	0.00511	0.00642	0.00997

AR4′n： n年度に同意又は許可を受けた病院事業債（脱炭素化事業及び脱炭素化推進事業に係る残余分・特別分）同意等額に2/3を乗じて得た額（千円未満の端数は四捨五入する。）

AS4′n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	R４	R５	R６
市場公募都市	0.00594	0.00752	0.01066
その他の市町村	0.00613	0.00770	0.01196

α： 財政力指数に応じた算入率（財政力指数×－０．５＋０．７）
※合計数が0.300に満たないときは0.300を下限とし、0.500を超えるときは0.500を上限とする。

4,432,000円： 令和６年度の単位費用積算の基礎に算入されている看護師養成所にかかる需要額

7,190円： 単位費用

（注） 本補正の対象となっている病院事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の元利償還金は、公営企業繰出基準の対象となっている病院（医療法第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所（当該病院に附属しているもの））の建設又は改良に要する経費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の元利償還金である。なお、平成14年度までに発行を許可されたもの（平成15年度以降に発行について同意又は許可を得たもので、平成14年度以前に基本設計等に着手した事業に係るものを含む。）及び特別分は、繰出基準が当該額の2/3であるため、2/3を乗じ、その他のものは1/2であるため1/2を乗じている。また、平成28年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債のうち、当該都道府県の定める地域医療構想との整合性に係る当該都道府県の意見に基づき適当と認められないものとして総務大臣が通知したものを除く。

２　密度補正Ⅱ

この補正は、①国民健康保険の保険基盤安定事業に係る経費について、測定単位である人口に必ずしも比例しないため、保険料軽減者及び保険料軽減世帯数の多寡によって需要額を割増し又は割落としする、②一般財源化された国民健康保険に係る経費について、測定単位である人口に必ずしも比例しないため、一般被保険者の多寡によって需要額を割増し又は割落としする、③国保安定化支援事業に係る経費を増額算入する補正である。

一般財源化された国民健康保険に係る需要額とは、人件費及び助産費（平成4年度に一般財源化）、給付費相当分（平成5年度に一般財源化）、光熱費等（平成6年度に一般財源化）、事務費（平成10年度に一般財源化）、療養給付費負担金（介護納付金に係る事務費、平成16年度に一般財源化）及び国民健康保険特別対策事業費補助金（平成17年度に一般財源化）である。

算　　式

$$(\text{密度補正Ⅱ係数}-1) = \frac{1}{\text{A}\times\ 7,190\text{円}} \times \left\{ (\ 0.5\ +\ 0.5\ \alpha)\times\text{B}\times\ 4,316\text{円}\ +(\ 0.5\ +\ 0.5\ \beta)\times\text{C}\times 2,651\text{円}\ -\ 86,336\text{千円}\ \times \frac{\text{A}}{100,000\text{人}} \right\} + \frac{1}{\text{A}\times\ 7,190\text{円}} \times \left\{ \text{D}\times 131,129\text{円}\ \times\ 0.0400\ -\ 51,740\text{千円}\ \times \frac{\text{A}}{100,000\text{人}} \right\} + \frac{1}{\text{A}\times\ 7,190\text{円}} \times \left\{ \text{E}\times\ 4,251\text{円}\ -\ 77,799\text{千円}\ \times \frac{\text{A}}{100,000\text{人}} \right\} + \frac{\text{F}\times\text{G}\times\ 0.3425\ \times\ 0.8\ +\ 28\ \times\text{H}\times\text{I}\times\ 0.1047\ \times\ 0.8}{\text{A}\times\ 7,190\text{円}}$$

$$= \frac{1}{\text{A}} \times \{(\ 0.5\ +\ 0.5\ \alpha)\times\text{B}\times\ 0.600\ +(\ 0.5\ +\ 0.5\ \beta)\times\text{C}\times\ 0.369\ \} - 0.120\ + \frac{1}{\text{A}} \times(\text{D}\times\ 0.730\ )-\ 0.072\ + \frac{1}{\text{A}} \times(\text{E}\times\ 0.591\ )-\ 0.108 + \frac{\text{F}\times\text{G}\times\ 0.3425\ \times\ 0.8\ +\ 28\ \times\text{H}\times\text{I}\times\ 0.1047\ \times\ 0.8}{\text{A}\times\ 7,190\text{円}}$$

算式の符号

A： 測定単位として用いた当該団体の人口

B： 次の算式によって求めた当該団体の補正後保険料軽減者数

算式：（当該市町村の７（６）割軽減保険料軽減者数＝（イ））× 1.75＋
（当該市町村の５（４）割軽減保険料軽減者数＝（ロ））× 1.25＋
（当該市町村の２割軽減保険料軽減者数＝（ハ））× 0.50

C： 次の算式によって求めた当該団体の補正後保険料軽減世帯数

算式：（当該市町村の７（６）割軽減保険料軽減世帯数＝（ニ））× 1.75＋
（当該市町村の５（４）割軽減保険料軽減世帯数＝（ホ））× 1.25＋
（当該市町村の２割軽減保険料軽減世帯数＝（ヘ））× 0.50

$$\alpha：\ \frac{\text{（当該団体の減額した被保険者均等割額計＝ト）}\ /\ \text{（当該団体の補正後保険料軽減者数＝B）}}{11,005\text{（全国平均の補正後被保険者1人当たり軽減額）}}$$

$$\beta：\ \frac{\text{（当該団体の減額した世帯別平等割額計＝チ）}\ /\ \text{（当該団体の補正後保険料軽減世帯数＝C）}}{6,766\text{（全国平均の補正後1世帯当たり軽減額）}}$$

D： 次の算式によって定めた当該団体の補正後保険料軽減者数

算式：（当該市町村の７（６）割軽減保険料軽減者数＝（イ））＋
（当該市町村の５（４）割軽減保険料軽減者数＝（ロ））× 0.94 ＋
（当該市町村の２割軽減保険料軽減者数＝（ハ））× 0.88

E： 当該団体の一般被保険者数

（「令和６年度市町村課税状況等の調(国民健康保険税関係)」の「第１表　国民健康保険の加入者の状況に関する調」の表中「被保険者数(F)」のうち令和６年３月31日現在の数値）

(注)　イ～チの数値については、それぞれ「令和６年度市町村課税状況等の調(国民健康保険税関係)の「第２表　国民健康保険税(料)の実績等に関する調」の「(その３　減額対象となった世帯数等)」によって報告された数値

F： 次の算式によって求めた当該団体の基盤安定事業費

$$\text{算式：}\ \frac{\{(\ 0.5\ +\ 0.5\ \times\alpha)\times\text{B}\times\ 16,501\text{円}\ +(\ 0.5\ +\ 0.5\ \times\beta)\times\text{C}\times\ 9,464\text{円}\ \}}{1,000}$$

算式の符号は前出のもの

G： 次の算式によって求めた数値

算式：$\gamma \geqq\ 0.62$ のとき　　$\text{G}=\gamma\ /\ 0.62$

$0.57 \leqq \gamma <\ 0.62$ のとき　　$\text{G}=(\gamma -\ 0.57\ )/\ 0.05$

$\gamma <\ 0.57$ のとき　　$\text{G}=\ 0$

※ $\left(\gamma = \frac{\text{保険料軽減世帯数計}}{\text{一般被保険者世帯数}} \right)$

H： 令和６年９月30日現在の一般被保険者のうち、60歳以上75歳未満の者の数

Ｉ： 一般被保険者数ｉにつき、

- Ｉ／ｉ≧ 0.52 の場合 Ｉ／ｉ／ 0.52
- 0.42 ≦Ｉ／ｉ＜ 0.52 の場合 （Ｉ／ｉ－ 0.42 ）／ 0.10
- Ｉ／ｉ＜ 0.42 の場合 0

4,316円： 補正後保険料軽減者１人当たり市町村負担額(均等割相当)

2,651円： 補正後保険料軽減世帯１世帯当たり市町村負担額(平等割相当)

86,336千円： 単位費用積算の基礎に算入されている保険基盤安定負担金（保険料軽減分）の額

131,129円： 補正後保険料軽減者１人当たり市町村負担額(保険者支援分)

0.0400： 0.16（７割軽減被保険者の保険基盤安定負担金（保険者支援分）の支援率）×0.25（負担割合）

51,740千円： 単位費用積算の基礎に算入されている保険基盤安定負担金(保険者支援分)の額

4,251円： 一般被保険者１人当たりの人件費・助産費・光熱費・介護納付金に係る事務費等需要額

77,799千円： 単位費用積算の基礎に算入されている人件費・助産費・光熱費・介護納付金に係る事務費・国民健康保険特別対策事業費補助金等の需用費

0.8： 算入率

第三項　普 通 態 容 補 正

地域手当の級地区分ごとの行政質量差と種地ごとの行政質量差を反映させるものであり、第一表のとおり、一般財源総額に占める給与費の率に共通係数を乗じて得た係数に、第二表の種地ごとの個別係数を合算して得た率をもって普通態容補正係数とした。

なお、指定都市、中核市、保健所設置市については、二で述べるとおり行政権能差による補正を併せて行うこととし、地域手当の級地区分による係数及び種地区分による係数それぞれに指定都市、中核市、保健所設置市ごとの権能差を反映した補正率を乗じて算定した係数を合算して普通態容補正係数を算定した。

第一表　地域手当の級地区分による係数算出表

地域手当の級地区分	共通係数	A× 給与費の率 0.192	権能差反映分			
			指定都市	中核市	保健所設置市	その他の市町村
			B× 権能差率 1.713	B× 権能差率 1.295	B× 権能差率 1.283	B× 権能差率 1.000
	A	B	C	D	E	F
１級地（旧１級地）	1.151	0.221	0.379	0.286	0.284	0.221
２級地（旧２級地）	1.122	0.215	0.368	0.278	0.276	0.215
２級地（旧３級地）	1.112	0.214	0.367	0.277	0.275	0.214
２級地（旧４級地）	1.105	0.212	0.363	0.275	0.272	0.212
２級地（旧５級地）	1.105	0.212	0.363	0.275	0.272	0.212
２級地（旧６級地）	1.077	0.207	0.355	0.268	0.266	0.207
２級地（旧７級地）	1.052	0.202	0.346	0.262	0.259	0.202
２級地（旧無級地）	1.026	0.197	0.337	0.255	0.253	0.197
３級地（旧３級地）	1.112	0.214	0.367	0.277	0.275	0.214
３級地（旧４級地）	1.105	0.212	0.363	0.275	0.272	0.212
３級地（旧５級地）	1.092	0.210	0.360	0.272	0.269	0.210
３級地（旧６級地）	1.085	0.208	0.356	0.269	0.267	0.208
３級地（旧７級地）	1.077	0.207	0.355	0.268	0.266	0.207
３級地（旧無級地）	1.026	0.197	0.337	0.255	0.253	0.197
４級地（旧４級地）	1.085	0.208	0.356	0.269	0.267	0.208
４級地（旧５級地）	1.070	0.205	0.351	0.265	0.263	0.205
４級地（旧６級地）	1.052	0.202	0.346	0.262	0.259	0.202
４級地（旧７級地）	1.042	0.200	0.343	0.259	0.257	0.200
４級地（旧無級地）	1.026	0.197	0.337	0.255	0.253	0.197
５級地（旧６級地）	1.035	0.199	0.341	0.258	0.255	0.199
５級地（旧７級地）	1.022	0.196	0.336	0.254	0.251	0.196
５級地（旧無級地）	1.012	0.194	0.332	0.251	0.249	0.194
無級地（旧７級地）	1.012	0.194	0.332	0.251	0.249	0.194
無級地（旧無級地）	0.997	0.191	0.327	0.247	0.245	0.191

第二表　種地区分による係数算出表

種地	指定都市・中核市・保健所設置市(特別区)以外の市町村		指定都市 補正係数算式	中核市 補正係数算式	保健所設置市(特別区) 補正係数算式
	個別係数 A	補正係数算式 B	B×1.713	B×1.295	B×1.283
Ⅰ 10	0.981		0.001180 X＋ 0.5590		0.000860 X＋ 0.4420
Ⅰ 9	0.962		0.000640 X＋ 1.0720		
Ⅰ 8	0.943		0.000660 X＋ 1.0540		
Ⅰ 7	0.895	0.000480 X＋ 0.5350	0.000820 X＋ 0.9180	0.000620 X＋ 0.6940	0.000620 X＋ 0.6830
Ⅰ 6	0.861	0.000340 X＋ 0.6400	0.000580 X＋ 1.0980	0.000440 X＋ 0.8290	0.000430 X＋ 0.8255
Ⅰ 5	0.828	0.000330 X＋ 0.6465		0.000430 X＋ 0.8355	0.000430 X＋ 0.8255
Ⅰ 4	0.808	0.000200 X＋ 0.7180		0.000260 X＋ 0.9290	0.000250 X＋ 0.9245
Ⅰ 3	0.793	0.000150 X＋ 0.7405			0.000200 X＋ 0.9470
Ⅰ 2	0.781	0.000080 X＋ 0.7650			0.000100 X＋ 0.9820
Ⅰ 1	0.771	0.000100 X＋ 0.7610			0.000130 X＋ 0.9760
Ⅱ 10	0.878	0.000380 X＋ 0.5170		0.000500 X＋ 0.6620	0.000500 X＋ 0.6510
Ⅱ 9	0.865	0.000260 X＋ 0.6310		0.000340 X＋ 0.8140	0.000320 X＋ 0.8220
Ⅱ 8	0.848	0.000340 X＋ 0.5590		0.000440 X＋ 0.7240	0.000440 X＋ 0.7140
Ⅱ 7	0.831	0.000340 X＋ 0.5590		0.000440 X＋ 0.7240	0.000440 X＋ 0.7140
Ⅱ 6	0.821	0.000200 X＋ 0.6710		0.000260 X＋ 0.8680	0.000260 X＋ 0.8580
Ⅱ 5	0.808	0.000260 X＋ 0.6260		0.000340 X＋ 0.8080	0.000320 X＋ 0.8130
Ⅱ 4	0.787	0.000210 X＋ 0.6610		0.000270 X＋ 0.8570	0.000270 X＋ 0.8480
Ⅱ 3	0.773	0.000140 X＋ 0.7030		0.000180 X＋ 0.9110	0.000180 X＋ 0.9020
Ⅱ 2	0.750	0.000153 X＋ 0.6965		0.000200 X＋ 0.9010	0.000200 X＋ 0.8920
Ⅱ 1	0.728	0.000126 X＋ 0.7060		0.000160 X＋ 0.9150	0.000160 X＋ 0.9060

(注)　Xは市町村の評点である。
　　第一表により算出した係数と第二表により算出した係数を合計した係数が1.000未満となるときは、1.000とする。

一　行政質量差

給与費の率の算出基礎は次のとおりである。

$$\frac{\text{給与費一般財源}}{\text{一般財源総額}} = \frac{138,262\text{千円}}{719,294\text{千円}} = 0.192$$

二　行政権能差

1　保健所設置市

保健所設置市の権能差率の積算基礎は次のとおりである。

人口170万人の都道府県(標準団体)の区域がすべて保健所設置市であると仮定した場合に都道府県の経費から除かれる経費(不要経費)に係る一般財源を増加経費として人口170万人の保健所設置市の一般財源を算出し、これと人口170万人のその他の市に係る一般財源との比率を保健所設置市の権能差率としている。

なお、保健所設置市県不要経費一般財源については道府県分衛生費の態容補正、行政権能差の項を参照されたい。

保健所設置市県不要一般財源	3,038,266千円	A
人口170万人のその他の市の一般財源	10,744,017千円	B
人口170万人保健所設置市一般財源	13,782,283千円	C　A＋B

権能差率　C／B＝　1.283

2　中核市

中核市の権能差率の積算基礎は次のとおりである。

人口170万人の都道府県(標準団体)の区域がすべて中核市であると仮定した場合に都道府県の経費から除かれる経費(不要経費)に係る一般財源を増加経費として人口170万人の中核市の一般財源を算出し、これと人口170万人のその他の市に係る一般財源との比率を中核市の権能差率としている。

中核市県不要一般財源	3,172,463千円	A
人口170万人のその他の市の一般財源	10,744,017千円	B
人口170万人中核市一般財源	13,916,480千円	C　A＋B

権能差率　C／B＝　1.295

3　指定都市

指定都市の権能差率の積算基礎は次のとおりである。

人口170万人の都道府県(標準団体)の区域がすべて指定都市であると仮定した場合に都道府県の経費から除かれる経費(不要経費)に係る一般財源を増加経費として人口170万人の指定都市の一般財源を算出し、これと人口170万人のその他の市に係る一般財源との比率を指定都市の権能差率としている。

指定都市県不要一般財源	7,664,408千円	A
人口170万人のその他の市の一般財源	10,744,017千円	B
人口170万人指定都市一般財源	18,408,425千円	C　A＋B

権能差率　C／B＝　1.713

第四項　経 常 態 容 補 正

1　経常態容補正Ⅰ

高齢者保健福祉費(65歳以上人口)において措置していたがん検診事業等について、平成22年度より保健衛生費において措置することとしたことに伴い、高齢者人口比率を勘案した経常態容補正係数を設けることとした。

算　　式

(経常態容補正Ⅰ係数－1)　＝　{65歳以上人口比率／　0.280 ×　0.097　＋(　1　－　0.097　)－　1}
×連乗補正係数

算式の符号

65歳以上人口比率：　65歳以上人口(令和２年国勢調査)／測定単位の数値　※1.000を下回る場合は1.000とする。

0.280：　65歳以上人口比率の全国平均

0.097：　保健衛生費単位費用中のがん検診事業等の割合

2　経常態容補正Ⅱ

合併団体において、市町村合併後においても、引き続き必要となる合併関係市町村の保健センター等に係る経費を措置するため、平成11年４月以降に合併した市町村の合併関係市町村の人口に応じた経常態容補正を設けることとし、一本算定のみに適用する。

算　　式

$$\text{経常態容補正Ⅱ係数} = \frac{B}{A \times 7.19}$$

算式の符号

Ａ：　測定単位の数値

Ｂ：　合併関係市町村（新市町村の市町村役場及び地方自治法第252条の20に規定する区の事務所が所在する合併関係市町村を除く。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額

算式：　6.6×Ｃ×Ｄ×Ｅ

6.6（千円）：標準的な合併関係市町村（人口8,000人）の保健センター等に係る経費の単位当たり費用

Ｃ：合併関係市町村の令和２年国勢調査人口

Ｄ：人口段階による補正率

合併関係市町村の人口段階を第一表上欄のように定め、それぞれについて職員数及び所要経費を積算して、各段階における単位当たり費用（第一表中Ｚ）を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と標準的な保健センター等に係る経費の単位費用の比を求め、これを基礎として、第二表の人口段階ごとの補正率算出表を定めた。

第一表　人口段階ごとの職員数及び財政需要額

（単位：千円）

人口段階／区分	人 1,000	4,000	8,000 （標準的な合併関係市町村）	12,000	20,000	30,000	50,000
職員	0.5	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
給与費	2,690	5,381	13,523	13,523	13,523	13,523	13,523
その他の経費	19,223	38,447	38,985	43,255	53,325	67,394	67,394
一般財源計	21,914	43,828	52,508	56,778	66,848	80,917	80,917
単位当たり費用Ｚ（円）	21,914	10,957	6,600	4,732	3,342	2,697	1,618
Ｚ／標準的な支所の単位当たり費用	3.320	1.660	1.000	0.717	0.506	0.409	0.245

第二表　人口段階ごとの補正率算出表

人　　口	補正率
～　4千人	$\frac{1}{C}$（1.11 C＋2,200）
4 ～　8千人	$\frac{1}{C}$（0.34 C＋5,280）
8 ～　12千人	$\frac{1}{C}$（0.15 C＋6,800）
12 ～　20千人	$\frac{1}{C}$（0.19 C＋6,320）
20 ～　30千人	$\frac{1}{C}$（0.21 C＋5,920）
30 ～	$\frac{1}{C}$（0.00 C＋12,220）

（注）補正率が3.310を超えるときは、3.310とする。

E：本庁からの距離による補正率

第三表　本庁からの距離ごとの補正率算出表

本庁からの距離	補正係数
～　16km	0.00000 d＋1.00
16 ～　24km	0.03075 d＋0.51
24 ～　32km	0.05300 d＋△0.03
32 ～　48km	0.00219 d＋1.60
48 ～	0.01100 d＋1.18

d：　本庁からの距離（令和７年４月１日現在の本庁の所在地（政令指定都市は、区役所の所在地とする。また、分庁舎方式をとるものについては、市町村長が通常執務を行う事務所を本庁とみなし、町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第411条の規定により平成29年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点に所在するものとみなす。）と合併関係市町村の旧市町村役場の所在地（旧市町村役場を移転または廃止している場合は、合併の日の前日における所在地。）との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む。）、水路、及び陸路による実距離とする。ただし、水路を含む場合にあっては、その距離を２倍として計算した距離））。

（注）補正率が1.837を超えるときは、1.837とする。

第四節　こども子育て費

単位費用	165,000円	測定単位	18歳以下人口

こども子育て費に適用する補正は、段階補正、密度補正Ⅰ、密度補正Ⅱ、密度補正Ⅲ、密度補正Ⅳ、普通態容補正Ⅰ、普通態容補正Ⅱ、事業費補正及び経常態容補正である。

算式
段階補正係数×普通態容補正Ⅰ係数＋(密度補正Ⅰ係数－1)＋(密度補正Ⅱ係数－1)＋(密度補正Ⅲ係数－1)＋(密度補正Ⅳ係数－1)＋(密度補正係数－1)＋(事業費補正係数－1)＋(普通態容補正Ⅱ係数－1)＋経常態容補正係数

第一項　段　階　補　正

測定単位である18歳以下人口の段階ごとの職員数を第一表のように定め、各段階における財政需要額を第二表のとおり積算して、当該財政需要額をそれぞれの段階の測定単位で除して得た単位当たり費用を基礎として、第三表のとおり段階補正係数算出表を定めた。

第一表　人口段階ごとの職員数

区分 / 18歳以下人口段階	課　長	職　員　A	職　員　B	合　計
人	人	人	人	人
500	－	0.0	3.0	3.0
1,100	－	0.0	3.0	3.0
1,700	－	0.0	3.0	3.0
2,900	－	0.0	4.0	4.0
4,600	1.0	0.0	4.0	5.0
16,000	2.0	2.0	9.0	13.0
39,000	2.0	4.0	16.0	22.0
65,000	3.0	5.0	21.0	29.0
150,000	4.0	11.0	38.0	53.0
300,000	5.0	20.0	60.0	85.0

各18歳以下人口段階経費は、以下のとおり分類している。

第二表　人口段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

人口段階 / 経費区分	人 500	人 1,100	人 1,700	人 2,900	人 4,600	人 16,000 (標準団体)	人 39,000	人 65,000	人 150,000	人 300,000
給　与　費	15,990	16,021	16,051	21,432	30,638	83,000	137,480	182,400	334,830	541,050
給与改善費	184	184	184	246	352	953	1,578	2,094	3,844	6,211
18歳以下人口比例経費	67,001	147,402	227,804	388,607	616,409	2,144,033	5,226,080	8,710,134	20,100,309	40,200,621
その他の経費	45,956	62,017	76,967	119,530	162,478	406,928	839,129	1,212,076	2,792,369	5,577,046
一般財源計	129,131	225,624	321,006	529,815	809,877	2,634,914	6,204,267	10,106,704	23,231,352	46,324,928
単位当たり費用Z（円）	258,262	205,113	188,827	182,695	176,060	165,000	159,084	155,488	154,876	154,416
Z／単位費用	1.565	1.243	1.144	1.107	1.067	1.000	0.964	0.942	0.939	0.936

第三表　段階補正係数算出表

18歳以下人口	段階補正係数
～ 1,100人	$\frac{1}{P}$（ 0.97 P＋ 299 ）
1,100 ～ 1,700人	$\frac{1}{P}$（ 0.97 P＋ 299 ）
1,700 ～ 2,900人	$\frac{1}{P}$（ 1.05 P＋ 163 ）
2,900 ～ 4,600人	$\frac{1}{P}$（ 1.02 P＋ 250 ）
4,600 ～ 16,000人	$\frac{1}{P}$（ 0.97 P＋ 480 ）
16,000 ～ 39,000人	$\frac{1}{P}$（ 0.94 P＋ 960 ）
39,000 ～ 65,000人	$\frac{1}{P}$（ 0.91 P＋ 2,130 ）
65,000 ～ 150,000人	$\frac{1}{P}$（ 0.94 P＋ 180 ）
150,000人 ～	$\frac{1}{P}$（ 0.93 P＋ 1,680 ）

（注1）Ｐ＝当該団体の18歳以下人口

（注2）段階補正係数が1.568を超えるときは、1.568とする。

第二項　密　度　補　正

密度補正は、保育所及び認定こども園の在籍人員（２・３号認定子ども）、地域型保育給付に係る子ども、施設等利用給付に係る子ども、障害福祉サービス利用者、児童手当支給対象児童及び児童扶養手当受給者の密度による補正を適用する。

18歳以下人口を測定単位として社会福祉費に係る基準財政需要額を算定する場合に、18歳以下人口と施設型給付費、地域型保育給付費、施設等利用給付費、障害福祉サービスに要する経費、児童手当支給経費及び児童扶養手当支給経費が必ずしも比例しない事情があるため、標準団体に算入されている私立保育所及び私立認定こども園の在籍人員（２・３号認定子ども）数、地域型保育給付に係る子ども数、施設等利用給付に係る子ども数、障害福祉サービス利用者数、児童手当支給対象児童数及び児童扶養手当受給者数の18歳以下人口比例を基準として、需要額を割増又は割減するために適用される。

算　　式

（密度補正Ｉ係数－1）

【施設型給付費（２・３号認定子ども）分】

$$= \frac{1}{A \times 165,000円} \times \left\{ \left(B_{公1} \times \alpha_{公1} - 166人 \times \frac{A}{16,000人} \right) \times 1,675,888円 \right.$$
$$+ \left(B_{公2} \times \alpha_{公2} - 328人 \times \frac{A}{16,000人} \right) \times 765,209円$$
$$+ \left(B_{私1} \times \alpha_{私1} - 643人 \times \frac{A}{16,000人} \right) \times 418,972円$$
$$+ \left(B_{私2} \times \alpha_{私2} - 992人 \times \frac{A}{16,000人} \right) \times 191,302円$$
$$\left. + \left(B_{障} + C_{障} - 59人 \times \frac{A}{16,000人} \right) \times 1,642,420円 \right\}$$

$$= \left(\frac{B_{公1} \times \alpha_{公1} \times 100}{A} - 1.038人 \right) \times 0.102 + \left(\frac{B_{公2} \times \alpha_{公2} \times 100}{A} - 2.050人 \right) \times 0.046$$
$$+ \left(\frac{B_{私1} \times \alpha_{私1} \times 100}{A} - 4.019人 \right) \times 0.025 + \left(\frac{B_{私2} \times \alpha_{私2} \times 100}{A} - 6.200人 \right) \times 0.012$$
$$+ \left(\frac{(B_{障} + C_{障}) \times 100}{A} - 0.369人 \right) \times 0.100$$

$$\alpha_{公1} = 1.2 \times \left(\frac{a \times b1 \times c}{1.088} + d1 \right) - 0.2 \times e$$

$$\alpha_{公2} = \frac{a \times b2 \times c}{1.070} + d2$$

$$\alpha_{私1} = \frac{\beta_{私1}}{412,178円}、\quad \beta_{私1} = \frac{(i1 - j) \times 12 \times 0.25}{k1}$$

$$\alpha_{私2} = \frac{\beta_{私2}}{235,139円}、\quad \beta_{私2} = \frac{i2 \times 12 \times 0.25}{k2}$$

【地域型保育給付費分】

$$= \frac{1}{A \times 165,000円} \times \left(D \times 594,233円 - 46,885千円 \times \frac{A}{16,000人} \right)$$

$$= \left(\frac{D \times 3.601}{A} - 0.018 \right)$$

【施設等利用給付（私立幼稚園（新制度移行分除く）除く）分】

$$= \frac{1}{A \times 165,000円} \times \left(\left(E \times \gamma - 348人 \times \frac{A}{16,000人} \right) \times 48,821円 \right)$$

$$= \left(\frac{E \times \gamma \times 10}{A} - 0.218人 \right) \times 0.030$$

$$\gamma = \frac{\delta}{11,272円}、\quad \delta = \frac{(1 - m) \times 0.25}{n}$$

【障害福祉サービス分】

$$= \frac{1}{A \times 165,000円} \times \left\{ \left(F - 464人 \times \frac{A}{16,000人} \right) \times 401,630円 \right\}$$

$$= \frac{F \times 100}{A} \times 0.024 - 0.071$$

【児童手当分】

$$= \frac{1}{A \times 165,000円} \times \left\{ \left(G1 \times 12,000円 + G2 \times 13,333円 + G3 \times 13,333円 + G4 \times 13,333円 + G5 \times 13,333円 + G6 \times 13,333円 + G7 \times 13,333円 + G8 \times 24,000円 + G9 \times 40,000円 + G10 \times 40,000円 + G11 \times 180,000円 + G12 \times 120,000円 + G13 \times 120,000円 + G14 \times 120,000円 + G15 \times 360,000円 \right) - \frac{305,046千円 \times A}{16,000人} \right\}$$

$$= \frac{1}{A} \times \left(G1 \times 0.073 + G2 \times 0.081 + G3 \times 0.081 + G4 \times 0.081 + G5 \times 0.081 + G6 \times 0.081 + G7 \times 0.081 + G8 \times 0.145 + G9 \times 0.242 + G10 \times 0.242 + G11 \times 1.091 + G12 \times 0.727 + G13 \times 0.727 + G14 \times 0.727 + G15 \times 2.182 \right) - 0.116$$

【児童扶養手当分】

$$= \frac{1}{A \times 165,000円} \times \left(19,092円 \times H - 138,136千円 \times \frac{A}{16,000人} \right) = \frac{H \times 0.116}{A} - I$$

算式の符号

A　：測定単位の数値（18歳以下人口）

$B_{公1}$　：当該団体における公立保育施設在籍人員数（公立保育所在籍人員数（3号認定子どもに限る）、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数（3号認定子どもに限る）、公立認定こども園在籍人員数（追加分・3号認定子どもに限る）及び公立保育施設在籍人員数（追加分・3号認定子どもに限る）の合計）

$B_{公2}$　：当該団体における公立保育施設在籍人員数（公立保育所在籍人員数（2号認定子どもに限る）、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数（2号認定子どもに限る）、公立認定こども園在籍人員数（追加分・2号認定子どもに限る）、公立保育施設在籍人員数（追加分・2号認定子どもに限る）及び特別利用保育等に係る子どもの数の合計）

$B_{私1}$　：当該団体における私立保育施設在籍人員数（私立保育所在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数（3号認定子どもに限る）の合計）

$B_{私2}$　：当該団体における私立保育施設在籍人員数（私立保育所在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数（2号認定子どもに限る）の合計）

$B_{障}$　：当該団体における保育所及び幼保連携型認定こども園に係る障害児受入人員数（ただし、障害児保育のための加配職員数に２を乗じた数（以下「加配対象受入障害児数」という。）を上回る場合は、加配対象受入障害児数）

$C_{障}$　：当該団体における公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園並びに特別利用保育等に係る障害児受入人員数

D　：地域型保育給付の各事業に係る子どもの数に、それぞれ次の乗率を乗じて算出した数値の合計
家庭的保育：1.236　　小規模保育Ａ型：1.000　　小規模保育Ｂ型及び特例保育：0.815
小規模保育Ｃ型：1.036　　居宅訪問型保育：2.439　　事業所内保育Ａ型：0.957
事業所内保育Ｂ型：0.848　　事業所内保育20人以上：0.690

E　：子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数

F　：障害福祉サービスのうち当該団体における「児童発達支援利用者数」及び「放課後等デイサービス利用者数」の計

Ｇ１　：当該団体における児童手当支給対象児童数（３歳未満）（非被用者分）

Ｇ２　：当該団体における児童手当支給対象児童数（３歳～小学校）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）

Ｇ３　：当該団体における児童手当支給対象児童数（３歳～小学校）（非被用者分）

Ｇ４　：当該団体における児童手当支給対象児童数（中学校）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）

Ｇ５　：当該団体における児童手当支給対象児童数（中学校）（非被用者分）

Ｇ６　：当該団体における児童手当支給対象児童数（高校生）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）

Ｇ７　：当該団体における児童手当支給対象児童数（高校生）（非被用者分）

Ｇ８　：当該団体における児童手当支給対象児童数（３歳未満）（非被用者分のうち第３子以降分）

Ｇ９　：当該団体における児童手当支給対象児童数（３歳以降）（被用者分のうち第３子以降分）

Ｇ10　：当該団体における児童手当支給対象児童数（３歳以降）（非被用者分のうち第３子以降分）

Ｇ11　：当該団体における児童手当支給対象児童数（３歳未満）（地方公務員分）

Ｇ12　：当該団体における児童手当支給対象児童数（３歳～小学校）（地方公務員分）

Ｇ13　：当該団体における児童手当支給対象児童数（中学校）（地方公務員分）

Ｇ14　：当該団体における児童手当支給対象児童数（高校生）（地方公務員分）

Ｇ15　：当該団体における児童手当支給対象児童数（地方公務員分のうち第３子以降分）

H　：当該団体における児童扶養手当受給者数（福祉事務所設置町村以外の町村にあっては０とする。）

Ｉ　：市及び福祉事務所設置町村にあっては0.052とし、その他の町村にあっては０とする。

a　：地域区分係数

級地	その他	3/100	6/100	10/100	12/100	15/100	16/100	20/100
係数	0.955	0.977	1.000	1.030	1.045	1.068	1.075	1.106

ｂ１　：年齢区分係数（3号認定子ども）

0歳児割合×1.706＋1・2歳児割合×1.000

ｂ２　：年齢区分係数（2号認定子ども）

3歳児割合×1.197＋4歳以上児割合×1.000

ｃ　：定員区分係数

Σ（各利用定員区分の子どもの数×当該区分の係数）/Ｂ公

※Ｂ公 は公立保育施設在籍人員（追加分）及び特別利用保育等に係る子どもの数を除く

利用定員	1～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35
係数	3.773	2.761	2.254	1.867	1.679	1.537
利用定員	36～40	41～45	46～50	51～55	56～60	61～70
係数	1.478	1.478	1.390	1.326	1.275	1.194
利用定員	71～80	81～90	91～100	101～110	111～120	121～130
係数	1.133	1.086	1.000	0.974	0.952	0.933
利用定員	131～140	141～150	151～160	161～170	171以上	
係数	0.917	0.903	0.903	0.891	0.881	

ｄ１　：冷暖房費加算係数（3号認定子ども）

級地	その他	激変緩和地域	４級地	３級地	２級地	１級地
係数	-0.001	0.005	0.006	0.009	0.009	0.010

ｄ２　：冷暖房費加算係数（2号認定子ども）

級地	その他	激変緩和地域	４級地	３級地	２級地	１級地
係数	-0.002	0.012	0.017	0.023	0.023	0.027

ｅ　：徴収額係数（3号認定子ども）

$$\frac{\sum_{i=1}^{28}（g_i \times h_i）\times 12}{f} \times \frac{1}{382}$$

ただし、ｆが０かつＢ公1が正数の場合は1.000とする。

ｆ　：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定）（令和6年10月分）

ｇｉ　：次に掲げる人員数

g_1　：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第3階層・保育標準時間・第1子・ひとり親等以外）

g_2　：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第3階層・保育標準時間・第1子・ひとり親等）

g_3　：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第3階層・保育標準時間・第2子・ひとり親等以外）

g_4　：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第4階層（360万円未満）・保育標準時間・第1子・ひとり親等以外）及び（3号認定・第4階層（360万円以上）・保育標準時間・第1子）

g_5　：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第4階層（360万円未満）・保育標準時間・第1子・ひとり親等）

g_6　：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第4階層（360万円未満）・保育標準時間・第2子・ひとり親等以外）及び（3号認定・第4階層（360万円以上）・保育標準時間・第2子）

g_7　：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第5階層・保育標準時間・第1子）

g_8　：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第5階層・保育標準時間・第2子）

g_9　：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第6階層・保育標準時間・第1子）

g_{10}　：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第6階層・保育標準時間・第2子）

g_{11}　：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第7階層・保育標準時間・第1子）

g_{12}　：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第7階層・保育標準時間・第2子）

g_{13}　：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第8階層・保育標準時間・第1子）

g_{14}　：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第8階層・保育標準時間・第2子）

g_{15}　：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第3階層・保育短時間・第1子・ひとり親等以外）

g_{16}　：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第3階層・保育短時間・第1子・ひとり親等）

g_{17}　：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第3階層・保育短時間・第2子・ひとり親等以外）

g_{18}　：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第4階層（360万円未満）・保育短時間・第1子・ひとり親等以外）及び（3号認定・第4階層（360万円以上）・保育短時間・第1子）

g_{19}　：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第4階層（360万円未満）・保育短時間・第1子・ひとり親等）

g_{20}　：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第4階層（360万円未満）・保育短時間・第2子・ひとり親等以外）及び（3号認定・第4階層（360万円以上）・保育短時間・第2子）

g_{21}　：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第5階層・保育短時間・第1子）

g_{22}　：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第5階層・保育短時間・第2子）

g23 ：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第6階層・保育短時間・第1子）
g24 ：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第6階層・保育短時間・第2子）
g25 ：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第7階層・保育短時間・第1子）
g26 ：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第7階層・保育短時間・第2子）
g27 ：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第8階層・保育短時間・第1子）
g28 ：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第8階層・保育短時間・第2子）

hi ：次に掲げる額
h1 ：19.5千円
h2 ：9千円
h3 ：9.75千円
h4 ：30千円
h5 ：9千円
h6 ：15千円
h7 ：44.5千円
h8 ：22.25千円
h9 ：61千円
h10 ：30.5千円
h11 ：80千円
h12 ：40千円
h13 ：104千円
h14 ：52千円
h15 ：19.3千円
h16 ：9千円
h17 ：9.65千円
h18 ：29.6千円
h19 ：9千円
h20 ：14.8千円
h21 ：43.9千円
h22 ：21.95千円
h23 ：60.1千円
h24 ：30.05千円
h25 ：78.8千円
h26 ：39.4千円
h27 ：102.4千円
h28 ：51.2千円

i1 ：前年度私立保育所等費用額（令和6年10月分）のうち満３歳未満子どもに係る額
i2 ：前年度私立保育所等費用額（令和6年10月分）のうち満３歳以上子どもに係る額
j ：前年度私立保育所等利用者負担額（令和6年10月分）
k1 ：前年度私立保育所等在籍人員数（令和6年10月分）のうち満３歳未満子どもの数
k2 ：前年度私立保育所等在籍人員数（令和6年10月分）のうち満３歳以上子どもの数
l ：前年度子育てのための施設等利用給付支給額（令和6年分）
m ：前年度子育てのための施設等利用給付支給額（令和6年分）のうち私立幼稚園（新制度移行分除く）に係る額
n ：前年度子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数（令和6年分）

165,000円 ：単位費用
16,000人 ：標準団体の18歳以下人口
166人 ：標準団体の公立保育施設在籍人員数（3号認定子ども）（単価差を加味せず設定）
1,675,888円 ：公立保育施設に係る児童一人当たり単価（3号認定子ども）
328人 ：標準団体の公立保育施設在籍人員数（2号認定子ども）（単価差を加味せず設定）
765,209円 ：公立保育施設に係る児童一人当たり単価（2号認定子ども）
643人 ：標準団体の私立保育施設在籍人員数（3号認定子ども）（単価差を加味せず設定）
418,972円 ：私立保育施設に係る児童一人当たり単価（3号認定子ども）
992人 ：標準団体の私立保育施設在籍人員数（2号認定子ども）（単価差を加味せず設定）
191,302円 ：私立保育施設に係る児童一人当たり単価（2号認定子ども）
59人 ：標準団体の保育所等における受入障害児数

1,642,420円 ：障害児保育に要する受入障害児一人当たり単価
1.088 ： ａ×ｂ1×ｃの全国平均値
1.070 ： ａ×ｂ2×ｃの全国平均値
412,178円 ：前年度私立保育施設保育単価（満３歳未満子どもに係る額）
235,139円 ：前年度私立保育施設保育単価（満３歳以上子どもに係る額）
0.25 ：市町村負担率 $\frac{2.5}{10}$
594,233円 ：地域型保育給付に係る子ども１人当たり単価（一般財源）
46,885千円 ：標準団体に算入されている地域型保育給付費の所要額（一般財源）
348人 ：標準団体の子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数(単価差を加味せず設定)
48,821円 ：施設等利用給付に係る子ども１人当たり単価（私立幼稚園（新制度移行分除く）に係る額を除く）（一般財源）
11,272円 ：前年度施設等利用給付支給額単価（私立幼稚園（新制度移行分除く）に係る額を除く）
401,630円 ：障害者サービスのうち日中活動系サービス利用者（「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」）１人当たり単価
464人 ：標準団体で想定している日中活動系サービス利用者（「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」）数
12,000円 ：児童手当支給対象児童（３歳未満）（非被用者分）１人当たり単価
13,333円 ：児童手当支給対象児童（３歳未満）（非被用者・本則給付分）１人当たり単価
13,333円 ：児童手当支給対象児童（３歳～小学校）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）、
児童手当支給対象児童（３歳～小学校）（非被用者分）、
児童手当支給対象児童（中学校）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）、
児童手当支給対象児童（中学校）（非被用者分）、
児童手当支給対象児童（高校生）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）
及び児童手当支給対象児童（高校生）（非被用者分）　１人当たり単価
24,000円 ：児童手当支給対象児童（３歳未満）（非被用者分のうち第３子以降分）　１人当たり単価
40,000円 ：児童手当支給対象児童（３歳未満）（地方公務員・本則給付分）１人当たり単価
40,000円 ：児童手当支給対象児童（３歳以降）（被用者分のうち第３子以降分）及び
児童手当支給対象児童（３歳以降）（非被用者分のうち第３子以降分）　１人当たり単価
180,000円 ：児童手当支給対象児童（３歳未満）（地方公務員分）　１人当たり単価
120,000円 ：児童手当支給対象児童（３歳～小学校）（地方公務員分）、
児童手当支給対象児童（中学校）（地方公務員分）及び
児童手当支給対象児童（高校生）（地方公務員分）　１人当たり単価
360,000円 ：児童手当支給対象児童（地方公務員分のうち第３子以降分）　１人当たり単価
305,046千円 ：標準団体に算入されている児童手当の所要額（一般財源）
19,092円 ：児童扶養手当支給対象者１人当たり単価
138,136千円 ：標準団体に算入されている児童扶養手当の所要額（福祉事務所設置町村以外の町村にあっては０千円とする）（密度補正対象一般財源）

（注）１－ｍが負数のときδは０とする。

２　密度補正Ⅱ

市町村立の保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園に在籍する子ども・子育て支援法第19条第１項第１号の子どもに係る財政需要並びに新制度未移行私立幼稚園園児に係る財政需要を算定するために、下記の算式により適用される。

算　　式

（密度補正Ⅱ係数－1）

【保育所型・地方裁量型認定こども園に係る財政需要分】

$$= \frac{1}{\text{A}\times 165,000\text{円}} \times \left(\text{B} \times \text{C} \times 919\text{千円} \right)$$

Ａ：測定単位の数値（18歳以下人口）

Ｂ：「子ども・子育て支援新制度における園児数等に係る調査について」（令和７年４月11日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）に基づいて内閣府に報告された令和７年４月１日現在における市町村立の保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の１号認定子どもの数

C：　当該市町村における市町村立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園に在籍する１号認定子どもに係る施設型給付の給付単価差を示す乗率（年齢区分係数×利用定員区分係数×地域区分係数＋冷暖房費加算区分係数）。
ただし、当該市町村における市町村立の幼稚園の在籍人員数及び幼保連携型認定こども園に在籍する子ども・子育て支援法第19条第１号に掲げる子どもの数が０である場合には、1.000とする。

919千円：市町村立の保育所型及び地方裁量型認定こども園の１号認定子ども１人当たりの経費

【新制度未移行幼稚園園児に係る財政需要分】

$$= \frac{1}{A \times 165,000円} \times \left(B \times 77,100円 - 265人 \times 77,100円 \times \frac{A}{16,000人} \right)$$

$$= \left(\frac{B \times 0.467}{A} - 0.008 \right)$$

算式の符号

A：測定単位の数値（18歳以下人口）

B：施設等利用給付支弁台帳に記載された令和７年４月１日現在における新制度未移行私立幼稚園の在籍人員数

265人：標準団体当たりの新制度未移行私立幼稚園児の数

16,000人：標準団体の18歳以下人口

77,100円：施設等利用給付費単価（新制度未移行私立幼稚園分）（市町村負担分）

3　密度補正Ⅲ

子ども・子育て支援新制度に係る私立幼稚園の在籍人員及び私立認定こども園に在籍する１号認定子どもに対する施設型給付に係る財政需要を算定するために、下記の算式により適用される。

算　　式

（密度補正Ⅲ係数－1）

$$= \frac{1}{A \times 165,000円} \times \left(B \times C \times 382,032円 - 360人 \times 382,032円 \times \frac{A}{16,000人} \right)$$

$$= \frac{B \times C \times 2.315}{A} - 0.052$$

算式の符号

A：測定単位の数値（18歳以下人口）

B：令和７年４月１日現在における当該市町村の私立幼稚園（新制度移行分）の在籍人員数及び私立認定こども園の１号認定子どもの数の合計数（以下「私立幼稚園等在籍人員数」という）。

$$C：\frac{\alpha \times \beta \times 12}{1,065,925円}$$

382,032円：施設型給付費単価（市町村負担分）

360人：標準団体当たりの１号認定子ども等の数

16,000人：標準団体の18歳以下人口

α：当該市町村の前年度私立幼稚園等費用額（n-1.10月分）

β：当該市町村の前年度私立幼稚園等在籍人員数（n-1.10月分）

1,065,925円：前年度施設型給付費全国平均単価

4　密度補正Ⅳ

市町村立幼稚園及び市町村立幼保連携型認定こども園の在籍人員（１号認定子ども）に対する施設型給付に係る財政需要を算定するために、下記の算式により適用される。

算　　式

（密度補正Ⅳ係数－1）

$$= \frac{1}{A \times 165,000円} \times \left(B \times \alpha \times 919千円 - 69,949千円 \times \frac{A}{16,000人} \right)$$

$$= \frac{B \times \alpha \times 5.570}{A} - 0.026$$

$$\alpha = a \times b \times c + d$$

算式の符号

Ａ： 測定単位の数値（18歳以下人口）

Ｂ： 当該市町村における市町村立幼稚園（市町村立の幼稚園型認定こども園を含む。）に在籍する園児数（特別利用教育分を含む。）及び市町村立の幼保連携型認定こども園に在籍する１号認定子どもの数の合計数

919千円： １号認定子ども１人当たりの経費

69,949千円： 標準団体に算入されている市町村立幼稚園所要額（一般財源）

a　：地域区分係数

級地	その他	3/100	6/100	10/100	12/100	15/100	16/100	20/100
係数	0.954	0.977	1.000	1.031	1.046	1.069	1.076	1.107

b　：年齢区分係数

（3歳児割合×1.225＋4歳以上児割合×1.000）/1.056

c　：定員区分係数

Σ（各利用定員区分の子どもの数×当該区分の係数）/Ｂ

利用定員	～15人	16～20人	21～25人	26～30人	31～35人	36～40人
係数	3.153	2.407	1.959	1.661	1.552	1.552
利用定員	41～45人	46～50人	51～55人	56～60人	61～75人	76～90人
係数	1.399	1.360	1.330	1.303	1.163	1.068
利用定員	91～105人	106～120人	121～135人	136～150人	151～180人	181～210人
係数	1.000	0.950	0.927	0.895	0.845	0.809
利用定員	211～240人	241～270人	271～300人	301人～		
係数	0.782	0.762	0.745	0.693		

d　：冷暖房費加算係数

級地	その他	激変緩和地域	４級地	３級地	２級地	１級地
係数	-0.001	0.011	0.015	0.020	0.020	0.023

第三項　普 通 態 容 補 正

1　普通態容補正Ⅰ

地域手当の級地区分ごとの行政質量差と種地ごとの行政質量差を反映させるものであり、第一表のとおり、一般財源総額に占める給与費の率に共通係数を乗じて得た係数に、第二表の種地ごとの個別係数を合算して得た率をもって普通態容補正Ⅰ係数とした。

なお、指定都市、児童相談所設置中核市、中核市、町村については、二で述べるとおり行政権能差による補正を併せて行うこととし、地域手当の級地区分による係数及び種地区分による係数それぞれに指定都市、児童相談所設置中核市、中核市、町村ごとの権能差を反映した補正率を乗じて算定した係数を合算して普通態容補正Ⅰ係数を算定した。

第一表　地域手当の級地区分による係数算出表

地域手当の級地区分	共通係数	A× 給与費の率 0.032	権能差反映分				
			指定都市	児童相談所設置中核市	中核市	市※	町村
			B× 権能差率 1.167	B× 権能差率 1.166	B× 権能差率 1.017	B× 権能差率 1.000	B× 権能差率 0.909
	A	B	C	D	E	E	F
1級地（旧1級地）	1.151	0.037	0.043	0.043	0.038	0.037	0.034
2級地（旧2級地）	1.122	0.036	0.042	0.042	0.037	0.036	0.033
2級地（旧3級地）	1.112	0.036	0.042	0.042	0.037	0.036	0.033
2級地（旧4級地）	1.105	0.035	0.041	0.041	0.036	0.035	0.032
2級地（旧5級地）	1.105	0.035	0.041	0.041	0.036	0.035	0.032
2級地（旧6級地）	1.077	0.034	0.040	0.040	0.035	0.034	0.031
2級地（旧7級地）	1.052	0.034	0.040	0.040	0.035	0.034	0.031
2級地（旧無級地）	1.026	0.033	0.039	0.038	0.034	0.033	0.030
3級地（旧2級地）	1.112	0.036	0.042	0.042	0.037	0.036	0.033
3級地（旧3級地）	1.105	0.035	0.041	0.041	0.036	0.035	0.032
3級地（旧4級地）	1.092	0.035	0.041	0.041	0.036	0.035	0.032
3級地（旧5級地）	1.085	0.035	0.041	0.041	0.036	0.035	0.032
3級地（旧6級地）	1.077	0.034	0.040	0.040	0.035	0.034	0.031
3級地（旧無級地）	1.026	0.033	0.039	0.038	0.034	0.033	0.030
4級地（旧4級地）	1.085	0.035	0.041	0.041	0.036	0.035	0.032
4級地（旧5級地）	1.070	0.034	0.040	0.040	0.035	0.034	0.031
4級地（旧6級地）	1.052	0.034	0.040	0.040	0.035	0.034	0.031
4級地（旧7級地）	1.042	0.033	0.039	0.038	0.034	0.033	0.030
4級地（旧無級地）	1.026	0.033	0.039	0.038	0.034	0.033	0.030
5級地（旧6級地）	1.035	0.033	0.039	0.038	0.034	0.033	0.030
5級地（旧7級地）	1.022	0.033	0.039	0.038	0.034	0.033	0.030
5級地（旧無級地）	1.012	0.032	0.037	0.037	0.033	0.032	0.029
無級地（旧7級地）	1.012	0.032	0.037	0.037	0.033	0.032	0.029
無級地（旧無級地）	0.997	0.032	0.037	0.037	0.033	0.032	0.029

※福祉事務所設置町村を含む。

第二表　種地区分による係数算出表

種地	指定都市	児童相談所設置中核市	中　核　市	市 （福祉事務所設置町村を含む。）
Ⅰ　10	0.000020　X＋　1.1340			0.000020　X＋　0.9690
Ⅰ　9	0.000020　X＋　1.1340			0.000020　X＋　0.9690
Ⅰ　8	0.000020　X＋　1.1340			0.000020　X＋　0.9690
Ⅰ　7	0.000050　X＋　1.1085	0.000050　X＋　1.1075	0.000040　X＋　0.9690	0.000040　X＋　0.9520
Ⅰ　6	0.000070　X＋　1.0935	0.000070　X＋　1.0925	0.000060　X＋　0.9540	0.000060　X＋　0.9370
Ⅰ　5		0.000030　X＋　1.1185	0.000030　X＋　0.9735	0.000030　X＋　0.9565
Ⅰ　4			0.000060　X＋　0.9570	0.000050　X＋　0.9455
Ⅰ　3				0.000000　X＋　0.9680
Ⅰ　2				0.000000　X＋　0.9680
Ⅰ　1				0.000000　X＋　0.9680
Ⅱ　10		0.000020　X＋　1.1230	0.000020　X＋　0.9770	0.000020　X＋　0.9600
Ⅱ　9		0.000040　X＋　1.1040	0.000020　X＋　0.9770	0.000020　X＋　0.9600
Ⅱ　8		0.000040　X＋　1.1040	0.000040　X＋　0.9590	0.000040　X＋　0.9420
Ⅱ　7		0.000020　X＋　1.1210	0.000020　X＋　0.9760	0.000020　X＋　0.9590
Ⅱ　6			0.000020　X＋　0.9760	0.000020　X＋　0.9590
Ⅱ　5			0.000040　X＋　0.9610	0.000040　X＋　0.9440
Ⅱ　4			0.000050　X＋　0.9540	0.000040　X＋　0.9440
Ⅱ　3				0.000000　X＋　0.9680
Ⅱ　2				0.000000　X＋　0.9680
Ⅱ　1				0.000000　X＋　0.9680

種地	町　　村
Ⅰ　10	
Ⅰ　9	
Ⅰ　8	
Ⅰ　7	0.000030　X＋　0.8705
Ⅰ　6	0.000060　X＋　0.8480
Ⅰ　5	0.000030　X＋　0.8675
Ⅰ　4	0.000040　X＋　0.8620
Ⅰ　3	0.000000　X＋　0.8800
Ⅰ　2	0.000000　X＋　0.8800
Ⅰ　1	0.000000　X＋　0.8800
Ⅱ　10	0.000020　X＋　0.8710
Ⅱ　9	0.000020　X＋　0.8710
Ⅱ　8	0.000040　X＋　0.8530
Ⅱ　7	0.000020　X＋　0.8700
Ⅱ　6	0.000020　X＋　0.8700
Ⅱ　5	0.000020　X＋　0.8700
Ⅱ　4	0.000040　X＋　0.8560
Ⅱ　3	0.000000　X＋　0.8800
Ⅱ　2	0.000000　X＋　0.8800
Ⅱ　1	0.000000　X＋　0.8800

（注）　Xは市町村の評点である。

一　行政質量差

単位費用算定の基礎となった標準団体における財政需要額を、給与費(特殊勤務手当を除く。)とその他の経費に分かち、一般財源総額に対する給与費の割合に地域手当の級地区分ごとの共通係数を乗じたものにより算出した各種地をもって補正係数とした。

なお、公立保育所運営負担金の一般財源化による影響分は、密度補正を適用していることから、種地ごとの行政質量差による割増しを行わないように個別係数を設定している。

$$\frac{\text{給与費一般財源}}{\text{一般財源総額}} = \frac{83,953\text{千円}}{2,634,914\text{千円}} = 0.032$$

二　行政権能差

（1）　市と町村における行政権能差

母子父子寡婦福祉対策費、児童福祉費等については、市と町村で措置費の負担割合が異なること等により、町村にあっては経費を減額する必要があるので、町村については、次の経費を除いた財政需要額の総額に対する割合を乗ずることとしている。

標準団体の財政需要額	2,634,914千円	A
控除する項目		
児童福祉費(母子生活支援施設、助産施設)	3,916千円	
母子父子寡婦福祉対策費	234,687千円	
計	238,603千円	B
A－B	2,396,311千円	C

補正率　C／A＝　0.909

（2）　指定都市における行政権能差

標準行政経費の算定にあたっては、市町村がすべて指定都市及び中核市以外の市町村であることとして積算されているのであるから、地方自治法第252条の19第１項の規定による指定都市については、法令で定める道府県からの事務移譲に係る経費を加算しなければならない。この事務移譲に伴う所要の経費については、人口170万人の都道府県(標準団体)の区域を市であると仮定した場合の経費(一般財源)を算出し、その額に事務移譲に係る額を加算した額を人口170万人の市の一般財源で除して得た率をもって補正率とした。

指定都市県不要一般財源	7,216,596千円	A
人口170万人のその他の市の一般財源　B	43,243,200千円	B
A＋B	50,459,796千円	C

権能差率　C／B＝　1.167

（3）　児童相談所設置中核市における行政権能差

上記指定都市と同様に、地方自治法第252条の22の規定による中核市で、児童福祉法第59条の4に基づき児童相談所を設置している市については、法令で定める道府県からの事務移譲に係る経費を加算しなければならない。この事務移譲に伴う所要の経費については、人口170万人の都道府県(標準団体)の区域を市であると仮定した場合の経費(一般財源)を算出し、その額に事務移譲に係る額を加算した額を人口170万人の市の一般財源で除して得た率をもって補正率とした。

児童相談所設置中核市県不要一般財源	7,158,037千円	A
人口170万人のその他の市の一般財源　B	43,243,200千円	B
A＋B	50,401,237千円	C

権能差率　C／B＝　1.166

（4）　中核市における行政権能差

上記指定都市と同様に、地方自治法第252条の22の規定による中核市については、法令で定める道府県からの事務移譲に係る経費を加算しなければならない。この事務移譲に伴う所要の経費については、人口170万人の都道府県(標準団体)の区域を市であると仮定した場合の経費(一般財源)を算出し、その額に事務移譲に係る額を加算した額を人口170万人の市の一般財源で除して得た率をもって補正率とした。

中核市県不要一般財源	718,285千円	A
人口170万人のその他の市の一般財源　B	43,243,200千円	B
A＋B	43,961,485千円	C

権能差率　C／B＝　1.017

三　普通態容補正Ⅰは、行政質量差による補正及び行政権能差による補正を相乗して行うこととしている。

２　普通態容補正Ⅱ

指定都市及び児童相談所設置中核市における児童福祉司の配置（虐待相談対応件数に応じた加算配置分）に要する経費を算定するため普通態容補正Ⅱを適用している。

算定方法は以下のとおり。

算　　式

$$\text{（普通態容補正Ⅱ係数－１）} = \frac{1}{\text{A}\times 165{,}000\text{円}} \times \left(\alpha \times 5{,}654\text{千円} + \beta \times 2{,}842\text{千円} \right)$$

$$= \frac{\alpha \times 34.267 + \beta \times 17.224}{\text{A}}$$

$$\alpha = \left(\text{B} - \frac{\text{C}}{1{,}000} \right) \times \frac{1}{40}, \qquad \beta = \frac{\alpha}{6}$$

算式の符号

Ａ　：測定単位の数値（18歳以下人口）

Ｂ　：児童相談所における虐待相談対応件数

Ｃ　：令和２年度国勢調査人口

5,654千円　：児童福祉司１人当たりの加算配置に係る単価（給与改善費分を含む。）

2,842千円　：スーパーバイザー１人当たりの加算配置に際して児童福祉司の加算配置に係る単価に上乗せして必要となる額（給与改善費分を含む。）

（注）（Ｂ－Ｃ／1,000）が負数のときαは0とする。また、αは小数点以下切り上げ、βは小数点以下四捨五入した数とする。

第四項　事 業 費 補 正

平成18年度に一般財源化された次世代育成支援対策施設整備交付金にかかる施設整備事業債及びこども・子育て支援事業債の元利償還金を算入することとしている。

算定方法は以下のとおりである。

算　　式

$$(\text{事業費補正係数}-1) = \left(\sum_{n=18}^{令6} (B_n \times C_n) + \sum_{n=18}^{令6} (D_n \times E_n) + \sum_{n=令2}^{令6} (F_n \times G_n) + \sum_{n=令6}^{令6} (H_n \times I_n) + \sum_{n=令6}^{令6} (H'_n \times I'_n) \right) \times \frac{1}{165,000円 \times A}$$

算式の符号

Ａ：当該団体の測定単位の数値

B_n：ｎ年度において発行について同意又は許可を得た施設整備事業費(一般財源化分)次世代育成支援対策施設整備交付金に係る地方債の額

C_n：次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市	0.038	0.038	0.04241	0.04791	0.04675	0.03389	0.03477	0.03604	0.03793	0.034	0.0331	0.0333
その他の市町村	－	－	0.05928	0.06211	0.06237	0.04371	0.04457	0.04557	0.04759	0.043	0.0431	0.0433

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.03330	0.03282	0.02429	0.02465	0.02460	0.00648	0.00956
その他の市町村	0.04320	0.04291	0.03578	0.03636	0.00509	0.00687	0.01108

D_n：ｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業(児童相談所整備事業に係るものに限る）に係る地方債の額

E_n：次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.01735	0.01761	0.00329	0.00463	0.00683
その他の市町村	0.02556	0.02597	0.00364	0.00491	0.00792

F_n：ｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備事業(児童相談所一時保護施設整備事業に係るものに限る)に係る地方債の額

G_n：次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.01735	0.01761	0.00329	0.00463	0.00683
その他の市町村	0.02556	0.02597	0.00364	0.00491	0.00792

H_n：ｎ年度に発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業債（公共施設又は公用施設におけるこども・子育て支援機能強化のための改修事業）及びこども・子育て支援事業債（子育て関連施設における環境改善事業）に係る地方債の額

I_n：次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	R6
市場公募都市	0.00683
その他の市町村	0.00792

H′ｎ： ｎ年度に発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業債（こども・子育て支援機能強化のための公共施設の新築、増築又は改築事業）及びこども・子育て支援事業債（認定こども園の保育所機能又は幼稚園機能に係る施設等の改修事業、新築、増築又は改築事業）に係る地方債の額

Ｉ′ｎ： 次の表に掲げる率

区分＼ｎ 同意等年度	R6
市場公募都市	0.00410
その他の市町村	0.00475

第五項　経 常 態 容 補 正

人口に占める「18歳以下人口」の割合が小さい団体に配慮した補正措置を講ずることとしている。
算定方法は以下のとおりである。

算　　式

（経常態容補正係数）＝｛（ 0.154/18歳以下人口比率 － 1 ）×0.154 ｝× 連乗補正係数

算式の符号

18歳以下人口比率 ： 18歳以下人口（R2年国勢調査）/人口（R2年国勢調査）の数値

0.154 ： 18歳以下人口比率の全国平均

0.154 ： こども子育て費単位費用中の人口比例経費及び給与費以外の経費の割合

（注）0.154/18歳以下人口比率の値が1.000を下回る場合は1.000とする。

第五節　高齢者保健福祉費

単位費用	(65歳以上人口)	72,500円	測定単位	65歳以上人口
	(75歳以上人口)	85,800円		75歳以上人口

第一款　65歳以上人口を測定単位とするもの

高齢者保健福祉費のうち65歳以上人口を測定単位とするものに適用する補正は、段階補正、密度補正、普通態容補正、事業費補正及び数値(65歳以上人口)急増補正Ⅰである。

算式　段階補正係数×普通態容補正係数＋(密度補正係数－1)＋(事業費補正係数－1)＋
(数値(65歳以上人口)急増補正Ⅰ係数－1)

第一項　段　階　補　正

測定単位である65歳以上人口の段階ごとの職員数を第一表のように定め、各段階における財政需要額を第二表のとおり積算して、当該財政需要額をそれぞれの段階の測定単位で除して得た単位当たり費用を基礎として、第三表のとおり段階補正係数算出表を定めた。

第一表　65歳以上人口段階ごとの職員配置表

区分 / 65歳以上人口段階	課　長	職　員　A	職　員　B	合　計
人	人	人	人	人
2,600	－	2	9	11
3,700	－	2	11	13
6,300	－	3	14	17
9,600	1	4	16	21
31,000（標準団体）	1	6	30	37
78,000	2	14	60	76
130,000	3	21	89	113
320,000	7	46	203	256
650,000	13	84	385	482

第二表　65歳以上人口段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

人口段階 / 経費区分	人 2,600	3,700	6,300	9,600	(標準団体) 31,000	78,000	130,000	320,000	650,000
給　与　費	63,980	74,620	98,630	126,450	217,030	450,160	669,920	1,514,170	2,843,090
給与改善費	735	857	1,132	1,452	2,492	5,167	7,691	17,389	32,657
65歳以上人口比例経費	143,733	204,543	348,277	530,707	1,713,733	4,311,996	7,186,660	17,690,240	35,933,300
その他の経費	38,249	41,235	59,519	76,182	314,150	335,894	433,371	816,727	1,104,129
一般財源計	246,697	321,255	507,558	734,791	2,247,405	5,103,217	8,297,642	20,038,526	39,913,176
単位当たり費用Z（円）	94,883	86,826	80,565	76,541	72,500	65,426	63,828	62,620	61,405
Z／単位費用	1.309	1.198	1.111	1.056	1.000	0.902	0.880	0.864	0.847

第三表　段階補正係数算出表

65歳以上人口	段階補正係数
～ 2,600人	$\frac{1}{P}$（ 1.05 P＋ 670 ）
2,600 ～ 3,700人	$\frac{1}{P}$（ 0.94 P＋ 956 ）
3,700 ～ 6,300人	$\frac{1}{P}$（ 0.99 P＋ 771 ）
6,300 ～ 9,600人	$\frac{1}{P}$（ 0.98 P＋ 834 ）
9,600 ～ 31,000人	$\frac{1}{P}$（ 0.97 P＋ 930 ）
31,000 ～ 78,000人	$\frac{1}{P}$（ 0.84 P＋ 4,960 ）
78,000 ～ 130,000人	$\frac{1}{P}$（ 0.85 P＋ 4,180 ）
130,000 ～ 320,000人	$\frac{1}{P}$（ 0.85 P＋ 4,180 ）
320,000人 ～	$\frac{1}{P}$（ 0.83 P＋ 10,580 ）

（注１）Ｐ＝当該団体の65歳以上人口

（注２）段階補正係数が1.608を超えるときは、1.608とする。

第二項　密　度　補　正

密度補正は、養護老人ホーム被措置者数の密度、居宅等・施設別の介護サービス受給者数の密度、介護保険の１号保険料軽減措置に伴う保険料軽減被保険者数の密度及び生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)施設数の密度による補正を適用する。

この補正は、65歳以上人口を測定単位として高齢者保健福祉費に係る基準財政需要額を算定する場合に、65歳以上人口と養護老人ホーム被措置者数、介護サービス受給者数、保険料軽減被保険者数及び生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)施設数が必ずしも比例しない事情があるため、標準団体に算入されている養護老人ホーム被措置者数、介護給付費負担金及び１号保険料軽減措置に係る経費を基準として、養護老人ホーム被措置者数、居宅等・施設別の介護サービス受給者数及び保険料軽減被保険者数の多寡により需要額を割増し又は割落としするため、並びに生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)施設数により需要額を割増しするために適用する。

算　　式

$$
\begin{aligned}
(\text{密度補正係数}-1) = {} & \frac{1}{\text{A}\times 72,500\text{円}} \times \left\{ \text{C} \times 0.827 \times \left(\text{B} - 44\text{人} \times \frac{\text{A}}{31,000\text{人}} \right) \right\} \\
& + \frac{1}{\text{A}\times 72,500\text{円}} \times \left[\left\{ \text{E}\times 230,900\text{円} + \text{F}\times 414,500\text{円} + (\text{E}+\text{F})\times 13,800\text{円} \right\} \right. \\
& \qquad \left. - 1,502,146\text{千円} \times \frac{\text{A}}{31,000\text{人}} \right] \\
& + \frac{1}{\text{A}\times 72,500\text{円}} \times \left(\text{G} \times 3,565\text{円} - 26,087\text{千円} \times \frac{\text{A}}{31,000\text{人}} \right) \\
& + \frac{1}{\text{A}\times 72,500\text{円}} \times (\text{H}\times 4,557,000\text{円} + \text{I}\times 5,769,000\text{円} + \text{J}\times 9,086,000\text{円}) \\
= {} & \underbrace{\text{D}\times \left(\frac{0.827\ \text{B}\times 10}{\text{A}} - 0.0117 \right) + \left(\frac{3.375\ \text{E}+ 5.908\ \text{F}}{\text{A}} - 0.668 \right)}_{※} \\
& + \left(\frac{0.049\ \text{G}}{\text{A}} - 0.012 \right) + \frac{62.855\ \text{H}+ 79.572\ \text{I}+ 125.324\ \text{J}}{\text{A}}
\end{aligned}
$$

$$
\left(\begin{array}{l}
※= \ 2,968,000円 \times \left(\dfrac{0.827 \times B}{72,500円 \times A} - \dfrac{0.827 \times 44人}{72,500円 \times 31,000人}\right) \\
\quad = \ 29,680 \times \left(\dfrac{0.827 \times B}{725 \times A} - \dfrac{36.388}{725 \times 31,000}\right) \\
\quad = \ 2,968 \times \left(\dfrac{0.827 \times B \times 10}{725 \times A} - \dfrac{36.388}{725 \times 3,100}\right) \\
\quad = \ 4.094 \times \left(\dfrac{0.827 \ B \times 10}{A} - 0.0117\right)
\end{array}\right)
$$

算式の符号

Ａ： 測定単位の数値

Ｂ： 令和７年４月１日現在の養護老人ホーム被措置者数

Ｃ： 養護老人ホーム被措置者１人当たり算入単価　　2,968,000円

Ｄ： 4.094

72,500円： 単位費用

0.827： 養護老人ホームに係る援護率（費用徴収分を控除した割合）　　(1－0.173)

44人： 標準団体における養護老人ホーム被措置者数

Ｅ： 居宅介護サービス等受給者数（居宅介護サービス受給者数と地域密着型介護サービス受給者数の合計数）

Ｆ： 施設介護サービス受給者数

230,900円： 居宅介護サービス等受給者１人当たりの介護給付費負担金単価

414,500円： 施設介護サービス受給者１人当たりの介護給付費負担金単価

13,800円： 介護サービス受給者１人当たりの介護保険事務費単価

1,502,146千円： 標準団体において算入されている介護給付費負担金及び介護保険事務費の額

Ｇ： 補正後保険料軽減被保険者数
補正後保険料軽減被保険者数の計算方法は、次の算式によって所得段階別１号被保険者数に補正率を乗じたものとする。
（算式）＝(第１段階被保険者数)×0.850＋(第２段階被保険者数)×1.000＋(第３段階被保険者数)×0.025

3,565円： 補正後保険料軽減被保険者１人当たりの１号保険料軽減措置に係る単価

26,087千円： 標準団体において算入されている１号保険料軽減措置に係る経費

Ｈ： 年間平均利用者数が５人以下の生活支援ハウス施設数

Ｉ： 年間平均利用者数が６～10人の生活支援ハウス施設数

Ｊ： 年間平均利用者数が11人以上の生活支援ハウス施設数

4,557,000円： Ｈに係る１施設当たりの運営費単価

5,769,000円： Ｉに係る１施設当たりの運営費単価

9,086,000円： Ｊに係る１施設当たりの運営費単価

第三項　普 通 態 容 補 正

行政質量差及び行政権能差につき、１及び２に示すところによってそれぞれ補正率を算出し、その補正率を相乗して各地域別の補正係数を算出した。

なお、補正係数の値が1.000未満となる市町村については1.000としている。

１　行政質量差

単位費用算定の基礎となった標準団体における財政需要額を給与費とその他の経費に分別し、一般財源総額に対する給与費の割合に地域手当の級地区分ごとの共通係数を乗じ(第一表)、これに種地ごとの個別係数を加えて得た率を行政質量差の係数としている(第二表)。

給与費の率の算出基礎は次のとおりである。

$$
\frac{\text{給与費一般財源}}{\text{一般財源総額}} = \frac{219,522千円}{2,247,405千円} = 0.098
$$

第一表　地域手当の級地区分による係数算出表

地域手当の級地	共通係数	A× 給与費の率 0.098	権能差反映分		
			指定都市	中核市	その他の市町村
	A	B	B× 権能差率 1.031 C	B× 権能差率 1.031 D	B× 権能差率 1.000 E
1級地（旧1級地）	1.151	0.113	0.117	0.117	0.113
2級地（旧2級地）	1.122	0.110	0.113	0.113	0.110
2級地（旧3級地）	1.112	0.109	0.112	0.112	0.109
2級地（旧4級地）	1.105	0.108	0.111	0.111	0.108
2級地（旧5級地）	1.105	0.108	0.111	0.111	0.108
2級地（旧6級地）	1.077	0.106	0.109	0.109	0.106
2級地（旧7級地）	1.052	0.103	0.106	0.106	0.103
2級地（旧無級地）	1.026	0.101	0.104	0.104	0.101
3級地（旧2級地）	1.112	0.109	0.112	0.112	0.109
3級地（旧3級地）	1.105	0.108	0.111	0.111	0.108
3級地（旧4級地）	1.092	0.107	0.110	0.110	0.107
3級地（旧5級地）	1.085	0.106	0.109	0.109	0.106
3級地（旧6級地）	1.077	0.106	0.109	0.109	0.106
3級地（旧無級地）	1.026	0.101	0.104	0.104	0.101
4級地（旧4級地）	1.085	0.106	0.109	0.109	0.106
4級地（旧5級地）	1.070	0.105	0.108	0.108	0.105
4級地（旧6級地）	1.052	0.103	0.106	0.106	0.103
4級地（旧7級地）	1.042	0.102	0.105	0.105	0.102
4級地（旧無級地）	1.026	0.101	0.104	0.104	0.101
5級地（旧6級地）	1.035	0.101	0.104	0.104	0.101
5級地（旧7級地）	1.022	0.100	0.103	0.103	0.100
5級地（旧無級地）	1.012	0.099	0.102	0.102	0.099
無級地（旧7級地）	1.012	0.099	0.102	0.102	0.099
無級地（旧無級地）	0.997	0.098	0.101	0.101	0.098

第二表　種地区分による係数算出表

種地	補正係数算式		
	指定都市	中　核　市	指定都市・中核市以外の市町村及び特別区
Ⅰ　10	0.000300　X＋ 0.7270	0.000300　X＋ 0.7270	0.000280　X＋ 0.7160
Ⅰ　9	0.000260　X＋ 0.7650	0.000260　X＋ 0.7650	0.000260　X＋ 0.7350
Ⅰ　8	0.000200　X＋ 0.8190	0.000200　X＋ 0.8190	0.000200　X＋ 0.7890
Ⅰ　7	0.000160　X＋ 0.8530	0.000160　X＋ 0.8530	0.000150　X＋ 0.8315
Ⅰ　6	0.000150　X＋ 0.8605	0.000150　X＋ 0.8605	0.000150　X＋ 0.8315
Ⅰ　5	0.000150　X＋ 0.8605	0.000150　X＋ 0.8605	0.000140　X＋ 0.8380
Ⅰ　4	0.000130　X＋ 0.8715	0.000130　X＋ 0.8715	0.000130　X＋ 0.8435
Ⅰ　3	0.000040　X＋ 0.9120	0.000040　X＋ 0.9120	0.000040　X＋ 0.8840
Ⅰ　2	0.000153　X＋ 0.8724	0.000153　X＋ 0.8724	0.000147　X＋ 0.8466
Ⅰ　1	0.000120　X＋ 0.8790	0.000120　X＋ 0.8790	0.000120　X＋ 0.8520
Ⅱ　10	0.000580　X＋ 0.4140	0.000580　X＋ 0.4140	0.000560　X＋ 0.4040
Ⅱ　9	0.000140　X＋ 0.8320	0.000140　X＋ 0.8320	0.000140　X＋ 0.8030
Ⅱ　8	0.000160　X＋ 0.8140	0.000160　X＋ 0.8140	0.000160　X＋ 0.7850
Ⅱ　7	0.000160　X＋ 0.8140	0.000160　X＋ 0.8140	0.000140　X＋ 0.8020
Ⅱ　6	0.000140　X＋ 0.8300	0.000140　X＋ 0.8300	0.000140　X＋ 0.8020
Ⅱ　5	0.000100　X＋ 0.8600	0.000100　X＋ 0.8600	0.000100　X＋ 0.8320
Ⅱ　4	0.000100　X＋ 0.8600	0.000100　X＋ 0.8600	0.000100　X＋ 0.8320
Ⅱ　3	0.000090　X＋ 0.8660	0.000090　X＋ 0.8660	0.000080　X＋ 0.8440
Ⅱ　2	0.000127　X＋ 0.8476	0.000127　X＋ 0.8476	0.000127　X＋ 0.8206
Ⅱ　1	0.000086　X＋ 0.8620	0.000086　X＋ 0.8620	0.000080　X＋ 0.8370

（注）　Xは市町村の評点である。

2　行政権能差

(1)　指定都市

標準行政費の算定にあたっては、市町村がすべて指定都市及び中核市以外の市町村であることとして積算されているものであるため、地方自治法第252条の19第1項の規定による指定都市については、法令で定める道府県からの事務移譲に係る経費を加算しなければならない。この事務移譲に伴う所要の経費については、65歳以上人口53万人の都道府県(標準団体)の区域を市であると仮定した場合の経費(一般財源)を算出し、その額に事務移譲に係る額を加算した額を65歳以上人口53万人の市の一般財源で除して得た率をもって補正率とした。

65歳以上人口53万人の指定都市が道府県から移譲される一般財源額	1,020,574千円	A
65歳以上人口53万人の市の一般財源額	32,661,250千円	B
65歳以上人口53万人の指定都市一般財源	33,681,824千円	C　A＋B

権能差率　C／B＝　1.031

(2)　中核市

標準行政費の算定にあたっては、市町村がすべて指定都市及び中核市以外の市町村であることとして積算されているものであるため、地方自治法第252条の22第1項の規定による中核市については、法令で定める道府県からの事務移譲に係る経費を加算しなければならない。この事務移譲に伴う所要の経費については、65歳以上人口53万人の都道府県(標準団体)の区域を市であると仮定した場合の経費(一般財源)を算出し、その額に事務移譲に係る額を加算した額を65歳以上人口53万人の市の一般財源で除して得た率をもって補正率とした。

65歳以上人口53万人の中核市が道府県から移譲される一般財源額	1,005,488千円	A
65歳以上人口53万人の市の一般財源額	32,661,250千円	B
65歳以上人口53万人の中核市一般財源	33,666,738千円	C　A＋B

権能差率　C／B＝　1.031

第四項　事 業 費 補 正

平成18年度に一般財源化された地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等（30床以上の大規模な介護医療院の新設を含む。）に係る施設整備事業債の元利償還金を算入することとしている。
算定方法は以下のとおりである。

算　　式

$$(\text{事業費補正係数}-1) = \frac{\sum_{n=18}^{令6} (B_n \times C_n)}{72,500円 \times A}$$

算式の符号

A　：測定単位の数値

B_n　：ｎ年度において発行について同意又は許可を得た施設整備事業費(一般財源化分)地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等(30床以上の大規模な介護医療院の新設を含む。)に係る地方債の額(指定都市又は中核市が起債したものに限る。)

C_n　：次の表に掲げる率（H18年度債～H23年度債：100%算入の理論償還率、H24年度債～：70%算入の理論償還率）

同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市場公募都市	0.038	0.038	0.04241	0.04791	0.04675	0.04841	0.03477	0.03604	0.03793	0.034
その他の市町村	0.000	0.000	0.05928	0.06211	0.06237	0.06244	0.04457	0.04557	0.04759	0.043
同意等年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	
市場公募都市	0.0331	0.0333	0.03330	0.03282	0.02429	0.02465	0.00460	0.00648	0.00956	
その他の市町村	0.0431	0.0433	0.04320	0.04291	0.03578	0.03636	0.00509	0.00687	0.01108	

第五項　65歳以上人口急増補正Ⅰ（数値代置）

65歳以上人口が急増している団体については、住民基本台帳登載の65歳以上人口の増加率を指標とし、65歳以上人口急増補正Ⅰ(数値代置)を行う。
令和７年度においては、令和７年１月１日現在の数値を令和３年１月１日現在の数値で除して得た率(65歳以上人口急増率)によって算定し、この65歳以上人口急増率が増加団体（特に増加が著しい団体を除く。）の全国平均増加率1.012を超える団体について適用する。
なお、毎年最新の基礎数値を用いて補正を行っている養護老人ホーム措置費、介護給付費負担金、１号保険料軽減措置に係る経費については、重ねて急増補正を適用する必要がないため、補正の対象から除くこととしており、令和７年度は0.273を乗じることとした。

算　　式

$$(\text{65歳以上人口急増補正Ⅰ係数}-1) = \left(\frac{\text{令和７年１月１日現在の住民基本台帳登載の65歳以上人口}}{\text{令和３年１月１日現在の住民基本台帳登載の65歳以上人口}} - 1.012 \right) \times 0.273$$

算式の符号

1.012： 全国平均増加率(特に増加が著しい団体を除く増加団体平均)

$$0.273：\frac{\text{標準団体一般財源－急増補正対象外経費}}{\text{標準団体一般財源}}=\frac{612,570\text{千円}}{2,247,405\text{千円}}$$

第二款　75歳以上人口を測定単位とするもの

高齢者保健福祉費のうち75歳以上人口を測定単位とするものに適用する補正は、密度補正及び数値(75歳以上人口)急増補正Ⅰである。

算式　1＋（密度補正係数－1）＋（数値(75歳以上人口)急増補正Ⅰ係数－1）

第一項　密　度　補　正

密度補正は、保険料軽減措置に伴う保険料軽減被保険者数の密度による補正を適用する。

この補正は、75歳以上人口を測定単位として高齢者保健福祉費に係る基準財政需要額を算定する場合に、75歳以上人口と保険料軽減被保険者数が必ずしも比例しない事情があるため、標準団体に算入されている保険料軽減措置に係る経費を基準として、保険料軽減被保険者数の多寡により需要額を割増し又は割落としするために適用する。

算　　式

$$(\text{密度補正係数}-1)=\frac{1}{A\times 85,800\text{円}}\times\left(B\times 6,467\text{円}-101,835\text{千円}\times\frac{A}{19,000\text{人}}\right)$$

$$=\frac{0.075\ B}{A}-0.062$$

算式の符号

A： 測定単位の数値

B： 補正後保険料軽減被保険者数

補正後保険料軽減被保険者数の計算方法は、次の算式によって均等割軽減被保険者数に補正率を乗じたものとする。

(算式)＝(均等割７割軽減被保険者数)×1.4
＋(均等割５割軽減被保険者数)×1.0＋(均等割２割軽減被保険者数)×0.4

6,467円： 補正後保険料軽減被保険者１人当たりの保険料軽減措置に係る単価

101,835千円： 標準団体において算入されている保険料軽減措置に係る経費

第二項　75歳以上人口急増補正Ⅰ（数値代置）

75歳以上人口が急増している団体については、住民基本台帳登載の75歳以上人口の増加率を指標として75歳以上人口急増補正Ⅰ(数値代置)を行う。

令和７年度においては、令和７年１月１日現在の数値を令和３年１月１日現在の数値で除して得た率(75歳以上人口急増率)によって算定し、この75歳以上人口急増率が増加団体（特に増加が著しい団体を除く。）の全国平均増加率1.111を超える団体について適用する。

なお、保険料軽減措置に係る経費については、最新の基礎数値を用いて補正し、重ねて急増補正を適用する必要がないため、補正の対象から除くこととしており、令和７年度は0.938を乗じることとした。

算　　式

$$(\text{75歳以上人口急増補正Ⅰ係数}-1)=\left(\frac{\begin{array}{c}\text{令和７年１月１日現在の住民基本}\\ \text{台帳登載の75歳以上人口}\end{array}}{\begin{array}{c}\text{令和３年１月１日現在の住民基本}\\ \text{台帳登載の75歳以上人口}\end{array}}-1.111\right)\times 0.938$$

算式の符号

1.111： 全国平均増加率(特に増加が著しい団体を除く増加団体平均)

$$0.938：\frac{\text{標準団体一般財源－急増補正対象外経費}}{\text{標準団体一般財源}}=\frac{1,528,543\text{千円}}{1,630,378\text{千円}}$$

第六節　清　　掃　　費

単位費用	5,330円	測定単位	人口

清掃費に適用する補正は、密度補正Ⅰ、密度補正Ⅱ、普通態容補正及び事業費補正である。

算式　普通態容補正係数×密度補正Ⅰ係数＋(密度補正Ⅱ係数－1)＋(事業費補正係数－1)

第一項　密　度　補　正

1　密度補正Ⅰ

人口密度が異なればごみの収集・運搬等に要する経費に差異を生ずることを考慮するため密度補正が適用される。

密度補正は、人口密度450人未満の団体について行い、これに用いる逓増の率は、標準団体について人口密度の逓減に伴い逓増する基準財政需要額及び単位費用を第一表のとおり算出し、それぞれの段階ごとの単位費用を基礎として段階補正の場合と同様の方法によって第二表のとおり定めたものである。

なお、平成の合併により、市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、平成27年度に新設し、３年で段階的に需要額の割増しを行った。

第一表　密度段階別基準財政需要額算定内訳及び単位費用　　(単位：千円)

経費等＼密度段階	450人	300人	150人	100人	50人	20人
ごみ収集・運搬に要する経費	240,995	291,604	310,884	349,443	400,052	513,319
増加経費	0	50,609	69,889	108,448	159,057	272,324
一般財源総額	532,987	583,596	602,876	641,435	692,044	805,311
うち市町村の姿の変化に対応した交付税算定の見直しによる増加額	0	50,609	69,889	108,448	159,057	272,324
単位当たり費用Z	5,330	5,836	6,029	6,414	6,920	8,053
Z／単位費用	1.00	1.09	1.13	1.20	1.30	1.51

第二表　密度補正係数算出表

人　口	密度補正係数
450人以上	$\frac{1}{P}$ (　1.00 P＋　0.0)
300人以上 450人未満	$\frac{1}{P}$ (　0.81 P＋　85.5)
150人以上 300人未満	$\frac{1}{P}$ (　1.06 P＋　10.5)
100人以上 150人未満	$\frac{1}{P}$ (　0.98 P＋　22.5)
50人以上 100人未満	$\frac{1}{P}$ (　1.11 P＋　9.5)
50人未満	$\frac{1}{P}$ (　1.16 P＋　7.0)

(注1)　P＝当該団体の人口密度

(注2)　一本算定の団体以外の団体については、1.000とする。

2　密度補正Ⅱ

各団体の観光地における財政需要を反映させるため密度補正Ⅱを適用する。

指標として各団体の入湯客数を用いている。

算　　式

$$(\text{密度補正Ⅱ係数}-1) = \frac{B \times 5,330 \times \frac{1}{365日}}{A \times 5,330円} = \frac{B \times 0.003}{A}$$

算式の符号

Ａ： 測定単位の数値(当該団体の人口)

Ｂ：「令和６年度市町村税課税状況等の調」のうち「入湯税に関する調」における令和５年度の入湯客数

5,330円： 単位費用

第二項　普 通 態 容 補 正

一般財源総額に占める給与費の割合と種地ごとの行政質量差を反映させたものであり、一般財源総額に占める給与費の割合(0.206)に次表の各種地の個別係数(都市化の度合に応じたごみ処理経費の増を反映)を加えて普通態容補正係数とした。

種地区分による係数算出表

種地	個別係数	補正係数算式	種地	個別係数	補正係数算式
Ⅰ　10a	1.332	0.005160　X＋　－ 3.5700	Ⅱ　10	1.284	0.000480　X＋　0.8280
Ⅰ　10b	1.332	0.005160　X＋　－ 3.5700			
Ⅰ　9	1.287	0.000900　X＋　0.4770	Ⅱ　9	1.156	0.002560　X＋　－ 1.1480
Ⅰ　8	1.238	0.000980　X＋　0.4050	Ⅱ　8	1.053	0.002060　X＋　－ 0.6980
Ⅰ　7	1.157	0.000810　X＋　0.5495	Ⅱ　7	0.954	0.001980　X＋　－ 0.6300
Ⅰ　6	0.971	0.001860　X＋　－ 0.2380	Ⅱ　6	0.842	0.002240　X＋　－ 0.8380
Ⅰ　5	0.772	0.001990　X＋　－ 0.3225	Ⅱ　5	0.798	0.000880　X＋　0.1820
Ⅰ　4	0.687	0.000850　X＋　0.3045	Ⅱ　4	0.648	0.001500　X＋　－ 0.2520
Ⅰ　3	0.658	0.000290　X＋　0.5565	Ⅱ　3	0.593	0.000550　X＋　0.3180
Ⅰ　2	0.582	0.000507　X＋　0.4806	Ⅱ　2	0.448	0.000967　X＋　0.1096
Ⅰ　1	0.524	0.000580　X＋　0.4660	Ⅱ　1	0.366	0.000469　X＋　0.2839

(注)　Ｘは市町村の評点である。補正係数が1.000未満となる場合は1.000とする。

(参考)標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

	総額Ａ	特定財源Ｂ	差引一般財源Ａ－Ｂ	
給　与　費	122,374 千円	12,766 千円	109,608 千円	(0.206)
(特殊勤務手当を除く)				
そ の 他 の 経 費	474,919 千円	51,540 千円	423,379 千円	(0.794)
合　計	597,293 千円	64,306 千円	532,987 千円	(1.000)

第三項 事 業 費 補 正

清掃事業は、日常生活に密着した事業であり、義務的な経費であるとともに清掃施設等建設事業に係る事業費が多額であることなど、これに対する的確な財政措置が必要となっていることから、投資的経費において事業費補正を適用し、基準財政需要額に算入することとしている。

また、地方債元利償還金については、平成12年度許可債分より理論算入方式に変更している。

算　　式

$$(\text{事業費補正係数}-1) = \frac{A\times 0.5 + B\times 0.2 + C\times 0.57 + D\times 0.4 + E\times 0.7 + \sum_{n=18}^{令6}(F_n\times G_n) + \sum_{n=18}^{令6}(H_n\times I_n) + N}{5{,}330\text{円}\times O}$$

算式の符号

Ａ： 地方債元利償還金50%分

Ｂ： 地方債元利償還金20%分

Ｃ： 地方債元利償還金57%分

Ｄ： 地方債元利償還金40%分

Ｅ： 地方債元利償還金70%分

F_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額(資金手当分及び財源対策債分を除く。)(50%分)

Gn： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市	0.0052	0.0030	0.00337	0.00334	0.04092	0.04046	0.04017	0.04034	0.03844	0.0405	0.0393	0.0383
その他の市町村	0	0	0.00472	0.00471	0.04245	0.04199	0.04151	0.04165	0.04070	0.0414	0.0405	0.040

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R２	R３	R４	R５	R６
市場公募都市	0.03724	0.02751	0.02771	0.02865	0.00424	0.00559	0.00978
その他の市町村	0.03918	0.02991	0.03040	0.03108	0.00432	0.00566	0.01026

Hn： n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額(資金手当分及び財源対策債分を除く。)(30%分)

In： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市	0.0031	0.0018	0.00202	0.00200	0.02455	0.02428	0.0241	0.02420	0.02306	0.0242	0.0236	0.0230
その他の市町村	0	0	0.00283	0.00283	0.02547	0.02519	0.02491	0.02499	0.02442	0.0248	0.0243	0.0240

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R２	R３	R４	R５	R６
市場公募都市	0.02234	0.01651	0.01663	0.01719	0.00254	0.00335	0.00587
その他の市町村	0.02351	0.01795	0.01824	0.01865	0.00259	0.00339	0.00616

N： 都市基盤整備公団等による立替施行分の償還金

O： 測定単位の数値(当該団体の人口)

5,330円： 単位費用

(注) 1. 地方債元利償還金は、清掃施設の整備事業に係る経費に充てるため平成11年度以前において発行を許可された地方債(災害復旧事業債、同和対策事業債、地域改善対策事業債、地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、減収補塡債、健全化債、財源対策債、昭和52、53、61年度及び平成４、５、７、８、10、11年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債及び臨時経済対策事業債を除く。)のうち政府資金に係る当該年度に償還する元利償還金（ただし、平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものについてはこの限りでない。)で、改造事業等国庫補助の対象とならない事業に関して発行を許可されたものを含み、清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業に係るものを除くものである。

(対象となる地方債元利償還金一覧)

元利償還金の区分	対象となる元利償還金	補助・単独の別	事業着手年度	地方債許可年度
A：50%分	清掃施設の整備事業(清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。)のうち平成３年度以前において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成11年度以前において発行を許可された地方債並びに平成５年度から平成11年度までにおいて事業(Eにおける清掃施設の整備事業を除く。)に着手したものに係る経費に充てるため平成６年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債のうち政府資金に係るものの当該年度における元利償還金	補助・単独	～H３	～H11
			H５～H11	H６～H11
B：20%分	国庫補助金を受けて施行した清掃施設の整備事業(清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。)のうち平成４年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成11年度以前において発行を許可された地方債及び平成５年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債のうち政府資金に係るものの当該年度における元利償還金	補助	H４	～H11
			H５	H５
	市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業(清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。)のうち平成５年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債のうち政府資金に係るものの当該年度における元利償還金	単独	H５	H５
C：57%分	市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業(清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。)のうち平成４年度において事業に着手したものに係る経費に充てるため平成11年度以前において発行を許可された地方債のうち政府資金に係るものの当該年度における元利償還金	単独	H４	～H11
D：40%分	清掃施設の整備事業(清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。)のうち地域し尿処理施設の整備事業に係る経費に充てるため平成７年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債のうち政府資金に係るものの当該年度における元利償還金	補助・単独	－	H７～H11
E：70%分	市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業(清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。)のうち、平成10年度及び平成11年度においてごみ焼却施設の整備事業(ごみ処理広域化計画に基づき実施される事業で、一日の処理能力が100トンに満たない施設を対象とするものに限る。)並びにごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及びコミュニティ・プラントにおける改良事業のうち総事業費が１億５千万円以上の事業に着手したものに係る経費に充てるため同年度に発行を許可された地方債のうち政府資金に係るものの当該年度における元利償還金	単独	H10～H11	H10～H11

2. 地方債同意等額は、平成18年度から令和６年度までの各年度において清掃施設の整備事業に関して発行について同意又は許可を得た地方債(災害復旧事業債、地域改善対策特定事業債、公害防止事業債、減収補塡債及び補正予算債を除く。)の額で、改造事業等国庫補助の対象とならない事業に関して発行について同意又は許可を得たものを含み、清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業に係るものを除くものである。

(対象となる地方債同意等額一覧)

地方債の区分	対象となる地方債	補助・単独の別	地方債同意等年度
Ｆｎ：50%分	次のａ及びｂの合算額 ａ　国庫補助金を受けて施行した清掃施設の整備事業(清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。)に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額 ｂ　市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業(清掃施設用地取得事業及び清掃運搬施設等整備事業を除く。)のうち、平成10年度の国庫補助金制度の見直しに伴い重点化単独分とされた事業、公害防止計画に基づき実施される事業（平成14年度から平成22年度までの各年度において実施した事業に限る。）、ごみ焼却施設の整備事業(ごみ処理広域化計画に基づき実施される事業で一日の処理能力が100トンに満たない施設を対象とするものに限る。)並びにごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及びコミュニティ・プラントにおける改良事業のうち総事業費が１億５千万円以上の事業に係る経費に充てるためｎ年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額	補助・単独	Ｈ18～Ｒ６
Ｈｎ：30%分	市町村が単独で施行した清掃施設の整備事業(清掃施設用地取得事業、清掃運搬施設等整備事業及びＦｎのｂにおける清掃施設の整備事業を除く。)に係る経費に充てるためｎ年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額	単独	Ｈ18～Ｒ６

3. 市町村が組織する組合にあっては、当該組合を構成する市町村の長が当該組合の経費の負担割合を基礎として協議して定め、総務大臣の承認を得た率によってあん分した数値をそれぞれの市町村における数値とするものである。ただし、総務大臣が承認する場合にあっては、当該組合を構成する市町村のうち、都道府県知事が指定する市町村に一括算入することができるものである。

第五章　産 業 経 済 費

第一節　農 業 行 政 費

単位費用	95,800円	測定単位	農家数

農業行政費に適用する補正は、段階補正、普通態容補正Ⅰ、普通態容補正Ⅱ、寒冷補正、密度補正Ⅰ、密度補正Ⅱ、事業費補正及び数値(農家数)急減補正である。

算式
段階補正係数×(普通態容補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅱ係数)×寒冷補正係数＋(密度補正Ⅰ係数－1)＋
(密度補正Ⅱ係数－1)＋(事業費補正係数－1)＋(農家数急減補正係数－1)

第一項　段　階　補　正

測定単位(農家数)の団体分布の状況を勘案して農家数段階を第一表左欄のように定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の財政需要額の算定の例により、第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用(第二表中Ｚ)を求めた。
さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　農家数段階ごとの職員配置表

区分 / 農家数段階	課　長	職　員　A	職　員　B	合　計
戸	人	人	人	人
250	－	－	6	6
450	－	2	6	8
900	－	2	11	13
1,400	－	2	12	14
2,500 (標準団体)	1	3	17	21
3,500	1	4	23	28
5,000	1	5	28	34
6,500	2	6	33	41
9,500	2	8	47	57

第二表　農家数段階ごとの財政需要額

(単位：千円)

農家数段階 / 区分	戸 250	450	900	1,400	2,500 (標準団体)	3,500	5,000	6,500	9,500
職員給与費 A	29,260	45,360	71,960	79,940	123,720	163,690	198,340	242,120	332,700
給与特定財源 (Aの内数)　B	4,251	4,251	4,251	4,251	4,251	4,251	4,251	8,502	8,502
給与改善費 C	312	513	844	944	1,490	1,989	2,421	2,914	4,043
施設整備費 D	2,217	3,990	7,979	12,412	22,165	31,031	44,330	57,629	84,227
その他の経費 E	13,516	22,646	39,192	55,972	96,492	119,833	189,475	237,172	342,912
一般財源　計 A-B+C+D+E	41,054	68,258	115,724	145,017	239,616	312,292	430,315	531,333	755,380
単位当たり費用 Ｚ（円）	164,200	151,700	128,600	103,600	95,800	89,200	86,100	81,700	79,500
Ｚ／単位費用	1.714	1.584	1.342	1.081	1.000	0.931	0.899	0.853	0.830

(注)特定財源は、農業委員会交付金である。

第三表　段階補正係数算出表

農家数	段階補正係数
～ 450戸	$\frac{1}{P}$ （ 1.41 P＋ 76 ）
450 ～ 900戸	$\frac{1}{P}$ （ 1.11 P＋ 211 ）
900 ～ 1,400戸	$\frac{1}{P}$ （ 0.60 P＋ 670 ）
1,400 ～ 2,500戸	$\frac{1}{P}$ （ 0.90 P＋ 250 ）
2,500 ～ 3,500戸	$\frac{1}{P}$ （ 0.76 P＋ 600 ）
3,500 ～ 5,000戸	$\frac{1}{P}$ （ 0.82 P＋ 390 ）
5,000 ～ 6,500戸	$\frac{1}{P}$ （ 0.70 P＋ 990 ）
6,500戸 ～	$\frac{1}{P}$ （ 0.78 P＋ 470 ）

（注1） P＝当該団体の農家数

（注2） 段階補正係数が2.860を超えるときは、2.860とする。

第二項　普 通 態 容 補 正

1　普通態容補正Ⅰ

地域手当の級地区分に応じた行政の質量の差を反映させるものであり、次表のように、一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分に応じた共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えた率をもって普通態容補正Ⅰ係数とした。

地域手当の級地区分	共通係数 A	A× 給与費の率 0.505 B	B＋ 給与費外率 0.495 C
1級地(旧1級地)	1.151	0.581	1.076
2級地(旧2級地)	1.122	0.567	1.062
2級地(旧3級地)	1.112	0.562	1.057
2級地(旧4級地)	1.105	0.558	1.053
2級地(旧5級地)	1.105	0.558	1.053
2級地(旧6級地)	1.077	0.544	1.039
2級地(旧7級地)	1.052	0.531	1.026
2級地(旧無級地)	1.026	0.518	1.013
3級地(旧2級地)	1.112	0.562	1.057
3級地(旧3級地)	1.105	0.558	1.053
3級地(旧4級地)	1.092	0.551	1.046
3級地(旧5級地)	1.085	0.548	1.043

地域手当の級地区分	共通係数 A	A× 給与費の率 0.505 B	B＋ 給与費外率 0.495 C
3級地(旧6級地)	1.077	0.544	1.039
3級地(旧無級地)	1.026	0.518	1.013
4級地(旧4級地)	1.085	0.548	1.043
4級地(旧5級地)	1.070	0.540	1.035
4級地(旧6級地)	1.052	0.531	1.026
4級地(旧7級地)	1.042	0.526	1.021
4級地(旧無級地)	1.026	0.518	1.013
5級地(旧6級地)	1.035	0.523	1.018
5級地(旧7級地)	1.022	0.516	1.011
5級地(旧無級地)	1.012	0.511	1.006
無級地(旧7級地)	1.012	0.511	1.006
無級地(旧無級地)	0.997	0.503	0.998

（注） 補正係数が1.000未満となるものは1.000とする。

(参考)標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

	一般財源	
給与費（給与改善費含む）	120,959 千円	(0.505)
そ の 他 の 経 費	118,657 千円	(0.495)
合　　計	239,616 千円	(1.000)

2　普通態容補正Ⅱ

農業地域としての性格が強い団体について単位当たり経費の割増しを行うものであり、補正方法は、

$$\frac{\text{農業就業者数}}{\text{全就業者数}} \text{ 及び } \frac{\text{田畑面積} + \text{牧場面積} \times 0.1}{\text{田畑面積} + \text{牧場面積} \times 0.1 + \text{宅地面積}}$$

の比率によって、市町村を６つの級地に区分し、その級地段階に応じて単位当たりの経費の割増しを行うものである。

○評点基準

農業就業者数比率		耕地比率	
%	評　　点	%	評　　点
55%以上	700点	85%以上	300点
55%未満35%以上	54%を690点とし、以下１%につき10点減	85%未満70%以上	84%を290点とし、以下１%につき10点減
35%未満	34%を495点とし、以下１%につき５点減	70%未満45%以上	69%を145点とし、以下１%につき５点減
		45%未満	44%を24点とし、以下１%につき１点減(負数となるときは零とする。)

○級地区分

評　　点	級　地
900点以上	５　級　地
900点未満　800点以上	４　級　地
800点未満　700点以上	３　級　地
700点未満　600点以上	２　級　地
600点未満　500点以上	１　級　地
500点未満	無　級　地

○補正係数

級　地	補正係数
５　級　地	1.38
４　級　地	1.30
３　級　地	1.12
２　級　地	1.09
１　級　地	1.06
無　級　地	1.00

(注)　農業就業者数の比率に用いる数値は令和２年の国調、耕地の比率に用いる数値は令和２年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている数値をそれぞれ用いるものである。

第三項　寒　冷　補　正

適用する寒冷補正は、職員の寒冷地手当に係る増加財政需要を算定するための給与差による補正のみであり、支給地域ごとの額を加算した額を一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

区分／級地	職員1人当たり支給額 A	支給総額 (A×21人) B	補正率 B／239,616千円 C
	円	千円	
1級地	109,290	2,295	0.010
2級地	96,375	2,024	0.008
3級地	93,733	1,968	0.008
4級地	75,072	1,577	0.007
無級地(旧4級地)	50,048	1,051	0.004

第四項　密　度　補　正

1　密度補正Ⅰ

密度補正Ⅰは、国が行う「多面的機能支払交付金」（旧「農地・水保全管理支払交付金」）及び「環境保全型農業直接支払交付金」と連携して、農地・農業用水等の維持管理・保全向上に取り組む地域活動組織に対して行う支援に要する経費について、その所要額が測定単位である農家数に必ずしも比例しないため、国の支援基準である農地(田、畑、草地)の面積に応じて需要額を割増し又は割落としする補正である。算定方法は以下のとおりである。

算　　式

$$(\text{密度補正Ⅰ係数}-1) = \frac{6,310\text{円} \times A + 4,020\text{円} \times B + 570\text{円} \times C - 21,700,000\text{円} \times \frac{\text{農家数}}{2,500\text{戸}}}{\text{単位費用（＝95,800円）}\times\text{農家数}}$$

$$= \frac{0.0659 \times A + 0.0420 \times B + 0.0059 \times C}{\text{農家数}} - 0.0906$$

算式の符号

Ａ： 2020年農林業センサスにおける田の面積（単位：ha）

Ｂ： 2020年農林業センサスにおける畑(樹園地を含む)の面積（単位：ha）

Ｃ： 2020年農林業センサスにおける草地の面積（単位：ha）

6,310円： 田１ha当たり単価

4,020円： 畑１ha当たり単価

570円： 草地１ha当たり単価

21,700,000円： 標準団体における所要経費

2,500戸： 標準団体における農家数

２　密度補正Ⅱ

密度補正Ⅱは、農道の維持改修に係る地方負担を考慮して、農道延長に応じて需要額を割増しする補正である。算定方法は以下のとおりである。

算　　式

$$（密度補正Ⅱ係数－1）＝\frac{50円\ \times A}{単位費用（＝95,800円）\times 農家数}$$

算式の符号

Ａ： 農道延長

農道延長とは、令和６年８月１日現在において、「農道台帳について」(平成２年３月22日付２構改Ｄ第46号)に基づき作成された農道台帳に記載されている農道(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）に基づく森林総合研究所事業又はふるさと農道緊急整備事業により造成されたものに限る。)のうち、幅員が４ｍ以上であり、かつ、当該農道の起点及び終点が道路法第２条第１項に規定する道路又は農道台帳に記載されている農道で幅員が全区間において４ｍ以上であるものと接続しているもので、市町村が管理しているものの延長である。なお、市町村が管理している農道とは、次のとおりとする。

(1)　市町村有で、市町村が農道として管理している農道。

(2)　国有農道については、土地改良法第94条の６の規定に基づき市町村が管理している農道。

(3)　都道府県有農道については、土地改良法第94条の10の規定に基づき市町村が管理している農道。

(4)　土地改良区有農道については、土地改良法第96条の４の規定に基づき土地改良区から申し出のあった農道で農道管理委託協定書が締結されている等委託関係が明らかなもの。

50円： 農道延長１ｍ当たりの維持改修費

第五項　事 業 費 補 正

国営土地改良事業、国立研究開発法人森林研究・整備機構営土地改良事業及び独立行政法人水資源機構営土地改良事業に伴う地方負担額で、平成14年度以降に償還を開始するものについては、Ｂ類型（ダム）及びＡ類型（ダム以外）に分けて算入することとしている（平成13年度以前から償還を継続しているものについては従来どおり措置）。

また、国営土地改良事業のうち地方負担額を一括して支払う場合並びに国立研究開発法人森林研究・整備機構営土地改良事業及び独立行政法人水資源機構営土地改良事業のうち地方負担額を直入方式により支払う場合については、当該負担金に係る一般公共事業債及び公共事業等債の元利償還金を算入することとしている。

なお、一般公共事業債及び公共事業等債のうち平成14年度以降同意等債については、事業費補正の見直しにより、Ｂ類型（ダム）に限り元利償還金を算入しており、Ａ類型（ダム以外）については、単位費用により算入している。

平成22年度以降において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統、農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業）に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、減収補塡債、補正予算債、財源対策債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。ダムに係るものに限る。）及び地方道路等整備事業のうちふるさと農道緊急整備事業に係る地方債の元利償還金については、平成21年度以前に着手した継続事業に限り事業費補正により算入することとしており、新規事業については単位費用により算入することとしている。

また、一般補助施設整備等事業債（農地耕作条件改善事業及び農業水路等長寿命化・防災減災事業）の元利償還金を、令和２年度以降、算入することとしている。

林野水産行政費の測定単位が０となる団体については、臨時地方道整備事業債及び地方道路等整備事業債（ふるさと林道分）並びに特定間伐等促進対策に係る一般補助施設整備等事業債（一般分）の元利償還金を、この事業費補正により算入することとしている。

区分	対象事業	対象工種
国営事業 （昭和63年４月１日以降に 事業が完了したものに限る。）	国営かんがい排水事業 畑地帯総合土地改良パイロット事業 国営農用地再編開発事業 国営農用地開発事業 国営農用地再編整備事業 農用地再編整備事業 直轄干拓事業 国営総合農地防災事業 （「併せ行う事業（県営規模の事業であって国の行うもの）」を含む。） 並びに市町村の負担金に充てた一般公共事業債及び公共事業等債の元利償還金	ダム、干拓堤防、頭首工、排水機場、排水樋門、排水路、用水施設、道路、区画整理及び鳥獣害防止施設
国立研究開発法人 森林研究・整備機構営事業 （平成元年４月１日以降に 事業が完了したものに限る。）	農用地総合整備事業 農用地等緊急保全整備事業 広域農業開発事業 畜産基地建設事業 （「併せ行う事業（県営規模の事業であって公団の行うもの）」を含む。） 並びに市町村の負担金に充てた一般公共事業債及び公共事業等債の元利償還金	同　上
独立行政法人水資源機構営事業 （平成元年４月１日以降に 事業が完了したものに限る。）	かんがい排水事業 （「併せ行う事業（県営規模の事業であって公団の行うもの）」を含む。） 並びに市町村の負担金に充てた一般公共事業債及び公共事業等債の元利償還金	同　上
都道府県営事業 （農業生産基盤整備系統 －事業分類Ａ）	かんがい排水、ほ場整備、諸土地改良、畑地帯総合土地改良、農用地開発（うち草地開発を除く。）、農村総合整備及び中山間総合整備に充てた一般公共事業債及び公共事業等債の元利償還金	同　上
都道府県営事業 （農地等保全管理系統 －事業分類Ｂ）	農地防災（うち湛水防除を除く。）、農地保全、農村環境保全対策、農業用施設等災害関連及び鉱毒対策に充てた一般公共事業債及び公共事業等債の元利償還金	同　上
都道府県営事業 団体営事業	防災重点農業用ため池緊急整備に充てた公共事業等債の元利償還金	—
地方単独事業	ふるさと農道緊急整備事業に充てた臨時地方道整備事業債及び地方道路等整備事業債の元利償還金	—
都道府県営事業 市町村営事業 土地改良区等営事業	農地耕作条件改善事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業及び畑作等促進整備事業に充てた一般補助施設整備等事業債の元利償還金	—

算　　式

$$
\begin{aligned}
\text{（事業費補正係数－1）} = {} & \frac{\mathrm{B}\times\ 0.35\ +\mathrm{C}\times\ 0.35\ +\mathrm{D}\times\ 0.35\ +\mathrm{E}\times\ 0.45\ +\mathrm{F}\times\ 0.45\ +\mathrm{G}\times\ 0.45}{95,800\text{円}\ \times\mathrm{A}} \\
& \frac{+\mathrm{H}\times\ 0.30\ +\mathrm{I}\times\ 0.30\ +\mathrm{J}\times\ 0.30\ +\mathrm{K}\times\ 0.20\ +\mathrm{L}\times\ 0.20\ +\mathrm{M}\times\ 0.20}{} \\
& + \frac{\sum_{n=22}^{令6}(\mathrm{Nn}\times\mathrm{On}) + \sum_{n=22}^{令6}(\mathrm{Pn}\times\mathrm{Qn}) + \sum_{n=22}^{令6}(\mathrm{Rn}\times\mathrm{Sn}) + \sum_{n=22}^{令6}(\mathrm{Tn}\times\mathrm{Un})}{} \\
& + \frac{\sum_{n=令3}^{令6}(\mathrm{Vn}\times\mathrm{Wn}) + \sum_{n=22}^{令6}(\mathrm{Xn}\times\mathrm{Yn}) + \sum_{n=17}^{20}(\mathrm{Zn}\times\mathrm{AAn}) + \sum_{n=17}^{20}(\mathrm{ABn}\times\mathrm{ACn})}{} \\
& + \frac{\sum_{n=17}^{20}(\mathrm{ADn}\times\mathrm{AEn}) + \sum_{n=17}^{20}(\mathrm{AFn}\times\mathrm{AGn}) + \sum_{n=20}^{22}(\mathrm{AHn}\times\mathrm{AIn}) + \sum_{n=21}^{24}(\mathrm{AJn}\times\mathrm{AKn})}{} \\
& + \frac{\sum_{n=21}^{24}(\mathrm{ALn}\times\mathrm{AMn}) + \sum_{n=21}^{24}(\mathrm{ANn}\times\mathrm{AOn}) + \sum_{n=21}^{24}(\mathrm{APn}\times\mathrm{AQn}) + \sum_{n=令元}^{令6}(\mathrm{ARn}\times\mathrm{ASn})}{} \\
& + \frac{\sum_{n=令元}^{令6}(\mathrm{ATn}\times\mathrm{AUn}) + \sum_{n=令5}^{令6}(\mathrm{AVn}\times\mathrm{AWn})}{}
\end{aligned}
$$

※AD_n～AIn及びAN_n～AQ_nについては、林野水産行政費の測定単位が０となる団体についてのみ算定する。

算式の符号

Ａ： 当該団体の農家数（測定単位）

Ｂ： 国営土地改良事業に係る地方負担額のうち平成13年度以前に償還を開始したもの（総務大臣通知額）

Ｃ： 国立研究開発法人森林研究・整備機構営土地改良事業に係る地方負担額（旧農用地整備公団法施行令第16条第２項に規定する方法により支払われるものを除く。以下同様。）のうち平成13年度以前に償還を開始したもの（総務大臣通知額）

Ｄ： 独立行政法人水資源機構営土地改良事業に係る地方負担額のうち平成13年度以前に償還を開始したもの（総務大臣通知額）

Ｅ： 国営土地改良事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム）（総務大臣通知額）

Ｆ： 国立研究開発法人森林研究・整備機構営事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム）（総務大臣通知額）

Ｇ： 独立行政法人水資源機構営事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム）（総務大臣通知額）

Ｈ： 国営土地改良事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム以外）（平成22年度迄実施事業）（総務大臣通知額）

Ｉ： 国立研究開発法人森林研究・整備機構営事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム以外）（平成22年度迄実施事業）（総務大臣通知額）

Ｊ： 独立行政法人水資源機構営事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム以外）（平成22年度迄実施事業）（総務大臣通知額）

Ｋ： 国営土地改良事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム以外）（平成23年度以降実施事業）（総務大臣通知額）

Ｌ： 国立研究開発法人森林研究・整備機構営事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム以外）（平成23年度以降実施事業）（総務大臣通知額）

Ｍ： 独立行政法人水資源機構営事業に係る地方負担額のうち平成14年度以降に償還を開始したもの（ダム以外）（平成23年度以降実施事業）（総務大臣通知額）

N_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統に限る。）に係る地方債（平成22年度～令和６年度にあっては、平成21年度以前に着手した継続事業に限る。）の同意等額（ダムに係るものに限る。）（総務大臣通知額）

O_n： 次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

ｎ 同意等年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
乗率	0.045	0.044	0.044	0.044	0.043	0.042	0.0422	0.0422	0.04180	0.04180	0.04219	0.04259
ｎ 同意等年度	R4	R5	R6									
乗率	0.00350	0.00450	0.00750									

P_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）に係る地方債（平成22年度～令和６年度にあっては、平成21年度以前に着手した継続事業に限る。）の同意等額（平成22年度～令和２年度にあってはダムに係るもの、令和３年度～令和６年度にあってはダムに係るもの又は防災重点農業用ため池緊急整備事業に係るものに限る。）（総務大臣通知額）

Q_n： 次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

ｎ 同意等年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
乗率	0.045	0.027	0.026	0.026	0.025	0.024	0.0241	0.0241	0.02364	0.02337	0.02377	0.02443
ｎ 同意等年度	R4	R5	R6									
乗率	0.00550	0.00700	0.00975									

R_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業及び国営農用地再編開発事業等に限る。）における市町村の負担金（土地改良法施行令第52条の２第１項第１号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債の同意等額（ダムに係るものに限る。）（総務大臣通知額）

S_n： 次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

ｎ 同意等年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
乗率	0.045	0.044	0.044	0.044	0.043	0.042	0.0422	0.0422	0.04180	0.04180	0.04219	0.04259
ｎ 同意等年度	R4	R5	R6									
乗率	0.00350	0.00450	0.00750									

T_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営総合農地防災事業等に限る。）における市町村の負担金（土地改良法施行令第52条の２第１項第１号に規定する方法のうち事業完了年度の翌年度以降に一括して支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債の同意等額（ダムに係るものに限る。）（総務大臣通知額）

U_n： 次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

ｎ 同意等年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
乗率	0.045	0.027	0.026	0.026	0.025	0.024	0.0241	0.0241	0.02364	0.02337	0.02377	0.02443
ｎ 同意等年度	R4	R5	R6									
乗率	0.00550	0.00700	0.00975									

V_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た団体営土地改良事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業に限る。）に係る地方債の同意等額（総務大臣通知額）

W_n： 次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

ｎ 同意等年度	R3	R4	R5	R6
乗率	0.02443	0.00550	0.00700	0.00975

X_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た国立研究開発法人森林研究・整備機構、旧緑資源機構、旧緑資源公団及び旧農用地整備公団の業務における市町村の負担金（旧農用地整備公団法施行令第16条に規定する方法により支払われるものに限る。）及び独立行政法人水資源機構の業務における市町村の負担金に係る地方債の同意等額（ダムに係るものに限る。）（総務大臣通知額）

Y_n： 次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

ｎ 同意等年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
乗率	0.045	0.044	0.044	0.044	0.043	0.042	0.0422	0.0422	0.04180	0.04180	0.04219	0.04259
ｎ 同意等年度	R4	R5	R6									
乗率	0.00350	0.00450	0.00750									

Z_n： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの同意等額（財対債分を除く。）

AA_n： 次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分＼ｎ 同意等年度	H17	H18	H19	H20
市場公募都市	0.012	0.011	0.011	0.01272
その他の市町村	0.000	0.000	0.000	0.01778

ABn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの同意等額（財対債分に限る。）（総務大臣指定）

ACn： 次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

区分＼ｎ 同意等年度	H17	H18	H19	H20
市場公募都市	0.019	0.019	0.019	0.02121
その他の市町村	0.000	0.000	0.000	0.02964

ADn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの同意等額（財対債分を除く。）

AEn： 次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分＼ｎ 同意等年度	H17	H18	H19	H20
市場公募都市	0.012	0.011	0.011	0.01272
その他の市町村	0.000	0.000	0.000	0.01778

AFn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの同意等額（財対債分に限る。）（総務大臣指定）

AGn： 次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

区分＼ｎ 同意等年度	H17	H18	H19	H20
市場公募都市	0.019	0.019	0.019	0.02121
その他の市町村	0.000	0.000	0.000	0.02964

AHn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの同意等額

AIn： 次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H20	H21	H22
市場公募都市	0.01272	0.01437	0.01403
その他の市町村	0.01778	0.01863	0.01871

AJn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうちふるさと農道緊急整備事業（平成22年度～平成24年度にあっては、平成21年度以前に着手した継続事業に限る。）に係るものの同意等額（財対債分を除く。）

AKn： 次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H21	H22	H23	H24
市場公募都市	0.01437	0.01403	0.01452	0.01490
その他の市町村	0.01863	0.01871	0.01873	0.01910

ALn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの同意等額（財対債分に限る。）（総務大臣指定）

AMn： 次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H21	H22	H23	H24
市場公募都市	0.02396	0.02338	0.02421	0.02484
その他の市町村	0.03106	0.03119	0.03122	0.03184

ANn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの同意等額（財対債分を除く。）

AOn： 次の表に掲げる率（30%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H21	H22	H23	H24
市場公募都市	0.01437	0.01403	0.01452	0.01490
その他の市町村	0.01863	0.01871	0.01873	0.01910

APn： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの同意等額（財対債分に限る。）（総務大臣指定）

AQn： 次の表に掲げる率（50%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	H21	H22	H23	H24
市場公募都市	0.02396	0.02338	0.02421	0.02484
その他の市町村	0.03106	0.03119	0.03122	0.03184

ARn： 令和ｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債のうち農地耕作条件改善事業に係るものの同意等額（総務大臣通知額）

ASn： 次の表に掲げる率（22.2%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.01042	0.00771	0.00783	0.00146	0.00206	0.00304
その他の市町村	0.01362	0.01136	0.01154	0.00162	0.00218	0.00352

ATn： 令和ｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債のうち農業水路等長寿命化・防災減災事業に係るものの同意等額（総務大臣通知額）

AUn： 次の表に掲げる率（22.2%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.01042	0.00771	0.00783	0.00146	0.00206	0.00304
その他の市町村	0.01362	0.01136	0.01154	0.00162	0.00218	0.00352

AVn： 令和ｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債のうち畑作等促進整備事業に係るものの同意等額（総務大臣通知額）

AWn： 次の表に掲げる率（22.2%算入の理論償還率）

区分＼n 同意等年度	R5	R6
市場公募都市	0.00206	0.00304
その他の市町村	0.00218	0.00352

第六項　数値（農家数）急減補正

農家数の急激な減少に伴う基準財政需要額の急減を緩和するため、当該減少する一定額を割増しするものである。

算　　式

$$\left(\frac{\text{2015年農林業センサスによる農家数}}{\text{2020年農林業センサスによる農家数}} - 1 \right) \times 0.1$$

第二節　林野水産行政費

単位費用	541,000円	測定単位	林業及び水産業の従業者数

林野水産行政費に適用する補正は、普通態容補正Ⅰ、Ⅱ、経常態容補正、寒冷補正、密度補正Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、事業費補正及び数値急減補正である。

算式
普通態容補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅱ係数×経常態容補正係数×寒冷補正係数＋(密度補正Ⅰ係数－1)＋(密度補正Ⅱ係数－1)＋(密度補正Ⅲ係数－1)＋(数値急減補正係数－1)＋(事業費補正係数－1)

第一項　普 通 態 容 補 正

1　普通態容補正Ⅰ

地域手当の級地区分に応じた行政質量差を反映させるものであり、次表のとおり、一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分に応じた共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えた率をもって普通態容補正係数とした。

地域手当の級地区分	共通係数 A	A× 給与費の率 0.100 B	B＋ 給与費外率 0.900 C
1級地（旧1級地）	1.151	0.115	1.015
2級地（旧2級地）	1.122	0.112	1.012
2級地（旧3級地）	1.112	0.111	1.011
2級地（旧4級地）	1.105	0.111	1.011
2級地（旧5級地）	1.105	0.111	1.011
2級地（旧6級地）	1.077	0.108	1.008
2級地（旧7級地）	1.052	0.105	1.005
2級地（旧無級地）	1.026	0.103	1.003
3級地（旧2級地）	1.112	0.111	1.011
3級地（旧3級地）	1.105	0.111	1.011
3級地（旧4級地）	1.092	0.109	1.009
3級地（旧5級地）	1.085	0.109	1.009
3級地（旧6級地）	1.077	0.108	1.008
3級地（旧無級地）	1.026	0.103	1.003
4級地（旧4級地）	1.085	0.109	1.009
4級地（旧5級地）	1.070	0.107	1.007
4級地（旧6級地）	1.052	0.105	1.005
4級地（旧7級地）	1.042	0.104	1.004
4級地（旧無級地）	1.026	0.103	1.003
5級地（旧6級地）	1.035	0.104	1.004
5級地（旧7級地）	1.022	0.102	1.002
5級地（旧無級地）	1.012	0.101	1.001
無級地（旧7級地）	1.012	0.101	1.001
無級地（旧無級地）	0.997	0.100	1.000

(注)　補正係数が1.000未満となるものは1.000とする。

(参考)標準団体の一般財源中に占める給与費(給与改善費分を含む)の割合

	一般財源	
給与費	10,640 千円	(0.098)
給与改善費	122 千円	(0.001)
その他の経費	97,387 千円	(0.900)
合計	108,149 千円	(1.000)

2　普通態容補正Ⅱ

市町村分における農業行政費と同様の考え方に基づき、林業等就業者数の構成比の高い団体について単位当たり経費の割増しを行うものであり、補正方法は、

$$\frac{\text{林業及び漁業の就業者数}}{\text{全就業者数}} \text{ 及び } \frac{\text{林野の面積}}{\text{総面積}}$$

の比率によって、市町村を５つの級地に区分し、その級地段階に応じて単位当たりの経費の割増しを行うものである。

○評点基準

就業者比率		林野比率	
%	評　　点	%	評　　点
20%以上	700点	80%以上	300点
20%未満	19%を685点とし、以下１%につき15点減	80%未満60%以上	79%を295点とし、以下１%につき５点減
		60%未満40%以上	59%を197点とし、以下１%につき３点減
		40%未満	39%を138点とし、以下１%につき２点減

○級地区分

評　　点	級　地
900点以上	５　級　地
900点未満　800点以上	４　級　地
800点未満　700点以上	３　級　地
700点未満　600点以上	２　級　地
600点未満　500点以上	１　級　地
500点未満	無　級　地

○補正係数

級　地	補正係数
５　級　地	1.60
４　級　地	1.48
３　級　地	1.36
２　級　地	1.24
１　級　地	1.12
無　級　地	1.00

（注）　就業者の比率に用いる「林業及び漁業の就業者数」は令和２年国調、林野の比率に用いる「林野面積」は2020年農林業センサス（令和２年２月１日現在）の林野面積の合計を用いるものである。

第二項　経 常 態 容 補 正

各産業別従業者の一人当たりの所要一般財源の差を反映するための補正である。

算　　式

$$\text{経常態容補正係数} = \frac{1}{A} \times \left(B \times 2.78 + C \times 0.15 \right)$$

算式の符号

Ａ：令和２年年国勢調査による「林業及び漁業の就業者数」

Ｂ：令和２年年国勢調査による「林業の就業者数」

Ｃ：令和２年国勢調査による「漁業の就業者数」

2.78及び0.15：林業、水産業の従業者一人当たり所要一般財源の差を反映させるための乗率

第三項　寒　冷　補　正

適用する寒冷補正は、職員の寒冷地手当に係る増加財政需要を算定するための給与差による補正のみであり、支給地域ごとの額を一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

級地	職員1人当たり 支　給　額 A	支 給 総 額 A×　2人　×　1.0 B	補　正　率 B / 108,149千円 C
	円	千円	
１級地	109,290	219	0.002
２級地	96,375	193	0.002
３級地	93,733	187	0.002
４級地	75,072	150	0.001
無級地（旧４級地）	50,048	100	0.001

第四項　密　度　補　正

1　密度補正Ⅰ

「林業及び水産業の従業者数」を測定単位として既存の公有林等の維持管理経費に係る基準財政需要額を算定する場合に、測定単位と公有林等の面積とが必ずしも比例しないことから、公有林等の面積の多寡によって需要額を割増し又は割落としするための補正である。

算　　式

$$(\text{密度補正Ⅰ係数}-1)=\left\{\frac{\text{B}\times 22,500\text{円}-\left(9,500\text{千円}\times\frac{\text{A}}{200\text{人}}\times\text{C}\times\text{D}\times\text{E}\times\text{F}\right)}{\text{A}\times 541,000\text{円}}\right\}\times 0.4$$

$$=\left(\frac{\text{B}\times 0.042}{\text{A}}-0.088\times\text{C}\times\text{D}\times\text{E}\times\text{F}\right)\times 0.4$$

算式の符号

Ａ：当該団体の測定単位の数値

Ｂ：2020年農林業センサスによる市町村所有現況森林面積(財産区所有林を含む。)

Ｃ：普通態容補正Ⅰ係数

Ｄ：普通態容補正Ⅱ係数

Ｅ：経常態容補正係数

Ｆ：寒冷補正係数

22,500円：Ｂにかかる１ha当たり公有林等維持管理経費一般財源所要額

9,500千円：単位費用積算の基礎に算入されている公有林等維持管理経費一般財源所要額

200人：標準団体における林業及び水産業の従業者数

541,000円：単位費用

0.4：算入率

2　密度補正Ⅱ

地球温暖化対策暫定事業及び林地台帳整備費を措置するため、林野面積(公有・私有を含む。)の大小により、需要額の割増し又は割落としをするための補正である。

算　　式

$$(\text{密度補正Ⅱ係数}-1)=\left\{\frac{\text{B}\times 365\text{円}-\left(4,787\text{千円}\times\frac{\text{A}}{200\text{人}}\times\text{C}\times\text{D}\times\text{E}\times\text{F}\right)}{\text{A}\times 541,000\text{円}}\right\}$$

$$=\left(\frac{\text{B}\times 0.00067}{\text{A}}-0.044\times\text{C}\times\text{D}\times\text{E}\times\text{F}\right)$$

算式の符号

Ａ：当該団体の測定単位の数値

Ｂ：公有及び私有の林野面積(2020年農林業センサスにおける所有形態別林野面積)

Ｃ：普通態容補正Ⅰ係数

Ｄ：普通態容補正Ⅱ係数

Ｅ：経常態容補正係数

Ｆ：寒冷補正係数

365円：Ｂにかかる１ha当たり地球温暖化対策暫定事業及び林地台帳整備費一般財源所要額

4,787千円：単位費用積算の基礎に算入されている地球温暖化対策暫定事業及び林地台帳整備費一般財源所要額

200人：標準団体における林業及び水産業の従業者数

541,000円：単位費用

3　密度補正Ⅲ

森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等（この項において、森林整備等という。）の経費を措置するため、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口の大小により、需要額の割増し又は割落としをするための補正である。

算　　式

$$(\text{密度補正Ⅲ係数}-1) = \frac{1}{\text{A}\times\ 541,000\text{円}} \times \left\{ \left[\text{B}\times\ 4,856\text{円} + \text{C}\times\ 203,796\text{円} + \text{D}\times\ 123\text{円} - \left(47,881\text{千円} \times \frac{\text{A}}{200\text{人}} \times \text{E}\times\text{F}\times\text{G}\times\text{H} \right) \right] \right.$$

$$= \frac{1}{\text{A}\times\ 541,000\text{円}} \times \left[\text{B}\times\ 4,856\text{円} + \text{C}\times\ 203,796\text{円} + \text{D}\times\ 123\text{円} - 0.443\ \times\text{E}\times\text{F}\times\text{G}\times\text{H} \right]$$

算式の符号

Ａ：当該団体の測定単位の数値

Ｂ：森林環境譲与税の譲与の基準となる私有林人工林面積

Ｃ：森林環境譲与税の譲与の基準となる林業就業者数

Ｄ：森林環境譲与税の譲与の基準となる人口

Ｅ：普通態容補正Ⅰ係数

Ｆ：普通態容補正Ⅱ係数

Ｇ：経常態容補正係数

Ｈ：寒冷補正係数

4,856円：森林環境譲与税の譲与の基準となる私有林人工林面積１ha当たりの森林整備等に係る経費

203,796円：森林環境譲与税の譲与の基準となる林業就業者数１人当たりの森林整備等に係る経費

123円：森林環境譲与税の譲与の基準となる人口１人当たりの森林整備等に係る経費

47,881千円：標準団体に算入する森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等の一般財源所要額

200人：標準団体における林業及び水産業の従業者数

541,000円：単位費用

第五項　数値(従業者数)急減補正

この補正は、測定単位の急激な減少に伴う基準財政需要額の急減を緩和するためのものであり、林業及び水産業の従業者の減少数の一定割合を復元する算式によって算定された率により、林業及び水産業の従業者数それぞれの減少率を超える団体について、各産業の従業者一人当たりの所要一般財源の差を反映させた上で算定している。

なお、対象とする国勢調査数値は、令和２年国勢調査における林業及び水産業の従業者数と令和２年国勢調査の結果によるこれらの数値である。

算　　式

$$(\text{数値急減補正係数}-1) = \frac{1}{\text{A}} \times \left\{ \left(\frac{\text{D}}{\text{B}} - 1.205 \right) \times \text{B}\times\ 2.78 + \left(\frac{\text{E}}{\text{C}} - 1.216 \right) \times \text{C}\times\ 0.15 \right\} \times\ 0.3$$

算式の符号

Ａ：令和２年国勢調査による「林業及び漁業の就業者数」

Ｂ：令和２年国勢調査による「林業の就業者数」

Ｃ：令和２年国勢調査による「漁業の就業者数」

Ｄ：平成27年国勢調査による「林業の就業者数」

Ｅ：平成27年国勢調査による「漁業の就業者数」

1.205及び1.216：林業、水産業の従業者数の全国平均減少率(減少団体平均)

2.78及び0.15：林業、水産業の従業者一人当たり所要一般財源の差を反映させるための乗率

0.3：復元率

第六項　事 業 費 補 正

臨時地方道整備事業債及び地方道路等整備事業債（ふるさと林道分）、一般補助施設整備等事業債（特定間伐促進等対策分）の元利償還金を理論的に算入するものである。

なお、平成14年度以降において発行を許可された臨時地方道整備事業債（ふるさと林道分）に係る元利償還金については、財源対策債を除く部分の算入について、財政力補正を廃止するとともに、財源対策債に係る部分の算入について、算入率を100%から50%に引き下げることとした。

算　式

$$（事業費補正係数－1）＝\frac{\sum_{n=17}^{24}（B_n\times C_n）+\sum_{n=17}^{24}（D_n\times E_n）+\sum_{n=20}^{22}（F_n\times G_n）}{A\times\ 541,000円}$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業及び地方道路等整備事業に係る地方債のうちふるさと林道分に係る同意等額（財源対策債分を除く。）

C_n：次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	17	18	19	20	21	22	23	24
市場公募都市	0.012	0.011	0.011	0.01272	0.01437	0.01403	0.01452	0.01490
その他の市町村	0.000	0.000	0.000	0.01778	0.01863	0.01871	0.01873	0.01910

α：市・道路橋りょう費の事業費補正に用いた算式の符号αに同じ。

D_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業及び地方道路等整備事業に係る地方債のうちふるさと林道分に係る同意等額（財源対策債分に限る。）

E_n：次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	17	18	19	20	21	22	23	24
市場公募都市	0.019	0.019	0.019	0.02121	0.02396	0.02338	0.02421	0.02484
その他の市町村	0.000	0.000	0.000	0.02964	0.03106	0.03119	0.03122	0.03184

F_n：平成n年度において発行について同意又許可を得た一般補助施設整備等事業に係る地方債のうち特定間伐促進等対策分に係る同意等額

G_n：次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	20	21	22
市場公募都市	0.01272	0.01437	0.01403
その他の市町村	0.01778	0.01863	0.01871

541,000円：　単位費用

第三節　商 工 行 政 費

単位費用	1,390円	測定単位	人口

商工行政費に適用する補正は、段階補正及び普通態容補正である。
算式　段階補正係数×普通態容補正係数

第一項　段　階　補　正

測定単位である「人口」の分布状況を勘案して第一表の左欄のように段階区分を定め、第二表のとおり段階区分ごとの単位当たり費用を求めた。
さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用の比を求め、これを基礎として第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　人口段階ごとの職員配置表

区分 / 人口段階	課　長	職　員　A	職　員　B	合　計
千人	人	人	人	人
4	－	－	2.0	2.0
8	－	0.5	2.0	2.5
12	－	1.0	2.0	3.0
20	0.5	1.5	2.0	4.0
30	1.0	1.5	2.0	4.5
100　(標準団体)	1.0	2.0	8.0	11.0
250	2.0	5.0	17.0	24.0
400	3.0	7.0	27.0	37.0
1,000	6.0	18.0	66.0	90.0
2,000	15.0	32.0	130.0	177.0

各人口段階経費は、以下のとおり分類している。

第二表　人口段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

人口段階 / 経費区分	人 4,000	8,000	12,000	20,000	30,000	(標準団体) 100,000	250,000	400,000	1,000,000	2,000,000
給　与　費	11,234	15,259	19,284	27,874	32,439	68,384	149,544	227,974	551,394	1,086,744
給与改善費	122	168	215	313	366	778	1,710	2,610	6,323	12,469
その他の経費	8,683	12,487	15,593	20,828	26,583	70,244	144,410	212,389	512,831	1,019,191
一般財源計	20,039	27,914	35,092	49,015	59,388	139,406	295,664	442,973	1,070,548	2,118,404
単位当たり費用 Z(円)	5,010	3,489	2,924	2,451	1,980	1,390	1,183	1,107	1,071	1,059
Z／単位費用	3.604	2.510	2.104	1.763	1.424	1.000	0.851	0.796	0.771	0.762

第三表　段階補正係数算出表

人　　口			段階補正係数
	～	8千人	$\frac{1}{P}$（ 1.42 P＋ 8,740 ）
8	～	12千人	$\frac{1}{P}$（ 1.28 P＋ 9,860 ）
12	～	20千人	$\frac{1}{P}$（ 1.26 P＋ 10,100 ）
20	～	30千人	$\frac{1}{P}$（ 0.73 P＋ 20,700 ）
30	～	100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.82 P＋ 18,000 ）
100	～	250千人	$\frac{1}{P}$（ 0.75 P＋ 25,000 ）
250	～	400千人	$\frac{1}{P}$（ 0.71 P＋ 35,000 ）
400	～	1,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.75 P＋ 19,000 ）
1,000千人	～		$\frac{1}{P}$（ 0.75 P＋ 19,000 ）

（注1）Ｐ＝当該団体の人口

（注2）段階補正係数が3.605を超えるときは、3.605とする。

第二項　普 通 態 容 補 正

地域手当の級地区分ごとの一般行政質量差と種地ごとの行政質量差を反映させるものであり、第一表のとおり一般財源総額に占める給与費の割合に共通係数を乗じて得た係数に、第二表の各種地ごとの個別係数を合算して得た率をもって普通態容補正係数とした。なお、中小企業支援市及び計量市については行政権能差による補正を併せて行うこととし、中小企業支援行政及び計量行政に伴う経費の増加を算定するための増嵩率を地域手当の級地区分による係数及び種地区分による係数それぞれに乗じて係数を算定した。

第一表　地域手当の級地区分による係数算出表

地域手当の級地区分	共通係数	その他の市町村	中小企業支援市	計量市
		A× 給与費率 0.492	B× 権能差率 1.165	B× 権能差率 1.104
	A	B	C	D
1級地（旧1級地）	1.151	0.566	0.659	0.625
2級地（旧2級地）	1.122	0.552	0.643	0.609
2級地（旧3級地）	1.112	0.547	0.637	0.604
2級地（旧4級地）	1.105	0.544	0.634	0.601
2級地（旧5級地）	1.105	0.544	0.634	0.601
2級地（旧6級地）	1.077	0.530	0.617	0.585
2級地（旧7級地）	1.052	0.518	0.603	0.572
2級地（旧無級地）	1.026	0.505	0.588	0.558
3級地（旧2級地）	1.112	0.547	0.637	0.604
3級地（旧3級地）	1.105	0.544	0.634	0.601
3級地（旧4級地）	1.092	0.537	0.626	0.593
3級地（旧5級地）	1.085	0.534	0.622	0.590
3級地（旧6級地）	1.077	0.530	0.617	0.585
3級地（旧無級地）	1.026	0.505	0.588	0.558
4級地（旧4級地）	1.085	0.534	0.622	0.590
4級地（旧5級地）	1.070	0.526	0.613	0.581
4級地（旧6級地）	1.052	0.518	0.603	0.572
4級地（旧7級地）	1.042	0.513	0.598	0.566
4級地（旧無級地）	1.026	0.505	0.588	0.558
5級地（旧6級地）	1.035	0.509	0.593	0.562
5級地（旧7級地）	1.022	0.503	0.586	0.555
5級地（旧無級地）	1.012	0.498	0.580	0.550
無級地（旧7級地）	1.012	0.498	0.580	0.550
無級地（旧無級地）	0.997	0.491	0.572	0.542

第二表　種地区分による係数算出表

種地	その他の市町村		中小企業支援市	計　量　市
	個別係数 A	補正係数算式 B	補正係数算式 1.165	補正係数算式 1.104
Ⅰ　10	1.066	0.003820　X＋　-2.5630	0.004440　X＋　-2.9760	0.004220　X＋　-2.8320
Ⅰ　9	0.893	0.003460　X＋　-2.2210	0.004040　X＋　-2.5960	0.003820　X＋　-2.4520
Ⅰ　8	0.721	0.003440　X＋　-2.2030	0.004000　X＋　-2.5600	0.003800　X＋　-2.4340
Ⅰ　7	0.685	0.000360　X＋　0.4150	0.000420　X＋　0.4830	0.000400　X＋　0.4560
Ⅰ　6	0.612	0.000730　X＋　0.1375	0.000850　X＋　0.1605	0.000800　X＋　0.1560
Ⅰ　5	0.564	0.000480　X＋　0.3000	0.000560　X＋　0.3490	0.000530　X＋　0.3315
Ⅰ　4	0.508	0.000560　X＋　0.2560	0.000650　X＋　0.2995	0.000620　X＋　0.2820
Ⅰ　3	0.488	0.000200　X＋　0.4180	0.000230　X＋　0.4885	0.000220　X＋　0.4620
Ⅰ　2	0.467	0.000140　X＋　0.4390	0.000167　X＋　0.5106	0.000153　X＋　0.4854
Ⅰ　1	0.448	0.000190　X＋　0.4290	0.000220　X＋　0.5000	0.000210　X＋　0.4740
Ⅱ　10	0.508	0.5080	0.5920	0.5610
Ⅱ　9	0.508	0.5080	0.5920	0.5610
Ⅱ　8	0.508	0.5080	0.5920	0.5610
Ⅱ　7	0.508	0.5080	0.5920	0.5610
Ⅱ　6	0.508	0.5080	0.5920	0.5610
Ⅱ　5	0.507	0.000020　X＋　0.4930	0.000020　X＋　0.5770	0.000020　X＋　0.5460
Ⅱ　4	0.482	0.000250　X＋　0.3320	0.000290　X＋　0.3880	0.000280　X＋　0.3640
Ⅱ　3	0.451	0.000310　X＋　0.2960	0.000370　X＋　0.3400	0.000340　X＋　0.3280
Ⅱ　2	0.391	0.000400　X＋　0.2510	0.000460　X＋　0.2950	0.000440　X＋　0.2780
Ⅱ　1	0.352	0.000223　X＋　0.3130	0.000263　X＋　0.3640	0.000246　X＋　0.3460

(注)　Xは市町村の評点である。第一表及び第二表を合算した補正係数が1.000未満となる場合は1.000とする。

(参考)標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

	一般財源	
給　与　費	67,790 千円	(0.486)
給与改善費	778 千円	(0.006)
その他の経費	70,838 千円	(0.508)
合　計	139,406 千円	(1.000)

(1) 計量市における経費の増嵩率　　0.104

次表のとおり計量市における所要額を標準団体の一般財源で除して割増率を算出した。

区　分	経　費	積　算　内　容
	千円	
給　与　費	13,370	職員A　8,050,000円 × 1人 ＝ 8,050千円 職員B　5,320,000円 × 1人 ＝ 5,320千円
需　用　費　等	1,408	
歳　出　計	14,778	
歳　入	252	
差引一般財源	14,526	
補　正　率	0.104	$\frac{14,526千円}{139,406千円} = 0.104$

(2) 中小企業支援市における経費の増嵩率　　0.165

事務移譲に係る経費については人口170万人の都道府県(標準団体)の区域を中小企業支援市と仮定した場合の経費(一般財源)を算出し、その17分の１の額を標準団体の財政需要額で除して得た率をもって補正率とした。また、当該中小企業支援市はすべて計量市であるため、計量市に係る行政権能差の補正率(0.104)を加え、これをもって中小企業支援市に係る最終的な補正率とした。

中小企業支援市事務移譲に係る需要額

(ａ)給与費	8,050千円	×	1人			8,050千円	
(ｂ)事業費	7,960千円	×	100,000人	／	1,700,000人	468千円	
			計			8,518千円	A
標準団体の財政需要額						139,406千円	B
補正率　A／B						0.061	C
計量市に係る補正率						0.104	D
中小企業支援市に係る最終補正率　C＋D						0.165	

第六章　総　　務　　費

第一節　徴　　税　　費

単位費用	4,450円	測定単位	世帯数

徴税費に適用する補正は、段階補正、密度補正及び普通態容補正である。

算　式

段階補正係数×密度補正係数×普通態容補正係数

第一項　段　階　補　正

徴税費の実態を考慮し、第一表のとおり段階区分を定め職員数を想定し、第二表のとおり経費を積算して各段階の単位当たり費用を求めた。さらに各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　世帯段階ごとの職員配置表

区分／世帯段階	課　　長	職　員　A	職　員　B	合　　計
世帯	人	人	人	人
1,000	0.8	0.3	1.3	2.4
3,100	1.3	0.4	2.9	4.6
13,500	1.5	1.2	9.7	12.4
44,000（標準団体）	3.0	5.0	26.0	34.0
127,000	4.5	8.0	72.2	84.7
377,000	6.0	19.0	216.0	241.0
753,000	9.0	39.0	433.0	481.0

第二表　世帯段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

経費区分＼世帯段階		世帯 1,000	3,100	13,500	44,000（標準団体）	127,000	377,000	753,000
給与費		16,635	30,517	74,959	205,960	489,589	1,356,850	2,699,680
給与改善費		116	212	519	1,424	3,384	9,375	18,652
税務手当		162	297	737	2,028	4,839	13,448	26,768
給与費計	A	17,106	31,219	76,408	209,605	498,005	1,379,866	2,745,293
その他の経費	B	5,881	13,415	38,548	118,348	255,124	756,877	1,482,024
歳出計（A＋B）	C	22,987	44,634	114,956	327,953	753,129	2,136,743	4,227,317
歳入（使用料・手数料・県支出金）	D	3,122	9,444	40,347	131,955	376,301	1,116,149	2,228,126
一般財源計（C－D）	E	19,865	35,190	74,609	195,998	376,828	1,020,594	1,999,191
単位当たり費用	Z（円）	19,865	11,352	5,527	4,450	2,967	2,707	2,655
Z／単位費用		4.464	2.551	1.242	1.000	0.667	0.608	0.597

（注）Aの各段階の給与費計には、報酬を含む。　　報酬：　193千円

第三表　段階補正係数算出表

世帯数	段階補正係数
～　3,100世帯	$\frac{1}{P}$（　1.64 P＋　2,827 ）
3,100 ～　13,500世帯	$\frac{1}{P}$（　0.86 P＋　5,245 ）
13,500 ～　44,000世帯	$\frac{1}{P}$（　0.89 P＋　4,840 ）
44,000 ～　127,000世帯	$\frac{1}{P}$（　0.49 P＋　22,440 ）
127,000 ～　377,000世帯	$\frac{1}{P}$（　0.58 P＋　11,010 ）
377,000世帯 ～	$\frac{1}{P}$（　0.58 P＋　11,010 ）

（注1）Ｐ＝当該団体の世帯数

（注2）段階補正係数が4.467を超えるときは、4.467とする。

第二項　密　度　補　正

人口密度の大小すなわち面積の相対的な広狭によって、徴税費は割高または割安になると考えられるので、人口密度による補正を適用する。

人口密度が450人未満のものについて第一表のとおり人口密度段階を定め、各段階ごとの所要一般財源を算出し、各段階の単位当たり費用を求めた。さらに各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として第二表の密度補正係数算出表を定めた。

第一表　密度段階別基準財政需要額算定内訳及び単位費用

（単位：千円）

経費等＼密度段階	450人	300人	150人	100人	50人	20人
給与費						
配置人員（人）	34	40	46	51	55	56
金額	124,052	143,261	165,756	181,765	194,571	197,772
需用費等	1,370	1,370	1,576	1,932	2,740	4,329
その他の経費	69,152	69,152	69,152	69,152	69,152	69,152
一　般　財　源　総　額	194,574	213,783	236,484	252,849	266,463	271,253
うち市町村の姿の変化に対応した交付税算定の見直しによる増加額	22,999	44,146	59,318	58,901	50,717	51,082
単位当たり費用　Ｚ（円）	4,450	4,859	5,375	5,747	6,056	6,165
Ｚ　／　単　位　費　用	1.000	1.092	1.208	1.291	1.361	1.385

(注)給与費の各段階には、報酬を含む。報酬：　193千円

第二表　密度補正係数算出表

人口密度	密度補正係数
50人未満	$\frac{1}{P}$（　1.34 P＋　1.0 ）
150人以上 100人未満	$\frac{1}{P}$（　1.22 P＋　7.0 ）
100人以上 150人未満	$\frac{1}{P}$（　1.05 P＋　24.0 ）
150人以上 300人未満	$\frac{1}{P}$（　0.97 P＋　36.0 ）
300人以上 450人未満	$\frac{1}{P}$（　0.82 P＋　81.0 ）

（注）Ｐ＝当該団体の人口密度

第三項　普 通 態 容 補 正

地域手当の級地区分に応じた行政質量差を反映させるものであり、次表のとおり、一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分に応じた共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えた率をもって普通態容補正係数とした。

地域手当の級地区分	共通係数 A	A×　給与費の率 0.640 B	B＋　給与費外率 0.360 C
１級地（旧１級地）	1.151	0.737	1.097
２級地（旧２級地）	1.122	0.718	1.078
２級地（旧３級地）	1.112	0.712	1.072
２級地（旧４級地）	1.105	0.707	1.067
２級地（旧５級地）	1.105	0.707	1.067
２級地（旧６級地）	1.077	0.689	1.049
２級地（旧７級地）	1.052	0.673	1.033
２級地（旧無級地）	1.026	0.657	1.017
３級地（旧２級地）	1.112	0.712	1.072
３級地（旧３級地）	1.105	0.707	1.067
３級地（旧４級地）	1.092	0.699	1.059
３級地（旧５級地）	1.085	0.694	1.054
３級地（旧６級地）	1.077	0.689	1.049
３級地（旧無級地）	1.026	0.657	1.017
４級地（旧４級地）	1.085	0.694	1.054
４級地（旧５級地）	1.070	0.685	1.045
４級地（旧６級地）	1.052	0.673	1.033
４級地（旧７級地）	1.042	0.667	1.027
４級地（旧無級地）	1.026	0.657	1.017
５級地（旧６級地）	1.035	0.662	1.022
５級地（旧７級地）	1.022	0.654	1.014
５級地（旧無級地）	1.012	0.648	1.008
無級地（旧７級地）	1.012	0.648	1.008
無級地（旧無級地）	0.997	0.638	0.998

（注）　補正係数が1.000未満となるものは1.000とする。

(参考)標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

	総額　A	特定財源　B	差引一般財源　A－B	
給与費（給与改善費含む）	209,605 千円	84,129 千円	125,476 千円	(0.640)
その他の経費	118,348 千円	47,826 千円	70,522 千円	(0.360)
合　　計	327,953 千円	131,955 千円	195,998 千円	(1.000)

第二節　戸籍住民基本台帳費

単位費用	1,170円	測定単位	戸籍数
	2,240円		世帯数

第一款　戸籍数を測定単位とするもの

戸籍住民基本台帳費のうち戸籍数を測定単位とするものに適用する補正は、段階補正、密度補正及び普通態容補正である。

寒冷補正係数は、算定方法の簡素化の観点から、地域振興費による一括適用としている。

算式　段階補正係数×密度補正係数×普通態容補正係数

第一項　段　階　補　正

戸籍数の分布状況を勘案して、第一表左欄のように段階区分を定め、それぞれについて単位費用算定の基礎に用いた標準団体の財政需要額の算定の例に準じて第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり各段階別に単位当たり費用を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　戸籍段階ごとの職員配置表

区分 / 戸籍段階	課　長	職　員　A	職　員　B	合　計
戸籍	人	人	人	人
1,100	－	－	0.3	0.3
3,600	－	－	0.9	0.9
5,800	－	0.2	1.2	1.4
11,900	－	0.9	1.5	2.4
23,800	－	1.4	3.6	5.0
41,000（標準団体）	－	3.0	5.0	8.0
58,000	－	4.0	7.0	11.0
119,000	1.0	7.0	13.0	21.0
357,000	1.0	21.0	34.0	56.0
701,000	2.0	41.0	69.0	112.0

第二表　戸籍段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

戸籍段階 / 経費区分	戸籍 1,100	戸籍 3,600	戸籍 5,800	戸籍 11,900	戸籍 23,800	戸籍 41,000（標準団体）	戸籍 58,000	戸籍 119,000	戸籍 357,000	戸籍 701,000
給与費	1,596	4,788	7,994	15,225	30,422	50,750	69,440	134,640	359,060	715,390
給与改善費	16	47	77	145	287	473	641	1,226	3,178	6,325
その他の経費	789	1,995	1,955	3,250	5,632	7,716	10,349	20,173	59,824	104,180
歳出計　A	2,401	6,830	10,026	18,620	36,341	58,939	80,430	156,039	422,062	825,895
歳入（使用料・手数料）　B	296	968	1,559	3,198	6,397	11,020	15,589	31,985	95,955	188,415
一般財源（A-B）　C	2,105	5,862	8,467	15,422	29,944	47,919	64,841	124,054	326,107	637,480
単位当たり費用　Z（円）	1,914	1,628	1,460	1,296	1,258	1,170	1,118	1,042	913	909
Z／単位費用	1.636	1.391	1.248	1.108	1.075	1.000	0.956	0.891	0.780	0.777

第三表　段階補正係数算出表

戸籍数			段階補正係数
	～	3,600戸籍	$\frac{1}{P}$（ 1.28 P＋ 397 ）
3,600	～	5,800戸籍	$\frac{1}{P}$（ 1.01 P＋ 1,369 ）
5,800	～	11,900戸籍	$\frac{1}{P}$（ 0.97 P＋ 1,601 ）
11,900	～	23,800戸籍	$\frac{1}{P}$（ 1.04 P＋ 768 ）
23,800	～	41,000戸籍	$\frac{1}{P}$（ 0.90 P＋ 4,100 ）
41,000	～	58,000戸籍	$\frac{1}{P}$（ 0.85 P＋ 6,150 ）
58,000	～	119,000戸籍	$\frac{1}{P}$（ 0.83 P＋ 7,310 ）
119,000	～	357,000戸籍	$\frac{1}{P}$（ 0.72 P＋ 20,400 ）
357,000戸籍	～		$\frac{1}{P}$（ 0.78 P＋ △ 1,020 ）

（注1）Ｐ＝当該団体の戸籍数

（注2）段階補正係数が1.641を超えるときは、1.641とする。

第二項　密　度　補　正

人口密度の大小すなわち面積の相対的な広狭によって、戸籍住民基本台帳関係経費は割高又は割安になると考えられるので、人口密度による補正を適用する。

人口密度が400人未満のものについて第一表左欄のとおり人口密度段階を定め、それぞれについて配置人員を想定し、各段階の所要一般財源を算出し、単位当たり費用を求めた。さらに各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として第二表の密度補正係数算出表を定めた。

第一表　人口密度段階ごとの財政需要額

区分／人口密度段階	所要一般財源 配置人員 a	所要一般財源 指数 a/8 b	所要一般財源 所要一般財源 47,919千円×b c	単位当たり費用 $\frac{c}{41,000戸籍}$ d	d/単位費用
人	人		千円	円	
400	8.0	1.000	47,919	1,170	1.000
300	8.3	1.038	49,716	1,213	1.037
200	8.6	1.075	51,513	1,256	1.074
150	8.8	1.100	52,711	1,286	1.099
100	9.0	1.125	53,909	1,315	1.124
50	9.2	1.150	55,107	1,344	1.149
20	9.4	1.175	56,305	1,373	1.174

第二表　密度補正係数算出表

人口密度	密度補正係数
50人未満	$\frac{1}{P}$（ 1.13 P＋ 1.0 ）
150人以上 100人未満	$\frac{1}{P}$（ 1.10 P＋ 2.5 ）
100人以上 150人未満	$\frac{1}{P}$（ 1.05 P＋ 7.5 ）
150人以上 200人未満	$\frac{1}{P}$（ 1.00 P＋ 15.0 ）
200人以上 300人未満	$\frac{1}{P}$（ 0.96 P＋ 23.0 ）
300人以上 400人未満	$\frac{1}{P}$（ 0.89 P＋ 44.0 ）

（注）Ｐ＝当該団体の人口密度

第三項　普 通 態 容 補 正

地域手当の級地区分に応じた行政質量差を反映させるものであり、次表のとおり、一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分に応じた共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えた率をもって普通態容補正係数とした。

地域手当の級地区分	共通係数 A	A× 給与費の率 0.869 B	B＋ 給与費外率 0.131 C
１級地（旧１級地）	1.151	1.001	1.132
２級地（旧２級地）	1.122	0.975	1.106
２級地（旧３級地）	1.112	0.967	1.098
２級地（旧４級地）	1.105	0.961	1.092
２級地（旧５級地）	1.105	0.961	1.092
２級地（旧６級地）	1.077	0.936	1.067
２級地（旧７級地）	1.052	0.915	1.046
２級地（旧無級地）	1.026	0.892	1.023
３級地（旧２級地）	1.112	0.967	1.098
３級地（旧３級地）	1.105	0.961	1.092
３級地（旧４級地）	1.092	0.949	1.080
３級地（旧５級地）	1.085	0.943	1.074
３級地（旧６級地）	1.077	0.936	1.067
３級地（旧無級地）	1.026	0.892	1.023
４級地（旧４級地）	1.085	0.943	1.074
４級地（旧５級地）	1.070	0.930	1.061
４級地（旧６級地）	1.052	0.915	1.046
４級地（旧７級地）	1.042	0.906	1.037
４級地（旧無級地）	1.026	0.892	1.023
５級地（旧６級地）	1.035	0.900	1.031
５級地（旧７級地）	1.022	0.888	1.019
５級地（旧無級地）	1.012	0.880	1.011
無級地（旧７級地）	1.012	0.880	1.011
無級地（旧無級地）	0.997	0.867	0.998

（注）　補正係数が1.000未満となるものは1.000とする。

(参考)標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

	一般財源	
給与費（給与改善費含む）	41,657 千円	(0.869)
そ の 他 の 経 費	6,262 千円	(0.131)
合　　計	47,919 千円	(1.000)

第二款　世帯数を測定単位とするもの

戸籍住民基本台帳費のうち世帯数を測定単位とするものに適用する補正は、段階補正、密度補正及び普通態容補正である。

寒冷補正係数は、算定方法の簡素化の観点から、地域振興費による一括適用としている。

算式　段階補正係数×密度補正係数×普通態容補正係数

第一項　段　階　補　正

世帯数の分布状況を勘案して、第一表左欄のように段階区分を定め、それぞれについて単位費用算定の基礎に用いた標準団体の財政需要額の算定の例に準じて第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり各段階別に単位当たり費用を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　世帯段階ごとの職員配置表

区分 / 世帯段階	課　長	職　員　A	職　員　B	合　計
世帯	人	人	人	人
1,000	－	－	0.6	0.6
3,100	－	－	1.6	1.6
5,100	－	0.5	1.5	2.0
13,500	－	1.4	3.0	4.4
25,000	1.0	2.2	4.3	7.5
44,000（標準団体）	1.0	4.0	8.0	13.0
63,000	1.0	6.0	11.0	18.0
127,000	1.0	11.0	23.0	35.0
377,000	2.0	23.0	75.0	100.0
753,000	3.0	34.0	168.0	205.0

第二表　世帯段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

世帯段階 / 経費区分	世帯 1,000	世帯 3,100	世帯 5,100	世帯 13,500	世帯 25,000	世帯 44,000 (標準団体)	世帯 63,000	世帯 127,000	世帯 377,000	世帯 753,000
給与費	3,192	8,512	12,005	27,230	49,716	83,890	115,950	220,040	602,410	1,194,850
給与改善費	34	87	121	266	462	752	1,011	1,875	4,934	9,543
その他の経費	5,915	9,786	14,551	28,902	32,544	41,535	47,646	87,835	219,372	350,781
歳出計　A	9,141	18,385	26,677	56,398	82,722	126,177	164,607	309,750	826,716	1,555,174
歳入(使用料・手数料)　B	625	1,936	3,185	8,431	15,614	27,480	39,346	79,317	235,454	470,283
一般財源(A-B)　C	8,516	16,449	23,492	47,967	67,108	98,697	125,261	230,433	591,262	1,084,891
単位当たり費用　Z(円)	8,516	5,306	4,606	3,553	2,684	2,240	1,988	1,814	1,568	1,441
Z／単位費用	3.802	2.369	2.056	1.586	1.198	1.000	0.888	0.810	0.700	0.643

第三表　段階補正係数算出表

世帯数			段階補正係数
	～	3,100世帯	$\frac{1}{P}$（ 1.69 P＋ 2,111 ）
3,100	～	5,100世帯	$\frac{1}{P}$（ 1.58 P＋ 2,452 ）
5,100	～	13,500世帯	$\frac{1}{P}$（ 1.30 P＋ 3,880 ）
13,500	～	25,000世帯	$\frac{1}{P}$（ 0.74 P＋ 11,440 ）
25,000	～	44,000世帯	$\frac{1}{P}$（ 0.74 P＋ 11,440 ）
44,000	～	63,000世帯	$\frac{1}{P}$（ 0.63 P＋ 16,280 ）
63,000	～	127,000世帯	$\frac{1}{P}$（ 0.73 P＋ 9,980 ）
127,000	～	377,000世帯	$\frac{1}{P}$（ 0.64 P＋ 21,410 ）
377,000世帯	～		$\frac{1}{P}$（ 0.59 P＋ 40,260 ）

（注1）Ｐ＝当該団体の世帯数

（注2）段階補正係数が3.801を超えるときは、3.801とする。

第二項　密　度　補　正

人口密度の大小すなわち面積の相対的な広狭によって、戸籍住民基本台帳関係経費は割高又は割安になると考えられるので、人口密度による補正を適用する。

人口密度が400人未満のものについて第一表左欄のとおり人口密度段階を定め、それぞれについて配置人員を想定し、各段階の所要一般財源を算出し、単位当たり費用を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として第二表の密度補正係数算出表を定めた。

第一表　人口密度段階ごとの財政需要額

区分／人口密度段階	所要一般財源			単位当たり費用	d/単位費用
	配置人員	指数	所要一般財源	c／44,000世帯	
	a	a/14 b	98,697千円×b c	d	
人	人		千円	円	
400	14.0	1.000	98,697	2,240	1.000
300	14.6	1.043	102,941	2,340	1.045
200	15.2	1.086	107,185	2,436	1.088
150	15.5	1.107	109,258	2,483	1.108
100	15.8	1.129	111,429	2,532	1.130
50	16.1	1.150	113,502	2,580	1.152
20	16.4	1.171	115,574	2,627	1.173

第二表　密度補正係数算出表

人口密度	密度補正係数
50人未満	$\frac{1}{P}$（ 1.13 P＋ 1.0）
50人未満 100人未満	$\frac{1}{P}$（ 1.11 P＋ 2.0）
100人以上 150人未満	$\frac{1}{P}$（ 1.07 P＋ 6.0）
150人以上 200人未満	$\frac{1}{P}$（ 1.03 P＋ 12.0）
200人以上 300人未満	$\frac{1}{P}$（ 0.95 P＋ 28.0）
300人以上 400人未満	$\frac{1}{P}$（ 0.87 P＋ 52.0）

（注）Ｐ＝当該団体の人口密度

第三項　普 通 態 容 補 正

地域手当の級地区分に応じた行政質量差を反映させるものであり、次表のとおり、一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分に応じた共通係数を乗じて得た率に給与費以外の率を加えた率をもって普通態容補正係数とした。

地域手当の級地区分	共通係数 A	A× 給与費の率 0.671 B	B＋ 給与費外率 0.329 C
１級地（旧１級地）	1.151	0.773	1.102
２級地（旧２級地）	1.122	0.753	1.082
２級地（旧３級地）	1.112	0.747	1.076
２級地（旧４級地）	1.105	0.742	1.071
２級地（旧５級地）	1.105	0.742	1.071
２級地（旧６級地）	1.077	0.723	1.052
２級地（旧７級地）	1.052	0.706	1.035
２級地（旧無級地）	1.026	0.689	1.018
３級地（旧２級地）	1.112	0.747	1.076
３級地（旧３級地）	1.105	0.742	1.071
３級地（旧４級地）	1.092	0.733	1.062
３級地（旧５級地）	1.085	0.728	1.057
３級地（旧６級地）	1.077	0.723	1.052
３級地（旧無級地）	1.026	0.689	1.018
４級地（旧４級地）	1.085	0.728	1.057
４級地（旧５級地）	1.070	0.718	1.047
４級地（旧６級地）	1.052	0.706	1.035
４級地（旧７級地）	1.042	0.700	1.029
４級地（旧無級地）	1.026	0.689	1.018
５級地（旧６級地）	1.035	0.695	1.024
５級地（旧７級地）	1.022	0.686	1.015
５級地（旧無級地）	1.012	0.679	1.008
無級地（旧７級地）	1.012	0.679	1.008
無級地（旧無級地）	0.997	0.669	0.998

（注）　補正係数が1.000未満となるものは1.000とする。

(参考)標準団体の一般財源中に占める給与費(一般財源)の割合

	一般財源	
給与費（給与改善費含む）	66,262 千円	(0.671)
そ の 他 の 経 費	32,435 千円	(0.329)
合　　計	98,697 千円	(1.000)

第三節　地 域 振 興 費

単位費用	（人口）	1,960円	測定単位	人口
	（面積）	1,030,000円		面積

第一款　人口を測定単位とするもの

地域振興費のうち人口を測定単位とするものについて適用する補正は、段階補正Ⅰ、段階補正Ⅱ、段階補正Ⅲ、密度補正Ⅰ、密度補正Ⅱ、密度補正Ⅲ、密度補正Ⅳ、普通態容補正Ⅰ、普通態容補正Ⅱ、普通態容補正Ⅲ(隔遠地補正)、経常態容補正、投資補正、事業費補正、寒冷補正、人口急増補正及び数値(人口)急減補正である。

算式　(段階補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅰ係数) × 0.7748 ＋ (密度補正Ⅰ係数－1) ＋ (密度補正Ⅲ係数－1) ＋ (密度補正Ⅳ係数－1) ＋ (普通態容補正Ⅱ係数) ＋ (普通態容補正Ⅲ係数－1) ＋ 経常態容補正係数 ＋ (投資補正係数－1) ＋ (事業費補正係数－1) ＋ (寒冷補正係数－1) ＋ (人口急増補正係数－1) ＋ (数値(人口)急減補正係数－1) ＋ 段階補正Ⅱ係数 × 0.1806 ＋ (段階補正Ⅲ係数×密度補正Ⅱ係数) × 0.0446

0.7748： 単位費用中、消費者行政推進費、地方創生のための取組に要する経費及び住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援以外にかかる割合

0.1806： 単位費用中、消費者行政推進費及び地方創生のための取組に要する経費にかかる割合

0.0446： 単位費用中、住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援にかかる割合

第一項　段　階　補　正

1　段階補正Ⅰ

人口の段階を第一表左欄のように定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の財政需要額の算定の例により第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用（第二表中Ｚ）を求めた。更に、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　人口段階ごとの職員配置表

区分 / 人口段階	課　長	職　員　A	職　員　B	合　計
千人	人	人	人	人
4	－	0.4	0.7	1.1
8	－	0.5	0.9	1.4
12	－	0.5	1.1	1.6
20	－	0.7	1.4	2.1
30	－	1.0	2.0	3.0
100 （標準団体）	1.0	2.0	4.0	7.0
250	2.0	5.0	11.0	18.0
400	3.0	8.0	15.0	26.0
1,000	5.0	14.0	28.0	47.0
2,000	6.0	30.0	61.0	97.0

各人口段階経費は、以下のとおり分類している。

第二表　人口段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

人口段階 ＼ 経費区分	人 1,000	4,000	8,000	12,000	20,000	30,000	100,000 (標準団体)	250,000	400,000	1,000,000	2,000,000
給与費		6,944	8,813	9,877	13,083	18,690	46,510	117,030	171,590	307,310	620,800
給与改善費		80	101	113	150	215	534	1,344	1,970	3,528	7,127
その他の経費		13,398	20,208	23,993	31,205	38,037	104,788	204,835	302,098	639,245	1,132,593
一般財源計	8,011	20,422	29,122	33,983	44,438	56,942	151,832	323,209	475,658	950,083	1,760,520
単位当たり費用Z（円）	8,011	5,106	3,640	2,832	2,222	1,898	1,520	1,293	1,189	950	880
Z／単位費用	5.270	3.359	2.395	1.863	1.462	1.249	1.000	0.851	0.782	0.625	0.579

第三表　段階補正係数算出表

人　口	段階補正係数
～ 4千人	$\frac{1}{P}$（ 2.72 P＋ 2,560 ）
4 ～ 8千人	$\frac{1}{P}$（ 1.43 P＋ 7,720 ）
8 ～ 12千人	$\frac{1}{P}$（ 0.79 P＋ 12,840 ）
12 ～ 20千人	$\frac{1}{P}$（ 0.86 P＋ 12,000 ）
20 ～ 30千人	$\frac{1}{P}$（ 0.85 P＋ 12,200 ）
30 ～ 100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.89 P＋ 11,000 ）
100 ～ 250千人	$\frac{1}{P}$（ 0.75 P＋ 25,000 ）
250 ～ 400千人	$\frac{1}{P}$（ 0.67 P＋ 45,000 ）
400 ～ 1,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.52 P＋ 105,000 ）
1,000千人 ～	$\frac{1}{P}$（ 0.53 P＋ 95,000 ）

（注）Ｐ＝当該団体の人口

2　段階補正Ⅱ

単位費用中の消費者行政推進費及び地方創生のための取組に要する経費について、他の経費と分別して段階補正を行うために適用するものであり、以下のとおり補正係数を算出した。

第一表　人口段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

人口段階 ＼ 経費区分	人 1,000	4,000	8,000	12,000	20,000	30,000	100,000 (標準団体)	250,000	400,000	1,000,000	2,000,000
消費者行政推進費	1,144	2,132	3,191	3,736	4,850	6,055	16,400	35,222	52,395	110,588	194,551
地方創生の取組に要する経費	6,650	7,600	8,550	9,500	10,450	11,400	19,000	24,700	32,300	39,900	49,400
一般財源計	7,794	9,732	11,741	13,236	15,300	17,455	35,400	59,922	84,695	150,488	243,951
単位当たり費用Z（円）	7,794	2,433	1,468	1,103	765	582	350	240	212	150	122
Z／単位費用	22.269	6.951	4.194	3.151	2.186	1.663	1.000	0.686	0.606	0.429	0.349

第二表　段階補正係数算出表

人　口	段階補正係数
～ 4千人	$\frac{1}{P}$（ 1.85 P＋ 20,420 ）
4 ～ 8千人	$\frac{1}{P}$（ 1.43 P＋ 22,100 ）
8 ～ 12千人	$\frac{1}{P}$（ 1.06 P＋ 25,060 ）
12 ～ 20千人	$\frac{1}{P}$（ 0.74 P＋ 28,900 ）
20 ～ 30千人	$\frac{1}{P}$（ 0.59 P＋ 31,900 ）
30 ～ 100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.72 P＋ 28,000 ）
100 ～ 250千人	$\frac{1}{P}$（ 0.48 P＋ 52,000 ）
250 ～ 400千人	$\frac{1}{P}$（ 0.47 P＋ 54,500 ）
400 ～ 1,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.31 P＋ 118,500 ）
1,000千人 ～	$\frac{1}{P}$（ 0.27 P＋ 158,500 ）

（注１）Ｐ＝当該団体の人口

（注２）段階補正係数が20.000を超えるときは、20.000とする。

3　段階補正Ⅲ

単位費用中の住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援について、他の経費と分別して段階補正を行うために適用するものであり、以下のとおり補正係数を算出した。

第一表　人口段階ごとの財政需要額

（単位：千円）

人口段階 ＼ 経費区分	人 1,000	4,000	8,000	12,000	20,000	30,000	100,000 (標準団体)	250,000	400,000	1,000,000	2,000,000
住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援	1,223	2,446	3,146	3,496	4,545	5,243	8,739	12,235	12,235	12,235	12,235
一般財源計	1,223	2,446	3,146	3,496	4,545	5,243	8,739	12,235	12,235	12,235	12,235
単位当たり費用Z（円）	1,223	612	393	291	227	175	90	49	31	12	6
Z／単位費用	13.589	6.800	4.367	3.233	2.522	1.944	1.000	0.544	0.344	0.133	0.067

第二表　段階補正係数算出表

人　口	段階補正係数
～ 4千人	$\frac{1}{P}$（ 4.54 P＋ 9,040 ）
4 ～ 8千人	$\frac{1}{P}$（ 1.93 P＋ 19,480 ）
8 ～ 12千人	$\frac{1}{P}$（ 0.97 P＋ 27,160 ）
12 ～ 20千人	$\frac{1}{P}$（ 1.45 P＋ 21,400 ）
20 ～ 30千人	$\frac{1}{P}$（ 0.76 P＋ 35,200 ）
30 ～ 100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.60 P＋ 40,000 ）
100 ～ 250千人	$\frac{1}{P}$（ 0.24 P＋ 76,000 ）
250 ～ 400千人	$\frac{1}{P}$（ 0.01 P＋ 133,500 ）
400 ～ 1,000千人	$\frac{1}{P}$（ △ 0.01 P＋ 141,500 ）
1,000千人 ～	$\frac{1}{P}$（ 0.00 P＋ 131,500 ）

（注）Ｐ＝当該団体の人口

第二項　密　度　補　正

1　密度補正Ⅰ

密度補正Ⅰは、米軍及び自衛隊の基地が所在することによる財政需要について、米軍人口及び基地面積に応じて算入するものである。前者は、米軍人口が国勢調査の対象外であるため、人口を測定単位とする費目(消防費、清掃費等)においてその財政需要が反映されていなかったもの等人口に比例する経費を算入するものであり、後者は、基地が所在することに関連する渉外事務や防音施設の維持管理等の財政需要について算入するものである。

算　　式

$$(\text{密度補正Ⅰ係数}-1)=\frac{\text{B}\times\ 67\text{千円}\ +(\text{C}\times\ \ 6,200\text{千円}\ +\text{D}\times\ \ 800\text{千円}\ )\times\alpha}{\text{A}\times\ 1,960\text{円}}$$

$$=\frac{\text{B}\times\ 34.184\ +(\text{C}\times\ \ 3,163.3\ +\text{D}\times\ \ 408.2\ )\times\alpha}{\text{A}}$$

算式の符号

A： 測定単位の数値

B： 合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族の数として総務大臣が通知した数

C： 合衆国軍隊の用に供する土地の面積として総務大臣が通知した数

D： 自衛隊の用に供する土地の面積として総務大臣が通知した数

67千円： 合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族の数１人当たり単価

6,200千円： 合衆国軍隊の用に供する土地の面積１㎢当たり単価

800千円： 自衛隊の用に供する土地の面積１㎢当たり単価

1,960円： 単位費用

α： ＣとＤの合計数を総面積で除して得た数が

0.300未満の場合は		1.0
0.300以上	0.400未満の場合は	1.1
0.400以上	0.500未満の場合は	1.2
0.500以上	0.600未満の場合は	1.3
0.600以上	0.700未満の場合は	1.5
0.700以上	0.800未満の場合は	2.0
0.800以上の場合は		3.0

2　密度補正Ⅱ

密度補正Ⅱは、住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に係る財政需要について、人口密度に応じて算入するものである。

密度補正Ⅱ係数算出表

人　　口	密度補正係数
450人以上	$\frac{1}{\text{P}}$（ 1.00 P＋ 0.0 ）
300人以上 450人未満	$\frac{1}{\text{P}}$（ -3.48 P＋ 2,016.0 ）
150人以上 300人未満	$\frac{1}{\text{P}}$（ 0.39 P＋ 855.0 ）
100人以上 150人未満	$\frac{1}{\text{P}}$（ 1.58 P＋ 676.5 ）
50人以上 100人未満	$\frac{1}{\text{P}}$（ 8.35 P－ 0.5 ）
50人未満	$\frac{1}{\text{P}}$（ 8.34 P＋ 0.0 ）

（注） Ｐ＝当該団体の人口密度

3　密度補正Ⅲ

密度補正Ⅲは、標準団体に算入されている外国青年招致人員等を基準として、需要額を割増しするために適用するものであり、算定方法は次のとおりである。

算　　式

$$（密度補正Ⅲ係数－1）＝\frac{B\times\ 6,470千円\ \times\ 0.8}{A\times\ 1,960円}$$

算式の符号

A：測定単位の数値

B：外国青年招致人員並びに外国自治体との自治体間交流及び外国自治体等との各種分野における交流に基づいて招致した外国籍職員

4　密度補正Ⅳ

密度補正Ⅳは、標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドの利用料等について、ガバメントクラウドへの移行状況に応じて算定するものであり、算定方法は次のとおりである。

算　　式

$$（密度補正Ⅳ係数－1）＝\frac{6,817千円\ \times\ （B\times C）\ \times\ \alpha}{A\times\ 1,960円}$$

※（B×C）は小数点以下3位未満四捨五入。

算式の符号

A：測定単位の数値

B：ガバメントクラウドを利用する業務システム数

C：ガバメントクラウドを利用する業務システムの平均年間稼働率

α：人口規模に応じた係数

算定方法は、次のとおりである。

（A×人口規模に応じた補正率）／100,000人（標準団体の人口）

※「（A×人口規模に応じた補正率）」は整数未満四捨五入。

※「（A×人口規模に応じた補正率）／100,000人（標準団体の人口）」は小数点以下５位未満四捨五入。

人口規模に応じた補正率

人　　口			係　　数			
	～	4千人	1／P	（	4.60 P＋	11,400 ）
4	～	8千人	1／P	（	3.02 P＋	17,720 ）
8	～	12千人	1／P	（	△ 0.61 P＋	46,760 ）
12	～	20千人	1／P	（	1.47 P＋	21,800 ）
20	～	30千人	1／P	（	△ 0.44 P＋	60,000 ）
30	～	100千人	1／P	（	0.76 P＋	24,000 ）
100	～	250千人	1／P	（	0.90 P＋	10,000 ）
250	～	400千人	1／P	（	0.77 P＋	42,500 ）
400	～	1,000千人	1／P	（	0.70 P＋	70,500 ）
1,000	～	2,000千人	1／P	（	0.48 P＋	290,500 ）
2,000	～	4,000千人	1／P	（	0.00 P＋	1,250,500 ）
4,000千人	～		1／P	（	△ 0.17 P＋	1,930,500 ）

第三項　普 通 態 容 補 正 Ⅰ

地域手当の級地区分ごとの行政質量差と種地ごとの行政質量差を反映させるものであり、第一表のとおり、一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分ごとの共通係数を乗じて得た率に、第二表の種地ごとの個別係数(物件費及び設備費等の差を考慮した率)及び1.000を加えた率をもって普通態容補正Ⅰ係数とした。

なお、行政区を有する指定都市にあっては、そのために割高となる経費を見込むための係数を、連携中枢都市圏構想推進要綱における連携中枢都市にあっては、連携中枢都市圏形成の取組に係る経費を見込むための係数を加算して補正係数としている。

また、平成21年度から消防費、公園費(人口)、下水道費、清掃費の地域手当の級地区分ごとの一般行政質量差を含めて、一括して補正することとしている。

第一表　地域手当の級地区分による係数算出表

地域手当の級地区分	共通係数 A	(A-1.000)× 11.112 B
1級地（旧1級地）	1.151	1.678
2級地（旧2級地）	1.122	1.356
2級地（旧3級地）	1.112	1.245
2級地（旧4級地）	1.105	1.167
2級地（旧5級地）	1.105	1.167
2級地（旧6級地）	1.077	0.856
2級地（旧7級地）	1.052	0.578
2級地（旧無級地）	1.026	0.289
3級地（旧2級地）	1.112	1.245
3級地（旧3級地）	1.105	1.167
3級地（旧4級地）	1.092	1.022
3級地（旧5級地）	1.085	0.945
3級地（旧6級地）	1.077	0.856
3級地（旧無級地）	1.026	0.289
4級地（旧4級地）	1.085	0.945
4級地（旧5級地）	1.070	0.778
4級地（旧6級地）	1.052	0.578
4級地（旧7級地）	1.042	0.467
4級地（旧無級地）	1.026	0.289
5級地（旧6級地）	1.035	0.389
5級地（旧7級地）	1.022	0.244
5級地（旧無級地）	1.012	0.133
無級地（旧7級地）	1.012	0.133
無級地（旧無級地）	0.997	△ 0.033

第二表　種地区分による係数算出表

種地			個別係数	補正係数算式
Ⅰ	10	a	19.225	0.034920　X＋ -13.9490
		b	8.946	0.062840　X＋ -50.7520
Ⅰ	9		7.614	0.026640　X＋ -16.3620
Ⅰ	8		6.923	0.013820　X＋ -4.8240
Ⅰ	7	a	5.485	0.014380　X＋ -5.3000
		b	1.819	0.006150　X＋ -2.7935
Ⅰ	6	a	3.824	0.016610　X＋ -6.9725
		b	1.254	0.005650　X＋ -2.4185
Ⅰ	5		0.602	0.006520　X＋ -2.9840
Ⅰ	4		0.000	0.006020　X＋ -2.7090
Ⅰ	3		△ 0.188	0.001880　X＋ -0.8460
Ⅰ	2		△ 0.483	0.001967　X＋ -0.8764
Ⅰ	1		△ 0.675	0.001920　X＋ -0.8670
Ⅱ	10		0.899	0.003940　X＋ -2.8440
Ⅱ	9		0.712	0.003740　X＋ -2.6540
Ⅱ	8		0.612	0.002000　X＋ -1.0880
Ⅱ	7		0.464	0.002960　X＋ -1.9040
Ⅱ	6		0.313	0.003020　X＋ -1.9520
Ⅱ	5		0.244	0.001380　X＋ -0.7220
Ⅱ	4		△ 0.130	0.003740　X＋ -2.3740
Ⅱ	3		△ 0.378	0.002480　X＋ -1.6180
Ⅱ	2		△ 0.801	0.002820　X＋ -1.7880
Ⅱ	1		△ 1.073	0.001554　X＋ -1.3450

(注1)　第一表により算出した係数、第二表により算出した係数及び1.000を合算した係数が1.000未満となるものは1.000とする。

(注2)　Xは市町村の評点である。

第四項　普 通 態 容 補 正 Ⅱ

種地区分による投資的経費に係る増嵩財政需要額を算入するものであり、次のとおり補正率を定めた。

種地		補正係数算式			
Ⅰ	10		0.000300	Ｘ＋	-0.0130
Ⅰ	9		0.000200	Ｘ＋	0.0810
Ⅰ	8		0.000300	Ｘ＋	-0.0090
Ⅰ	7	政令市	0.000230	Ｘ＋	0.0505
		中核市	0.000160	Ｘ＋	0.0970
		特例市	0.000170	Ｘ＋	0.0845
		その他	0.000160	Ｘ＋	0.0770
Ⅰ	6	政令市	0.000130	Ｘ＋	0.1255
		中核市	0.000110	Ｘ＋	0.1345
		特例市	0.000110	Ｘ＋	0.1295
		その他	0.000120	Ｘ＋	0.1070
Ⅰ	5	中核市	0.000130	Ｘ＋	0.1215
		特例市	0.000130	Ｘ＋	0.1165
		その他	0.000120	Ｘ＋	0.1070
Ⅰ	4	中核市	0.000220	Ｘ＋	0.0720
		特例市	0.000220	Ｘ＋	0.0670
		その他	0.000230	Ｘ＋	0.0465
Ⅰ	3		0.000110	Ｘ＋	0.1005
Ⅰ	2		0.000100	Ｘ＋	0.1040
Ⅰ	1		0.000180	Ｘ＋	0.0880
Ⅱ	10	中核市	0.000320	Ｘ＋	-0.0730
		特例市	0.000320	Ｘ＋	-0.0780
		その他	0.000320	Ｘ＋	-0.0940
Ⅱ	9	中核市	0.000340	Ｘ＋	-0.0920
		特例市	0.000360	Ｘ＋	-0.1160
		その他	0.000340	Ｘ＋	-0.1130
Ⅱ	8	中核市	0.000160	Ｘ＋	0.0700
		特例市	0.000140	Ｘ＋	0.0820
		その他	0.000160	Ｘ＋	0.0490
Ⅱ	7	中核市	0.000080	Ｘ＋	0.1380
		特例市	0.000080	Ｘ＋	0.1330
		その他	0.000080	Ｘ＋	0.1170
Ⅱ	6		0.000080	Ｘ＋	0.1170
Ⅱ	5		0.000080	Ｘ＋	0.1170
Ⅱ	4		0.000160	Ｘ＋	0.0610
Ⅱ	3		0.000140	Ｘ＋	0.0730
Ⅱ	2		0.000133	Ｘ＋	0.0765
Ⅱ	1		0.000246	Ｘ＋	0.0370

第五項　普通態容補正Ⅲ（隔遠地補正）

隔遠地補正係数は、当該隔遠地市町村について算定される「級地による補正率ア」に「人口段階による補正率」及び「人口の減少数による補正率」を乗じて得た率に「級地による補正率イ」、「属島に係る補正率」及び1.000を加えたものである。

なお、隔遠地補正の算出方法については、第一部共通事項の第五項態容補正・その一普通態容補正・Ⅲ隔遠地補正の項を参照のこと。

1　級地による補正率ア

隔遠地市町村の級地ごとに増加財政需要額を算定し、当該増加経費の標準団体一般財源所要額195,971千円に対する割合をもって「級地による補正率ア」とした。

その算出過程は第一表のとおりであるが、この場合、一般職員の県内旅費の回数は、総数410回、そのうち会議等により宿泊日数が増加することとなる旅行は130回としている。

級　　地		1	2	3	4	5	6
○本土							
1　役場所在地から県庁所在地		(2泊3日の市町村)					
までの鉄道距離(km)	A	150	200	400	600	800	1,000
2　Aに係る点数(点)	B	80	100	220	400	530	680
3　増加経費(千円)							
ア　旅費							
職員分		10,499	11,121	19,311	27,331	28,094	34,911
特別職分		1,911	2,178	7,762	10,336	13,870	16,805
計		12,410	13,299	27,073	37,667	41,964	51,716
イ　通信運搬費		281	707	2,355	5,543	8,604	21,219
ウ　その他の経費		57,532	85,587	175,301	306,716	447,636	566,309
計	C	70,223	99,593	204,729	349,926	498,204	639,244
4　役場所在地から支庁までの							
距離(km)	D	－	70	130	200	270	400
5　Dに係る点数(点)	E	－	30	90	120	180	210
6　増加経費（千円）							
旅費、通信運搬費等	F	－	12,822	17,661	24,285	28,752	37,582
増加経費合計C＋F	G	70,223	112,415	222,390	374,211	526,956	676,826
補正率　　G／195,971千円		0.358	0.574	1.135	1.910	2.689	3.454
点数合計(点)B＋E		80	130	310	520	710	890
○離島							
7　増加経費(千円)							
ア　旅費、通信運搬費	H	133,007	212,970	421,291	708,823	998,039	1,281,945
イ　ごみ・し尿収集運搬							
に係る増加経費	I	226,721	226,721	226,721	226,721	226,721	226,721
ウ　消防に係る増加経費	J	234,386	234,386	234,386	234,386	234,386	234,386
エ　社会教育関係経費	K	30,292	30,292	30,292	30,292	30,292	30,292
オ　保健福祉関係経費	L	284,180	284,180	284,180	284,180	284,180	284,180
カ　その他の経費	M	27,500	40,910	83,793	146,609	213,968	270,693
増加経費合計G＋H＋I＋J＋K＋L＋M	N	1,006,309	1,141,874	1,503,053	2,005,222	2,514,542	3,005,043
補正率　　N／195,971千円		5.135	5.827	7.670	10.232	12.831	15.334

(注)「ウ　その他の経費」はへき地学校における給食の実施に要する経費の不足額等による増加経費である。

2　人口段階による補正率

隔遠地補正による算入経費について、測定単位の数値の増減に応じて逓減又は逓増する率を定めて係数とし、これを級地による補正率に乗ずることによって、隔遠地補正による増加需要額を的確に算定しようとするものであり、その方法は、標準団体における隔遠地補正算入経費相当額112,415千円(本土における２級地の場合)を、第一表のとおり段階ごとに算定し、それぞれの段階ごとの単位当たり費用を基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表

人口段階	単位費用
千人	円
1	7,170
2	6,940
4	4,929
12	2,248
20	1,440
30	1,190
100	1,124

第二表　段階補正係数算出表

人　　口	段階補正係数
～　2千人	$\frac{1}{P}$（ 5.96 P＋ 420 ）
2 ～　4千人	$\frac{1}{P}$（ 2.59 P＋ 7,160 ）
4 ～　12千人	$\frac{1}{P}$（ 0.81 P＋ 14,280 ）
12 ～　20千人	$\frac{1}{P}$（ 0.20 P＋ 21,600 ）
20 ～　30千人	$\frac{1}{P}$（ 0.65 P＋ 12,600 ）
30 ～　100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.97 P＋ 3,000 ）
100千人 ～	$\frac{1}{P}$（ 1.00 P＋ 0 ）

(注) P＝当該団体の人口

3　人口減少による補正率

人口の減少による増加需要額の激変を緩和するため、次の算式により、激変緩和措置を講じている。

算　　式

$$\frac{(B-A)\times 0.1}{A} + 1$$

（Ｂ－Ａが負数となる団体の補正率は1.000とする。）

算式の符号

Ａ： 令和２年国勢調査人口

Ｂ： 平成27年国勢調査人口

0.1： 復元率

4　級地による補正イ

隔遠地市町村の級地ごとに増加財政需要額(投資的経費)を算定し、当該増加経費の標準団体一般財源所要額195,971千円に対する割合をもって「級地による補正イ」とした。

級　　地		1	2	3	4	5	6
○本土							
1　役場所在地から県庁所在地		(2泊3日の市町村)					
までの鉄道距離(km)	A	150	200	400	600	800	1,000
2　Aに係る点数(点)	B	80	100	220	400	530	680
3　増加経費(千円)	C	25,714	46,140	94,651	155,924	218,294	279,204
補正率　C／195,971千円	D	0.131	0.235	0.483	0.796	1.114	1.425
○離島							
4　増加経費(千円)	E	41,142	73,824	151,442	249,478	349,270	446,726
5　増加経費合計C＋E	F	66,856	119,964	246,093	405,402	567,564	725,930
補正率　F／195,971千円	G	0.341	0.612	1.256	2.069	2.896	3.704

5　属島に係る補正率

属島(当該市町村役場がある島以外(役場が本土にある場合は本土以外)の島しょ)に係る増加需要額について、次の算式により算入している。

算　　式

$$\frac{B\times 70{,}000\text{円} + C\times 650\text{千円}}{A\times 1{,}960\text{円}}$$

算式の符号

Ａ： 測定単位の数値

Ｂ： 島しょ人口（令和２年国勢調査人口）

Ｃ： 島しょの数として総務大臣が通知した数

第六項　経 常 態 容 補 正

合併団体の支所が、住民サービスの維持・向上、コミュニティの維持管理や災害対応等に重要な役割を果たしていることに着目し、平成11年4月以降に合併した市町村の支所に要する経費を措置するため、所管区域人口及び本庁からの距離を勘案した経常態容補正を設けることとし、一本算定にのみ適用する。

算　　式

$$\text{経常態容補正係数} = \frac{\text{B}}{\text{A}\times 1,960\text{円}}$$

算式の符号

Ａ： 測定単位の数値

Ｂ： 合併関係市町村（新市町村の市町村役場及び政令市の区役所が所在する合併関係市町村を除く。）ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算　　式

33,000円×Ｃ×Ｄ×Ｅ

算式の符号

33,000円： 標準的な支所（所管区域人口8,000人、本庁からの距離16km）の単位当たり費用

Ｃ： 合併関係市町村の人口

Ｄ： 人口段階による補正率

所管区域人口段階を第一表上欄のように定め、それぞれについて職員数及び所要経費を積算して、各段階における単位当たり費用（第一表中Ｚ）を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と標準的な支所の単位費用の比を求め、これを基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　人口段階ごとの職員数及び財政需要額

（単位：千円）

人口段階 ＼ 区分	人口 1,000	4,000	8,000 (標準支所)	12,000	20,000	30,000	50,000
課長	1	2	2	3	3	4	4
職員Ａ	3	4	5	6	7	9	9
職員Ｂ	7	10	15	16	20	24	24
給与費	71,330	104,850	139,898	162,656	192,323	239,367	239,367
その他の経費	60,169	91,199	124,045	128,796	142,359	162,180	191,004
一般財源計	131,499	196,049	263,943	291,452	334,682	401,547	430,371
単位当たり費用Ｚ（円）	131,499	49,012	33,000	24,288	16,734	13,385	8,607
Ｚ／標準的な支所の単位当たり費用	3.985	1.485	1.000	0.736	0.507	0.406	0.261

(注)その他の経費は、支所の維持管理費、コミュニティ経費、情報管理費等

第二表　人口段階ごとの補正率算出表

人口	人口段階ごとの補正率
～ 4千人	$\frac{1}{\text{P}}$（ 0.66 Ｐ＋ 3,320 ）
4 ～ 8千人	$\frac{1}{\text{P}}$（ 0.51 Ｐ＋ 3,920 ）
8 ～ 12千人	$\frac{1}{\text{P}}$（ 0.21 Ｐ＋ 6,320 ）
12 ～ 20千人	$\frac{1}{\text{P}}$（ 0.16 Ｐ＋ 6,920 ）
20 ～ 30千人	$\frac{1}{\text{P}}$（ 0.20 Ｐ＋ 6,120 ）
30千人 ～	$\frac{1}{\text{P}}$（ 0.05 Ｐ＋ 10,620 ）

（注1） Ｐ＝合併関係市町村の人口

（注2） 段階補正係数が3.980を超えるときは、3.980とする。

Ｅ： 本庁からの距離段階による補正率

令和７年４月１日現在における、市町村役場（指定都市にあっては、区役所とする。）の所在地（町村役場が他の市町村の区域に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第411条の規定により令和６年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点に町村役場が所在するものとみなす。）と合併の日の前日における当該合併関係市町村の市町村役場（以下「旧市町村役場」という。）の所在地（新市町村に編入された区域に旧市町村役場が所在していなかった場合には、当該区域のうち地方税法第411条の規定により令和６年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点に旧市町村役場が所在していたものとみなす。）との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む。）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、水路を含む場合にあっては、その距離を２倍として計算した距離とする。）に応じて、第三表のとおり距離段階による補正率を定めた。

第三表　距離段階による補正率算出表

距離			距離段階による補正率		
	～	16km	0.00000	D＋	1.00
16	～	24km	0.02875	D＋	0.54
24	～	32km	0.05250	D＋	△ 0.03
32	～	48km	0.00750	D＋	1.41
48km	～		0.02125	D＋	0.76

（注1）D＝本庁からの距離

（注2）第三表により算出した係数が1.797を超えるときは、1.797とする。

第七項　投　資　補　正

投資補正については、投資補正(1)の人口段階区分に応ずる率及び投資補正(2)の率を加算することとしている(算出結果又は算出過程において小数点以下第３位未満を四捨五入する。)。

(1) 投資補正γ_1

① 人口500万人以上の市町村

$$\gamma_1 = \frac{1}{(\text{単位費用}=1,960\text{円}) \times (\text{人口}=A)} \times (\quad 6,519\text{円} \times A)$$

② 人口200万人以上500万人未満の市町村

$$\gamma_1 = \frac{1}{(\text{単位費用}=1,960\text{円}) \times (\text{人口}=A)} \times (\quad 3,936\text{円} \times A)$$

③ 人口100万人以上200万人未満の市町村

$$\gamma_1 = \frac{1}{(\text{単位費用}=1,960\text{円}) \times (\text{人口}=A)} \times (\quad 2,909\text{円} \times A)$$

④ 人口30万人以上100万人未満の市町村

$$\gamma_1 = \frac{1}{(\text{単位費用}=1,960\text{円}) \times (\text{人口}=A)} \times (\quad 2,914\text{円} \times A)$$

⑤ 三鷹市、守口市、武蔵野市、芦屋市

$$\gamma_1 = \frac{1}{(\text{単位費用}=1,960\text{円}) \times (\text{人口}=A)} \times (\quad \alpha \quad \times A)$$

※ αについて、

三鷹市にあっては	1,261円
守口市にあっては	2,923円
武蔵野市にあっては	2,287円
芦屋市にあっては	423円

⑥ ①～⑤以外の市町村

$\gamma_1 = \quad 0$

（注） 合併前年度において事業所税の課税団体であった旧市町村の人口が30万人未満の場合（新市町村の人口は30万人以上）又は合併前年度において事業所税の非課税団体であった旧市町村の人口が30万人以上の場合においては、当該旧市町村のαは合併前年度における旧市町村の人口により設定すること。

(2) 投資補正γ_2 （空港関係市町村）

航空機燃料譲与税法第１条第２項に該当する空港関係市町村にのみ適用される係数である。

$$\gamma_2 = \frac{B \times \alpha}{A\ (=\text{人口})}$$

算式の符号

Ｂ： 令和２年国勢調査に係る当該市町村の世帯数

α： 空港関係市町村ごとの乗率(総務省令別表３の８参照)

第八項　事 業 費 補 正

事業費補正係数の算定方法は次のとおりである。

算　　式

（事業費補正係数－1）　＝ 算式ア＋算式イ－(段階補正Ｉ係数×　0.011)

・算式ア　＝

$$\frac{\sum_{n=17}^{令6}(B_n\times C_n)\times 0.012+\sum_{n=23}^{令6}(D_n\times E_n)\times 0.012+F\times G+\sum_{n=17}^{令6}(H_n\times I_n)}{1,960円\times A}\times 0.020+\sum_{n=17}^{19}(J_n\times K_n)\times 0.012\times\frac{\alpha}{0.30}+\sum_{n=17}^{19}(L_n\times M_n)\times 0.039$$

$$+\sum_{n=22}^{22}(N_n\times O_n)\times 0.00011+\sum_{n=22}^{22}(P_n\times Q_n)\times 0.00007+\sum_{n=22}^{22}(P'_n\times Q'_n)\times 0.00008$$

$$+\sum_{n=17}^{令6}(R_n\times S_n)\times 0.012+\sum_{n=17}^{22}(T_n\times U_n)\times 0.012+\sum_{n=17}^{令6}(V_n\times W_n)\times 0.020$$

$$+\sum_{n=18}^{令6}(X_n\times Y_n)+\sum_{n=18}^{令6}(Z_n\times AA_n)$$

（算式アの符号）

Ａ： 測定単位の数値（人口）

B_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額

C_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
市場公募都市	1.000	0.974	0.974	1.08744	1.22846	1.19872	1.24128	1.27359	1.32000	1.38949	1.256	1.2128
その他の市町村		0.000	0.000	1.52000	1.59256	1.59923	1.60103	1.63256	1.66923	1.74308	1.590	1.5795

区分＼n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	1.2205	1.21974	1.20205	0.88974	0.90308	0.16846	0.23718	0.35026
その他の市町村	1.5846	1.58256	1.57179	1.31051	1.33179	0.18641	0.25154	0.40590

１２円： 平成17年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和7年度の理論償還費の30%

D_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債のうち、継続事業（平成21年度までに提出された地域活性化事業計画に位置づけられている事業）に係る額

E_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
市場公募都市	1.19872	1.24128	1.27359	1.32000	1.38949	1.256	1.2128	1.2205	1.21974	1.20205	0.88974	0.90308
その他の市町村	1.59923	1.60103	1.63256	1.66923	1.74308	1.590	1.5795	1.5846	1.58256	1.57179	1.31051	1.33179

区分＼n 同意等年度	R4	R5	R6
市場公募都市	0.16846	0.23718	0.35026
その他の市町村	0.18641	0.25154	0.40590

Ｆ： 平成21年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債(定住自立圏推進事業分)の額

Ｇ： 次の表に掲げる率

区分＼同意等年度	H21
市場公募都市	0.01677
その他の市町村	0.02174

H_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（財源対策債分）の額

I_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
市場公募都市	1.000	0.974	0.974	1.08744	1.22846	1.19872	1.24128	1.27359	1.32000	1.38949	1.256	1.2128
その他の市町村		0.000	0.000	1.52000	1.59256	1.59923	1.60103	1.63256	1.66923	1.74308	1.590	1.5795

区分＼n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	1.2205	1.21974	1.20205	0.88974	0.90308	0.16846	0.23718	0.35026
その他の市町村	1.5846	1.58256	1.57179	1.31051	1.33179	0.18641	0.25154	0.40590

２０円： 平成17年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和7年度の理論償還費の50%

Ｊｎ： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た(旧)地域総合整備事業債(特別分)の額

Ｋｎ： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H17	H18	H19
市場公募都市	1.000	0.974	0.974
その他の市町村		0.000	0.000

１２円： 平成17年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和7年度の理論償還費の30%

α ： 財政力に応じた算入率(30～55%)

Ｌｎ： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た（旧）地域総合整備事業債（財源対策債分）の額

Ｍｎ： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H17	H18	H19
市場公募都市	1.000	0.974	0.974
その他の市町村		0.000	0.000

３９円： 平成17年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和7年度の理論償還費の100%

Ｎｎ： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものを除く。）の額

Ｏｎ： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H22
市場公募都市	1.0000
その他の市町村	1.0000

Ｐｎ： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものに限る。）の額のうち平成ｎ年度市場公募都市に係るもの

Ｑｎ： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H22
市場公募都市	1.0000

Ｐ′ｎ： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものに限る。）の額のうち平成ｎ年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

Ｑ′ｎ： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H22
その他の市町村	1.0000

Ｒｎ： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（半島振興道路整備事業分）の額

Ｓｎ： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
市場公募都市	1.000	0.974	0.974	1.08744	1.22846	1.19872	1.24128	1.27359	1.32000	1.38949	1.256	1.2128
その他の市町村		0.000	0.000	1.52000	1.59256	1.59923	1.60103	1.63256	1.66923	1.74308	1.590	1.5795

区分＼n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	1.2205	1.21974	1.20205	0.88974	0.90308	0.16846	0.23718	0.35026
その他の市町村	1.5846	1.58256	1.57179	1.31051	1.33179	0.18641	0.25154	0.40590

１２円： 平成17年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和7年度の理論償還費の30%

Ｔｎ： 平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（中心市街地再活性化等特別対策事業分）の額

Ｕｎ： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
市場公募都市	1.000	0.974	0.974	1.08744	1.22846	1.19872
その他の市町村		0.000	0.000	1.52000	1.59256	1.59923

１２円： 平成17年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和7年度の理論償還費の30%

V_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た合併特例事業債（市町村合併推進事業分・旧法分）の額
W_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
市場公募都市	1.000	0.974	0.974	1.08744	1.22846	1.19872	1.24128	1.27359	1.32000	1.38949	1.256	1.2128
その他の市町村		0.000	0.000	1.52000	1.59256	1.59923	1.60103	1.63256	1.66923	1.74308	1.590	1.5795

区分＼n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	1.2205	1.21974	1.20205	0.88974	0.90308	0.16846	0.23718	0.35026
その他の市町村	1.5846	1.58256	1.57179	1.31051	1.33179	0.18641	0.25154	0.40590

２０円： 平成17年度許可債千円当たりの民間資金に係る令和7年度の理論償還費の50％

X_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た合併特例事業債（市町村合併推進事業分・新法分Ａ）の額
Y_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市	0.018	0.015	0.01696	0.01916	0.01870	0.01936	0.01987	0.02059	0.02168	0.019	0.0189	0.0190
その他の市町村	0.000	0.000	0.02371	0.02484	0.02495	0.02498	0.02547	0.02604	0.02719	0.025	0.0246	0.0247

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.01903	0.01875	0.01388	0.01409	0.00263	0.00370	0.00546
その他の市町村	0.02469	0.02452	0.02044	0.02078	0.00291	0.00392	0.00633

Z_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た合併特例事業債（市町村合併推進事業分・新法分Ｂ）の額
AA_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市	0.023	0.019	0.02121	0.02396	0.02338	0.02421	0.02484	0.02574	0.02710	0.024	0.0237	0.0238
その他の市町村	0.000	0.000	0.02964	0.03106	0.03119	0.03122	0.03184	0.03255	0.03399	0.031	0.0308	0.0309

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.02379	0.02344	0.01735	0.01761	0.00329	0.00463	0.00683
その他の市町村	0.03086	0.03065	0.02556	0.02597	0.00364	0.00491	0.00792

・算式イ

$$
\begin{aligned}
&= \frac{\sum_{n=17}^{令6}(B_n\times C_n)+\sum_{n=17}^{令6}(D_n\times E_n)+\sum_{n=17}^{令6}(F_n\times G_n)+\sum_{n=21}^{令6}(H_n\times I_n)}{1{,}960円\times A}\\
&+\frac{\sum_{n=17}^{17}(J_n\times K_n)+\sum_{n=20}^{25}(L_n\times M_n)+\sum_{n=20}^{21}(N_n\times O_n)+P\times 0.5+}{}\\
&\frac{Q\times 0.267+R\times 0.267+S\times 0.267+\sum_{n=21}^{令6}(T_n\times U_n)+\sum_{n=18}^{22}(V_n\times W_n)}{}\\
&+\frac{\sum_{n=17}^{22}(X_n\times Y_n)+\sum_{n=19}^{24}(Z_n\times AA_n)+\sum_{n=21}^{23}(AB_n\times AC_n)+\sum_{n=21}^{23}(AD_n\times AE_n)+}{}\\
&\frac{\sum_{n=24}^{令6}(AF_n\times AG_n)+\sum_{n=24}^{令6}(AH_n\times AI_n)+\sum_{n=26}^{令6}(AJ_n\times AK_n)+\sum_{n=26}^{令6}(AL_n\times AM_n)+}{}\\
&\frac{\sum_{n=27}^{28}(AN_n\times AO_n)+AP\times AQ+AR\times 0.95+AS\times\alpha\times 0.475+\sum_{n=29}^{令6}(AT_n\times AU_n)}{}\\
&+\frac{AV\times AW+\sum_{n=30}^{令6}(AX_n\times AY_n)\times\frac{\beta}{0.30}+\sum_{n=30}^{令6}(AZ_n\times BA_n)\times\frac{\gamma}{0.30}+}{}\\
&\frac{\sum_{n=30}^{令6}(BB_n\times BC_n)+\sum_{n=29}^{令6}(BD_n\times BE_n)+\sum_{n=29}^{令6}(BF_n\times BG_n)+\sum_{n=30}^{令6}(BH_n\times BI_n)+}{}\\
&\frac{\sum_{n=30}^{令6}(BJ_n\times BK_n)+\sum_{n=30}^{令6}(BL_n\times BM_n)+\sum_{n=令元}^{令6}(BN_n\times BO_n)+\sum_{n=令元}^{令6}(BP_n\times BQ_n)+}{}
\end{aligned}
$$

$$\sum_{n=令元}^{令6}(BR_n \times BS_n) + \sum_{n=令元}^{令6}(BT_n \times BU_n) + \sum_{n=令3}^{令6}(BV_n \times BW_n) + \sum_{n=令4}^{令6}(BX_n \times BY_n) +$$

$$\sum_{n=令4}^{令4}(BZ_n \times CA_n) \times \frac{\delta}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令6}(CB_n \times CC_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(CD_n \times CE_n) \times \frac{\varepsilon}{0.30} +$$

$$\sum_{n=令5}^{令6}(CF_n \times CG_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(CH_n \times CI_n) + \sum_{n=令5}^{令6}(CJ_n \times CK_n) \times \frac{\zeta}{0.30} + \sum_{n=令5}^{令6}(CL_n \times CM_n)$$

(算式イの符号)

A： 測定単位の数値（人口）

B_n： 防災対策事業(防災基盤整備事業分(特に推進すべきものを除く。))に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

C_n： 次の表に掲げる率

区分＼ｎ 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
市場公募都市	0.012	0.011	0.011	0.01272	0.01437	0.01403	0.01452	0.01490	0.01544	0.01626	0.015	0.0142
その他の市町村	0.000	0.000	0.000	0.01778	0.01863	0.01871	0.01873	0.01910	0.01953	0.02039	0.019	0.0185

区分＼ｎ 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.0143	0.01427	0.01406	0.01041	0.01057	0.00197	0.00278	0.00410
その他の市町村	0.0185	0.01852	0.01839	0.01533	0.01558	0.00218	0.00294	0.00475

D_n： 防災対策事業(防災基盤整備事業分(特に推進すべきもの))に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

E_n： 次の表に掲げる率

区分＼ｎ 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
市場公募都市	0.019	0.019	0.019	0.02121	0.02396	0.02338	0.02421	0.02484	0.02574	0.02710	0.024	0.0237
その他の市町村	0.000	0.000	0.000	0.02964	0.03106	0.03119	0.03122	0.03184	0.03255	0.03399	0.031	0.0308

区分＼ｎ 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.0238	0.02379	0.02344	0.01735	0.01761	0.00329	0.00463	0.00683
その他の市町村	0.0309	0.03086	0.03065	0.02556	0.02597	0.00364	0.00491	0.00792

F_n： 防災対策事業(公共施設等耐震化事業分)に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

G_n： 次の表に掲げる率

区分＼ｎ 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
市場公募都市	0.019	0.019	0.019	0.02121	0.02396	0.02338	0.02421	0.02484	0.02574	0.02710	0.024	0.0237
その他の市町村	0.000	0.000	0.000	0.02964	0.03106	0.03119	0.03122	0.03184	0.03255	0.03399	0.031	0.0308

区分＼ｎ 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.0238	0.02379	0.02344	0.01735	0.01761	0.00329	0.00463	0.00683
その他の市町村	0.0309	0.03086	0.03065	0.02556	0.02597	0.00364	0.00491	0.00792

H_n： 防災対策事業(公共施設等耐震化事業のうち、Is値が0.3未満の施設を対象とした事業)に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

I_n： 次の表に掲げる率

区分＼ｎ 同意等年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
市場公募都市	0.03210	0.03132	0.03243	0.03328	0.03449	0.03631	0.033	0.0317	0.0319	0.03187	0.03141	0.02325
その他の市町村	0.04161	0.04179	0.04183	0.04266	0.04362	0.04555	0.042	0.0413	0.0414	0.04135	0.04107	0.03424

区分＼ｎ 同意等年度	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.02360	0.00440	0.00620	0.00915
その他の市町村	0.03480	0.00487	0.00657	0.01061

J_n： 防災対策事業(旧緊急防災基盤整備事業(継続事業分))に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行を許可された地方債の額

K_n： 次の表に掲げる率

区分＼ｎ 同意等年度	H17
市場公募都市	0.019
その他の市町村	0.000

L_n： 沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

M_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
市場公募都市	0.05335	0.05590	0.05613	0.05620	0.5730	0.05859
その他の市町村						

N_n： 沖縄北部特別振興対策事業に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

O_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H20	H21	H22
市場公募都市	0.05335	0.05590	0.05613
その他の市町村			

Ｐ： 国が行う第二種(Ａ)空港(第二種空港のうち国土交通大臣が管理するものをいう。)の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和57年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

Ｑ： 国庫補助金を受けて道府県が施行する第二種(Ｂ)空港(第二種空港のうち道府県が管理するものに限る。)の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和57年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

Ｒ： 国庫補助金を受けて道府県が施行する第三種空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和57年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

Ｓ： 国庫補助金を受けて市町村が施行する第二種(Ｂ)空港(第二種空港のうち市町村が管理するものに限る。)の整備事業に係る経費に充てるため昭和57年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

T_n： ＰＦＩ法第８条第１項の規定により、ＰＦＩ事業者が整備してｎ年度に供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額(当該地方団体が当該施設を建設したものとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次ごとの合計額)として当該地方団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額(総務大臣通知額)

U_n： 次に掲げる率

U_{21}＝ ① 愛知県名古屋市に対して、総務大臣が通知した額のうち補助事業分に係るもの 0.03367
② ①以外で総務大臣が通知した額に係るもの 0.01347

U_{22}＝ ① 北海道札幌市及び愛知県豊田市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して、総務大臣が通知した額のうちＡに係るもの 0.01428
② 東京都稲城市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県豊橋市に対して、総務大臣が通知した額に係るもののうちＢに係るもの 0.01607
③ 三重県鈴鹿市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して、総務大臣が通知した額のうち①及び②以外に係るもの 0.03571
④ 京都府京都市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの 0.07142

U_{23}＝ ① 山形県東根市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの 0.01410
② 岡山県笠岡市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの 0.02115
③ 三重県鈴鹿市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの 0.03525
④ 富山県黒部市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの 0.02961

U_{24}＝ ① 大阪府泉佐野市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの 0.01406
② 大阪府門真市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの 0.02109
③ 大阪府吹田市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの 0.03515
④ 静岡県静岡市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの 0.04921

U_{25}＝ ① 香川県まんのう町に対して、総務大臣が通知した額に係るもの 0.01416
② 愛知県豊橋市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの 0.03540

U_{26}＝ ① 大阪府大阪市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの 0.065
② 福岡県福岡市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの 0.030
③ 愛知県田原市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの及び兵庫県川西市に対して、総務大臣が通知した額のうちＡに係るもの 0.042
④ 兵庫県川西市に対して、総務大臣が通知した額のうちＢに係るもの 0.05648

U_{27}＝ ① 兵庫県川西市に対して、総務大臣が通知した額のうちＡに係るもの 0.048
② 兵庫県川西市に対して、総務大臣が通知した額のうちＢに係るもの 0.055

U_{28}＝ ① 兵庫県川西市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県岡崎市に対して、総務大臣が通知した額のうちＢに係るもの 0.0135
② 神奈川県横浜市及び福岡県福岡市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの 0.0339

U_{29}＝ ① 愛知県岡崎市、西尾市及び幸田町並びに福岡県福岡市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの 0.0135
② 神奈川県茅ヶ崎市、愛知県豊橋市及び福岡県粕屋町に対して、総務大臣が通知した額に係るもの 0.0339

U_{30}＝ ① 静岡県静岡市、愛知県西尾市及び滋賀県大津市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県岡崎市及び幸田町並びに福岡県福岡市に対して、総務大臣が通知した額のうちＡに係るもの　0.01354

② 兵庫県川西市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの及び福岡県福岡市に対して、総務大臣が通知した額のうちＢに係るもの　0.03385

$U_{令元}$＝ ① 北海道帯広市、神奈川県小田原市、南足柄市、大井町、松田町及び箱根町並びに岐阜県美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町及び御嵩町に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額のうちＡに係るもの　0.01347

② 茨城県神栖市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの　0.03367

③ 静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02491

$U_{令2}$＝ ① 埼玉県所沢市並びに愛知県岡崎市及び西尾市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01354

② 愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうちＡに係るもの　0.02031

③ 静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02505

④ 静岡県沼津市及び山口県周南市に対して総務大臣が通知した額に係るもの、愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうちＢに係るもの並びに福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうちＡに係るもの　0.03386

⑤ 福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額のうちＢに係るもの　0.04740

$U_{令3}$＝ ① 埼玉県所沢市、神奈川県藤沢市、富山県富山市並びに愛知県豊橋市及び西尾市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01360

② 福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03401

③ 高知県中土佐町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.04761

$U_{令4}$＝ ① 埼玉県さいたま市、千葉県木更津市、愛知県名古屋市及び岡山県倉敷市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01405

② 山形県山形市及び千葉県鴨川市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに秋田県大館市に対して総務大臣が通知した額のうち単独事業分に係るもの　0.02107

③ 静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02599

④ 神奈川県横浜市、静岡県沼津市、大阪府貝塚市及び長崎県佐世保市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに秋田県大館市に対して総務大臣が通知した額のうち②以外に係るもの　0.03512

⑤ 愛媛県大洲市及び西予市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.04917

$U_{令5}$＝ ① 神奈川県横浜市及び鳥取県鳥取市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01431

② 静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02647

③ 栃木県栃木市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02862

④ 神奈川県川崎市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03390

$U_{令6}$＝ ① 宮城県仙台市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.00621

② 神奈川県三浦市、横浜市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01492

③ 静岡県沼津市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02238

④ 栃木県小山市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02760

⑤ 静岡県沼津市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02984

⑥ 山梨県山梨市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03693

⑦ 石川県かほく市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03730

V_n： 産業廃棄物不法投棄対策事業に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

W_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22
市場公募都市	0.019	0.019	0.02121	0.02396	0.02338
その他の市町村	0.000	0.000	0.02964	0.03106	0.03119

X_n： 石綿対策事業に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

Y_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
市場公募都市	0.015	0.015	0.015	0.01696	0.01916	0.01870
その他の市町村	0.000	0.000	0.000	0.02371	0.02484	0.02495

Z_n： 消防広域化事業に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AA_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
市場公募都市	0.011	0.01272	0.01437	0.01403	0.01452	0.01490
その他の市町村	0.000	0.01778	0.01863	0.01871	0.01873	0.01910

ABn： 公共施設等地上デジタル放送移行事業に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般単独(一般)事業債の額

ACn： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H21	H22	H23
市場公募都市	0.01437	0.01403	0.01452
その他の市町村	0.01863	0.01871	0.01873

ADn： 公共施設等地上デジタル放送移行事業に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債(小中学校分を除く。)の額

AEn： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H21	H22	H23
市場公募都市	0.01477	0.01435	0.01442
その他の市町村	0.01723	0.01710	0.01688

AFn： 沖縄振興特別推進交付金事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業債の額

AGn： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.03184	0.03255	0.03399	0.031	0.0308	0.0309	0.03086	0.03065	0.02556	0.02597	0.00364	0.00491
その他の市町村												

区分＼n 同意等年度	R6
市場公募都市	0.00792
その他の市町村	

AHn： 被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般単独(一般)事業債の額

AIn： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
市場公募都市	0.03477	0.03604	0.03793	0.034	0.0331	0.0333	0.03330	0.03282	0.02429	0.02465	0.00460	0.00648
その他の市町村	0.04457	0.04557	0.04759	0.043	0.0431	0.0433	0.04320	0.04291	0.03578	0.03636	0.00509	0.00687

区分＼n 同意等年度	R6
市場公募都市	0.00956
その他の市町村	0.01108

AJn： 奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業債の額

AKn： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.03399	0.031	0.0308	0.0309	0.03086	0.03065	0.02556	0.02597	0.00364	0.00491	0.00792
その他の市町村											

ALn： 津波避難対策緊急事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AMn： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.02730	0.025	0.0242	0.0241	0.02403	0.02363	0.02376	0.02412	0.00345	0.00474	0.00705
その他の市町村	0.03293	0.030	0.0302	0.0302	0.03016	0.02995	0.03037	0.03086	0.00375	0.00499	0.00828

ANn： 公共施設最適化事業に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AOn： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H27	H28
市場公募都市	0.024	0.0237
その他の市町村	0.031	0.0308

AP： 地方創生推進交付金事業に係る経費に充てるため平成28年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AQ： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H28
市場公募都市	0.0142
その他の市町村	0.0185

AR ： 災害対策基本法第102条第１項第２号に掲げる場合に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成28年熊本地震、平成30年７月豪雨、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号、令和２年７月豪雨、令和６年能登半島地震及び令和６年能登半島豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成28年熊本地震及び平成30年７月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和２年７月豪雨、令和６年能登半島地震及び令和６年能登半島豪雨による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成30年７月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあっては、「平成三十年補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）に限る。）の当該年度における元利償還金

AS ： 災害対策基本法第102条第１項第１号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成28年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

α ： 算式の符号BCの地方債に係る同意等額を当該地方債の同意等年度における災害対策基本法施行令第43条第２項に規定する標準税収入額で除して得た数（小数点以下第３位未満四捨五入）に100,000を乗じて得た数（以下「発行割合」という。）に次の表のａに定める当該発行割合に応ずる率を乗じて得た数と同表のｂに定める当該発行割合に応ずる数値との合計数を当該発行割合で除して得た数（小数点以下第３位未満四捨五入）。ただし、平成28年熊本地震、令和６年能登半島地震及び令和６年能登半島豪雨による災害に係る歳入欠かん債については、α×0.475が0.750に満たないときは0.750とし、平成28年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成28年熊本地震による災害に係る歳入欠かん債を除く。）については、α×0.475が0.570に満たないときは0.570とする。

発行割合の区分			a	b
		200まで	1.00	0
200	を超え	400まで	1.03	-6
400	を超え	600まで	1.10	-34
600	を超え	800まで	1.15	-64
800	を超え	1,000まで	1.20	-104
1,000	を超え	1,400まで	1.29	-194
1,400	を超え	2,000まで	1.41	-362
2,000	を超え	3,000まで	1.58	-702
3,000	を超え	4,000まで	1.76	-1,242
4,000	を超え	5,000まで	1.90	-1,802
5,000	を超え	6,000まで	1.98	-2,202
6,000	を超え	7,000まで	2.04	-2,562
7,000	を超え	8,000まで	2.08	-2,842
8,000	を超え	10,000まで	2.10	-3,002
10,000	を超えるもの		1.80	0

ATn： 公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AUn： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.0238	0.02379	0.02344	0.01735	0.01761	0.00329	0.00463	0.00683
その他の市町村	0.0309	0.03086	0.03065	0.02556	0.02597	0.00364	0.00491	0.00792

AV： 公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業及び市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるため平成29年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（市町村役場緊急保全事業については、起債対象経費の75％を上限とした額）

AW： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H29
市場公募都市	0.0143
その他の市町村	0.0185

AXn： 公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く。）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

AYn： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.01427	0.01406	0.01041	0.01057	0.00197	0.00278	0.00410
その他の市町村	0.01852	0.01839	0.01533	0.01558	0.00218	0.00294	0.00475

β ： 財政力に応じた算入率（30～50％）

AZ_n： 公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業（義務教育施設の大規模改造事業分）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

BA_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.01427	0.01406	0.01041	0.01057	0.00197	0.00278	0.00410
その他の市町村	0.01852	0.01839	0.01533	0.01558	0.00218	0.00294	0.00475

γ： 財政力に応じた算入率（42～50%）

BB_n： 公共施設等適正管理推進事業のうち、市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額（起債対象経費の75%を上限とした額）

BC_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.01427	0.01406	0.01041	0.01057	0.00197	0.00278	0.00410
その他の市町村	0.01852	0.01839	0.01533	0.01558	0.00218	0.00294	0.00475

BD_n： まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

BE_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.0143	0.01427	0.01406	0.01041	0.01057	0.00197	0.00278	0.00410
その他の市町村	0.0185	0.01852	0.01839	0.01533	0.01558	0.00218	0.00294	0.00475

BF_n： 沖縄離島活性化推進事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

BG_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.0309	0.03086	0.03065	0.02556	0.02597	0.00364	0.00491	0.00792
その他の市町村								

BH_n： 沖縄製糖業体制強化対策事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

BI_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.02379	0.02344	0.01735	0.01761	0.00329	0.00463	0.00683
その他の市町村	0.03086	0.03065	0.02556	0.02597	0.00364	0.00491	0.00792

BJ_n： 地方大学・地域産業創生事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

BK_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.01427	0.01406	0.01041	0.01057	0.00197	0.00278	0.00410
その他の市町村	0.01852	0.01839	0.01533	0.01558	0.00218	0.00294	0.00475

BL_n： 文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

BM_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.01427	0.01406	0.01041	0.01057	0.00197	0.00278	0.00410
その他の市町村	0.01852	0.01839	0.01533	0.01558	0.00218	0.00294	0.00475

BN_n： 甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

BO_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.02344	0.01735	0.01761	0.00329	0.00463	0.00683
その他の市町村	0.03065	0.02556	0.02597	0.00364	0.00491	0.00792

BP_n： 沖縄振興特定事業推進事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

BQ_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.02344	0.01735	0.01761	0.00329	0.00463	0.00683
その他の市町村	0.03065	0.02556	0.02597	0.00364	0.00491	0.00792

BR_n： 沖縄北部連携促進特別振興事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

BS_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.02344	0.01735	0.01761	0.00329	0.00463	0.00683
その他の市町村	0.03065	0.02556	0.02597	0.00364	0.00491	0.00792

BT_n： アイヌ政策推進交付金事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

BU_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.02344	0.01735	0.01761	0.00329	0.00463	0.00683
その他の市町村	0.03065	0.02556	0.02597	0.00364	0.00491	0.00792

BV_n： 有明海・八代海等再生事業に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

BW_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.01761	0.00329	0.00463	0.00683
その他の市町村	0.02597	0.00364	0.00491	0.00792

BX_n： 公共事業等債（宅地耐震化推進事業（特別分）、盛土緊急対策事業（特別分））に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

BY_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	R4	R5	R6
市場公募都市	0.00345	0.00474	0.00705
その他の市町村	0.00375	0.00499	0.00828

BZ_n： 脱炭素化事業(病院事業、上水道及び簡易水道事業並びに下水道事業以外分）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債の額に相当する額

CA_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	R4
市場公募都市	0.00297
その他の市町村	0.00307

δ： 財政力に応じた算入率（30～50%）

CB_n： 脱炭素化推進事業(病院事業、上水道及び簡易水道事業並びに下水道事業以外分）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（再生可能エネルギー設備整備等事業に係るものに限り、総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

CC_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	R5	R6
市場公募都市	0.00627	0.00889
その他の市町村	0.00642	0.00997

CD_n： 脱炭素化推進事業(病院事業、上水道及び簡易水道事業並びに下水道事業以外分）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（省エネ改修等事業に係るものに限り、総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

CE_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	R5	R6
市場公募都市	0.00376	0.00533
その他の市町村	0.00385	0.00598

ε： 財政力に応じた算入率（30～50%）

CF_n： 脱炭素化推進事業(病院事業、上水道及び簡易水道事業並びに下水道事業以外分）に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（電動車の導入等に関する事業に係るものに限り、総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

CG_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	R5	R6
市場公募都市	0.00376	0.00533
その他の市町村	0.00385	0.00598

CH_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債（再生可能エネルギー設備整備等事業に係るものに限り、総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

CI_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	R5	R6
市場公募都市	0.00463	0.00683
その他の市町村	0.00491	0.00792

CJ_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債（省エネ改修等事業に係るものに限り、総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

CK_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	R5	R6
市場公募都市	0.00278	0.00410
その他の市町村	0.00294	0.00475

ζ： 財政力に応じた算入率（30～50%）

CL_n： ｎ年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債（電動車の導入等に関する事業に係るものに限り、総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

CM_n： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	R5	R6
市場公募都市	0.00278	0.00410
その他の市町村	0.00294	0.00475

※ 算式ア及び算式イの合計から、(段階補正Ｉ係数)×0.011((旧)地域総合整備事業債(特別分等)及び地域活性化事業債に係る元利償還金のうち、単位費用へ移し替えた人口１人当たり単価分)を控除すること。

第九項　寒　冷　補　正

１　給　与　差

寒冷地手当に係る増加財政需要を算定するために適用するものであり、寒冷地手当の算定の基礎となる職員数を抽出し、１人当たり支給額を乗じて得た額を一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

なお、消防費、都市計画費、公園費、その他の土木費、その他の教育費、社会福祉費、保健衛生費、こども子育て費、高齢者保健福祉費(65歳以上人口)、清掃費、商工行政費、徴税費及び戸籍住民基本台帳費における寒冷補正に係る給与差分を含めて、一括して補正することとしている。

２　寒　冷　度

暖房用燃料及び施設更新に係る増加財政需要を算定するために適用するものであり、その所要一般財源を標準団体の一般財源総額で除して得た率を補正率とした。

なお、消防費、港湾費（港湾、漁港）、その他の教育費、社会福祉費、高齢者保健福祉費(65歳以上人口)、保健衛生費及び清掃費における寒冷補正に係る寒冷度分を含めて、一括して補正することとしている。

3　積　雪　度

除雪費及び光熱費に係る増加財政需要を算定するために適用するものであり、その所要財源を標準団体の一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

なお、消防費、港湾費（港湾、漁港）、その他の教育費、社会福祉費、高齢者保健福祉費(65歳以上人口)、保健衛生費及び清掃費における寒冷補正に係る積雪度分を含めて、一括して補正することとしている。

項目＼級地	1級地	2級地	3級地	4級地	無級地 ※旧4級地であった地域
給与差	0.260	0.230	0.223	0.179	0.119
寒冷度	0.154	0.245	0.345	0.489	
積雪度	0.060	0.115	0.243	0.357	

第十項　人口急増補正(数値代置)

人口急増補正は、令和７年１月１日現在の住民基本台帳登載人口を令和２年９月30日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た率(以下「人口急増率」という。)によって算定し、この人口急増率が全国平均率1.014を超える団体について適用することとした。

なお、消防費、都市計画費、公園費、その他の土木費、その他の教育費、社会福祉費、保健衛生費、こども子育て費、清掃費、商工行政費及び包括算定経費に係る人口急増補正を含めて、一括して補正することとしている。

算　　式

$$(\text{人口急増補正係数}-1) = \left\{ \frac{\text{令和７年１月１日現在の住民基本台帳登載人口}}{\text{令和２年９月30日現在の住民基本台帳登載人口}} - 1.014 \right\} \times 29.8$$

算式の符号

1.014：全国平均増加率(増加団体平均)

29.8：$\dfrac{\text{人口急増対象費目の標準団体一般財源合計※}}{\text{地域振興費(人口)標準団体一般財源}}$

※密度補正により実質的に人口以外の指標で算定している経費を除く

第十一項　数値(人口)急減補正

数値(人口)急減補正は、算式Ⅰの対象である平成27年国勢調査人口に対し令和２年国勢調査人口が減少した団体のうち、条件不利地域等を除いた全国平均減少率▲1.8%を超える団体又は算式Ⅱの対象である平成12年国勢調査人口に対し令和２年国勢調査人口が減少した条件不利地域市町村のうち、全国平均減少率▲13.0%を超える団体について適用することとした。

なお、東日本大震災の被災団体に対する特例措置として、人口減少率を▲10%に留めるための算式Ⅲを設けている。

数値(人口)急減補正係数は、次の算式Ⅰによって算定された数値と算式Ⅱによって算定された数値のうち大きい数値（東日本大震災の被災団体においては、さらに算式Ⅲによって算定された数値と比較して大きい数値）とする。

算　　式

$$\text{算式Ⅰ} = \left\{ \left(\frac{B-A}{A} - 0.018 \right) \times \beta - (\alpha - \beta) \right\} \times 0.1 \times 35.5$$

算式の符号

A：令和２年国勢調査人口

B：平成27年国勢調査人口

0.018：全国平均減少率(条件不利地域等を除く減少団体の平均)

α：令和２年国勢調査人口における段階補正の加重平均

β：平成27年国勢調査人口における段階補正の加重平均

0.1：復元率

35.5：$\dfrac{\text{人口急減対象費目※の標準団体一般財源合計}}{\text{地域振興費(人口)標準団体一般財源}}$

※測定単位を人口とする全ての費目（密度補正により実質的に人口以外の指標で算定している経費を除く）

$$\text{算式Ⅱ} = \underbrace{\left(\frac{C-A}{A} - 0.130 \right) \times 8.6}_{F} + (D+E-F) \times \left\{ 0.0+0.5\times\left[\frac{C-A}{C} - 0.3 \right] \Big/ 0.1 \right\}$$

算式の符号

A： 令和２年国勢調査人口

C： 平成12年国勢調査人口

0.130： 全国平均減少率(減少団体平均)

8.6： $\dfrac{\text{人口急減対象経費※の標準団体一般財源合計}}{\text{地域振興費(人口)標準団体一般財源}}$

※社会福祉費及び保健衛生費等（密度補正により実質的に人口以外の指標で算定している経費を除く）

D： 令和２年度算定における人口急減補正算式Ⅱによる増加分（令和２年度算定の急減補正算式Ⅱの係数×令和２年度地域振興費単位費用／令和７年度地域振興費単位費用）。

E： 平成27年国勢調査人口から令和２年国勢調査人口への人口減少に伴う需要額の減少分（算式Ⅰの復元率を乗じる前の係数）

（注１）$\left\{ 0.0+0.5\times\left[\frac{C-A}{C} - 0.3 \right] \Big/ 0.1 \right\}$ が0.0以下となる場合は0.0とし、0.5以上となる場合は0.5とする。

（注２） 算式Ⅱについては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の適用市町村を対象とする。

$$\text{算式Ⅲ} = \left[\left\{ \frac{G-A}{A} - \left(0.100 \times \frac{G}{A} \right) \right\} \times \gamma - (\alpha - \gamma) \right] \times 35.5$$

算式の符号

A： 令和２年国勢調査人口

G： 平成22年国勢調査人口

α： 令和２年国勢調査人口における段階補正の加重平均

γ： 平成22年国勢調査人口における段階補正の加重平均

35.5： $\dfrac{\text{人口急減対象費目※の標準団体一般財源合計}}{\text{地域振興費(人口)標準団体一般財源}}$

※測定単位を人口とする全ての費目（密度補正により実質的に人口以外の指標で算定している経費を除く）

（注）算式Ⅲについては、原発被災市町村を対象とする。

第二款　面積を測定単位とするもの

地域振興費のうち面積を測定単位とするものについて適用する補正は、種別補正、普通態容補正、投資補正、寒冷補正及び事業費補正である。

算式　（普通態容補正係数×寒冷補正係数）＋（投資補正係数－1）＋（事業費補正係数－1）

第一項　種　別　補　正

測定単位の細目の種別を田畑の面積、宅地の面積、森林の面積及びその他の面積の４種とし、それぞれの区域に係る行政経費の率を次のとおりとしている。

田畑の面積	0.24
宅地の面積	1.00
森林の面積	0.14
その他の面積	0.03

田畑及び宅地の面積は、令和６年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている田畑及び宅地の面積である。森林の面積は、農林業センサス規則によって調査した令和２年２月１日現在における公有及び私有の森林の合計面積である。その他の面積は、国土地理院において令和６年度中に公表された面積から上記の面積を除いた面積である。

なお、市町村の区域に、２以上の市町村の区域にまたがる湖沼、池又は潟がある場合で、当該湖沼、池又は潟に係る境界が画定しているときに限り、その他の面積へ含めるものである。

第二項　普 通 態 容 補 正

地域手当の級地区分ごとの行政質量差及び種地ごとの行政質量差を反映させるものであり、第一表のとおり、一般財源総額に占める給与費の割合に地域手当の級地区分ごとの共通係数を乗じて得た率に、第二表の種地ごとの河川の維持修繕等に要する経費の差を反映させるための個別係数を加えた率をもって普通態容補正係数とした。

第一表　地域手当の級地区分による係数算出表

区分	共通係数
１級地（旧１級地）	0.078
２級地（旧２級地）	0.063
２級地（旧３級地）	0.058
２級地（旧４級地）	0.054
２級地（旧５級地）	0.054
２級地（旧６級地）	0.040
２級地（旧７級地）	0.027
２級地（旧無級地）	0.013
３級地（旧２級地）	0.058
３級地（旧３級地）	0.054
３級地（旧４級地）	0.048
３級地（旧５級地）	0.044
３級地（旧６級地）	0.040
３級地（旧無級地）	0.013
４級地（旧４級地）	0.044
４級地（旧５級地）	0.036
４級地（旧６級地）	0.027
４級地（旧７級地）	0.022
４級地（旧無級地）	0.013
５級地（旧６級地）	0.018
５級地（旧７級地）	0.011
５級地（旧８級地）	0.006
無級地（旧７級地）	0.006
無級地（旧無級地）	△ 0.002

第二表　種地区分による係数算出表

種地		個別係数算式
Ⅰ	10 a	0.005100 X＋ △ 4.1780
	b	0.005200 X＋ △ 4.2800
Ⅰ	9	0.004140 X＋ △ 3.2660
Ⅰ	8	0.003240 X＋ △ 2.4560
Ⅰ	7	0.000960 X＋ △ 0.5180
Ⅰ	6	0.000890 X＋ △ 0.4655
Ⅰ	5	0.000720 X＋ △ 0.3550
Ⅰ	4	0.000410 X＋ △ 0.1845
Ⅰ	3	0.000320 X＋ △ 0.1440
Ⅰ	2	0.000053 X＋ △ 0.0506
Ⅰ	1	0.000050 X＋ △ 0.0500
Ⅱ	10	0.001940 X＋ △ 1.4760
Ⅱ	9	0.002180 X＋ △ 1.7040
Ⅱ	8	0.001880 X＋ △ 1.4340
Ⅱ	7	0.001380 X＋ △ 1.0090
Ⅱ	6	0.001460 X＋ △ 1.0730
Ⅱ	5	0.000840 X＋ △ 0.6080
Ⅱ	4	0.000180 X＋ △ 0.1460
Ⅱ	3	0.000160 X＋ △ 0.1340
Ⅱ	2	0.000067 X＋ △ 0.0875
Ⅱ	1	0.000051 X＋ △ 0.0819

(注1)　第一表により算出した係数、第二表により算出した係数を合算した係数に1.000を加えるものとする。

(注2)　Xは市町村の評点である。

(注3)　Ⅰの地域10種ａは特別区、ｂはそれ以外とする。

第三項　寒　冷　補　正

適用する寒冷補正は、職員の寒冷地手当に係る増加財政需要を算定するための給与差による補正のみであり、寒冷地手当の算定の基礎となる職員数を抽出し、１人当たり支給額を乗じて得た額を一般財源総額で除して得た率をもって補正率とした。

級地	職員1人当たり 支　給　額 A	支 給 総 額 (A×3人) B	補　正　率 B / 36,056千円 C
	円	千円	
1	109,260	328	0.009
2	96,375	289	0.008
3	93,733	281	0.008
4	75,072	225	0.006
無級地（旧4級地）	50,048	150	0.004

第四項　投　資　補　正

可住地面積及び人口集中地区面積に応じた財政需要の割増し経費並びに道府県から指定都市に河川管理権限が委譲されたことに伴う経費について、投資態容補正により措置している。

算　　式

$$(\text{投資補正係数} - 1) = \left(\frac{B}{A} \times a + \frac{C}{A} \times b \right) + D$$

算式の符号

Ａ： 種別補正後面積

Ｂ： 可住地面積

Ｃ： 令和２年国勢調査の人口集中地区面積

Ｄ： 河川管理権限移譲分経費相当分係数であり、次の表に掲げる係数

団体名	係数
札幌市	0.049
仙台市	0.009
千葉市	0.010
横浜市	0.027
静岡市	0.012
浜松市	0.022
名古屋市	0.136
大阪市	0.049
堺市	0.032
神戸市	0.006
岡山市	0.018
熊本市	0.077
その他の団体	0.000

ａ及びｂ： 次の区分による。

区分			a	b
指定都市			3.1	1.5
指定都市以外の市町村				
面積		人口密度		
1,000㎢以上		270人以上	3.1	1.5
400㎢以上	1,000㎢未満	270人以上	1.5	1.1
200㎢以上	400㎢未満	270人以上	0.5	0.7
100㎢以上	200㎢未満	270人以上	0.3	0.3
上記以外の市町村			0.0	0.0

第五項　事 業 費 補 正

事業費補正係数の算定方法は次のとおりである。

算　　式

$$(\text{事業費補正係数} - 1) = \frac{\sum_{n=17}^{17}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{17}(D_n \times E_n) + \sum_{n=18}^{令6}(F_n \times G_n) + \sum_{n=令2}^{令6}(H_n \times I_n)}{A \times (\text{単位費用} = 1,030,000\text{円})}$$

算式の符号

Ａ： 種別補正後数値

Ｂn： 臨時河川等整備事業(地方特定河川等環境整備事業分)に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行を許可された地方債の額(資金手当分及び財源対策債分を除く。)

Ｃn： 次の表に掲げる率

区分 ＼ n 同意等年度	H17
市場公募都市	0.012
その他の市町村	0.000

Dn： 臨時河川等整備事業(地方特定河川等環境整備事業分)に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行を許可された地方債のうち財源対策債に係る額(資金手当分を除く。)

En： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H17
市場公募都市	0.019
その他の市町村	0.000

Fn： 公共事業等(河川事業分)に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額(管理権限が指定都市の長へ委譲された指定区間内の１級河川及び２級河川について、国庫補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業に係る経費に充てるため発行された地方債に限る。)

Gn： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募都市	0.025	0.025	0.02648	0.02690	0.02640	0.02550	0.02575	0.02641	0.02730	0.025	0.0242	0.0241
その他の団体	0.025	0.025	0.02648	0.02690	0.02640	0.02550	0.02575	0.02641	0.02730	0.025	0.0242	0.0241

区分＼n 同意等年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.02403	0.02363	0.02376	0.02412	0.00345	0.00474	0.00705
その他の団体	0.02403	0.02363	0.02376	0.02412	0.00345	0.00474	0.00705

Hn： n年度において発行について同意又は許可を得た緊急浚渫推進事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

In： 次の表に掲げる率

区分＼n 同意等年度	R2	R3	R4	R5	R6
市場公募都市	0.07083	0.07106	0.07342	0.07551	0.07893
その他の市町村	0.07088	0.07132	0.07393	0.07597	0.08037

第七章　災 害 復 旧 費

「災害復旧費」の測定単位の数値は、(1)公共災害復旧事業債、(2)単独災害復旧事業債、(3)地盤沈下等対策事業債、(4)緊急治山等事業債、(5)激甚災害対策特別緊急事業債、(6)特殊土壌対策事業債、(7) 鉱害復旧事業債、(8)小災害債のうち当該年度の5月31日までに借り入れたもの（地方税の減収補塡のための地方債等及び返還命令を受けた地方債を除く。）に係る当該年度の元利償還金（繰上償還に係る地方債(当該地方債の借換債を除く。)については、当該繰上償還が行われないものとして算定した当該年度分の元利償還金（元金償還金以外の支払を要しない繰上償還に係る地方債（当該地方債の借換債を除く。）については、当該繰上償還が行われないものとして算定した当該年度分の元金償還金）に相当する額と、当該地方債の借換債については当該借換債に係る当該年度分の元利償還金に相当する額とし、当該年度において繰上償還する分及び前年度以前において償還すべきであった分を除く。）である。

このうち、小災害債とは、地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和57年法律第45号。以下「昭和57年改正法」という。）による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激特法」という。）第24条第1項及び第2項の規定に基づき、その元利償還金を基準財政需要額に算入することとされている公共土木施設等小災害債及び農地等小災害債で昭和57年改正法の施行日以降に発行について同意又は許可を得たものをいう。

従来、これらの小災害債に係る元利償還金については、昭和56年度以前においては、昭和57年改正法による改正前の激特法第24条の規定に基づき、公共土木施設等小災害債に係る元利償還金の38.2%、農地等小災害債に係る元利償還金の71.5%を元利補給金で措置するとともに、残余の部分については交付税（災害復旧費の単独災害復旧費）上、公共土木施設等小災害債に係る元利償還金の28.5%～57.0%（特別（財政力）補正を適用）、農地等小災害債に係る元利償還金の28.5%を基準財政需要額に算入していたところであるが、昭和57年度において、国の行政改革の一環としての補助金の整理合理化に資するため、小災害債に対する元利補給制度を廃止し、その部分を基準財政需要額に算入することとされたことに伴い、単独災害復旧費から昭和57年度以降に発行を許可された小災害債を独立させ、災害復旧費の中に新たな一項目を設けたものである。

「災害復旧費」の補正は、単独災害復旧事業債及び小災害債について法第13条第11項の規定による特別（財政力）補正を適用しているほか、全部の事業債について種別補正を適用することとしている。なお、単独災害復旧事業債及び公共土木施設等小災害債については特別（財政力）補正を適用した後に種別補正を適用することとしている。

平成6年度まで、単独災害復旧事業債に係る元利償還金については、その28.5%～57.0%を算入してきたところであるが、災害復旧事業に伴う普通会計の財政負担の増に配慮し、平成7年度からその算入率を47.5%～85.5%に引き上げることとし、特別（財政力）補正係数及び種別補正係数を改正することとした。

1　特別（財政力）補正

(1) 特別（財政力）補正は、当該年度の数値として算入される単独災害復旧事業債及び小災害債（農地等小災害債を除く。）の元利償還金が過去3ヵ年度の標準財政収入額の平均額の0.1%を超える団体について、当該団体の財政力に応じ前者にあっては最高85.5%まで、後者にあっては最高95.0%までそれぞれ算入率を引き上げるものである。

また、標準財政収入額の平均額は、令和４年度、令和５年度及び令和６年度の基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除き、再算定後の額である。）から特別とん譲与税に係る額、地方揮発油譲与税に係る額、石油ガス譲与税に係る額、自動車重量譲与税に係る額、航空機燃料譲与税に係る額、森林環境譲与税に係る額、交通安全対策特別交付金に係る額、市町村民税所得割に係る税源移譲相当額（三位一体の改革分）に0.25を乗じて得た額、市町村民税所得割に係る税源移譲相当額（県費負担教職員分）に0.25を乗じて得た額及び地方消費税交付金の引上げ分に0.25を乗じて得た額、分離課税所得割交付金に係る額を除いた額に1.3333を乗じて得た額（千円未満は四捨五入する。）の合算額と特別とん譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び分離課税所得割交付金に係る額の合算額との合計額を3で除して算定する。

(2)補正係数

(ｱ)補正率

その団体の指数が100未満のもの

その団体の指数	1.00

その団体の指数が100以上のもの

100	1.00
100を超え　200までの数	1.03
200を超え　300までの数	1.10
300を超え　400までの数	1.15
400を超え　500までの数	1.20
500を超え　700までの数	1.29
700を超え1,000までの数	1.41
1,000を超え1,500までの数	1.58
1,500を超え2,000までの数	1.76
2,000を超え2,500までの数	1.90
2,500を超え3,000までの数	1.98
3,000を超え3,500までの数	2.04
3,500を超え4,000までの数	2.08
4,000を超え5,000までの数	2.10
5,000を超える数	1.80

(注)指数の算出方法は次のとおりである。

$$\frac{\text{単独災害復旧事業債元利償還金及び小災害債元利償還金（ただし、農地等小災害債に係るものを除く。）}}{\text{過去3ヵ年度の標準財政収入額の平均額}} \times \frac{100}{0.001}$$

2　種別補正

種別補正係数については、各事業債の性質に応じて次のとおり定めている。

公共災害復旧事業債		1.00
単独災害復旧事業債		0.50
地盤沈下等対策事業債 緊急治山等事業債 激甚災害対策特別緊急事業債 特殊土壌対策事業債 鉱害復旧事業債		0.60
小災害債	公共土木施設等小災害債	0.50
	農地等小災害債	1.05

第八章　補正予算債償還費

「補正予算債償還費」の測定単位の数値は、地方債の同意等年度により次の二つに区分している。

(1) 平成10年度以前許可債に係るもの

測定単位の数値は、平成５年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された補正予算債に係る元利償還金である。

なお、基準財政需要額への算入率は、平成４年度以降許可債については80%で設定されている。

(2) 平成11年度以降同意等債に係るもの

測定単位の数値は、平成17年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債の同意等額としている。

「平成11年度以降同意等債に係るもの」については、１に示す償還条件による令和７年度の理論償還費を基礎として２のとおり種別補正係数を設定した。

1　種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

(1) 市場公募都市

民間等資金 ┬ 平成17年度許可債及び平成18年度～平成19年度同意等債 30年償還(うち3年据置)(半年賦)
　　　　　 └ 平成20年度以降同意等債 30年償還(うち3年据置)(半年賦)、20年償還(うち3年据置)(半年賦)

政府資金　20年償還(うち3年据置)(半年賦)

(2) その他の市町村

民間等資金 ┬ 平成19年度以前同意等債 15年償還(うち3年据置)(半年賦)
　　　　　 └ 平成20年度以降同意等債 20年償還(うち3年据置)(半年賦)

政府資金　20年償還(うち3年据置)(半年賦)

※(1)、(2)ともに民間等資金については、平成17年度許可債より10年毎に借り換える前提としている。

2　種別補正係数

同意等年度		種別補正係数	種別補正係数算出基礎
平成17年度許可債	市場公募都市		
	60.0％算入分	1.200	34.8円 ／ 29円
	50.0％算入分	1.000	29.0円 ／ 29円
	その他の市町村		
	60.0％算入分	0.855	24.8円 ／ 29円
	50.0％算入分	0.714	20.7円 ／ 29円
平成18年度同意等債	市場公募都市		
	60.0％算入分	1.045	30.3円 ／ 29円
	50.0％算入分	0.872	25.3円 ／ 29円
	その他の市町村		
	60.0％算入分	0.576	16.7円 ／ 29円
	50.0％算入分	0.483	14.0円 ／ 29円
平成19年度同意等債	市場公募都市		
	60.0％算入分	1.052	30.5円 ／ 29円
	50.0％算入分	0.876	25.4円 ／ 29円
	その他の市町村		
	60.0％算入分	0.590	17.1円 ／ 29円
	50.0％算入分	0.493	14.3円 ／ 29円
平成20年度同意等債	市場公募都市		
	60.0％算入分	1.096	31.77円 ／ 29円
	50.0％算入分	0.913	26.48円 ／ 29円
	その他の市町村		
	60.0％算入分	1.303	37.80円 ／ 29円
	50.0％算入分	1.086	31.50円 ／ 29円

平成21年度同意等債	市場公募都市		
	60.0％算入分	1.113	32.28円 ／ 29円
	50.0％算入分	0.928	26.90円 ／ 29円
	その他の市町村		
	60.0％算入分	1.308	37.92円 ／ 29円
	50.0％算入分	1.090	31.60円 ／ 29円
平成22年度同意等債	市場公募都市		
	60.0％算入分	1.092	31.67円 ／ 29円
	50.0％算入分	0.910	26.40円 ／ 29円
	45.0％算入分	0.819	23.76円 ／ 29円
	その他の市町村		
	60.0％算入分	1.303	37.79円 ／ 29円
	50.0％算入分	1.086	31.50円 ／ 29円
	45.0％算入分	0.978	28.35円 ／ 29円
平成23年度同意等債	市場公募都市		
	80.0％算入分	1.407	40.79円 ／ 29円
	50.0％算入分	0.879	25.50円 ／ 29円
	その他の市町村		
	80.0％算入分	1.706	49.48円 ／ 29円
	50.0％算入分	1.067	30.93円 ／ 29円
平成24年度同意等債	市場公募都市		
	60.0％算入分	1.066	30.90円 ／ 29円
	50.0％算入分	0.888	25.75円 ／ 29円
	その他の市町村		
	60.0％算入分	1.297	37.61円 ／ 29円
	50.0％算入分	1.081	31.34円 ／ 29円
平成25年度同意等債	市場公募都市		
	60.0％算入分	1.093	31.69円 ／ 29円
	50.0％算入分	0.911	26.41円 ／ 29円
	その他の市町村		
	60.0％算入分	1.319	38.26円 ／ 29円
	50.0％算入分	1.099	31.88円 ／ 29円
平成26年度同意等債	市場公募都市		
	60.0％算入分	1.129	32.75円 ／ 29円
	50.0％算入分	0.941	27.30円 ／ 29円
	その他の市町村		
	60.0％算入分	1.362	39.51円 ／ 29円
	50.0％算入分	1.136	32.93円 ／ 29円
平成27年度同意等債	市場公募都市		
	60.0％算入分	1.024	29.7円 ／ 29円
	50.0％算入分	0.855	24.8円 ／ 29円
	その他の市町村		
	60.0％算入分	1.248	36.2円 ／ 29円
	50.0％算入分	1.041	30.2円 ／ 29円
平成28年度同意等債	市場公募都市		
	80.0％算入分	1.334	38.7円 ／ 29円
	60.0％算入分	1.000	29.0円 ／ 29円
	50.0％算入分	0.834	24.2円 ／ 29円
	その他の市町村		
	80.0％算入分	1.662	48.2円 ／ 29円
	60.0％算入分	1.248	36.2円 ／ 29円
	50.0％算入分	1.041	30.2円 ／ 29円

平成29年度同意等債	市場公募都市		
	80.0％算入分	1.328	38.5円 ／ 29円
	60.0％算入分	0.997	28.9円 ／ 29円
	50.0％算入分	0.831	24.1円 ／ 29円
	その他の市町村		
	80.0％算入分	1.666	48.3円 ／ 29円
	60.0％算入分	1.248	36.2円 ／ 29円
	50.0％算入分	1.041	30.2円 ／ 29円
平成30年度同意等債	市場公募都市		
	80.0％算入分	1.326	38.44円 ／ 29円
	60.0％算入分	0.994	28.83円 ／ 29円
	50.0％算入分	0.829	24.03円 ／ 29円
	その他の市町村		
	80.0％算入分	1.664	48.25円 ／ 29円
	60.0％算入分	1.248	36.19円 ／ 29円
	50.0％算入分	1.040	30.16円 ／ 29円
令和元年度同意等債	市場公募都市		
	80.0％算入分	1.304	37.81円 ／ 29円
	60.0％算入分	0.978	28.36円 ／ 29円
	50.0％算入分	0.815	23.63円 ／ 29円
	その他の市町村		
	80.0％算入分	1.652	47.91円 ／ 29円
	60.0％算入分	1.239	35.93円 ／ 29円
	50.0％算入分	1.033	29.95円 ／ 29円
令和２年度同意等債	市場公募都市		
	80.0％算入分	1.311	38.01円 ／ 29円
	72.0％算入分	1.180	34.21円 ／ 29円
	60.0％算入分	0.983	28.51円 ／ 29円
	50.0％算入分	0.819	23.76円 ／ 29円
	その他の市町村		
	80.0％算入分	1.675	48.58円 ／ 29円
	72.0％算入分	1.508	43.73円 ／ 29円
	60.0％算入分	1.257	36.44円 ／ 29円
	50.0％算入分	1.047	30.37円 ／ 29円
令和３年度同意等債	市場公募都市		
	60.0％算入分	0.998	28.94円 ／ 29円
	50.0％算入分	0.832	24.12円 ／ 29円
	その他の市町村		
	60.0％算入分	1.277	37.03円 ／ 29円
	50.0％算入分	1.064	30.86円 ／ 29円
令和４年度同意等債	市場公募都市		
	72.0％算入分	0.171	4.97円 ／ 29円
	60.0％算入分	0.143	4.14円 ／ 29円
	50.0％算入分	0.119	3.45円 ／ 29円
	その他の市町村		
	72.0％算入分	0.186	5.40円 ／ 29円
	60.0％算入分	0.155	4.50円 ／ 29円
	50.0％算入分	0.129	3.75円 ／ 29円

令和５年度同意等債	市場公募都市		
	80.0％算入分	0.261	7.58円 ／ 29円
	72.0％算入分	0.235	6.82円 ／ 29円
	60.0％算入分	0.196	5.68円 ／ 29円
	50.0％算入分	0.163	4.74円 ／ 29円
	その他の市町村		
	80.0％算入分	0.275	7.98円 ／ 29円
	72.0％算入分	0.248	7.18円 ／ 29円
	60.0％算入分	0.206	5.98円 ／ 29円
	50.0％算入分	0.172	4.99円 ／ 29円
令和６年度同意等債	市場公募都市		
	80.0％算入分	0.389	11.28円 ／ 29円
	72.0％算入分	0.350	10.15円 ／ 29円
	60.0％算入分	0.292	8.46円 ／ 29円
	50.0％算入分	0.243	7.05円 ／ 29円
	その他の市町村		
	80.0％算入分	0.457	13.25円 ／ 29円
	72.0％算入分	0.411	11.92円 ／ 29円
	60.0％算入分	0.343	9.94円 ／ 29円
	50.0％算入分	0.286	8.28円 ／ 29円

29円：平成17年度許可債(市場公募都市50.0%算入分)千円当たりの令和７年度元利償還金(単位費用)

分子の数値：年度別・公募債発行状況別の民間等資金と政府資金の理論償還費を加重平均して算出した理論償還費に算入率を乗じて得た額

算　入　率：（平成16年度）95.0%、60.0%、50.0%
（平成17年度～21年度）60.0%、50.0%
（平成22年度）60.0%、50.0%、45.0%
（平成23年度）80.0%、50.0%
（平成24年度～27年度）60.0%、50.0%
（平成28年度～令和元年度）80.0%、60.0%、50.0%
（令和２年度）80.0%、72.0%、60.0%、50.0%
（令和３年度）60.0%、50.0%
（令和４年度）72.0%、60.0%、50.0%
（令和５年度）80.0%、72.0%、60.0%、50.0%
（令和６年度）80.0%、72.0%、60.0%、50.0%

第九章　地方税減収補塡債償還費

「地方税減収補塡債償還費」の測定単位の数値は、平成17年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収補塡のため特別に発行について同意又は許可を得た地方債のうち、市町村民税の法人税割及び利子割交付金並びに法人事業税交付金に係る額の75%相当額である。

「地方税減収補塡債償還費（拡充分・75%分）」の測定単位の数値は、地方税の減収補塡のため令和２年度において特別に発行について同意又は許可を得た市町村たばこ税、地方消費税交付金（従来分）、ゴルフ場利用税交付金及び軽油引取税交付金に係る額の75%相当額である。

「地方税減収補塡債償還費（拡充分・100%分）」の測定単位の数値は、地方税の減収補塡のため令和２年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方消費税交付金（引上げ分）、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税に係る額である。

「地方税減収補塡債償還費」は、１に示す償還条件による令和７年度の理論償還費を基礎として２のとおり種別補正係数を設定した。

１　種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

(1) 市場公募都市

民間等資金
- 平成17年度～平成19年度同意等債　30年償還(うち3年据置)(半年賦)
- 平成20年度以降同意等債 30年償還(うち3年据置)(半年賦)、20年償還(うち3年据置)(半年賦)

(2) その他の市町村

民間等資金　　平成20年度以降同意等債 20年償還(うち3年据置)(半年賦)

※(1)、(2)ともに民間等資金については、平成17年度許可債より10年毎に借り換える前提としている。

２　種別補正係数

同意等年度		種別補正係数	種別補正係数算出基礎
平成17年度減収補塡債（市場公募都市のみ）		1.000	39.0円 ／ 39円
平成18年度減収補塡債（市場公募都市のみ）		0.972	37.9円 ／ 39円
平成19年度減収補塡債（市場公募都市のみ）		0.972	37.9円 ／ 39円
平成20年度減収補塡債			
	市場公募都市	1.087	42.41円 ／ 39円
	その他の市町村	1.520	59.28円 ／ 39円
平成21年度減収補塡債			
	市場公募都市	1.077	41.99円 ／ 39円
	その他の市町村	1.518	59.20円 ／ 39円
平成22年度減収補塡債			
	市場公募都市	1.033	40.28円 ／ 39円
	その他の市町村	1.526	59.52円 ／ 39円
平成23年度減収補塡債			
	市場公募都市	1.093	42.61円 ／ 39円
	その他の市町村	1.535	59.87円 ／ 39円
平成24年度減収補塡債			
	市場公募都市	1.155	45.06円 ／ 39円
	その他の市町村	1.588	61.95円 ／ 39円
平成25年度減収補塡債			
	市場公募都市	1.205	47.00円 ／ 39円
	その他の市町村	1.626	63.40円 ／ 39円
平成26年度減収補塡債			
	市場公募都市	1.289	50.29円 ／ 39円
	その他の市町村	1.726	67.30円 ／ 39円
平成27年度減収補塡債			
	市場公募都市	1.136	44.3円 ／ 39円
	その他の市町村	1.556	60.7円 ／ 39円
平成28年度減収補塡債			
	市場公募都市	1.100	42.9円 ／ 39円
	その他の市町村	1.544	60.2円 ／ 39円

平成29年度減収補塡債			
	市場公募都市	1.103	43.0円 ／ 39円
	その他の市町村	1.546	60.3円 ／ 39円
平成30年度減収補塡債			
	市場公募都市	1.111	43.31円 ／ 39円
	その他の市町村	1.549	60.41円 ／ 39円
令和元年度減収補塡債			
	市場公募都市	1.089	42.46円 ／ 39円
	その他の市町村	1.537	59.93円 ／ 39円
令和２年度減収補塡債			
	市場公募都市	0.572	22.32円 ／ 39円
	その他の市町村	1.560	60.85円 ／ 39円
令和２年度減収補塡債（拡充分・100%分）			
	市場公募都市	0.572	22.32円 ／ 39円
	その他の市町村	1.560	60.85円 ／ 39円
令和２年度減収補塡債（拡充分・75%分）			
	市場公募都市	0.429	16.74円 ／ 39円
	その他の市町村	1.170	45.64円 ／ 39円
令和３年度減収補塡債			
	市場公募都市	1.058	41.27円 ／ 39円
	その他の市町村	1.574	61.38円 ／ 39円
令和４年度減収補塡債			
	市場公募都市	0.152	5.93円 ／ 39円
	その他の市町村	0.175	6.81円 ／ 39円
令和５年度減収補塡債			
	市場公募都市	0.218	8.51円 ／ 39円
	その他の市町村	0.236	9.22円 ／ 39円
令和６年度減収補塡債			
	市場公募都市	0.327	12.75円 ／ 39円
	その他の市町村	0.380	14.82円 ／ 39円

39円：平成17年度許可債(市場公募都市)千円当たりの令和７年度元利償還金(単位費用)

分子の数値：年度別・公募債発行状況別の理論償還費

算入率：75%

（令和２年度減収補塡債（拡充分））100%

第十章　財源対策債償還費

「財源対策債償還費」の測定単位の数値は、平成13年度から令和６年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額である。
「財源対策債償還費」は、１に示す償還条件による令和７年度の理論償還費を基礎として２のとおり種別補正係数を設定した。

１　種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

(1) 市場公募都市

民間等資金
- 平成16年度以前許可債 20年償還(うち3年据置)(半年賦)
- 平成17年度～平成19年度同意等債 30年償還(うち3年据置)(半年賦)
- 平成20年度以降同意等債 30年償還(うち3年据置)(半年賦)、20年償還(うち3年据置)(半年賦)

政府資金
- 平成13年度～平成30年度同意等債
  - 公共事業等債（一般公共事業債等）分 20年償還(うち3年据置)(半年賦)
  - 学校教育施設等整備事業債（義務教育施設整備事業債）分 25年償還(うち3年据置)(半年賦)
  - 一般廃棄物処理事業債分 15年償還(うち3年据置)(半年賦)
- 令和元年度～令和６年度同意等債
  - 公共事業等債（一般公共事業債等）分 20年償還(うち3年据置)(半年賦)
  - 学校教育施設等整備事業債（義務教育施設整備事業債）分 25年償還(うち3年据置)(半年賦)
  - 一般廃棄物処理事業債分 20年償還(うち3年据置)(半年賦)

機構資金
- 平成28年度～平成30年度同意等債
  - 一般廃棄物処理事業債分 15年償還(うち3年据置)(半年賦)
- 令和４年度～令和５年度同意等債
  - 一般廃棄物処理事業債分 20年償還(うち3年据置)(半年賦)
- 令和６年度同意等債
  - 一般廃棄物処理事業債分 30年償還(うち5年据置)(半年賦)

(2) その他の市町村

民間等資金
- 平成13年度～平成19年度同意等債 15年償還(うち3年据置)(半年賦)
- 平成20年度以降同意等債 20年償還(うち3年据置)(半年賦)

政府資金
- 平成13年度～平成30年度同意等債
  - 公共事業等債（一般公共事業債等）分 20年償還(うち3年据置)(半年賦)
  - 学校教育施設等整備事業債（義務教育施設整備事業債）分 25年償還(うち3年据置)(半年賦)
  - 一般廃棄物処理事業債分 15年償還(うち3年据置)(半年賦)
- 令和元年度～令和６年度同意等債
  - 公共事業等債（一般公共事業債等）分 20年償還(うち3年据置)(半年賦)
  - 学校教育施設等整備事業債（義務教育施設整備事業債）分 25年償還(うち3年据置)(半年賦)
  - 一般廃棄物処理事業債分 20年償還(うち3年据置)(半年賦)

機構資金
- 平成28年度～平成30年度同意等債
  - 一般廃棄物処理事業債分 15年償還(うち3年据置)(半年賦)
- 令和４年度～令和５年度同意等債
  - 一般廃棄物処理事業債分 20年償還(うち3年据置)(半年賦)
- 令和６年度同意等債
  - 一般廃棄物処理事業債分 30年償還(うち5年据置)(半年賦)

※(1)、(2)ともに民間等資金については、平成17年度許可債より10年毎に借り換える前提としている。

２　種別補正係数

同意等年度			種別補正係数	種別補正係数算出基礎
平成13年度	義務教育施設整備事業債分		1.924	55.8円 ／ 29円
平成14年度	義務教育施設整備事業債分		0.866	25.1円 ／ 29円
平成15年度	義務教育施設整備事業債分		0.683	19.8円 ／ 29円
平成16年度	義務教育施設整備事業債分		0.450	13.1円 ／ 29円
平成17年度	一般公共事業債等分	市場公募都市	1.000	29.0円 ／ 29円
		その他の市町村	0.714	20.7円 ／ 29円
	義務教育施設整備事業債分	市場公募都市	0.807	23.4円 ／ 29円
		その他の市町村	0.434	12.6円 ／ 29円

平成18年度	一般公共事業債等分	市場公募都市	0.872	25.3円 ／ 29円
		その他の市町村	0.483	14.0円 ／ 29円
	学校教育施設等整備事業債分	市場公募都市	0.821	23.8円 ／ 29円
		その他の市町村	0.514	14.9円 ／ 29円
	一般廃棄物処理事業債分	市場公募都市	0.148	4.3円 ／ 29円
平成19年度	一般公共事業債等分	市場公募都市	0.876	25.4円 ／ 29円
		その他の市町村	0.490	14.2円 ／ 29円
	学校教育施設等整備事業債分	市場公募都市	0.828	24.0円 ／ 29円
		その他の市町村	0.517	15.0円 ／ 29円
	一般廃棄物処理事業債分	市場公募都市	0.103	3.0円 ／ 29円
平成20年度	一般公共事業債等分	市場公募都市	0.913	26.48円 ／ 29円
		その他の市町村	1.086	31.50円 ／ 29円
	学校教育施設等整備事業債分	市場公募都市	0.844	24.47円 ／ 29円
		その他の市町村	0.999	28.98円 ／ 29円
	一般廃棄物処理事業債分	市場公募都市	0.116	3.37円 ／ 29円
		その他の市町村	0.162	4.71円 ／ 29円
平成21年度	一般公共事業債等分	市場公募都市	0.928	26.90円 ／ 29円
		その他の市町村	1.090	31.60円 ／ 29円
	学校教育施設等整備事業債分	市場公募都市	0.849	24.61円 ／ 29円
		その他の市町村	0.990	28.71円 ／ 29円
	一般廃棄物処理事業債分	市場公募都市	0.115	3.34円 ／ 29円
		その他の市町村	0.162	4.71円 ／ 29円
平成22年度	一般公共事業債等分	市場公募都市	0.910	26.40円 ／ 29円
		その他の市町村	1.059	30.70円 ／ 29円
	学校教育施設等整備事業債分	市場公募都市	0.825	23.92円 ／ 29円
		その他の市町村	0.983	28.50円 ／ 29円
	一般廃棄物処理事業債分	市場公募都市	1.411	40.92円 ／ 29円
		その他の市町村	1.464	42.45円 ／ 29円
平成23年度	公共事業等債分	市場公募都市	0.879	25.50円 ／ 29円
		その他の市町村	1.066	30.92円 ／ 29円
	学校教育施設等整備事業債分	市場公募都市	0.829	24.03円 ／ 29円
		その他の市町村	0.970	28.14円 ／ 29円
	一般廃棄物処理事業債分	市場公募都市	1.401	40.64円 ／ 29円
		その他の市町村	1.449	42.02円 ／ 29円
平成24年度	公共事業等債分	市場公募都市	0.888	25.75円 ／ 29円
		その他の市町村	1.081	31.34円 ／ 29円
	学校教育施設等整備事業債分	市場公募都市	0.859	24.91円 ／ 29円
		その他の市町村	0.948	27.48円 ／ 29円
	一般廃棄物処理事業債分	市場公募都市	1.385	40.17円 ／ 29円
		その他の市町村	1.431	41.51円 ／ 29円
平成25年度	公共事業等債分	市場公募都市	0.911	26.41円 ／ 29円
		その他の市町村	1.099	31.88円 ／ 29円
	学校教育施設等整備事業債分	市場公募都市	0.873	25.33円 ／ 29円
		その他の市町村	0.946	27.44円 ／ 29円
	一般廃棄物処理事業債分	市場公募都市	1.391	40.34円 ／ 29円
		その他の市町村	1.436	41.65円 ／ 29円
平成26年度	公共事業等債分	市場公募都市	0.941	27.29円 ／ 29円
		その他の市町村	1.135	32.92円 ／ 29円
	学校教育施設等整備事業債分	市場公募都市	0.874	25.34円 ／ 29円
		その他の市町村	0.939	27.23円 ／ 29円
	一般廃棄物処理事業債分	市場公募都市	1.325	38.43円 ／ 29円
		その他の市町村	1.403	40.70円 ／ 29円

平成27年度	公共事業等債分	市場公募都市	0.855	24.8円 ／ 29円
		その他の市町村	1.041	30.2円 ／ 29円
	学校教育施設等整備事業債分	市場公募都市	0.790	22.9円 ／ 29円
		その他の市町村	0.907	26.3円 ／ 29円
	一般廃棄物処理事業債分	市場公募都市	1.369	39.7円 ／ 29円
		その他の市町村	1.400	40.6円 ／ 29円
平成28年度	公共事業等債分	市場公募都市	0.834	24.2円 ／ 29円
		その他の市町村	1.038	30.1円 ／ 29円
	学校教育施設等整備事業債分	市場公募都市	0.793	23.0円 ／ 29円
		その他の市町村	0.924	26.8円 ／ 29円
	一般廃棄物処理事業債分	市場公募都市	1.355	39.3円 ／ 29円
		その他の市町村	1.397	40.5円 ／ 29円
平成29年度	公共事業等債分	市場公募都市	0.831	24.1円 ／ 29円
		その他の市町村	1.041	30.2円 ／ 29円
	学校教育施設等整備事業債分	市場公募都市	0.790	22.9円 ／ 29円
		その他の市町村	0.931	27.0円 ／ 29円
	一般廃棄物処理事業債分	市場公募都市	1.321	38.3円 ／ 29円
		その他の市町村	1.379	40.0円 ／ 29円
平成30年度	公共事業等債分	市場公募都市	0.829	24.03円 ／ 29円
		その他の市町村	1.040	30.16円 ／ 29円
	学校教育施設等整備事業債分	市場公募都市	0.784	22.74円 ／ 29円
		その他の市町村	0.927	26.89円 ／ 29円
	一般廃棄物処理事業債分	市場公募都市	1.284	37.24円 ／ 29円
		その他の市町村	1.351	39.18円 ／ 29円
令和元年度	公共事業等債分	市場公募都市	0.815	23.63円 ／ 29円
		その他の市町村	1.032	29.94円 ／ 29円
	学校教育施設等整備事業債分	市場公募都市	0.772	22.39円 ／ 29円
		その他の市町村	0.921	26.72円 ／ 29円
	一般廃棄物処理事業債分	市場公募都市	0.949	27.51円 ／ 29円
		その他の市町村	1.031	29.91円 ／ 29円
令和２年度	公共事業等債分	市場公募都市	0.819	23.76円 ／ 29円
		その他の市町村	1.047	30.37円 ／ 29円
	学校教育施設等整備事業債分	市場公募都市	0.769	22.31円 ／ 29円
		その他の市町村	0.937	27.18円 ／ 29円
	一般廃棄物処理事業債分	市場公募都市	0.955	27.70円 ／ 29円
		その他の市町村	1.048	30.40円 ／ 29円
令和３年度	公共事業等債分	市場公募都市	0.832	24.12円 ／ 29円
		その他の市町村	1.064	30.86円 ／ 29円
	学校教育施設等整備事業債分	市場公募都市	0.793	23.01円 ／ 29円
		その他の市町村	0.953	27.65円 ／ 29円
	一般廃棄物処理事業債分	市場公募都市	0.988	28.65円 ／ 29円
		その他の市町村	1.071	31.07円 ／ 29円
令和４年度	公共事業等債分	市場公募都市	0.119	3.45円 ／ 29円
		その他の市町村	0.129	3.75円 ／ 29円
	学校教育施設等整備事業債分	市場公募都市	0.158	4.57円 ／ 29円
		その他の市町村	0.163	4.72円 ／ 29円
	一般廃棄物処理事業債分	市場公募都市	0.146	4.24円 ／ 29円
		その他の市町村	0.149	4.31円 ／ 29円
令和５年度	公共事業等債分	市場公募都市	0.163	4.73円 ／ 29円
		その他の市町村	0.172	4.98円 ／ 29円
	学校教育施設等整備事業債分	市場公募都市	0.199	5.77円 ／ 29円
		その他の市町村	0.204	5.91円 ／ 29円
	一般廃棄物処理事業債分	市場公募都市	0.193	5.59円 ／ 29円
		その他の市町村	0.195	5.65円 ／ 29円

令和６年度	公共事業等債分	市 場 公 募 都 市	0.243	7.05円 ／ 29円
		そ の 他 の 市 町 村	0.286	8.28円 ／ 29円
	学校教育施設等整備事業債分	市 場 公 募 都 市	0.289	8.39円 ／ 29円
		そ の 他 の 市 町 村	0.321	9.31円 ／ 29円
	一般廃棄物処理事業債分	市 場 公 募 都 市	0.337	9.78円 ／ 29円
		そ の 他 の 市 町 村	0.344	9.98円 ／ 29円

29円：平成17年度許可債（一般公共事業債等分(市場公募都市)）千円当たりの令和７年度元利償還金(単位費用)

分子の数値：年度別・公募債発行状況別の民間等資金、政府資金及び機構資金の理論償還費を加重平均して算出した理論償還費に算入率を乗じて得た額

算　入　率：50％

第十一章　減税補塡債償還費

「減税補塡債償還費」の測定単位の数値は、個人の市町村民税に係る特別減税等による平成17年度及び平成18年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額である。
「減税補塡債償還費」は、１に示す償還条件による令和７年度の理論償還費を基礎として２のとおり種別補正係数を設定した。

１　種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

平成17年度許可債及び平成18年度同意等債

市場公募都市（民間等資金）　　30年償還(うち３年据置)(半年賦)

その他の市町村（政府資金）　　20年償還(うち３年据置)(半年賦)※10年金利見直し方式

※民間等資金については、平成17年度許可債より10年毎に借り換える前提としている。

２　種別補正係数

同　意　等　年　度		種別補正係数	種別補正係数算出基礎
平成17年度許可債（理論値）	市場公募都市	1.000	39.0円　／　39円
	その他の市町村	1.569	61.2円　／　39円
平成18年度同意等債（理論値）	市場公募都市	0.972	37.9円　／　39円
	その他の市町村	1.518	59.2円　／　39円

39円：平成17年度許可債(市場公募都市)千円当たりの令和７年度元利償還金(単位費用)

分子の数値：年度別・公募債発行状況の民間等資金と政府資金の理論償還費を加重平均して算出した理論償還費

算入率：100％

第十二章　臨時財政対策債償還費

「臨時財政対策債償還費」の測定単位の数値は、臨時財政対策のため平成17年度から令和６年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額である。

「臨時財政対策債償還費」は、下記１に示す償還条件による令和７年度の理論償還費を基礎として下記２のとおり種別補正係数を設定した。

令和７年度算定額は、令和５年度再算定で措置した臨時財政対策債償還基金費の算定額（以下「令和５年度基金費の額」という。）から令和５年度基金費の額の50％に相当する額を控除した額、及び令和６年度再算定で措置した臨時財政対策債償還基金費の算定額の50％に相当する額の合算額を控除する。

１　種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

(1) 市場公募都市

民間等資金
- 平成17年度許可債及び平成18年度～平成19年度同意等債　30年償還(うち3年据置)(半年賦)
- 平成20年度以降同意等債 30年償還(うち3年据置)(半年賦)、20年償還(うち3年据置)(半年賦)

政府資金　20年償還(うち3年据置)(半年賦)

機構資金
- 平成21年度同意等債 30年償還(うち5年据置)(半年賦)
- 平成22年度以降同意等債 30年償還(うち3年据置)(半年賦)

※全ての資金区分において10年利率見直し方式

(2) その他の市町村

民間等資金
- 平成19年度以前許可債 15年償還(うち3年据置)(半年賦)
- 平成20年度以降許可債 20年償還(うち3年据置)(半年賦)

政府資金　20年償還(うち3年据置)(半年賦)

機構資金　平成21年度以降同意等債 20年償還(うち3年据置)(半年賦)

※全ての資金区分において10年利率見直し方式

２　種別補正係数

同意等年度		種別補正係数	種別補正係数算出基礎
平成17年度許可債（発行可能額）	市場公募都市	1.000	39.0円 ／ 39円
	その他の市町村	1.177	45.9円 ／ 39円
平成18年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	0.972	37.9円 ／ 39円
	その他の市町村	1.190	46.4円 ／ 39円
平成19年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	0.972	37.9円 ／ 39円
	その他の市町村	1.208	47.1円 ／ 39円
平成20年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.087	42.41円 ／ 39円
	その他の市町村	1.572	61.30円 ／ 39円
平成21年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.136	44.29円 ／ 39円
	その他の市町村	1.587	61.90円 ／ 39円
平成22年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.170	45.62円 ／ 39円
	その他の市町村	1.603	62.51円 ／ 39円
平成23年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.196	46.66円 ／ 39円
	その他の市町村	1.567	61.12円 ／ 39円
平成24年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.255	48.95円 ／ 39円
	その他の市町村	1.586	61.87円 ／ 39円
平成25年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.282	49.98円 ／ 39円
	その他の市町村	1.608	62.71円 ／ 39円
平成26年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.295	50.5円 ／ 39円
	その他の市町村	1.644	64.1円 ／ 39円
平成27年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.115	43.5円 ／ 39円
	その他の市町村	1.526	59.5円 ／ 39円
平成28年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.097	42.8円 ／ 39円
	その他の市町村	1.518	59.2円 ／ 39円
平成29年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.103	43.0円 ／ 39円
	その他の市町村	1.515	59.1円 ／ 39円
平成30年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.108	43.22円 ／ 39円
	その他の市町村	1.513	59.01円 ／ 39円

令和元年度同意等債 （発行可能額）	市場公募都市	1.079	42.08円 ／ 39円
	その他の市町村	1.511	58.94円 ／ 39円
令和２年度同意等債 （発行可能額）	市場公募都市	1.052	41.01円 ／ 39円
	その他の市町村	1.522	59.37円 ／ 39円
令和３年度同意等債 （発行可能額）	市場公募都市	0.850	33.14円(※) ／ 39円
	その他の市町村	1.127	43.95円(※) ／ 39円
令和４年度同意等債 （発行可能額）	市場公募都市	0.151	5.87円 ／ 39円
	その他の市町村	0.142	5.55円 ／ 39円
令和５年度同意等債 （発行可能額）	市場公募都市	0.217	8.45円 ／ 39円
	その他の市町村	0.207	8.09円 ／ 39円
令和６年度同意等債 （発行可能額）	市場公募都市	0.329	12.83円 ／ 39円
	その他の市町村	0.348	13.59円 ／ 39円

※令和３年度再算定で措置した「臨時財政対策債償還基金費」の算定額を控除して算出している。

39円：平成17年度許可債(市場公募都市)千円当たりの令和７年度元利償還金(単位費用)

分子の数値：年度別・公募債発行状況別の民間等資金、政府資金及び機構資金の理論償還費を加重平均して算出した理論償還費

算入率：100％

第十三章　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費

「東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費」の測定単位の数値は、平成25年度から令和６年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額である。
「東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費」は、下記１に示す償還条件による令和７年度の理論償還費を基礎として下記２のとおり種別補正係数を設定した。

１　種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

平成25年度～平成27年度許可同意等債

(1) 市場公募都市

民間等資金　　30年・20年償還(うち3年据置)(半年賦)
政府資金　　20年償還(うち3年据置)(半年賦)
機構資金　　20年償還(うち5年据置)(半年賦)

(2) その他の市町村

民間等資金　　20年償還(うち3年据置)(半年賦)
政府資金　　20年償還(うち3年据置)(半年賦)
機構資金　　20年償還(うち5年据置)(半年賦)

平成28年度～平成30年度同意等債

(1) 市場公募都市

民間等資金　　30年償還・20年償還(うち3年据置)(半年賦)
機構資金　　20年償還(うち5年据置)(半年賦)

(2) その他の市町村

民間等資金　　20年償還(うち3年据置)(半年賦)
機構資金　　20年償還(うち5年据置)(半年賦)

令和元年度～令和６年度同意等債

(1) 市場公募都市

民間等資金　　30年償還・20年償還(うち3年据置)(半年賦)
機構資金　　30年償還(うち5年据置)(半年賦)

(2) その他の市町村

民間等資金　　20年償還(うち3年据置)(半年賦)
機構資金　　30年償還(うち5年据置)(半年賦)

※民間等資金については、10年毎に借り換える前提としている。

２　種別補正係数

同意等年度			種別補正係数	種別補正係数算出基礎
平成25年度	市場公募都市	全国防災事業	1.000	52.00円 ／ 52円
		緊急防災・減災事業	0.754	39.22円 ／ 52円
	その他の市町村	全国防災事業	1.004	52.20円 ／ 52円
		緊急防災・減災事業	0.897	46.64円 ／ 52円
平成26年度	市場公募都市	全国防災事業	0.988	51.4円 ／ 52円
		緊急防災・減災事業	0.773	40.21円 ／ 52円
	その他の市町村	全国防災事業	0.988	51.4円 ／ 52円
		緊急防災・減災事業	0.923	47.99円 ／ 52円
平成27年度	市場公募都市	全国防災事業	0.940	48.9円 ／ 52円
		緊急防災・減災事業	0.708	36.8円 ／ 52円
	その他の市町村	全国防災事業	0.940	48.9円 ／ 52円
		緊急防災・減災事業	0.850	44.2円 ／ 52円

平成28年度	市場公募都市	緊急防災・減災事業	0.696	36.2円 ／ 52円
	その他の市町村	緊急防災・減災事業	0.850	44.2円 ／ 52円
平成29年度	市場公募都市	緊急防災・減災事業	0.694	36.1円 ／ 52円
	その他の市町村	緊急防災・減災事業	0.850	44.2円 ／ 52円
平成30年度	市場公募都市	緊急防災・減災事業	0.695	36.13円 ／ 52円
	その他の市町村	緊急防災・減災事業	0.848	44.09円 ／ 52円
令和元年度	市場公募都市	緊急防災・減災事業	0.570	29.62円 ／ 52円
	その他の市町村	緊急防災・減災事業	0.726	37.74円 ／ 52円
令和２年度	市場公募都市	緊急防災・減災事業	0.389	20.24円 ／ 52円
	その他の市町村	緊急防災・減災事業	0.565	29.38円 ／ 52円
令和３年度	市場公募都市	緊急防災・減災事業	0.403	20.94円 ／ 52円
	その他の市町村	緊急防災・減災事業	0.583	30.30円 ／ 52円
令和４年度	市場公募都市	緊急防災・減災事業	0.107	5.58円 ／ 52円
	その他の市町村	緊急防災・減災事業	0.115	5.99円 ／ 52円
令和５年度	市場公募都市	緊急防災・減災事業	0.144	7.48円 ／ 52円
	その他の市町村	緊急防災・減災事業	0.150	7.81円 ／ 52円
令和６年度	市場公募都市	緊急防災・減災事業	0.210	10.93円 ／ 52円
	その他の市町村	緊急防災・減災事業	0.248	12.91円 ／ 52円

52円：平成25年度同意等債(全国防災事業（市場公募都市)）千円当たりの令和７年度元利償還金(単位費用)

分子の数値：年度別・公募債発行状況別の政府資金、機構資金及び民間等資金の理論償還費を加重平均して算出した理論償還費

算入率：（補助・直轄事業、全国防災事業）80%

（単独事業、緊急防災・減災事業）70%

第十四章　国土強靱化施策債償還費

「国土強靱化施策債償還費」の測定単位の数値は、令和元年度から令和６年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額である。
「国土強靱化施策債償還費」は、下記１に示す償還条件による令和７年度の理論償還費を基礎として下記２のとおり種別補正係数を設定した。

１　種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

令和元年度～令和６年度同意等債

(1) 市場公募都市

民 間 等 資 金　　30年償還・20年償還(うち3年据置)(半年賦)
政 府 資 金　　25年償還(うち3年据置)(半年賦)
機 構 資 金　　30年償還(うち5年据置)(半年賦)

(2) その他の市町村

民 間 等 資 金　　20年償還(うち3年据置)(半年賦)
政 府 資 金　　25年償還(うち3年据置)(半年賦)
機 構 資 金　　30年償還(うち5年据置)(半年賦)

※民間等資金については、10年毎に借り換える前提としている。

２　種別補正係数

同　意　等　年　度		種別補正係数	種別補正係数算出基礎
令和元年度防災・減災、国土強靱化事業50.0%算入分			
	市 場 公 募 都 市	0.829	22.38円 ／ 27円
	そ の 他 の 市 町 村	0.991	26.75円 ／ 27円
令和元年度防災・減災、国土強靱化事業60.0%算入分			
	市 場 公 募 都 市	1.000	27.00円 ／ 27円
	そ の 他 の 市 町 村	1.189	32.10円 ／ 27円
令和元年度緊急自然災害防止対策事業			
	市 場 公 募 都 市	1.097	29.62円 ／ 27円
	そ の 他 の 市 町 村	1.398	37.74円 ／ 27円
令和２年度防災・減災、国土強靱化事業50.0%算入分			
	市 場 公 募 都 市	0.832	22.47円 ／ 27円
	そ の 他 の 市 町 村	0.996	26.90円 ／ 27円
令和２年度防災・減災、国土強靱化事業60.0%算入分			
	市 場 公 募 都 市	0.999	26.96円 ／ 27円
	そ の 他 の 市 町 村	1.195	32.27円 ／ 27円
令和２年度緊急自然災害防止対策事業			
	市 場 公 募 都 市	0.750	20.24円 ／ 27円
	そ の 他 の 市 町 村	1.088	29.38円 ／ 27円
令和３年度防災・減災、国土強靱化事業50.0%算入分			
	市 場 公 募 都 市	0.764	20.64円 ／ 27円
	そ の 他 の 市 町 村	0.928	25.05円 ／ 27円
令和３年度防災・減災、国土強靱化事業60.0%算入分			
	市 場 公 募 都 市	0.917	24.76円 ／ 27円
	そ の 他 の 市 町 村	1.113	30.06円 ／ 27円
令和３年度緊急自然災害防止対策事業			
	市 場 公 募 都 市	0.696	18.80円 ／ 27円
	そ の 他 の 市 町 村	0.995	26.86円 ／ 27円
令和４年度防災・減災、国土強靱化事業50.0%算入分			
	市 場 公 募 都 市	0.201	5.44円 ／ 27円
	そ の 他 の 市 町 村	0.201	5.44円 ／ 27円
令和４年度防災・減災、国土強靱化事業60.0%算入分			
	市 場 公 募 都 市	0.241	6.52円 ／ 27円
	そ の 他 の 市 町 村	0.241	6.52円 ／ 27円

令和４年度緊急自然災害防止対策事業			
	市場公募都市	0.221	5.96円 ／ 27円
	その他の市町村	0.234	6.32円 ／ 27円
令和５年度防災・減災、国土強靱化事業50.0%算入分			
	市場公募都市	0.225	6.08円 ／ 27円
	その他の市町村	0.247	6.66円 ／ 27円
令和５年度防災・減災、国土強靱化事業60.0%算入分			
	市場公募都市	0.270	7.30円 ／ 27円
	その他の市町村	0.296	7.99円 ／ 27円
令和５年度緊急自然災害防止対策事業			
	市場公募都市	0.293	7.90円 ／ 27円
	その他の市町村	0.303	8.18円 ／ 27円
令和６年度防災・減災、国土強靱化事業50.0%算入分			
	市場公募都市	0.305	8.23円 ／ 27円
	その他の市町村	0.322	8.70円 ／ 27円
令和６年度防災・減災、国土強靱化事業60.0%算入分			
	市場公募都市	0.366	9.88円 ／ 27円
	その他の市町村	0.386	10.43円 ／ 27円
令和６年度緊急自然災害防止対策事業			
	市場公募都市	0.425	11.47円 ／ 27円
	その他の市町村	0.491	13.25円 ／ 27円

27円：令和元年度同意等債（防災・減災、国土強靱化事業60.0%算入分（市場公募都市））千円当たりの令和７年度元利償還金(単位費用)

分子の数値：事業区分別の政府資金、機構資金及び民間等資金の理論償還費を加重平均して算出した理論償還費

算入率：（防災・減災、国土強靱化事業）50%、60%

（緊急自然災害防止対策事業）70%

第十五章　地域の元気創造事業費

単位費用	2,530円	測定単位	人口

地域の元気創造事業費に適用する補正は、段階補正及び経常態容補正である。

算式　段階補正係数×(経常態容補正Ⅰ係数＋経常態容補正Ⅱ係数)

第一項　段　階　補　正

人口規模のコスト差を反映するため、人口の段階を第一表上欄のように定め、第一表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用を求めた。

さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　人口段階ごとの財政需要額

人口段階 / 経費区分	千人 4	12	20	30	100 (標準団体)	250	1,000	2,000
一般財源計 (千円)	34,934	45,844	63,503	85,843	253,000	572,413	1,082,840	1,280,180
単位当たり費用 Z (円)	8,734	3,820	3,175	2,861	2,530	2,290	1,083	640
Z／単位費用	3.452	1.510	1.255	1.131	1.000	0.905	0.428	0.253

第二表　段階補正係数算出表

人　口			段階補正係数
	～	12千人	$\frac{1}{P}$ (0.54 P＋ 11,660)
12	～	20千人	$\frac{1}{P}$ (0.87 P＋ 7,700)
20	～	30千人	$\frac{1}{P}$ (0.91 P＋ 6,900)
30	～	100千人	$\frac{1}{P}$ (0.94 P＋ 6,000)
100	～	250千人	$\frac{1}{P}$ (0.84 P＋ 16,000)
250	～	1,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.27 P＋ 158,500)
1,000千人	～		$\frac{1}{P}$ (0.08 P＋ 348,500)

(注1)　P＝当該団体の人口

(注2)　段階補正係数が15.000を超えるときは、15.000とする。

第二項　経 常 態 容 補 正

地域の元気創造事業費は、地域活性化に取り組むための財政需要について算定するものであるが、①行革により捻出した財源を活用して、地域経済活性化の取組を行っていると考えられることや、②地域経済活性化に積極的に取り組み、成果指標を伸ばしている団体は、地域経済活性化の取組により多く取り組んでいると考えられることから、算定に当たって、行革努力や地域経済活性化の成果を反映させることとし、そのための経常態容補正を適用することとしている。

算　　式

経常態容補正Ⅰ係数 ＝（ 0.1×Ａ ＋ 0.1×Ｂ ＋ 0.1×Ｃ ＋ 0.2×Ｄ ＋ 0.2×Ｅ ＋ 0.3）× α

Ａ～Ｅにあっては、負数となるときは0、2を超えるときは2とする。

α：0.660（算定額を1,500億円程度とするための率）

算式の符号

Ａ、Ｂ：ラスパイレス指数を用いた係数

Ａを求める算式：

Ａ＝（ －0.185 ）×（令和6年4月1日現在のラスパイレス指数）＋19.5

Ｂを求める算式：

Ｂ＝（ －0.185 ）×a＋18.5

a：令和2年～令和6年のラスパイレス指数の平均

Ｃ：経常的経費削減率を用いた係数

Ｃを求める算式：

$$Ｃ＝\ 2－\frac{\text{経常的経費（H27～R1平均）－経常的経費（H7～11平均）}}{\text{経常的経費（H7～11平均）}}\ ÷0.148$$

0.148：経常的経費削減率の全国平均

経常的経費：人件費（退職金を除き、投資的経費のうちの人件費を含む）、物件費、補助費等（一組負担金等のうち扶助費決算額、公債費決算額、積立金決算額、投資金等決算額、前年度繰上充用金決算額及び投資的経費決算額並びに都道府県に対するものを除き、一組負担金等のうち投資的経費のうち人件費決算額を加える）、繰出金（法（非）適公営企業会計等への繰出金のうち建設費及び公債費を除く）

※　復旧・復興事業分を控除する。

※　H29・30・R1年度については、権限・税源移譲により給与負担事務を行うこととなった県費負担教職員に対して負担した人件費に相当する数として総務大臣が通知した数から、権限・税源移譲により給与負担事務を行わなくなった県費負担教職員に対して負担した退職金に相当する数として総務大臣が通知した数を控除した数を控除する。

Ｄ：地方税徴収率を用いた係数

Ｄを求める算式：

$$Ｄ＝\ \ 52.63×\ \frac{\text{法定普通税及び法定目的税の収入済額（R5）}}{\text{法定普通税及び法定目的税の調定済額（R5）}}\ －50.63$$

Ｅ：業務システムに対するクラウド導入率を用いた係数

Ｅを求める算式：

$$Ｅ＝\ \ 3.39×\ \frac{\text{業務システムに対するクラウド導入数（R7）}}{\text{業務システムに対するシステム導入数（R7）}}\ －1.39$$

業務システムに対するシステム導入数：「自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査について（照会）」（令和７年４月22日付け総行デ第25号）において報告された「情報システム類型」の表頭「システム類型番号」のうち、類型が「システム未導入」又は「ガバメントクラウド」に対応するものとして回答したもの以外の数に類型が「ガバメントクラウド」に対応するものとして回答したもののうち、令和５年度に「システム未導入」に対応するものとして回答したもの以外の数を加えた数をいう。

業務システムに対するクラウド導入数：　「自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査について（照会）」において報告された「情報システム類型」の表頭「システム類型番号」のうち、類型が「自治体クラウド」又は「単独IaaS」、「共同IaaS」若しくは「単独SaaS」に対応するものとして回答した数に類型が「ガバメントクラウド」に対応するものとして回答したもののうち、令和５年度に「自治体クラウド」又は「単独IaaS」、「共同IaaS」若しくは「単独SaaS」に対応するものとして回答した数を加えた数をいう。ただし、令和３年４月２日以降に導入を開始した人事給与システム、財務会計システム及び文書管理システム以外のもののうち、導入に係る経費を令和３年度補正予算以後に計上したものを除く。

算　　式

経常態容補正Ⅱ係数　＝（0.15×Ｆ　＋　0.15×Ｇ　＋　0.1×Ｈ　＋ 0.1×Ｉ　＋ 0.1×Ｊ　＋ 0.1×Ｋ
＋ 0.1×Ｌ　＋ 0.1×Ｍ ＋ 0.1×Ｎ ）　× ａ ×　β

Ｆ～Ｎにあっては、1未満となるときは1、3を超えるときは3とする。

β ：0.330（算定額を1,425億円程度とするための率）

算式の符号

Ｆ：農業産出額を用いた係数

Ｆを求める算式：

$$Ｆ＝\ 47.62\times\frac{\text{2020センサスにより算出した農業産出額－2010センサスにより算出した農業産出額}}{\text{2010センサスにより算出した農業産出額}}\times\frac{1}{10}+2.19$$

農業産出額：「農産物販売金額規模別農家数もしくは経営体数」を用いて、以下の算式により算出する。

算式＝Σ（区分帯の中間値）×（区分帯ごとの農家数）

Ｇ：製造品出荷額等を用いた係数

Ｇを求める算式：

$$Ｇ＝\ 20.14\times\frac{\text{製造品出荷額等（R2～4平均）－製造品出荷額等（H22～24平均）}}{\text{製造品出荷額等（H22～24平均）}}\times\frac{1}{10}+1.36$$

n年製造品出荷額等：平成22年・平成24年は、平成22年・平成24年工業統計調査、平成23年・令和2年は、平成24年・令和3年経済センサス、令和3年・令和4年は、令和4年・令和5年経済構造実態調査の製造品出荷額等の数値

Ｈ：小売業年間商品販売額を用いた係数

Ｈを求める算式：

$$Ｈ＝\ 28.01\times\frac{\text{小売業年間商品販売額（R3）－小売業年間商品販売額（H24）}}{\text{小売業年間商品販売額（H24）}}\times\frac{1}{9}+1.02$$

n年小売業年間商品販売額：「n年経済センサス活動調査」

Ｉ：若年者就業率を用いた係数

Ｉを求める算式：

$Ｉ＝\ \ Ｉ_{1}＋Ｉ_{2}$

$Ｉ_{1}＝\ 298.51\times\ \ \{\text{若年者就業率（R2）－若年者就業率（H22）}\}\times\frac{1}{10}+0.58$

$Ｉ_{2}＝\ 17.45\times\text{若年者就業率（R2）}-11.22$

若年者就業率：15～34歳就業者数／15～34歳人口（n年国勢調査）

※労働力状態「不詳」人口を除く

Ｊ：女性就業率を用いた係数

Ｊを求める算式：

$J = J_1 + J_2$

$J_1 = 344.83 \times \{女性就業率（R2）－女性就業率（H22）\} \times \frac{1}{10} - 1.93$

$J_2 = 19.88 \times 女性就業率（R2）- 15.48$

女性就業率：25～44歳女性就業者数／25～44歳女性人口（n年国勢調査）

※労働力状態「不詳」人口を除く

Ｋ：高齢者就業率を用いた係数

Ｋを求める算式：

$K = K_1 + K_2$

$K_1 = 384.62 \times \{高齢者就業率（R2）－高齢者就業率（H22）\} \times \frac{1}{10} - 0.31$

$K_2 = 16.72 \times 高齢者就業率（R2）- 4.46$

高齢者就業率：65歳以上就業者数／65歳以上人口（n年国勢調査）

※労働力状態「不詳」人口を除く

Ｌ：従業者数を用いた係数

Ｌを求める算式：

$$L = 84.75 \times \frac{従業者数（R3）－従業者数（H24）}{従業者数（H24）} \times \frac{1}{9} + \gamma$$

γ：指定都市、中核市及び施行時特例市　0.67

都市　1.32

町村　1.75

n年従業者数：「n年経済センサス活動調査」

Ｍ：事業所数を用いた係数

Ｍを求める算式：

$$M = 106.38 \times \frac{事業所数（R3）－事業所数（H24）}{事業所数（H24）} \times \frac{1}{9} + \delta$$

δ：指定都市、中核市及び施行時特例市　1.66

都市　2.38

町村　2.70

n年事業所数：「n年経済センサス活動調査」

Ｎ：一人当たり地方税収を用いた係数

Ｎを求める算式：

$$N = 61.73 \times \frac{一人当たり地方税収（R3～5平均）－一人当たり地方税収（H22～24平均）}{一人当たり地方税収（H22～24平均）} \times \frac{1}{11} + 0.83$$

一人当たり地方税収：地方税／住民基本台帳登載人口

ａ：条件不利地域等の割増係数

人口減少等特別対策事業費に係る条件不利地域等の割増係数に同じ

第十六章　人口減少等特別対策事業費

単位費用	3,400円	測定単位	人口

人口減少等特別対策事業費に適用する補正は、段階補正及び経常態容補正である。

算式　段階補正係数×(経常態容補正Ⅰ係数＋経常態容補正Ⅱ係数)

第一項　段　階　補　正

人口規模のコスト差を反映するため、人口の段階を第一表上欄のように定め、第一表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用を求めた。

さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　人口段階ごとの財政需要額

人口段階 / 経費区分	千人 4	12	20	30	100 (標準団体)	250	1,000	2,000
一般財源計 (千円)	83,108	112,200	138,100	168,000	340,000	558,500	1,421,000	2,822,000
単位当たり費用 Z (円)	20,777	9,350	6,905	5,600	3,400	2,234	1,421	1,411
Z／単位費用	6.111	2.750	2.031	1.647	1.000	0.657	0.418	0.415

第二表　段階補正係数算出表

人　口			段階補正係数
	～	12千人	$\frac{1}{P}$ (1.07 P＋ 20,160)
12	～	20千人	$\frac{1}{P}$ (0.95 P＋ 21,600)
20	～	30千人	$\frac{1}{P}$ (0.90 P＋ 22,600)
30	～	100千人	$\frac{1}{P}$ (0.72 P＋ 28,000)
100	～	250千人	$\frac{1}{P}$ (0.43 P＋ 57,000)
250	～	1,000千人	$\frac{1}{P}$ (0.34 P＋ 79,500)
1,000千人	～		$\frac{1}{P}$ (0.41 P＋ 9,500)

(注1)　P＝当該団体の人口

(注2)　段階補正係数が15.000を超えるときは、15.000とする。

第二項　経 常 態 容 補 正

人口減少等特別対策事業費は、人口減少対策等に取り組むための財政需要について算定するものであるが、①直近の人口増減率等の指標が芳しくない団体は、人口減少対策等に取り組む必要性が高く、その財政需要が大きいと考えられることや、②人口増減率等の指標の伸び率が全国平均の伸び率を上回っているような団体は、全国平均の伸び率の団体と比べて、子育て支援の充実や移住の促進などに積極的かつ効果的に取り組んでおり、その財政需要も大きいと考えられることから、算定に当たって、人口減少対策等の「取組の必要度」や「取組の成果」を反映させることとし、そのための経常態容補正を適用することとしている。

算　　式

経常態容補正Ⅰ係数　＝（ 0.4×Ａ ＋ 0.075×Ｂ ＋ 0.075×Ｃ ＋ 0.075×Ｄ ＋ 0.075×Ｅ
＋ 0.075×Ｆ ＋ 0.075×Ｇ ＋ 0.075×Ｈ ＋ 0.075×Ｉ ）× α

Ａ～Ｉにあっては、負数となるときは0、3を超えるときは3とする。

α：0.608（算定額を2,000億円程度とするための率）

算式の符号

Ａ：人口増減率を用いた係数

Ａを求める算式：

①人口増減率（H24～26平均）が0以上のとき　　Ａ＝－0.01×人口増減率（H24～26平均）＋0.1

②人口増減率（H24～26平均）が0未満のとき　　Ａ＝－0.07×人口増減率（H24～26平均）＋0.1

人口増減率：｛増減数（日本人）／住民基本台帳登載人口（日本人）｝×1,000

（「住民基本台帳関係年報（H24～26）」）

Ｂ：転入者人口比率を用いた係数

Ｂを求める算式：

$$Ｂ＝\frac{40.3610}{転入者人口比率（H24～26平均）}$$

転入者人口比率：｛転入者数（日本人）／住民基本台帳登載人口（日本人）｝×1,000

（「住民基本台帳関係年報（H24～26）」）

40.3610：転入者人口比率の全国平均

Ｃ：転出者人口比率を用いた係数

Ｃを求める算式：

$$Ｃ＝\frac{転出者人口比率（H24～26平均）}{40.7378}$$

転出者人口比率：｛転出者数（日本人）／住民基本台帳登載人口（日本人）｝×1,000

（「住民基本台帳関係年報（H24～26）」）

40.7378：転出者人口比率の全国平均

Ｄ：年少者人口比率を用いた係数

Ｄを求める算式：

$$Ｄ＝\frac{0.1303}{年少者人口比率（H24～26平均）}$$

年少者人口比率：15歳未満人口（日本人）／住民基本台帳登載人口（日本人）

（「住民基本台帳関係年報（H24～26）」）

0.1303：年少者人口比率の全国平均

Ｅ：自然増減率を用いた係数

Ｅを求める算式：

①自然増減率（H24～26平均）が0以上のとき　　Ｅ＝－0.02×自然増減率（H24～26平均）＋0.1

②自然増減率（H24～26平均）が0未満のとき　　Ｅ＝－0.13×自然増減率（H24～26平均）＋0.1

自然増減率：［｛出生数（日本人）－死亡数（日本人）｝／住民基本台帳登載人口（日本人）］×1,000

（「住民基本台帳関係年報（H24～26）」）

Ｆ：若年者就業率を用いた係数

Ｆを求める算式：

$$Ｆ＝\frac{0.6072}{若年者就業率（H22）}$$

若年者就業率：15歳～34歳就業者数／15～34歳人口

（総務省「国勢調査（H22）」）

※労働力状態「不詳」人口を除く

0.6072：若年者就業率の全国平均

Ｇ：女性就業率を用いた係数

Ｇを求める算式：

$$Ｇ＝\frac{0.6746}{女性就業率（H22）}$$

女性就業率：25歳～44歳女性就業者数／25～44歳女性人口

（総務省「国勢調査（H22）」）

※労働力状態「不詳」人口を除く

0.6746：女性就業率の全国平均

Ｈ：有効求人倍率を用いた係数

Ｈを求める算式：

$$Ｈ＝\frac{1}{有効求人倍率（H26.11～H27.4平均）}$$

（厚生労働省「一般職業紹介状況」）※都道府県の一般職業紹介状況の数値を用いる。

Ｉ：一人当たり各産業の売上高を用いた係数

Ｉを求める算式：

$$Ｉ＝\frac{6,124,434}{一人当たり各産業の売上高}$$

一人当たり各産業の売上高：｛農業産出額（H27）＋製造品出荷額（H24～26平均）

＋小売業年間商品販売額（H26）＋卸売業年間商品販売額（H26）｝／人口

農業産出額：「農産物販売金額規模別農家数」を用いて以下の算式により算出する。

算式＝Σ（区分帯の中間値）×（区分帯ごとの農家数）

（農林水産省「農林業センサス（H27）」、
経済産業省「工業統計表（H24～26）」、「商業統計（H26）」
総務省「国勢調査（H27）」）

6,124,434：一人当たり各産業の売上高の全国平均

算　　式

経常態容補正Ⅱ係数　＝（ 0.25×Ｊ ＋ 0.1×Ｋ ＋ 0.1×Ｌ ＋ 0.1×Ｍ ＋ 0.25×Ｎ ＋ 0.1 ×Ｏ ＋ 0.1 ×Ｐ ）× ａ × β

Ｊ～Ｐにあっては、1未満となるときは1、3を超えるときは3とする。

ａにあっては、1未満となるときは1、1.5を超えるときは1.5とする。

β：0.333（算定額を2,000億円程度とするための率）

算式の符号

Ｊ：人口増減率を用いた係数

Ｊを求める算式：

Ｊ＝0.29×｛人口増減率（R4～6平均）－人口増減率（H14～16平均）｝＋γ

γ：指定都市、中核市及び施行時特例市　3.13

都市　3.62

町村　3.90

（「住民基本台帳関係年報（H14～16、R4～6）」）

Ｋ：転入者人口比率を用いた係数

Ｋを求める算式：

Ｋ＝0.26×｛転入者人口比率（R4～6平均）－転入者人口比率（H18～20平均）｝＋2.14

（「住民基本台帳関係年報（H18～20、R4～6）」）

Ｌ：転出者人口比率を用いた係数

Ｌを求める算式：

Ｌ＝－0.31×｛転出者人口比率（R4～6平均）－転出者人口比率（H18～20平均）｝－0.26

（「住民基本台帳関係年報（H18～20、R4～6）」）

Ｍ：年少者人口比率を用いた係数

Ｍを求める算式：

Ｍ＝121.21×｛年少者人口比率（R4～6平均）－年少者人口比率（H14～16平均）｝＋δ

δ：指定都市、中核市及び施行時特例市　3.57

都市　4.33

町村　4.37

（「住民基本台帳関係年報（H14～16、R4～6）」）

Ｎ：出生率を用いた係数

Ｎを求める算式：

Ｎ＝　N_1＋N_2

N_1＝ 0.14×｛修正後女性人口における出生率（R4～6平均）－修正後女性人口における出生率（H14～16平均）｝＋1.64

N_2＝ 0.15×修正後女性人口における出生率（R4～6平均)－4.29

N_1、N_2が0.5未満となるときは0.5とする。

（「住民基本台帳関係年報（H14～16、R4～6）」）

※　修正後女性人口における出生率

H14修正後女性人口における出生率：平成14年度の出生数／（平成14年度の15～19歳女性人口×0.153＋20～24歳女性人口×0.982＋25～29歳女性人口×2.303＋30～34歳女性人口×2.217＋35～39歳女性人口×0.792＋40～44歳女性人口×0.104＋45～49歳女性人口×0.002）

H15修正後女性人口における出生率：平成15年度の出生数／（平成15年度の15～19歳女性人口×0.146＋20～24歳女性人口×0.953＋25～29歳女性人口×2.271＋30～34歳女性人口×2.141＋35～39歳女性人口×0.835＋40～44歳女性人口×0.114＋45～49歳女性人口×0.003）

H16修正後女性人口における出生率：平成16年度の出生数／（平成16年度の15～19歳女性人口×0.144＋20～24歳女性人口×0.938＋25～29歳女性人口×2.220＋30～34歳女性人口×2.165＋35～39歳女性人口×0.887＋40～44歳女性人口×0.121＋45～49歳女性人口×0.003）

R4修正後女性人口における出生率：令和４年の出生数／（令和４年の15～19歳女性人口×0.051＋20～24歳女性人口×0.555＋25～29歳女性人口×2.097＋30～34歳女性人口×2.816＋35～39歳女性人口×1.611＋40～44歳女性人口×0.367＋45～49歳女性人口×0.011）

R5修正後女性人口における出生率：令和５年の出生数／（令和５年の15～19歳女性人口×0.051＋20～24歳女性人口×0.522＋25～29歳女性人口×2.033＋30～34歳女性人口×2.830＋35～39歳女性人口×1.627＋40～44歳女性人口×0.388＋45～49歳女性人口×0.012）

R6修正後女性人口における出生率：令和６年の出生数／（令和６年の15～19歳女性人口×0.051＋20～24歳女性人口×0.522＋25～29歳女性人口×2.033＋30～34歳女性人口×2.830＋35～39歳女性人口×1.627＋40～44歳女性人口×0.388＋45～49歳女性人口×0.012）

Ｏ：若年者就業率を用いた係数

Ｏ＝　O_1＋O_2

O_1＝ 37.04×｛若年者就業率（R2)－若年者就業率（H12)｝－0.57

O_1が1未満となるときは1、3を超えるときは3とする。

O_2＝ 17.44×若年者就業率（R2)－11.21

O_2が負数となるときは0、1を超えるときは1とする。

（総務省「国勢調査（H12、R2）」）

※労働力状態「不詳」人口を除く

Ｐ：女性就業率を用いた係数

Ｐを求める算式：

Ｐ＝　P_1＋P_2

P_1＝ 35.65×｛女性就業率（R2)－女性就業率（H12)｝－4.89

P_1が1未満となるときは1、3を超えるときは3とする。

P_2＝ 19.88×女性就業率（R2)－15.48

P_2が負数となるときは0、1を超えるときは1とする。

（総務省「国勢調査（H12、R2）」）

※労働力状態「不詳」人口を除く

ａ：条件不利地域等の割増係数

(1)割増対象団体

以下の①又は②の団体であって、財政力指数が全国平均未満（市町村0.49）の団体

①　区域の全部又は一部が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、旧過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の対象となっている市町村

②　①以外の団体であって、取組の必要度の係数が１を超えている市町村

(2)割増率

①に係る対象団体：区域の全部が条件不利地域に係る法律の対象となっている市町村は1.2、区域の一部が条件不利地域に係る法律の対象となっている市町村は1.1とし、取組の必要度の係数による率｛1＋（取組の必要度の係数－1）÷2｝が上回る場合は当該率

②に係る対象団体：取組の必要度の係数による率｛1＋（取組の必要度の係数－1）÷2｝

取組の必要度の係数：0.4×Ａ ＋ 0.075×Ｂ ＋ 0.075×Ｃ ＋ 0.075×Ｄ ＋ 0.075×Ｅ ＋ 0.075×Ｆ
＋ 0.075×Ｇ ＋ 0.075×Ｈ ＋ 0.075×Ｉ

第十七章　地域社会再生事業費

単位費用	1,950円	測定単位	人口

地域社会再生事業費に適用する補正は、段階補正及び経常態容補正である。

算式　段階補正係数×経常態容補正係数

第一項　段　階　補　正

人口規模のコスト差を反映するため、人口の段階を第一表上欄のように定め、第一表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用を求めた。

さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　人口段階ごとの財政需要額

人口段階 ＼ 経費区分	千人 1	4	8	12	20	30	100 (標準団体)	250	400	1,000	2,000
一般財源計 （千円）	10,224	25,788	37,128	43,692	56,620	73,230	195,000	413,000	608,400	1,215,000	2,220,000
単位当たり費用 Ｚ（円）	10,224	6,447	4,641	3,641	2,831	2,441	1,950	1,652	1,521	1,215	1,110
Ｚ／単位費用	5.243	3.306	2.380	1.867	1.452	1.252	1.000	0.847	0.780	0.623	0.569

第二表　段階補正係数算出表

人　　口			段階補正係数
	～	4千人	$\frac{1}{P}$（ 2.67 P＋ 2,560 ）
4	～	8千人	$\frac{1}{P}$（ 1.45 P＋ 7,440 ）
8	～	12千人	$\frac{1}{P}$（ 0.85 P＋ 12,240 ）
12	～	20千人	$\frac{1}{P}$（ 0.82 P＋ 12,600 ）
20	～	30千人	$\frac{1}{P}$（ 0.87 P＋ 11,600 ）
30	～	100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.89 P＋ 11,000 ）
100	～	250千人	$\frac{1}{P}$（ 0.75 P＋ 25,000 ）
250	～	400千人	$\frac{1}{P}$（ 0.66 P＋ 47,500 ）
400	～	1,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.52 P＋ 103,500 ）
1,000千人	～		$\frac{1}{P}$（ 0.51 P＋ 113,500 ）

（注1）Ｐ＝当該団体の人口

（注2）段階補正係数が10.000を超えるときは、10.000とする。

第二項　経 常 態 容 補 正

地域社会再生事業費は、地域社会の維持・再生に取り組むための財政需要について算定するものであるが、①直近の人口増減率等の指標が芳しくない団体は、地域社会の維持・再生に取り組む必要性が高く、その財政需要が大きいと考えられることや、②非人口集中地区に居住する人口が多く、またまばらに住んでいるところほど地域社会の維持・再生に係る経費が多く生じ、財政需要も大きいと考えられることから、算定に当たって、人口減少率や非人口集中地区人口を用いた指標を反映させることとし、そのための経常態容補正を適用することとしている。

算　　式

経常態容補正係数　＝（0.2×Ａ＋0.1×Ｂ＋0.1×Ｃ＋0.1×Ｄ）×α＋0.5×Ｅ×β

Ａ～Ｄにあっては、負数となるときは0.000、3.000を超えるときは3.000とする。

α：1.010（Ａ～Ｄによる算定額を全体の半分程度とするための率）

β：0.663（Ｅによる算定額を全体の半分程度とするための率）

算式の符号

Ａ：人口減少率を用いた係数

Ａを求める算式：

$$\text{Ａ}=\frac{\text{人口（平成22年国勢調査）}\quad-\quad\text{人口（令和２年国勢調査）}}{\text{人口（平成22年国勢調査）}}\quad\div\quad 0.066$$

小数点以下第３位未満を四捨五入する。

0.066：減少団体における平均人口減少率

Ｂ：年少人口（15歳未満人口）比率を用いた係数

Ｂを求める算式：

$$\text{Ｂ}=\frac{\text{人口（令和２年国勢調査）}}{\text{年少人口（令和２年国勢調査）}}\quad\times\quad 0.119$$

小数点以下第３位未満を四捨五入する。

0.119：年少人口比率の全国平均

Ｃ：高齢者人口（65歳以上人口）比率を用いた係数

Ｃを求める算式：

$$\text{Ｃ}=\frac{\text{高齢者人口（令和２年国勢調査）}}{\text{人口（令和２年国勢調査）}}\quad\div\quad 0.280$$

小数点以下第３位未満を四捨五入する。

0.280：高齢者人口比率の全国平均

Ｄ：生産年齢人口（15歳以上65歳未満人口）減少率を用いた係数

Ｄについては、生産年齢人口の減少団体の平均減少率の２倍を2.000、増加団体の平均増加率の２倍を0.000として指標を算出した。

Ｄを求める算式：

$$\text{Ｄ}=\left(\frac{\text{生産年齢人口（平成22年国勢調査）}\quad-\quad\text{生産年齢人口（令和２年国勢調査）}}{\text{生産年齢人口（令和２年国勢調査）}}\quad+\quad 0.070\right)\quad\div\quad 0.155$$

小数点以下第３位未満を四捨五入する。

0.155：減少団体の平均減少率（12.0％）及び増加団体の平均増加率（3.5％）の合計

Ｅ：非人口集中地区人口比率を用いた係数

Ｅを求める算式：

$$\text{Ｅ}=\frac{\text{補正後非人口集中地区人口}}{\text{人口（令和２年国勢調査）}}\quad\div\quad 0.263$$

小数点以下第３位未満を四捨五入する。

0.263：全国平均の補正後非人口集中地区人口比率

補正後非人口集中地区人口については、次の算式によって算出する。

（算式）　＝ 2.00×e1＋1.75×e2＋1.50×e3＋1.25×e4＋1.00×e5＋0.75×e6＋0.50×e7＋0.25×e8

e1： 当該団体の区域内におけるメッシュ人口（総務省統計局において公表した令和２年国勢調査に関する地域メッシュ統計にて、基準地域メッシュの中心点が帰属する当該市町村の区域内において、常住人口のいる基準地域メッシュ内の人口をいう。以下、同じ。）の合計のうち、100人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e2： 当該団体の区域内におけるメッシュ人口の合計のうち、100人以上200人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e3： 当該団体の区域内におけるメッシュ人口の合計のうち、200人以上300人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e4： 当該団体の区域内におけるメッシュ人口の合計のうち、300人以上400人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e5： 当該団体の区域内におけるメッシュ人口の合計のうち、400人以上500人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e6： 当該団体の区域内におけるメッシュ人口の合計のうち、500人以上1,000人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e7： 当該団体の区域内におけるメッシュ人口の合計のうち、1,000人以上2,000人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e8： 当該団体の区域内におけるメッシュ人口の合計のうち、2,000人以上4,000人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

第十八章　地域デジタル社会推進費

単位費用	760円	測定単位	人口

地域デジタル社会推進費に適用する補正は、段階補正及び経常態容補正である。

算式　段階補正係数×経常態容補正係数

第一項　段　階　補　正

人口規模のコスト差を反映するため、人口の段階を第一表上欄のように定め、第一表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用を求めた。

さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　人口段階ごとの財政需要額

人口段階 ＼ 経費区分	千人 4	8	12	20	30	100 (標準団体)	250	400	1,000	2,000
一般財源計 （千円）	16,450	20,458	22,774	27,350	33,250	76,000	153,580	222,530	436,330	791,330
単位当たり費用（円） Z	4,113	2,557	1,898	1,368	1,108	760	614	556	436	396
Z／単位費用	5.412	3.364	2.497	1.800	1.458	1.000	0.808	0.732	0.574	0.521

第二表　段階補正係数算出表

人　　口	段階補正係数
～　4千人	$\frac{1}{P}$（ 2.41 P＋ 12,000 ）
4 ～　8千人	$\frac{1}{P}$（ 1.32 P＋ 16,360 ）
8 ～　12千人	$\frac{1}{P}$（ 0.77 P＋ 20,760 ）
12 ～　20千人	$\frac{1}{P}$（ 0.75 P＋ 21,000 ）
20 ～　30千人	$\frac{1}{P}$（ 0.80 P＋ 20,000 ）
30 ～　100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.80 P＋ 20,000 ）
100 ～　250千人	$\frac{1}{P}$（ 0.68 P＋ 32,000 ）
250 ～　400千人	$\frac{1}{P}$（ 0.60 P＋ 52,000 ）
400 ～　1,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.47 P＋ 104,000 ）
1,000千人 ～	$\frac{1}{P}$（ 0.47 P＋ 104,000 ）

（注1）Ｐ＝当該団体の人口

第二項　経 常 態 容 補 正

地域デジタル社会推進費は、地方公共団体が地域社会のデジタル化を推進するための取組に要する経費について算定するものであるが、高齢者や障害者人口の割合、また、一次産業事業所や中小企業の割合が相対的に高い団体ほど、地域住民のデジタル活用支援や地域企業のデジタル化支援に要する経費が相対的に多く生じ、財政需要も大きいと考えられることから、算定に当たって、高齢者・障害者人口比率、一次産業事業所数比率や中小企業数比率を用いた指標を反映させることとし、そのための経常態容補正を適用することとしている。

なお、離島や過疎地域といったいわゆる条件不利地域については、地域社会のデジタル化に係る経費を多く要すると考えられることから、条件不利地域等の割増係数を設定している。

算　　式

経常態容補正係数　＝（ 0.5 × A ＋ 0.5 × B ）× α × β

なお、（ 0.5 × A ＋ 0.5 × B ）が6を超えるときは6.000とする。

算式の符号

A：地域住民を主な対象とする取組に係る指標を用いた係数

Aを求める算式：

$$A = \frac{\text{高齢者・障害者人口}}{\text{人口（令和２年国勢調査）}} \div 0.340$$

小数点以下第３位未満を四捨五入する。3を超える場合は3.000とする。

高齢者・障害者人口を求める算式　：a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4

a1：高齢者人口（令和２年国勢調査）

a2：身体障害者手帳交付台帳登載数（令和５年福祉行政報告例）

a3：療育手帳交付台帳登載数（令和５年福祉行政報告例）

a4：精神障害者手帳交付台帳登載数（令和５年衛生行政報告例）

0.340：高齢者・障害者人口率の全国平均

B：地域企業を主な対象とする取組に係る指標を用いた係数

Bを求める算式：

$$B = b \times \beta 1 \times \beta 2$$

小数点以下第３位未満を四捨五入する。

$$b = \frac{\text{事業所数（令和３年経済センサス活動調査）}}{\text{人口（令和２年国勢調査）}} \div 0.04086$$

小数点以下第３位未満を四捨五入する。3を超える場合は3.000とする。

0.04086：人口１人当たり事業所数割合の全国平均

$$\beta 1 = \frac{\text{一次産業事業所数（令和３年経済センサス活動調査）}}{\text{事業所数（令和３年経済センサス活動調査）}} \times 14.784 + 0.878$$

小数点以下第３位未満を四捨五入する。1に満たない場合は1.000、2を超える場合は2.000とする。

$$\beta 2 = \frac{\text{中小企業数（中小企業数調査）}}{\text{企業数（中小企業数調査）}} \times 321.543 - 319.543$$

小数点以下第３位未満を四捨五入する。1に満たない場合は1.000、2を超える場合は2.000とする。

α：条件不利地域等の割増係数

（１）割増対象団体

財政力指数が全国平均未満（市町村0.49）かつ区域の全部又は一部が、過疎地域の持続的な発展の支援に関する特別措置法、旧過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の対象となっている市町村。

（２）割増率

区域の全部が条件不利地域に係る法律の対象となっている市町村は1.2、区域の一部が条件不利地域に係る法律の対象となっている市町村は1.1 とする。

β：0.856（算定額を1,200億円程度とするための率）

包 括 算 定 経 費

単位費用	20,900円	測定単位	人　口
	2,190,000円		面　積

第一款　人口を測定単位とするもの

段　階　補　正

人口の段階を第一表左欄のように定め、それぞれについて単位費用の積算に用いた標準団体の財政需要額の算定の例により、第一表のとおり職員配置を想定し、第二表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用（第二表中Ｚ）を求めた。さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第三表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　人口段階ごとの職員配置表

（単位：人）

区分 / 人口段階	部　長	課　長	職 員 A	職 員 B	合　計	定員管理合理化計画に基づく減員	再　計
4 千人	1	1.4	3.6	4.6	10.6	0	10.6
8	1	1.5	6.8	7.1	16.3	0	16.3
12	1	2.5	6.7	7.9	18.1	0	18.1
20	1	2.7	7.0	12.7	23.4	0	23.4
30	1	3.8	8.3	21.4	34.5	0	34.5
100（標準団体）	5	10.0	12.0	50.0	77.0	0	77.0
250	9	20.0	33.0	124.0	186.0	0	186.0
400	14	27.0	47.5	188.5	277.0	0	277.0
1,000	33	53.0	97.0	379.0	562.0	0	562.0
2,000	36	59.0	197.5	796.5	1,089.0	0	1,089.0

第二表　人口段階ごとの財政需要額

（単位：百万円）

人口段階 / 経費区分	人 4,000	人 8,000	人 12,000	人 20,000	人 30,000	人 100,000 (標準団体)	人 250,000	人 400,000	人 1,000,000	人 2,000,000
企画費、総務費等	228	316	370	466	626	1,677	3,548	5,520	12,184	22,190
うち会計年度任用職員の給与改定等に要する経費	38	61	83	108	120	199	493	759	1,365	2,360
各種委員（会）等費	18	28	32	41	52	88	194	264	503	1,074
議会費	34	52	60	74	111	180	281	377	625	974
追加財政需要額	16	23	27	34	46	112	236	363	785	1,432
給与改善費	5	8	11	14	16	29	68	103	190	334
一般財源計	301	427	500	629	851	2,086	4,327	6,627	14,287	26,004
単位当たり費用Ｚ（円）	75,365	53,348	41,657	31,461	28,363	20,900	17,307	16,568	14,287	13,002
Ｚ／単位費用	3.606	2.553	1.993	1.505	1.357	1.000	0.828	0.793	0.684	0.622

第三表　段階補正係数算出表

人　　口	段階補正係数
～　0.5千人	$\frac{1}{P}$ （ 3.77 P＋ 2,760 ）
0.5 ～　2千人	$\frac{1}{P}$ （ 3.09 P＋ 3,100 ）
2 ～　4千人	$\frac{1}{P}$ （ 2.57 P＋ 4,140 ）
4 ～　8千人	$\frac{1}{P}$ （ 1.50 P＋ 8,420 ）
8 ～　12千人	$\frac{1}{P}$ （ 0.88 P＋ 13,380 ）
12 ～　20千人	$\frac{1}{P}$ （ 0.77 P＋ 14,700 ）
20 ～　30千人	$\frac{1}{P}$ （ 1.04 P＋ 9,300 ）
30 ～　100千人	$\frac{1}{P}$ （ 0.85 P＋ 15,000 ）
100 ～　250千人	$\frac{1}{P}$ （ 0.71 P＋ 29,000 ）
250 ～　400千人	$\frac{1}{P}$ （ 0.74 P＋ 21,500 ）
400 ～　1,000千人	$\frac{1}{P}$ （ 0.61 P＋ 73,500 ）
1,000千人 ～	$\frac{1}{P}$ （ 0.56 P＋ 123,500 ）

（注１）Ｐ＝当該団体の人口

（注２）段階補正係数が15.000を超えるときは、15.000とする。

第二款　面積を測定単位とするもの

種　別　補　正

測定単位の細目の種別を宅地の面積、田畑の面積、森林の面積及びその他の面積の４種とし、それぞれの区域に係る行政経費の率を次のとおりとしている。

宅地の面積	1.00
田畑の面積	0.90
森林の面積	0.25
その他の面積	0.19

田畑及び宅地の面積は、令和６年度の概要調書に記載されている田畑及び宅地の面積である。森林の面積は、農林業センサス規則によって調査した令和２年２月１日現在における公有及び私有の森林の合計面積である。

なお、市町村の区域に、２以上の市町村の区域にまたがる湖沼、池又は潟がある場合で、当該湖沼、池又は潟に係る境界が画定しているときは、当該湖沼、池又は潟の面積を測定単位に含める。

臨時経済対策費（道府県分）

単位費用	1,770円	測定単位	人口

臨時経済対策費に適用する補正は、段階補正、経常態容補正及び密度補正である。

算式　段階補正係数×（経常態容補正Ⅰ係数＋経常態容補正Ⅱ係数）＋（密度補正係数－１）

第一項　段　階　補　正

人口規模のコスト差を反映するため、人口の段階を第一表上欄のように定め、第一表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用を求めた。

さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　人口段階ごとの財政需要額

人口段階 ＼ 経費区分	千人 600	800	1,100	1,400	1,700 (標準団体)	2,100	2,500	3,500	5,000	6,000	8,000
一般財源計 （千円）	2,518,565	2,624,060	2,752,863	2,883,921	3,009,000	3,307,870	3,704,920	4,872,368	6,720,336	7,785,628	9,704,839
単位当たり費用 Ｚ（円）	4,198	3,280	2,503	2,060	1,770	1,575	1,482	1,392	1,344	1,298	1,213
Ｚ／単位費用	2.372	1.853	1.414	1.164	1.000	0.890	0.837	0.786	0.759	0.733	0.685

第二表　段階補正係数算出表

人　　口	段階補正係数
～　800千人	$\frac{1}{P}$（ 0.29 P＋ 1,249,000 ）
800 ～　1,100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.25 P＋ 1,281,000 ）
1,100 ～　1,400千人	$\frac{1}{P}$（ 0.24 P＋ 1,292,000 ）
1,400 ～　1,700千人	$\frac{1}{P}$（ 0.24 P＋ 1,292,000 ）
1,700 ～　2,100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.42 P＋ 986,000 ）
2,100 ～　2,500千人	$\frac{1}{P}$（ 0.56 P＋ 692,000 ）
2,500 ～　3,500千人	$\frac{1}{P}$（ 0.66 P＋ 442,000 ）
3,500 ～　5,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.70 P＋ 302,000 ）
5,000 ～　6,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.60 P＋ 802,000 ）
6,000千人 ～	$\frac{1}{P}$（ 0.54 P＋ 1,162,000 ）

（注1）Ｐ＝当該団体の人口

第二項　経 常 態 容 補 正

臨時経済対策費は、人口を基本とした上で、補正予算に基づく事業の内容に対応し、地域の基幹産業の活性化、こども・子育て支援等に関する客観的な指標を反映させることに加え、地方が単独で行う委託料等に係る物価高対応（価格転嫁対策）に必要となる経費を措置するため、経常態容補正を適用している。

算　　式

経常態容補正Ⅰ係数　＝（0.1×Ａ＋0.1×Ｂ＋0.2×Ｃ＋0.1×Ｄ＋0.3×Ｅ＋0.2）×α

Ａ～Ｅにあっては、3を超えるときは3とする。

α：1.07937（算定額を経済対策の地方負担の半分程度に合わせるための率）

算式の符号

Ａ：一人当たり各産業の売上高を用いた係数

Ａを求める算式：

$$A = \frac{7,181,150}{\text{一人当たり各産業の売上高}}$$　（小数点以下第３位未満を四捨五入）

※ 一人当たり各産業の売上高：｛第一次産業産出額（R3～R5平均）＋製造品出荷額（R3～R5平均）＋小売業年間商品販売額（R3）＋卸売業年間商品販売額（R3）｝／人口

※ 第一次産業産出額：「ｎ年農業産出額」「ｎ年林業産出額」「ｎ年漁業産出額」の合計

（農林水産省「生産農業所得統計（R3～R5）」、「林業産出額（R3～R5）」、「漁業産出額（R3～R5）」
経済産業省「経済センサス活動調査（R3）」、「経済構造実態調査（R4～R6）」
総務省「国勢調査（R2）」）

7,181,150 ：一人当たり各産業の売上高の全国平均

Ｂ：一人当たり事業所数を用いた係数

Ｂを求める算式：

$$B = \frac{\text{一人当たり事業所数}}{0.04087}$$　（小数点以下第３位未満を四捨五入）

※ 一人当たり事業所数：事業所数／人口　（小数点以下第５位未満を四捨五入）

（経済産業省「経済センサス活動調査（R3）」、総務省「国勢調査（R2）」）

0.04087 ：一人当たり事業所数の全国平均

Ｃ：年少者人口比率を用いた係数

Ｃを求める算式：

$$C = \frac{\text{年少者人口比率}}{0.113}$$　（小数点以下第３位未満を四捨五入）

※ 年少者人口比率：R7.1.1現在の住民基本台帳登載15歳未満人口／R7.1.1現在の住民基本台帳登載人口

（総務省「住民基本台帳関係年報（R7）」）

0.113: 年少者人口比率の全国平均

Ｄ：高齢者人口比率を用いた係数

Ｄを求める算式：

$$D = \frac{\text{高齢者人口比率}}{0.280}$$　（小数点以下第３位未満を四捨五入）

※ 高齢者人口比率： 高齢者人口／人口

（総務省「国勢調査（R2）」）

0.280 ：高齢者人口比率の全国平均

Ｅ：障害者人口比率を用いた係数

Ｅを求める算式：

$$E = \frac{\text{障害者人口比率}}{0.060}$$　（小数点以下第３位未満を四捨五入）

※ 障害者人口比率： 障害者人口／人口

（厚生労働省「福祉行政報告例（R5）」、「衛生行政報告例（R5）」、総務省「国勢調査（R2）」）

0.060 ：障害者人口比率の全国平均

算　　式

経常態容補正Ⅱ係数　＝（0.5×Ａ＋0.5）×β

Ａにあっては、2を超えるときは2とする。

β：0.26734（算定額を物価高対応（価格転嫁対策）のうち、道府県分500億円程度に合わせるための率）

算式の符号

Ａ：人口密度を用いた係数

Ａを求める算式：

$$A = \frac{334}{\text{人口密度}}$$　（小数点以下第３位未満を四捨五入）

※ 人口密度：人口／面積

（総務省「国勢調査（R2）」、国土地理院「令和７年全国都道府県市区町村別面積調」）

334 ：人口密度の全国平均

第三項　密 度 補 正

平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判所判決への対応を踏まえた保護費の追加支給に必要となる経費を算定するため、密度補正を適用している。

算　　式

$$（\text{密度補正係数}－1）＝ \frac{1}{A \times 1,770円} \times（B \times \alpha \times 17,036円）$$

算式の符号

Ａ：測定単位

Ｂ：当該団体の被生活保護者等のうち生活扶助等を受けた者の数

当該都道府県の区域内の平成30年度から令和５年度までの各年度において当該年度の４月１日から３月31日までの間に生活保護法に基づく生活扶助を受けた者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく生活支援給付を受けた者の月ごとの実人員の合計数から当該都道府県の区域内の市町村が経費を負担した者の月ごとの実人員の合計数を控除した数として総務大臣が通知した数の合計数を72で除して得た数

α：生活保護の級地区分ごとの係数を各町村（福祉事務所設置町村を除く。以下同じ。）の人口に乗じ各町村の人口の合計で除して得た率と、生活保護の級地区分ごとの係数を各市（政令市及び中核市を除き、福祉事務所設置町村を含む。以下同じ。）の人口に乗じ各市の人口の合計で除して得た率を、繰替支弁等の割合で加重平均して得た率

1,770円：単位費用

17,036円：被生活保護者等のうち生活扶助等を受けた者一人当たり単価

給与改定費（道府県分）

単位費用	1,640円	測定単位	人口

給与改定費に適用する補正は、段階補正、密度補正、普通態容補正である。

算式
段階補正係数×密度補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅱ係数＋密度補正Ⅱ係数

第一項　段　階　補　正

人口規模のコスト差を反映するため、人口の段階を第一表上欄のように定め、第一表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用を求めた。

さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

また、指定都市、児童相談所設置中核市、中核市（児童相談所設置中核市を除く。）、特別区及び保健所設置市を包括する都道府県については、普通態容補正Ⅰにおいて権能差の補正が行われており、段階補正についても当該都道府県が行う指定都市、児童相談所設置中核市、中核市（児童相談所設置中核市を除く。）、特別区及び保健所設置市に係る権能差補正による残分が対象となるべきと考えられるため、段階補正に用いる人口は、権能差補正後の人口によることとしている。

なお、権能差補正率は、指定都市にあっては0.928、児童相談所設置中核市にあっては0.937、中核市（児童相談所設置中核市を除く。）にあっては0.952、特別区及び保健所設置市にあっては0.960としている。

第一表　人口段階ごとの財政需要額

人口段階 ＼ 経費区分	千人 600	800	1,100	1,400	1,700 （標準団体）	2,100	2,500	3,500	5,000	6,000	8,000
一般財源計 （千円）	1,331,222	1,610,128	1,953,560	2,378,783	2,788,000	3,240,268	3,783,869	4,967,386	6,705,433	7,952,408	10,116,920
単位当たり費用（円） Z	2,219	2,013	1,776	1,699	1,640	1,543	1,514	1,419	1,341	1,325	1,265
Z／単位費用	1.353	1.227	1.083	1.036	1.000	0.941	0.923	0.865	0.818	0.808	0.771

第二表　段階補正係数算出表

人　　口	段階補正係数
～　800千人	$\frac{1}{P}$（ 0.85 P＋ 302,400 ）
800 ～　1,100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.70 P＋ 422,400 ）
1,100 ～　1,400千人	$\frac{1}{P}$（ 0.86 P＋ 241,270 ）
1,400 ～　1,700千人	$\frac{1}{P}$（ 0.83 P＋ 285,600 ）
1,700 ～　2,100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.69 P＋ 526,580 ）
2,100 ～　2,500千人	$\frac{1}{P}$（ 0.83 P＋ 236,250 ）
2,500 ～　3,500千人	$\frac{1}{P}$（ 0.72 P＋ 507,500 ）
3,500 ～　5,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.71 P＋ 548,330 ）
5,000 ～　6,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.76 P＋ 300,000 ）
6,000千人 ～	$\frac{1}{P}$（ 0.66 P＋ 888,000 ）

（注1）Ｐ＝当該団体の人口

第二項　密 度 補 正　Ⅰ

人口密度の大小による人件費の逓増・逓減を勘案し、第三表の密度補正Ⅰ係数算出表を定めた。

第三表　密度補正係数算出表

人　　口	密度補正係数
250人以上 ～	1.00
200人以上 ～ 250人未満	$\frac{1}{P}$（ 0.92 P＋ 21.0 ）
150人以上 ～ 200人未満	$\frac{1}{P}$（ 0.94 P＋ 16.8 ）
100人以上 ～ 150人未満	$\frac{1}{P}$（ 0.96 P＋ 13.2 ）
～ 100人未満	$\frac{1}{P}$（ 0.95 P＋ 14.1 ）

（注）Ｐ＝当該団体の人口密度

第三項　普　通　態　容　補　正　Ⅰ

行政権能差につき、次に示すところによって補正率を算出し、指定都市、児童相談所設置中核市、中核市（児童相談所設置中核市を除く。）、特別区及び保健所設置市のそれぞれの人口に、当該補正率を乗じて得た数と一般市町村の人口の合計数を人口で除して得た率をもって普通態容補正Ⅰ係数とした。

(1)　指定都市県

$$権能差＝\frac{残置一般財源}{標団一般総額}＝\frac{2,587,627}{2,788,000}＝0.928$$

(2)　児童相談所設置中核市県

$$権能差＝\frac{残置一般財源}{標団一般総額}＝\frac{2,611,542}{2,788,000}＝0.937$$

(3)　中核市（児童相談所設置中核市を除く。）県

$$権能差＝\frac{残置一般財源}{標団一般総額}＝\frac{2,654,161}{2,788,000}＝0.952$$

(4)　特別区及び保健所設置市県

$$権能差＝\frac{残置一般財源}{標団一般総額}＝\frac{2,675,360}{2,788,000}＝0.960$$

第四項　普　通　態　容　補　正　Ⅱ

地域手当の級地区分に応じた給与差を反映させるものであり、次表による補正率を算出した上で、この率を当該地域手当の級地区分の市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該道府県の人口で除して得た率をもって普通態容補正Ⅱ係数とした。

地域手当の級地区分	補正係数
１級地(旧１級地)	1.051
２級地(旧２級地)	1.041
２級地(旧３級地)	1.038
２級地(旧４級地)	1.036
２級地(旧５級地)	1.036
２級地(旧６級地)	1.026
２級地(旧７級地)	1.018
２級地(旧無級地)	1.010

３級地(旧２級地)	1.038
３級地(旧３級地)	1.036
３級地(旧４級地)	1.031
３級地(旧５級地)	1.028
３級地(旧６級地)	1.026
３級地(旧無級地)	1.010
４級地(旧４級地)	1.028
４級地(旧５級地)	1.023
４級地(旧６級地)	1.018
４級地(旧７級地)	1.015
４級地(旧無級地)	1.010
５級地(旧６級地)	1.013
５級地(旧７級地)	1.008
５級地(旧無級地)	1.005
無級地(旧７級地)	1.005
無級地(旧無級地)	1.000

第五項　密　度　補　正　Ⅱ

義務教育教職員、高等学校教職員及び警察職員の給与改定費を算定するため、密度補正Ⅱを適用している。

算式

$$\text{（密度補正Ⅱ係数－１）} = \frac{1}{\text{A}\times 1.640\text{千円}} \times \left\{ (\text{B}+\text{C}+\text{D})\times 103.177\times \text{E} + (\text{F}+\text{G})\times 132.557\times \text{H} + \text{I}\times 137.116\times \text{H} \right\} - \frac{1,742,479\text{千円}}{1.640\text{千円} \times 1,700,000\text{人}}$$

$$= \frac{1}{\text{A}\times 1.640\text{千円}} \times \left\{ (\text{B}+\text{C}+\text{D})\times 103.177\times \text{E} + (\text{F}+\text{G})\times 132.557\times \text{H} + \text{I}\times 137.116\times \text{H} \right\} - 0.625$$

算式の符号

Ａ：測定単位

Ｂ：小学校教職員数

Ｃ：中学校教職員数

Ｄ：特別支援学校（小学部及び中学部）教職員数

Ｅ：義務教育教職員の地域手当等給与差を反映する率

　次表による補正率を算出した上で、この率を当該地域手当の級地区分の市町村の人口（政令市除く。）に乗じて得た数の合計数を当該道府県の人口で除して得た率

地域手当の級地区分	補正係数
１級地(旧１級地)	1.151
２級地(旧２級地)	1.120
２級地(旧３級地)	1.112
２級地(旧４級地)	1.105
２級地(旧５級地)	1.105
２級地(旧６級地)	1.075
２級地(旧７級地)	1.052
２級地(旧無級地)	1.030
３級地(旧２級地)	1.112
３級地(旧３級地)	1.105
３級地(旧４級地)	1.090
３級地(旧５級地)	1.082

３級地(旧６級地)	1.075
３級地(旧無級地)	1.030
４級地(旧４級地)	1.082
４級地(旧５級地)	1.067
４級地(旧６級地)	1.052
４級地(旧７級地)	1.045
４級地(旧無級地)	1.030
５級地(旧６級地)	1.037
５級地(旧７級地)	1.022
５級地(旧無級地)	1.015
無級地(旧７級地)	1.015
無級地(旧無級地)	1.000

Ｆ：高等学校教職員数

Ｇ：特別支援学校（高等部）教職員数

Ｈ：地域手当等給与差を反映する率

次表による補正率を算出した上で、この率を当該地域手当の級地区分の市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該道府県の人口で除して得た率

地域手当の級地区分	補正係数
１級地(旧１級地)	1.151
２級地(旧２級地)	1.120
２級地(旧３級地)	1.112
２級地(旧４級地)	1.105
２級地(旧５級地)	1.105
２級地(旧６級地)	1.075
２級地(旧７級地)	1.052
２級地(旧無級地)	1.030
３級地(旧２級地)	1.112
３級地(旧３級地)	1.105
３級地(旧４級地)	1.090
３級地(旧５級地)	1.082
３級地(旧６級地)	1.075
３級地(旧無級地)	1.030
４級地(旧４級地)	1.082
４級地(旧５級地)	1.067
４級地(旧６級地)	1.052
４級地(旧７級地)	1.045
４級地(旧無級地)	1.030
５級地(旧６級地)	1.037
５級地(旧７級地)	1.022
５級地(旧無級地)	1.015
無級地(旧７級地)	1.015
無級地(旧無級地)	1.000

Ｉ：警察職員数

1.640千円：単位費用

103.177：義務教育教職員の給与改定を勘案した標準的な乗率

132.557：高等学校教職員の給与改定を勘案した標準的な乗率

137.116：警察職員の給与改定を勘案した標準的な乗率

1,742,479千円：単位費用に積算されている義務教育教職員、高等学校教職員及び警察職員の給与改定に係る一般財源額

1,700,000人：標準団体規模

臨時財政対策債償還基金費（道府県分）

「臨時財政対策債償還基金費」の測定単位の数値は、臨時財政対策のため平成17年度から令和６年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額である。
「臨時財政対策債償還基金費」は、下記１に示す償還条件による令和８年度及び令和９年度の理論償還費を基礎として、下記２のとおり種別補正係数を設定した。

１　種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

(1) 平成17年度許可債及び平成18年度～20年度同意等債

民 間 等 資 金　　30年償還・20年償還(うち3年据置)(半年賦)
政 府 資 金　　20年償還(うち3年据置)(半年賦)※10年利率見直し方式

(2) 平成21年度～令和６年度同意等債

民 間 等 資 金　　30年償還・20年償還(うち3年据置)(半年賦)
政 府 資 金　　20年償還(うち3年据置)(半年賦)※10年利率見直し方式
機 構 資 金　　30年償還(うち3年据置(21年度は5年据置))(半年賦) ※10年利率見直し方式

※民間等資金については、平成17年度許可債より10年毎に借り換える前提としている。

２　種別補正係数

同　意　等　年　度	種別補正係数	種別補正係数算出基礎
平成17年度許可債（発行可能額）	1.000	1.00円　／　1円
平成18年度同意等債（発行可能額）	2.400	2.40円　／　1円
平成19年度同意等債（発行可能額）	2.700	2.70円　／　1円
平成20年度同意等債（発行可能額）	2.970	2.97円　／　1円
平成21年度同意等債（発行可能額）	2.960	2.96円　／　1円
平成22年度同意等債（発行可能額）	2.910	2.91円　／　1円
平成23年度同意等債（発行可能額）	2.900	2.90円　／　1円
平成24年度同意等債（発行可能額）	2.970	2.97円　／　1円
平成25年度同意等債（発行可能額）	3.110	3.11円　／　1円
平成26年度同意等債（発行可能額）	3.230	3.23円　／　1円
平成27年度同意等債（発行可能額）	3.390	3.39円　／　1円
平成28年度同意等債（発行可能額）	3.000	3.00円　／　1円
平成29年度同意等債（発行可能額）	2.800	2.80円　／　1円
平成30年度同意等債（発行可能額）	2.870	2.87円　／　1円
令和元年度同意等債（発行可能額）	2.820	2.82円　／　1円
令和２年度同意等債（発行可能額）	2.820	2.82円　／　1円
令和３年度同意等債（発行可能額）	2.130	2.13円※　／　1円
令和４年度同意等債（発行可能額）	2.910	2.91円　／　1円
令和５年度同意等債（発行可能額）	1.120	1.12円　／　1円
令和６年度同意等債（発行可能額）	0.770	0.77円　／　1円

※令和３年度算定における「臨時財政対策債償還基金費」の算定額を控除して算出していること。

1円：平成17年度許可債千円当たりの基金への積立経費(単位費用)

分子の数値：年度別の民間等資金、政府資金及び機構資金の理論償還費を加重平均して算出した理論償還費

算入率：100％

臨時経済対策費（市町村分）

単位費用	1,770円	測定単位	人口

臨時経済対策費に適用する補正は、段階補正、経常態容補正及び密度補正である。

算式　段階補正係数×（経常態容補正Ⅰ係数＋経常態容補正Ⅱ係数）＋（密度補正係数－１）

第一項　段　階　補　正

人口規模のコスト差を反映するため、人口の段階を第一表上欄のように定め、第一表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用を求めた。

さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　人口段階ごとの財政需要額

人口段階 / 経費区分	千人 1	4	8	12	20	30	100 (標準団体)	250	400	1,000	2,000
一般財源計 （千円）	9,623	22,381	32,026	38,005	50,420	65,306	177,000	383,466	572,121	1,195,104	2,247,404
単位当たり費用 Ｚ（円）	9,623	5,595	4,003	3,167	2,521	2,177	1,770	1,534	1,430	1,195	1,124
Ｚ／単位費用	5.437	3.161	2.262	1.789	1.424	1.230	1.000	0.867	0.808	0.675	0.635

第二表　段階補正係数算出表

人　　口	段階補正係数
～　4千人	$\frac{1}{P}$（ 2.41 P＋ 3,020 ）
4 ～　8千人	$\frac{1}{P}$（ 1.36 P＋ 7,220 ）
8 ～　12千人	$\frac{1}{P}$（ 0.84 P＋ 11,380 ）
12 ～　20千人	$\frac{1}{P}$（ 0.88 P＋ 10,900 ）
20 ～　30千人	$\frac{1}{P}$（ 0.85 P＋ 11,500 ）
30 ～　100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.90 P＋ 10,000 ）
100 ～　250千人	$\frac{1}{P}$（ 0.78 P＋ 22,000 ）
250 ～　400千人	$\frac{1}{P}$（ 0.71 P＋ 39,500 ）
400 ～　1,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.59 P＋ 87,500 ）
1,000千人 ～	$\frac{1}{P}$（ 0.59 P＋ 87,500 ）

（注1）Ｐ＝当該団体の人口

（注2）段階補正係数が20.000を超えるときは、20.000とする。

第二項　経 常 態 容 補 正

臨時経済対策費は、人口を基本とした上で、補正予算に基づく事業の内容に対応し、地域の基幹産業の活性化、こども・子育て支援等に関する客観的な指標を反映させることに加え、地方が単独で行う委託料等に係る物価高対応（価格転嫁対策）に必要となる経費を措置するため、経常態容補正を適用している。

算　　式

経常態容補正Ｉ係数　＝（0.1×Ａ＋0.1×Ｂ＋0.2×Ｃ＋0.1×Ｄ＋0.3×Ｅ＋0.2）×α

Ａ～Ｅにあっては、3を超えるときは3とする。

α：1.07052（算定額を経済対策の地方負担の半分程度に合わせるための率）

算式の符号

Ａ：一人当たり各産業の売上高を用いた係数

Ａを求める算式：

$$A = \frac{6,992,241}{\text{一人当たり各産業の売上高}}$$　（小数点以下第３位未満を四捨五入）

※ 一人当たり各産業の売上高：｛農業産出額(R2)＋製造品出荷額（R3～R5平均）＋
小売業年間商品販売額（R3）＋卸売業年間商品販売額（R3）｝／人口

農業産出額：「農産物販売金額規模別の経営体数（個人経営体）」を用いて、以下の算式により算出する。

算式：Σ（区分帯の中間値）×（区分帯ごとの経営体数）

（農林水産省「農林業センサス（2020）」
経済産業省「経済センサス活動調査（R3）」、「経済構造実態調査（R4～R6）」
総務省「国勢調査（R2）」）

6,992,241 ：一人当たり各産業の売上高の全国平均

Ｂ：一人当たり事業所数を用いた係数

Ｂを求める算式：

$$B = \frac{\text{一人当たり事業所数}}{0.04086}$$　（小数点以下第３位未満を四捨五入）

※ 一人当たり事業所数：事業所数／人口　（小数点以下第５位未満を四捨五入）

（経済産業省「経済センサス活動調査（R3）」、総務省「国勢調査（R2）」）

0.04086 ：一人当たり事業所数の全国平均

Ｃ：年少者人口比率を用いた係数

Ｃを求める算式：

$$C = \frac{\text{年少者人口比率}}{0.113}$$　（小数点以下第３位未満を四捨五入）

※ 年少者人口比率：R7.1.1現在の住民基本台帳登載15歳未満人口／R7.1.1現在の住民基本台帳登載人口

（総務省「住民基本台帳関係年報（R7）」）

0.113：年少者人口比率の全国平均

Ｄ：高齢者人口比率を用いた係数

Ｄを求める算式：

$$D = \frac{\text{高齢者人口比率}}{0.280}$$　（小数点以下第３位未満を四捨五入）

※ 高齢者人口比率：高齢者人口／人口

（総務省「国勢調査（R2）」）

0.280 ：高齢者人口比率の全国平均

Ｅ：障害者人口比率を用いた係数

Ｅを求める算式：

$$E = \frac{\text{障害者人口比率}}{0.060}$$　（小数点以下第３位未満を四捨五入）

※ 障害者人口比率：障害者人口／人口

（厚生労働省「福祉行政報告例（R5）」、「衛生行政報告例（R5）」、総務省「国勢調査（R2）」）

0.060 ：障害者人口比率の全国平均

算　　式

経常態容補正Ⅱ係数　＝（0.5×Ａ＋0.5）×β

Ａにあっては、2を超えるときは2とする。

β：0.95441（算定額を物価高対応（価格転嫁対策）のうち、市町村分1,500億円程度に合わせるための率）

算式の符号

Ａ：人口密度を用いた係数

Ａを求める算式：

$$A = \frac{338}{\text{人口密度}}$$　（小数点以下第３位未満を四捨五入）

※ 人口密度：人口／面積

（総務省「国勢調査（R2）」、国土地理院「令和７年全国都道府県市区町村別面積調」）

338 ：人口密度の全国平均

第三項　密 度 補 正

平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判所判決への対応を踏まえた保護費の追加支給に必要となる経費を算定するため、密度補正を適用している。

算　　式

$$（\text{密度補正係数}－１）＝ \frac{1}{\text{Ａ}\times 1,770\text{円}} \times（\text{Ｂ}\times\alpha\times 17,036\text{円}）$$

算式の符号

Ａ：測定単位

Ｂ：当該団体の被生活保護者等のうち生活扶助等を受けた者の数

当該市町村の区域内の平成30年度から令和５年度の各年度において当該年度の４月１日から３月31日までの間に生活保護法に基づく生活扶助を受けた者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく生活支援給付を受けた者（当該市町村がその経費を負担した者に限る。）の月ごとの実人員の合計数として総務大臣が通知した数の合計数を72で除して得た数

α：生活保護の級地区分ごとの係数

級地	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
係数	1.215	1.173	1.109	1.087	1.036	1.000

1,770円：単位費用

17,036円：被生活保護者等のうち生活扶助等を受けた者一人当たり単価

給与改定費（市町村分）

単位費用	1,330円	測定単位	人口

給与改定費に適用する補正は、段階補正、密度補正、普通態容補正である。

算式
段階補正係数×密度補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅱ係数＋密度補正Ⅱ係数

第一項　段　階　補　正

人口規模のコスト差を反映するため、人口の段階を第一表上欄のように定め、第一表のとおり経費を積算して、各段階における単位当たり費用を求めた。
さらに、各段階の単位当たり費用と単位費用との比を求め、これを基礎として、第二表の段階補正係数算出表を定めた。

第一表　人口段階ごとの財政需要額

人口段階 ＼ 経費区分	千人 4	8	12	20	30	100 (標準団体)	250	400	1,000	2,000
一般財源計 （千円）	17,916	20,923	27,262	37,342	53,679	132,994	294,045	445,644	1,010,741	1,864,658
単位当たり費用（円） Z	4,479	2,615	2,272	1,867	1,789	1,330	1,176	1,114	1,011	932
Z／単位費用	3.368	1.966	1.708	1.404	1.345	1.000	0.884	0.838	0.760	0.701

第二表　段階補正係数算出表

人　　口	段階補正係数
～　8千人	$\frac{1}{P}$（ 0.56 P＋ 11,220 ）
8 ～　12千人	$\frac{1}{P}$（ 1.19 P＋ 6,190 ）
12 ～　20千人	$\frac{1}{P}$（ 0.95 P＋ 9,120 ）
20 ～　30千人	$\frac{1}{P}$（ 1.23 P＋ 3,540 ）
30 ～　100千人	$\frac{1}{P}$（ 0.85 P＋ 14,790 ）
100 ～　250千人	$\frac{1}{P}$（ 0.81 P＋ 19,330 ）
250 ～　400千人	$\frac{1}{P}$（ 0.76 P＋ 30,670 ）
400 ～　1,000千人	$\frac{1}{P}$（ 0.71 P＋ 52,000 ）
1,000千人 ～	$\frac{1}{P}$（ 0.64 P＋ 118,000 ）

（注1）Ｐ＝当該団体の人口
（注2）段階補正係数が3.368を超えるときは、3.368とする。

第二項　密　度　補　正　Ⅰ

人口密度の大小による人件費の逓増・逓減を勘案し、第三表の密度補正Ⅰ係数算出表を定めた。

第三表　密度補正係数算出表

人　　口	密度補正係数
450人以上 ～	1.000
300人以上 ～ 450人未満	$\frac{1}{P}$（ 0.924 P＋ 34.2 ）
150人以上 ～ 300人未満	$\frac{1}{P}$（ 0.969 P＋ 20.7 ）
100人以上 ～ 150人未満	$\frac{1}{P}$（ 1.023 P＋ 12.6 ）
50人以上 ～ 100人未満	$\frac{1}{P}$（ 1.073 P＋ 7.6 ）
～ 50人未満	$\frac{1}{P}$（ 1.126 P＋ 5.0 ）

（注1） Ｐ＝当該団体の人口密度

（注2） 密度補正Ｉ係数が1.374を超えるときは、1.374とする。

第三項　普　通　態　容　補　正　Ⅰ

指定都市、児童相談所設置中核市、中核市（児童相談所設置中核市を除く。）、施行時特例市（地域保健法施行令第一条に定める市に限る。）、施行時特例市（地域保健法施行令第一条に定める市を除く。）、特別区、保健所設置市（施行時特例市を除く。）、建築主事設置市、限定特定行政庁設置市町村については、行政権能差による補正を行う。

権能差区分	補正係数
指定都市	1.106
児童相談所設置中核市	1.093
中核市（児童相談所設置中核市を除く。）	1.074
施行時特例市（地域保健法施行令第一条に定める市に限る。）	1.064
施行時特例市（地域保健法施行令第一条に定める市を除く。）	1.014
特別区	1.062
保健所設置市（施行時特例市を除く。）	1.061
建築主事設置市	1.010
限定特定行政庁設置市町村	1.006

第四項　普　通　態　容　補　正　Ⅱ

地域手当の級地区分に応じた給与差を反映させるものであり、次表による補正率をもって普通態容補正Ⅱ係数とした。

地域手当の級地区分	補正係数
１級地(旧１級地)	1.127
２級地(旧２級地)	1.101
２級地(旧３級地)	1.095
２級地(旧４級地)	1.089
２級地(旧５級地)	1.089
２級地(旧６級地)	1.063
２級地(旧７級地)	1.044
２級地(旧無級地)	1.025
３級地(旧２級地)	1.095
３級地(旧３級地)	1.089
３級地(旧４級地)	1.076
３級地(旧５級地)	1.069

３級地(旧６級地)	1.063
３級地(旧無級地)	1.025
４級地(旧４級地)	1.069
４級地(旧５級地)	1.057
４級地(旧６級地)	1.044
４級地(旧７級地)	1.038
４級地(旧無級地)	1.025
５級地(旧６級地)	1.031
５級地(旧７級地)	1.019
５級地(旧無級地)	1.013
無級地(旧７級地)	1.013
無級地(旧無級地)	1.000

第五項　密　度　補　正　Ⅱ

義務教育教職員、高等学校教職員の給与費を算定するため、密度補正Ⅱを適用している。

算式

$$（密度補正Ⅱ係数－１）　＝　\frac{1}{A\times 1.330千円}\times\left\{（B＋C＋D）\times 103.177\times E＋（F＋G）\times 132.557\times E\right\}$$

$$＝　\frac{1}{A}\times\left\{（B＋C＋D）\times 77.576\times E＋（F＋G）\times 99.667\times E\right\}$$

算式の符号

Ａ：測定単位

Ｂ：小学校教職員数

Ｃ：中学校教職員数

Ｄ：特別支援学校（小学部及び中学部）教職員数

Ｅ：地域手当等給与差を反映する率

地域手当の級地区分に応じた給与差を反映させるものであり、次表による補正率

地域手当の級地区分	補正係数
１級地(旧１級地)	1.151
２級地(旧２級地)	1.120
２級地(旧３級地)	1.112
２級地(旧４級地)	1.105
２級地(旧５級地)	1.105
２級地(旧６級地)	1.075
２級地(旧７級地)	1.052
２級地(旧無級地)	1.030
３級地(旧２級地)	1.112
３級地(旧３級地)	1.105
３級地(旧４級地)	1.090
３級地(旧５級地)	1.082
３級地(旧６級地)	1.075
３級地(旧無級地)	1.030
４級地(旧４級地)	1.082
４級地(旧５級地)	1.067
４級地(旧６級地)	1.052
４級地(旧７級地)	1.045
４級地(旧無級地)	1.030
５級地(旧６級地)	1.037

５級地(旧７級地)	1.022
５級地(旧無級地)	1.015
無級地(旧７級地)	1.015
無級地(旧無級地)	1.000

Ｆ：高等学校教職員数

Ｇ：特別支援学校（高等部）教職員数

1.330千円：単位費用

103.177：義務教育教職員の給与改定を勘案した標準的な乗率

132.557：高等学校教職員の給与改定を勘案した標準的な乗率

臨時財政対策債償還基金費（市町村分）

「臨時財政対策債償還基金費」の測定単位の数値は、臨時財政対策のため平成17年度から令和６年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額である。
「臨時財政対策債償還基金費」は、下記１に示す償還条件による令和８年度及び令和９年度の理論償還費を基礎として、下記２のとおり種別補正係数を設定した。

１　種別補正係数の算定の基礎となる償還条件

(1) 市場公募都市

民間等資金
- 平成17年度許可債及び平成18年度～平成19年度同意等債 30年償還(うち3年据置)(半年賦)
- 平成20年度以降同意等債 30年償還(うち3年据置)(半年賦)、20年償還(うち3年据置)(半年賦)

政府資金　20年償還(うち3年据置)(半年賦)

機構資金
- 平成21年度同意等債 30年償還(うち5年据置)(半年賦)
- 平成22年度以降同意等債 30年償還(うち3年据置)(半年賦)

※全ての資金区分において10年利率見直し方式

(2) その他の市町村

民間等資金
- 平成19年度以前許可債 15年償還(うち3年据置)(半年賦)
- 平成20年度以降許可債 20年償還(うち3年据置)(半年賦)

政府資金　20年償還(うち3年据置)(半年賦)

機構資金　平成21年度以降同意等債 20年償還(うち3年据置)(半年賦)

※全ての資金区分において10年利率見直し方式

２　種別補正係数

同意等年度		種別補正係数	種別補正係数算出基礎
平成17年度許可債（発行可能額）	市場公募都市	1.000	2.00円 ／ 2円
	その他の市町村	0.000	0.00円 ／ 2円
平成18年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.150	2.30円 ／ 2円
	その他の市町村	0.900	1.80円 ／ 2円
平成19年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.100	2.20円 ／ 2円
	その他の市町村	1.300	2.60円 ／ 2円
平成20年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.220	2.44円 ／ 2円
	その他の市町村	1.765	3.53円 ／ 2円
平成21年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.275	2.55円 ／ 2円
	その他の市町村	1.785	3.57円 ／ 2円
平成22年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.315	2.63円 ／ 2円
	その他の市町村	1.800	3.60円 ／ 2円
平成23年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.345	2.69円 ／ 2円
	その他の市町村	1.760	3.52円 ／ 2円
平成24年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.405	2.81円 ／ 2円
	その他の市町村	1.780	3.56円 ／ 2円
平成25年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.430	2.86円 ／ 2円
	その他の市町村	1.805	3.61円 ／ 2円
平成26年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.440	2.88円 ／ 2円
	その他の市町村	1.845	3.69円 ／ 2円

平成27年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.505	3.01円	／	2円
	その他の市町村	1.885	3.77円	／	2円
平成28年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.300	2.60円	／	2円
	その他の市町村	1.750	3.50円	／	2円
平成29年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.250	2.50円	／	2円
	その他の市町村	1.700	3.40円	／	2円
平成30年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.245	2.49円	／	2円
	その他の市町村	1.700	3.40円	／	2円
令和元年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.210	2.42円	／	2円
	その他の市町村	1.700	3.40円	／	2円
令和２年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.180	2.36円	／	2円
	その他の市町村	1.710	3.42円	／	2円
令和３年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	0.955	1.91円※	／	2円
	その他の市町村	1.265	2.53円※	／	2円
令和４年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	1.335	2.67円	／	2円
	その他の市町村	1.805	3.61円	／	2円
令和５年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	0.535	1.07円	／	2円
	その他の市町村	0.650	1.30円	／	2円
令和６年度同意等債（発行可能額）	市場公募都市	0.370	0.74円	／	2円
	その他の市町村	0.390	0.78円	／	2円

※令和３年度算定における「臨時財政対策債償還基金費」の算定額を控除して算出していること。

2円：平成17年度許可債（市場公募都市）千円当たりの基金への積立経費(単位費用)

分子の数値：年度別、公募債発行状況別の民間等資金、政府資金及び機構資金の理論償還費を加重平均して算出した理論償還費

算入率：100％

第二章　道　府　県　税

第一節　道 府 県 民 税

第一款　均　　等　　割

道府県民税均等割は、個人と法人とを区分して基準税額を算定する。

第一項　個人に対する均等割

均等割のうち、個人（地方税法第24条第１項第１号又は第２号の規定に該当するもの）に対するものについては、次表に示す単位額に、「令和６年度市町村税課税状況等の調」第１表における「個人均等割」のうち「納税義務者」の「計」欄の当該都道府県の市町村ごとの数の合計数を乗じて得た額とする。

区　　分	基　準　税　率 A	徴 収 率 B	単　位　額 A　×　B
納税義務者	750円（1,000円×75／100）	99.0／100	743円

第二項　法人に対する均等割

均等割のうち、法人（地方税法第24条第１項第３号又は第４号の規定に該当するもの）に対するものは、次表の区分に応ずる基準税率に、「令和６年度道府県税の課税状況等に関する調」第１表「(1)道府県民税額等に関する調」において、該当する各区分の「均等割納税義務者数」の「合計」欄の数を乗じて得た額の合算額とする。

資本金等の額の区分	基　準　税　率	左の算出基礎
50　億　円　超　該　当　法　人	600,000円	800,000円 × 75／100
10 億 円 超 50 億 円 以 下 該 当 法 人	405,000円	540,000円 × 75／100
1 億 円 超 10 億 円 以 下 該 当 法 人	97,500円	130,000円 × 75／100
1,000 万 円 超 1 億 円 以 下 該 当 法 人	37,500円	50,000円 × 75／100
上　記　以　外　該　当　法　人	15,000円	20,000円 × 75／100

第二款　所　　得　　割

道府県民税所得割の基準税額は、１の算式によって算定した当該年度に係る基準税額と２の算式によって算定した分離譲渡所得に係る精算額との合算額から３の算式によって算定した分離課税所得割交付金交付見込額を控除して算定する。

【留意点等】
平成19年度以降、三位一体の改革に伴う税源移譲によって財政力格差が拡大しないよう、当分の間の措置として、個人住民税のうち所得税からの税源移譲に伴う影響額を基準財政収入額に100％算入している。算入方法としては、税源移譲後の個人住民税の収入見込額の75％相当額に税源移譲に伴う影響額の25％相当額を加算するものであり、その算出方法について、令和６年度課税状況調（以下「課税状況調」という。）によって報告された課税標準額等に、税源移譲が行われる前の税率（以下「旧税率」という。）を乗じることとしている。
平成20年度から住宅借入金等特別税額控除見込額を、平成22年度から各都道府県における寄附金税額控除額を算定に反映している。
また、平成22年度から分離譲渡所得等（当初調定見込額）に上場株式等に係る配当所得を加えており、平成23年度からは精算の対象としている。
平成29年度以降、当分の間の措置として、県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う個人住民税所得割の税源移譲による影響額については、移譲された事務が円滑に執行できるよう、基準財政収入額に100％算入することとしている。具体的には、税源移譲後の所得割の収入見込額の75％相当額に税源移譲に伴う影響額の25％相当額を加算するとともに、分離課税所得割交付金の交付見込額を指定都市を包括する道府県の基準財政収入額から控除し、当該交付金の収入見込額を指定都市の基準財政収入額に加算している。
令和７年度においては、定額減税見込額を算定に反映している。

１　当該年度に係る基準税額

当該年度分に係る基準税額は、次の算式アにより算定した額に、指定都市を包括する道府県にあっては算式イにより算定した額から算式ウにより算定した額を控除して得た額の25％相当額及び算式ウにより算定した額から算式エにより算定した額を控除して得た額の25％相当額を、その他の都道府県にあっては算式イにより算定した額から算式エにより算定した額を控除して得た額の25％相当額をそれぞれ加算して算定する。

算　式　ア

［｛（90,800円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.989－Ｆ－Ｇ＋Ｈ］×0.75

算式アの符号

90,800円：一般所得課税分（分離長期譲渡所得分、分離短期譲渡所得分、一般株式等譲渡所得分、上場株式等譲渡所得分、上場株式等配当所得分、先物取引雑所得分及び退職所得分離課税分を除いた分）に係る納税義務者一人当たりの全国平均の単位額

α　：都道府県ごとの単位額補正率（普通交付税省令別表第６　Ａ欄）（注１）

⇨ 90,800円×αは、当該都道府県の一般所得課税分に係る納税義務者一人当たりの単位額となる。

Ａ　：納税義務者数※

※　課税状況調の「納税義務者数」×「20歳以上住民基本台帳登載人口伸び率」

$$\text{20歳以上住民基本台帳登載人口伸び率} = \frac{\text{20歳以上住民基本台帳登載人口（R7.1.1現在）}}{\text{20歳以上住民基本台帳登載人口（R6.1.1現在）}}$$

⇨（90,800円×α）×Ａは、一般所得課税分に係る基準税額である。

Ｂ　：分離譲渡所得等（当初調定見込額）

分離長期譲渡所得分、分離短期譲渡所得分、一般株式等譲渡所得分、上場株式等譲渡所得分、上場株式等配当所得分及び先物取引雑所得分に係る当該年度の当初調定見込額として総務大臣が調査した額

Ｃ　：次の算式によって算定した税額控除額（寄附金税額控除を除く）

算　式

（ｃ＋ｄ＋ｅ＋ｆ）×0.903

算式の符号

ｃ　：課税状況調の「配当控除」

ｄ　：課税状況調の「外国税額控除」

ｅ　：課税状況調の「配当割額の控除」

ｆ　：課税状況調の「株式等譲渡所得割額の控除額」

0.903：前年度実績額及び当該年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

Ｄ　：寄附金税額控除額（条例指定分を除く）

（課税状況調の「寄附金控除」－「条例で定めるものに対する寄附金に係る控除額」）×1.232

1.232　前年度実績額及び当該年度地方財政計画計上額による控除見込額等を勘案して定めた率

Ｅ　：調整控除額

課税状況調の「調整控除額」×1.166

1.166：前年度実績額及び当該年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

Ｆ　：住宅借入金等特別税額控除見込額
地方税法附則第５条の４及び第５条の４の２の規定に基づく当該年度の５月末現在における道府県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額として総務大臣が調査した額×1.070
1.070：当該年度の住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金の算式において当該都道府県の住宅借入金等特別税額控除見込額に乗じる率（小数点以下第３位未満四捨五入）

Ｇ　：定額減税見込額
地方税法附則第５条の８及び第５条の12の規定に基づく当該年度の５月末現在における道府県民税の定額減税見込額として総務大臣が調査した額×1.852
1.852　：当該年度の定額減税減収補填特例交付金の算式において当該都道府県の定額減税見込額に乗じる率（小数点以下第３位未満四捨五入）

Ｈ　：退職所得分離課税分
課税状況調の「退職所得の分離課税に係る税額（R5.7～R6.6）」×1.175×0.667
1.175：実績額（R5.7～R6.6）及び当該年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率
0.667：退職所得に係る市町村民税に対する道府県民税の割合

0.989：徴収率

0.75　：算入率

（注１）単位額補正率αは、課税状況調を基礎とし、各都道府県及び全国平均の令和６年度の単位額を算定し、「α＝令和６年度の当該都道府県の単位額／令和６年度の全国平均の単位額」をもって補正率とした。
参考までに令和６年度の全国平均の単位額の算出方法は次のとおりである。

令和６年度納税義務者数	57,105,230人	A
総所得金額等に係る算出税額	4,924,494,222千円	B
令和６年度の全国平均の単位額	86,235円	C（B／A）

算　式　イ（県費負担教職員給与負担事務権限移譲に伴う税源移譲後対象税額）
｛（90,800円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.989－Ｆ－Ｇ＋Ｈ

算式イの符号
90,800円：算式アに同じ。
α　：算式アの符号αに同じ。
Ａ　：算式アの符号Ａに同じ。
Ｂ　：算式アの符号Ｂに同じ。
Ｃ　：算式アの符号Ｃに同じ。
Ｄ　：算式アの符号Ｄに同じ。
Ｅ　：算式アの符号Ｅに同じ。
Ｆ　：算式アの符号Ｆに同じ。
Ｇ　：算式アの符号Ｇに同じ。
Ｈ　：算式アの符号Ｈに同じ。
0.989：徴収率

算　式　ウ（県費負担教職員給与負担事務権限移譲に伴う税源移譲前かつ三位一体の改革に伴う税源移譲後対象税額）
｛（90,800円×α）×Ａ＋（90,800円×α′）×Ａ′＋（Ｂ＋Ｂ′）－（Ｃ＋Ｃ′）－（Ｄ＋Ｄ′）
－（Ｅ＋Ｅ′）｝×0.989－Ｆ－Ｇ＋Ｈ

算式ウの符号
90,800円：算式アに同じ。
α　：算式アの符号αに同じ。
Ａ　：算式アの符号Ａに同じ。
α′：当該道府県が包括する指定都市分の単位額補正率（普通交付税省令別表第６　Ｂ欄）（注２）
⇨ 90,800円×α′は、当該道府県が包括する指定都市の一般所得課税分に係る納税義務者一人当たりの単位額となる。
Ａ′：当該道府県が包括する指定都市に係る納税義務者数※
※　課税状況調の「納税義務者数」のうち包括する指定都市分×「包括する指定都市の20歳以上住民基本台帳登載人口伸び率」

$$\text{包括する指定都市の20歳以上住民基本台帳登載人口伸び率} = \frac{\text{包括する指定都市の20歳以上住民基本台帳登載人口（R7.1.1現在）}}{\text{包括する指定都市の20歳以上住民基本台帳登載人口（R6.1.1現在）}}$$

⇨（90,800円×α′）×Ａ′は、当該道府県が包括する指定都市の一般所得課税分に係る基準税額である。
Ｂ　：算式アの符号Ｂに同じ。
Ｂ′：分離譲渡所得等（当初調定見込額）のうち包括する指定都市分
分離長期譲渡所得分、分離短期譲渡所得分、一般株式等譲渡所得分、上場株式等譲渡所得分、上場株式等配当所得分及び先物取引雑所得分に係る当該年度の当初調定見込額のうち包括する指定都市に係る分として総務大臣が調査した額
Ｃ　：算式アの符号Ｃに同じ。

C′：次の算式によって算定した包括する指定都市分の税額控除額のうち配当控除額及び外国税額控除額

算　式

（c′＋d′）×0.903

算式の符号

c′：課税状況調の「配当控除」のうち包括する指定都市分

d′：課税状況調の「外国税額控除」のうち包括する指定都市分

0.903：前年度実績額及び当該年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

D　：算式アの符号Dに同じ。

D′：包括する指定都市分の寄附金税額控除額（条例指定分を除く）

（課税状況調の「寄附金税額控除」のうち包括する指定都市分－「条例で定めるものに対する寄附金に係る控除額」のうち包括する指定都市分）×1.232

1.232　前年度実績額及び当該年度地方財政計画計上額による控除見込額等を勘案して定めた率

E　：算式アの符号Eに同じ。

E′：包括する指定都市分の調整控除額

課税状況調の「調整控除額」のうち包括する指定都市分×1.166

1.166：前年度実績額及び当該年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

F　：算式アの符号Fに同じ。

G　：算式アの符号Gに同じ。

H　：算式アの符号Hに同じ。

0.989：徴収率

（注２）単位額補正率αは、課税状況調を基礎とし、各都道府県のうち指定都市分に係る令和６年度の単位額を算定し、「α′＝令和６年度の当該道府県のうち指定都市分に係る単位額／令和６年度の全国平均の単位額（注１参照）」をもって補正率とした。

算　式　エ（三位一体の改革に伴う税源移譲前対象税額）

｛（A×1.037）－（B×1.037）｝×α×0.989＋（C×1.145）×α＋（D＋D′）×0.989

－（E＋E′）×0.989－F－G

算式エの符号

A　：次の算式によって算定した総所得金額等に係る算出税額（税源移譲前ベース）

算　式

（a×0.02）＋［｛（b＋c）－7,000×（d＋e）｝×0.03＋｛（d＋e）×140｝］

算式の符号

a　：課税状況調の「700万円以下の金額」における総所得金額等に係る課税標準額

b　：課税状況調の「700万円を超え1,000万円以下」における総所得金額等に係る課税標準額

c　：課税状況調の「1,000万円を超える金額」における総所得金額等に係る課税標準額

d　：課税状況調の「700万円を超え1,000万円以下」における納税義務者数

e　：課税状況調の「1,000万円を超える金額」における納税義務者数

0.02、0.03：三位一体の改革に伴う税源移譲前の税率

B　：次の算式によって算定した税額控除額（税源移譲前ベース）

算　式

｛(f＋f′)×（2／3）｝＋［｛（g＋g′)／0.12｝×0.10］＋［｛（h＋i）／0.40｝／3］

算式の符号

f　：算式アの符号Cの算式の符号cに同じ。

f′：算式ウの符号C′の算式の符号c′に同じ。

g　：算式アの符号Cの算式の符号dに同じ。

g′：算式ウの符号C′の算式の符号d′に同じ。

h　：算式アの符号Cの算式の符号eに同じ。

i　：算式アの符号Cの算式の符号fに同じ。

2／3：三位一体の改革に伴う税源移譲前の配当控除率／三位一体の改革に伴う税源移譲後の配当控除率

＝0.008/0.012

0.12：三位一体の改革に伴う税源移譲後の外国税額控除率

0.10：三位一体の改革に伴う税源移譲前の外国税額控除率

0.40：三位一体の改革に伴う税源移譲後の配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除率

1／3：三位一体の改革に伴う税源移譲前の配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除率

C　：次の算式によって算定した退職所得分離課税に係る所得割額（税源移譲前ベース）

算　式

ｋ×ｌ

算式の符号

ｋ　：次の算式によって算定した額

算　式

k_1≦7,000のとき　　k_1×0.02

7,000＜k_1のとき　　（k_1－7,000）×0.03＋140

算式の符号

k_1　：一人当たり退職所得分離所得割の課税標準額（＝（k_2／0.060）／k_3）

k_2　：課税状況調の「退職所得の分離課税に係る税額（R5.7～R6.6）」

k_3　：課税状況調の「退職所得の分離課税に係る納税義務者数（R5.7～R6.6）」

0.060：三位一体の改革に伴う税源移譲後の税率（市町村民税）

0.02、0.03：三位一体の改革に伴う税源移譲前の税率（道府県民税）

ｌ　：前記k_3に同じ。

Ｄ　：算式アの符号Ｂに同じ。

Ｄ′：算式ウの符号Ｂ′に同じ。

Ｅ　：算式アの符号Ｄに同じ。

Ｅ′：算式ウの符号Ｄ′に同じ。

Ｆ　：算式アの符号Ｆに同じ。

Ｇ　：算式アの符号Ｇに同じ。

α　：次の算式によって算定した当該団体の税額伸び率（税源移譲前ベース）

算　式

ｍ×1.00023

算式の符号

ｍ　：算式アの符号Ａの「20歳以上住民基本台帳登載人口伸び率」に同じ。

1.00023：αを乗じる前の全国の三位一体の改革に伴う税源移譲前対象税額を基礎に定めた率

1.037、1.145：前年度実績額及び当該年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

0.989：徴収率

2　分離譲渡所得に係る精算額

分離譲渡所得に係る精算額は、次の算式により算定する。

算　式

Ａ－Ｂ－（Ａ′－Ｂ′）

算式の符号

Ａ　：前年度実績額（課税状況調）×0.988（前年度の徴収率）×0.75（算入率）

Ｂ　：前年度の普通交付税算定に用いた当初調定見込額×0.988（前年度の徴収率）×0.75（算入率）

Ａ′：包括する指定都市分の前年度実績額（課税状況調）×0.988（前年度の徴収率）×0.25

Ｂ′：包括する指定都市分の前年度の普通交付税算定に用いた当初調定見込額×0.988（前年度の徴収率）×0.25

3　分離課税所得割交付金交付見込額

分離課税所得割交付金の交付見込額は、包括する指定都市ごとに次の算式により算定した分離課税所得割交付金の収入見込額を合算して算定する。

算　式

（Ａ×1.175×0.667×0.982）／2

算式の符号

Ａ　：課税状況調の「退職所得の分離課税に係る税額（R5.7～R6.6）」

1.175：退職所得分離課税額に係る前年度実績額及び当該年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

0.667：退職所得分離課税額に係る市町村民税に対する道府県民税の割合

0.982：当該年度地方財政計画計上額等を勘案して定めた分離課税交付金交付見込額の推計乗率

令和７年度　道府県民税所得割　基準税額算出表

（単位：千円）

区　分	単位額補正率	単 位 額 A×90,800円	令和６年度納税義務者数	20歳以上住基人口 (R6.1.1)	20歳以上住基人口 (R7.1.1)	20歳以上住基人口伸び率 D2/D1	令和７年度理論納税義務者数 C×D	（県費移譲後）一般所得分 B×E
	A	B	C	D1	D2	D	E	F″
1 北海道	0.771	70,007	2,194,294	4,367,430	4,338,720	0.993	2,178,934	152,540,633
2 青　森	0.842	76,454	489,811	1,035,183	1,021,579	0.987	483,443	36,961,151
3 岩　手	0.851	77,271	501,352	1,000,822	988,411	0.988	495,336	38,275,108
4 宮　城	0.709	64,377	1,005,485	1,888,960	1,880,390	0.995	1,000,458	64,406,485
5 秋　田	0.829	75,273	374,740	804,677	792,293	0.985	369,119	27,784,694
6 山　形	0.854	77,543	448,903	872,512	862,228	0.988	443,516	34,391,561
7 福　島	0.912	82,810	786,343	1,520,686	1,505,567	0.990	778,480	64,465,929
8 茨　城	1.025	93,070	1,303,817	2,416,119	2,410,035	0.997	1,299,906	120,982,251
9 栃　木	1.014	92,071	876,505	1,614,674	1,610,292	0.997	873,875	80,458,545
10 群　馬	0.988	89,710	861,629	1,617,623	1,613,870	0.998	859,906	77,142,167
11 埼　玉	0.999	90,709	3,518,090	6,207,215	6,221,248	1.002	3,525,126	319,760,654
12 千　葉	1.070	97,156	3,015,110	5,318,555	5,336,420	1.003	3,024,155	293,814,803
13 東　京	1.637	148,640	7,305,724	11,822,377	11,922,379	1.008	7,364,170	1,094,610,229
14 神奈川	0.849	77,089	4,573,405	7,757,561	7,777,472	1.003	4,587,125	353,616,879
15 新　潟	0.702	63,742	951,595	1,814,790	1,797,431	0.990	942,079	60,050,000
16 富　山	0.946	85,897	489,262	864,208	858,130	0.993	485,837	41,731,941
17 石　川	0.981	89,075	515,993	927,156	920,843	0.993	512,381	45,640,338
18 福　井	0.948	86,078	355,738	626,477	623,495	0.995	353,959	30,468,083
19 山　梨	1.000	90,800	363,458	680,741	678,245	0.996	362,004	32,869,963
20 長　野	0.966	87,713	917,781	1,704,010	1,696,150	0.995	913,192	80,098,810
21 岐　阜	0.992	90,074	887,685	1,646,627	1,637,987	0.995	883,247	79,557,590
22 静　岡	0.802	72,822	1,708,799	3,033,565	3,018,182	0.995	1,700,255	123,815,970
23 愛　知	0.991	89,983	3,581,452	6,204,858	6,211,115	1.001	3,585,033	322,592,024
24 三　重	1.025	93,070	795,044	1,473,822	1,465,068	0.994	790,274	73,550,801
25 滋　賀	1.048	95,158	637,640	1,154,761	1,154,174	0.999	637,002	60,615,836
26 京　都	0.782	71,006	1,074,347	2,094,299	2,087,551	0.997	1,071,124	76,056,231
27 大　阪	0.901	81,811	3,848,001	7,382,695	7,398,753	1.002	3,855,697	315,438,427
28 兵　庫	0.993	90,164	2,355,798	4,533,278	4,518,313	0.997	2,348,731	211,770,982
29 奈　良	1.097	99,608	542,256	1,106,928	1,100,112	0.994	539,002	53,688,911
30 和歌山	0.962	87,350	362,688	774,086	765,653	0.989	358,698	31,332,270
31 鳥　取	0.848	76,998	231,024	450,290	446,248	0.991	228,945	17,628,307
32 島　根	0.867	78,724	284,744	543,597	537,887	0.989	281,612	22,169,623
33 岡　山	0.758	68,826	805,543	1,540,530	1,531,581	0.994	800,710	55,109,666
34 広　島	0.789	71,641	1,231,738	2,288,777	2,277,211	0.995	1,225,579	87,801,705
35 山　口	0.963	87,440	561,658	1,107,036	1,095,238	0.989	555,480	48,571,171
36 徳　島	0.976	88,621	291,216	602,686	596,093	0.989	288,013	25,524,000
37 香　川	0.952	86,442	416,809	794,822	790,172	0.994	414,308	35,813,612
38 愛　媛	0.935	84,898	530,624	1,107,786	1,097,393	0.991	525,848	44,643,444
39 高　知	0.884	80,267	278,442	575,870	568,025	0.986	274,544	22,036,823
40 福　岡	0.743	67,464	2,179,207	4,202,730	4,204,936	1.001	2,181,386	147,165,025
41 佐　賀	0.883	80,176	340,302	657,938	654,125	0.994	338,260	27,120,334
42 長　崎	0.893	81,084	518,344	1,076,255	1,066,218	0.991	513,679	41,651,148
43 熊　本	0.682	61,926	704,798	1,426,798	1,419,693	0.995	701,274	43,427,094
44 大　分	0.907	82,356	458,105	933,199	926,517	0.993	454,898	37,463,580
45 宮　崎	0.860	78,088	425,619	874,365	867,702	0.992	422,214	32,969,847
46 鹿児島	0.876	79,541	617,349	1,301,207	1,290,101	0.991	611,793	48,662,627
47 沖　縄	0.883	80,176	586,963	1,164,964	1,167,882	1.003	588,724	47,201,535
合　計	1.000	3,921,199	57,105,230	104,915,545	104,749,128	0.998	57,029,331	5,183,448,807

（つづき）

（単位：千円）

区　分	※政令市分							
	単位額 補正率 A′	単 位 額 A′ ×90,800円 B′	令和６年度 納税 義務者数 C′	20歳以上 住基人口 (R6.1.1) D1′	20歳以上 住基人口 (R7.1.1) D2′	20歳以上 住基人口 伸び率 D2′/D1′ D′	令和７年度 理論納税 義務者数 C′ ×D′ E′	一般所得分 B′ ×E′ F′
1　北海道	0.520	47,216	872,800	1,670,870	1,674,265	1.002	874,546	41,292,564
2　青　森	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
3　岩　手	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
4　宮　城	0.565	51,302	508,242	894,691	895,730	1.001	508,750	26,099,893
5　秋　田	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
6　山　形	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
7　福　島	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
8　茨　城	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
9　栃　木	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
10　群　馬	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
11　埼　玉	0.665	60,382	661,641	1,113,908	1,120,905	1.006	665,611	40,190,923
12　千　葉	0.626	56,841	470,560	825,733	833,114	1.009	474,795	26,987,823
13　東　京	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
14　神奈川	0.686	62,289	3,052,170	5,052,675	5,073,566	1.004	3,064,379	190,877,104
15　新　潟	0.481	43,675	353,273	646,557	643,307	0.995	351,507	15,352,068
16　富　山	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
17　石　川	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
18　福　井	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
19　山　梨	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
20　長　野	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
21　岐　阜	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
22　静　岡	0.542	49,214	693,914	1,231,762	1,227,540	0.997	691,832	34,047,820
23　愛　知	0.677	61,472	1,108,010	1,929,397	1,939,300	1.005	1,113,550	68,452,146
24　三　重	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
25　滋　賀	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
26　京　都	0.606	55,025	601,450	1,173,605	1,172,708	0.999	600,849	33,061,716
27　大　阪	0.576	52,301	1,601,954	3,045,037	3,066,731	1.007	1,613,168	84,370,300
28　兵　庫	0.615	55,842	649,806	1,263,114	1,261,188	0.998	648,506	36,213,872
29　奈　良	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
30　和歌山	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
31　鳥　取	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
32　島　根	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
33　岡　山	0.537	48,760	316,507	577,158	576,413	0.999	316,190	15,417,424
34　広　島	0.573	52,028	548,078	972,071	970,973	0.999	547,530	28,486,891
35　山　口	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
36　徳　島	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
37　香　川	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
38　愛　媛	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
39　高　知	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
40　福　岡	0.566	51,393	1,122,918	2,089,024	2,099,107	1.005	1,128,533	57,998,696
41　佐　賀	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
42　長　崎	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
43　熊　本	0.516	46,853	319,398	598,794	599,411	1.001	319,717	14,979,701
44　大　分	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
45　宮　崎	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
46　鹿児島	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
47　沖　縄	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0
合　計	0.614	794,593	12,880,721	23,084,396	23,154,258	1.002	12,919,463	713,828,941

（つづき）

（単位：千円）

区　分	一般所得分 F″+F′ F	（県費移譲後） 分離譲渡 （調定見込額） G″	※政令市分 分離譲渡 （調定見込額） G′	分離譲渡 （調定見込額） G″＋G′ G	配当控除 K	外国税額 控除 L	配当割額 の控除額 M	株式等譲渡 所得割額 の控除額 N
1　北海道	193,833,197	4,021,990	1,765,342	5,787,332	168,334	9,140	117,351	121,353
2　青　森	36,961,151	438,697	0	438,697	29,551	906	20,752	30,639
3　岩　手	38,275,108	644,404	0	644,404	31,666	408	21,697	25,245
4　宮　城	90,506,378	1,586,641	857,996	2,444,637	61,645	3,600	59,024	65,824
5　秋　田	27,784,694	398,452	0	398,452	27,223	3,086	16,492	20,376
6　山　形	34,391,561	451,840	0	451,840	33,187	446	24,800	28,091
7　福　島	64,465,929	1,426,745	0	1,426,745	82,061	1,723	56,611	72,316
8　茨　城	120,982,251	3,167,678	0	3,167,678	93,246	25,670	132,673	154,172
9　栃　木	80,458,545	1,896,624	0	1,896,624	65,760	3,502	89,508	96,086
10　群　馬	77,142,167	2,408,252	0	2,408,252	111,292	1,944	94,442	165,229
11　埼　玉	359,951,577	11,857,731	1,639,748	13,497,479	321,886	32,179	419,757	450,646
12　千　葉	320,802,626	12,412,378	1,243,344	13,655,722	325,747	26,179	453,182	482,699
13　東　京	1,094,610,229	78,471,210	0	78,471,210	3,122,859	612,467	2,855,391	2,994,865
14　神奈川	544,493,983	16,081,666	8,137,014	24,218,680	404,516	57,320	768,520	674,887
15　新　潟	75,402,068	1,116,230	420,913	1,537,143	76,247	2,498	71,319	91,716
16　富　山	41,731,941	764,095	0	764,095	69,772	892	64,291	63,987
17　石　川	45,640,338	2,537,794	0	2,537,794	57,907	1,015	57,506	65,150
18　福　井	30,468,083	1,059,971	0	1,059,971	38,061	846	59,461	61,218
19　山　梨	32,869,963	918,350	0	918,350	31,942	2,058	49,957	37,061
20　長　野	80,098,810	1,881,300	0	1,881,300	106,136	8,736	101,944	94,016
21　岐　阜	79,557,590	2,304,287	0	2,304,287	106,870	7,867	140,379	117,708
22　静　岡	157,863,790	4,140,582	1,565,906	5,706,488	183,119	21,369	202,887	200,139
23　愛　知	391,044,170	14,347,277	4,718,808	19,066,085	457,903	87,418	743,235	629,265
24　三　重	73,550,801	1,965,976	0	1,965,976	82,834	7,497	119,494	122,158
25　滋　賀	60,615,836	1,757,568	0	1,757,568	68,170	8,825	88,037	82,858
26　京　都	109,117,947	3,317,392	2,203,007	5,520,399	115,635	6,772	155,370	148,318
27　大　阪	399,808,727	13,334,543	4,474,754	17,809,297	446,049	117,326	639,503	635,553
28　兵　庫	247,984,854	8,294,579	1,554,391	9,848,970	415,229	46,975	519,667	520,594
29　奈　良	53,688,911	1,997,148	0	1,997,148	143,787	13,061	131,600	143,401
30　和歌山	31,332,270	757,853	0	757,853	47,495	1,243	44,493	43,920
31　鳥　取	17,628,307	296,140	0	296,140	20,839	180	25,704	21,974
32　島　根	22,169,623	379,061	0	379,061	28,665	309	21,467	24,755
33　岡　山	70,527,090	1,574,538	416,297	1,990,835	69,831	1,507	85,708	78,901
34　広　島	116,288,596	2,600,135	1,154,928	3,755,063	102,240	4,130	131,564	128,361
35　山　口	48,571,171	973,281	0	973,281	58,737	1,351	58,263	58,194
36　徳　島	25,524,000	567,800	0	567,800	176,875	1,660	47,633	45,435
37　香　川	35,813,612	821,373	0	821,373	44,975	1,079	80,693	67,958
38　愛　媛	44,643,444	1,705,832	0	1,705,832	48,669	1,043	52,732	63,732
39　高　知	22,036,823	454,519	0	454,519	23,999	605	21,141	25,239
40　福　岡	205,163,721	5,022,119	2,626,581	7,648,700	164,952	17,213	213,893	332,354
41　佐　賀	27,120,334	533,580	0	533,580	23,833	3,846	17,504	18,375
42　長　崎	41,651,148	725,431	0	725,431	42,701	3,268	28,316	35,856
43　熊　本	58,406,795	1,286,800	463,436	1,750,236	37,490	856	36,260	40,353
44　大　分	37,463,580	943,688	0	943,688	48,928	1,453	28,114	30,434
45　宮　崎	32,969,847	700,965	0	700,965	32,201	310	28,027	45,224
46　鹿児島	48,662,627	990,040	0	990,040	44,805	696	28,525	42,756
47　沖　縄	47,201,535	2,770,344	0	2,770,344	42,943	6,459	23,547	45,378
合　計	5,897,277,748	218,104,899	33,242,465	251,347,364	8,338,812	1,158,933	9,248,434	9,544,769

（つづき）

（単位：千円）

区分	（県費移譲後） (K+L+M+N) ×0.903 0″	※政令市分 配当控除 K′	※政令市分 外国税額控除 L′	※政令市分 (K′+L′) ×0.903 0′	税額控除（寄附金除く） 0″+0′ 0	寄附金控除（条例指定除き） P	（県費移譲後） P×1.232 Q″	※政令市分 寄附金控除（条例指定除き） P′
1 北海道	375,809	56,708	4,282	55,074	430,883	5,965,410	7,349,385	2,271,515
2 青森	73,909	0	0	0	73,909	1,026,493	1,264,639	0
3 岩手	71,351	0	0	0	71,351	1,012,751	1,247,709	0
4 宮城	171,654	28,245	1,141	26,536	198,190	2,339,304	2,882,023	1,295,659
5 秋田	60,661	0	0	0	60,661	742,147	914,325	0
6 山形	78,131	0	0	0	78,131	1,045,641	1,288,230	0
7 福島	192,078	0	0	0	192,078	1,851,516	2,281,068	0
8 茨城	366,402	0	0	0	366,402	4,719,490	5,814,412	0
9 栃木	230,135	0	0	0	230,135	3,024,061	3,725,643	0
10 群馬	336,735	0	0	0	336,735	2,973,395	3,663,223	0
11 埼玉	1,105,695	40,945	4,864	41,366	1,147,061	15,375,680	18,942,838	2,521,361
12 千葉	1,162,890	27,807	3,290	28,081	1,190,971	15,615,178	19,237,899	1,668,073
13 東京	8,655,781	0	0	0	8,655,781	77,010,692	94,877,173	0
14 神奈川	1,720,434	215,328	24,750	216,790	1,937,224	20,058,410	24,711,961	11,876,127
15 新潟	218,327	16,742	1,483	16,457	234,784	1,830,708	2,255,432	623,289
16 富山	179,645	0	0	0	179,645	1,407,889	1,734,519	0
17 石川	163,965	0	0	0	163,965	1,874,362	2,309,214	0
18 福井	144,106	0	0	0	144,106	1,085,017	1,336,741	0
19 山梨	109,279	0	0	0	109,279	1,346,896	1,659,376	0
20 長野	280,681	0	0	0	280,681	2,732,413	3,366,333	0
21 岐阜	336,660	0	0	0	336,660	3,697,370	4,555,160	0
22 静岡	548,585	58,332	3,325	55,676	604,261	5,060,477	6,234,508	1,657,108
23 愛知	1,731,792	124,415	41,739	150,037	1,881,829	17,731,012	21,844,607	4,454,306
24 三重	299,781	0	0	0	299,781	3,395,247	4,182,944	0
25 滋賀	223,845	0	0	0	223,845	3,268,829	4,027,197	0
26 京都	384,764	63,394	4,523	61,329	446,093	4,367,723	5,381,035	2,100,505
27 大阪	1,660,103	95,880	90,607	168,398	1,828,501	19,387,605	23,885,529	5,255,602
28 兵庫	1,356,726	71,249	27,292	88,983	1,445,709	12,571,641	15,488,262	2,317,695
29 奈良	389,960	0	0	0	389,960	3,093,704	3,811,443	0
30 和歌山	123,847	0	0	0	123,847	1,423,072	1,753,225	0
31 鳥取	62,033	0	0	0	62,033	580,511	715,190	0
32 島根	67,902	0	0	0	67,902	648,345	798,761	0
33 岡山	213,060	15,479	968	14,852	227,912	2,557,549	3,150,900	830,682
34 広島	330,764	32,398	2,281	31,315	362,079	3,709,696	4,570,345	1,440,810
35 山口	159,420	0	0	0	159,420	1,820,249	2,242,547	0
36 徳島	245,258	0	0	0	245,258	1,012,201	1,247,032	0
37 香川	175,819	0	0	0	175,819	1,548,857	1,908,192	0
38 愛媛	150,057	0	0	0	150,057	1,715,299	2,113,248	0
39 高知	64,099	0	0	0	64,099	726,004	894,437	0
40 福岡	657,756	73,206	14,386	79,096	736,852	6,963,041	8,578,467	3,277,219
41 佐賀	57,393	0	0	0	57,393	1,002,528	1,235,114	0
42 長崎	99,457	0	0	0	99,457	1,511,858	1,862,609	0
43 熊本	103,808	12,433	365	11,557	115,365	1,432,714	1,765,104	655,106
44 大分	98,363	0	0	0	98,363	1,340,267	1,651,209	0
45 宮崎	95,503	0	0	0	95,503	1,181,524	1,455,638	0
46 鹿児島	105,454	0	0	0	105,454	1,763,038	2,172,063	0
47 沖縄	106,849	0	0	0	106,849	1,549,706	1,909,238	0
合計	25,546,726	932,561	225,296	1,045,547	26,592,273	268,097,520	330,296,147	42,245,057

（つづき）

（単位：千円）

区分	※政令市分（つづき） P′×1.232 Q′	寄附金控除（条例指定除き） Q″+Q′ Q	調整控除 T	（県費移譲後） T×1.166 U″	※政令市分 調整控除 T′	※政令市分 T′×1.166 U′	調整控除 U″+U′ U	住宅借入金等特別税額控除見込額 R
1 北海道	2,798,506	10,147,891	2,276,430	2,654,317	550,018	641,321	3,295,638	1,876,945
2 青森	0	1,264,639	660,409	770,037	0	0	770,037	606,961
3 岩手	0	1,247,709	672,913	784,617	0	0	784,617	611,497
4 宮城	1,596,252	4,478,275	992,008	1,156,681	313,999	366,123	1,522,804	1,125,427
5 秋田	0	914,325	522,783	609,565	0	0	609,565	423,532
6 山形	0	1,288,230	610,790	712,181	0	0	712,181	564,712
7 福島	0	2,281,068	1,047,605	1,221,507	0	0	1,221,507	1,025,344
8 茨城	0	5,814,412	1,708,542	1,992,160	0	0	1,992,160	1,564,638
9 栃木	0	3,725,643	1,130,754	1,318,459	0	0	1,318,459	1,065,401
10 群馬	0	3,663,223	1,140,848	1,330,229	0	0	1,330,229	1,158,438
11 埼玉	3,106,317	22,049,155	4,044,683	4,716,100	398,456	464,600	5,180,700	4,068,239
12 千葉	2,055,066	21,292,965	3,513,204	4,096,396	291,394	339,765	4,436,161	3,108,405
13 東京	0	94,877,173	8,397,992	9,792,059	0	0	9,792,059	5,252,205
14 神奈川	14,631,388	39,343,349	3,774,978	4,401,624	1,839,318	2,144,645	6,546,269	3,302,908
15 新潟	767,892	3,023,324	1,057,509	1,233,055	229,817	267,967	1,501,022	936,470
16 富山	0	1,734,519	633,416	738,563	0	0	738,563	496,427
17 石川	0	2,309,214	664,297	774,570	0	0	774,570	634,468
18 福井	0	1,336,741	465,054	542,253	0	0	542,253	398,589
19 山梨	0	1,659,376	474,460	553,220	0	0	553,220	412,529
20 長野	0	3,366,333	1,206,920	1,407,269	0	0	1,407,269	1,107,353
21 岐阜	0	4,555,160	1,176,137	1,371,376	0	0	1,371,376	1,175,528
22 静岡	2,041,557	8,276,065	1,745,269	2,034,984	437,253	509,837	2,544,821	1,746,004
23 愛知	5,487,705	27,332,312	3,799,366	4,430,061	663,814	774,007	5,204,068	4,178,395
24 三重	0	4,182,944	1,029,803	1,200,750	0	0	1,200,750	987,359
25 滋賀	0	4,027,197	825,122	962,092	0	0	962,092	900,708
26 京都	2,587,822	7,968,857	1,001,903	1,168,219	375,622	437,975	1,606,194	884,347
27 大阪	6,474,902	30,360,431	3,862,073	4,503,177	974,942	1,136,782	5,639,959	3,514,853
28 兵庫	2,855,400	18,343,662	2,634,733	3,072,099	409,949	478,001	3,550,100	2,415,141
29 奈良	0	3,811,443	729,319	850,386	0	0	850,386	662,545
30 和歌山	0	1,753,225	481,273	561,164	0	0	561,164	464,939
31 鳥取	0	715,190	308,225	359,390	0	0	359,390	290,115
32 島根	0	798,761	379,832	442,884	0	0	442,884	317,502
33 岡山	1,023,400	4,174,300	847,360	988,022	199,018	232,055	1,220,077	938,642
34 広島	1,775,078	6,345,423	1,242,053	1,448,234	342,871	399,788	1,848,022	1,264,421
35 山口	0	2,242,547	727,477	848,238	0	0	848,238	736,869
36 徳島	0	1,247,032	385,200	449,143	0	0	449,143	277,509
37 香川	0	1,908,192	548,617	639,687	0	0	639,687	487,667
38 愛媛	0	2,113,248	704,102	820,983	0	0	820,983	689,651
39 高知	0	894,437	363,276	423,580	0	0	423,580	278,825
40 福岡	4,037,534	12,616,001	2,103,461	2,452,636	688,252	802,502	3,255,138	2,204,754
41 佐賀	0	1,235,114	453,742	529,063	0	0	529,063	479,569
42 長崎	0	1,862,609	685,035	798,751	0	0	798,751	569,778
43 熊本	807,091	2,572,195	725,724	846,194	201,359	234,785	1,080,979	847,109
44 大分	0	1,651,209	610,503	711,846	0	0	711,846	643,756
45 宮崎	0	1,455,638	560,768	653,855	0	0	653,855	566,902
46 鹿児島	0	2,172,063	820,717	956,956	0	0	956,956	940,484
47 沖縄	0	1,909,238	764,988	891,976	0	0	891,976	615,317
合計	52,045,910	382,342,057	64,511,673	75,220,608	7,916,082	9,230,153	84,450,761	58,819,177

（つづき）

（単位：千円）

区　分	R×1.070 S	定額減税 見込額 V	V×1.852 W	退職所得 分離課税 (R5.7～R6.6) H	H×1.175 I	I×0.667 J	(F″+G″-O″-Q″-U″) ×0.989-S-W+J X″	基準税額 (25%加算前・精算前) X″×0.75 Y
1　北海道	2,008,331	37,675	69,774	2,803,731	3,294,384	2,197,354	144,694,347	108,520,760
2　青　森	649,448	6,466	11,975	350,071	411,333	274,359	34,515,995	25,886,996
3　岩　手	654,302	7,106	13,160	390,242	458,534	305,842	36,049,241	27,036,931
4　宮　城	1,204,207	19,503	36,120	944,373	1,109,638	740,129	60,602,960	45,452,220
5　秋　田	453,179	5,484	10,156	224,427	263,702	175,889	26,018,564	19,513,923
6　山　形	604,242	5,279	9,777	371,037	435,968	290,791	32,081,218	24,060,914
7　福　島	1,097,118	14,276	26,439	702,546	825,492	550,603	60,940,889	45,705,667
8　茨　城	1,674,163	39,279	72,745	1,331,459	1,564,464	1,043,497	113,997,797	85,498,348
9　栃　木	1,139,979	25,015	46,328	928,072	1,090,485	727,353	75,774,088	56,830,566
10　群　馬	1,239,529	18,131	33,579	773,150	908,451	605,937	72,736,638	54,552,479
11　埼　玉	4,353,016	119,019	220,423	3,946,113	4,636,683	3,092,668	301,997,590	226,498,193
12　千　葉	3,325,993	187,207	346,707	3,729,536	4,382,205	2,922,931	277,881,197	208,410,898
13　東　京	5,619,859	456,452	845,349	16,834,537	19,780,581	13,193,648	1,054,827,545	791,120,659
14　神奈川	3,534,112	184,869	342,377	7,227,722	8,492,573	5,664,546	336,925,073	252,693,805
15　新　潟	1,002,023	10,303	19,081	877,070	1,030,557	687,382	56,493,640	42,370,230
16　富　山	531,177	8,359	15,481	504,315	592,570	395,244	39,253,619	29,440,214
17　石　川	678,881	11,032	20,431	467,080	548,819	366,062	44,102,899	33,077,174
18　福　井	426,490	6,308	11,682	348,523	409,515	273,147	29,015,375	21,761,531
19　山　梨	441,406	8,728	16,164	362,122	425,493	283,804	30,946,541	23,209,906
20　長　野	1,184,868	18,111	33,542	976,463	1,147,344	765,278	75,626,511	56,719,883
21　岐　阜	1,257,815	20,073	37,175	873,901	1,026,834	684,898	74,157,004	55,617,753
22　静　岡	1,868,224	32,436	60,071	1,914,335	2,249,344	1,500,312	117,399,969	88,049,977
23　愛　知	4,470,883	137,359	254,389	4,865,263	5,716,684	3,813,028	304,622,336	228,466,752
24　三　重	1,056,474	21,087	39,053	807,385	948,677	632,768	68,602,377	51,451,783
25　滋　賀	963,758	22,561	41,783	721,106	847,300	565,149	56,091,115	42,068,336
26　京　都	946,251	29,336	54,330	1,441,091	1,693,282	1,129,419	71,771,607	53,828,705
27　大　阪	3,760,893	127,783	236,654	5,046,938	5,930,152	3,955,411	295,396,059	221,547,044
28　兵　庫	2,584,201	93,611	173,368	3,585,511	4,212,975	2,810,054	197,999,326	148,499,495
29　奈　良	708,923	23,992	44,433	967,747	1,137,103	758,448	50,082,385	37,561,789
30　和歌山	497,485	7,998	14,812	396,447	465,825	310,705	29,124,124	21,843,093
31　鳥　取	310,423	3,901	7,225	171,174	201,129	134,153	16,419,673	12,314,755
32　島　根	339,727	3,863	7,154	239,266	281,138	187,519	20,846,144	15,634,608
33　岡　山	1,004,347	13,783	25,526	879,071	1,032,908	688,950	51,415,645	38,561,734
34　広　島	1,352,930	26,986	49,978	1,593,989	1,872,937	1,249,249	82,974,261	62,230,696
35　山　口	788,450	12,447	23,052	660,964	776,633	518,014	45,491,522	34,118,642
36　徳　島	296,935	5,430	10,056	322,878	379,382	253,048	23,830,770	17,873,078
37　香　川	521,804	6,116	11,327	407,274	478,547	319,191	33,324,323	24,993,242
38　愛　媛	737,927	12,413	22,989	568,480	667,964	445,532	42,473,689	31,855,267
39　高　知	298,343	4,530	8,390	311,830	366,400	244,389	20,814,681	15,611,011
40　福　岡	2,359,087	50,329	93,209	2,531,915	2,975,000	1,984,325	138,484,833	103,863,625
41　佐　賀	513,139	5,505	10,195	252,146	296,272	197,613	25,222,467	18,916,850
42　長　崎	609,662	11,188	20,720	468,705	550,728	367,336	38,916,943	29,187,707
43　熊　本	906,407	9,871	18,281	687,855	808,230	539,089	41,151,202	30,863,402
44　大　分	688,819	9,226	17,087	474,279	557,278	371,704	35,216,244	26,412,183
45　宮　崎	606,585	5,985	11,084	592,200	695,835	464,122	30,966,145	23,224,609
46　鹿児島	1,006,318	10,421	19,300	630,477	740,810	494,120	45,376,096	34,032,072
47　沖　縄	658,389	11,754	21,768	498,505	585,743	390,691	46,256,648	34,692,486
合　計	62,936,522	1,908,586	3,534,699	76,003,321	89,303,901	59,565,701	4,908,909,315	3,681,681,991

（つづき）

（単位：千円）

区　分	Ⅰ．三位一体の改革分　税源移譲影響額（25%加算）				Ⅱ．県費負担教職員分　税源移譲影響額（25%加算）			
	移譲後対象税額 (F+G−O−Q−U) ×0.989−S−W+J Z（＝AE）	移譲前対象税額 附表１ AA	移譲見込額 Z−AA AB	AB×0.25 AC	移譲後対象税額 (F″+G″−O″−Q″−U″) ×0.989−S−W+J AD（=X″）	移譲前対象税額 (F+G−O−Q−U) ×0.989−S−W+J AE（＝Z）	移譲見込額 AD−AE AF	AF×0.25 AG
1　北海道	183,822,159	93,511,481	90,310,678	22,577,670	144,694,347	183,822,159	△ 39,127,812	△ 9,781,953
2　青　森	34,515,995	17,401,483	17,114,512	4,278,628	34,515,995	34,515,995	0	0
3　岩　手	36,049,241	18,209,391	17,839,850	4,459,963	36,049,241	36,049,241	0	0
4　宮　城	85,297,279	43,160,698	42,136,581	10,534,145	60,602,960	85,297,279	△ 24,694,319	△ 6,173,580
5　秋　田	26,018,564	13,131,683	12,886,881	3,221,720	26,018,564	26,018,564	0	0
6　山　形	32,081,218	16,090,171	15,991,047	3,997,762	32,081,218	32,081,218	0	0
7　福　島	60,940,889	30,967,679	29,973,210	7,493,303	60,940,889	60,940,889	0	0
8　茨　城	113,997,797	57,385,801	56,611,996	14,152,999	113,997,797	113,997,797	0	0
9　栃　木	75,774,088	38,229,429	37,544,659	9,386,165	75,774,088	75,774,088	0	0
10　群　馬	72,736,638	37,031,728	35,704,910	8,926,228	72,736,638	72,736,638	0	0
11　埼　玉	339,795,575	171,687,935	168,107,640	42,026,910	301,997,590	339,795,575	△ 37,797,985	△ 9,449,496
12　千　葉	303,405,561	154,285,619	149,119,942	37,279,986	277,881,197	303,405,561	△ 25,524,364	△ 6,381,091
13　東　京	1,054,827,545	574,113,594	480,713,951	120,178,488	1,054,827,545	1,054,827,545	0	0
14　神奈川	516,944,134	265,958,567	250,985,567	62,746,392	336,925,073	516,944,134	△ 180,019,061	△ 45,004,765
15　新　潟	71,052,378	35,922,692	35,129,686	8,782,422	56,493,640	71,052,378	△ 14,558,738	△ 3,639,685
16　富　山	39,253,619	19,709,719	19,543,900	4,885,975	39,253,619	39,253,619	0	0
17　石　川	44,102,899	22,899,229	21,203,670	5,300,918	44,102,899	44,102,899	0	0
18　福　井	29,015,375	14,789,529	14,225,846	3,556,462	29,015,375	29,015,375	0	0
19　山　梨	30,946,541	15,756,205	15,190,336	3,797,584	30,946,541	30,946,541	0	0
20　長　野	75,626,511	38,331,450	37,295,061	9,323,765	75,626,511	75,626,511	0	0
21　岐　阜	74,157,004	37,253,384	36,903,620	9,225,905	74,157,004	74,157,004	0	0
22　静　岡	150,043,552	76,512,147	73,531,405	18,382,851	117,399,969	150,043,552	△ 32,643,583	△ 8,160,896
23　愛　知	370,647,189	189,952,473	180,694,716	45,173,679	304,622,336	370,647,189	△ 66,024,853	△ 16,506,213
24　三　重	68,602,377	34,269,453	34,332,924	8,583,231	68,602,377	68,602,377	0	0
25　滋　賀	56,091,115	27,712,513	28,378,602	7,094,651	56,091,115	56,091,115	0	0
26　京　都	103,595,251	53,564,707	50,030,544	12,507,636	71,771,607	103,595,251	△ 31,823,644	△ 7,955,911
27　大　阪	375,569,317	191,637,091	183,932,226	45,983,057	295,396,059	375,569,317	△ 80,173,258	△ 20,043,315
28　兵　庫	231,967,400	118,232,077	113,735,323	28,433,831	197,999,326	231,967,400	△ 33,968,074	△ 8,492,019
29　奈　良	50,082,385	25,385,069	24,697,316	6,174,329	50,082,385	50,082,385	0	0
30　和歌山	29,124,124	14,621,138	14,502,986	3,625,747	29,124,124	29,124,124	0	0
31　鳥　取	16,419,673	8,210,825	8,208,848	2,052,212	16,419,673	16,419,673	0	0
32　島　根	20,846,144	10,502,905	10,343,239	2,585,810	20,846,144	20,846,144	0	0
33　岡　山	65,818,861	32,933,382	32,885,479	8,221,370	51,415,645	65,818,861	△ 14,403,216	△ 3,600,804
34　広　島	110,108,107	56,027,570	54,080,537	13,520,134	82,974,261	110,108,107	△ 27,133,846	△ 6,783,462
35　山　口	45,491,522	22,750,261	22,741,261	5,685,315	45,491,522	45,491,522	0	0
36　徳　島	23,830,770	12,151,804	11,678,966	2,919,742	23,830,770	23,830,770	0	0
37　香　川	33,324,323	16,650,566	16,673,757	4,168,439	33,324,323	33,324,323	0	0
38　愛　媛	42,473,689	21,812,454	20,661,235	5,165,309	42,473,689	42,473,689	0	0
39　高　知	20,814,681	10,598,325	10,216,356	2,554,089	20,814,681	20,814,681	0	0
40　福　岡	193,578,210	98,602,474	94,975,736	23,743,934	138,484,833	193,578,210	△ 55,093,377	△ 13,773,344
41　佐　賀	25,222,467	12,583,499	12,638,968	3,159,742	25,222,467	25,222,467	0	0
42　長　崎	38,916,943	19,541,151	19,375,792	4,843,948	38,916,943	38,916,943	0	0
43　熊　本	55,382,620	28,261,073	27,121,547	6,780,387	41,151,202	55,382,620	△ 14,231,418	△ 3,557,855
44　大　分	35,216,244	17,787,349	17,428,895	4,357,224	35,216,244	35,216,244	0	0
45　宮　崎	30,966,145	15,626,648	15,339,497	3,834,874	30,966,145	30,966,145	0	0
46　鹿児島	45,376,096	22,786,793	22,589,303	5,647,326	45,376,096	45,376,096	0	0
47　沖　縄	46,256,648	24,399,738	21,856,910	5,464,228	46,256,648	46,256,648	0	0
合　計	5,586,126,863	2,878,940,952	2,707,185,911	676,796,485	4,908,909,315	5,586,126,863	△ 677,217,548	△ 169,304,389

（つづき）

（単位：千円）

区分	基準税額（25%加算後・精算前） Y+AC+AG AH	分離譲渡所得分に係る精算額（従来分） 令和６年度課税状況調 AI	AI×0.988×0.75 AJ	令和６年度算定数値 AK	AK×0.988×0.75 AL	精算額 AJ-AL AM	分離譲渡所得分に係る精算額（政令市分） 令和６年度課税状況調 AN	AN×0.988×0.25 AO
1 北海道	121,316,477	3,246,782	2,405,865	3,265,903	2,420,034	△ 14,169	1,227,223	303,124
2 青森	30,165,624	344,398	255,199	345,789	256,230	△ 1,031	0	0
3 岩手	31,496,894	539,709	399,924	511,916	379,330	20,594	0	0
4 宮城	49,812,785	1,377,322	1,020,596	1,332,517	987,395	33,201	650,000	160,550
5 秋田	22,735,643	313,833	232,550	201,248	149,125	83,425	0	0
6 山形	28,058,676	393,455	291,550	368,648	273,168	18,382	0	0
7 福島	53,198,970	1,613,118	1,195,320	1,648,409	1,221,471	△ 26,151	0	0
8 茨城	99,651,347	2,527,973	1,873,228	2,513,786	1,862,715	10,513	0	0
9 栃木	66,216,731	1,534,434	1,137,016	1,904,045	1,410,897	△ 273,881	0	0
10 群馬	63,478,707	2,060,614	1,526,915	2,057,098	1,524,310	2,605	0	0
11 埼玉	259,075,607	10,692,971	7,923,492	9,957,005	7,378,141	545,351	1,611,895	398,138
12 千葉	239,309,793	14,844,076	10,999,460	9,848,681	7,297,873	3,701,587	1,250,472	308,867
13 東京	911,299,147	79,936,944	59,233,276	62,803,071	46,537,076	12,696,200	0	0
14 神奈川	270,435,432	12,600,553	9,337,010	12,846,017	9,518,899	△ 181,889	6,517,579	1,609,842
15 新潟	47,512,967	976,186	723,354	1,010,610	748,862	△ 25,508	288,396	71,234
16 富山	34,326,189	642,870	476,367	636,653	471,760	4,607	0	0
17 石川	38,378,092	887,316	657,501	813,560	602,848	54,653	0	0
18 福井	25,317,993	710,087	526,174	728,143	539,554	△ 13,380	0	0
19 山梨	27,007,490	781,544	579,124	777,004	575,760	3,364	0	0
20 長野	66,043,648	1,719,017	1,273,792	2,140,855	1,586,374	△ 312,582	0	0
21 岐阜	64,843,658	1,854,097	1,373,886	1,864,937	1,381,918	△ 8,032	0	0
22 静岡	98,271,932	3,444,538	2,552,403	3,557,426	2,636,053	△ 83,650	1,327,308	327,845
23 愛知	257,134,218	10,811,207	8,011,104	10,927,785	8,097,489	△ 86,385	3,341,585	825,371
24 三重	60,035,014	1,385,874	1,026,933	1,388,607	1,028,958	△ 2,025	0	0
25 滋賀	49,162,987	1,675,382	1,241,458	1,734,745	1,285,446	△ 43,988	0	0
26 京都	58,380,430	3,091,458	2,290,770	2,813,803	2,085,028	205,742	1,892,150	467,361
27 大阪	247,486,786	10,379,074	7,690,894	10,293,289	7,627,327	63,567	2,811,332	694,399
28 兵庫	168,441,307	8,366,269	6,199,405	8,008,007	5,933,933	265,472	1,197,080	295,679
29 奈良	43,736,118	1,733,132	1,284,251	1,748,895	1,295,931	△ 11,680	0	0
30 和歌山	25,468,840	487,048	360,903	475,521	352,361	8,542	0	0
31 鳥取	14,366,967	280,449	207,813	290,012	214,899	△ 7,086	0	0
32 島根	18,220,418	317,090	234,964	316,921	234,838	126	0	0
33 岡山	43,182,300	1,767,938	1,310,042	1,807,659	1,339,475	△ 29,433	394,936	97,549
34 広島	68,967,368	2,015,320	1,493,352	2,056,115	1,523,581	△ 30,229	737,047	182,051
35 山口	39,803,957	765,185	567,002	770,873	571,217	△ 4,215	0	0
36 徳島	20,792,820	464,955	344,532	488,473	361,958	△ 17,426	0	0
37 香川	29,161,681	816,103	604,732	802,599	594,726	10,006	0	0
38 愛媛	37,020,576	1,029,479	762,844	1,029,107	762,568	276	0	0
39 高知	18,165,100	302,242	223,961	375,494	278,241	△ 54,280	0	0
40 福岡	113,834,215	4,301,973	3,187,762	4,269,736	3,163,874	23,888	2,080,023	513,766
41 佐賀	22,076,592	480,890	356,339	485,555	359,796	△ 3,457	0	0
42 長崎	34,031,655	753,420	558,284	772,596	572,494	△ 14,210	0	0
43 熊本	34,085,934	1,137,982	843,245	1,150,223	852,315	△ 9,070	442,003	109,175
44 大分	30,769,407	750,494	556,116	768,423	569,401	△ 13,285	0	0
45 宮崎	27,059,483	883,040	654,333	882,844	654,187	146	0	0
46 鹿児島	39,679,398	952,624	705,894	1,005,596	745,147	△ 39,253	0	0
47 沖縄	40,156,714	2,242,901	1,661,990	2,154,235	1,596,288	65,702	0	0
合計	4,189,174,087	200,233,366	148,372,925	177,950,434	131,861,271	16,511,654	25,769,029	6,364,951

（つづき）

（単位：千円）

区分	分離譲渡所得分に係る精算額（政令市分）（つづき）			分離譲渡所得分に係る精算額	分離課税所得割交付金－（附表2）	令和７年度基準税額
	令和６年度算定数値	AP×0.988×0.25	精算額 AO−AQ			
	AP	AQ	AR	AM−AR AS	AT	AH+AS+AT AU
1 北海道	1,267,921	313,176	△ 10,052	△ 4,117	△ 576,614	120,735,746
2 青森	0	0	0	△ 1,031	0	30,164,593
3 岩手	0	0	0	20,594	0	31,517,488
4 宮城	671,266	165,803	△ 5,253	38,454	△ 226,762	49,624,477
5 秋田	0	0	0	83,425	0	22,819,068
6 山形	0	0	0	18,382	0	28,077,058
7 福島	0	0	0	△ 26,151	0	53,172,819
8 茨城	0	0	0	10,513	0	99,661,860
9 栃木	0	0	0	△ 273,881	0	65,942,850
10 群馬	0	0	0	2,605	0	63,481,312
11 埼玉	1,522,474	376,051	22,087	523,264	△ 419,460	259,179,411
12 千葉	1,275,485	315,045	△ 6,178	3,707,765	△ 273,284	242,744,274
13 東京	0	0	0	12,696,200	0	923,995,347
14 神奈川	6,779,888	1,674,632	△ 64,790	△ 117,099	△ 2,019,247	268,299,086
15 新潟	302,434	74,701	△ 3,467	△ 22,041	△ 135,789	47,355,137
16 富山	0	0	0	4,607	0	34,330,796
17 石川	0	0	0	54,653	0	38,432,745
18 福井	0	0	0	△ 13,380	0	25,304,613
19 山梨	0	0	0	3,364	0	27,010,854
20 長野	0	0	0	△ 312,582	0	65,731,066
21 岐阜	0	0	0	△ 8,032	0	64,835,626
22 静岡	1,367,859	337,861	△ 10,016	△ 73,634	△ 340,294	97,858,004
23 愛知	3,439,490	849,554	△ 24,183	△ 62,202	△ 851,908	256,220,108
24 三重	0	0	0	△ 2,025	0	60,032,989
25 滋賀	0	0	0	△ 43,988	0	49,118,999
26 京都	1,887,121	466,119	1,242	204,500	△ 327,211	58,257,719
27 大阪	2,833,591	699,897	△ 5,498	69,065	△ 764,320	246,791,531
28 兵庫	1,187,050	293,201	2,478	262,994	△ 403,189	168,301,112
29 奈良	0	0	0	△ 11,680	0	43,724,438
30 和歌山	0	0	0	8,542	0	25,477,382
31 鳥取	0	0	0	△ 7,086	0	14,359,881
32 島根	0	0	0	126	0	18,220,544
33 岡山	415,873	102,721	△ 5,172	△ 24,261	△ 146,898	43,011,141
34 広島	761,677	188,134	△ 6,083	△ 24,146	△ 294,804	68,648,418
35 山口	0	0	0	△ 4,215	0	39,799,742
36 徳島	0	0	0	△ 17,426	0	20,775,394
37 香川	0	0	0	10,006	0	29,171,687
38 愛媛	0	0	0	276	0	37,020,852
39 高知	0	0	0	△ 54,280	0	18,110,820
40 福岡	2,011,746	496,901	16,865	7,023	△ 602,684	113,238,554
41 佐賀	0	0	0	△ 3,457	0	22,073,135
42 長崎	0	0	0	△ 14,210	0	34,017,445
43 熊本	456,910	112,857	△ 3,682	△ 5,388	△ 165,302	33,915,244
44 大分	0	0	0	△ 13,285	0	30,756,122
45 宮崎	0	0	0	146	0	27,059,629
46 鹿児島	0	0	0	△ 39,253	0	39,640,145
47 沖縄	0	0	0	65,702	0	40,222,416
合計	26,180,785	6,466,653	△ 101,702	16,613,356	△ 7,547,766	4,198,239,677

（附表１）令和７年度　道府県民税所得割　税源移譲前税額の算出

（単位：千円）

区　分	１．総所得金額等に係る算出税額						
	700万円以下の金額における総所得金額等に係る課税標準額	A×0.02	700万円超1,000万円以下の金額における総所得金額等に係る課税標準額	1,000万円超の金額における総所得金額等に係る課税標準額	700万円超1,000万円以下の金額における納税義務者数	1,000万円超の金額における納税義務者数	{C-(7,000×D)}×0.03＋D×140 C：C1+C2 D：D1+D2
	A	B	C1	C2	D1	D2	E
1　北海道	3,705,873,359	74,117,467	231,631,221	689,233,915	28,034	34,128	23,274,614
2　青　森	744,927,192	14,898,544	34,642,991	110,529,730	4,195	5,429	3,681,502
3　岩　手	779,535,272	15,590,705	35,076,387	105,391,784	4,238	5,432	3,537,145
4　宮　城	1,726,157,817	34,523,156	128,744,656	302,788,316	15,602	15,575	10,763,599
5　秋　田	567,886,581	11,357,732	25,869,860	76,460,908	3,130	4,015	2,569,773
6　山　形	698,331,228	13,966,625	30,055,169	98,684,476	3,646	4,953	3,260,259
7　福　島	1,284,302,042	25,686,041	65,829,282	196,747,334	7,996	9,560	6,648,378
8　茨　城	2,335,785,838	46,715,717	192,664,485	355,237,581	23,408	18,681	13,490,832
9　栃　木	1,549,186,367	30,983,727	112,220,706	255,501,264	13,631	12,841	9,178,619
10　群　馬	1,482,051,624	29,641,032	88,784,341	265,299,663	10,775	12,528	8,991,310
11　埼　玉	6,684,376,519	133,687,530	614,898,902	1,227,844,096	74,606	64,296	45,559,150
12　千　葉	5,768,058,675	115,361,174	613,802,398	1,213,669,620	74,406	63,776	45,151,421
13　東　京	14,794,436,130	295,888,723	2,572,798,560	8,419,084,784	310,151	365,590	282,454,630
14　神奈川	9,123,446,749	182,468,935	1,248,233,439	2,523,570,380	150,999	132,506	93,308,765
15　新　潟	1,506,943,800	30,138,876	77,360,842	223,062,113	9,375	11,368	7,560,679
16　富　山	834,527,555	16,690,551	44,786,596	118,920,493	5,439	6,088	4,104,323
17　石　川	883,546,040	17,670,921	55,812,100	152,609,672	6,759	7,672	5,242,483
18　福　井	601,808,551	12,036,171	34,024,971	91,656,176	4,120	4,768	3,148,274
19　山　梨	617,698,878	12,353,978	40,879,536	125,398,021	4,963	6,398	4,193,057
20　長　野	1,561,843,011	31,236,860	94,334,800	256,513,422	11,437	12,814	8,827,877
21　岐　阜	1,530,663,379	30,613,268	100,211,062	268,310,744	12,131	12,935	9,301,034
22　静　岡	3,029,836,719	60,596,734	210,918,652	527,398,763	25,621	25,800	18,550,052
23　愛　知	6,948,288,566	138,965,771	693,968,373	1,634,246,215	83,917	79,465	58,409,698
24　三　重	1,432,252,413	28,645,048	93,704,228	231,112,837	11,367	11,395	8,151,172
25　滋　賀	1,167,662,573	23,353,251	89,581,316	184,526,995	10,859	9,683	6,785,309
26　京　都	1,914,865,868	38,297,317	186,511,243	498,160,885	22,501	24,294	17,264,514
27　大　阪	7,024,387,349	140,487,747	671,118,890	1,776,104,006	81,218	87,140	61,631,627
28　兵　庫	4,319,117,361	86,382,347	439,572,565	1,147,349,986	53,128	54,814	40,051,737
29　奈　良	959,065,847	19,181,317	86,304,221	238,075,703	10,436	11,628	8,186,918
30　和歌山	603,886,488	12,077,730	37,104,086	111,824,244	4,504	5,495	3,767,920
31　鳥　取	354,920,931	7,098,419	17,646,280	49,973,351	2,128	2,723	1,689,019
32　島　根	450,491,715	9,009,834	20,979,851	61,108,998	2,528	3,185	2,062,755
33　岡　山	1,370,209,657	27,404,193	83,692,647	230,637,617	10,131	11,873	7,889,628
34　広　島	2,185,262,208	43,705,244	163,628,939	424,295,551	19,803	20,907	14,788,035
35　山　口	963,067,005	19,261,340	55,628,233	147,602,028	6,737	7,617	5,092,128
36　徳　島	482,552,339	9,651,047	27,999,712	102,466,301	3,401	4,402	3,367,770
37　香　川	697,768,440	13,955,369	41,916,907	116,138,194	5,091	6,168	3,953,523
38　愛　媛	858,309,222	17,166,184	53,994,976	158,310,525	6,527	7,964	5,354,795
39　高　知	430,550,956	8,611,019	22,870,656	77,749,281	2,761	4,085	2,539,378
40　福　岡	3,757,208,445	75,144,169	306,713,370	799,814,484	37,160	40,717	27,744,446
41　佐　賀	542,760,886	10,855,218	27,592,733	77,582,178	3,329	4,105	2,634,867
42　長　崎	820,824,594	16,416,492	47,807,828	129,595,410	5,741	6,810	4,443,527
43　熊　本	1,122,824,858	22,456,497	69,659,914	199,950,615	8,407	10,316	6,777,706
44　大　分	735,841,137	14,716,823	40,271,615	119,520,568	4,864	6,050	4,029,785
45　宮　崎	647,980,528	12,959,611	31,938,843	109,833,596	3,866	5,467	3,599,863
46　鹿児島	960,526,590	19,210,532	47,749,637	158,602,969	5,791	8,105	5,217,858
47　沖　縄	902,972,308	18,059,446	55,059,085	160,287,001	6,634	8,596	5,394,283
合　計	103,464,821,610	2,069,296,432	10,066,597,104	26,548,782,793	1,217,491	1,280,157	923,626,037

（つづき）

（単位：千円）

区　分	1．総所得金額等に係る算出税額（つづき）		2．退職所得分離課税に係る所得割額					
	B+E	F×1.037	退職分離所得割の税額（R5.7～R6.6）	退職分離所得割の納税義務者数（R5.7～R6.6）	H/0.06/I	①J≦7,000の場合 J×0.02 ②7,000＜Jの場合 (J-7,000)×0.03+140	K×I	L×1.145
	F	G	H	I	J	K	L	M
1　北海道	97,392,081	100,995,588	2,803,731	11,238	4,158	83	932,754	1,068,003
2　青　森	18,580,046	19,267,508	350,071	2,240	2,605	52	116,480	133,370
3　岩　手	19,127,850	19,835,580	390,242	2,302	2,825	57	131,214	150,240
4　宮　城	45,286,755	46,962,365	944,373	3,093	5,089	102	315,486	361,231
5　秋　田	13,927,505	14,442,823	224,427	1,494	2,504	50	74,700	85,532
6　山　形	17,226,884	17,864,279	371,037	1,951	3,170	63	122,913	140,735
7　福　島	32,334,419	33,530,793	702,546	2,915	4,017	80	233,200	267,014
8　茨　城	60,206,549	62,434,191	1,331,459	5,254	4,224	84	441,336	505,330
9　栃　木	40,162,346	41,648,353	928,072	3,653	4,234	85	310,505	355,528
10　群　馬	38,632,342	40,061,739	773,150	3,218	4,004	80	257,440	294,769
11　埼　玉	179,246,680	185,878,807	3,946,113	16,347	4,023	80	1,307,760	1,497,385
12　千　葉	160,512,595	166,451,561	3,729,536	15,554	3,996	80	1,244,320	1,424,746
13　東　京	578,343,353	599,742,057	16,834,537	50,260	5,582	112	5,629,120	6,445,342
14　神奈川	275,777,700	285,981,475	7,227,722	18,315	6,577	132	2,417,580	2,768,129
15　新　潟	37,699,555	39,094,439	877,070	3,747	3,901	78	292,266	334,645
16　富　山	20,794,874	21,564,284	504,315	2,068	4,064	81	167,508	191,797
17　石　川	22,913,404	23,761,200	467,080	2,311	3,369	67	154,837	177,288
18　福　井	15,184,445	15,746,269	348,523	1,654	3,512	70	115,780	132,568
19　山　梨	16,547,035	17,159,275	362,122	1,568	3,849	77	120,736	138,243
20　長　野	40,064,737	41,547,132	976,463	3,576	4,551	91	325,416	372,601
21　岐　阜	39,914,302	41,391,131	873,901	3,397	4,288	86	292,142	334,503
22　静　岡	79,146,786	82,075,217	1,914,335	7,852	4,063	81	636,012	728,234
23　愛　知	197,375,469	204,678,361	4,865,263	16,733	4,846	97	1,623,101	1,858,451
24　三　重	36,796,220	38,157,680	807,385	3,272	4,113	82	268,304	307,208
25　滋　賀	30,138,560	31,253,687	721,106	3,182	3,777	76	241,832	276,898
26　京　都	55,561,831	57,617,619	1,441,091	5,249	4,576	92	482,908	552,930
27　大　阪	202,119,374	209,597,791	5,046,938	16,860	4,989	100	1,686,000	1,930,470
28　兵　庫	126,434,084	131,112,145	3,585,511	12,424	4,810	96	1,192,704	1,365,646
29　奈　良	27,368,235	28,380,860	967,747	2,453	6,575	132	323,796	370,746
30　和歌山	15,845,650	16,431,939	396,447	1,694	3,901	78	132,132	151,291
31　鳥　取	8,787,438	9,112,573	171,174	994	2,870	57	56,658	64,873
32　島　根	11,072,589	11,482,275	239,266	1,168	3,414	68	79,424	90,940
33　岡　山	35,293,821	36,599,692	879,071	3,540	4,139	83	293,820	336,424
34　広　島	58,493,279	60,657,530	1,593,989	7,290	3,644	73	532,170	609,335
35　山　口	24,353,468	25,254,546	660,964	3,327	3,311	66	219,582	251,421
36　徳　島	13,018,817	13,500,513	322,878	1,609	3,344	67	107,803	123,434
37　香　川	17,908,892	18,571,521	407,274	1,817	3,736	75	136,275	156,035
38　愛　媛	22,520,979	23,354,255	568,480	2,584	3,667	73	188,632	215,984
39　高　知	11,150,397	11,562,962	311,830	1,145	4,539	91	104,195	119,303
40　福　岡	102,888,615	106,695,494	2,531,915	9,988	4,225	85	848,980	972,082
41　佐　賀	13,490,085	13,989,218	252,146	1,266	3,319	66	83,556	95,672
42　長　崎	20,860,019	21,631,840	468,705	2,770	2,820	56	155,120	177,612
43　熊　本	29,234,203	30,315,869	687,855	3,399	3,373	67	227,733	260,754
44　大　分	18,746,608	19,440,232	474,279	2,040	3,875	78	159,120	182,192
45　宮　崎	16,559,474	17,172,175	592,200	2,094	4,713	94	196,836	225,377
46　鹿児島	24,428,390	25,332,240	630,477	2,477	4,242	85	210,545	241,074
47　沖　縄	23,453,729	24,321,517	498,505	2,243	3,704	74	165,982	190,049
合　計	2,992,922,469	3,103,660,600	76,003,321	275,625	189,127	3,782	25,356,713	29,033,434

（つづき）

（単位：千円）

区分	３．税額控除額								
	「税額控除額」の「配当控除」	※政令市分「税額控除額」の「配当」	(N+N′)×(2/3)	「税額控除額」の「外国税額控除」	※政令市分「税額控除額」の「外国税額控除」	(P+P′)/0.12×0.1	配当割額の控除額	株式等譲渡所得割額の控除額	(R+S)/(2/5)×(1/3)
	N	N′	O	P	P′	Q	R	S	T
1 北海道	168,334	56,708	150,028	9,140	4,282	11,185	117,351	121,353	198,920
2 青森	29,551	0	19,701	906	0	755	20,752	30,639	42,826
3 岩手	31,666	0	21,111	408	0	340	21,697	25,245	39,118
4 宮城	61,645	28,245	59,927	3,600	1,141	3,951	59,024	65,824	104,040
5 秋田	27,223	0	18,149	3,086	0	2,572	16,492	20,376	30,723
6 山形	33,187	0	22,125	446	0	372	24,800	28,091	44,076
7 福島	82,061	0	54,707	1,723	0	1,436	56,611	72,316	107,439
8 茨城	93,246	0	62,164	25,670	0	21,392	132,673	154,172	239,038
9 栃木	65,760	0	43,840	3,502	0	2,918	89,508	96,086	154,662
10 群馬	111,292	0	74,195	1,944	0	1,620	94,442	165,229	216,393
11 埼玉	321,886	40,945	241,887	32,179	4,864	30,869	419,757	450,646	725,336
12 千葉	325,747	27,807	235,703	26,179	3,290	24,558	453,182	482,699	779,901
13 東京	3,122,859	0	2,081,906	612,467	0	510,389	2,855,391	2,994,865	4,875,213
14 神奈川	404,516	215,328	413,229	57,320	24,750	68,392	768,520	674,887	1,202,839
15 新潟	76,247	16,742	61,993	2,498	1,483	3,318	71,319	91,716	135,863
16 富山	69,772	0	46,515	892	0	743	64,291	63,987	106,898
17 石川	57,907	0	38,605	1,015	0	846	57,506	65,150	102,213
18 福井	38,061	0	25,374	846	0	705	59,461	61,218	100,566
19 山梨	31,942	0	21,295	2,058	0	1,715	49,957	37,061	72,515
20 長野	106,136	0	70,757	8,736	0	7,280	101,944	94,016	163,300
21 岐阜	106,870	0	71,247	7,867	0	6,556	140,379	117,708	215,073
22 静岡	183,119	58,332	160,967	21,369	3,325	20,578	202,887	200,139	335,855
23 愛知	457,903	124,415	388,212	87,418	41,739	107,631	743,235	629,265	1,143,750
24 三重	82,834	0	55,223	7,497	0	6,248	119,494	122,158	201,377
25 滋賀	68,170	0	45,447	8,825	0	7,354	88,037	82,858	142,413
26 京都	115,635	63,394	119,353	6,772	4,523	9,413	155,370	148,318	253,073
27 大阪	446,049	95,880	361,286	117,326	90,607	173,278	639,503	635,553	1,062,547
28 兵庫	415,229	71,249	324,319	46,975	27,292	61,889	519,667	520,594	866,884
29 奈良	143,787	0	95,858	13,061	0	10,884	131,600	143,401	229,168
30 和歌山	47,495	0	31,663	1,243	0	1,036	44,493	43,920	73,678
31 鳥取	20,839	0	13,893	180	0	150	25,704	21,974	39,732
32 島根	28,665	0	19,110	309	0	258	21,467	24,755	38,518
33 岡山	69,831	15,479	56,873	1,507	968	2,063	85,708	78,901	137,174
34 広島	102,240	32,398	89,759	4,130	2,281	5,343	131,564	128,361	216,604
35 山口	58,737	0	39,158	1,351	0	1,126	58,263	58,194	97,048
36 徳島	176,875	0	117,917	1,660	0	1,383	47,633	45,435	77,557
37 香川	44,975	0	29,983	1,079	0	899	80,693	67,958	123,876
38 愛媛	48,669	0	32,446	1,043	0	869	52,732	63,732	97,053
39 高知	23,999	0	15,999	605	0	504	21,141	25,239	38,650
40 福岡	164,952	73,206	158,772	17,213	14,386	26,333	213,893	332,354	455,206
41 佐賀	23,833	0	15,889	3,846	0	3,205	17,504	18,375	29,899
42 長崎	42,701	0	28,467	3,268	0	2,723	28,316	35,856	53,477
43 熊本	37,490	12,433	33,282	856	365	1,018	36,260	40,353	63,844
44 大分	48,928	0	32,619	1,453	0	1,211	28,114	30,434	48,790
45 宮崎	32,201	0	21,467	310	0	258	28,027	45,224	61,043
46 鹿児島	44,805	0	29,870	696	0	580	28,525	42,756	59,401
47 沖縄	42,943	0	28,629	6,459	0	5,383	23,547	45,378	57,438
合計	8,338,812	932,561	6,180,919	1,158,933	225,296	1,153,529	9,248,434	9,544,769	15,661,007

（つづき）

（単位：千円）

区　分	３．税額控除額（つづき）		20歳以上住基人口伸び率 本表D欄	(G−V)×W ×1.00023	X ×0.989	M×W ×1.00023	分離譲渡（調定見込額） 本表G欄
	O+Q+T	U×1.037					
	U	V	W	X	Y	Z	AA
1　北海道	360,133	373,458	0.993	99,940,756	98,841,408	1,060,771	5,787,332
2　青　森	63,282	65,623	0.987	18,956,620	18,748,097	131,666	438,697
3　岩　手	60,569	62,810	0.988	19,539,990	19,325,050	148,471	644,404
4　宮　城	167,918	174,131	0.995	46,565,000	46,052,785	359,508	2,444,637
5　秋　田	51,444	53,347	0.985	14,176,894	14,020,948	84,268	398,452
6　山　形	66,573	69,036	0.988	17,585,744	17,392,301	139,078	451,840
7　福　島	163,582	169,635	0.990	33,035,143	32,671,756	264,405	1,426,745
8　茨　城	322,594	334,530	0.997	61,927,602	61,246,398	503,930	3,167,678
9　栃　木	201,420	208,873	0.997	41,324,664	40,870,093	354,543	1,896,624
10　群　馬	292,208	303,020	0.998	39,688,328	39,251,756	294,247	2,408,252
11　埼　玉	998,092	1,035,021	1.002	185,256,073	183,218,256	1,500,725	13,497,479
12　千　葉	1,040,162	1,078,648	1.003	165,907,182	164,082,203	1,429,349	13,655,722
13　東　京	7,467,508	7,743,806	1.008	596,871,486	590,305,900	6,498,399	78,471,210
14　神奈川	1,684,460	1,746,785	1.003	285,152,964	282,016,281	2,777,072	24,218,680
15　新　潟	201,174	208,617	0.990	38,505,818	38,082,254	331,375	1,537,143
16　富　山	154,156	159,860	0.993	21,259,482	21,025,628	190,498	764,095
17　石　川	141,664	146,906	0.993	23,454,387	23,196,389	176,087	2,537,794
18　福　井	126,645	131,331	0.995	15,540,437	15,369,492	131,935	1,059,971
19　山　梨	95,525	99,059	0.996	16,995,883	16,808,928	137,722	918,350
20　長　野	241,337	250,266	0.995	41,099,832	40,647,734	370,823	1,881,300
21　岐　阜	292,876	303,712	0.995	40,891,385	40,441,580	332,907	2,304,287
22　静　岡	517,400	536,544	0.995	81,149,640	80,256,994	724,759	5,706,488
23　愛　知	1,639,593	1,700,258	1.001	203,227,813	200,992,307	1,860,737	19,066,085
24　三　重	262,848	272,573	0.994	37,666,458	37,252,127	305,435	1,965,976
25　滋　賀	195,214	202,437	0.999	31,027,333	30,686,032	276,685	1,757,568
26　京　都	381,839	395,967	0.997	57,063,109	56,435,415	551,398	5,520,399
27　大　阪	1,597,111	1,656,204	1.002	208,405,392	206,112,933	1,934,776	17,809,297
28　兵　庫	1,253,092	1,299,456	0.997	129,453,018	128,029,035	1,361,862	9,848,970
29　奈　良	335,910	348,339	0.994	27,870,735	27,564,157	368,606	1,997,148
30　和歌山	106,377	110,313	0.989	16,145,801	15,968,197	149,661	757,853
31　鳥　取	53,775	55,765	0.991	8,977,361	8,878,610	64,304	296,140
32　島　根	57,886	60,028	0.989	11,299,201	11,174,910	89,960	379,061
33　岡　山	196,110	203,366	0.994	36,186,269	35,788,220	334,482	1,990,835
34　広　島	311,706	323,239	0.995	60,046,427	59,385,916	606,428	3,755,063
35　山　口	137,332	142,413	0.989	24,841,612	24,568,354	248,713	973,281
36　徳　島	196,857	204,141	0.989	13,153,136	13,008,452	122,104	567,800
37　香　川	154,758	160,484	0.994	18,304,780	18,103,427	155,134	821,373
38　愛　媛	130,368	135,192	0.991	23,015,384	22,762,215	214,089	1,705,832
39　高　知	55,153	57,194	0.986	11,347,297	11,222,477	117,660	454,519
40　福　岡	640,311	664,003	1.001	106,161,934	104,994,153	973,278	7,648,700
41　佐　賀	48,993	50,806	0.994	13,857,968	13,705,530	95,120	533,580
42　長　崎	84,667	87,800	0.991	21,355,054	21,120,148	176,054	725,431
43　熊　本	98,144	101,775	0.995	30,069,938	29,739,169	259,510	1,750,236
44　大　分	82,620	85,677	0.993	19,223,494	19,012,036	180,958	943,688
45　宮　崎	82,768	85,830	0.992	16,953,553	16,767,064	223,625	700,965
46　鹿児島	89,851	93,175	0.991	25,017,666	24,742,472	238,959	990,040
47　沖　縄	91,450	94,834	1.003	24,304,952	24,037,598	190,663	2,770,344
合　計	22,995,455	23,846,287	0.998	3,079,800,995	3,045,923,185	29,042,739	251,347,364

（つづき）

（単位：千円）

区　分	AA×0.989 AB	寄附金税額控除 本表Q欄 AC	AC×0.989 AD	住宅借入金等 特別税額控除 見込額 本表S欄 AE	定額減税 見込額 本表W欄 AF	令和７年度 税源移譲前 対象税額 Y+Z+AA -AD-AE-AF AG
1　北海道	5,723,671	10,147,891	10,036,264	2,008,331	69,774	93,511,481
2　青　森	433,871	1,264,639	1,250,728	649,448	11,975	17,401,483
3　岩　手	637,316	1,247,709	1,233,984	654,302	13,160	18,209,391
4　宮　城	2,417,746	4,478,275	4,429,014	1,204,207	36,120	43,160,698
5　秋　田	394,069	914,325	904,267	453,179	10,156	13,131,683
6　山　形	446,870	1,288,230	1,274,059	604,242	9,777	16,090,171
7　福　島	1,411,051	2,281,068	2,255,976	1,097,118	26,439	30,967,679
8　茨　城	3,132,834	5,814,412	5,750,453	1,674,163	72,745	57,385,801
9　栃　木	1,875,761	3,725,643	3,684,661	1,139,979	46,328	38,229,429
10　群　馬	2,381,761	3,663,223	3,622,928	1,239,529	33,579	37,031,728
11　埼　玉	13,349,007	22,049,155	21,806,614	4,353,016	220,423	171,687,935
12　千　葉	13,505,509	21,292,965	21,058,742	3,325,993	346,707	154,285,619
13　東　京	77,608,027	94,877,173	93,833,524	5,619,859	845,349	574,113,594
14　神奈川	23,952,275	39,343,349	38,910,572	3,534,112	342,377	265,958,567
15　新　潟	1,520,234	3,023,324	2,990,067	1,002,023	19,081	35,922,692
16　富　山	755,690	1,734,519	1,715,439	531,177	15,481	19,709,719
17　石　川	2,509,878	2,309,214	2,283,813	678,881	20,431	22,899,229
18　福　井	1,048,311	1,336,741	1,322,037	426,490	11,682	14,789,529
19　山　梨	908,248	1,659,376	1,641,123	441,406	16,164	15,756,205
20　長　野	1,860,606	3,366,333	3,329,303	1,184,868	33,542	38,331,450
21　岐　阜	2,278,940	4,555,160	4,505,053	1,257,815	37,175	37,253,384
22　静　岡	5,643,717	8,276,065	8,185,028	1,868,224	60,071	76,512,147
23　愛　知	18,856,358	27,332,312	27,031,657	4,470,883	254,389	189,952,473
24　三　重	1,944,350	4,182,944	4,136,932	1,056,474	39,053	34,269,453
25　滋　賀	1,738,235	4,027,197	3,982,898	963,758	41,783	27,712,513
26　京　都	5,459,675	7,968,857	7,881,200	946,251	54,330	53,564,707
27　大　阪	17,613,395	30,360,431	30,026,466	3,760,893	236,654	191,637,091
28　兵　庫	9,740,631	18,343,662	18,141,882	2,584,201	173,368	118,232,077
29　奈　良	1,975,179	3,811,443	3,769,517	708,923	44,433	25,385,069
30　和歌山	749,517	1,753,225	1,733,940	497,485	14,812	14,621,138
31　鳥　取	292,882	715,190	707,323	310,423	7,225	8,210,825
32　島　根	374,891	798,761	789,975	339,727	7,154	10,502,905
33　岡　山	1,968,936	4,174,300	4,128,383	1,004,347	25,526	32,933,382
34　広　島	3,713,757	6,345,423	6,275,623	1,352,930	49,978	56,027,570
35　山　口	962,575	2,242,547	2,217,879	788,450	23,052	22,750,261
36　徳　島	561,554	1,247,032	1,233,315	296,935	10,056	12,151,804
37　香　川	812,338	1,908,192	1,887,202	521,804	11,327	16,650,566
38　愛　媛	1,687,068	2,113,248	2,090,002	737,927	22,989	21,812,454
39　高　知	449,519	894,437	884,598	298,343	8,390	10,598,325
40　福　岡	7,564,564	12,616,001	12,477,225	2,359,087	93,209	98,602,474
41　佐　賀	527,711	1,235,114	1,221,528	513,139	10,195	12,583,499
42　長　崎	717,451	1,862,609	1,842,120	609,662	20,720	19,541,151
43　熊　本	1,730,983	2,572,195	2,543,901	906,407	18,281	28,261,073
44　大　分	933,307	1,651,209	1,633,046	688,819	17,087	17,787,349
45　宮　崎	693,254	1,455,638	1,439,626	606,585	11,084	15,626,648
46　鹿児島	979,150	2,172,063	2,148,170	1,006,318	19,300	22,786,793
47　沖　縄	2,739,870	1,909,238	1,888,236	658,389	21,768	24,399,738
合　計	248,582,542	382,342,057	378,136,293	62,936,522	3,534,699	2,878,940,952

（附表２）令和７年度　分離課税所得割交付金　算出表

（単位：千円）

区分		退職所得 分離課税 税額 R5.7～R6.6 A	A×1.175 B	B×0.667 C	C×0.982 D	分離課税 所得割交付金 D×1/2 E	分離課税 所得割交付金 県別集計 F
1 北海道	札幌市	1,498,441	1,760,668	1,174,366	1,153,227	576,614	576,614
4 宮城	仙台市	589,284	692,409	461,837	453,524	226,762	226,762
11 埼玉	さいたま市	1,090,045	1,280,803	854,296	838,919	419,460	419,460
12 千葉	千葉市	710,181	834,463	556,587	546,568	273,284	273,284
14 神奈川	横浜市	3,551,807	4,173,373	2,783,640	2,733,534	1,366,767	2,019,247
	川崎市	1,309,234	1,538,350	1,026,079	1,007,610	503,805	
	相模原市	386,358	453,971	302,799	297,349	148,675	
15 新潟	新潟市	352,872	414,625	276,555	271,577	135,789	135,789
22 静岡	静岡市	447,556	525,878	350,761	344,447	172,224	340,294
	浜松市	436,760	513,193	342,300	336,139	168,070	
23 愛知	名古屋市	2,213,846	2,601,269	1,735,046	1,703,815	851,908	851,908
26 京都	京都市	850,319	999,125	666,416	654,421	327,211	327,211
27 大阪	大阪市	1,531,521	1,799,537	1,200,291	1,178,686	589,343	764,320
	堺市	454,711	534,285	356,368	349,953	174,977	
28 兵庫	神戸市	1,047,764	1,231,123	821,159	806,378	403,189	403,189
33 岡山	岡山市	381,742	448,547	299,181	293,796	146,898	146,898
34 広島	広島市	766,103	900,171	600,414	589,607	294,804	294,804
40 福岡	北九州市	479,138	562,987	375,512	368,753	184,377	602,684
	福岡市	1,087,051	1,277,285	851,949	836,614	418,307	
43 熊本	熊本市	429,568	504,742	336,663	330,603	165,302	165,302
合計		19,614,301	23,046,804	15,372,219	15,095,520	7,547,766	7,547,766

第三款　法　人　税　割

一　道府県民税法人税割の基準税額は、令和７年度分の推計基準税額に令和６年度分に係る精算額、令和５年度分に係る精算額、令和４年度分に係る精算額及び令和６年度以前の年度に係る総務大臣が修正すべきものと認めた額を加減して算定する。

(1) 令和７年度分の推計基準税額については、令和６年４月から令和７年３月までの調定額等を基礎として算定する。
(2) 令和６年度分に係る精算は、令和６年度の調定額等を基礎として行い、精算予定額の３分の１に相当する額とする。
(3) 令和５年度分に係る精算は、未精算額の２分の１に相当する額とする。
(4) 令和４年度分に係る精算は、未精算額の全額とする。

二　令和７年度基準税額の算定方法

基準税額は、次の(一)から(五)によって算定した額の合算額とする。

(一)　令和７年度分の推計基準税額

次の算式によって算定した額

算　式

（Ａ×α＋Ｂ）×0.75

算式の符号

Ａ　：令和６年２月１日から令和７年１月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る当該事業年度分の法人税割の課税標準となるべき額（二以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人の当該都道府県の課税標準となるべき額については、地方税法第57条及び第58条の規定の例による。以下本款において「課税標準額」という。）に同法第51条第１項に規定する標準税率（以下本款において「標準税率」という。）を乗じて得た額のうち、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間に納付すべきものとして確定した税額（同法第6条の規定により課税しなかった場合又は不均一の課税をした場合にける減収額として総務大臣が調査した額を含むものとする。以下本款において「調定額」という。）から当該期間における当該事業年度分の法人税割に係る還付すべきことが確定した額で令和６年度の歳出として還付すべき額（以下本款において「令和６年度の歳出還付額」という。）を控除した額

Ｂ　：令和６年１月31日以前に事業年度が終了した法人に係る同日以前に終了した事業年度分の法人税割の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人税割に係る令和６年度の歳出還付額を控除した額

α　：0.90

0.75　：算入率

(二)　令和６年度分に係る精算額

次の(1)に定める額から(2)に定める額を控除した額から当該額の３分の２に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。以下同じ。）を控除して得た額。

(1) 次の算式によって算定した額

算　式

（Ｃ＋Ｄ）×0.75＋Ｅ

算式の符号

Ｃ　：令和６年２月１日から令和７年１月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る当該事業年度分の法人税割の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人税割に係る令和６年度の歳出還付額を控除した額

Ｄ　：令和６年１月31日以前に事業年度が終了した法人に係る同日以前に終了した事業年度分の法人税割の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人税割に係る令和６年度の歳出還付額を控除した額

Ｅ　：令和６年度減収補塡債のうち道府県民税法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額

0.75　：算入率

(2) 令和６年省令附則第13条第１項第１号の額

（三）　令和５年度分に係る精算額

令和６年省令附則第13条第１項第２号の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分法人税割過大過少額から控除された額から当該額の２分の１に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。以下同じ。）を控除して得た額とする。

（四）　令和４年度分に係る精算額

令和６年省令附則第13条第１項第３号の適用を受けた都道府県における同号に控除された額

（五）　令和６年度以前の年度に係る総務大臣が修正すべきものと認めた額

三　前記二に定めるところによって算定した令和７年度道府県民税法人税割の基準税額は、別表のとおりである。

(1) 令和７年度道府県民税法人税割基準税額算出表

（単位：千円）

都道府県	令和７年度推計基準税額	過大又は過少額等					令和７年度基準税額
		令和６年度分精算額	令和５年度分精算額	令和４年度分精算額	総務大臣修正額	計	
	A	B	C	D	E	B+C+D+E F	A+F G
1 北海道	3,119,698	138,685	△ 122,867	△ 24,706	0	△ 8,888	3,110,810
2 青森	495,533	19,163	△ 13,351	△ 40,851	0	△ 35,039	460,494
3 岩手	757,418	72,655	△ 40,200	△ 3,383	0	29,072	786,490
4 宮城	1,950,575	106,720	△ 132,282	63,140	0	37,578	1,988,153
5 秋田	430,397	16,593	△ 39,698	△ 12,223	0	△ 35,328	395,069
6 山形	453,275	△ 28,884	△ 1,975	△ 24,298	0	△ 55,157	398,118
7 福島	1,250,635	10,244	△ 7,867	△ 64,683	0	△ 62,306	1,188,329
8 茨城	3,285,108	414,874	△ 87,396	112,327	0	439,805	3,724,913
9 栃木	1,689,398	81,985	△ 36,202	△ 9,597	0	36,186	1,725,584
10 群馬	2,520,236	156,797	△ 3,643	63,238	0	216,392	2,736,628
11 埼玉	4,516,966	167,404	△ 64,036	△ 82,424	0	20,944	4,537,910
12 千葉	4,319,829	266,090	△ 63,694	△ 18,683	0	183,713	4,503,542
13 東京	52,609,581	1,515,732	△ 229,278	△ 1,114,329	0	172,125	52,781,706
14 神奈川	8,610,356	414,769	179,075	256,803	0	850,647	9,461,003
15 新潟	1,465,747	70,183	△ 50,159	5,610	0	25,634	1,491,381
16 富山	882,313	44,758	△ 31,832	6,327	0	19,253	901,566
17 石川	971,693	21,563	18,189	△ 26,812	0	12,940	984,633
18 福井	674,780	44,139	△ 34,043	△ 25,280	0	△ 15,184	659,596
19 山梨	678,556	△ 17,186	△ 38,927	47,302	0	△ 8,811	669,745
20 長野	1,447,487	4,600	△ 28,756	22,259	0	△ 1,897	1,445,590
21 岐阜	1,445,031	58,066	△ 40,833	13,729	7	30,969	1,476,000
22 静岡	3,984,891	277,730	△ 105,603	284,863	0	456,990	4,441,881
23 愛知	17,594,588	2,399,299	△ 347,356	1,312,794	0	3,364,737	20,959,325
24 三重	1,551,320	62,473	△ 1,173	3,247	0	64,547	1,615,867
25 滋賀	1,373,710	68,090	△ 86,520	101,911	0	83,481	1,457,191
26 京都	2,571,139	△ 58,666	△ 83,202	△ 81,314	0	△ 223,182	2,347,957
27 大阪	12,886,155	525,244	△ 171,579	66,703	0	420,368	13,306,523
28 兵庫	4,389,034	229,182	25,494	16,168	0	270,844	4,659,878
29 奈良	558,451	54,516	△ 45,540	8,554	0	17,530	575,981
30 和歌山	462,313	44,529	△ 44,197	△ 5,684	0	△ 5,352	456,961
31 鳥取	242,203	6,175	△ 9,654	△ 3,356	0	△ 6,835	235,368
32 島根	430,652	16,437	△ 4,713	△ 10,369	0	1,355	432,007
33 岡山	1,463,857	109,020	△ 115,177	28,575	0	22,418	1,486,275
34 広島	2,707,092	264,536	△ 25,489	99,459	106	338,612	3,045,704
35 山口	1,015,450	77,775	△ 88,823	32,380	△ 2	21,330	1,036,780
36 徳島	481,174	△ 72,116	25,023	△ 29,643	0	△ 76,736	404,438
37 香川	798,608	37,921	△ 12,320	△ 18,424	0	7,177	805,785
38 愛媛	1,055,077	60,073	△ 128,859	67,642	0	△ 1,144	1,053,933
39 高知	280,439	△ 5,971	△ 5,663	△ 12,993	0	△ 24,627	255,812
40 福岡	6,307,340	426,204	△ 161,549	△ 169,207	0	95,448	6,402,788
41 佐賀	481,959	24,021	△ 48,198	29,327	0	5,150	487,109
42 長崎	785,360	34,093	△ 28,439	△ 2,045	0	3,609	788,969
43 熊本	1,031,126	△ 46,628	33,759	32,631	0	19,762	1,050,888
44 大分	581,381	4,879	△ 12,298	△ 4,791	0	△ 12,210	569,171
45 宮崎	430,175	10,498	△ 64,619	△ 11,412	0	△ 65,533	364,642
46 鹿児島	746,857	29,554	△ 13,749	△ 40,596	0	△ 24,791	722,066
47 沖縄	969,963	39,475	3,838	△ 28,583	0	14,730	984,693
合計	158,754,926	8,197,293	△ 2,386,381	809,303	111	6,620,326	165,375,252

⑵　令和７年度道府県民税法人税割推計基準税額算出表

（単位：千円）

都道府県	令和６年４月～令和７年３月調定額			小　計	推計基準税額
	現事業年度分	A×α	過事業年度分	B+C	D×0.75
	A	B	C	D	E
1　北海道	4,559,971	4,103,974	55,623	4,159,597	3,119,698
2　青　森	713,689	642,320	18,390	660,710	495,533
3　岩　手	1,107,215	996,494	13,396	1,009,890	757,418
4　宮　城	2,894,644	2,605,180	△ 4,413	2,600,767	1,950,575
5　秋　田	633,475	570,128	3,734	573,862	430,397
6　山　形	647,959	583,163	21,203	604,366	453,275
7　福　島	1,817,518	1,635,766	31,747	1,667,513	1,250,635
8　茨　城	4,628,380	4,165,542	214,602	4,380,144	3,285,108
9　栃　木	2,462,226	2,216,003	36,528	2,252,531	1,689,398
10　群　馬	3,725,404	3,352,864	7,450	3,360,314	2,520,236
11　埼　玉	6,540,991	5,886,892	135,729	6,022,621	4,516,966
12　千　葉	6,140,886	5,526,797	232,975	5,759,772	4,319,829
13　東　京	76,307,761	68,676,985	1,469,123	70,146,108	52,609,581
14　神奈川	12,386,157	11,147,541	332,934	11,480,475	8,610,356
15　新　潟	2,146,667	1,932,000	22,329	1,954,329	1,465,747
16　富　山	1,287,831	1,159,048	17,369	1,176,417	882,313
17　石　川	1,406,269	1,265,642	29,948	1,295,590	971,693
18　福　井	996,428	896,785	2,922	899,707	674,780
19　山　梨	951,292	856,163	48,578	904,741	678,556
20　長　野	2,068,418	1,861,576	68,406	1,929,982	1,447,487
21　岐　阜	2,121,957	1,909,761	16,947	1,926,708	1,445,031
22　静　岡	5,805,595	5,225,036	88,152	5,313,188	3,984,891
23　愛　知	25,845,705	23,261,135	198,316	23,459,451	17,594,588
24　三　重	2,294,046	2,064,641	3,786	2,068,427	1,551,320
25　滋　賀	2,010,669	1,809,602	22,011	1,831,613	1,373,710
26　京　都	3,713,707	3,342,336	85,849	3,428,185	2,571,139
27　大　阪	18,753,719	16,878,347	303,193	17,181,540	12,886,155
28　兵　庫	6,404,374	5,763,937	88,108	5,852,045	4,389,034
29　奈　良	782,815	704,534	40,067	744,601	558,451
30　和歌山	684,283	615,855	562	616,417	462,313
31　鳥　取	347,502	312,752	10,185	322,937	242,203
32　島　根	630,328	567,295	6,907	574,202	430,652
33　岡　山	2,106,097	1,895,487	56,322	1,951,809	1,463,857
34　広　島	3,956,980	3,561,282	48,174	3,609,456	2,707,092
35　山　口	1,474,751	1,327,276	26,657	1,353,933	1,015,450
36　徳　島	883,725	795,353	△ 153,788	641,565	481,174
37　香　川	1,179,009	1,061,108	3,703	1,064,811	798,608
38　愛　媛	1,551,701	1,396,531	10,238	1,406,769	1,055,077
39　高　知	407,036	366,332	7,587	373,919	280,439
40　福　岡	9,244,430	8,319,987	89,799	8,409,786	6,307,340
41　佐　賀	723,518	651,166	△ 8,554	642,612	481,959
42　長　崎	1,154,782	1,039,304	7,843	1,047,147	785,360
43　熊　本	1,549,431	1,394,488	△ 19,654	1,374,834	1,031,126
44　大　分	884,974	796,477	△ 21,303	775,174	581,381
45　宮　崎	629,992	566,993	6,574	573,567	430,175
46　鹿児島	1,086,778	978,100	17,709	995,809	746,857
47　沖　縄	1,379,818	1,241,836	51,448	1,293,284	969,963
合　計	231,030,903	207,927,814	3,745,411	211,673,225	158,754,926

(3) 令和６年度分道府県民税法人税割基準税額精算表

（単位：千円）

都道府県	令和６年４月～令和７年３月調定額			令和６年度実績基準税額				令和６年度推計基準税額	令和６年度分精算予定額	精算繰越額	令和７年度精算額
	現事業年度分	過事業年度分	計	C×0.75	令和６年度減収補塡債の額	E × 0.75	合計		G−H		I−J
	A	B	A＋B C	D	E	F	D＋F G	H	I	J	K
北海道	4,559,971	55,623	4,615,594	3,461,696			3,461,696	3,045,641	416,055	277,370	138,685
青森	713,689	18,390	732,079	549,059			549,059	491,571	57,488	38,325	19,163
岩手	1,107,215	13,396	1,120,611	840,458			840,458	622,495	217,963	145,308	72,655
宮城	2,894,644	△ 4,413	2,890,231	2,167,673			2,167,673	1,847,513	320,160	213,440	106,720
秋田	633,475	3,734	637,209	477,907			477,907	428,130	49,777	33,184	16,593
山形	647,959	21,203	669,162	501,872			501,872	588,524	△ 86,652	△ 57,768	△ 28,884
福島	1,817,518	31,747	1,849,265	1,386,949			1,386,949	1,356,217	30,732	20,488	10,244
茨城	4,628,380	214,602	4,842,982	3,632,237			3,632,237	2,387,616	1,244,621	829,747	414,874
栃木	2,462,226	36,528	2,498,754	1,874,066			1,874,066	1,628,112	245,954	163,969	81,985
群馬	3,725,404	7,450	3,732,854	2,799,641			2,799,641	2,329,252	470,389	313,592	156,797
埼玉	6,540,991	135,729	6,676,720	5,007,540			5,007,540	4,505,330	502,210	334,806	167,404
千葉	6,140,886	232,975	6,373,861	4,780,396			4,780,396	3,982,127	798,269	532,179	266,090
東京	76,307,761	1,469,123	77,776,884	58,332,663			58,332,663	53,785,467	4,547,196	3,031,464	1,515,732
神奈川	12,386,157	332,934	12,719,091	9,539,318			9,539,318	8,295,013	1,244,305	829,536	414,769
新潟	2,146,667	22,329	2,168,996	1,626,747			1,626,747	1,416,198	210,549	140,366	70,183
富山	1,287,831	17,369	1,305,200	978,900			978,900	844,628	134,272	89,514	44,758
石川	1,406,269	29,948	1,436,217	1,077,163			1,077,163	1,012,474	64,689	43,126	21,563
福井	996,428	2,922	999,350	749,513			749,513	617,096	132,417	88,278	44,139
山梨	951,292	48,578	999,870	749,903			749,903	801,460	△ 51,557	△ 34,371	△ 17,186
長野	2,068,418	68,406	2,136,824	1,602,618			1,602,618	1,588,819	13,799	9,199	4,600
岐阜	2,121,957	16,947	2,138,904	1,604,178			1,604,178	1,429,982	174,196	116,130	58,066
静岡	5,805,595	88,152	5,893,747	4,420,310			4,420,310	3,587,120	833,190	555,460	277,730
愛知	25,845,705	198,316	26,044,021	19,533,016			19,533,016	12,335,119	7,197,897	4,798,598	2,399,299
三重	2,294,046	3,786	2,297,832	1,723,374			1,723,374	1,535,957	187,417	124,944	62,473
滋賀	2,010,669	22,011	2,032,680	1,524,510			1,524,510	1,320,242	204,268	136,178	68,090
京都	3,713,707	85,849	3,799,556	2,849,667			2,849,667	3,025,664	△ 175,997	△ 117,331	△ 58,666
大阪	18,753,719	303,193	19,056,912	14,292,684			14,292,684	12,716,954	1,575,730	1,050,486	525,244
兵庫	6,404,374	88,108	6,492,482	4,869,362			4,869,362	4,181,817	687,545	458,363	229,182
奈良	782,815	40,067	822,882	617,162			617,162	453,615	163,547	109,031	54,516
和歌山	684,283	562	684,845	513,634			513,634	380,048	133,586	89,057	44,529
鳥取	347,502	10,185	357,687	268,265			268,265	249,742	18,523	12,348	6,175
島根	630,328	6,907	637,235	477,926			477,926	428,615	49,311	32,874	16,437
岡山	2,106,097	56,322	2,162,419	1,621,814			1,621,814	1,294,755	327,059	218,039	109,020
広島	3,956,980	48,174	4,005,154	3,003,866			3,003,866	2,210,258	793,608	529,072	264,536
山口	1,474,751	26,657	1,501,408	1,126,056			1,126,056	892,733	233,323	155,548	77,775
徳島	883,725	△ 153,788	729,937	547,453			547,453	763,800	△ 216,347	△ 144,231	△ 72,116
香川	1,179,009	3,703	1,182,712	887,034			887,034	773,273	113,761	75,840	37,921
愛媛	1,551,701	10,238	1,561,939	1,171,454			1,171,454	991,236	180,218	120,145	60,073
高知	407,036	7,587	414,623	310,967			310,967	328,880	△ 17,913	△ 11,942	△ 5,971
福岡	9,244,430	89,799	9,334,229	7,000,672			7,000,672	5,722,061	1,278,611	852,407	426,204
佐賀	723,518	△ 8,554	714,964	536,223			536,223	464,162	72,061	48,040	24,021
長崎	1,154,782	7,843	1,162,625	871,969			871,969	769,690	102,279	68,186	34,093
熊本	1,549,431	△ 19,654	1,529,777	1,147,333			1,147,333	1,287,216	△ 139,883	△ 93,255	△ 46,628
大分	884,974	△ 21,303	863,671	647,753			647,753	633,116	14,637	9,758	4,879
宮崎	629,992	6,574	636,566	477,425			477,425	445,931	31,494	20,996	10,498
鹿児島	1,086,778	17,709	1,104,487	828,365			828,365	739,703	88,662	59,108	29,554
沖縄	1,379,818	51,448	1,431,266	1,073,450			1,073,450	955,027	118,423	78,948	39,475
合計	231,030,903	3,745,411	234,776,314	176,082,241			176,082,241	151,490,399	24,591,842	16,394,549	8,197,293

(4) 令和５年度分道府県民税法人税割基準税額精算表

（単位：千円）

都道府県	令和５年４月～令和６年３月調定額			令和５年度実績基準税額				令和５年度	令和５年度分	令和６年度			令和７年度
	現事業年度分	過事業年度分	計	C×0.75	令和５年度減収補填債の額	E × 0.75	合計	推計基準税額	精算予定額	精算済額	未精算額	精算繰越額	精算額
			A+B				D+F		G−H		I−J		K−L
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
北海道	3,832,441	36,792	3,869,233	2,901,925			2,901,925	3,270,527	△ 368,602	△ 122,868	△ 245,734	△ 122,867	△ 122,867
青森	611,036	13,840	624,876	468,657			468,657	508,711	△ 40,054	△ 13,352	△ 26,702	△ 13,351	△ 13,351
岩手	783,616	7,196	790,812	593,109			593,109	713,708	△ 120,599	△ 40,200	△ 80,399	△ 40,199	△ 40,200
宮城	2,342,702	3,514	2,346,216	1,759,662			1,759,662	2,156,508	△ 396,846	△ 132,282	△ 264,564	△ 132,282	△ 132,282
秋田	541,886	1,860	543,746	407,810			407,810	526,904	△ 119,094	△ 39,698	△ 79,396	△ 39,698	△ 39,698
山形	663,760	87,750	751,510	563,633			563,633	569,557	△ 5,924	△ 1,975	△ 3,949	△ 1,974	△ 1,975
福島	1,700,727	22,526	1,723,253	1,292,440			1,292,440	1,316,040	△ 23,600	△ 7,867	△ 15,733	△ 7,866	△ 7,867
茨城	2,866,261	173,914	3,040,175	2,280,131			2,280,131	2,542,318	△ 262,187	△ 87,396	△ 174,791	△ 87,395	△ 87,396
栃木	2,043,578	25,059	2,068,637	1,551,478			1,551,478	1,660,085	△ 108,607	△ 36,203	△ 72,404	△ 36,202	△ 36,202
群馬	2,946,154	12,207	2,958,361	2,218,771			2,218,771	2,229,699	△ 10,928	△ 3,643	△ 7,285	△ 3,642	△ 3,643
埼玉	5,660,225	63,870	5,724,095	4,293,071			4,293,071	4,485,179	△ 192,108	△ 64,036	△ 128,072	△ 64,036	△ 64,036
千葉	4,920,537	142,938	5,063,475	3,797,606			3,797,606	3,988,688	△ 191,082	△ 63,694	△ 127,388	△ 63,694	△ 63,694
東京	67,677,179	652,918	68,330,097	51,247,573			51,247,573	51,935,407	△ 687,834	△ 229,278	△ 458,556	△ 229,278	△ 229,278
神奈川	10,400,816	139,160	10,539,976	7,904,982			7,904,982	7,367,758	537,224	179,075	358,149	179,074	179,075
新潟	1,798,399	△ 55	1,798,344	1,348,758			1,348,758	1,499,235	△ 150,477	△ 50,159	△ 100,318	△ 50,159	△ 50,159
富山	1,056,774	16,558	1,073,332	804,999			804,999	900,496	△ 95,497	△ 31,833	△ 63,664	△ 31,832	△ 31,832
石川	1,263,653	23,129	1,286,782	965,087			965,087	910,520	54,567	18,189	36,378	18,189	18,189
福井	783,643	△ 31	783,612	587,709			587,709	689,837	△ 102,128	△ 34,043	△ 68,085	△ 34,042	△ 34,043
山梨	1,007,785	10,439	1,018,224	763,668			763,668	880,448	△ 116,780	△ 38,927	△ 77,853	△ 38,926	△ 38,927
長野	1,969,965	49,962	2,019,927	1,514,945			1,514,945	1,601,212	△ 86,267	△ 28,756	△ 57,511	△ 28,755	△ 28,756
岐阜	1,790,337	26,789	1,817,126	1,362,845			1,362,845	1,485,345	△ 122,500	△ 40,834	△ 81,666	△ 40,833	△ 40,833
静岡	4,511,970	45,258	4,557,228	3,417,921			3,417,921	3,734,729	△ 316,808	△ 105,603	△ 211,205	△ 105,602	△ 105,603
愛知	15,455,202	218,863	15,674,065	11,755,549			11,755,549	12,797,616	△ 1,042,067	△ 347,356	△ 694,711	△ 347,355	△ 347,356
三重	1,943,427	7,344	1,950,771	1,463,078			1,463,078	1,466,598	△ 3,520	△ 1,174	△ 2,346	△ 1,173	△ 1,173
滋賀	1,614,717	64,869	1,679,586	1,259,690			1,259,690	1,519,250	△ 259,560	△ 86,520	△ 173,040	△ 86,520	△ 86,520
京都	3,723,711	124,321	3,848,032	2,886,024			2,886,024	3,135,630	△ 249,606	△ 83,202	△ 166,404	△ 83,202	△ 83,202
大阪	15,981,793	175,055	16,156,848	12,117,636			12,117,636	12,632,372	△ 514,736	△ 171,579	△ 343,157	△ 171,578	△ 171,579
兵庫	5,268,714	43,606	5,312,320	3,984,240			3,984,240	3,907,759	76,481	25,494	50,987	25,493	25,494
奈良	561,082	15,684	576,766	432,575			432,575	569,195	△ 136,620	△ 45,540	△ 91,080	△ 45,540	△ 45,540
和歌山	479,290	3,475	482,765	362,074			362,074	494,666	△ 132,592	△ 44,198	△ 88,394	△ 44,197	△ 44,197
鳥取	308,478	9,087	317,565	238,174			238,174	267,136	△ 28,962	△ 9,654	△ 19,308	△ 9,654	△ 9,654
島根	538,799	5,747	544,546	408,410			408,410	422,548	△ 14,138	△ 4,713	△ 9,425	△ 4,712	△ 4,713
岡山	1,583,841	63,307	1,647,148	1,235,361			1,235,361	1,580,892	△ 345,531	△ 115,177	△ 230,354	△ 115,177	△ 115,177
広島	2,819,762	△ 13,739	2,806,023	2,104,517			2,104,517	2,180,985	△ 76,468	△ 25,490	△ 50,978	△ 25,489	△ 25,489
山口	1,101,037	34,221	1,135,258	851,444			851,444	1,117,912	△ 266,468	△ 88,823	△ 177,645	△ 88,822	△ 88,823
徳島	1,061,269	△ 95,932	965,337	724,003			724,003	648,935	75,068	25,023	50,045	25,022	25,023
香川	969,874	12,663	982,537	736,903			736,903	773,864	△ 36,961	△ 12,321	△ 24,640	△ 12,320	△ 12,320
愛媛	1,239,767	19,893	1,259,660	944,745			944,745	1,331,323	△ 386,578	△ 128,860	△ 257,718	△ 128,859	△ 128,859
高知	410,858	7,106	417,964	313,473			313,473	330,461	△ 16,988	△ 5,663	△ 11,325	△ 5,662	△ 5,663
福岡	7,212,268	56,534	7,268,802	5,451,602			5,451,602	5,936,250	△ 484,648	△ 161,550	△ 323,098	△ 161,549	△ 161,549
佐賀	638,883	△ 51,944	586,939	440,204			440,204	584,797	△ 144,593	△ 48,198	△ 96,395	△ 48,197	△ 48,198
長崎	965,267	12,723	977,990	733,493			733,493	818,810	△ 85,317	△ 28,439	△ 56,878	△ 28,439	△ 28,439
熊本	1,629,167	5,663	1,634,830	1,226,123			1,226,123	1,124,846	101,277	33,759	67,518	33,759	33,759
大分	840,757	△ 38,640	802,117	601,588			601,588	638,481	△ 36,893	△ 12,298	△ 24,595	△ 12,297	△ 12,298
宮崎	563,254	3,157	566,411	424,808			424,808	618,666	△ 193,858	△ 64,620	△ 129,238	△ 64,619	△ 64,619
鹿児島	924,040	16,028	940,068	705,051			705,051	746,298	△ 41,247	△ 13,749	△ 27,498	△ 13,749	△ 13,749
沖縄	1,162,284	52,971	1,215,255	911,441			911,441	899,927	11,514	3,838	7,676	3,838	3,838
合計	190,170,985	2,307,655	192,478,640	144,358,986			144,358,986	151,518,128	△ 7,159,142	△ 2,386,393	△ 4,772,749	△ 2,386,368	△ 2,386,381

⑸　令和４年度分道府県民税法人税割基準税額精算表

（単位：千円）

都道府県	令和４年４月～令和５年３月調定額			令和４年度実績基準税額				令和４年度	令和４年度分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	現事業年度分	過事業年度分	計	C×0.75	令和４年度減収補填債の額	E × 0.75	合計	推計基準税額	精算予定額	精算済額	精算済額	精算額
			A＋B				D＋F		G－H			I-J-K
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
北海道	4,224,012	94,450	4,318,462	3,238,847			3,238,847	3,312,965	△ 74,118	△ 24,706	△ 24,706	△ 24,706
青森	654,572	17,163	671,735	503,801			503,801	626,354	△ 122,553	△ 40,851	△ 40,851	△ 40,851
岩手	911,707	30,786	942,493	706,870			706,870	717,020	△ 10,150	△ 3,384	△ 3,383	△ 3,383
宮城	2,861,437	△ 14,707	2,846,730	2,135,048			2,135,048	1,945,626	189,422	63,141	63,141	63,140
秋田	688,838	6,813	695,651	521,738			521,738	558,407	△ 36,669	△ 12,223	△ 12,223	△ 12,223
山形	706,795	45,546	752,341	564,256			564,256	637,151	△ 72,895	△ 24,299	△ 24,298	△ 24,298
福島	1,714,389	23,187	1,737,576	1,303,182			1,303,182	1,497,232	△ 194,050	△ 64,684	△ 64,683	△ 64,683
茨城	3,140,335	218,019	3,358,354	2,518,766			2,518,766	2,181,783	336,983	112,328	112,328	112,327
栃木	2,258,899	△ 68,041	2,190,858	1,643,144			1,643,144	1,671,937	△ 28,793	△ 9,598	△ 9,598	△ 9,597
群馬	2,909,056	34,785	2,943,841	2,207,881			2,207,881	2,018,167	189,714	63,238	63,238	63,238
埼玉	5,856,647	65,026	5,921,673	4,441,255			4,441,255	4,688,529	△ 247,274	△ 82,425	△ 82,425	△ 82,424
千葉	5,064,458	203,148	5,267,606	3,950,705			3,950,705	4,006,755	△ 56,050	△ 18,684	△ 18,683	△ 18,683
東京	68,041,665	525,127	68,566,792	51,425,094			51,425,094	54,768,082	△ 3,342,988	△ 1,114,330	△ 1,114,329	△ 1,114,329
神奈川	10,078,514	△ 355,622	9,722,892	7,292,169			7,292,169	6,521,758	770,411	256,804	256,804	256,803
新潟	1,986,643	△ 7,529	1,979,114	1,484,336			1,484,336	1,467,505	16,831	5,611	5,610	5,610
富山	1,184,463	4,353	1,188,816	891,612			891,612	872,630	18,982	6,328	6,327	6,327
石川	1,186,492	15,670	1,202,162	901,622			901,622	982,060	△ 80,438	△ 26,813	△ 26,813	△ 26,812
福井	908,102	2,600	910,702	683,027			683,027	758,868	△ 75,841	△ 25,281	△ 25,280	△ 25,280
山梨	1,155,684	6,689	1,162,373	871,780			871,780	729,873	141,907	47,303	47,302	47,302
長野	2,049,836	64,615	2,114,451	1,585,838			1,585,838	1,519,059	66,779	22,260	22,260	22,259
岐阜	1,922,137	39,102	1,961,239	1,470,929			1,470,929	1,429,742	41,187	13,729	13,729	13,729
静岡	4,863,370	67,635	4,931,005	3,698,254			3,698,254	2,843,665	854,589	284,863	284,863	284,863
愛知	17,129,043	△ 236,845	16,892,198	12,669,149			12,669,149	8,730,767	3,938,382	1,312,794	1,312,794	1,312,794
三重	1,906,020	30,384	1,936,404	1,452,303			1,452,303	1,442,562	9,741	3,247	3,247	3,247
滋賀	1,966,309	39,695	2,006,004	1,504,503			1,504,503	1,198,770	305,733	101,911	101,911	101,911
京都	3,991,359	149,567	4,140,926	3,105,695			3,105,695	3,349,638	△ 243,943	△ 81,315	△ 81,314	△ 81,314
大阪	16,481,851	196,493	16,678,344	12,508,758			12,508,758	12,308,647	200,111	66,704	66,704	66,703
兵庫	5,088,749	70,709	5,159,458	3,869,594			3,869,594	3,821,090	48,504	16,168	16,168	16,168
奈良	736,993	14,564	751,557	563,668			563,668	538,004	25,664	8,555	8,555	8,554
和歌山	620,520	32,830	653,350	490,013			490,013	507,067	△ 17,054	△ 5,685	△ 5,685	△ 5,684
鳥取	345,327	7,401	352,728	264,546			264,546	274,616	△ 10,070	△ 3,357	△ 3,357	△ 3,356
島根	559,568	△ 1,767	557,801	418,351			418,351	449,459	△ 31,108	△ 10,370	△ 10,369	△ 10,369
岡山	2,028,714	58,855	2,087,569	1,565,677			1,565,677	1,479,952	85,725	28,575	28,575	28,575
広島	2,878,702	491	2,879,193	2,159,395			2,159,395	1,861,017	298,378	99,460	99,459	99,459
山口	1,455,576	20,417	1,475,993	1,106,995			1,106,995	1,009,854	97,141	32,381	32,380	32,380
徳島	882,910	△ 26,492	856,418	642,314			642,314	731,245	△ 88,931	△ 29,644	△ 29,644	△ 29,643
香川	1,010,119	11,599	1,021,718	766,289			766,289	821,561	△ 55,272	△ 18,424	△ 18,424	△ 18,424
愛媛	1,732,027	25,750	1,757,777	1,318,333			1,318,333	1,115,405	202,928	67,643	67,643	67,642
高知	427,056	9,288	436,344	327,258			327,258	366,238	△ 38,980	△ 12,994	△ 12,993	△ 12,993
福岡	7,786,187	50,951	7,837,138	5,877,854			5,877,854	6,385,477	△ 507,623	△ 169,208	△ 169,208	△ 169,207
佐賀	769,391	2,644	772,035	579,026			579,026	491,045	87,981	29,327	29,327	29,327
長崎	1,071,680	9,350	1,081,030	810,773			810,773	816,908	△ 6,135	△ 2,045	△ 2,045	△ 2,045
熊本	1,480,538	4,452	1,484,990	1,113,743			1,113,743	1,015,850	97,893	32,631	32,631	32,631
大分	874,624	△ 32,062	842,562	631,922			631,922	646,295	△ 14,373	△ 4,791	△ 4,791	△ 4,791
宮崎	803,627	13,225	816,852	612,639			612,639	646,875	△ 34,236	△ 11,412	△ 11,412	△ 11,412
鹿児島	965,808	19,598	985,406	739,055			739,055	860,844	△ 121,789	△ 40,597	△ 40,596	△ 40,596
沖縄	1,148,017	40,406	1,188,423	891,317			891,317	977,067	△ 85,750	△ 28,584	△ 28,583	△ 28,583
合計	198,508,766	1,530,318	200,039,084	150,029,324			150,029,324	147,601,421	2,427,903	809,297	809,303	809,303

第四款　利　　子　　割

一　道府県民税利子割の基準税額は、令和７年度分の基準税額として推計した額に、令和６年度分、令和５年度分及び令和４年度分に係る基準税額の精算額及び令和６年度以前の年度に係る総務大臣が修正すべきものと認めた額を加減して算定する。

(1)　令和７年度分の基準税額の推計は、令和６年度の調定額等を基礎として算定する。

なお、令和７年度分の基準税額の算定に用いる伸び率は、利子割に係るものにあっては1.173、利子割交付金に係るものにあっては1.602とする。

(2)　令和６年度分に係る基準税額の精算は、精算予定額の３分の１に相当する額とする。

(3)　令和５年度分に係る未精算額の精算は、未精算額の２分の１に相当する額を翌年度に繰り越すこととする。

(4)　令和４年度分に係る未精算額の精算は、全額精算とする。

二　令和７年度基準税額の算定方法

基準税額は、次の(一)、(二)、(三)、(四)及び（五）によって算定した額の合算額とする。

ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

(一)　令和７年度分の推計基準税額

次の算式によって算定した額

算　式

｛（Ａ×0.05－Ｂ）×1.173｝×0.75－（Ｃ×1.602）×0.75

算式の符号

Ａ　：令和６年度の歳入となるべき利子割の課税標準額

Ｂ　：令和６年度の歳出予算から支出した過誤納に係る利子割の還付金の額

Ｃ　：令和６年度において当該都道府県内の市町村に対し交付した利子割交付金の額

0.05：税率

1.173：令和７年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた利子割の推計乗率

1.602：令和７年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた利子割交付金の推計乗率

0.75：算入率

(二)　令和６年度分に係る基準税額の精算額

次の算式によって算定した額から当該額の３分の２に相当する額を控除した額

算　式

｛（Ａ×0.05－Ｂ）×0.75－Ｃ×0.75＋Ｄ｝－Ｅ

算式の符号

Ａ～Ｃ：(一)の算式の符号中Ａ～Ｃと同じ

Ｄ　：令和６年度減収補塡債のうち道府県民税利子割に係るものの額の100分の75に相当する額

Ｅ　：令和６年省令附則第13条の２第１号の規定により算定した額

0.75：算入率

(三)　令和５年度分に係る基準税額の精算額

令和６年省令附則第13条の２第２号の適用を受けた都道府県における同号により控除された額から、当該額の２分の１に相当する額を控除した額

(四)　令和４年度分に係る基準税額の精算額

令和６年省令附則第13条の２第３号の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

(五)　令和６年度以前の年度に係る総務大臣が修正すべきものと認めた額

（1）　令和７年度　道府県民税利子割推計基準税額算出表（総括表）

（単位：千円）

都道府県名	令和７年度利子割推計基準税額 A	過大又は過少の額					計 A＋F G	零とする額（Gのうち負となる額） H	令和７年度利子割 G＋H I
		令和６年度分精算額 B	令和５年度分精算額 C	令和４年度分精算額 D	総務大臣修正額 E	計 B～E F			
1 北海道	360,824	90,701	△ 9,783	△ 50,226	0	30,692	391,516	0	391,516
2 青森	67,305	16,322	△ 2,647	△ 9,602	0	4,073	71,378	0	71,378
3 岩手	75,011	19,506	△ 1,617	△ 11,954	△ 1,507	4,428	79,439	0	79,439
4 宮城	171,798	46,666	△ 6,857	△ 14,892	0	24,917	196,715	0	196,715
5 秋田	58,051	15,074	△ 1,247	△ 8,862	△ 3,126	1,839	59,890	0	59,890
6 山形	60,278	15,257	△ 2,097	△ 11,197	△ 5,092	△ 3,129	57,149	0	57,149
7 福島	139,440	35,432	△ 3,585	△ 20,236	0	11,611	151,051	0	151,051
8 茨城	232,554	59,736	△ 4,427	△ 28,427	0	26,882	259,436	0	259,436
9 栃木	143,364	38,669	△ 2,316	△ 21,281	△ 7,084	7,988	151,352	0	151,352
10 群馬	151,009	38,678	△ 4,674	△ 28,171	△ 5,648	185	151,194	0	151,194
11 埼玉	636,657	159,425	△ 18,107	△ 93,100	0	48,218	684,875	0	684,875
12 千葉	526,894	112,322	△ 46,191	△ 40,864	0	25,267	552,161	0	552,161
13 東京	4,114,695	764,660	△ 84,801	59,372	0	739,231	4,853,926	0	4,853,926
14 神奈川	922,919	237,650	△ 18,585	△ 94,221	0	124,844	1,047,763	0	1,047,763
15 新潟	165,774	43,446	△ 5,022	△ 20,045	△ 9,051	9,328	175,102	0	175,102
16 富山	90,618	23,383	△ 3,550	△ 16,556	△ 968	2,309	92,927	0	92,927
17 石川	49,540	10,954	△ 2,348	△ 16,716	0	△ 8,110	41,430	0	41,430
18 福井	65,639	16,598	△ 2,788	△ 13,130	△ 4,949	△ 4,269	61,370	0	61,370
19 山梨	57,139	14,506	△ 1,777	△ 10,940	△ 3,084	△ 1,295	55,844	0	55,844
20 長野	160,005	41,117	△ 5,342	△ 24,464	△ 4,633	6,678	166,683	0	166,683
21 岐阜	169,099	41,472	△ 2,592	△ 27,594	△ 5,728	5,558	174,657	0	174,657
22 静岡	280,017	65,413	△ 14,883	△ 46,059	0	4,471	284,488	0	284,488
23 愛知	752,016	183,160	△ 18,886	△ 96,001	0	68,273	820,289	0	820,289
24 三重	143,760	34,814	△ 4,962	△ 26,148	△ 2,980	724	144,484	0	144,484
25 滋賀	112,839	25,794	△ 6,496	△ 23,117	0	△ 3,819	109,020	0	109,020
26 京都	203,725	51,612	△ 4,693	△ 47,972	0	△ 1,053	202,672	0	202,672
27 大阪	1,164,837	257,279	△ 59,647	△ 118,679	0	78,953	1,243,790	0	1,243,790
28 兵庫	529,459	126,452	△ 18,982	△ 93,723	0	13,747	543,206	0	543,206
29 奈良	139,067	35,461	△ 4,486	△ 21,152	△ 36,585	△ 26,762	112,305	0	112,305
30 和歌山	70,652	17,074	△ 1,533	△ 18,003	△ 22,668	△ 25,130	45,522	0	45,522
31 鳥取	35,782	7,331	△ 1,580	△ 7,876	0	△ 2,125	33,657	0	33,657
32 島根	53,695	8,352	85	△ 12,039	0	△ 3,602	50,093	0	50,093
33 岡山	142,847	33,630	△ 3,511	△ 24,416	0	5,703	148,550	0	148,550
34 広島	130,009	23,193	△ 5,624	△ 26,664	0	△ 9,095	120,914	0	120,914
35 山口	110,409	23,810	△ 703	△ 43,222	0	△ 20,115	90,294	0	90,294
36 徳島	62,861	14,926	△ 2,740	△ 12,714	0	△ 528	62,333	0	62,333
37 香川	68,268	17,339	△ 6,210	△ 22,139	△ 7,377	△ 18,387	49,881	0	49,881
38 愛媛	49,008	1,445	5,833	△ 31,816	0	△ 24,538	24,470	0	24,470
39 高知	47,330	8,273	△ 6,293	△ 20,904	0	△ 18,924	28,406	0	28,406
40 福岡	377,852	99,766	△ 6,833	△ 49,722	0	43,211	421,063	0	421,063
41 佐賀	49,091	11,941	△ 1,974	△ 9,034	△ 3,218	△ 2,285	46,806	0	46,806
42 長崎	91,670	24,369	△ 92	△ 10,605	0	13,672	105,342	0	105,342
43 熊本	101,864	27,328	△ 3,695	△ 9,476	△ 4,906	9,251	111,115	0	111,115
44 大分	72,918	18,565	△ 1,744	△ 11,051	△ 343	5,427	78,345	0	78,345
45 宮崎	60,557	16,136	△ 394	△ 4,142	△ 8,152	3,448	64,005	0	64,005
46 鹿児島	84,534	24,602	△ 4,468	△ 12,391	△ 11,846	△ 4,103	80,431	0	80,431
47 沖縄	47,486	12,389	△ 1,405	△ 8,551	0	2,433	49,919	0	49,919
合計	13,401,166	3,012,028	△ 406,269	△ 1,310,722	△ 148,945	1,146,092	14,547,258	0	14,547,258

（2）　令和７年度　道府県民税利子割推計基準税額算出表（算出表）

（単位：千円）

都道府県	令和６年度収入実績等（令和７年度推計基準税額の基礎となるもの）						令和７年度推計基準税額				
	令和６年度課税標準額（千円）	Ａ × 0.05	令和６年度過誤納還付額	収入実績（B-C）	うち県分（D-F）	うち交付金（実績）	利子割（含交付金）		交付金		推計基準税額（H － J）
							Ｄ × 1.173	Ｇ×0.75	Ｆ ×1.602	Ｉ×0.75	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
1 北海道	16,392,894	819,645	24	819,621	519,798	299,823	961,415	721,061	480,316	360,237	360,824
2 青森	3,264,209	163,210	0	163,210	99,724	63,486	191,445	143,584	101,705	76,279	67,305
3 岩手	2,944,242	147,212	6	147,206	101,851	45,355	172,673	129,505	72,659	54,494	75,011
4 宮城	6,948,096	347,405	0	347,405	236,018	111,387	407,506	305,630	178,442	133,832	171,798
5 秋田	2,260,026	113,001	0	113,001	78,576	34,425	132,550	99,413	55,149	41,362	58,051
6 山形	2,635,647	131,782	0	131,782	85,459	46,323	154,580	115,935	74,209	55,657	60,278
7 福島	5,652,897	282,645	0	282,645	191,744	90,901	331,543	248,657	145,623	109,217	139,440
8 茨城	9,891,682	494,584	2	494,582	325,997	168,585	580,145	435,109	270,073	202,555	232,554
9 栃木	6,179,091	308,955	2	308,953	202,055	106,898	362,402	271,802	171,251	128,438	143,364
10 群馬	6,523,167	326,158	0	326,158	213,026	113,132	382,583	286,937	181,237	135,928	151,009
11 埼玉	29,390,805	1,469,540	6	1,469,534	923,412	546,122	1,723,763	1,292,822	874,887	656,165	636,657
12 千葉	28,093,515	1,404,676	104	1,404,572	814,661	589,911	1,647,563	1,235,672	945,037	708,778	526,894
13 東京	320,687,164	16,034,358	1,041	16,033,317	7,718,198	8,315,119	18,807,081	14,105,311	13,320,821	9,990,616	4,114,695
14 神奈川	43,371,441	2,168,572	15	2,168,557	1,348,857	819,700	2,543,717	1,907,788	1,313,159	984,869	922,919
15 新潟	6,589,380	329,469	3	329,466	226,200	103,266	386,464	289,848	165,432	124,074	165,774
16 富山	4,316,951	215,848	0	215,848	133,222	82,626	253,190	189,893	132,367	99,275	90,618
17 石川	3,348,553	167,428	0	167,428	86,067	81,361	196,393	147,295	130,340	97,755	49,540
18 福井	2,836,831	141,842	0	141,842	92,615	49,227	166,381	124,786	78,862	59,147	65,639
19 山梨	2,686,864	134,343	0	134,343	83,532	50,811	157,584	118,188	81,399	61,049	57,139
20 長野	6,853,490	342,675	22	342,653	224,930	117,723	401,932	301,449	188,592	141,444	160,005
21 岐阜	7,251,939	362,597	0	362,597	237,840	124,757	425,326	318,995	199,861	149,896	169,099
22 静岡	14,101,993	705,100	3	705,097	421,874	283,223	827,079	620,309	453,723	340,292	280,017
23 愛知	38,140,195	1,907,010	31	1,906,979	1,136,568	770,411	2,236,886	1,677,665	1,234,198	925,649	752,016
24 三重	6,644,669	332,233	3	332,230	208,618	123,612	389,706	292,280	198,026	148,520	143,760
25 滋賀	5,790,517	289,526	0	289,526	171,447	118,079	339,614	254,711	189,163	141,872	112,839
26 京都	10,611,787	530,589	499	530,090	311,512	218,578	621,796	466,347	350,162	262,622	203,725
27 大阪	67,635,939	3,381,797	1,839	3,379,958	1,874,606	1,505,352	3,964,691	2,973,518	2,411,574	1,808,681	1,164,837
28 兵庫	29,882,060	1,494,103	16	1,494,087	840,767	653,320	1,752,564	1,314,423	1,046,619	784,964	529,459
29 奈良	6,207,042	310,352	0	310,352	198,854	111,498	364,043	273,032	178,620	133,965	139,067
30 和歌山	3,440,756	172,038	5	172,033	104,872	67,161	201,795	151,346	107,592	80,694	70,652
31 鳥取	1,909,935	95,497	0	95,497	55,354	40,143	112,018	84,014	64,309	48,232	35,782
32 島根	3,182,352	159,118	1	159,117	87,300	71,817	186,644	139,983	115,051	86,288	53,695
33 岡山	7,178,150	358,908	0	358,908	215,003	143,905	420,999	315,749	230,536	172,902	142,847
34 広島	9,712,926	485,646	8	485,638	238,255	247,383	569,653	427,240	396,308	297,231	130,009
35 山口	6,283,360	314,168	1	314,167	176,023	138,144	368,518	276,389	221,307	165,980	110,409
36 徳島	3,089,253	154,463	11	154,452	93,680	60,772	181,172	135,879	97,357	73,018	62,861
37 香川	4,673,344	233,667	7	233,660	119,391	114,269	274,083	205,562	183,059	137,294	68,268
38 愛媛	5,008,504	250,425	2	250,423	107,850	142,573	293,746	220,310	228,402	171,302	49,008
39 高知	3,330,751	166,538	0	166,538	83,990	82,548	195,349	146,512	132,242	99,182	47,330
40 福岡	15,711,952	785,598	171	785,427	524,813	260,614	921,306	690,980	417,504	313,128	377,852
41 佐賀	2,150,977	107,549	0	107,549	69,659	37,890	126,155	94,616	60,700	45,525	49,091
42 長崎	4,127,137	206,357	4	206,353	131,556	74,797	242,052	181,539	119,825	89,869	91,670
43 熊本	4,343,007	217,150	1	217,149	142,931	74,218	254,716	191,037	118,897	89,173	101,864
44 大分	3,238,524	161,926	0	161,926	104,052	57,874	189,939	142,454	92,714	69,536	72,918
45 宮崎	2,242,004	112,100	0	112,100	80,421	31,679	131,493	98,620	50,750	38,063	60,557
46 鹿児島	3,952,556	197,628	0	197,628	123,279	74,349	231,818	173,864	119,107	89,330	84,534
47 沖縄	2,308,190	115,410	2	115,408	70,427	44,981	135,374	101,531	72,060	54,045	47,486
合計	783,016,764	39,150,841	3,829	39,147,012	21,636,884	17,510,128	45,919,445	34,439,590	28,051,226	21,038,424	13,401,166

（3）　令和７年度　道府県民税利子割基準税額精算表（令和６年度算定分～令和４年度算定分）

（単位:千円）

都道府県	令和６年度実績基準税額							令和６年度推計基準税額	令和６年度精算予定額			令和５年度分精算予定額			令和４年度分精算予定額	総務大臣修正額	令和７年度精算額計
	D（再掲）	利子割（含む交付金） L × 0.75	交付金 F × 0.75	M-N	令和６年度減収補填債の額	P × 0.75	実績基準税額 O+Q		（R － S）	精算繰越額 T × 2/3	本年度精算額（T － U）		精算繰越額 W × 1/2	本年度精算額（W － X）			(V+Y+Z+AA)
	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	AB
1 北海道	819,621	614,716	224,867	389,849	0	0	389,849	117,747	272,102	181,401	90,701	△ 19,567	△ 9,784	△ 9,783	△ 50,226	0	30,692
2 青森	163,210	122,408	47,615	74,793	0	0	74,793	25,826	48,967	32,645	16,322	△ 5,295	△ 2,648	△ 2,647	△ 9,602	0	4,073
3 岩手	147,206	110,405	34,016	76,389	0	0	76,389	17,871	58,518	39,012	19,506	△ 3,235	△ 1,618	△ 1,617	△ 11,954	△ 1,507	4,428
4 宮城	347,405	260,554	83,540	177,014	0	0	177,014	37,017	139,997	93,331	46,666	△ 13,715	△ 6,858	△ 6,857	△ 14,892	0	24,917
5 秋田	113,001	84,751	25,819	58,932	0	0	58,932	13,709	45,223	30,149	15,074	△ 2,494	△ 1,247	△ 1,247	△ 8,862	△ 3,126	1,839
6 山形	131,782	98,837	34,742	64,095	0	0	64,095	18,323	45,772	30,515	15,257	△ 4,195	△ 2,098	△ 2,097	△ 11,197	△ 5,092	△ 3,129
7 福島	282,645	211,984	68,176	143,808	0	0	143,808	37,511	106,297	70,865	35,432	△ 7,171	△ 3,586	△ 3,585	△ 20,236	0	11,611
8 茨城	494,582	370,937	126,439	244,498	0	0	244,498	65,291	179,207	119,471	59,736	△ 8,855	△ 4,428	△ 4,427	△ 28,427	0	26,882
9 栃木	308,953	231,715	80,174	151,541	0	0	151,541	35,533	116,008	77,339	38,669	△ 4,632	△ 2,316	△ 2,316	△ 21,281	△ 7,084	7,988
10 群馬	326,158	244,619	84,849	159,770	0	0	159,770	43,735	116,035	77,357	38,678	△ 9,348	△ 4,674	△ 4,674	△ 28,171	△ 5,648	185
11 埼玉	1,469,534	1,102,151	409,592	692,559	0	0	692,559	214,284	478,275	318,850	159,425	△ 36,215	△ 18,108	△ 18,107	△ 93,100	0	48,218
12 千葉	1,404,572	1,053,429	442,433	610,996	0	0	610,996	274,031	336,965	224,643	112,322	△ 92,383	△ 46,192	△ 46,191	△ 40,864	0	25,267
13 東京	16,033,317	12,024,988	6,236,339	5,788,649	0	0	5,788,649	3,494,670	2,293,979	1,529,319	764,660	△ 169,603	△ 84,802	△ 84,801	59,372	0	739,231
14 神奈川	2,168,557	1,626,418	614,775	1,011,643	0	0	1,011,643	298,694	712,949	475,299	237,650	△ 37,170	△ 18,585	△ 18,585	△ 94,221	0	124,844
15 新潟	329,466	247,100	77,450	169,650	0	0	169,650	39,311	130,339	86,893	43,446	△ 10,044	△ 5,022	△ 5,022	△ 20,045	△ 9,051	9,328
16 富山	215,848	161,886	61,970	99,916	0	0	99,916	29,767	70,149	46,766	23,383	△ 7,101	△ 3,551	△ 3,550	△ 16,556	△ 968	2,309
17 石川	167,428	125,571	61,021	64,550	0	0	64,550	31,689	32,861	21,907	10,954	△ 4,697	△ 2,349	△ 2,348	△ 16,716	0	△ 8,110
18 福井	141,842	106,382	36,920	69,462	0	0	69,462	19,668	49,794	33,196	16,598	△ 5,577	△ 2,789	△ 2,788	△ 13,130	△ 4,949	△ 4,269
19 山梨	134,343	100,757	38,108	62,649	0	0	62,649	19,132	43,517	29,011	14,506	△ 3,555	△ 1,778	△ 1,777	△ 10,940	△ 3,084	△ 1,295
20 長野	342,653	256,990	88,292	168,698	0	0	168,698	45,346	123,352	82,235	41,117	△ 10,685	△ 5,343	△ 5,342	△ 24,464	△ 4,633	6,678
21 岐阜	362,597	271,948	93,568	178,380	0	0	178,380	53,963	124,417	82,945	41,472	△ 5,185	△ 2,593	△ 2,592	△ 27,594	△ 5,728	5,558
22 静岡	705,097	528,823	212,417	316,406	0	0	316,406	120,168	196,238	130,825	65,413	△ 29,767	△ 14,884	△ 14,883	△ 46,059	0	4,471
23 愛知	1,906,979	1,430,234	577,808	852,426	0	0	852,426	302,947	549,479	366,319	183,160	△ 37,773	△ 18,887	△ 18,886	△ 96,001	0	68,273
24 三重	332,230	249,173	92,709	156,464	0	0	156,464	52,022	104,442	69,628	34,814	△ 9,924	△ 4,962	△ 4,962	△ 26,148	△ 2,980	724
25 滋賀	289,526	217,145	88,559	128,586	0	0	128,586	51,204	77,382	51,588	25,794	△ 12,993	△ 6,497	△ 6,496	△ 23,117	0	△ 3,819
26 京都	530,090	397,568	163,934	233,634	0	0	233,634	78,798	154,836	103,224	51,612	△ 9,386	△ 4,693	△ 4,693	△ 47,972	0	△ 1,053
27 大阪	3,379,958	2,534,969	1,129,014	1,405,955	0	0	1,405,955	634,119	771,836	514,557	257,279	△ 119,295	△ 59,648	△ 59,647	△ 118,679	0	78,953
28 兵庫	1,494,087	1,120,565	489,990	630,575	0	0	630,575	251,219	379,356	252,904	126,452	△ 37,965	△ 18,983	△ 18,982	△ 93,723	0	13,747
29 奈良	310,352	232,764	83,624	149,140	0	0	149,140	42,756	106,384	70,923	35,461	△ 8,973	△ 4,487	△ 4,486	△ 21,152	△ 36,585	△ 26,762
30 和歌山	172,033	129,025	50,371	78,654	0	0	78,654	27,432	51,222	34,148	17,074	△ 3,067	△ 1,534	△ 1,533	△ 18,003	△ 22,668	△ 25,130
31 鳥取	95,497	71,623	30,107	41,516	0	0	41,516	19,524	21,992	14,661	7,331	△ 3,161	△ 1,581	△ 1,580	△ 7,876	0	△ 2,125
32 島根	159,117	119,338	53,863	65,475	0	0	65,475	40,418	25,057	16,705	8,352	171	86	85	△ 12,039	0	△ 3,602
33 岡山	358,908	269,181	107,929	161,252	0	0	161,252	60,361	100,891	67,261	33,630	△ 7,022	△ 3,511	△ 3,511	△ 24,416	0	5,703
34 広島	485,638	364,229	185,537	178,692	0	0	178,692	109,112	69,580	46,387	23,193	△ 11,248	△ 5,624	△ 5,624	△ 26,664	0	△ 9,095
35 山口	314,167	235,625	103,608	132,017	0	0	132,017	60,588	71,429	47,619	23,810	△ 1,407	△ 704	△ 703	△ 43,222	0	△ 20,115
36 徳島	154,452	115,839	45,579	70,260	0	0	70,260	25,482	44,778	29,852	14,926	△ 5,481	△ 2,741	△ 2,740	△ 12,714	0	△ 528
37 香川	233,660	175,245	85,702	89,543	0	0	89,543	37,527	52,016	34,677	17,339	△ 12,420	△ 6,210	△ 6,210	△ 22,139	△ 7,377	△ 18,387
38 愛媛	250,423	187,817	106,930	80,887	0	0	80,887	76,553	4,334	2,889	1,445	11,667	5,834	5,833	△ 31,816	0	△ 24,538
39 高知	166,538	124,904	61,911	62,993	0	0	62,993	38,174	24,819	16,546	8,273	△ 12,587	△ 6,294	△ 6,293	△ 20,904	0	△ 18,924
40 福岡	785,427	589,070	195,461	393,609	0	0	393,609	94,312	299,297	199,531	99,766	△ 13,667	△ 6,834	△ 6,833	△ 49,722	0	43,211
41 佐賀	107,549	80,662	28,418	52,244	0	0	52,244	16,422	35,822	23,881	11,941	△ 3,948	△ 1,974	△ 1,974	△ 9,034	△ 3,218	△ 2,285
42 長崎	206,353	154,765	56,098	98,667	0	0	98,667	25,561	73,106	48,737	24,369	△ 184	△ 92	△ 92	△ 10,605	0	13,672
43 熊本	217,149	162,862	55,664	107,198	0	0	107,198	25,213	81,985	54,657	27,328	△ 7,390	△ 3,695	△ 3,695	△ 9,476	△ 4,906	9,251
44 大分	161,926	121,445	43,406	78,039	0	0	78,039	22,344	55,695	37,130	18,565	△ 3,489	△ 1,745	△ 1,744	△ 11,051	△ 343	5,427
45 宮崎	112,100	84,075	23,759	60,316	0	0	60,316	11,909	48,407	32,271	16,136	△ 789	△ 395	△ 394	△ 4,142	△ 8,152	3,448
46 鹿児島	197,628	148,221	55,762	92,459	0	0	92,459	18,654	73,805	49,203	24,602	△ 8,937	△ 4,469	△ 4,468	△ 12,391	△ 11,846	△ 4,103
47 沖縄	115,408	86,556	33,736	52,820	0	0	52,820	15,654	37,166	24,777	12,389	△ 2,811	△ 1,406	△ 1,405	△ 8,551	0	2,433
合計	39,147,012	29,360,269	13,132,601	16,227,668	0	0	16,227,668	7,191,591	9,036,077	6,024,049	3,012,028	△ 812,568	△ 406,299	△ 406,269	△ 1,310,722	△ 148,945	1,146,092

第五款　配　　当　　割

道府県民税配当割の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

算　式

（A×0.05－B）×α×0.75－（C×β）×0.75

算式の符号

A　：令和６年４月～令和７年３月の歳入となるべき配当割の課税標準額

0.05：税率

B　：令和６年度の歳出予算から支出した過誤納に係る配当割の還付金の額

α　：0.803

令和７年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた率

C　：令和６年度において当該都道府県内の市町村に対して交付した配当割交付金の額

β　：0.808

令和７年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた配当割交付金の推計乗率

0.75：算入率

令和７年度
配当割基準税額算出表

（単位：千円）

	R6 年 度 課税標準額 A	A×0.05 A′	R6年度過誤納 還付額 B	（A′－B）×α 0.803 ①	①×0.75 ②	R6年度配当割 交付金交付額 C	C×β 0.808 ③	③×0.75 ④	基準税額 ②－④ ⑤
1 北海道	96,227,511	4,811,376	69	3,863,480	2,897,610	2,856,897	2,308,373	1,731,280	1,166,330
2 青　森	18,923,533	946,177	35	759,752	569,814	563,327	455,168	341,376	228,438
3 岩　手	18,270,898	913,545	47	733,539	550,154	542,549	438,380	328,785	221,369
4 宮　城	63,956,221	3,197,811	134	2,567,735	1,925,801	1,899,250	1,534,594	1,150,946	774,855
5 秋　田	14,169,250	708,463	4	568,893	426,670	420,776	339,987	254,990	171,680
6 山　形	20,613,644	1,030,682	90	827,565	620,674	613,283	495,533	371,650	249,024
7 福　島	48,635,549	2,431,777	46	1,952,680	1,464,510	1,444,689	1,167,309	875,482	589,028
8 茨　城	118,437,910	5,921,896	218	4,755,107	3,566,330	3,405,367	2,751,537	2,063,653	1,502,677
9 栃　木	72,535,360	3,626,768	1,250	2,911,291	2,183,468	2,153,549	1,740,068	1,305,051	878,417
10 群　馬	75,628,856	3,781,443	219	3,036,323	2,277,242	2,246,482	1,815,157	1,361,368	915,874
11 埼　玉	350,867,414	17,543,371	1,244	14,086,328	10,564,746	10,423,416	8,422,120	6,316,590	4,248,156
12 千　葉	335,156,248	16,757,812	482	13,456,136	10,092,102	9,949,812	8,039,448	6,029,586	4,062,516
13 東　京	1,445,704,135	72,285,207	7,579	58,038,935	43,529,201	42,895,864	34,659,858	25,994,894	17,534,307
14 神奈川	631,867,600	31,593,380	1,537	25,368,250	19,026,188	18,764,275	15,161,534	11,371,151	7,655,037
15 新　潟	75,636,420	3,781,821	121	3,036,705	2,277,529	2,245,320	1,814,219	1,360,664	916,865
16 富　山	48,793,412	2,439,671	58	1,959,009	1,469,257	1,449,304	1,171,038	878,279	590,978
17 石　川	38,370,994	1,918,550	147	1,540,478	1,155,359	1,139,525	920,736	690,552	464,807
18 福　井	35,119,253	1,755,963	70	1,409,982	1,057,487	1,042,673	842,480	631,860	425,627
19 山　梨	30,941,973	1,547,099	70	1,242,264	931,698	918,787	742,380	556,785	374,913
20 長　野	71,380,743	3,569,037	44	2,865,901	2,149,426	2,119,477	1,712,537	1,284,403	865,023
21 岐　阜	89,461,176	4,473,059	215	3,591,694	2,693,771	2,656,839	2,146,726	1,610,045	1,083,726
22 静　岡	175,454,409	8,772,720	△ 279	7,044,718	5,283,539	5,211,317	4,210,744	3,158,058	2,125,481
23 愛　知	531,562,360	26,578,118	3,028	21,339,797	16,004,848	15,788,786	12,757,339	9,568,004	6,436,844
24 三　重	97,458,147	4,872,907	438	3,912,593	2,934,445	2,894,066	2,338,405	1,753,804	1,180,641
25 滋　賀	69,149,380	3,457,469	74	2,776,288	2,082,216	2,053,651	1,659,350	1,244,513	837,703
26 京　都	158,464,551	7,923,228	2,890	6,360,031	4,770,023	4,703,526	3,800,449	2,850,337	1,919,686
27 大　阪	562,234,173	28,111,709	2,563	22,571,644	16,928,733	16,700,774	13,494,225	10,120,669	6,808,064
28 兵　庫	392,302,540	19,615,127	1,521	15,749,726	11,812,295	11,647,290	9,411,010	7,058,258	4,754,037
29 奈　良	110,221,722	5,511,086	191	4,425,249	3,318,937	3,273,540	2,645,020	1,983,765	1,335,172
30 和歌山	53,062,695	2,653,135	153	2,130,345	1,597,759	1,575,882	1,273,313	954,985	642,774
31 鳥　取	19,598,630	979,932	46	786,848	590,136	581,895	470,171	352,628	237,508
32 島　根	19,095,252	954,763	33	766,648	574,986	566,617	457,827	343,370	231,616
33 岡　山	89,216,213	4,460,811	38	3,582,001	2,686,501	2,004,784	1,619,865	1,214,899	1,471,602
34 広　島	122,203,972	6,110,199	235	4,906,301	3,679,726	3,632,988	2,935,454	2,201,591	1,478,135
35 山　口	52,930,980	2,646,549	23	2,125,160	1,593,870	1,512,641	1,222,214	916,661	677,209
36 徳　島	47,878,130	2,393,907	67	1,922,254	1,441,691	1,421,979	1,148,959	861,719	579,972
37 香　川	50,994,561	2,549,728	315	2,047,179	1,535,384	1,513,712	1,223,079	917,309	618,075
38 愛　媛	45,840,095	2,292,005	100	1,840,400	1,380,300	1,360,140	1,098,993	824,245	556,055
39 高　知	21,836,383	1,091,819	10	876,723	657,542	648,512	523,998	392,999	264,543
40 福　岡	180,956,818	9,047,841	358	7,265,129	5,448,847	5,373,443	4,341,742	3,256,307	2,192,540
41 佐　賀	19,921,269	996,063	38	799,808	599,856	581,429	469,795	352,346	247,510
42 長　崎	28,495,746	1,424,787	47	1,144,066	858,050	845,823	683,425	512,569	345,481
43 熊　本	39,629,699	1,981,485	1,162	1,590,199	1,192,649	885,049	715,120	536,340	656,309
44 大　分	29,437,651	1,471,883	0	1,181,922	886,442	874,662	706,727	530,045	356,397
45 宮　崎	24,987,093	1,249,355	0	1,003,232	752,424	693,496	560,345	420,259	332,165
46 鹿児島	28,152,898	1,407,645	0	1,130,339	847,754	850,357	687,088	515,316	332,438
47 沖　縄	17,676,091	883,805	0	709,695	532,271	454,779	367,461	275,596	256,675
合　計	6,689,459,557	334,472,984	26,730	268,560,342	201,420,261	197,402,599	159,501,300	119,625,982	81,794,279

第六款　株式等譲渡所得割

道府県民税株式等譲渡所得割の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

算　式

（A×0.05－B）×α×0.75－（C×β）×0.75

算式の符号

A　：令和６年４月～令和７年３月の歳入となるべき株式等譲渡所得割の課税標準額

B　：令和６年度の歳出予算から支出した過誤納に係る株式等譲渡所得割の還付金の額

α　：0.945

令和７年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた率

C　：令和６年度において当該都道府県内の市町村に対して交付した株式等譲渡所得割交付金の額

β　：0.946

令和６年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた率

0.75：算入率

令和７年度
株式等譲渡所得基準税額算出表

（単位：千円）

	R6年度 課税標準額 A	（A）×0.05 A′	R6年度過誤納 還付額 B	（A′－B）×α 0.945 ①	①×0.75 ②	R6年度交付金 交　付　額 C	C×β 0.946 ③	③×0.75 ④	基準税額 ②－④ ⑤
1　北海道	148,289,221	7,414,461	9	7,006,657	5,254,993	4,407,358	4,169,361	3,127,021	2,127,972
2　青　森	23,137,155	1,156,858	0	1,093,231	819,923	688,102	650,944	488,208	331,715
3　岩　手	25,079,298	1,253,965	0	1,184,997	888,748	745,234	704,991	528,743	360,005
4　宮　城	85,271,210	4,263,561	0	4,029,065	3,021,799	2,534,071	2,397,231	1,797,923	1,223,876
5　秋　田	21,951,280	1,097,564	0	1,037,198	777,899	651,819	616,621	462,466	315,433
6　山　形	29,571,548	1,478,577	10	1,397,246	1,047,935	896,775	848,349	636,262	411,673
7　福　島	62,744,768	3,137,238	0	2,964,690	2,223,518	1,863,433	1,762,808	1,322,106	901,412
8　茨　城	163,488,787	8,174,439	36	7,724,811	5,793,608	4,740,781	4,484,779	3,363,584	2,430,024
9　栃　木	102,967,687	5,148,384	353	4,864,889	3,648,667	3,060,445	2,895,181	2,171,386	1,477,281
10　群　馬	102,129,561	5,106,478	219	4,825,415	3,619,061	3,033,864	2,870,035	2,152,526	1,466,535
11　埼　玉	504,209,497	25,210,475	198	23,823,712	17,867,784	14,983,737	14,174,615	10,630,961	7,236,823
12　千　葉	502,414,086	25,120,704	1	23,739,064	17,804,298	14,928,429	14,122,294	10,591,721	7,212,577
13　東　京	2,110,704,343	105,535,217	3,334	99,727,629	74,795,722	62,693,334	59,307,894	44,480,921	30,314,801
14　神奈川	906,980,420	45,349,021	0	42,854,825	32,141,119	26,937,487	25,482,863	19,112,147	13,028,972
15　新　潟	94,106,080	4,705,304	0	4,446,512	3,334,884	2,783,569	2,633,256	1,974,942	1,359,942
16　富　山	62,756,654	3,137,833	10	2,965,243	2,223,932	1,863,954	1,763,300	1,322,475	901,457
17　石　川	58,371,445	2,918,572	0	2,758,051	2,068,538	1,732,920	1,639,342	1,229,507	839,031
18　福　井	46,762,548	2,338,127	0	2,209,530	1,657,148	1,388,822	1,313,826	985,370	671,778
19　山　梨	42,896,077	2,144,804	0	2,026,840	1,520,130	1,274,627	1,205,797	904,348	615,782
20　長　野	95,061,765	4,753,088	24	4,491,645	3,368,734	2,825,191	2,672,631	2,004,473	1,364,261
21　岐　阜	114,905,738	5,745,287	0	5,429,296	4,071,972	3,410,428	3,226,265	2,419,699	1,652,273
22　静　岡	302,459,260	15,122,963	0	14,291,200	10,718,400	8,984,255	8,499,105	6,374,329	4,344,071
23　愛　知	705,735,191	35,286,760	7,941	33,338,484	25,003,863	20,964,334	19,832,260	14,874,195	10,129,668
24　三　重	134,849,011	6,742,451	0	6,371,616	4,778,712	4,007,489	3,791,085	2,843,314	1,935,398
25　滋　賀	85,543,723	4,277,186	0	4,041,941	3,031,456	2,540,133	2,402,966	1,802,225	1,229,231
26　京　都	196,974,126	9,848,706	15	9,307,013	6,980,260	5,852,358	5,536,331	4,152,248	2,828,012
27　大　阪	740,181,544	37,009,077	16	34,973,563	26,230,172	21,983,334	20,796,234	15,597,176	10,632,996
28　兵　庫	517,216,000	25,860,800	46	24,438,413	18,328,810	15,362,365	14,532,797	10,899,598	7,429,212
29　奈　良	144,609,194	7,230,460	0	6,832,785	5,124,589	4,296,503	4,064,492	3,048,369	2,076,220
30　和歌山	62,450,769	3,122,538	0	2,950,798	2,213,099	1,852,327	1,752,301	1,314,226	898,873
31　鳥　取	25,632,198	1,281,610	0	1,211,121	908,341	761,683	720,552	540,414	367,927
32　島　根	23,854,829	1,192,741	0	1,127,140	845,355	708,680	670,411	502,808	342,547
33　岡　山	113,070,716	5,653,536	0	5,342,592	4,006,944	3,264,302	3,088,030	2,316,023	1,690,921
34　広　島	158,083,434	7,904,172	0	7,469,443	5,602,082	4,698,855	4,445,117	3,333,838	2,268,244
35　山　口	72,276,660	3,613,833	0	3,415,072	2,561,304	2,082,543	1,970,086	1,477,565	1,083,739
36　徳　島	63,036,908	3,151,845	0	2,978,494	2,233,871	1,873,461	1,772,294	1,329,221	904,650
37　香　川	66,468,983	3,323,449	0	3,140,659	2,355,494	1,971,669	1,865,199	1,398,899	956,595
38　愛　媛	68,070,205	3,403,510	0	3,216,317	2,412,238	2,021,360	1,912,207	1,434,155	978,083
39　高　知	26,465,750	1,323,288	0	1,250,507	937,880	786,202	743,747	557,810	380,070
40　福　岡	254,029,431	12,701,472	14	12,002,878	9,002,159	7,546,733	7,139,209	5,354,407	3,647,752
41　佐　賀	24,158,356	1,207,918	0	1,141,483	856,112	717,771	679,011	509,258	346,854
42　長　崎	42,804,834	2,140,242	0	2,022,529	1,516,897	1,271,668	1,202,998	902,249	614,648
43　熊　本	54,407,040	2,720,352	11	2,570,722	1,928,042	1,489,798	1,409,349	1,057,012	871,030
44　大　分	34,630,277	1,731,514	0	1,636,281	1,227,211	1,029,692	974,089	730,567	496,644
45　宮　崎	25,738,780	1,286,939	0	1,216,157	912,118	681,329	644,537	483,403	428,715
46　鹿児島	38,768,282	1,938,414	0	1,831,801	1,373,851	1,185,908	1,121,869	841,402	532,449
47　沖　縄	30,337,934	1,516,897	0	1,433,468	1,075,101	1,011,953	957,308	717,981	357,120
合　計	9,315,652,603	465,782,630	12,237	440,153,023	330,114,773	276,391,085	261,465,967	196,099,481	134,015,292

第二節　事　　業　　税

第一款　個人の行う事業に対する事業税

個人の行う事業に対する事業税（以下「個人事業税」という。）の基準税額は、前年度において同年度の個人事業税の課税の基礎となった課税所得金額及び課税人員（地方税法第６条の規定による課税免除等及び同法第72条の62の規定による減免が行われた場合には、それぞれ課税免除及び減免前の所得金額、課税人員とする。）を用いて次の算式により算定した額とする。

なお、個人事業税は、地方税法第72条の２第３項及び第７項の規定により第一種事業、第二種事業及び第三種事業に区分され、それぞれの事業により異なった標準税率が適用されるが、基準税額の算定にあたっては、算定方法の簡素合理化等の理由により、各事業ごとに区分せず、個人事業税一本として算定し、その過程で税率ごとの課税人員数による補正を行っている。

(1)　個人事業税の基準税額

算　式

｛4,583千円×（Ａ×Ｂ）＋1,302千円×（Ｃ×Ｄ）｝×0.03705

算式の符号

Ａ　：令和６年度分の個人事業税の課税の基礎となったもののうち所得税有資格者数

Ｂ　：省令別表第七のＡ欄に定める率（次の算式により算定した率）

ａ×ｂ×ｃ×ｄ

ａ　：総務大臣が調査した令和６年度個人事業税の所得税有資格者に係る都道府県別１人当たり課税所得金額と課税人員１人当たり全国平均課税所得金額との比率

ｂ　：都道府県別１人当たり課税所得金額の令和４年度、令和５年度及び令和６年度の対前年度伸率の相加平均による率と、課税人員１人当たり全国平均課税所得金額の令和４年度、令和５年度及び令和６年度の対前年度伸率の相加平均による率との比率

ｃ　：都道府県の課税人員の令和４年度、令和５年度及び令和６年度の対前年度伸率の相加平均による率と、課税人員全国計の令和４年度、令和５年度及び令和６年度の対前年度伸率の相加平均による率との比率

ｄ　：次の算式により各都道府県ごとに算出した率

$$\left(\frac{ⓑ}{ⓐ}\times\frac{0.05}{0.05}\right)+\left(\frac{ⓒ}{ⓐ}\times\frac{0.04}{0.05}\right)+\left(\frac{ⓓ}{ⓐ}\times\frac{0.05}{0.05}\right)+\left(\frac{ⓔ}{ⓐ}\times\frac{0.03}{0.05}\right)$$

ⓐ　：総務大臣が調査した令和６年度の課税人員

ⓑ　：ⓐのうち第１種事業に係る課税人員

ⓒ　：ⓐのうち第２種事業に係る課税人員

ⓓ　：ⓐのうち第３種事業（税率５％のもの）に係る課税人員

ⓔ　：ⓐのうち第３種事業（税率３％のもの）に係る課税人員

4,583千円：令和６年度の個人事業税の所得税有資格者に係る課税人員１人当たりの全国平均課税所得金額（4,203千円）に令和７年度地方財政計画の個人事業税収入見込額等を勘案して定めた伸率（1.09051）を乗じて得た額

Ｃ　：所得税失格者の課税人員である。各都道府県ごとの人員は、所得税有資格者数に、全国の所得税有資格者に対する所得税失格者数の比率（0.023）を乗じて得た数

Ａ×0.023

Ｄ　：省令別表第七のＢ欄に定める率（次の算式により算定した率）

ａ′×ｂ×ｃ×ｄ

ａ′　：総務大臣が調査した令和６年度個人事業税の所得税失格者に係る都道府県別１人当たり課税所得金額と課税人員１人当たり全国平均課税所得金額との比率（ただし、当該課税所得金額のない団体の比率については、当該課税所得金額のある団体中最も低い団体の比率と同一とする。）

ｂ　：Ｂのｂに同じ

ｃ　：Ｂのｃに同じ

ｄ　：Ｂのｄに同じ

1,302千円：令和６年度の個人事業税の所得税失格者に係る課税人員１人当たり全国平均課税所得金額（1,194千円）に令和７年度地方財政計画の個人事業税収入見込額等を勘案して定めた伸率（1.09051）を乗じて得た額

0.03705：5／100（標準税率）×98.8／100（徴収率）×75／100（算入率）

(2)　低工法等による減収額

本章第十九節参照

令和７年度個人事業税基準税額算出表

（単位：千円）

区分	所得税有資格者分				所得税失格者分				Ｒ６年度基準税額	
	課税人員	省令別表第七Ａ欄の率	Ａ×Ｂ	Ｃ×4,583千円	課税人員Ａ×0.023	省令別表第七Ｂ欄の率	Ｅ×Ｆ	Ｇ×1,302千円	課税所得金額Ｄ＋Ｈ	Ｉ×0.03705
	Ａ	Ｂ	Ｃ	Ｄ	Ｅ	Ｆ	Ｇ	Ｈ	Ｉ	Ｊ
１北海道	30,754	0.918	28,232	129,387,256	707	0.989	699	910,098	130,297,354	4,827,517
２青　森	6,026	0.798	4,809	22,039,647	139	0.902	125	162,750	22,202,397	822,599
３岩　手	7,491	0.768	5,753	26,365,999	172	0.965	166	216,132	26,582,131	984,868
４宮　城	17,367	0.888	15,422	70,679,026	399	0.964	385	501,270	71,180,296	2,637,230
５秋　田	5,597	0.747	4,181	19,161,523	129	0.615	79	102,858	19,264,381	713,745
６山　形	7,673	0.703	5,394	24,720,702	176	0.716	126	164,052	24,884,754	921,980
７福　島	12,349	0.801	9,892	45,335,036	284	0.090	26	33,852	45,368,888	1,680,917
８茨　城	20,345	0.866	17,619	80,747,877	468	0.969	453	589,806	81,337,683	3,013,561
９栃　木	13,892	0.828	11,503	52,718,249	320	0.957	306	398,412	53,116,661	1,967,972
10群　馬	15,323	0.777	11,906	54,565,198	352	0.559	197	256,494	54,821,692	2,031,144
11埼　玉	72,403	1.013	73,344	336,135,552	1,665	0.773	1,287	1,675,674	337,811,226	12,515,906
12千　葉	42,746	1.071	45,781	209,814,323	983	1.033	1,015	1,321,530	211,135,853	7,822,583
13東　京	200,695	1.392	279,367	1,280,338,961	4,616	1.404	6,481	8,438,262	1,288,777,223	47,749,196
14神奈川	78,396	1.229	96,349	441,567,467	1,803	0.742	1,338	1,742,076	443,309,543	16,424,619
15新　潟	15,144	0.782	11,843	54,276,469	348	0.748	260	338,520	54,614,989	2,023,485
16富　山	8,565	0.770	6,595	30,224,885	197	0.827	163	212,226	30,437,111	1,127,695
17石　川	10,167	0.778	7,910	36,251,530	234	0.862	202	263,004	36,514,534	1,352,863
18福　井	7,902	0.683	5,397	24,734,451	182	0.709	129	167,958	24,902,409	922,634
19山　梨	8,134	0.795	6,467	29,638,261	187	0.844	158	205,716	29,843,977	1,105,719
20長　野	15,960	0.761	12,146	55,665,118	367	0.686	252	328,104	55,993,222	2,074,549
21岐　阜	19,073	0.745	14,209	65,119,847	439	0.743	326	424,452	65,544,299	2,428,416
22静　岡	34,319	0.828	28,416	130,230,528	789	1.065	840	1,093,680	131,324,208	4,865,562
23愛　知	71,475	0.957	68,402	313,486,366	1,644	1.073	1,764	2,296,728	315,783,094	11,699,764
24三　重	16,175	0.763	12,342	56,563,386	372	0.658	245	318,990	56,882,376	2,107,492
25滋　賀	10,469	0.817	8,553	39,198,399	241	1.366	329	428,358	39,626,757	1,468,171
26京　都	22,927	0.921	21,116	96,774,628	527	0.756	398	518,196	97,292,824	3,604,699
27大　阪	79,717	1.017	81,072	371,552,976	1,833	0.753	1,380	1,796,760	373,349,736	13,832,608
28兵　庫	42,969	0.899	38,629	177,036,707	988	0.377	372	484,344	177,521,051	6,577,155
29奈　良	8,233	0.897	7,385	33,845,455	189	1.000	189	246,078	34,091,533	1,263,091
30和歌山	6,998	0.780	5,458	25,014,014	161	0.659	106	138,012	25,152,026	931,883
31鳥　取	3,629	0.762	2,765	12,671,995	83	0.949	79	102,858	12,774,853	473,308
32島　根	4,293	0.766	3,288	15,068,904	99	1.815	180	234,360	15,303,264	566,986
33岡　山	14,200	0.663	9,415	43,148,945	327	0.533	174	226,548	43,375,493	1,607,062
34広　島	23,401	0.821	19,212	88,048,596	538	1.040	560	729,120	88,777,716	3,289,214
35山　口	10,347	0.767	7,936	36,370,688	238	1.848	440	572,880	36,943,568	1,368,759
36徳　島	3,974	0.718	2,853	13,075,299	91	0.849	77	100,254	13,175,553	488,154
37香　川	6,398	0.698	4,466	20,467,678	147	1.784	262	341,124	20,808,802	770,966
38愛　媛	8,883	0.727	6,458	29,597,014	204	0.584	119	154,938	29,751,952	1,102,310
39高　知	4,905	0.821	4,027	18,455,741	113	0.725	82	106,764	18,562,505	687,741
40福　岡	41,137	0.940	38,669	177,220,027	946	0.880	832	1,083,264	178,303,291	6,606,137
41佐　賀	6,541	0.785	5,135	23,533,705	150	0.603	90	117,180	23,650,885	876,265
42長　崎	8,715	0.785	6,841	31,352,303	200	0.852	170	221,340	31,573,643	1,169,803
43熊　本	12,007	0.714	8,573	39,290,059	276	0.923	255	332,010	39,622,069	1,467,998
44大　分	6,941	0.769	5,338	24,464,054	160	0.983	157	204,414	24,668,468	913,967
45宮　崎	7,174	0.748	5,366	24,592,378	165	0.821	135	175,770	24,768,148	917,660
46鹿児島	10,298	0.697	7,178	32,896,774	237	0.972	230	299,460	33,196,234	1,229,920
47沖　縄	12,106	0.916	11,089	50,820,887	278	2.121	590	768,180	51,589,067	1,911,375
合計	1,094,233		1,094,101	5,014,264,883	25,163		24,228	31,544,856	5,045,809,739	186,947,248

第二款　法人の行う事業に対する事業税

一　法人の行う事業に対する事業税（以下「法人事業税」という。）の基準税額は、令和７年度分の推計基準税額に令和６年度分に係る精算額、令和５年度分に係る精算額、令和４年度分に係る精算額及び令和６年度以前の年度に係る総務大臣が修正すべきものと認めた額を加減して算定する。

(1) 令和７年度分の推計基準税額については、令和６年４月から令和７年３月までの調定額等を基礎として算定した額から当該都道府県の区域内の市町村に交付される法人事業税交付金を控除した額とする。

(2) 令和６年度分に係る精算は、令和６年度の調定額等を基礎として行い、精算予定額の３分の１に相当する額とする。

(3) 令和５年度分に係る精算は、未精算額の２分の１に相当する額とする。

(4) 令和４年度分に係る精算は、未精算額の全額とする。

二　令和７年度基準税額の算定方法

基準税額は、次の(一)から(五)によって算定した額の合算額とする。

(一)　令和７年度分の推計基準税額

次の算式によって算定した額

算　式

$\{(A+B)\times\alpha+C\times\beta+D+E+F-(A+B+C)\times\gamma\}\times0.75$

算式の符号

A　：令和６年２月１日から令和７年１月31日までの間に事業年度が終了した法人で所得を課税標準とするものに係る当該事業年度分の法人事業税の課税標準となるべき額（二以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人の当該都道府県の課税標準となるべき額については、地方税法第72条の48及び第72条の48の２の規定の例による。以下本款において「課税標準額」という。）に同法第72条の24の７第１項から第４項までに規定する標準税率（以下本款において「標準税率」という。）を乗じて得た額のうち、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間に納付すべきものとして確定した税額（同法第６条の規定により課税をしなかった場合又は不均一の課税をした場合における減収額として総務大臣が調査した額を含むものとし、同法72条の26の規定により納付すべきことが確定した税額にあっては、総務大臣が調査した額とする。以下本款において「調定額」という。）から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る還付すべきことが確定した額で令和６年度の歳出として還付すべき額（以下本款において「令和６年度の歳出還付額」という。）を控除した額

B　：令和６年２月１日から令和７年１月31日までの間に事業年度が終了した法人で、収入金額を課税標準とするものに係る当該事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る令和６年度の歳出還付額を控除した額

C　：令和６年２月１日から令和７年１月31日までの間に事業年度が終了した法人で、付加価値額及び資本等の金額を課税標準とするものに係る当該事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る令和６年度の歳出還付額を控除した額

D　：令和６年１月31日以前に事業年度が終了した法人で所得を課税標準とするものに係る同日以前に終了した事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度の法人事業税額に係る令和６年度の歳出還付額を控除した額

E　：令和６年１月31日以前に事業年度が終了した法人で収入金額を課税標準とするものに係る同日以前に終了した事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る令和６年度の歳出還付額を控除した額

F　：令和６年１月31日以前に事業年度が終了した法人で付加価値額及び資本等の金額を課税標準とするものに係る同日以前に終了した事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る令和６年度の歳出還付額を控除した額

α　：0.93

β　：0.98

γ　：0.074

0.75　：算入率

（二）　令和６年度分に係る精算額

次の(1)に定める額から(2)に定める額を控除した額から当該額の３分の２に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。以下同じ。）を控除して得た額。

(1)　次の算式によって算定した額

算　式

（Ｇ＋Ｈ＋Ｉ＋Ｊ＋Ｋ＋Ｌ－Ｍ）×0.75＋Ｎ

算式の符号

Ｇ　：令和６年２月１日から令和７年１月31日までの間に事業年度が終了した法人で所得を課税標準とするものに係る当該事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る令和６年度の歳出還付額を控除した額

Ｈ　：令和６年２月１日から令和７年１月31日までの間に事業年度が終了した法人で収入金額を課税標準とするものに係る当該事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る令和６年度の歳出還付額を控除した額

Ｉ　：令和６年２月１日から令和７年１月31日までの間に事業年度が終了した法人で付加価値額及び資本等の金額を課税標準とするものに係る当該事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間の調定額から当該期間における法人事業税額に係る令和６年度の歳出還付額を控除した額

Ｊ　：令和６年１月31日以前に事業年度が終了した法人で所得を課税標準とするものに係る同日以前に終了した事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る令和６年度の歳出還付額を控除した額

Ｋ　：令和６年１月31日以前に事業年度が終了した法人で収入金額を課税標準とするものに係る同日以前に終了した事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る令和６年度の歳出還付額を控除した額

Ｌ　：令和６年１月31日以前に事業年度が終了した法人で付加価値額及び資本等の金額を課税標準とするものに係る同日以前に終了した事業年度分の法人事業税の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る令和６年度の歳出還付額を控除した額

Ｍ　：令和６年度において当該都道府県内の市町村に対し交付した法人事業税交付金の額

Ｎ　：令和６年度減収補塡債のうち法人事業税に係るものの額の100分の75に相当する額

0.75　：算入率

(2)　令和６年省令附則第14条第１項第１号の額

（三）令和５年度分に係る精算額

令和６年省令附則第14条第１項第２号の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分法人事業税過大過少額から控除された額から当該額の２分の１に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。以下同じ。）を控除して得た額。

（四）令和４年度分に係る精算額

令和６年省令附則第14条第１項第３号の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

（五）令和６年度以前の年度に係る総務大臣が修正すべきものと認めた額

三　前記二に定めるところによって算定した令和７年度法人事業税の基準税額は、別表のとおりである。

四　低工法等による減収額

本章第十九節参照

(1) 令和７年度法人事業税基準税額算出表

（単位：千円）

都道府県	令和７年度推計基準税額	過大又は過少額等					令和７年度基準税額
		令和６年度分精算額	令和５年度分精算額	令和４年度分精算額	総務大臣修正額	計	
	A	B	C	D	E	B+C+D+E F	A+F G
1 北海道	100,115,083	5,316,257	2,702,661	2,654,019		10,672,937	110,788,020
2 青森	18,865,983	838,135	651,253	△ 128,734		1,360,654	20,226,637
3 岩手	19,747,073	955,652	293,983	305,399		1,555,034	21,302,107
4 宮城	56,416,273	2,881,593	1,153,032	1,508,715		5,543,340	61,959,613
5 秋田	15,451,030	729,259	390,138	387,791		1,507,188	16,958,218
6 山形	16,173,335	58,600	710,434	314,207		1,083,241	17,256,576
7 福島	42,177,437	198,866	2,496,272	722,223		3,417,361	45,594,798
8 茨城	71,765,534	2,167,290	2,867,741	3,039,771	691,039	8,765,841	80,531,375
9 栃木	46,280,260	2,865,805	811,430	1,572,409	△ 1	5,249,643	51,529,903
10 群馬	51,338,214	2,676,067	2,447,436	1,639,398		6,762,901	58,101,115
11 埼玉	124,286,507	8,370,788	2,719,350	2,762,074		13,852,212	138,138,719
12 千葉	117,563,829	6,385,119	3,417,042	3,364,636		13,166,797	130,730,626
13 東京	981,307,568	42,752,825	32,432,191	36,903,422		112,088,438	1,093,396,006
14 神奈川	211,178,174	9,869,062	8,902,276	7,813,934		26,585,272	237,763,446
15 新潟	48,213,192	2,165,915	2,106,920	1,335,288		5,608,123	53,821,315
16 富山	26,574,463	1,432,562	439,183	1,127,952		2,999,697	29,574,160
17 石川	30,483,893	1,834,492	933,978	1,304,814		4,073,284	34,557,177
18 福井	25,950,392	1,537,505	1,021,611	573,137		3,132,253	29,082,645
19 山梨	19,384,862	666,952	348,200	1,215,938		2,231,090	21,615,952
20 長野	44,647,170	1,600,897	903,031	2,354,396		4,858,324	49,505,494
21 岐阜	41,127,038	2,292,824	1,149,622	1,491,626	36	4,934,108	46,061,146
22 静岡	96,694,760	6,099,457	1,722,815	3,340,481		11,162,753	107,857,513
23 愛知	318,605,711	31,380,637	6,005,723	16,860,906		54,247,266	372,852,977
24 三重	47,545,421	2,375,697	1,482,989	2,052,093		5,910,779	53,456,200
25 滋賀	37,269,603	1,693,997	799,949	1,965,952		4,459,898	41,729,501
26 京都	64,081,692	2,510,815	1,808,271	1,232,914		5,552,000	69,633,692
27 大阪	303,100,130	15,308,595	11,133,340	9,687,393		36,129,328	339,229,458
28 兵庫	114,772,763	4,777,825	4,448,221	4,216,865		13,442,911	128,215,674
29 奈良	16,159,204	1,171,814	130,615	445,083		1,747,512	17,906,716
30 和歌山	14,278,439	859,984	△ 140,745	598,790		1,318,029	15,596,468
31 鳥取	9,374,873	504,272	248,914	107,738	△ 57	860,867	10,235,740
32 島根	14,384,034	473,964	1,078,994	516,159		2,069,117	16,453,151
33 岡山	43,376,596	3,222,838	144,543	1,662,071		5,029,452	48,406,048
34 広島	71,678,730	4,303,477	1,971,034	3,068,320	1	9,342,832	81,021,562
35 山口	30,530,539	1,718,482	180,838	1,181,781		3,081,101	33,611,640
36 徳島	14,495,702	99,816	722,831	266,092		1,088,739	15,584,441
37 香川	22,523,607	1,226,045	529,375	448,186		2,203,606	24,727,213
38 愛媛	32,026,455	1,545,589	1,653,927	886,234		4,085,750	36,112,205
39 高知	9,673,635	490,511	67,554	40,594		598,659	10,272,294
40 福岡	127,089,858	7,796,577	3,745,118	2,533,548		14,075,243	141,165,101
41 佐賀	16,232,592	577,437	698,895	642,317		1,918,649	18,151,241
42 長崎	18,696,192	784,192	574,735	407,740		1,766,667	20,462,859
43 熊本	30,761,130	1,437,956	820,450	1,149,002		3,407,408	34,168,538
44 大分	20,141,438	944,143	582,100	400,910		1,927,153	22,068,591
45 宮崎	15,970,315	512,964	△ 1,385	613,979		1,125,558	17,095,873
46 鹿児島	24,076,820	1,270,087	661,264	△ 149,728		1,781,623	25,858,443
47 沖縄	26,911,991	2,204,929	1,105,718	208,651		3,519,298	30,431,289
合計	3,649,499,540	192,888,565	111,073,867	126,646,486	691,018	431,299,936	4,080,799,476

⑵　令和７年度法人事業税推計基準税額算出表

（単位：千円）

都道府県	令和６年４月～令和７年３月調定額					法人事業税交付金		小　計	推計基準税額
	現事業年度分	A×α	外形標準課税分	C×β	過事業年度分	A+C	(A+C)×γ	B+D+E−G	H×0.75
	A	B	C	D	E	F	G	H	I
1　北海道	107,891,164	100,338,783	43,832,922	42,956,264	1,419,312	151,724,086	11,227,582	133,486,777	100,115,083
2　青　森	18,618,111	17,314,843	9,825,216	9,628,712	315,895	28,443,327	2,104,806	25,154,644	18,865,983
3　岩　手	17,855,150	16,605,290	11,888,823	11,651,047	274,148	29,743,973	2,201,054	26,329,431	19,747,073
4　宮　城	53,661,362	49,905,067	31,782,453	31,146,804	492,668	85,443,815	6,322,842	75,221,697	56,416,273
5　秋　田	16,246,204	15,108,970	7,165,424	7,022,116	202,747	23,411,628	1,732,460	20,601,373	15,451,030
6　山　形	15,986,434	14,867,384	8,079,637	7,918,044	559,908	24,066,071	1,780,889	21,564,447	16,173,335
7　福　島	43,154,164	40,133,373	21,175,195	20,751,691	111,892	64,329,359	4,760,373	56,236,583	42,177,437
8　茨　城	54,803,760	50,967,497	49,459,945	48,470,746	3,964,649	104,263,705	7,715,514	95,687,378	71,765,534
9　栃　木	38,718,503	36,008,208	31,360,570	30,733,359	151,297	70,079,073	5,185,851	61,707,013	46,280,260
10　群　馬	45,325,084	42,152,328	31,995,521	31,355,611	664,738	77,320,605	5,721,725	68,450,952	51,338,214
11　埼　玉	122,432,667	113,862,380	64,894,488	63,596,598	2,118,574	187,327,155	13,862,209	165,715,343	124,286,507
12　千　葉	110,055,318	102,351,446	64,427,812	63,139,256	4,172,822	174,483,130	12,911,752	156,751,772	117,563,829
13　東　京	875,685,291	814,387,321	598,283,568	586,317,897	16,778,569	1,473,968,859	109,073,696	1,308,410,091	981,307,568
14　神奈川	178,541,183	166,043,300	142,283,610	139,437,938	△ 169,304	320,824,793	23,741,035	281,570,899	211,178,174
15　新　潟	51,204,270	47,619,971	22,521,356	22,070,929	49,052	73,725,626	5,455,696	64,284,256	48,213,192
16　富　山	26,058,529	24,234,432	14,157,662	13,874,509	299,674	40,216,191	2,975,998	35,432,617	26,574,463
17　石　川	31,672,611	29,455,528	14,225,423	13,940,915	645,203	45,898,034	3,396,455	40,645,191	30,483,893
18　福　井	28,787,333	26,772,220	10,837,270	10,620,525	139,998	39,624,603	2,932,221	34,600,522	25,950,392
19　山　梨	19,162,202	17,820,848	9,825,199	9,628,695	542,008	28,987,401	2,145,068	25,846,483	19,384,862
20　長　野	43,956,449	40,879,498	22,222,122	21,777,680	1,769,596	66,178,571	4,897,214	59,529,560	44,647,170
21　岐　阜	43,187,108	40,164,010	19,116,885	18,734,547	547,988	62,303,993	4,610,495	54,836,050	41,127,038
22　静　岡	84,944,689	78,998,561	60,732,697	59,518,043	1,189,869	145,677,386	10,780,127	128,926,346	96,694,760
23　愛　知	269,487,145	250,623,045	211,140,738	206,917,923	2,833,109	480,627,883	35,566,463	424,807,614	318,605,711
24　三　重	41,795,570	38,869,880	30,237,944	29,633,185	221,309	72,033,514	5,330,480	63,393,894	47,545,421
25　滋　賀	30,722,026	28,571,484	25,057,935	24,556,776	692,261	55,779,961	4,127,717	49,692,804	37,269,603
26　京　都	62,570,529	58,190,592	33,054,421	32,393,333	1,934,577	95,624,950	7,076,246	85,442,256	64,081,692
27　大　阪	297,884,755	277,032,822	161,265,192	158,039,888	3,037,893	459,149,947	33,977,096	404,133,507	303,100,130
28　兵　庫	108,328,417	100,745,428	65,664,777	64,351,481	808,938	173,993,194	12,875,496	153,030,351	114,772,763
29　奈　良	17,324,036	16,111,353	6,693,431	6,559,562	651,983	24,017,467	1,777,293	21,545,605	16,159,204
30　和歌山	14,235,768	13,239,264	7,459,954	7,310,755	93,383	21,695,722	1,605,483	19,037,919	14,278,439
31　鳥　取	10,255,667	9,537,770	4,015,635	3,935,322	82,815	14,271,302	1,056,076	12,499,831	9,374,873
32　島　根	15,529,056	14,442,022	6,296,074	6,170,153	181,597	21,825,130	1,615,060	19,178,712	14,384,034
33　岡　山	44,175,468	41,083,185	20,813,370	20,397,103	1,164,347	64,988,838	4,809,174	57,835,461	43,376,596
34　広　島	68,705,021	63,895,670	40,054,638	39,253,545	470,640	108,759,659	8,048,215	95,571,640	71,678,730
35　山　口	25,944,321	24,128,219	19,778,344	19,382,777	579,866	45,722,665	3,383,477	40,707,385	30,530,539
36　徳　島	13,753,921	12,791,147	8,101,082	7,939,060	214,665	21,855,003	1,617,270	19,327,602	14,495,702
37　香　川	22,030,541	20,488,403	12,075,226	11,833,721	233,179	34,105,767	2,523,827	30,031,476	22,523,607
38　愛　媛	35,089,615	32,633,342	13,750,280	13,475,274	207,476	48,839,895	3,614,152	42,701,940	32,026,455
39　高　知	11,339,476	10,545,713	3,314,678	3,248,384	188,490	14,654,154	1,084,407	12,898,180	9,673,635
40　福　岡	125,605,704	116,813,305	67,204,955	65,860,856	1,046,972	192,810,659	14,267,989	169,453,144	127,089,858
41　佐　賀	16,217,766	15,082,522	8,388,442	8,220,673	161,120	24,606,208	1,820,859	21,643,456	16,232,592
42　長　崎	19,650,768	18,275,214	8,763,064	8,587,803	167,863	28,413,832	2,102,624	24,928,256	18,696,192
43　熊　本	30,264,344	28,145,840	16,422,512	16,094,062	229,765	46,686,856	3,454,827	41,014,840	30,761,130
44　大　分	21,498,035	19,993,173	9,227,032	9,042,491	93,241	30,725,067	2,273,655	26,855,250	20,141,438
45　宮　崎	17,733,289	16,491,959	6,440,224	6,311,420	279,214	24,173,513	1,788,840	21,293,753	15,970,315
46　鹿児島	26,101,093	24,274,016	10,310,660	10,104,447	418,433	36,411,753	2,694,470	32,102,426	24,076,820
47　沖　縄	29,287,576	27,237,446	9,531,748	9,341,113	2,176,725	38,819,324	2,872,630	35,882,654	26,911,991
合　計	3,403,477,493	3,165,234,072	2,095,156,154	2,053,253,033	54,411,164	5,498,633,647	406,898,888	4,865,999,381	3,649,499,540

⑶　令和６年度分法人事業税基準税額精算表

（単位：千円）

都道府県	令和６年４月～令和７年３月調定額					令和６年度実績基準税額				令和６年度推計基準税額	令和６年度分精算予定額	精算繰越額	令和７年度精算額
	現事業年度分	過事業年度分	計	法人事業税交付金交付額	C-D	E×0.75	令和６年度減収補塡債の額	G × 0.75	合計		I－J		K-L
	A	B	A＋B C	D	E	F	G	H	F＋H I	J	K	L	M
北海道	151,724,086	1,419,312	153,143,398	11,776,823	141,366,575	106,024,931			106,024,931	90,076,162	15,948,769	10,632,512	5,316,257
青森	28,443,327	315,895	28,759,222	2,183,614	26,575,608	19,931,706			19,931,706	17,417,302	2,514,404	1,676,269	838,135
岩手	29,743,973	274,148	30,018,121	2,270,925	27,747,196	20,810,397			20,810,397	17,943,441	2,866,956	1,911,304	955,652
宮城	85,443,815	492,668	85,936,483	6,571,052	79,365,431	59,524,073			59,524,073	50,879,294	8,644,779	5,763,186	2,881,593
秋田	23,411,628	202,747	23,614,375	1,803,855	21,810,520	16,357,890			16,357,890	14,170,114	2,187,776	1,458,517	729,259
山形	24,066,071	559,908	24,625,979	1,889,500	22,736,479	17,052,359			17,052,359	16,876,559	175,800	117,200	58,600
福島	64,329,359	111,892	64,441,251	4,810,260	59,630,991	44,723,243			44,723,243	44,126,646	596,597	397,731	198,866
茨城	104,263,705	3,964,649	108,228,354	8,251,257	99,977,097	74,982,823			74,982,823	68,480,954	6,501,869	4,334,579	2,167,290
栃木	70,079,073	151,297	70,230,370	5,444,630	64,785,740	48,589,305			48,589,305	39,991,891	8,597,414	5,731,609	2,865,805
群馬	77,320,605	664,738	77,985,343	6,013,090	71,972,253	53,979,190			53,979,190	45,950,990	8,028,200	5,352,133	2,676,067
埼玉	187,327,155	2,118,574	189,445,729	14,348,813	175,096,916	131,322,687			131,322,687	106,210,324	25,112,363	16,741,575	8,370,788
千葉	174,483,130	4,172,822	178,655,952	13,581,745	165,074,207	123,805,655			123,805,655	104,650,299	19,155,356	12,770,237	6,385,119
東京	1,473,968,859	16,778,569	1,490,747,428	113,386,192	1,377,361,236	1,033,020,927			1,033,020,927	904,762,452	128,258,475	85,505,650	42,752,825
神奈川	320,824,793	△ 169,304	320,655,489	24,367,112	296,288,377	222,216,283			222,216,283	192,609,098	29,607,185	19,738,123	9,869,062
新潟	73,725,626	49,052	73,774,678	5,638,991	68,135,687	51,101,765			51,101,765	44,604,022	6,497,743	4,331,828	2,165,915
富山	40,216,191	299,674	40,515,865	3,072,601	37,443,264	28,082,448			28,082,448	23,784,762	4,297,686	2,865,124	1,432,562
石川	45,898,034	645,203	46,543,237	3,548,532	42,994,705	32,246,029			32,246,029	26,742,554	5,503,475	3,668,983	1,834,492
福井	39,624,603	139,998	39,764,601	3,042,961	36,721,640	27,541,230			27,541,230	22,928,716	4,612,514	3,075,009	1,537,505
山梨	28,987,401	542,008	29,529,409	2,215,391	27,314,018	20,485,514			20,485,514	18,484,658	2,000,856	1,333,904	666,952
長野	66,178,571	1,769,596	67,948,167	5,309,816	62,638,351	46,978,763			46,978,763	42,176,072	4,802,691	3,201,794	1,600,897
岐阜	62,303,993	547,988	62,851,981	4,779,055	58,072,926	43,554,695			43,554,695	36,676,224	6,878,471	4,585,647	2,292,824
静岡	145,677,386	1,189,869	146,867,255	11,281,419	135,585,836	101,689,377			101,689,377	83,391,008	18,298,369	12,198,912	6,099,457
愛知	480,627,883	2,833,109	483,460,992	37,379,995	446,080,997	334,560,748			334,560,748	240,418,838	94,141,910	62,761,273	31,380,637
三重	72,033,514	221,309	72,254,823	5,540,362	66,714,461	50,035,846			50,035,846	42,908,755	7,127,091	4,751,394	2,375,697
滋賀	55,779,961	692,261	56,472,222	4,372,712	52,099,510	39,074,633			39,074,633	33,992,642	5,081,991	3,387,994	1,693,997
京都	95,624,950	1,934,577	97,559,527	7,305,916	90,253,611	67,690,208			67,690,208	60,157,764	7,532,444	5,021,629	2,510,815
大阪	459,149,947	3,037,893	462,187,840	34,854,098	427,333,742	320,500,307			320,500,307	274,574,522	45,925,785	30,617,190	15,308,595
兵庫	173,993,194	808,938	174,802,132	12,868,583	161,933,549	121,450,162			121,450,162	107,116,688	14,333,474	9,555,649	4,777,825
奈良	24,017,467	651,983	24,669,450	1,881,562	22,787,888	17,090,916			17,090,916	13,575,474	3,515,442	2,343,628	1,171,814
和歌山	21,695,722	93,383	21,789,105	1,659,566	20,129,539	15,097,154			15,097,154	12,517,203	2,579,951	1,719,967	859,984
鳥取	14,271,302	82,815	14,354,117	1,078,976	13,275,141	9,956,356			9,956,356	8,443,542	1,512,814	1,008,542	504,272
島根	21,825,130	181,597	22,006,727	1,682,939	20,323,788	15,242,841			15,242,841	13,820,949	1,421,892	947,928	473,964
岡山	64,988,838	1,164,347	66,153,185	5,140,969	61,012,216	45,759,162			45,759,162	36,090,650	9,668,512	6,445,674	3,222,838
広島	108,759,659	470,640	109,230,299	8,661,562	100,568,737	75,426,553			75,426,553	62,516,123	12,910,430	8,606,953	4,303,477
山口	45,722,665	579,866	46,302,531	3,636,030	42,666,501	31,999,876			31,999,876	26,844,432	5,155,444	3,436,962	1,718,482
徳島	21,855,003	214,665	22,069,668	1,732,280	20,337,388	15,253,041			15,253,041	14,953,595	299,446	199,630	99,816
香川	34,105,767	233,179	34,338,946	2,571,923	31,767,023	23,825,267			23,825,267	20,147,132	3,678,135	2,452,090	1,226,045
愛媛	48,839,895	207,476	49,047,371	3,718,791	45,328,580	33,996,435			33,996,435	29,359,669	4,636,766	3,091,177	1,545,589
高知	14,654,154	188,490	14,842,644	1,142,169	13,700,475	10,275,356			10,275,356	8,803,823	1,471,533	981,022	490,511
福岡	192,810,659	1,046,972	193,857,631	15,082,160	178,775,471	134,081,603			134,081,603	110,691,872	23,389,731	15,593,154	7,796,577
佐賀	24,606,208	161,120	24,767,328	1,936,921	22,830,407	17,122,805			17,122,805	15,390,494	1,732,311	1,154,874	577,437
長崎	28,413,832	167,863	28,581,695	2,191,296	26,390,399	19,792,799			19,792,799	17,440,225	2,352,574	1,568,382	784,192
熊本	46,686,856	229,765	46,916,621	3,794,211	43,122,410	32,341,808			32,341,808	28,027,942	4,313,866	2,875,910	1,437,956
大分	30,725,067	93,241	30,818,308	2,335,834	28,482,474	21,361,856			21,361,856	18,529,429	2,832,427	1,888,284	944,143
宮崎	24,173,513	279,214	24,452,727	2,042,839	22,409,888	16,807,416			16,807,416	15,268,526	1,538,890	1,025,926	512,964
鹿児島	36,411,753	418,433	36,830,186	2,910,657	33,919,529	25,439,647			25,439,647	21,629,387	3,810,260	2,540,173	1,270,087
沖縄	38,819,324	2,176,725	40,996,049	2,993,595	38,002,454	28,501,841			28,501,841	21,887,056	6,614,785	4,409,856	2,204,929
合計	5,498,633,647	54,411,164	5,553,044,811	424,103,580	5,128,941,231	3,846,705,926			3,846,705,926	3,268,040,274	578,665,652	385,777,087	192,888,565

⑷　令和５年度分法人事業税基準税額精算表

（単位：千円）

都道府県	令和５年４月～令和６年３月調定額					令和５年度実績基準税額				令和５年度推計基準税額	令和５年度分精算予定額	令和６年度精算済額	未精算額	精算繰越額	令和７年度精算額
	現事業年度分	過事業年度分	計	法人事業税交付金交付額	C-D	E×0.75	令和５年度減収補塡債の額	G × 0.75	合計				K-L		M-N
	A	B	A+B C	D	E	F	G	H	F+H I	J	I-J K	L	M	N	O
北海道	137,398,709	1,389,089	138,787,798	10,752,533	128,035,265	96,026,449			96,026,449	87,918,467	8,107,982	2,702,661	5,405,321	2,702,660	2,702,661
青森	26,482,755	306,277	26,789,032	2,038,932	24,750,100	18,562,575			18,562,575	16,608,815	1,953,760	651,254	1,302,506	651,253	651,253
岩手	27,721,845	△ 78,263	27,643,582	2,044,409	25,599,173	19,199,380			19,199,380	18,317,431	881,949	293,983	587,966	293,983	293,983
宮城	77,428,740	744,284	78,173,024	5,927,276	72,245,748	54,184,311			54,184,311	50,725,214	3,459,097	1,153,033	2,306,064	1,153,032	1,153,032
秋田	21,566,594	245,900	21,812,494	1,683,594	20,128,900	15,096,675			15,096,675	13,926,261	1,170,414	390,138	780,276	390,138	390,138
山形	24,621,206	1,204,124	25,825,330	1,991,430	23,833,900	17,875,425			17,875,425	15,744,122	2,131,303	710,435	1,420,868	710,434	710,434
福島	67,554,525	422,814	67,977,339	5,107,219	62,870,120	47,152,590			47,152,590	39,663,775	7,488,815	2,496,272	4,992,543	2,496,271	2,496,272
茨城	101,697,207	3,198,549	104,895,756	8,099,517	96,796,239	72,597,179			72,597,179	63,993,956	8,603,223	2,867,741	5,735,482	2,867,741	2,867,741
栃木	61,011,254	325,955	61,337,209	4,664,948	56,672,261	42,504,196			42,504,196	40,069,906	2,434,290	811,430	1,622,860	811,430	811,430
群馬	69,938,883	496,665	70,435,548	5,389,458	65,046,090	48,784,568			48,784,568	41,442,259	7,342,309	2,447,437	4,894,872	2,447,436	2,447,436
埼玉	161,485,800	1,759,319	163,245,119	12,732,958	150,512,161	112,884,121			112,884,121	104,726,072	8,158,049	2,719,350	5,438,699	2,719,349	2,719,350
千葉	157,725,138	2,918,965	160,644,103	12,287,940	148,356,163	111,267,122			111,267,122	101,015,996	10,251,126	3,417,042	6,834,084	3,417,042	3,417,042
東京	1,373,034,192	14,420,419	1,387,454,611	107,321,434	1,280,133,177	960,099,883			960,099,883	862,803,310	97,296,573	32,432,191	64,864,382	32,432,191	32,432,191
神奈川	295,979,765	△ 326,569	295,653,196	22,783,284	272,869,912	204,652,434			204,652,434	177,945,605	26,706,829	8,902,277	17,804,552	8,902,276	8,902,276
新潟	68,365,157	353,224	68,718,381	5,269,987	63,448,394	47,586,296			47,586,296	41,265,537	6,320,759	2,106,920	4,213,839	2,106,919	2,106,920
富山	36,426,526	167,910	36,594,436	2,806,453	33,787,983	25,340,987			25,340,987	24,023,438	1,317,549	439,183	878,366	439,183	439,183
石川	40,292,822	816,907	41,109,729	3,124,338	37,985,391	28,489,043			28,489,043	25,687,110	2,801,933	933,978	1,867,955	933,977	933,978
福井	35,251,709	176,244	35,427,953	2,759,573	32,668,380	24,501,285			24,501,285	21,436,453	3,064,832	1,021,611	2,043,221	1,021,610	1,021,611
山梨	28,316,838	133,622	28,450,460	2,188,615	26,261,845	19,696,384			19,696,384	18,651,784	1,044,600	348,200	696,400	348,200	348,200
長野	63,080,788	1,632,357	64,713,145	4,907,910	59,805,235	44,853,926			44,853,926	42,144,833	2,709,093	903,031	1,806,062	903,031	903,031
岐阜	55,874,929	579,688	56,454,617	4,354,000	52,100,617	39,075,463			39,075,463	35,626,597	3,448,866	1,149,622	2,299,244	1,149,622	1,149,622
静岡	127,614,825	400,547	128,015,372	9,812,392	118,202,980	88,652,235			88,652,235	83,483,791	5,168,444	1,722,815	3,445,629	1,722,814	1,722,815
愛知	365,613,833	3,302,613	368,916,446	28,176,949	340,739,497	255,554,623			255,554,623	237,537,453	18,017,170	6,005,724	12,011,446	6,005,723	6,005,723
三重	65,428,235	438,856	65,867,091	5,090,039	60,777,052	45,582,789			45,582,789	41,133,821	4,448,968	1,482,990	2,965,978	1,482,989	1,482,989
滋賀	51,211,780	837,678	52,049,458	3,902,663	48,146,795	36,110,096			36,110,096	33,710,249	2,399,847	799,949	1,599,898	799,949	799,949
京都	90,075,572	2,158,654	92,234,226	7,202,535	85,031,691	63,773,768			63,773,768	58,348,955	5,424,813	1,808,271	3,616,542	1,808,271	1,808,271
大阪	418,670,945	3,488,303	422,159,248	31,951,052	390,208,196	292,656,147			292,656,147	259,256,126	33,400,021	11,133,341	22,266,680	11,133,340	11,133,340
兵庫	163,732,893	972,508	164,705,401	12,550,157	152,155,244	114,116,433			114,116,433	100,771,771	13,344,662	4,448,221	8,896,441	4,448,220	4,448,221
奈良	20,654,126	258,331	20,912,457	1,616,458	19,295,999	14,471,999			14,471,999	14,080,153	391,846	130,616	261,230	130,615	130,615
和歌山	19,112,605	147,156	19,259,761	1,470,121	17,789,640	13,342,230			13,342,230	13,764,466	△ 422,236	△ 140,746	△ 281,490	△ 140,745	△ 140,745
鳥取	12,909,625	109,913	13,019,538	1,022,197	11,997,341	8,998,006			8,998,006	8,251,265	746,741	248,914	497,827	248,913	248,914
島根	21,114,943	202,341	21,317,284	1,627,729	19,689,555	14,767,166			14,767,166	11,530,183	3,236,983	1,078,995	2,157,988	1,078,994	1,078,994
岡山	54,295,840	1,147,504	55,443,344	4,223,063	51,220,281	38,415,211			38,415,211	37,981,583	433,628	144,543	289,085	144,542	144,543
広島	95,520,729	619,103	96,139,832	7,131,000	89,008,832	66,756,624			66,756,624	60,843,523	5,913,101	1,971,034	3,942,067	1,971,033	1,971,034
山口	40,273,211	826,143	41,099,354	3,100,420	37,998,934	28,499,201			28,499,201	27,956,686	542,515	180,839	361,676	180,838	180,838
徳島	22,863,938	126,515	22,990,453	1,769,072	21,221,381	15,916,036			15,916,036	13,747,544	2,168,492	722,831	1,445,661	722,830	722,831
香川	30,629,390	334,804	30,964,194	2,355,537	28,608,657	21,456,493			21,456,493	19,868,369	1,588,124	529,375	1,058,749	529,374	529,375
愛媛	45,098,003	178,349	45,276,352	3,445,494	41,830,858	31,373,144			31,373,144	26,411,363	4,961,781	1,653,927	3,307,854	1,653,927	1,653,927
高知	13,417,140	169,220	13,586,360	1,055,033	12,531,327	9,398,495			9,398,495	9,195,834	202,661	67,554	135,107	67,553	67,554
福岡	169,112,620	1,123,137	170,235,757	13,133,704	157,102,053	117,826,540			117,826,540	106,591,187	11,235,353	3,745,118	7,490,235	3,745,117	3,745,118
佐賀	23,600,174	105,392	23,705,566	1,786,564	21,919,002	16,439,252			16,439,252	14,342,566	2,096,686	698,896	1,397,790	698,895	698,895
長崎	26,664,177	224,070	26,888,247	2,093,399	24,794,848	18,596,136			18,596,136	16,871,930	1,724,206	574,736	1,149,470	574,735	574,735
熊本	42,865,994	254,380	43,120,374	3,317,960	39,802,414	29,851,811			29,851,811	27,390,460	2,461,351	820,451	1,640,900	820,450	820,450
大分	28,496,624	80,834	28,577,458	2,241,565	26,335,893	19,751,920			19,751,920	18,005,620	1,746,300	582,100	1,164,200	582,100	582,100
宮崎	23,343,988	217,838	23,561,826	1,753,706	21,808,120	16,356,090			16,356,090	16,360,244	△ 4,154	△ 1,385	△ 2,769	△ 1,384	△ 1,385
鹿児島	32,943,907	387,636	33,331,543	2,541,274	30,790,269	23,092,702			23,092,702	21,108,909	1,983,793	661,265	1,322,528	661,264	661,264
沖縄	32,837,350	835,597	33,672,947	2,533,175	31,139,772	23,354,829			23,354,829	20,037,674	3,317,155	1,105,719	2,211,436	1,105,718	1,105,718
合計	4,969,357,849	49,834,902	5,019,192,751	385,139,066	4,634,053,685	3,475,540,268			3,475,540,268	3,142,318,666	333,221,602	111,073,882	222,147,720	111,073,853	111,073,867

(5) 令和４年度分法人事業税基準税額精算表

（単位：千円）

都道府県	令和４年４月～令和５年３月調定額					令和４年度実績基準税額				令和４年度	令和４年度分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	現事業年度分	過事業年度分	計	法人事業税交付金		E×0.75	令和４年度	G × 0.75	合計	推計基準税額	精算予定額	精算済額	精算済額	精算額
			A+B	交付額	C-D		減収補塡債の額		F+H		I－J			K-L-M
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
北海道	136,748,830	1,998,741	138,747,571	10,617,184	128,130,387	96,097,790			96,097,790	88,135,732	7,962,058	2,654,020	2,654,019	2,654,019
青森	25,814,955	345,535	26,160,490	2,014,760	24,145,730	18,109,298			18,109,298	18,495,500	△ 386,202	△ 128,734	△ 128,734	△ 128,734
岩手	28,674,393	216,882	28,891,275	2,152,278	26,738,997	20,054,248			20,054,248	19,138,050	916,198	305,400	305,399	305,399
宮城	79,681,093	238,880	79,919,973	6,161,380	73,758,593	55,318,945			55,318,945	50,792,798	4,526,147	1,508,716	1,508,716	1,508,715
秋田	21,803,420	189,914	21,993,334	1,707,652	20,285,682	15,214,262			15,214,262	14,050,889	1,163,373	387,791	387,791	387,791
山形	24,171,001	613,839	24,784,840	1,894,776	22,890,064	17,167,548			17,167,548	16,224,925	942,623	314,208	314,208	314,207
福島	62,416,499	253,820	62,670,319	4,660,456	58,009,863	43,507,397			43,507,397	41,340,726	2,166,671	722,224	722,224	722,223
茨城	96,286,266	3,853,421	100,139,687	7,847,190	92,292,497	69,219,373			69,219,373	60,100,058	9,119,315	3,039,772	3,039,772	3,039,771
栃木	62,504,653	432,359	62,937,012	4,831,347	58,105,665	43,579,249			43,579,249	38,862,021	4,717,228	1,572,410	1,572,409	1,572,409
群馬	64,604,902	517,451	65,122,353	5,018,902	60,103,451	45,077,588			45,077,588	40,159,394	4,918,194	1,639,398	1,639,398	1,639,398
埼玉	163,091,145	1,881,322	164,972,467	12,757,939	152,214,528	114,160,896			114,160,896	105,874,673	8,286,223	2,762,075	2,762,074	2,762,074
千葉	153,745,457	4,620,545	158,366,002	12,247,894	146,118,108	109,588,581			109,588,581	99,494,671	10,093,910	3,364,637	3,364,637	3,364,636
東京	1,346,264,653	10,872,533	1,357,137,186	102,486,559	1,254,650,627	940,987,970			940,987,970	830,277,703	110,710,267	36,903,423	36,903,422	36,903,422
神奈川	281,104,756	△ 1,292,143	279,812,613	21,707,786	258,104,827	193,578,620			193,578,620	170,136,817	23,441,803	7,813,935	7,813,934	7,813,934
新潟	65,071,353	152,597	65,223,950	5,080,460	60,143,490	45,107,618			45,107,618	41,101,752	4,005,866	1,335,289	1,335,289	1,335,288
富山	37,864,273	21,869	37,886,142	2,909,043	34,977,099	26,232,824			26,232,824	22,848,968	3,383,856	1,127,952	1,127,952	1,127,952
石川	38,915,092	1,415,076	40,330,168	3,082,369	37,247,799	27,935,849			27,935,849	24,021,407	3,914,442	1,304,814	1,304,814	1,304,814
福井	33,928,388	36,681	33,965,069	2,602,887	31,362,182	23,521,637			23,521,637	21,802,226	1,719,411	573,137	573,137	573,137
山梨	29,032,331	332,506	29,364,837	2,253,103	27,111,734	20,333,801			20,333,801	16,685,987	3,647,814	1,215,938	1,215,938	1,215,938
長野	64,766,840	1,526,563	66,293,403	5,118,194	61,175,209	45,881,407			45,881,407	38,818,218	7,063,189	2,354,397	2,354,396	2,354,396
岐阜	55,697,935	553,485	56,251,420	4,481,969	51,769,451	38,827,088			38,827,088	34,352,209	4,474,879	1,491,627	1,491,626	1,491,626
静岡	129,984,170	1,203,897	131,188,067	10,244,039	120,944,028	90,708,021			90,708,021	80,686,577	10,021,444	3,340,482	3,340,481	3,340,481
愛知	371,445,578	1,811,794	373,257,372	28,930,898	344,326,474	258,244,856			258,244,856	207,662,138	50,582,718	16,860,906	16,860,906	16,860,906
三重	64,325,329	250,507	64,575,836	4,968,893	59,606,943	44,705,207			44,705,207	38,548,928	6,156,279	2,052,093	2,052,093	2,052,093
滋賀	52,423,291	436,247	52,859,538	4,025,671	48,833,867	36,625,400			36,625,400	30,727,543	5,897,857	1,965,953	1,965,952	1,965,952
京都	88,276,562	3,188,863	91,465,425	7,074,470	84,390,955	63,293,216			63,293,216	59,594,472	3,698,744	1,232,915	1,232,915	1,232,914
大阪	405,089,993	3,351,424	408,441,417	31,789,537	376,651,880	282,488,910			282,488,910	253,426,729	29,062,181	9,687,394	9,687,394	9,687,393
兵庫	157,293,362	1,326,394	158,619,756	12,277,727	146,342,029	109,756,522			109,756,522	97,105,927	12,650,595	4,216,865	4,216,865	4,216,865
奈良	21,946,094	303,387	22,249,481	1,723,933	20,525,548	15,394,161			15,394,161	14,058,911	1,335,250	445,084	445,083	445,083
和歌山	21,437,356	235,572	21,672,928	1,677,864	19,995,064	14,996,298			14,996,298	13,199,926	1,796,372	598,791	598,791	598,790
鳥取	12,977,719	91,462	13,069,181	982,107	12,087,074	9,065,306			9,065,306	8,742,091	323,215	107,739	107,738	107,738
島根	18,180,174	59,570	18,239,744	1,428,238	16,811,506	12,608,630			12,608,630	11,060,153	1,548,477	516,159	516,159	516,159
岡山	58,742,020	1,004,684	59,746,704	4,627,178	55,119,526	41,339,645			41,339,645	36,353,430	4,986,215	1,662,072	1,662,072	1,662,071
広島	95,731,798	126,172	95,857,970	7,339,493	88,518,477	66,388,858			66,388,858	57,183,896	9,204,962	3,068,321	3,068,321	3,068,320
山口	43,040,170	748,717	43,788,887	3,380,783	40,408,104	30,306,078			30,306,078	26,760,734	3,545,344	1,181,782	1,181,781	1,181,781
徳島	21,245,431	355,380	21,600,811	1,485,722	20,115,089	15,086,317			15,086,317	14,288,041	798,276	266,092	266,092	266,092
香川	30,906,113	359,705	31,265,818	2,418,416	28,847,402	21,635,552			21,635,552	20,290,994	1,344,558	448,186	448,186	448,186
愛媛	41,438,335	270,579	41,708,914	3,114,759	38,594,155	28,945,616			28,945,616	26,286,912	2,658,704	886,235	886,235	886,234
高知	14,425,612	155,218	14,580,830	1,095,815	13,485,015	10,113,761			10,113,761	9,991,979	121,782	40,594	40,594	40,594
福岡	167,289,039	735,401	168,024,440	12,917,366	155,107,074	116,330,306			116,330,306	108,729,660	7,600,646	2,533,549	2,533,549	2,533,548
佐賀	22,463,299	176,042	22,639,341	1,659,144	20,980,197	15,735,148			15,735,148	13,808,195	1,926,953	642,318	642,318	642,317
長崎	26,472,998	199,300	26,672,298	2,014,783	24,657,515	18,493,136			18,493,136	17,269,915	1,223,221	407,741	407,740	407,740
熊本	42,892,045	300,563	43,192,608	3,210,839	39,981,769	29,986,327			29,986,327	26,539,321	3,447,006	1,149,002	1,149,002	1,149,002
大分	28,304,876	135,854	28,440,730	2,206,483	26,234,247	19,675,685			19,675,685	18,472,953	1,202,732	400,911	400,911	400,910
宮崎	25,581,056	299,100	25,880,156	2,007,841	23,872,315	17,904,236			17,904,236	16,062,299	1,841,937	613,979	613,979	613,979
鹿児島	32,849,843	486,126	33,335,969	2,573,183	30,762,786	23,072,090			23,072,090	23,521,274	△ 449,184	△ 149,728	△ 149,728	△ 149,728
沖縄	30,557,407	1,013,535	31,570,942	2,378,898	29,192,044	21,894,033			21,894,033	21,268,079	625,954	208,652	208,651	208,651
合計	4,897,507,905	47,407,369	4,944,915,274	379,188,208	4,565,727,066	3,424,295,304			3,424,295,304	3,044,355,801	379,939,503	126,646,516	126,646,501	126,646,486

第三節　地　方　消　費　税

第一款　譲　渡　割

地方消費税譲渡割の基準税額は、従来分及び引上げ分の合算額とする。

【従来分】

算　式

（Ａ×0.00617415）×0.75－（Ａ×0.00304993）×0.75

算式の符号

Ａ　：地方税法第72条の114第4項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

0.00617415：$\frac{\text{令和７年度地方財政計画収入見込額 1,945,700,000千円}}{\text{Ａの全国計 315,136,441,000千円}}$

0.00304993：$\frac{\text{令和７年度地方財政計画のうち地方消費税交付金（譲渡割分・従来分）に係る収入見込額 961,143,000千円}}{\text{Ａの全国計 315,136,441,000千円}}$

0.75：算入率

【引上げ分】

算　式

（Ａ×0.00740898）×0.75－（Ａ×0.00367984）×0.75＋｛（Ａ×0.00740898）－（Ａ×0.00367984）｝×0.25

算式の符号

Ａ　：地方税法第72条の114第4項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

0.00740898：$\frac{\text{令和７年度地方財政計画収入見込額 2,334,840,000千円}}{\text{Ａの全国計 315,136,441,000千円}}$

0.00367984：$\frac{\text{令和７年度地方財政計画のうち地方消費税交付金（譲渡割分・引上げ分）に係る収入見込額 1,159,651,000千円}}{\text{Ａの全国計 315,136,441,000千円}}$

0.75 、0.25：算入率

第二款　貨　物　割

地方消費税貨物割の基準税額は、従来分及び引上げ分の合算額とする。

【従来分】

算　式

（Ａ×0.00323408）×0.75－（Ａ×0.00161062）×0.75

算式の符号

Ａ　：地方税法第72条の114第4項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

0.00323408：$\frac{\text{令和７年度地方財政計画収入見込額 1,019,176,000千円}}{\text{Ａの全国計 315,136,441,000千円}}$

0.00161062：$\frac{\text{令和７年度地方財政計画のうち地方消費税交付金（貨物割分・従来分）に係る収入見込額 507,565,000千円}}{\text{Ａの全国計 315,136,441,000千円}}$

0.75：算入率

【引上げ分】

算　式

（Ａ×0.00388089）×0.75－（Ａ×0.00194536）×0.75＋｛（Ａ×0.00388089）－（Ａ×0.00194536）｝×0.25

算式の符号

Ａ　：地方税法第72条の114第4項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

0.00388089：$\frac{\text{令和７年度地方財政計画収入見込額 1,223,011,000千円}}{\text{Ａの全国計 315,136,441,000千円}}$

0.00194536：$\frac{\text{令和７年度地方財政計画のうち地方消費税交付金（貨物割分・引上げ分）に係る収入見込額 613,054,000千円}}{\text{Ａの全国計 315,136,441,000千円}}$

0.75 、0.25：算入率

令和7年度地方消費税基準税額算出表

（単位：千円）

都道府県	消費に相当する額（百万円）	譲渡割【従来分】				
	A	A ×0.00617415 ア	ア × 0.75 イ	A ×0.00304993 ウ	ウ × 0.75 エ	譲渡割基準税額 イーエ オ
1 北海道	13,714,521	84,675,510	63,506,633	41,828,329	31,371,247	32,135,386
2 青森	3,231,027	19,948,845	14,961,634	9,854,406	7,390,805	7,570,829
3 岩手	3,089,026	19,072,110	14,304,083	9,421,313	7,065,985	7,238,098
4 宮城	5,890,595	36,369,417	27,277,063	17,965,902	13,474,427	13,802,636
5 秋田	2,434,686	15,032,117	11,274,088	7,425,622	5,569,217	5,704,871
6 山形	2,697,081	16,652,183	12,489,137	8,225,908	6,169,431	6,319,706
7 福島	4,813,155	29,717,141	22,287,856	14,679,786	11,009,840	11,278,016
8 茨城	7,151,657	44,155,403	33,116,552	21,812,053	16,359,040	16,757,512
9 栃木	5,007,386	30,916,352	23,187,264	15,272,177	11,454,133	11,733,131
10 群馬	4,989,561	30,806,298	23,104,724	15,217,812	11,413,359	11,691,365
11 埼玉	17,014,811	105,051,995	78,788,996	51,893,983	38,920,487	39,868,509
12 千葉	15,011,108	92,680,832	69,510,624	45,782,829	34,337,122	35,173,502
13 東京	37,378,014	230,777,465	173,083,099	114,000,326	85,500,245	87,582,854
14 神奈川	21,563,942	133,139,012	99,854,259	65,768,514	49,326,386	50,527,873
15 新潟	5,613,010	34,655,566	25,991,675	17,119,288	12,839,466	13,152,209
16 富山	2,649,605	16,359,059	12,269,294	8,081,110	6,060,833	6,208,461
17 石川	2,932,756	18,107,275	13,580,456	8,944,701	6,708,526	6,871,930
18 福井	2,022,693	12,488,410	9,366,308	6,169,072	4,626,804	4,739,504
19 山梨	2,116,601	13,068,212	9,801,159	6,455,485	4,841,614	4,959,545
20 長野	5,229,796	32,289,545	24,217,159	15,950,512	11,962,884	12,254,275
21 岐阜	4,989,480	30,805,798	23,104,349	15,217,565	11,413,174	11,691,175
22 静岡	9,353,174	57,747,899	43,310,924	28,526,526	21,394,895	21,916,029
23 愛知	19,279,645	119,035,420	89,276,565	58,801,568	44,101,176	45,175,389
24 三重	4,419,681	27,287,773	20,465,830	13,479,718	10,109,789	10,356,041
25 滋賀	3,401,495	21,001,340	15,751,005	10,374,322	7,780,742	7,970,263
26 京都	6,187,290	38,201,257	28,650,943	18,870,801	14,153,101	14,497,842
27 大阪	21,738,616	134,217,476	100,663,107	66,301,257	49,725,943	50,937,164
28 兵庫	12,910,335	79,710,345	59,782,759	39,375,618	29,531,714	30,251,045
29 奈良	2,890,346	17,845,430	13,384,073	8,815,353	6,611,515	6,772,558
30 和歌山	2,281,223	14,084,613	10,563,460	6,957,570	5,218,178	5,345,282
31 鳥取	1,381,065	8,526,902	6,395,177	4,212,152	3,159,114	3,236,063
32 島根	1,611,754	9,951,211	7,463,408	4,915,737	3,686,803	3,776,605
33 岡山	4,776,906	29,493,334	22,120,001	14,569,229	10,926,922	11,193,079
34 広島	7,103,353	43,857,167	32,892,875	21,664,729	16,248,547	16,644,328
35 山口	3,388,807	20,923,003	15,692,252	10,335,624	7,751,718	7,940,534
36 徳島	1,709,650	10,555,636	7,916,727	5,214,313	3,910,735	4,005,992
37 香川	2,432,274	15,017,225	11,262,919	7,418,265	5,563,699	5,699,220
38 愛媛	3,462,253	21,376,469	16,032,352	10,559,629	7,919,722	8,112,630
39 高知	1,784,019	11,014,801	8,261,101	5,441,133	4,080,850	4,180,251
40 福岡	12,729,348	78,592,904	58,944,678	38,823,620	29,117,715	29,826,963
41 佐賀	2,061,816	12,729,961	9,547,471	6,288,394	4,716,296	4,831,175
42 長崎	3,165,781	19,546,007	14,659,505	9,655,410	7,241,558	7,417,947
43 熊本	4,460,536	27,540,018	20,655,014	13,604,323	10,203,242	10,451,772
44 大分	2,899,726	17,903,343	13,427,507	8,843,961	6,632,971	6,794,536
45 宮崎	2,686,980	16,589,818	12,442,364	8,195,101	6,146,326	6,296,038
46 鹿児島	3,917,958	24,190,060	18,142,545	11,949,498	8,962,124	9,180,421
47 沖縄	3,561,899	21,991,699	16,493,774	10,863,543	8,147,657	8,346,117
合計	315,136,441	1,945,699,656	1,459,274,748	961,144,087	720,858,077	738,416,671

令和7年度地方消費税基準税額算出表(つづき)

(単位:千円)

都道府県	消費に相当する額(百万円) A	貨物割【従来分】 A ×0.00323408 カ	カ × 0.75 キ	A ×0.00161062 ク	ク × 0.75 ケ	貨物割基準税額 キーケ コ
1 北海道	13,714,521	44,353,858	33,265,394	22,088,882	16,566,662	16,698,732
2 青森	3,231,027	10,449,400	7,837,050	5,203,957	3,902,968	3,934,082
3 岩手	3,089,026	9,990,157	7,492,618	4,975,247	3,731,435	3,761,183
4 宮城	5,890,595	19,050,655	14,287,991	9,487,510	7,115,633	7,172,358
5 秋田	2,434,686	7,873,969	5,905,477	3,921,354	2,941,016	2,964,461
6 山形	2,697,081	8,722,576	6,541,932	4,343,973	3,257,980	3,283,952
7 福島	4,813,155	15,566,128	11,674,596	7,752,164	5,814,123	5,860,473
8 茨城	7,151,657	23,129,031	17,346,773	11,518,602	8,638,952	8,707,821
9 栃木	5,007,386	16,194,287	12,145,715	8,064,996	6,048,747	6,096,968
10 群馬	4,989,561	16,136,639	12,102,479	8,036,287	6,027,215	6,075,264
11 埼玉	17,014,811	55,027,260	41,270,445	27,404,395	20,553,296	20,717,149
12 千葉	15,011,108	48,547,124	36,410,343	24,177,191	18,132,893	18,277,450
13 東京	37,378,014	120,883,488	90,662,616	60,201,777	45,151,333	45,511,283
14 神奈川	21,563,942	69,739,514	52,304,636	34,731,316	26,048,487	26,256,149
15 新潟	5,613,010	18,152,923	13,614,692	9,040,426	6,780,320	6,834,372
16 富山	2,649,605	8,569,035	6,426,776	4,267,507	3,200,630	3,226,146
17 石川	2,932,756	9,484,768	7,113,576	4,723,555	3,542,666	3,570,910
18 福井	2,022,693	6,541,551	4,906,163	3,257,790	2,443,343	2,462,820
19 山梨	2,116,601	6,845,257	5,133,943	3,409,040	2,556,780	2,577,163
20 長野	5,229,796	16,913,579	12,685,184	8,423,214	6,317,411	6,367,773
21 岐阜	4,989,480	16,136,377	12,102,283	8,036,156	6,027,117	6,075,166
22 静岡	9,353,174	30,248,913	22,686,685	15,064,409	11,298,307	11,388,378
23 愛知	19,279,645	62,351,914	46,763,936	31,052,182	23,289,137	23,474,799
24 三重	4,419,681	14,293,602	10,720,202	7,118,427	5,338,820	5,381,382
25 滋賀	3,401,495	11,000,707	8,250,530	5,478,516	4,108,887	4,141,643
26 京都	6,187,290	20,010,191	15,007,643	9,965,373	7,474,030	7,533,613
27 大阪	21,738,616	70,304,423	52,728,317	35,012,650	26,259,488	26,468,829
28 兵庫	12,910,335	41,753,056	31,314,792	20,793,644	15,595,233	15,719,559
29 奈良	2,890,346	9,347,610	7,010,708	4,655,249	3,491,437	3,519,271
30 和歌山	2,281,223	7,377,658	5,533,244	3,674,183	2,755,637	2,777,607
31 鳥取	1,381,065	4,466,475	3,349,856	2,224,371	1,668,278	1,681,578
32 島根	1,611,754	5,212,541	3,909,406	2,595,923	1,946,942	1,962,464
33 岡山	4,776,906	15,448,896	11,586,672	7,693,780	5,770,335	5,816,337
34 広島	7,103,353	22,972,812	17,229,609	11,440,802	8,580,602	8,649,007
35 山口	3,388,807	10,959,673	8,219,755	5,458,080	4,093,560	4,126,195
36 徳島	1,709,650	5,529,145	4,146,859	2,753,596	2,065,197	2,081,662
37 香川	2,432,274	7,866,169	5,899,627	3,917,469	2,938,102	2,961,525
38 愛媛	3,462,253	11,197,203	8,397,902	5,576,374	4,182,281	4,215,621
39 高知	1,784,019	5,769,660	4,327,245	2,873,377	2,155,033	2,172,212
40 福岡	12,729,348	41,167,730	30,875,798	20,502,142	15,376,607	15,499,191
41 佐賀	2,061,816	6,668,078	5,001,059	3,320,802	2,490,602	2,510,457
42 長崎	3,165,781	10,238,389	7,678,792	5,098,870	3,824,153	3,854,639
43 熊本	4,460,536	14,425,730	10,819,298	7,184,228	5,388,171	5,431,127
44 大分	2,899,726	9,377,946	7,033,460	4,670,357	3,502,768	3,530,692
45 宮崎	2,686,980	8,689,908	6,517,431	4,327,704	3,245,778	3,271,653
46 鹿児島	3,917,958	12,670,990	9,503,243	6,310,342	4,732,757	4,770,486
47 沖縄	3,561,899	11,519,466	8,639,600	5,736,866	4,302,650	4,336,950
合計	315,136,441	1,019,176,461	764,382,351	507,565,055	380,673,799	383,708,552

令和7年度地方消費税基準税額算出表（つづき）

（単位：千円）

都道府県	消費に相当する額（百万円） A	譲渡割【引上げ分】 A ×0.00740898 ア	ア × 0.75 イ	A ×0.00367984 ウ	ウ × 0.75 エ	イ － エ オ	ア － ウ カ	カ × 0.25 キ	譲渡割基準税額 オ＋キ ク
1 北海道	13,714,521	101,610,612	76,207,959	50,467,243	37,850,432	38,357,527	51,143,369	12,785,842	51,143,369
2 青森	3,231,027	23,938,614	17,953,961	11,889,662	8,917,247	9,036,714	12,048,952	3,012,238	12,048,952
3 岩手	3,089,026	22,886,532	17,164,899	11,367,121	8,525,341	8,639,558	11,519,411	2,879,853	11,519,411
4 宮城	5,890,595	43,643,301	32,732,476	21,676,447	16,257,335	16,475,141	21,966,854	5,491,714	21,966,855
5 秋田	2,434,686	18,038,540	13,528,905	8,959,255	6,719,441	6,809,464	9,079,285	2,269,821	9,079,285
6 山形	2,697,081	19,982,619	14,986,964	9,924,827	7,443,620	7,543,344	10,057,792	2,514,448	10,057,792
7 福島	4,813,155	35,660,569	26,745,427	17,711,640	13,283,730	13,461,697	17,948,929	4,487,232	17,948,929
8 茨城	7,151,657	52,986,484	39,739,863	26,316,953	19,737,715	20,002,148	26,669,531	6,667,383	26,669,531
9 栃木	5,007,386	37,099,623	27,824,717	18,426,379	13,819,784	14,004,933	18,673,244	4,668,311	18,673,244
10 群馬	4,989,561	36,967,558	27,725,669	18,360,786	13,770,590	13,955,079	18,606,772	4,651,693	18,606,772
11 埼玉	17,014,811	126,062,394	94,546,796	62,611,782	46,958,837	47,587,959	63,450,612	15,862,653	63,450,612
12 千葉	15,011,108	111,216,999	83,412,749	55,238,476	41,428,857	41,983,892	55,978,523	13,994,631	55,978,523
13 東京	37,378,014	276,932,958	207,699,719	137,545,111	103,158,833	104,540,886	139,387,847	34,846,962	139,387,848
14 神奈川	21,563,942	159,766,815	119,825,111	79,351,856	59,513,892	60,311,219	80,414,959	20,103,740	80,414,959
15 新潟	5,613,010	41,586,679	31,190,009	20,654,979	15,491,234	15,698,775	20,931,700	5,232,925	20,931,700
16 富山	2,649,605	19,630,870	14,723,153	9,750,122	7,312,592	7,410,561	9,880,748	2,470,187	9,880,748
17 石川	2,932,756	21,728,731	16,296,548	10,792,073	8,094,055	8,202,493	10,936,658	2,734,165	10,936,658
18 福井	2,022,693	14,986,092	11,239,569	7,443,187	5,582,390	5,657,179	7,542,905	1,885,726	7,542,905
19 山梨	2,116,601	15,681,854	11,761,391	7,788,753	5,841,565	5,919,826	7,893,101	1,973,275	7,893,101
20 長野	5,229,796	38,747,454	29,060,591	19,244,813	14,433,610	14,626,981	19,502,641	4,875,660	19,502,641
21 岐阜	4,989,480	36,966,958	27,725,219	18,360,488	13,770,366	13,954,853	18,606,470	4,651,618	18,606,471
22 静岡	9,353,174	69,297,479	51,973,109	34,418,184	25,813,638	26,159,471	34,879,295	8,719,824	34,879,295
23 愛知	19,279,645	142,842,504	107,131,878	70,946,009	53,209,507	53,922,371	71,896,495	17,974,124	71,896,495
24 三重	4,419,681	32,745,328	24,558,996	16,263,719	12,197,789	12,361,207	16,481,609	4,120,402	16,481,609
25 滋賀	3,401,495	25,201,608	18,901,206	12,516,957	9,387,718	9,513,488	12,684,651	3,171,163	12,684,651
26 京都	6,187,290	45,841,508	34,381,131	22,768,237	17,076,178	17,304,953	23,073,271	5,768,318	23,073,271
27 大阪	21,738,616	161,060,971	120,795,728	79,994,629	59,995,972	60,799,756	81,066,342	20,266,586	81,066,342
28 兵庫	12,910,335	95,652,414	71,739,311	47,507,967	35,630,975	36,108,336	48,144,447	12,036,112	48,144,448
29 奈良	2,890,346	21,414,516	16,060,887	10,636,011	7,977,008	8,083,879	10,778,505	2,694,626	10,778,505
30 和歌山	2,281,223	16,901,536	12,676,152	8,394,536	6,295,902	6,380,250	8,507,000	2,126,750	8,507,000
31 鳥取	1,381,065	10,232,283	7,674,212	5,082,098	3,811,574	3,862,638	5,150,185	1,287,546	5,150,184
32 島根	1,611,754	11,941,453	8,956,090	5,930,997	4,448,248	4,507,842	6,010,456	1,502,614	6,010,456
33 岡山	4,776,906	35,392,001	26,544,001	17,578,250	13,183,688	13,360,313	17,813,751	4,453,438	17,813,751
34 広島	7,103,353	52,628,600	39,471,450	26,139,203	19,604,402	19,867,048	26,489,397	6,622,349	26,489,397
35 山口	3,388,807	25,107,603	18,830,702	12,470,268	9,352,701	9,478,001	12,637,335	3,159,334	12,637,335
36 徳島	1,709,650	12,666,763	9,500,072	6,291,238	4,718,429	4,781,643	6,375,525	1,593,881	6,375,524
37 香川	2,432,274	18,020,669	13,515,502	8,950,379	6,712,784	6,802,718	9,070,290	2,267,573	9,070,291
38 愛媛	3,462,253	25,651,763	19,238,822	12,740,537	9,555,403	9,683,419	12,911,226	3,227,807	12,911,226
39 高知	1,784,019	13,217,761	9,913,321	6,564,904	4,923,678	4,989,643	6,652,857	1,663,214	6,652,857
40 福岡	12,729,348	94,311,485	70,733,614	46,841,964	35,131,473	35,602,141	47,469,521	11,867,380	47,469,521
41 佐賀	2,061,816	15,275,954	11,456,966	7,587,153	5,690,365	5,766,601	7,688,801	1,922,200	7,688,801
42 長崎	3,165,781	23,455,208	17,591,406	11,649,568	8,737,176	8,854,230	11,805,640	2,951,410	11,805,640
43 熊本	4,460,536	33,048,022	24,786,017	16,414,059	12,310,544	12,475,473	16,633,963	4,158,491	16,633,964
44 大分	2,899,726	21,484,012	16,113,009	10,670,528	8,002,896	8,110,113	10,813,484	2,703,371	10,813,484
45 宮崎	2,686,980	19,907,781	14,930,836	9,887,656	7,415,742	7,515,094	10,020,125	2,505,031	10,020,125
46 鹿児島	3,917,958	29,028,072	21,771,054	14,417,459	10,813,094	10,957,960	14,610,613	3,652,653	14,610,613
47 沖縄	3,561,899	26,390,038	19,792,529	13,107,218	9,830,414	9,962,115	13,282,820	3,320,705	13,282,820
合計	315,136,441	2,334,839,588	1,751,129,696	1,159,651,681	869,738,764	881,390,932	1,175,187,907	293,796,979	1,175,187,911

令和7年度地方消費税基準税額算出表(つづき)

(単位:千円)

都道府県	消費に相当する額(百万円) A	貨物割【引上げ分】 A ×0.00388089 ケ	ケ × 0.75 コ	A ×0.00194536 サ	サ × 0.75 シ	コ − シ ス	ケ − サ セ	セ × 0.25 ソ	貨物割基準税額 ス+ソ タ
1 北海道	13,714,521	53,224,547	39,918,410	26,679,681	20,009,761	19,908,649	26,544,866	6,636,217	26,544,866
2 青森	3,231,027	12,539,260	9,404,445	6,285,511	4,714,133	4,690,312	6,253,749	1,563,437	6,253,749
3 岩手	3,089,026	11,988,170	8,991,128	6,009,268	4,506,951	4,484,177	5,978,902	1,494,726	5,978,903
4 宮城	5,890,595	22,860,751	17,145,563	11,459,328	8,594,496	8,551,067	11,401,423	2,850,356	11,401,423
5 秋田	2,434,686	9,448,749	7,086,562	4,736,341	3,552,256	3,534,306	4,712,408	1,178,102	4,712,408
6 山形	2,697,081	10,467,075	7,850,306	5,246,793	3,935,095	3,915,211	5,220,282	1,305,071	5,220,282
7 福島	4,813,155	18,679,325	14,009,494	9,363,319	7,022,489	6,987,005	9,316,006	2,329,002	9,316,007
8 茨城	7,151,657	27,754,794	20,816,096	13,912,547	10,434,410	10,381,686	13,842,247	3,460,562	13,842,248
9 栃木	5,007,386	19,433,114	14,574,836	9,741,168	7,305,876	7,268,960	9,691,946	2,422,987	9,691,947
10 群馬	4,989,561	19,363,937	14,522,953	9,706,492	7,279,869	7,243,084	9,657,445	2,414,361	9,657,445
11 埼玉	17,014,811	66,032,610	49,524,458	33,099,933	24,824,950	24,699,508	32,932,677	8,233,169	32,932,677
12 千葉	15,011,108	58,256,459	43,692,344	29,202,009	21,901,507	21,790,837	29,054,450	7,263,613	29,054,450
13 東京	37,378,014	145,059,961	108,794,971	72,713,693	54,535,270	54,259,701	72,346,268	18,086,567	72,346,268
14 神奈川	21,563,942	83,687,287	62,765,465	41,949,630	31,462,223	31,303,242	41,737,657	10,434,414	41,737,656
15 新潟	5,613,010	21,783,474	16,337,606	10,919,325	8,189,494	8,148,112	10,864,149	2,716,037	10,864,149
16 富山	2,649,605	10,282,826	7,712,120	5,154,436	3,865,827	3,846,293	5,128,390	1,282,098	5,128,391
17 石川	2,932,756	11,381,703	8,536,277	5,705,266	4,278,950	4,257,327	5,676,437	1,419,109	5,676,436
18 福井	2,022,693	7,849,849	5,887,387	3,934,866	2,951,150	2,936,237	3,914,983	978,746	3,914,983
19 山梨	2,116,601	8,214,296	6,160,722	4,117,551	3,088,163	3,072,559	4,096,745	1,024,186	4,096,745
20 長野	5,229,796	20,296,263	15,222,197	10,173,836	7,630,377	7,591,820	10,122,427	2,530,607	10,122,427
21 岐阜	4,989,480	19,363,623	14,522,717	9,706,335	7,279,751	7,242,966	9,657,288	2,414,322	9,657,288
22 静岡	9,353,174	36,298,639	27,223,979	18,195,291	13,646,468	13,577,511	18,103,348	4,525,837	18,103,348
23 愛知	19,279,645	74,822,181	56,116,636	37,505,850	28,129,388	27,987,248	37,316,331	9,329,083	37,316,331
24 三重	4,419,681	17,152,296	12,864,222	8,597,871	6,448,403	6,415,819	8,554,425	2,138,606	8,554,425
25 滋賀	3,401,495	13,200,828	9,900,621	6,617,132	4,962,849	4,937,772	6,583,696	1,645,924	6,583,696
26 京都	6,187,290	24,012,192	18,009,144	12,036,506	9,027,380	8,981,764	11,975,686	2,993,922	11,975,686
27 大阪	21,738,616	84,365,177	63,273,883	42,289,434	31,717,076	31,556,807	42,075,743	10,518,936	42,075,743
28 兵庫	12,910,335	50,103,590	37,577,693	25,115,249	18,836,437	18,741,256	24,988,341	6,247,085	24,988,341
29 奈良	2,890,346	11,217,115	8,412,836	5,622,763	4,217,072	4,195,764	5,594,352	1,398,588	5,594,352
30 和歌山	2,281,223	8,853,176	6,639,882	4,437,800	3,328,350	3,311,532	4,415,376	1,103,844	4,415,376
31 鳥取	1,381,065	5,359,761	4,019,821	2,686,669	2,015,002	2,004,819	2,673,092	668,273	2,673,092
32 島根	1,611,754	6,255,040	4,691,280	3,135,442	2,351,582	2,339,698	3,119,598	779,900	3,119,598
33 岡山	4,776,906	18,538,647	13,903,985	9,292,802	6,969,602	6,934,383	9,245,845	2,311,461	9,245,844
34 広島	7,103,353	27,567,332	20,675,499	13,818,579	10,363,934	10,311,565	13,748,753	3,437,188	13,748,753
35 山口	3,388,807	13,151,587	9,863,690	6,592,450	4,944,338	4,919,352	6,559,137	1,639,784	6,559,136
36 徳島	1,709,650	6,634,964	4,976,223	3,325,885	2,494,414	2,481,809	3,309,079	827,270	3,309,079
37 香川	2,432,274	9,439,388	7,079,541	4,731,649	3,548,737	3,530,804	4,707,739	1,176,935	4,707,739
38 愛媛	3,462,253	13,436,623	10,077,467	6,735,328	5,051,496	5,025,971	6,701,295	1,675,324	6,701,295
39 高知	1,784,019	6,923,581	5,192,686	3,470,559	2,602,919	2,589,767	3,453,022	863,256	3,453,023
40 福岡	12,729,348	49,401,199	37,050,899	24,763,164	18,572,373	18,478,526	24,638,035	6,159,509	24,638,035
41 佐賀	2,061,816	8,001,681	6,001,261	4,010,974	3,008,231	2,993,030	3,990,707	997,677	3,990,707
42 長崎	3,165,781	12,286,048	9,214,536	6,158,584	4,618,938	4,595,598	6,127,464	1,531,866	6,127,464
43 熊本	4,460,536	17,310,850	12,983,138	8,677,348	6,508,011	6,475,127	8,633,502	2,158,376	8,633,503
44 大分	2,899,726	11,253,518	8,440,139	5,641,011	4,230,758	4,209,381	5,612,507	1,403,127	5,612,508
45 宮崎	2,686,980	10,427,874	7,820,906	5,227,143	3,920,357	3,900,549	5,200,731	1,300,183	5,200,732
46 鹿児島	3,917,958	15,205,164	11,403,873	7,621,839	5,716,379	5,687,494	7,583,325	1,895,831	7,583,325
47 沖縄	3,561,899	13,823,338	10,367,504	6,929,176	5,196,882	5,170,622	6,894,162	1,723,541	6,894,163
合計	315,136,441	1,223,009,862	917,257,401	613,053,826	459,790,374	457,467,027	609,956,036	152,489,015	609,956,042

第四節　　不 動 産 取 得 税

不動産取得税の基準税額は、次の１の算式により前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額を基準として算定する。なお、低工法第５条等の規定等の適用を受ける都道府県にあっては、それぞれ２により算定した減収額を基準税額から控除する。

１　不動産取得税の基準税額

次の算式により算定した額とする。

算　式

$$\frac{(A+B)}{2} \times 0.01907$$

算式の符号

Ａ　：令和５年度課税標準額（令和５年度の道府県税課税状況調第26表（家屋に関する調）の表側「合計」、表頭「課税標準」のうち「価格」欄の額と第28表（土地に関する調）の表側「計」、表頭「課税標準額」欄の額との合算額）から、条例で定める割合により算出した地方税法第73条の14第12項から第14項まで及び附則第11条第７項に基づく控除額を加算し、参酌基準により算出した同項に基づく控除額を控除した額

Ｂ　：令和６年度課税標準額（令和６年度の道府県税課税状況調第26表（家屋に関する調）の表側「合計」、表頭「課税標準」のうち「価格」欄の額と第28表（土地に関する調）の表側「計」、表頭「課税標準額」欄の額との合算額）から、条例で定める割合により算出した地方税法第73条の14第12項から第14項まで及び附則第11条第７項に基づく控除額を加算し、参酌基準により算出した同項に基づく控除額を控除した額

0.01907：0.02543×0.75

0.02543：令和７年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた不動産取得税の推計乗率

0.75：算入率

２　低工法等による減収額

本章第十九節参照

令和７年度　不動産取得税基準税額算出表

（単位：千円）

	基準税額算定			
	課税標準額			
	R5合計(A)	R6合計(B)	((A)＋(B))÷2 (C)	(C)×0.01907
1 北海道	535,496,401	677,137,143	606,316,772	11,562,461
2 青　森	59,692,071	68,506,433	64,099,252	1,222,373
3 岩　手	106,085,428	82,817,122	94,451,275	1,801,186
4 宮　城	261,869,390	288,955,520	275,412,455	5,252,116
5 秋　田	51,450,825	60,935,146	56,192,986	1,071,600
6 山　形	64,229,136	72,669,352	68,449,244	1,305,327
7 福　島	130,304,752	141,739,405	136,022,079	2,593,941
8 茨　城	278,391,528	225,730,931	252,061,230	4,806,808
9 栃　木	165,342,514	168,790,123	167,066,319	3,185,955
10 群　馬	183,114,610	222,348,864	202,731,737	3,866,094
11 埼　玉	858,610,528	828,375,902	843,493,215	16,085,416
12 千　葉	737,112,150	766,976,167	752,044,159	14,341,482
13 東　京	3,881,220,143	3,993,120,175	3,937,170,159	75,081,835
14 神奈川	1,282,921,426	1,448,140,514	1,365,530,970	26,040,676
15 新　潟	179,387,525	151,940,510	165,664,018	3,159,213
16 富　山	89,651,552	89,205,288	89,428,420	1,705,400
17 石　川	92,047,976	111,449,754	101,748,865	1,940,351
18 福　井	64,267,090	59,271,120	61,769,105	1,177,937
19 山　梨	62,101,957	74,939,183	68,520,570	1,306,687
20 長　野	180,247,976	189,365,094	184,806,535	3,524,261
21 岐　阜	163,945,010	175,301,360	169,623,185	3,234,714
22 静　岡	359,933,916	381,458,162	370,696,039	7,069,173
23 愛　知	1,021,604,963	1,059,197,072	1,040,401,018	19,840,447
24 三　重	191,940,228	160,334,301	176,137,265	3,358,938
25 滋　賀	139,215,096	149,116,224	144,165,660	2,749,239
26 京　都	351,538,886	377,690,967	364,614,927	6,953,207
27 大　阪	1,346,784,184	1,393,455,240	1,370,119,712	26,128,183
28 兵　庫	672,103,150	658,796,209	665,449,680	12,690,125
29 奈　良	95,036,136	88,340,289	91,688,213	1,748,494
30 和歌山	63,565,552	57,861,785	60,713,669	1,157,810
31 鳥　取	33,274,647	30,599,295	31,936,971	609,038
32 島　根	43,754,478	38,208,088	40,981,283	781,513
33 岡　山	160,716,756	144,141,880	152,429,318	2,906,827
34 広　島	271,755,510	280,880,789	276,318,150	5,269,387
35 山　口	90,578,721	104,966,629	97,772,675	1,864,525
36 徳　島	53,882,694	42,688,433	48,285,564	920,806
37 香　川	73,788,690	71,649,750	72,719,220	1,386,756
38 愛　媛	133,817,975	117,434,359	125,626,167	2,395,691
39 高　知	39,560,318	44,364,546	41,962,432	800,224
40 福　岡	640,004,941	643,676,316	641,840,629	12,239,901
41 佐　賀	75,938,996	76,027,054	75,983,025	1,448,996
42 長　崎	103,008,930	94,880,566	98,944,748	1,886,876
43 熊　本	148,482,455	164,230,308	156,356,382	2,981,716
44 大　分	90,791,201	96,792,063	93,791,632	1,788,606
45 宮　崎	78,919,288	85,113,449	82,016,369	1,564,052
46 鹿児島	141,574,781	142,868,990	142,221,886	2,712,171
47 沖　縄	167,725,951	171,894,317	169,810,134	3,238,279
合　計	16,016,788,431	16,574,382,187	16,295,585,318	310,756,813

第五節　　道府県たばこ税

道府県たばこ税の基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算　式　　（Ａ×Ｂ）×0.8025

算式の符号

Ａ　：令和６年３月１日から令和７年２月末日までの間の当該都道府県の区域内における地方税法第74条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（以下「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数（喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については、同法第74条の４第２項及び第３項の規定によって換算した本数とする。以下同じ。）

Ｂ　：次の算式によって算定した当該都道府県の区域内における売渡し等に係る製造たばこの本数の伸び率（省令別表第八に定める率）

算　式

$$\left(\sqrt{\frac{(a)}{(b)}} \div 0.9958\right) \times 1.0049$$

算式の符号

(a)　：前記Ａに同じ

(b)　：令和４年３月１日から令和５年２月末日までの間の当該都道府県の区域内における売渡し等に係る製造たばこの本数

0.9958　：$\sqrt{\dfrac{(a)\text{の全国総数}}{(b)\text{の全国総数}}}$

1.0049　：次により算出した額

$$\frac{\text{令和７年度地方財政計画の基礎となった令和７年３月１日から令和８年２月末日までの間において見込まれる売渡し等に係る製造たばこの本数}}{\left\{(a) \times \left(\sqrt{\frac{(a)}{(b)}} \div 0.9958\right)\right\}\text{の全国総数}}$$

0.8025　：$\dfrac{1,070\text{円}}{1,000\text{本}} \times \dfrac{75}{100}$

$\dfrac{1,070\text{円}}{1,000\text{本}}$…地方税法第74条の５に定める道府県たばこ税の税率

令和７年度道府県たばこ税基準税額試算

（単位：千本、千円）

区　分	通常課税分								7年度基準税額
	売渡し本数		伸び率					売渡し見込本数	
	R4.3.1～R5.2.末	R6.3.1～R7.2.末	B／A	√C	D／D′	B＊E	E＊1.0049	R7.3.1～R8.2.末	G＊0.8025
	A	B	C	D	E	E2	F	B＊F G	H
1　北海道	7,238,107	7,171,582	0.9908	0.9954	0.9996	7,168,713	1.0045	7,203,854	5,781,093
2　青　森	1,667,222	1,624,587	0.9744	0.9871	0.9913	1,610,453	0.9962	1,618,414	1,298,777
3　岩　手	1,423,070	1,380,184	0.9699	0.9848	0.9890	1,365,002	0.9938	1,371,627	1,100,731
4　宮　城	2,802,368	2,752,992	0.9824	0.9912	0.9954	2,740,328	1.0003	2,753,818	2,209,939
5　秋　田	1,107,080	1,073,974	0.9701	0.9849	0.9891	1,062,268	0.9939	1,067,423	856,607
6　山　形	1,108,187	1,081,218	0.9757	0.9878	0.9920	1,072,568	0.9969	1,077,866	864,987
7　福　島	2,420,159	2,354,238	0.9728	0.9863	0.9905	2,331,873	0.9954	2,343,409	1,880,586
8　茨　城	3,528,577	3,520,701	0.9978	0.9989	1.0031	3,531,615	1.0080	3,548,867	2,847,966
9　栃　木	2,300,914	2,257,456	0.9811	0.9905	0.9947	2,245,491	0.9996	2,256,553	1,810,884
10　群　馬	2,202,244	2,192,652	0.9956	0.9978	1.0020	2,197,037	1.0069	2,207,781	1,771,744
11　埼　玉	7,681,613	7,641,440	0.9948	0.9974	1.0016	7,653,666	1.0065	7,691,109	6,172,115
12　千　葉	6,798,653	6,714,051	0.9876	0.9938	0.9980	6,700,623	1.0029	6,733,522	5,403,651
13　東　京	15,902,089	15,974,236	1.0045	1.0022	1.0064	16,076,471	1.0113	16,154,745	12,964,183
14　神奈川	9,183,646	9,077,256	0.9884	0.9942	0.9984	9,062,732	1.0033	9,107,211	7,308,537
15　新　潟	2,324,548	2,280,632	0.9811	0.9905	0.9947	2,268,545	0.9996	2,279,720	1,829,475
16　富　山	1,079,915	1,061,224	0.9827	0.9913	0.9955	1,056,448	1.0004	1,061,648	851,973
17　石　川	1,215,592	1,219,882	1.0035	1.0017	1.0059	1,227,079	1.0108	1,233,057	989,528
18　福　井	833,938	798,838	0.9579	0.9787	0.9828	785,098	0.9876	788,932	633,118
19　山　梨	971,115	963,236	0.9919	0.9959	1.0001	963,332	1.0050	968,052	776,862
20　長　野	2,071,494	2,061,394	0.9951	0.9975	1.0017	2,064,898	1.0066	2,074,999	1,665,187
21　岐　阜	1,975,356	1,936,894	0.9805	0.9902	0.9944	1,926,047	0.9993	1,935,538	1,553,269
22　静　岡	3,878,037	3,803,032	0.9807	0.9903	0.9945	3,782,115	0.9994	3,800,750	3,050,102
23　愛　知	7,902,061	7,758,032	0.9818	0.9909	0.9951	7,720,018	1.0000	7,758,032	6,225,821
24　三　重	1,940,128	1,886,024	0.9721	0.9860	0.9902	1,867,541	0.9951	1,876,782	1,506,118
25　滋　賀	1,439,206	1,402,412	0.9744	0.9871	0.9913	1,390,211	0.9962	1,397,083	1,121,159
26　京　都	2,485,631	2,439,470	0.9814	0.9907	0.9949	2,427,029	0.9998	2,438,982	1,957,283
27　大　阪	10,955,600	11,215,658	1.0237	1.0118	1.0161	11,396,230	1.0211	11,452,308	9,190,477
28　兵　庫	5,323,810	5,210,601	0.9787	0.9893	0.9935	5,176,732	0.9984	5,202,264	4,174,817
29　奈　良	1,181,545	1,170,443	0.9906	0.9953	0.9995	1,169,858	1.0044	1,175,593	943,413
30　和歌山	1,068,009	1,039,379	0.9732	0.9865	0.9907	1,029,713	0.9956	1,034,806	830,432
31　鳥　取	581,166	565,777	0.9735	0.9867	0.9909	560,628	0.9958	563,401	452,129
32　島　根	636,825	623,536	0.9791	0.9895	0.9937	619,608	0.9986	622,663	499,687
33　岡　山	2,006,299	1,986,738	0.9903	0.9951	0.9993	1,985,347	1.0042	1,995,082	1,601,053
34　広　島	2,882,238	2,837,901	0.9846	0.9923	0.9965	2,827,968	1.0014	2,841,874	2,280,604
35　山　口	1,412,594	1,384,979	0.9805	0.9902	0.9944	1,377,223	0.9993	1,384,010	1,110,668
36　徳　島	789,639	766,534	0.9707	0.9852	0.9894	758,409	0.9942	762,088	611,576
37　香　川	1,036,563	1,026,527	0.9903	0.9951	0.9993	1,025,808	1.0042	1,030,838	827,247
38　愛　媛	1,428,346	1,386,601	0.9708	0.9853	0.9895	1,372,042	0.9943	1,378,697	1,106,404
39　高　知	815,279	789,080	0.9679	0.9838	0.9879	779,532	0.9927	783,320	628,614
40　福　岡	6,178,178	6,178,572	1.0001	1.0000	1.0042	6,204,522	1.0091	6,234,797	5,003,425
41　佐　賀	1,010,094	995,427	0.9855	0.9927	0.9969	992,341	1.0018	997,219	800,268
42　長　崎	1,518,424	1,487,033	0.9793	0.9896	0.9938	1,477,813	0.9987	1,485,100	1,191,793
43　熊　本	2,016,460	2,003,941	0.9938	0.9969	1.0011	2,006,145	1.0060	2,015,965	1,617,812
44　大　分	1,299,876	1,284,795	0.9884	0.9942	0.9984	1,282,739	1.0033	1,289,035	1,034,451
45　宮　崎	1,284,548	1,282,348	0.9983	0.9991	1.0033	1,286,580	1.0082	1,292,863	1,037,523
46　鹿児島	1,791,480	1,780,920	0.9941	0.9970	1.0012	1,783,057	1.0061	1,791,784	1,437,907
47　沖　縄	1,864,819	1,934,011	1.0371	1.0184	1.0227	1,977,913	1.0277	1,987,583	1,595,035
交　付	124,660,653	123,404,202				123,310,938		123,916,319	99,442,847
不交付	15,902,089	15,974,236				16,076,471		16,154,745	12,964,183
計	140,562,742	139,378,438	0.9916	D′ 0.9958	1.0000	139,387,409	1.0049	140,071,064	112,407,030

第六節　　ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税の基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算　式　　（Ａ×Ｂ）×53,000円

算式の符号

Ａ：令和６年３月１日から令和７年２月28日までのゴルフ場延利用者の１日当たり利用人員（１人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、前年度の３月31日以前に廃止されたゴルフ場にかかる数を除く。）

Ｂ：各都道府県のゴルフ場にかかるゴルフ場利用税の課税実績等を勘案して、省令別表第９に定める都道府県別率

次の算式により算出する。

算　式

$$\left\{\left(\frac{a}{b}\div\frac{c}{d}\right)\times 0.8+0.2\right\}\times 0.971$$

算式の符号

ａ：各都道府県の令和６年度現年調定額

ｂ：各都道府県の令和６年３月１日から令和７年２月28日までの延利用者数

ｃ：ａの全国総額

ｄ：ｂの全国総数

0.971：令和７年度地方財政計画の収入見込額等を勘案して定めた率

53,000円：（646円×365日）×100.0/100（徴収率）×3/10×75/100（算入率）

646円：利用者１人当たり調定額で次の(ｲ)を(ﾛ)で除した額

(ｲ)　令和６年度における令和６年３月１日から令和７年２月28日までの利用に係るゴルフ場利用税の調定額　　43,010百万円

(ﾛ)　同期における延利用者数　　66,627千人

3/10：1－7/10（7/10はゴルフ場利用税交付金交付率）

第七節　　軽 油 引 取 税

軽油引取税の基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算　式

（24,075円×Ａ×Ｂ）－Ｃ

算式の符号

24,075円：32,100円（地方税法附則第12条の２の８に規定された軽油引取税の税率による。）×0.75

Ａ　：前年度の課税標準たる軽油の引取数量（kl）

（「令和７年度普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について（令和７年４月４日付、総財交第48号各都道府県総務部長あて総務省自治財政局交付税課長照会）」によって調査したものであり、令和６年度に各都道府県において課税された軽油引取税の課税標準たる軽油の引取数量。）

ただし、悪質な脱税事案などによる軽油引取税の滞納が発生したと認められる都道府県にあっては、当該滞納分に係る軽油の引取数量のうち一定の要件を充たす分を算入しないこととし、収入された年度の翌年度の基準税額算定において、当該数量を加算することとしている。

Ｂ　：都道府県ごとの推定伸び率（過去３年間の課税標準たる数量を基礎として次の算式によって算出したものであり、総務省令別表第11に規定している。）

都道府県ごとの推定伸び率＝ $\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 0.990 \right) \times 0.997$

算式の説明

ａ　：前記Ａに同じ

ｂ　：都道府県ごとの令和４年度の課税標準となった軽油の引取数量（kl）

0.990：$\sqrt{\frac{\text{a の全国総額}}{\text{b の全国総額}}}$

0.997：次の算式により算出した率

$$\frac{\text{令和７年度地方財政計画による軽油の見込引取数量}}{a \times \left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 0.990 \right) \text{ の全国総数量}}$$

なお、算出過程における端数処理は、算式ごとに小数点以下第３位未満を四捨五入した。

Ｃ　：令和７年度の指定都市に係る軽油引取税交付金基準額

0.75　：算入率

令和７年度　軽油引取税基準税額試算表

（単位 ： 千円）

都道府県	６年度課税標準引取数量(kl) A	伸び率 B	７年度推計課税標準引取数量(kl) C	C× 24,075円 D	６年度軽油引取税交付金	E	伸び率 F	７年度推計軽油引取税交付金 G	G×0.75 H	都道府県分基準税額 D－H
1 北海道	1,663,311	0.978	1,626,718	39,163,236	（札　幌）	6,554,416	0.929	6,089,052	4,566,789	34,596,447
2 青　森	391,096	0.981	383,665	9,236,735						9,236,735
3 岩　手	401,660	0.975	391,619	9,428,227						9,428,227
4 宮　城	709,055	0.980	694,874	16,729,092	（仙　台）	6,418,194	0.966	6,199,975	4,649,981	12,079,111
5 秋　田	270,251	0.970	262,143	6,311,093						6,311,093
6 山　形	265,887	0.974	258,974	6,234,799						6,234,799
7 福　島	672,776	0.973	654,611	15,759,760						15,759,760
8 茨　城	995,400	0.996	991,418	23,868,388						23,868,388
9 栃　木	637,930	0.987	629,637	15,158,511						15,158,511
10 群　馬	527,425	1.003	529,007	12,735,844						12,735,844
11 埼　玉	1,601,717	1.009	1,616,132	38,908,378	（さいたま）	6,334,519	0.969	6,138,149	4,603,612	34,304,766
12 千　葉	1,224,479	1.004	1,229,377	29,597,251	（千　葉）	5,382,258	0.995	5,355,347	4,016,510	25,580,741
13 東　京	1,135,247	1.003	1,138,653	27,413,071						27,413,071
14 神奈川	1,229,068	1.008	1,238,901	29,826,542	（横　浜）	12,062,270	0.983	11,857,211	8,892,908	15,638,190
					（川　崎）	3,842,847	0.994	3,819,790	2,864,843	
					（相模原）	3,202,373	1.012	3,240,801	2,430,601	
15 新　潟	666,483	0.996	663,817	15,981,394	（新　潟）	5,088,597	0.989	5,032,622	3,774,467	12,206,927
16 富　山	327,553	1.002	328,208	7,901,608						7,901,608
17 石　川	329,691	1.051	346,505	8,342,108						8,342,108
18 福　井	216,095	0.968	209,180	5,036,009						5,036,009
19 山　梨	220,542	1.013	223,409	5,378,572						5,378,572
20 長　野	530,757	0.993	527,042	12,688,536						12,688,536
21 岐　阜	512,298	0.996	510,249	12,284,245						12,284,245
22 静　岡	1,150,470	0.998	1,148,169	27,642,169	（静　岡）	6,210,560	1.026	6,372,035	4,779,026	18,044,512
					（浜　松）	6,243,772	1.029	6,424,841	4,818,631	
23 愛　知	1,829,560	1.009	1,846,026	44,443,076	（名古屋）	13,843,063	1.013	14,023,023	10,517,267	33,925,809
24 三　重	629,610	0.990	623,314	15,006,285						15,006,285
25 滋　賀	389,514	0.997	388,345	9,349,406						9,349,406
26 京　都	441,373	0.996	439,608	10,583,563	（京　都）	3,912,656	0.928	3,630,945	2,723,209	7,860,354
27 大　阪	1,473,926	1.016	1,497,509	36,052,529	（大　阪）	11,939,807	1.031	12,309,941	9,232,456	22,207,712
					（　堺　）	6,076,891	1.012	6,149,814	4,612,361	
28 兵　庫	1,207,522	1.008	1,217,182	29,303,657	（神　戸）	6,456,330	0.986	6,365,941	4,774,456	24,529,201
29 奈　良	205,887	1.012	208,358	5,016,219						5,016,219
30 和歌山	184,348	0.966	178,080	4,287,276						4,287,276
31 鳥　取	142,943	1.001	143,086	3,444,795						3,444,795
32 島　根	148,061	0.984	145,692	3,507,535						3,507,535
33 岡　山	599,220	1.004	601,617	14,483,929	（岡　山）	6,002,489	1.002	6,014,494	4,510,871	9,973,058
34 広　島	696,150	0.997	694,062	16,709,543	（広　島）	5,184,176	0.980	5,080,492	3,810,369	12,899,174
35 山　口	384,367	0.983	377,833	9,096,329						9,096,329
36 徳　島	168,683	1.005	169,526	4,081,338						4,081,338
37 香　川	277,747	0.988	274,414	6,606,517						6,606,517
38 愛　媛	296,612	0.985	292,163	7,033,824						7,033,824
39 高　知	128,956	0.986	127,151	3,061,160						3,061,160
40 福　岡	1,157,468	0.997	1,153,996	27,782,454	（北九州）	6,028,271	1.040	6,269,402	4,702,052	19,117,416
					（福　岡）	5,090,540	1.038	5,283,981	3,962,986	
41 佐　賀	273,846	1.002	274,394	6,606,036						6,606,036
42 長　崎	205,232	0.987	202,564	4,876,728						4,876,728
43 熊　本	433,480	0.979	424,377	10,216,876	（熊　本）	3,218,189	0.926	2,980,043	2,235,032	7,981,844
44 大　分	271,536	0.995	270,178	6,504,535						6,504,535
45 宮　崎	267,558	0.997	266,755	6,422,127						6,422,127
46 鹿児島	385,440	1.029	396,618	9,548,578						9,548,578
47 沖　縄	224,523	1.003	225,197	5,421,618						5,421,618
合　計	28,102,753		28,040,353	675,071,501		129,092,218		128,637,899	96,478,427	578,593,074

第八節　自　動　車　税

第一款　環境性能割

自動車税環境性能割の基準税額は、次の１によって算定した額とする。

１　基準税額の算定の方法

算　式

｛（91,400円×α）×（Ａ×0.984）｝×0.443625

算式の符号

91,400円：１台当たりの全国平均税額

α　：各都道府県ごとの１台当たり税額補正率

Ａ　：課税台数

0.984：減免割落率$\left(\left(1 - \dfrac{\text{身障者減免台数}}{\text{課税台数＋身障者減免台数}}\right)\right.$　により算出した率の直近３か年平均$\left.\right)$

0.443625：（１－95/100×43/100）×75/100

なお、指定都市を包括する道府県の基準税額は、上記により算出した額から、当該道府県に所在する指定都市について、令和７年度普通交付税の基準財政収入額において算定した自動車税環境性能割交付金のうち一般国道等に係るものに相当する額を控除した額とする。

２　課税台数の把握の方法

課税台数は、前年度において自動車税環境性能割の課税の対象となった自動車（地方税法第146条第２項の規定によってその取得が課税対象とならない自動車､同法第148条、第149条、第150条、第158条若しくは附則第12条の２の10の規定によってその取得に対して自動車税の環境性能割を課することができない自動車又は同法第164条第１項若しくは第165条第１項の規定によってその取得に対する自動車税の環境性能割の納税義務が免除された自動車を除く。）の台数である。

令和７年度　自動車税環境性能割　収入額試算表

基準税率＝　91,400 円　　（単位：台、千円）

都道府県	課税台数 A	A×0.984 B	補正率 C	補正後の 基準税率 D	B×D E	E×0.443625 F	大都市上乗分 G	基準税額 F－G
北海道	95,071	93,550	0.925	84,545	7,909,185	3,508,712	127,760	3,380,952
青　森	19,111	18,805	0.858	78,421	1,474,707	654,217		654,217
岩　手	16,406	16,144	0.880	80,432	1,298,494	576,044		576,044
宮　城	33,866	33,324	0.919	83,997	2,799,116	1,241,758	157,954	1,083,804
秋　田	13,845	13,623	0.919	83,997	1,144,291	507,636		507,636
山　形	16,890	16,620	0.856	78,238	1,300,316	576,853		576,853
福　島	25,226	24,822	0.930	85,002	2,109,920	936,013		936,013
茨　城	44,643	43,929	0.962	87,927	3,862,545	1,713,522		1,713,522
栃　木	31,408	30,905	0.946	86,464	2,672,170	1,185,441		1,185,441
群　馬	38,916	38,293	0.930	85,002	3,254,982	1,443,991		1,443,991
埼　玉	100,909	99,294	1.008	92,131	9,148,056	4,058,306	330,971	3,727,335
千　葉	86,327	84,946	1.021	93,319	7,927,076	3,516,649	180,870	3,335,779
東　京	149,394	147,004	1.311	119,825	17,614,754	7,814,345		7,814,345
神奈川	126,176	124,157	1.033	94,416	11,722,407	5,200,353	1,581,689	3,618,664
新　潟	32,466	31,947	0.866	79,152	2,528,669	1,121,781	116,015	1,005,766
富　山	17,608	17,326	0.853	77,964	1,350,804	599,250		599,250
石　川	20,612	20,282	0.918	83,905	1,701,761	754,944		754,944
福　井	14,892	14,654	0.858	78,421	1,149,181	509,805		509,805
山　梨	12,469	12,269	0.959	87,653	1,075,415	477,081		477,081
長　野	33,428	32,893	0.916	83,722	2,753,868	1,221,685		1,221,685
岐　阜	35,826	35,253	0.988	90,303	3,183,452	1,412,259		1,412,259
静　岡	58,761	57,821	0.966	88,292	5,105,132	2,264,764	511,899	1,752,865
愛　知	145,306	142,981	1.057	96,610	13,813,394	6,127,967	656,659	5,471,308
三　重	31,682	31,175	0.987	90,212	2,812,359	1,247,633		1,247,633
滋　賀	24,033	23,648	0.929	84,911	2,007,975	890,788		890,788
京　都	35,783	35,210	1.027	93,868	3,305,092	1,466,221	268,944	1,197,277
大　阪	110,970	109,194	1.096	100,174	10,938,400	4,852,548	908,941	3,943,607
兵　庫	77,983	76,735	1.066	97,432	7,476,445	3,316,738	277,786	3,038,952
奈　良	17,698	17,415	1.027	93,868	1,634,711	725,199		725,199
和歌山	12,093	11,900	0.966	88,292	1,050,675	466,106		466,106
鳥　取	8,077	7,948	0.883	80,706	641,451	284,564		284,564
島　根	9,309	9,160	0.855	78,147	715,827	317,559		317,559
岡　山	27,501	27,061	0.929	84,911	2,297,777	1,019,351	137,609	881,742
広　島	43,602	42,904	0.920	84,088	3,607,712	1,600,471	206,349	1,394,122
山　口	20,523	20,195	0.905	82,717	1,670,470	741,062		741,062
徳　島	9,094	8,948	0.958	87,561	783,496	347,578		347,578
香　川	12,734	12,530	0.918	83,905	1,051,330	466,396		466,396
愛　媛	15,396	15,150	0.962	87,927	1,332,094	590,950		590,950
高　知	7,336	7,219	0.928	84,819	612,308	271,635		271,635
福　岡	73,115	71,945	1.010	92,314	6,641,531	2,946,349	482,311	2,464,038
佐　賀	9,712	9,557	0.938	85,733	819,350	363,484		363,484
長　崎	13,008	12,800	0.881	80,523	1,030,694	457,242		457,242
熊　本	32,154	31,640	0.649	59,319	1,876,853	832,619	90,809	741,810
大　分	15,108	14,866	0.898	82,077	1,220,157	541,292		541,292
宮　崎	12,656	12,454	0.903	82,534	1,027,878	455,992		455,992
鹿児島	17,184	16,909	0.872	79,701	1,347,664	597,857		597,857
沖　縄	15,796	15,543	0.747	68,276	1,061,214	470,781		470,781
合　計	1,822,103	1,792,948			163,863,158	72,693,791	6,036,566	66,657,225

第二款　種別割

自動車税種別割の基準税額は、一般の所有する自動車及びグリーン化に係る税率が適用される自動車に係るそれぞれの１台当たりの基準税率にその総課税台数を乗じて得た税額と、アメリカ合衆国軍隊構成員等の所有する自動車に係る１台当たりの基準税率にその総課税台数を乗じて得た税額とを合算したものとする。

１　基準税額の算定の方法

算　式

｛（25,700円×α）×（A×0.913）｝＋｛（29,600円×β）×（B×0.913）｝
＋｛（5,700円×γ）×（C×0.913）｝＋｛（10,000円×δ）×D｝

算式の符号

A　：一般の所有する自動車に係る当該都道府県の課税台数

B　：グリーン化に係る税率が適用される自動車（地方税法附則第12条の３第１項及び第12条の４第３項の対象となるものに限る。以下「重課分」という。）に係る当該都道府県の課税台数

C　：グリーン化に係る税率が適用される自動車（地方税法附則第12条の３第２項及び第３項の対象となるものに限る。以下「軽課分」という。）に係る当該都道府県の課税台数

D　：アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に係る当該都道府県の課税台数

α　：一般の所有する自動車に係る補正率

$$\frac{\dfrac{\text{当該都道府県の（一般の所有する自動車に係る）基準税額の合計額}}{\text{A}}}{\dfrac{\text{（一般の所有する自動車に係る）基準税額の全国合計額}}{\text{Aの全国計}}} = \frac{\text{当該都道府県の（一般の所有する自動車に係る）１台当たり平均税率}}{\text{（一般の所有する自動車に係る）１台当たり全国平均税率}}$$

β　：グリーン化対象の自動車（重課分）に係る補正率

$$\frac{\text{当該都道府県の（グリーン化対象の自動車（重課分）に係る）１台当たり平均税率}}{\text{（グリーン化対象の自動車（重課分）に係る）１台当たり全国平均税率}}$$

γ　：グリーン化対象の自動車（軽課分）に係る補正率

$$\frac{\text{当該都道府県の（グリーン化対象の自動車（軽課分）に係る）１台当たり平均税率}}{\text{（グリーン化対象の自動車（軽課分）に係る）１台当たり全国平均税率}}$$

δ　：アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に係る補正率

$$\frac{\text{当該都道府県の（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に係る）１台当たり平均税率}}{\text{（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に係る）１台当たり全国平均税率}}$$

25,700円　：一般の所有する自動車に係る令和５年度１台当たりの基準税率

29,600円　：グリーン化対象の自動車（重課分）に係る令和５年度１台当たりの基準税率

5,700円　：グリーン化対象の自動車（軽課分）に係る令和５年度１台当たりの基準税率

10,000円　：アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に係る令和５年度１台当たりの基準税率

0.913　：1.21769（自動車税の課税台数に対する捕捉率）×0.75（算入率）

２　１台当たりの基準税率及び車種別の補正率の算定方法

１台当たりの基準税率は、令和７年度の自動車税全国収入見込額等を勘案して設定している。

各都道府県では、車種別の構成が異なるので、各都道府県ごとの１台当たり平均基準税率を全国平均基準税率で除して補正率を算定し、これを全国平均の１台当たり単位額に乗ずることによって、各都道府県ごとの単位額とする。

３　課税台数の把握の方法

課税台数は令和７年３月31日現在において、道路運送車両法第６条に規定する自動車登録ファイルに登録されている自動車（大型特殊自動車を除く。）の台数から、地方税法第148条の規定によって自動車税を課することができないもの、東日本大震災により滅失したもの（既に自動車登録ファイルから除かれているものを除く。）を除いた台数である。

実際の自動車税の課税客体である自動車については、定期課税の賦課期日である４月１日現在で、滅失、き損等により永久に道路の運行の用に供することができない状態となっている場合には、課税客体から除外され、課税されないこととなる。

しかしながら、基準財政収入額の自動車税の算定基礎は、令和７年３月31日現在の自動車登録ファイルに登録されている自動車の台数であり、実際に震災により自動車が滅失していても運輸支局等への届出時期の遅れ等により滅失等の台数が自動車登録ファイルから除外されないことで、賦課期日現在の課税台数との間に大きくかい離が生じることが見込まれるため、「東日本大震災により滅失したもの」を除くこととしたものである。

自動車税種別割基準税額算出表

（１）　一般の所有する自動車に係るもの

（単位：千円）

都道府県	課税台数 （A）	課税保留等割り落とし後の台数 （A）×0.913 （B）	基準税率 補正率 （C）	基準税率 25,700円×（C） （D）	基準税額 （B）×（D） （E）
北海道	1,767,044	1,613,311	1.006	25,854	41,710,543
青森	347,290	317,076	0.969	24,903	7,896,144
岩手	369,160	337,043	0.978	25,135	8,471,576
宮城	737,890	673,694	0.992	25,494	17,175,155
秋田	298,556	272,582	0.980	25,186	6,865,250
山形	359,244	327,990	0.984	25,289	8,294,539
福島	655,096	598,103	1.002	25,751	15,401,750
茨城	1,059,560	967,378	1.013	26,034	25,184,719
栃木	732,484	668,758	1.006	25,854	17,290,069
群馬	750,083	684,826	1.003	25,777	17,652,760
埼玉	2,016,760	1,841,302	1.007	25,880	47,652,896
千葉	1,629,972	1,488,164	0.998	25,649	38,169,918
東京	2,415,504	2,205,355	1.015	26,086	57,528,891
神奈川	2,005,123	1,830,677	0.998	25,649	46,955,034
新潟	712,207	650,245	0.984	25,289	16,444,046
富山	373,569	341,068	0.981	25,212	8,599,006
石川	406,341	370,989	0.982	25,237	9,362,649
福井	277,176	253,062	0.991	25,469	6,445,236
山梨	272,227	248,543	1.007	25,880	6,432,293
長野	667,546	609,469	0.997	25,623	15,616,424
岐阜	716,774	654,415	0.994	25,546	16,717,686
静岡	1,221,355	1,115,097	0.996	25,597	28,543,138
愛知	2,850,058	2,602,103	1.007	25,880	67,342,426
三重	613,364	560,001	1.000	25,700	14,392,026
滋賀	422,457	385,703	1.004	25,803	9,952,295
京都	595,943	544,096	0.994	25,546	13,899,476
大阪	1,877,902	1,714,525	0.993	25,520	43,754,678
兵庫	1,358,133	1,239,975	1.017	26,137	32,409,227
奈良	329,573	300,900	1.013	26,034	7,833,631
和歌山	237,773	217,087	1.002	25,751	5,590,207
鳥取	159,831	145,926	0.990	25,443	3,712,795
島根	194,242	177,343	0.973	25,006	4,434,639
岡山	572,316	522,525	0.991	25,469	13,308,189
広島	807,979	737,685	0.999	25,674	18,939,325
山口	417,157	380,864	0.980	25,186	9,592,441
徳島	210,804	192,464	0.997	25,623	4,931,505
香川	280,015	255,654	0.997	25,623	6,550,622
愛媛	334,382	305,291	0.998	25,649	7,830,409
高知	163,813	149,561	0.982	25,237	3,774,471
福岡	1,599,757	1,460,578	1.009	25,931	37,874,248
佐賀	234,598	214,188	0.996	25,597	5,482,570
長崎	286,513	261,586	0.990	25,443	6,655,533
熊本	508,483	464,245	0.982	25,237	11,716,151
大分	360,296	328,950	1.002	25,751	8,470,791
宮崎	307,122	280,402	0.994	25,546	7,163,149
鹿児島	417,571	381,242	0.985	25,315	9,651,141
沖縄	376,816	344,033	0.990	25,443	8,753,232
合計	35,307,859	32,236,074			828,424,899

（２）　グリーン化に係るもの（重課分）

（単位：千円）

都道府県	課税台数 （Ｆ）	課税保留等割り落とし後の台数 （Ｆ）×0.913 （Ｇ）	基準税率 補正率 （Ｈ）	基準税率 29,600円×（Ｈ） （Ｉ）	基準税額 （Ｇ）×（Ｉ） （Ｊ）
北海道	568,288	518,847	0.991	29,334	15,219,858
青　森	139,535	127,395	0.946	28,002	3,567,315
岩　手	139,283	127,165	0.983	29,097	3,700,120
宮　城	234,591	214,182	1.010	29,896	6,403,185
秋　田	87,639	80,014	0.996	29,482	2,358,973
山　形	107,796	98,418	0.969	28,682	2,822,825
福　島	236,243	215,690	1.007	29,807	6,429,072
茨　城	497,277	454,014	1.010	29,896	13,573,203
栃　木	292,344	266,910	1.023	30,281	8,082,302
群　馬	261,191	238,467	0.981	29,038	6,924,605
埼　玉	533,430	487,022	1.031	30,518	14,862,937
千　葉	682,099	622,756	1.054	31,198	19,428,742
東　京	615,424	561,882	1.109	32,826	18,444,339
神奈川	646,860	590,583	1.102	32,619	19,264,227
新　潟	183,522	167,556	0.973	28,801	4,825,780
富　山	112,238	102,473	1.000	29,600	3,033,201
石　川	114,940	104,940	0.851	25,190	2,643,439
福　井	76,703	70,030	0.994	29,422	2,060,423
山　梨	115,728	105,660	1.031	30,518	3,224,532
長　野	258,362	235,885	1.019	30,162	7,114,763
岐　阜	211,760	193,337	0.989	29,274	5,659,747
静　岡	319,061	291,303	0.979	28,978	8,441,378
愛　知	522,496	477,039	1.003	29,689	14,162,811
三　重	182,324	166,462	1.009	29,866	4,971,554
滋　賀	119,881	109,451	0.815	24,124	2,640,396
京　都	140,336	128,127	1.000	29,600	3,792,559
大　阪	464,119	423,741	0.938	27,765	11,765,169
兵　庫	393,846	359,581	1.051	31,110	11,186,565
奈　良	108,779	99,315	1.011	29,926	2,972,101
和歌山	79,984	73,025	0.962	28,475	2,079,387
鳥　取	50,161	45,797	0.993	29,393	1,346,111
島　根	47,502	43,369	0.847	25,071	1,087,304
岡　山	183,186	167,249	0.996	29,482	4,930,835
広　島	176,311	160,972	0.995	29,452	4,740,947
山　口	105,778	96,575	1.003	29,689	2,867,215
徳　島	79,829	72,884	0.965	28,564	2,081,859
香　川	99,310	90,670	0.975	28,860	2,616,736
愛　媛	122,966	112,268	0.985	29,156	3,273,286
高　知	65,496	59,798	0.972	28,771	1,720,448
福　岡	324,932	296,663	0.984	29,126	8,640,607
佐　賀	85,490	78,052	0.753	22,289	1,739,701
長　崎	105,219	96,065	0.971	28,742	2,761,100
熊　本	182,282	166,423	0.719	21,282	3,541,814
大　分	84,583	77,224	0.948	28,061	2,166,983
宮　崎	128,289	117,128	0.970	28,712	3,362,979
鹿児島	187,228	170,939	0.960	28,416	4,857,403
沖　縄	132,774	121,223	0.911	26,966	3,268,899
合　計	10,607,415	9,684,569			286,659,735

（３）　グリーン化に係るもの（軽課分）

（単位：千円）

都道府県	課税台数 （K）	課税保留等割り落とし後の台数 （K）×0.913 （L）	基準税率 補正率 （M）	基準税率 5,700円×（M） （N）	基準税額 （L）×（N） （O）
北海道	2,171	1,982	1.066	6,076	12,043
青森	390	356	1.092	6,224	2,216
岩手	407	372	1.134	6,464	2,405
宮城	1,127	1,029	0.980	5,586	5,748
秋田	307	280	1.143	6,515	1,824
山形	459	419	1.137	6,481	2,716
福島	1,090	995	1.144	6,521	6,488
茨城	1,848	1,687	1.096	6,247	10,539
栃木	1,337	1,221	1.081	6,162	7,524
群馬	1,466	1,338	0.978	5,575	7,459
埼玉	4,208	3,842	1.064	6,065	23,302
千葉	3,902	3,563	1.001	5,706	20,330
東京	4,367	3,987	0.349	1,989	7,930
神奈川	6,714	6,130	1.005	5,729	35,119
新潟	946	864	1.083	6,173	5,333
富山	596	544	1.117	6,367	3,464
石川	871	795	1.053	6,002	4,772
福井	523	477	1.099	6,264	2,988
山梨	651	594	1.068	6,088	3,616
長野	1,223	1,117	1.123	6,401	7,150
岐阜	1,426	1,302	1.108	6,316	8,223
静岡	2,397	2,188	1.051	5,991	13,108
愛知	7,564	6,906	1.084	6,179	42,672
三重	1,108	1,012	1.117	6,367	6,443
滋賀	808	738	1.128	6,430	4,745
京都	1,817	1,659	0.951	5,421	8,993
大阪	5,978	5,458	0.903	5,147	28,092
兵庫	3,547	3,238	1.037	5,911	19,140
奈良	750	685	1.055	6,014	4,120
和歌山	475	434	1.085	6,185	2,684
鳥取	268	245	1.111	6,333	1,552
島根	344	314	1.106	6,304	1,979
岡山	1,361	1,243	1.141	6,504	8,084
広島	1,410	1,287	1.036	5,905	7,600
山口	722	659	1.063	6,059	3,993
徳島	331	302	1.144	6,521	1,969
香川	585	534	1.060	6,042	3,226
愛媛	691	631	1.109	6,321	3,989
高知	364	332	1.089	6,207	2,061
福岡	3,550	3,241	0.996	5,677	18,399
佐賀	502	458	1.069	6,093	2,791
長崎	536	489	1.027	5,854	2,863
熊本	907	828	1.102	6,281	5,201
大分	669	611	1.031	5,877	3,591
宮崎	464	424	1.089	6,207	2,632
鹿児島	709	647	1.024	5,837	3,777
沖縄	739	675	0.904	5,153	3,478
合計	74,625	68,132			388,371

（４）　アメリカ合衆国軍隊構成員等の所有する自動車に係るもの

（単位：千円）

都道府県	課税台数 （P）	基準税率 補正率 （Q）	基準税率 10,000円×（Q） （R）	基準税額 （P）×（R） （S）
北海道				
青森	5,444	1.109	11,090	60,374
岩手				
宮城	1	1.404	14,040	14
秋田				
山形				
福島				
茨城				
栃木				
群馬				
埼玉	1	1.404	14,040	14
千葉	1	1.404	14,040	14
東京	5,089	1.047	10,470	53,282
神奈川	11,140	1.005	10,050	111,957
新潟				
富山				
石川				
福井				
山梨				
長野				
岐阜				
静岡	140	1.075	10,750	1,505
愛知	9	1.427	14,270	128
三重				
滋賀				
京都	71	1.243	12,430	883
大阪				
兵庫				
奈良				
和歌山				
鳥取				
島根				
岡山				
広島	46	1.049	10,490	483
山口	4,263	0.811	8,110	34,573
徳島				
香川				
愛媛				
高知				
福岡	3	1.438	14,380	43
佐賀	6	1.137	11,370	68
長崎	2,691	0.936	9,360	25,188
熊本	1	1.404	14,040	14
大分				
宮崎	3	1.438	14,380	43
鹿児島				
沖縄	24,715	1.002	10,020	247,644
合計	53,624			536,227

（５）　計

都道府県	基準税額 合計 （E）＋（J）＋（O）＋（S）
北海道	56,942,444
青森	11,526,049
岩手	12,174,101
宮城	23,584,102
秋田	9,226,047
山形	11,120,080
福島	21,837,310
茨城	38,768,461
栃木	25,379,895
群馬	24,584,824
埼玉	62,539,149
千葉	57,619,004
東京	76,034,442
神奈川	66,366,337
新潟	21,275,159
富山	11,635,671
石川	12,010,860
福井	8,508,647
山梨	9,660,441
長野	22,738,337
岐阜	22,385,656
静岡	36,999,129
愛知	81,548,037
三重	19,370,023
滋賀	12,597,436
京都	17,701,911
大阪	55,547,939
兵庫	43,614,932
奈良	10,809,852
和歌山	7,672,278
鳥取	5,060,458
島根	5,523,922
岡山	18,247,108
広島	23,688,355
山口	12,498,222
徳島	7,015,333
香川	9,170,584
愛媛	11,107,684
高知	5,496,980
福岡	46,533,297
佐賀	7,225,130
長崎	9,444,684
熊本	15,263,180
大分	10,641,365
宮崎	10,528,803
鹿児島	14,512,321
沖縄	12,273,253
合計	1,116,009,232

第九節　　鉱　区　税

令和７年４月１日現在において、当該都道府県を管轄する地方経済産業局長が鉱業法（昭和25年法律第289号）第59条の規定に基づいて備える鉱業原簿及び経済産業大臣が日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和53年法律第81号）第32条の規定に基づいて備える特定鉱業原簿に登録されている鉱区に係る面積又は延長から地方税法第179条の非課税に係るものを除いた数値に、それぞれ下表の区分に従い単位額を乗じて得た額の合算額をもって基準税額を算定する。

区分			単位	税率	単位額
砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに	200×$\frac{2}{3}$円	100円
		採掘鉱区	〃	400×$\frac{2}{3}$円	200円
	石油又は可燃性天然ガスを目的としない鉱業権の鉱区	試掘鉱区	〃	200円	150円
		採掘鉱区	〃	400円	299円
砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区	河床でないもの		〃	200円	150円
	河床	面積を課税標準とするもの	〃	200円	150円
		延長を課税標準とするもの	延長千メートルごとに	600円	449円
日韓大陸棚協定の実施に伴う特定鉱業権の鉱区		探査鉱区	面積100アールごとに	22円	16円
		採掘鉱区	〃	133円	100円

（注）　１．河床のうち「延長を課税標準とするもの」とは、地方税法附則第13条の特例分をいう。

２．単位額＝税率×99.8/100（徴収率）×75/100（算入率）

第十節　　固 定 資 産 税

1　都道府県の固定資産税の基準税額は、下記により算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該合算額は零とする。

(1)　大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額（地方税法第740条の規定により、当該都道府県が課すものとされる当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価額をいう。以下同じ。）のうち同法第389条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定するものに係る額にそれぞれ0.0105を乗じて得た額

(2)　大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額のうち地方税法第410条の規定により、市町村長が価格等を決定するものに係る額に0.0105を乗じて得た額

(3)　大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額のうち地方税法第743条の規定により、都道府県知事が評価し、価格等を決定するものに係る額に0.0105を乗じて得た額

(4)　(1)から(3)までにおいて地域決定型地方税制特例措置（いわゆる「わがまち特例」）に該当するもののうち、参酌すべき割合があるものについては当該決定価格に「参酌すべき割合として定める率」を乗じて得た額を用いて課税標準額を算出する。

(5)　令和３年地方税法等改正法附則第13条第１項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症に伴う特例による課税標準の減少額

地方税法附則第73条の規定により、普通交付税の算定においては新型コロナウイルス感染症に係る課税標準の特例措置がないものとすることとされていることから、当該年度の課税標準に同特例による課税標準の減少額を加える。

(6)　前年度以前の各年度における(1)から(3)までに掲げる都道府県分の課税標準額について総務大臣が過大又は過少と認めた額にそれぞれ0.0105を乗じて得た額

課税標準額に乗ずべき率の算出基礎は、次のとおりである。

0.0105：1.4/100（標準税率）×75/100（算入率）

2　低開発地域工業開発促進法等の特例規定による控除額の算定については、市町村分を参照されたい。

第十一節　　市町村たばこ税都道府県交付金

市町村たばこ税都道府県交付金の基準額は、当該都道府県が包括する市町村にかかる第三章第四節「市町村たばこ税」算式の符号Ｃの合算額である。

第十二節　特別法人事業譲与税

特別法人事業譲与税は、地方税の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税の収入額に相当する額を都道府県に対して譲与するものである。

1　令和７年度の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

算式　　令和７年度の推計基準税額＋令和６年度分の精算額＋令和５年度分の精算額＋令和４年度分の精算額

2　令和７年度の推計基準税額

算式　　Ａ×α×0.75

算式の符号

Ａ：令和６年度の５月、８月、11月及び２月に譲与された特別法人事業譲与税の額の合算額

α：0.944

3　令和６年度の精算額は、次の算式により算定した額とし、３分の２を翌年度に繰り越すものとする。

算式　　Ａ×0.75＋Ｂ－Ｃ

算式の符号

Ａ：令和６年度の５月、８月、11月及び２月に譲与された特別法人事業譲与税の額の合算額

Ｂ：令和６年度減収補塡債のうち特別法人事業譲与税に係るものとして発行された地方債の額の100分の75に相当する額

Ｃ：令和６年度普通交付税の算定に用いた特別法人事業譲与税の推計基準税額

4　令和５年度の精算額は、令和６年度算定における令和５年度分の精算繰越額に２分の１を乗じた額とする。

5　令和４年度の精算額は、令和６年度算定における令和４年度分の精算繰越額とする。

(1) 令和７年度特別法人事業譲与税基準税額算出表

（単位：千円）

都道府県	令和７年度 推計基準税額 A	過大又は過少額等 令和６年度分 精 算 額 B	令和５年度分 精 算 額 C	令和４年度分 精 算 額 D	計 B+C+D E	令和７年度 基準税額 A+E F
1 北海道	79,779,797	4,747,477	2,549,546	1,895,058	9,192,081	88,971,878
2 青 森	18,904,000	1,124,925	604,121	449,037	2,178,083	21,082,083
3 岩 手	18,484,839	1,099,982	590,725	439,081	2,129,788	20,614,627
4 宮 城	35,151,452	2,091,766	1,123,345	834,973	4,050,084	39,201,536
5 秋 田	14,651,584	871,876	468,225	348,027	1,688,128	16,339,712
6 山 形	16,308,760	970,490	521,183	387,392	1,879,065	18,187,825
7 福 島	27,992,210	1,665,740	894,555	664,915	3,225,210	31,217,420
8 茨 城	43,779,194	2,605,180	1,399,064	1,039,913	5,044,157	48,823,351
9 栃 木	29,519,117	1,756,602	943,351	701,185	3,401,138	32,920,255
10 群 馬	29,610,186	1,762,021	946,261	703,348	3,411,630	33,021,816
11 埼 玉	112,154,478	6,674,005	3,584,152	2,664,074	12,922,231	125,076,709
12 千 葉	95,963,938	5,710,550	3,066,746	2,279,490	11,056,786	107,020,724
13 東 京	49,019,513	2,917,017	1,566,531	1,164,390	5,647,938	54,667,451
14 神奈川	141,053,971	8,393,734	4,507,702	3,350,542	16,251,978	157,305,949
15 新 潟	33,613,398	2,000,241	1,074,193	798,439	3,872,873	37,486,271
16 富 山	15,801,597	940,310	504,976	375,345	1,820,631	17,622,228
17 石 川	17,293,659	1,029,099	552,658	410,786	1,992,543	19,286,202
18 福 井	11,709,988	696,829	374,220	278,154	1,349,203	13,059,191
19 山 梨	12,368,293	736,003	395,257	293,791	1,425,051	13,793,344
20 長 野	31,273,104	1,860,977	999,403	742,849	3,603,229	34,876,333
21 岐 阜	30,215,367	1,798,034	965,601	717,724	3,481,359	33,696,726
22 静 岡	55,478,953	3,301,400	1,772,957	1,317,825	6,392,182	61,871,135
23 愛 知	115,172,591	6,853,604	3,680,603	2,735,765	13,269,972	128,442,563
24 三 重	27,031,757	1,608,586	863,861	642,101	3,114,548	30,146,305
25 滋 賀	21,585,807	1,284,512	689,824	512,740	2,487,076	24,072,883
26 京 都	39,367,358	2,342,644	1,258,074	935,116	4,535,834	43,903,192
27 大 阪	134,951,351	8,030,584	4,312,678	3,205,582	15,548,844	150,500,195
28 兵 庫	83,450,519	4,965,911	2,666,852	1,982,251	9,615,014	93,065,533
29 奈 良	20,224,687	1,203,516	646,326	480,409	2,330,251	22,554,938
30 和歌山	14,087,846	838,330	450,209	334,636	1,623,175	15,711,021
31 鳥 取	8,450,517	502,867	270,055	200,730	973,652	9,424,169
32 島 根	10,248,086	609,836	327,501	243,428	1,180,765	11,428,851
33 岡 山	28,836,335	1,715,972	921,531	684,967	3,322,470	32,158,805
34 広 島	42,751,417	2,544,020	1,366,219	1,015,500	4,925,739	47,677,156
35 山 口	20,493,225	1,219,496	654,908	486,788	2,361,192	22,854,417
36 徳 島	10,987,657	653,846	351,136	260,996	1,265,978	12,253,635
37 香 川	14,510,213	863,463	463,707	344,669	1,671,839	16,182,052
38 愛 媛	20,383,005	1,212,937	651,385	484,169	2,348,491	22,731,496
39 高 知	10,559,609	628,374	337,456	250,828	1,216,658	11,776,267
40 福 岡	78,414,659	4,666,241	2,505,919	1,862,632	9,034,792	87,449,451
41 佐 賀	12,390,710	737,338	395,973	294,323	1,427,634	13,818,344
42 長 崎	20,039,065	1,192,470	640,394	476,000	2,308,864	22,347,929
43 熊 本	26,543,835	1,579,551	848,269	630,511	3,058,331	29,602,166
44 大 分	17,161,206	1,021,217	548,425	407,640	1,977,282	19,138,488
45 宮 崎	16,332,413	971,898	521,939	387,953	1,881,790	18,214,203
46 鹿児島	24,252,650	1,443,208	775,049	576,087	2,794,344	27,046,994
47 沖 縄	22,408,401	1,333,462	716,111	532,280	2,581,853	24,990,254
合 計	1,760,762,317	104,778,141	56,269,176	41,824,439	202,871,756	1,963,634,073

⑵　令和７年度特別法人事業譲与税推計基準税額算出表

（単位：千円）

	令和6年度 譲与額 A	A×α B	推計基準税額 B×0.75 C
1 北海道	112,683,328	106,373,062	79,779,797
2 青　森	26,700,565	25,205,333	18,904,000
3 岩　手	26,108,530	24,646,452	18,484,839
4 宮　城	49,648,943	46,868,602	35,151,452
5 秋　田	20,694,327	19,535,445	14,651,584
6 山　形	23,034,971	21,745,013	16,308,760
7 福　島	39,537,019	37,322,946	27,992,210
8 茨　城	61,835,020	58,372,259	43,779,194
9 栃　木	41,693,667	39,358,822	29,519,117
10 群　馬	41,822,297	39,480,248	29,610,186
11 埼　玉	158,410,280	149,539,304	112,154,478
12 千　葉	135,542,285	127,951,917	95,963,938
13 東　京	69,236,601	65,359,351	49,019,513
14 神奈川	199,228,772	188,071,961	141,053,971
15 新　潟	47,476,551	44,817,864	33,613,398
16 富　山	22,318,640	21,068,796	15,801,597
17 石　川	24,426,072	23,058,212	17,293,659
18 福　井	16,539,531	15,613,317	11,709,988
19 山　梨	17,469,340	16,491,057	12,368,293
20 長　野	44,171,051	41,697,472	31,273,104
21 岐　阜	42,677,072	40,287,156	30,215,367
22 静　岡	78,360,103	73,971,937	55,478,953
23 愛　知	162,673,151	153,563,455	115,172,591
24 三　重	38,180,448	36,042,343	27,031,757
25 滋　賀	30,488,428	28,781,076	21,585,807
26 京　都	55,603,613	52,489,811	39,367,358
27 大　阪	190,609,252	179,935,134	134,951,351
28 兵　庫	117,867,964	111,267,358	83,450,519
29 奈　良	28,565,942	26,966,249	20,224,687
30 和歌山	19,898,088	18,783,795	14,087,846
31 鳥　取	11,935,759	11,267,356	8,450,517
32 島　根	14,474,697	13,664,114	10,248,086
33 岡　山	40,729,286	38,448,446	28,836,335
34 広　島	60,383,357	57,001,889	42,751,417
35 山　口	28,945,233	27,324,300	20,493,225
36 徳　島	15,519,289	14,650,209	10,987,657
37 香　川	20,494,652	19,346,951	14,510,213
38 愛　媛	28,789,555	27,177,340	20,383,005
39 高　知	14,914,701	14,079,478	10,559,609
40 福　岡	110,755,168	104,552,879	78,414,659
41 佐　賀	17,501,002	16,520,946	12,390,710
42 長　崎	28,303,764	26,718,753	20,039,065
43 熊　本	37,491,292	35,391,780	26,543,835
44 大　分	24,238,992	22,881,608	17,161,206
45 宮　崎	23,068,380	21,776,551	16,332,413
46 鹿児島	34,255,155	32,336,866	24,252,650
47 沖　縄	31,650,284	29,877,868	22,408,401
合　　計	2,486,952,417	2,347,683,081	1,760,762,317

⑶　令和６年度分特別法人事業譲与税基準税額精算表

（単位：千円）

都道府県	令和６年度 譲与実績 A	A×0.75 B	令和６年度 減収補填債の額 C	C × 0.75 D	合　計 B+D E	令和６年度 推計基準税額 F	令和６年度分 精算予定額 E−F G	精算繰越額 H	令和７年度 精算額 G−H I
北海道	112,683,328	84,512,496			84,512,496	70,270,067	14,242,429	9,494,952	4,747,477
青　森	26,700,565	20,025,424			20,025,424	16,650,649	3,374,775	2,249,850	1,124,925
岩　手	26,108,530	19,581,398			19,581,398	16,281,452	3,299,946	2,199,964	1,099,982
宮　城	49,648,943	37,236,707			37,236,707	30,961,409	6,275,298	4,183,532	2,091,766
秋　田	20,694,327	15,520,745			15,520,745	12,905,119	2,615,626	1,743,750	871,876
山　形	23,034,971	17,276,228			17,276,228	14,364,759	2,911,469	1,940,979	970,490
福　島	39,537,019	29,652,764			29,652,764	24,655,546	4,997,218	3,331,478	1,665,740
茨　城	61,835,020	46,376,265			46,376,265	38,560,727	7,815,538	5,210,358	2,605,180
栃　木	41,693,667	31,270,250			31,270,250	26,000,446	5,269,804	3,513,202	1,756,602
群　馬	41,822,297	31,366,723			31,366,723	26,080,661	5,286,062	3,524,041	1,762,021
埼　玉	158,410,280	118,807,710			118,807,710	98,785,696	20,022,014	13,348,009	6,674,005
千　葉	135,542,285	101,656,714			101,656,714	84,525,064	17,131,650	11,421,100	5,710,550
東　京	69,236,601	51,927,451			51,927,451	43,176,401	8,751,050	5,834,033	2,917,017
神奈川	199,228,772	149,421,579			149,421,579	124,240,377	25,181,202	16,787,468	8,393,734
新　潟	47,476,551	35,607,413			35,607,413	29,606,690	6,000,723	4,000,482	2,000,241
富　山	22,318,640	16,738,980			16,738,980	13,918,050	2,820,930	1,880,620	940,310
石　川	24,426,072	18,319,554			18,319,554	15,232,259	3,087,295	2,058,196	1,029,099
福　井	16,539,531	12,404,648			12,404,648	10,314,161	2,090,487	1,393,658	696,829
山　梨	17,469,340	13,102,005			13,102,005	10,893,996	2,208,009	1,472,006	736,003
長　野	44,171,051	33,128,288			33,128,288	27,545,359	5,582,929	3,721,952	1,860,977
岐　阜	42,677,072	32,007,804			32,007,804	26,613,704	5,394,100	3,596,066	1,798,034
静　岡	78,360,103	58,770,077			58,770,077	48,865,877	9,904,200	6,602,800	3,301,400
愛　知	162,673,151	122,004,863			122,004,863	101,444,051	20,560,812	13,707,208	6,853,604
三　重	38,180,448	28,635,336			28,635,336	23,809,579	4,825,757	3,217,171	1,608,586
滋　賀	30,488,428	22,866,321			22,866,321	19,012,786	3,853,535	2,569,023	1,284,512
京　都	55,603,613	41,702,710			41,702,710	34,674,780	7,027,930	4,685,286	2,342,644
大　阪	190,609,252	142,956,939			142,956,939	118,865,187	24,091,752	16,061,168	8,030,584
兵　庫	117,867,964	88,400,973			88,400,973	73,503,240	14,897,733	9,931,822	4,965,911
奈　良	28,565,942	21,424,457			21,424,457	17,813,909	3,610,548	2,407,032	1,203,516
和歌山	19,898,088	14,923,566			14,923,566	12,408,578	2,514,988	1,676,658	838,330
鳥　取	11,935,759	8,951,819			8,951,819	7,443,218	1,508,601	1,005,734	502,867
島　根	14,474,697	10,856,023			10,856,023	9,026,516	1,829,507	1,219,671	609,836
岡　山	40,729,286	30,546,965			30,546,965	25,399,051	5,147,914	3,431,942	1,715,972
広　島	60,383,357	45,287,518			45,287,518	37,655,460	7,632,058	5,088,038	2,544,020
山　口	28,945,233	21,708,925			21,708,925	18,050,438	3,658,487	2,438,991	1,219,496
徳　島	15,519,289	11,639,467			11,639,467	9,677,930	1,961,537	1,307,691	653,846
香　川	20,494,652	15,370,989			15,370,989	12,780,601	2,590,388	1,726,925	863,463
愛　媛	28,789,555	21,592,166			21,592,166	17,953,357	3,638,809	2,425,872	1,212,937
高　知	14,914,701	11,186,026			11,186,026	9,300,905	1,885,121	1,256,747	628,374
福　岡	110,755,168	83,066,376			83,066,376	69,067,654	13,998,722	9,332,481	4,666,241
佐　賀	17,501,002	13,125,752			13,125,752	10,913,739	2,212,013	1,474,675	737,338
長　崎	28,303,764	21,227,823			21,227,823	17,650,413	3,577,410	2,384,940	1,192,470
熊　本	37,491,292	28,118,469			28,118,469	23,379,818	4,738,651	3,159,100	1,579,551
大　分	24,238,992	18,179,244			18,179,244	15,115,595	3,063,649	2,042,432	1,021,217
宮　崎	23,068,380	17,301,285			17,301,285	14,385,593	2,915,692	1,943,794	971,898
鹿児島	34,255,155	25,691,366			25,691,366	21,361,742	4,329,624	2,886,416	1,443,208
沖　縄	31,650,284	23,737,713			23,737,713	19,737,327	4,000,386	2,666,924	1,333,462
合　計	2,486,952,417	1,865,214,314			1,865,214,314	1,550,879,936	314,334,378	209,556,237	104,778,141

(4)　令和５年度分特別法人事業譲与税基準税額精算表

（単位：千円）

都道府県	令和５年度 譲与実績 A	A×0.75 B	令和５年度 減収補填債の額 C	C × 0.75 D	合　計 B+D E	令和５年度 推計基準税額 F	令和５年度分 精算予定額 E−F G	令和６年度 精算済額 H	未精算額 G−H I	精算繰越額 J	令和７年度 精算額 I−J K
北海道	98,520,949	73,890,712			73,890,712	66,242,075	7,648,637	2,549,546	5,099,091	2,549,545	2,549,546
青　森	23,344,758	17,508,569			17,508,569	15,696,207	1,812,362	604,121	1,208,241	604,120	604,121
岩　手	22,827,132	17,120,349			17,120,349	15,348,173	1,772,176	590,726	1,181,450	590,725	590,725
宮　城	43,408,915	32,556,686			32,556,686	29,186,652	3,370,034	1,123,345	2,246,689	1,123,344	1,123,345
秋　田	18,093,402	13,570,052			13,570,052	12,165,377	1,404,675	468,225	936,450	468,225	468,225
山　形	20,139,865	15,104,899			15,104,899	13,541,349	1,563,550	521,184	1,042,366	521,183	521,183
福　島	34,567,888	25,925,916			25,925,916	23,242,251	2,683,665	894,555	1,789,110	894,555	894,555
茨　城	54,063,409	40,547,557			40,547,557	36,350,364	4,197,193	1,399,065	2,798,128	1,399,064	1,399,064
栃　木	36,453,482	27,340,112			27,340,112	24,510,059	2,830,053	943,351	1,886,702	943,351	943,351
群　馬	36,565,945	27,424,459			27,424,459	24,585,676	2,838,783	946,261	1,892,522	946,261	946,261
埼　玉	138,500,800	103,875,600			103,875,600	93,123,143	10,752,457	3,584,153	7,168,304	3,584,152	3,584,152
千　葉	118,506,924	88,880,193			88,880,193	79,679,954	9,200,239	3,066,747	6,133,492	3,066,746	3,066,746
東　京	60,534,737	45,401,053			45,401,053	40,701,461	4,699,592	1,566,531	3,133,061	1,566,530	1,566,531
神奈川	174,189,102	130,641,827			130,641,827	117,118,721	13,523,106	4,507,702	9,015,404	4,507,702	4,507,702
新　潟	41,509,554	31,132,166			31,132,166	27,909,587	3,222,579	1,074,193	2,148,386	1,074,193	1,074,193
富　山	19,513,565	14,635,174			14,635,174	13,120,247	1,514,927	504,976	1,009,951	504,975	504,976
石　川	21,356,129	16,017,097			16,017,097	14,359,122	1,657,975	552,659	1,105,316	552,658	552,658
福　井	14,460,794	10,845,596			10,845,596	9,722,937	1,122,659	374,220	748,439	374,219	374,220
山　梨	15,273,741	11,455,306			11,455,306	10,269,535	1,185,771	395,257	790,514	395,257	395,257
長　野	38,619,500	28,964,625			28,964,625	25,966,415	2,998,210	999,404	1,998,806	999,403	999,403
岐　阜	37,313,289	27,984,967			27,984,967	25,088,164	2,896,803	965,601	1,931,202	965,601	965,601
静　岡	68,511,569	51,383,677			51,383,677	46,064,807	5,318,870	1,772,957	3,545,913	1,772,956	1,772,957
愛　知	142,227,902	106,670,927			106,670,927	95,629,117	11,041,810	3,680,604	7,361,206	3,680,603	3,680,603
三　重	33,381,814	25,036,361			25,036,361	22,444,777	2,591,584	863,862	1,727,722	863,861	863,861
滋　賀	26,656,552	19,992,414			19,992,414	17,922,942	2,069,472	689,824	1,379,648	689,824	689,824
京　都	48,615,184	36,461,388			36,461,388	32,687,167	3,774,221	1,258,074	2,516,147	1,258,073	1,258,074
大　阪	166,652,908	124,989,681			124,989,681	112,051,646	12,938,035	4,312,679	8,625,356	4,312,678	4,312,678
兵　庫	103,053,964	77,290,473			77,290,473	69,289,917	8,000,556	2,666,852	5,333,704	2,666,852	2,666,852
奈　良	24,975,688	18,731,766			18,731,766	16,792,788	1,938,978	646,326	1,292,652	646,326	646,326
和歌山	17,397,235	13,047,926			13,047,926	11,697,299	1,350,627	450,209	900,418	450,209	450,209
鳥　取	10,435,636	7,826,727			7,826,727	7,016,561	810,166	270,056	540,110	270,055	270,055
島　根	12,655,473	9,491,605			9,491,605	8,509,102	982,503	327,501	655,002	327,501	327,501
岡　山	35,610,306	26,707,730			26,707,730	23,943,138	2,764,592	921,531	1,843,061	921,530	921,531
広　島	52,794,196	39,595,647			39,595,647	35,496,990	4,098,657	1,366,219	2,732,438	1,366,219	1,366,219
山　口	25,307,309	18,980,482			18,980,482	17,015,758	1,964,724	654,908	1,309,816	654,908	654,908
徳　島	13,568,777	10,176,583			10,176,583	9,123,176	1,053,407	351,136	702,271	351,135	351,136
香　川	17,918,823	13,439,117			13,439,117	12,047,996	1,391,121	463,707	927,414	463,707	463,707
愛　媛	25,171,198	18,878,399			18,878,399	16,924,243	1,954,156	651,386	1,302,770	651,385	651,385
高　知	13,040,176	9,780,132			9,780,132	8,767,763	1,012,369	337,457	674,912	337,456	337,456
福　岡	96,835,126	72,626,345			72,626,345	65,108,587	7,517,758	2,505,920	5,011,838	2,505,919	2,505,919
佐　賀	15,301,422	11,476,067			11,476,067	10,288,147	1,187,920	395,974	791,946	395,973	395,973
長　崎	24,746,461	18,559,846			18,559,846	16,638,665	1,921,181	640,394	1,280,787	640,393	640,394
熊　本	32,779,275	24,584,456			24,584,456	22,039,649	2,544,807	848,269	1,696,538	848,269	848,269
大　分	21,192,562	15,894,422			15,894,422	14,249,146	1,645,276	548,426	1,096,850	548,425	548,425
宮　崎	20,169,075	15,126,806			15,126,806	13,560,989	1,565,817	521,939	1,043,878	521,939	521,939
鹿児島	29,949,865	22,462,399			22,462,399	20,137,252	2,325,147	775,049	1,550,098	775,049	775,049
沖　縄	27,672,383	20,754,287			20,754,287	18,605,953	2,148,334	716,112	1,432,222	716,111	716,111
合　計	2,174,384,759	1,630,788,578			1,630,788,578	1,461,981,044	168,807,534	56,269,193	112,538,341	56,269,165	56,269,176

(5)　令和４年度分特別法人事業譲与税基準税額精算表

（単位：千円）

都道府県	令和４年度 譲与実績 A	A×0.75 B	令和４年度 減収補填債の額 C	C × 0.75 D	合　計 B+D E	令和４年度 推計基準税額 F	令和４年度分 精算予定額 E−F G	令和５年度 精算済額 H	令和６年度 精算済額 I	令和７年度 精算額 G-H-I J
北海道	98,136,407	73,602,305			73,602,305	67,917,130	5,685,175	1,895,059	1,895,058	1,895,058
青森	23,253,640	17,440,230			17,440,230	16,093,117	1,347,113	449,038	449,038	449,037
岩手	22,738,033	17,053,525			17,053,525	15,736,282	1,317,243	439,081	439,081	439,081
宮城	43,239,484	32,429,613			32,429,613	29,924,692	2,504,921	834,974	834,974	834,973
秋田	18,022,780	13,517,085			13,517,085	12,473,002	1,044,083	348,028	348,028	348,027
山形	20,061,258	15,045,944			15,045,944	13,883,768	1,162,176	387,392	387,392	387,392
福島	34,432,964	25,824,723			25,824,723	23,829,976	1,994,747	664,916	664,916	664,915
茨城	53,852,391	40,389,293			40,389,293	37,269,552	3,119,741	1,039,914	1,039,914	1,039,913
栃木	36,311,198	27,233,399			27,233,399	25,129,843	2,103,556	701,186	701,185	701,185
群馬	36,423,223	27,317,417			27,317,417	25,207,372	2,110,045	703,349	703,348	703,348
埼玉	137,960,212	103,470,159			103,470,159	95,477,936	7,992,223	2,664,075	2,664,074	2,664,074
千葉	118,044,375	88,533,281			88,533,281	81,694,810	6,838,471	2,279,491	2,279,490	2,279,490
東京	60,298,461	45,223,846			45,223,846	41,730,674	3,493,172	1,164,391	1,164,391	1,164,390
神奈川	173,509,217	130,131,913			130,131,913	120,080,287	10,051,626	3,350,542	3,350,542	3,350,542
新潟	41,347,536	31,010,652			31,010,652	28,615,335	2,395,317	798,439	798,439	798,439
富山	19,437,402	14,578,052			14,578,052	13,452,017	1,126,035	375,345	375,345	375,345
石川	21,272,773	15,954,580			15,954,580	14,722,220	1,232,360	410,787	410,787	410,786
福井	14,404,351	10,803,263			10,803,263	9,968,801	834,462	278,154	278,154	278,154
山梨	15,214,125	11,410,594			11,410,594	10,529,220	881,374	293,792	293,791	293,791
長野	38,468,763	28,851,572			28,851,572	26,623,025	2,228,547	742,849	742,849	742,849
岐阜	37,167,650	27,875,738			27,875,738	25,722,566	2,153,172	717,724	717,724	717,724
静岡	68,244,158	51,183,119			51,183,119	47,229,643	3,953,476	1,317,826	1,317,825	1,317,825
愛知	141,672,766	106,254,575			106,254,575	98,047,278	8,207,297	2,735,766	2,735,766	2,735,765
三重	33,251,521	24,938,641			24,938,641	23,012,336	1,926,305	642,102	642,102	642,101
滋賀	26,552,507	19,914,380			19,914,380	18,376,159	1,538,221	512,741	512,740	512,740
京都	48,425,432	36,319,074			36,319,074	33,513,724	2,805,350	935,117	935,117	935,116
大阪	166,002,439	124,501,829			124,501,829	114,885,081	9,616,748	3,205,583	3,205,583	3,205,582
兵庫	102,651,729	76,988,797			76,988,797	71,042,043	5,946,754	1,982,252	1,982,251	1,982,251
奈良	24,878,204	18,658,653			18,658,653	17,217,426	1,441,227	480,409	480,409	480,409
和歌山	17,329,332	12,996,999			12,996,999	11,993,089	1,003,910	334,637	334,637	334,636
鳥取	10,394,906	7,796,180			7,796,180	7,193,990	602,190	200,730	200,730	200,730
島根	12,606,077	9,454,558			9,454,558	8,724,272	730,286	243,429	243,429	243,428
岡山	35,471,315	26,603,486			26,603,486	24,548,585	2,054,901	684,967	684,967	684,967
広島	52,588,133	39,441,100			39,441,100	36,394,598	3,046,502	1,015,501	1,015,501	1,015,500
山口	25,208,530	18,906,398			18,906,398	17,446,034	1,460,364	486,788	486,788	486,788
徳島	13,515,817	10,136,863			10,136,863	9,353,874	782,989	260,997	260,996	260,996
香川	17,848,882	13,386,662			13,386,662	12,352,653	1,034,009	344,670	344,670	344,669
愛媛	25,072,952	18,804,714			18,804,714	17,352,205	1,452,509	484,170	484,170	484,169
高知	12,989,279	9,741,959			9,741,959	8,989,473	752,486	250,829	250,829	250,828
福岡	96,457,166	72,342,875			72,342,875	66,754,979	5,587,896	1,862,632	1,862,632	1,862,632
佐賀	15,241,699	11,431,274			11,431,274	10,548,303	882,971	294,324	294,324	294,323
長崎	24,649,873	18,487,405			18,487,405	17,059,405	1,428,000	476,000	476,000	476,000
熊本	32,651,332	24,488,499			24,488,499	22,596,965	1,891,534	630,512	630,511	630,511
大分	21,109,845	15,832,384			15,832,384	14,609,462	1,222,922	407,641	407,641	407,640
宮崎	20,090,353	15,067,765			15,067,765	13,903,904	1,163,861	387,954	387,954	387,953
鹿児島	29,832,965	22,374,724			22,374,724	20,646,461	1,728,263	576,088	576,088	576,087
沖縄	27,564,374	20,673,281			20,673,281	19,076,439	1,596,842	532,281	532,281	532,280
合　計	2,165,897,829	1,624,423,378			1,624,423,378	1,498,950,006	125,473,372	41,824,472	41,824,461	41,824,439

第十三節　　地方揮発油譲与税

地方揮発油譲与税の基準税額は、令和６年度譲与額（令和６年６月、11月及び令和７年３月譲与額の合算額）に0.972を乗じて得た額とする。

0.972の算出基礎は、次のとおりである。

$$\frac{\text{令和７年度地方財政計画収入見込額 123,366百万円－1,849百万円}}{\text{令和６年度譲与税額 126,887百万円－1,902百万円}}=0.972$$

1,849百万円：譲与制限を受ける団体、譲与制限解除団体、新指定都市及びそれらを包括する都道府県に係る令和７年度譲与見込額

1,902百万円：譲与制限を受ける団体、譲与制限解除団体、新指定都市及びそれらを包括する都道府県に係る令和６年度譲与税額

第十四節　　石油ガス譲与税

石油ガス譲与税の基準税額は、令和６年度譲与額（令和６年６月、11月及び令和７年３月譲与額の合算額）に0.937を乗じて得た額とする。

0.937の算出基礎は、次のとおりである。

$$\frac{\text{令和７年度地方財政計画収入見込額 4,000百万円}}{\text{令和６年度譲与税額 4,270百万円}}=0.937$$

第十五節　　自動車重量譲与税

自動車重量譲与税の基準税額は、令和６年度譲与額（令和６年６月、11月及び令和７年３月譲与額の合算額）に1.031を乗じて得た額とする。

1.031の算出基礎は、次のとおりである。

$$\frac{\text{令和７年度地方財政計画収入見込額 17,100百万円}}{\text{令和６年度譲与税額 16,582百万円}}=1.031$$

第十六節　　航空機燃料譲与税

航空機燃料譲与税の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

令和７年度地方財政計画収入見込額　2,899,980千円　×　総務大臣が通知した按分率

総務大臣が通知した按分率の算出基礎は、令和７年度航空機燃料譲与税見込額とする。

第十七節　　森林環境譲与税

森林環境譲与税の基準税額は、令和６年度譲与額（令和６年９月と令和７年３月譲与額の合算額）に1.097を乗じて得た額である。

1.097の算出基礎は、次のとおりである。

$$\frac{\text{令和７年度地方財政計画収入見込額 6,900百万円}}{\text{令和６年度譲与税額 6,289百万円}} = 1.097$$

第十八節　　都道府県交付金

国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）の規定により、国又は地方公共団体が所有する大規模の償却資産に係る交付金のうち、当該大規模の償却資産が所在する市町村の交付金の算定標準額となるべき額を超えるものについては、当該市町村を包括する都道府県に対し、交付金が交付される。

都道府県交付金の基準額は、次により算定した額の合算額とする。

１　　国有資産等所在市町村交付金法に規定する大規模の償却資産について、各省各庁の長又は地方公共団体の長が通知（当該年度の４月１日以後の通知を除く。）した価格を基礎として、同法の規定によって算定した当該年度の当該都道府県の交付金算定標準額に0.0105を乗じて得た額

２　　前年度以前の年度における当該都道府県の１に規定する交付金算定標準額について、１に規定する日以後において１の規定による価格の通知が変更されたことその他の理由により総務大臣が過大又は過少と認めた額にそれぞれ0.0105を乗じて得た額

0.0105：1.4/100（算定率）×75/100（算入率）

第十九節　低開発地域工業開発促進法等による特例

事業税、不動産取得税及び固定資産税について、低開発地域工業開発促進法第５条等の規定に基づき、都道府県が課税免除又は不均一課税を行うこととしている場合、当該課税免除又は不均一課税に係る減収分を地方交付税による減収補填の対象とし、各税目ごとに算定した額を基準財政収入額から控除する。

１　根拠法及び該当税目

区　　分	事　業　税	不動産取得税	固定資産税
低工法、過疎法 沖縄振興法、離島振興法、奄美振興法 地域再生法（移転型）※	課税免除又は不均一課税	課税免除又は不均一課税	課税免除又は不均一課税
首都圏法、近畿圏法、中部圏法 リゾート法、関西学研法 多極法、地方拠点法 特定農山村法、ベイエリア法 地域再生法（拡充型）	―	不均一課税	不均一課税
半島振興法、原発等立地地域振興法	不均一課税	不均一課税	不均一課税
地域未来投資促進法	―	課税免除又は不均一課税	課税免除又は不均一課税

（注）　上表においては、現行法律上に課税免除又は不均一課税の規定があるものを掲載しており、総務省令で定める適用期間が終了しているものを含む。

※　平成30年５月31日までの新設又は増設分については、不均一課税のみ対象（課税免除は対象外）

２　控除額

(1)　事業税

各根拠法令において対象とされている事業に対する事業税について、３年度間（過疎法及び奄美振興法において対象とされている個人の行う畜産業又は水産業（ただし、奄美振興法にあっては、薪炭製造業を含む。）並びに沖縄振興法において対象とされている事業に対する事業税については５年度間）、次の算式により算定した額を基準税額から控除する。

算　式

$A \times \alpha \times 0.75 + B \times (\alpha - \beta) \times 0.75$

算式の符号

Ａ　：課税免除に係る課税標準額

Ｂ　：不均一課税に係る課税標準額

α　：標準税率

β　：不均一課税の際の税率

ただし$\alpha - \beta < 0$となるときは$\alpha - \beta = 0$とし、$\alpha - \beta > \alpha \times$減収補填率となるときは$\alpha - \beta = \alpha \times$減収補填率とする。また、地域再生法（移転型）において対象とされている事業に対する事業税については、財政力に応じた補填率の割り落としを行うものとする。

※減収補填率

区　　分	初年度	２年度	３年度
低工法、過疎法、沖縄振興法、離島振興法、奄美振興法	1	1	1
半島振興法、原発等立地地域振興法、地域再生法（移転型のみ）	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{8}$

0.75：算入率

※地域再生法（移転型）における財政力に応じた補塡率の割り落とし

○平成30年５月31日までに新設又は増設した事業者に係るもの

財　政　力　指　数	0.47未満	0.47～0.63未満	0.63～0.78未満
補　塡　率	$\frac{3}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$

○平成30年６月１日以後に新設又は増設した事業者に係るもの

財　政　力　指　数	0.52未満	0.52～0.69未満	0.69～0.85未満
補　塡　率	$\frac{3}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$

(2)　不動産取得税

各根拠法令において対象とされている家屋又はその敷地である土地の取得に対して課される不動産取得税について、次の算式により算定した額を基準税額から控除する。

算　式

$A \times \alpha \times 0.75 + B \times (\alpha - \beta) \times 0.75$

算式の符号

A　：課税免除に係る課税標準額

B　：不均一課税に係る課税標準額

α　：標準の税率

β　：不均一課税の際の税率

ただし$\alpha - \beta < 0$となるときは$\alpha - \beta = 0$とし、近畿圏法、首都圏法及び中部圏法の適用を受けるものについて当該率が　$\frac{\alpha}{2}$ 未満の時は $\frac{\alpha}{2}$ とする。また、地域再生法（移転型）の適用を受けるものに係る不動産取得税については、財政力に応じた補塡率の割り落としを行うものとする。

0.75：算入率

※地域再生法（移転型）における財政力に応じた補塡率の割り落とし

○平成30年５月31日までの新設又は増設分

財　政　力　指　数	0.47未満	0.47～0.63未満	0.63～0.78未満
補　塡　率	$\frac{3}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$

○平成30年６月１日以後の新設又は増設分

財　政　力　指　数	0.52未満	0.52～0.69未満	0.69～0.85未満
補　塡　率	$\frac{3}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$

(3)　固定資産税

第三章　市町村税　第二節第四款を参照

第二十節　東日本大震災に係る基準財政収入額の特例加算

地方交付税法（昭和25年法律第211号）附則第７条の４第１号により、総務省令で定めるところにより算定した減収見込額とは、次の法律に規定する以下の税目における令和７年度の東日本大震災に係る地方税の減収見込額であり、その合算額に0.75を乗じて得た額として総務大臣が通知した額を基準財政収入額に加算（以下「特例加算」という。）する。

なお、条例減免による減収見込額は特例加算の対象外である。

- 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）
- 地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）
- 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第96号）
- 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第119号）
- 地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第120号）
- 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）
- 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）
- 地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第３号）
- 所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）
- 地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第４号）
- 所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）
- 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第２号）
- 所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）
- 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）
- 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）
- 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第２号）
- 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）
- 地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第２号）
- 所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）
- 地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）
- 所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）
- 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第25号）
- 地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第26号）
- 地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）
- 所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）
- 地方税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１号）
- 所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）
- 地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）
- 所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）
- 地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）
- 所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）
- 所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）

（収入の項目）

一　　道府県民税の所得割に係る減収見込額
二　　道府県民税の法人税割に係る減収見込額
三　　個人の行う事業に対する事業税に係る減収見込額
四　　法人の行う事業に対する事業税に係る減収見込額
五　　不動産取得税に係る減収見込額
六　　固定資産税に係る減収見込額
七　　特別法人事業譲与税に係る減収見込額

第二十一節　交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金の基準額は、令和６年度交付額（令和６年９月及び令和７年３月交付額の合算額）に1.212を乗じて得た額とする。

1.212の算定基礎は次のとおりである。

$$\frac{\text{令和７年度地方財政計画収入見込額　47,485百万円}}{\text{令和６年度交付額　39,182百万円}} = 1.212$$

第二十二節　地方特例交付金

地方特例交付金の基準額は、令和７年度の地方特例交付金の額に75/100を乗じて得た額である（地方特例交付金制度解説を参照のこと）。

第三章　市　町　村　税

第一節　市 町 村 民 税

第一款　均　　等　　割

市町村民税均等割は、個人と法人とを区分して基準税額を算定する。

第一項　個人に対する均等割

均等割のうち、個人（地方税法第294条第１項第１号又は第２号の規定に該当するもの）に対するものについては、次表に示す単位額に、「令和６年度市町村税課税状況等の調」第１表における「個人均等割」のうち「納税義務者」の「計」欄の数を乗じて得た額とする。

区　　分	基　準　税　率 A	徴 収 率 B	単　位　額 A　×　B
納税義務者	2,250円（3,000円×75／100）	99.0／100	2,228円

第二項　法人に対する均等割

均等割のうち、法人（地方税法第294条第１項第３号又は第４号の規定に該当するもの）に対するものについては、次表の区分に応ずる基準税率に、「令和６年度市町村課税状況等の調」第１表において該当する各区分の「法人均等割納税義務者数」を乗じて得た額の合算額とする。

区　　分	基　準　税　率	左の算出基礎
資本金等の金額が50億円を超える法人で、 従業者数の合計数が50人を超えるもの	2,250,000円	3,000,000円 × 75 / 100
資本金等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で、 従業者数の合計数が50人を超えるもの	1,312,500円	1,750,000円 × 75 / 100
資本金等の金額が10億円を超える法人で、 従業者数の合計数が50人以下であるもの	307,500円	410,000円 × 75 / 100
資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で、 従業者数の合計数が50人を超えるもの	300,000円	400,000円 × 75 / 100
資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で、 従業者数の合計数が50人以下であるもの	120,000円	160,000円 × 75 / 100
資本金等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で、 従業者数の合計数が50人を超えるもの	112,500円	150,000円 × 75 / 100
資本金等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で、 従業者数の合計数が50人以下であるもの	97,500円	130,000円 × 75 / 100
資本金等の金額が1,000万円以下である法人で、 従業者数の合計数が50人を超えるもの	90,000円	120,000円 × 75 / 100
上記以外該当法人	37,500円	50,000円 × 75 / 100

第二款　所　　得　　割

平成19年度以降、三位一体の改革に伴う税源移譲によって財政力格差が拡大しないよう、当分の間の措置として、個人住民税のうち所得税からの税源移譲に伴う影響額を基準財政収入額に100％算入している。算入方法としては、税源移譲後の個人住民税の収入見込額の75％相当額に税源移譲に伴う影響額の25％相当額を加算するものであり、その算出方法について、令和６年度課税状況調（以下「課税状況調」という。）によって報告された課税標準額等に、税源移譲が行われる前の税率（以下「旧税率」という。）を乗じている。

平成20年度から住宅借入金等特別税額控除見込額を、平成22年度から各市町村における寄附金税額控除額を算定に反映している。

また、平成22年度から分離譲渡所得等（当初調定見込額）に上場株式等に係る配当所得を加えており、平成23年度からは精算の対象としている。

平成29年度以降、当分の間の措置として、県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う個人住民税所得割の税源移譲による影響額については、移譲された事務が円滑に執行できるよう、基準財政収入額に100％算入することとしている。具体的には、税源移譲後の所得割の収入見込額の75％相当額に税源移譲に伴う影響額の25％相当額を加算するとともに、分離課税所得割交付金の交付見込額を指定都市を包括する道府県の基準財政収入額から控除し、当該交付金の収入見込額を指定都市の基準財政収入額に加算している。

令和７年度においては、定額減税見込額を算定に反映している。

第一項　所得割

市町村民税所得割の基準税額は、１の算式によって算定した当該年度に係る基準税額と２の算式によって算定した分離譲渡所得に係る精算額、３の算式によって算定した総務大臣修正額とを合算して算定する。

１　当該年度に係る基準税額

当該年度分に係る基準税額は、次の算式アにより算定した額に、指定都市にあっては算式イにより算定した額から算式ウにより算定した額を控除して得た額の25％相当額及び算式ウにより算定した額から算式エにより算定した額を控除して得た額の25％相当額を、その他の市町村にあっては算式イにより算定した額から算式エにより算定した額を控除して得た額の25％相当額をそれぞれ加算して算定する。

算　式　ア

［｛（166,200円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.991－Ｆ－Ｇ＋Ｈ］×0.75

算式アの符号

166,200円：一般所得課税分（分離長期譲渡所得分、分離短期譲渡所得分、一般株式等譲渡所得分、上場株式等譲渡所得分、上場株式等配当所得分、先物取引雑所得分及び退職所得分離課税分を除いた分）に係る納税義務者一人当たりの全国平均の単位額

α　：市町村ごとの単位額補正率（注）

⇨ 166,200円×αは、一般所得課税分に係る納税義務者一人当たりの当該市町村の単位額となる。

Ａ　：納税義務者数※

※　課税状況調の「納税義務者数」×「20歳以上住民基本台帳登載人口伸び率」

$$\text{20歳以上住民基本台帳登載人口伸び率} = \frac{\text{20歳以上住民基本台帳登載人口（R7.1.1現在）}}{\text{20歳以上住民基本台帳登載人口（R6.1.1現在）}}$$

⇨（166,200円×α）×Ａは、一般所得課税分に係る基準税額である。

Ｂ　：分離譲渡所得（当初調定見込額）

分離長期譲渡所得分、分離短期譲渡所得分、一般株式等譲渡所得分、上場株式等譲渡所得分、上場株式等配当所得分及び先物取引雑所得分に係る当該年度の当初調定に係る額として総務大臣が調査した当該市町村ごとの額

Ｃ　：次の算式によって算定した税額控除額（寄附金税額控除を除く）

算　式

（ｃ＋ｄ＋ｅ＋ｆ）×1.023

算式の符号

ｃ　：課税状況調の「配当控除」

ｄ　：課税状況調の「外国税額控除」

ｅ　：課税状況調の「配当割額の控除」

ｆ　：課税状況調の「株式等譲渡所得割額の控除額」

1.023：前年度実績額及び当該年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

Ｄ　：寄附金税額控除額（条例指定分を除く）

（課税状況調の「寄附金控除」－「条例で定めるものに対する寄附金に係る控除額」）×1.273

1.273：前年度実績額及び当該年度地方財政計画計上額による控除見込額等を勘案して定めた率

Ｅ　：調整控除額

前年度課税状況調の「調整控除額」×1.050

1.050：前年度実績額及び当該年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

Ｆ　：住宅借入金等特別税額控除見込額

地方税法附則第５条の４及び第５条の４の２の規定に基づく当該年度の５月末現在における市町村民税の住宅借入金等特別税額控除見込額として総務大臣が調査した額×1.070

1.070：当該年度の住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金の算式において当該市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額に乗じる率（小数点以下第３位未満四捨五入）

Ｇ　：定額減税見込額

地方税法附則第５条の８及び第５条の12の規定に基づく当該年度の５月末現在における市町村民税の定額減税見込額として総務大臣が調査した額×1.852

1.852：当該年度の定額減税減収補塡特例交付金の算式において当該市町村の定額減税見込額に乗じる率（小数点以下第３位未満四捨五入）

Ｈ　：退職所得分離課税分

課税状況調の「退職所得の分離課税に係る税額（R5.7～R6.6）」×1.175

1.175：実績額（R5.7～R6.6）及び当該年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

0.991：徴収率

0.75　：算入率

（注）　単位額補正率αは、課税状況調を基礎とし、各市町村及び全国平均の令和６年度の単位額を算定し、「α＝令和６年度の当該市町村の単位額／令和６年度の全国平均の単位額」をもって補正率とした。

参考までに令和６年度の全国平均の単位額の算出方法は次のとおりである。

令和６年度納税義務者数	57,151,833人	A
総所得金額等に係る算出税額	9,082,638,951千円	B
令和６年度の全国平均の単位額	158,921円	C（B／A）

算　式　イ（県費負担教職員給与負担事務権限移譲に伴う税源移譲後対象税額）

｛（166,200円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.991－Ｆ－Ｇ＋Ｈ

算式イの符号

166,200円：算式アに同じ。

α　：算式アの符号αに同じ。

Ａ　：算式アの符号Ａに同じ。

Ｂ　：算式アの符号Ｂに同じ。

Ｃ　：算式アの符号Ｃに同じ。

Ｄ　：算式アの符号Ｄに同じ。

Ｅ　：算式アの符号Ｅに同じ。

Ｆ　：算式アの符号Ｆに同じ。

Ｇ　：算式アの符号Ｇに同じ。

Ｈ　：算式アの符号Ｈに同じ。

0.991：徴収率

算　式　ウ（県費負担教職員給与負担事務権限移譲に伴う税源移譲前かつ三位一体の改革に伴う税源移譲後対象税額）

［｛（166,200円×α）×Ａ｝×β＋Ｂ×β－Ｃ－Ｄ×β－Ｅ×β］×0.991－Ｆ－Ｇ＋Ｈ

算式ウの符号

166,200円：算式アに同じ。

α　：算式アの符号αに同じ。

Ａ　：算式アの符号Ａに同じ。

Ｂ　：算式アの符号Ｂに同じ。

β　：指定都市にあっては6／8、その他の市町村にあっては1.000

Ｃ　：次の算式によって算定した税額控除額（寄附金税額控除を除く）

算　式

｛（ｃ＋ｄ）×β＋ｅ＋ｆ｝×1.023

算式の符号

ｃ　：算式アの符号Ｃの算式の符号ｃに同じ。

ｄ　：算式アの符号Ｃの算式の符号ｄに同じ。

β　：指定都市にあつては6／8、その他の市町村にあっては1.000

ｅ　：算式アの符号Ｃの算式の符号ｅに同じ。

ｆ　：算式アの符号Ｃの算式の符号ｆに同じ。

1.023：前年度実績額及び当該年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

Ｄ　：算式アの符号Ｄに同じ。
Ｅ　：算式アの符号Ｅに同じ。
Ｆ　：算式アの符号Ｆに同じ。
Ｇ　：算式アの符号Ｇに同じ。
Ｈ　：算式アの符号Ｈに同じ。
0.991：徴収率

算　式　エ（三位一体の改革に伴う税源移譲前対象税額）
｛（Ａ×1.037）－（Ｂ×1.037）｝×α×0.991＋（Ｃ×1.145）×α＋Ｄ×0.991－Ｅ×ε×0.991－Ｆ－Ｇ
算式エの符号
Ａ　：次の算式によって算定した総所得金額等に係る算出税額（税源移譲前ベース）
算　式
（ａ×0.03）＋｛（ｂ－2,000×ｃ）×0.08＋（ｃ×60）｝＋｛（ｄ＋ｅ）－7,000×（ｆ＋ｇ）｝×0.1＋（ｆ＋ｇ）×460
算式の符号
ａ　：課税状況調の「200万円以下の金額」における総所得金額等に係る課税標準額
ｂ　：課税状況調の「200万円を超え700万円以下」における総所得金額等に係る課税標準額
ｃ　：課税状況調の「200万円を超え700万円以下」における納税義務者数
ｄ　：課税状況調の「700万円を超え1,000万円以下」における総所得金額等に係る課税標準額
ｅ　：課税状況調の「1,000万円を超える金額」における総所得金額等に係る課税標準額
ｆ　：課税状況調の「700万円を超え1,000万円以下」における納税義務者数
ｇ　：課税状況調の「1,000万円を超える金額」における納税義務者数
0.03、0.08、0.1：三位一体の改革に伴う税源移譲前の税率
Ｂ　：次の算式によって算定した税額控除額（税源移譲前ベース）
算　式
（ｈ×β×1.250）＋（ｉ×β×1.111）＋｛（ｊ＋ｋ）×1.111｝
算式の符号
ｈ　：算式アの符号Ｃの算式の符号ｃに同じ。
ｉ　：算式アの符号Ｃの算式の符号ｄに同じ。
ｊ　：算式アの符号Ｃの算式の符号ｅに同じ。
ｋ　：算式アの符号Ｃの算式の符号ｆに同じ。
β　：指定都市にあっては6／8、その他の市町村にあっては1.000
1.250　：１／0.016×0.02、１／0.008×0.01
0.016、0.008：三位一体の改革に伴う税源移譲後の配当控除率
0.02、0.01：三位一体の改革に伴う税源移譲前の配当控除率
1.111　：１／0.18×0.20
0.18：三位一体の改革に伴う税源移譲後の外国税額控除率
0.20：三位一体の改革に伴う税源移譲前の外国税額控除率
1.111　：１／0.6×2/3
0.6：三位一体の改革に伴う税源移譲後の配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除率
2/3：三位一体の改革に伴う税源移譲前の配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除率
Ｃ　：次の算式によって算定した退職所得分離課税に係る所得割額（税源移譲前ベース）
算　式
ｍ×ｎ
算式の符号
ｍ　：次の算式によって算定した額
算　式
$m_1 \leqq 2,000$のとき　　$m_1 \times 0.03$
$2,000 < m_1 \leqq 7,000$のとき　　$(m_1 - 2,000) \times 0.08 + 60$
$7,000 < m_1$のとき　　$(m_1 - 7,000) \times 0.1 + 460$
算式の符号
m_1　：１人当たり退職所得分離所得割の課税標準額（＝（m_2／0.060）／m_3）
m_2　：課税状況調の「退職所得の分離課税に係る税額（R5.7～R6.6）」
m_3　：課税状況調の「退職所得の分離課税に係る納税義務者数（R5.7～R6.6）」
0.060：三位一体の改革に伴う税源移譲後の税率（市町村民税）
0.03、0.08、0.1：三位一体の改革に伴う税源移譲前の税率

n　：前記m_3に同じ。

D　：次の算式によって算定した分離譲渡所得等額（税源移譲後ベース）

算　式

o×γ

算式の符号

o　：算式アの符号Bに同じ。

γ　：指定都市にあっては6／8、その他の市町村にあっては1.000

E　：算式アの符号Dに同じ。

F　：算式アの符号Fに同じ。

G　：算式アの符号Gに同じ。

α　：次の算式によって算定した当該団体の税額伸び率（税源移譲前ベース）

算　式

p×0.99884

算式の符号

p　：算式アの符号Aの「20歳以上住民基本台帳登載人口伸び率」に同じ。

0.99884：αを乗じる前の全国の三位一体の改革に伴う税源移譲前対象税額に合わせ付ける率

1.037、1.145：前年度実績額及び当該年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

0.991：徴収率

ε　：指定都市にあっては6／8、その他の市町村にあっては1.000

2　分離譲渡所得に係る精算額

分離譲渡所得に係る精算額は、次の算式により算定する。

算　式

A－B＋C

算式の符号

A　：前年度実績額（課税状況調）×0.990（前年度の徴収率）×0.75（算入率）

B　：前年度の普通交付税算定に用いた当初調定見込額×0.990（前年度の徴収率）×0.75（算入率）

C　：次の算式によって算定した額（指定都市のみ）

算式

（A－B）×（2／8）×（25／75）

算式の符号

A，B　：前記に同じ

2／8　：県費負担教職員給与負担事務権限移譲に伴い移譲された税率の割合

25／75　：精算額の25％に相当する額の割合

3　総務大臣修正額

前年度の所得割に係る基準税額について総務大臣が修正すべきものと認めた額（前年度精算不能額）

第二項　分離課税所得割交付金

指定都市における分離課税所得割交付金の収入見込額は、次の算式によって算定した額とする。

算　式

（A×1.175×0.667×0.982）／2

算式の符号

A　：課税状況調の「退職所得の分離課税に係る税額（R5.7～R6.6）」

1.175：退職所得分離課税額に係る前年度実績額及び当該年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

0.667：退職所得分離課税額に係る市町村民税に対する道府県民税の割合

0.982：当該年度地方財政計画計上額等を勘案して定めた分離課税交付金交付見込額の推計乗率

第三款　法　人　税　割

一　市町村民税法人税割の基準税額は、令和７年度分の推計基準税額に令和６年度分に係る精算額、令和５年度分に係る精算額、令和４年度分に係る精算額及び令和６年度以前の年度に係る総務大臣が修正すべきものと認めた額を加減して算定する。

(1) 令和７年度分の推計基準税額については、令和６年４月から令和７年３月までの調定額等を基礎として算定する。
(2) 令和６年度分に係る精算は、令和６年度の調定額等を基礎として行い、精算予定額の３分の１に相当する額とする。
(3) 令和５年度分に係る精算は、未精算額の２分の１に相当する額とする。
(4) 令和４年度分に係る精算は、未精算額の全額とする。

二　令和７年度基準税額の算定方法

基準税額は、次の(一)から(五)によって算定した額の合算額とする。

ただし、当該額が負となる場合は零とする。

(一)　令和７年度分の推計基準税額

次の算式によって算定した額

算　式

（Ａ×α＋Ｂ）×0.75

算式の符号

Ａ　：令和６年２月1日から令和７年１月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る当該事業年度分の法人税割の課税標準となるべき額（二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人の当該市町村の課税標準となるべき額については、地方税法第321条の13及び第321条の14の規定の例による。以下本款において「課税標準額」という。）に同法第314条の４第１項に規定する標準税率（以下本款において「標準税率」という。）を乗じて得た額のうち、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間に納付すべきものとして確定した税額（同法第６条の規定により課税しなかった場合又は不均一の課税をした場合における減収額として総務大臣が調査した額を含むものとする。以下本款において「調定額」という。）から当該期間における当該事業年度分の法人税割に係る還付すべきことが確定した額で令和６年度の歳出として還付すべき額（以下本款において「令和６年度の歳出還付額」という。）を控除した額

Ｂ　：令和６年１月31日以前に事業年度が終了した法人に係る同日以前に終了した事業年度分の法人税割の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人税割に係る令和６年度の歳出還付額を控除した額

α　：0.89

0.75　：算入率

(二)　令和６年度分に係る精算額

次の(1)に定める額から(2)に定める額を控除した額（以下本款において「令和６年度分精算予定額」という。）から当該額の３分の２に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。以下同じ。）を控除した額とする。

(1) 次の算式によって算定した額

算　式

（Ｃ＋Ｄ）×0.75＋Ｅ

算式の符号

Ｃ　：令和６年２月１日から令和７年１月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る当該事業年度分の法人税割の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人税割に係る令和６年度の歳出還付額を控除した額

Ｄ　：令和６年１月31日以前に事業年度が終了した法人に係る同日以前に終了した事業年度分の法人税割の課税標準額に標準税率を乗じて得た額のうち、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間の調定額から当該期間における当該事業年度分の法人税割に係る令和６年度の歳出還付額を控除した額

Ｅ　：令和６年度減収補塡債のうち市町村民税法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額

0.75　：算入率

(2) 令和６年省令附則第15条第１項第１号の額

（三） 令和５年度分に係る精算額

令和６年省令附則第15条第１項第２号の規定の適用を受けた市町村における同号に定める前年度分法人税割過大過少額から控除された額から２分の１に相当する額を控除して得た額とする。

（四） 令和４年度分に係る精算額

令和６年省令附則第15条第１項第３号の適用を受けた市町村における同号に控除された額

（五） 令和６年度以前の年度に係る総務大臣が修正すべきものと認めた額

三 前記二に定めるところによって算定した令和７年度市町村民税法人税割の基準税額は、別表のとおりである。

(1) 令和７年度市町村民税法人税割基準税額算出表

（単位：千円）

都道府県	令和７年度推計基準税額	過大又は過少の額等					合計	零とする額（Gのうち負となる額）	令和７年度基準税額
		令和６年度分精算額	令和５年度分精算額	令和４年度分精算額	総務大臣修正額	計			
	A	B	C	D	E	B+C+D+E F	A+F G	H	G+H I
北海道	9,292,775	274,031	33,777	△ 98,958	1,325	210,175	9,502,950	1,522	9,504,472
青森	2,968,885	75,105	△ 25,964	△ 121,993	△ 97	△ 72,949	2,895,936	21,854	2,917,790
岩手	3,557,233	50,216	△ 173,985	△ 26,056	4,911	△ 144,914	3,412,319	419	3,412,738
宮城	3,109,466	21,419	△ 22,438	343,750	9,922	352,653	3,462,119		3,462,119
秋田	2,538,673	45,386	△ 79,558	47,830	1,472	15,130	2,553,803		2,553,803
山形	2,738,526	△ 188,847	4,142	△ 105,759	30	△ 290,434	2,448,092	2,629	2,450,721
福島	7,268,771	△ 83,111	39,404	△ 139,473	△ 7,937	△ 191,117	7,077,654	2,269	7,079,923
茨城	15,474,957	824,851	53,690	512,377	△ 24,616	1,366,302	16,841,259		16,841,259
栃木	9,184,768	348,245	△ 186,206	202,428	△ 28,783	335,684	9,520,452		9,520,452
群馬	13,461,916	756,387	223,723	471,733	15,489	1,467,332	14,929,248		14,929,248
埼玉	19,656,197	532,441	△ 138,228	161,978	△ 7,385	548,806	20,205,003		20,205,003
千葉	19,257,063	809,095	135,030	394,982	△ 8,907	1,330,200	20,587,263		20,587,263
東京	20,462,604	66,429	795,103	851,182	423	1,713,137	22,175,741		22,175,741
神奈川	14,863,843	554,435	267,781	621,137	△ 334	1,443,019	16,306,862		16,306,862
新潟	5,157,912	146,245	△ 119,982	61,680	△ 6,145	81,798	5,239,710		5,239,710
富山	5,193,447	213,080	△ 148,379	95,311	490	160,502	5,353,949		5,353,949
石川	5,752,074	446,308	△ 82,658	64,865		428,515	6,180,589		6,180,589
福井	3,945,129	191,071	△ 64,315	△ 77,521	105	49,340	3,994,469		3,994,469
山梨	3,862,402	△ 213,019	△ 36,726	329,516	△ 20,530	59,241	3,921,643	172	3,921,815
長野	8,547,362	△ 100,796	△ 28,736	232,311	2	102,781	8,650,143	3,895	8,654,038
岐阜	8,603,083	269,597	△ 115,151	200,966	△ 380	355,032	8,958,115		8,958,115
静岡	13,246,540	668,206	△ 274,599	1,045,758	△ 4,782	1,434,583	14,681,123		14,681,123
愛知	76,749,288	12,088,602	△ 1,559,286	8,489,581	27,595	19,046,492	95,795,780		95,795,780
三重	9,221,913	374,515	71,856	217,840	△ 33,561	630,650	9,852,563		9,852,563
滋賀	8,132,929	416,542	△ 357,989	615,462	△ 21,505	652,510	8,785,439		8,785,439
京都	3,790,516	66,541	△ 117,742	171,114	△ 3	119,910	3,910,426	51,951	3,962,377
大阪	18,121,493	352,261	373	376,846	298	729,778	18,851,271	9,814	18,861,085
兵庫	15,924,583	613,431	247,256	305,359	10,908	1,176,954	17,101,537		17,101,537
奈良	3,298,043	271,823	△ 98,720	72,168	△ 1,152	244,119	3,542,162	29	3,542,191
和歌山	2,824,551	244,692	△ 201,418	△ 24,542	67	18,799	2,843,350	481	2,843,831
鳥取	1,421,011	14,677	△ 27,782	△ 5,304	1,970	△ 16,439	1,404,572		1,404,572
島根	2,533,862	85,027	△ 54,227	81,167	△ 40	111,927	2,645,789		2,645,789
岡山	4,708,140	452,295	△ 519,299	337,952	△ 1,251	269,697	4,977,837		4,977,837
広島	7,348,261	476,756	78,227	245,741	△ 242,209	558,515	7,906,776		7,906,776
山口	6,017,569	374,992	△ 452,089	433,754	65	356,722	6,374,291		6,374,291
徳島	3,237,387	113,689	130,249	△ 75,604	△ 697	167,637	3,405,024		3,405,024
香川	4,732,987	185,634	△ 34,191	△ 146,880	△ 135	4,428	4,737,415		4,737,415
愛媛	6,235,984	196,454	△ 23,415	△ 128,201	3,216	48,054	6,284,038		6,284,038
高知	1,621,437	26,551	△ 20,191	△ 58,862	△ 498	△ 53,000	1,568,437	1,821	1,570,258
福岡	6,931,371	411,988	△ 79,711	△ 140,519	△ 3,584	188,174	7,119,545		7,119,545
佐賀	2,903,320	49,400	△ 86,576	35,682	14	△ 1,480	2,901,840		2,901,840
長崎	3,721,447	113,203	△ 6,499	△ 38,339	△ 135	68,230	3,789,677		3,789,677
熊本	3,028,152	△ 70,108	△ 87,288	201,793	27,415	71,812	3,099,964		3,099,964
大分	3,574,219	△ 31,347	67,434	△ 58,438	△ 1,379	△ 23,730	3,550,489		3,550,489
宮崎	2,605,669	51,885	△ 193,377	139,065	△ 51	△ 2,478	2,603,191		2,603,191
鹿児島	4,424,250	140,786	△ 23,447	△ 132,286	362	△ 14,585	4,409,665		4,409,665
沖縄	4,611,355	171,300	90,892	△ 94,590	△ 6,810	160,792	4,772,147	2,753	4,774,900
大都市除計	405,863,363	22,898,363	△ 3,201,235	15,888,003	△ 316,827	35,268,304	441,131,667	99,609	441,231,276
特別区	299,891,165	7,172,260	369,468	△ 4,186,389		3,355,339	303,246,504		303,246,504
札幌市	10,252,856	374,049	△ 430,610	205,214		148,653	10,401,509		10,401,509
仙台市	8,443,841	573,367	△ 333,390	△ 27,190		212,787	8,656,628		8,656,628
さいたま市	7,493,162	220,565	83,999	△ 172,821		131,743	7,624,905		7,624,905
千葉市	6,500,644	490,275	△ 213	△ 73,269		416,793	6,917,437		6,917,437
横浜市	24,387,218	855,212	540,779	702,837		2,098,828	26,486,046		26,486,046
川崎市	9,228,605	324,093	219,747	528,643		1,072,483	10,301,088		10,301,088
相模原市	2,474,812	△ 47,179	△ 28,751	270,332		194,402	2,669,214		2,669,214
新潟市	3,553,915	213,956	△ 90,050	11,289		135,195	3,689,110		3,689,110
静岡市	4,515,680	221,270	75,189	70,265		366,724	4,882,404		4,882,404
浜松市	5,671,447	467,275	△ 271,688	634,047		829,634	6,501,081		6,501,081
名古屋市	28,255,379	1,803,033	303,324	755,052		2,861,409	31,116,788		31,116,788
京都市	11,829,360	△ 534,927	△ 164,388	△ 423,258		△ 1,122,573	10,706,787		10,706,787
大阪市	55,862,193	2,461,457	102,740	781,631	1	3,345,829	59,208,022		59,208,022
堺市	3,865,664	182,920	△ 346,889	331,673		167,704	4,033,368		4,033,368
神戸市	10,473,704	756,342	57,357	84,253		897,952	11,371,656		11,371,656
岡山市	3,723,999	94,627	△ 61,049	△ 67,819		△ 34,241	3,689,758		3,689,758
広島市	8,741,687	777,857	38,832	△ 189,801		626,888	9,368,575		9,368,575
北九州市	4,762,927	123,769	△ 55,041	55,610	△ 289	124,049	4,886,976		4,886,976
福岡市	15,615,977	972,551	△ 264,496	75,730		783,785	16,399,762		16,399,762
熊本市	2,795,040	15,683	△ 70,788	2,823		△ 52,282	2,742,758		2,742,758
大都市計	528,339,275	17,518,455	△ 325,918	△ 631,148	△ 288	16,561,101	544,900,376		544,900,376
合計	934,202,638	40,416,818	△ 3,527,153	15,256,855	△ 317,115	51,829,405	986,032,043	99,609	986,131,652

⑵　令和７年度市町村民税法人税割推計基準税額算出表

（単位：千円）

都道府県	令和６年４月～令和７年３月調定額			計	推計基準税額
	現事業年度分	A×α	過事業年度分	B+C	D×0.75
	A	B	C	D	E
北海道	13,712,351	12,203,990	186,343	12,390,333	9,292,775
青森	4,375,972	3,894,613	63,895	3,958,508	2,968,885
岩手	5,265,423	4,686,226	56,749	4,742,975	3,557,233
宮城	4,628,408	4,119,281	26,670	4,145,951	3,109,466
秋田	3,738,819	3,327,551	57,345	3,384,896	2,538,673
山形	3,998,295	3,558,485	92,877	3,651,362	2,738,526
福島	10,640,503	9,470,046	221,636	9,691,682	7,268,771
茨城	22,733,628	20,232,933	400,336	20,633,269	15,474,957
栃木	13,466,411	11,985,105	261,246	12,246,351	9,184,768
群馬	19,696,153	17,529,577	419,638	17,949,215	13,461,916
埼玉	28,667,514	25,514,085	694,164	26,208,249	19,656,197
千葉	28,227,093	25,122,113	553,962	25,676,075	19,257,063
東京	28,842,270	25,669,621	1,613,843	27,283,464	20,462,604
神奈川	22,055,205	19,629,134	189,321	19,818,455	14,863,843
新潟	7,558,875	6,727,400	149,808	6,877,208	5,157,912
富山	7,635,679	6,795,755	128,837	6,924,592	5,193,447
石川	8,486,822	7,553,271	116,160	7,669,431	5,752,074
福井	5,827,927	5,186,855	73,313	5,260,168	3,945,129
山梨	5,642,892	5,022,175	127,686	5,149,861	3,862,402
長野	12,463,781	11,092,766	303,701	11,396,467	8,547,362
岐阜	12,706,776	11,309,031	161,735	11,470,766	8,603,083
静岡	19,961,886	17,766,078	△ 104,029	17,662,049	13,246,540
愛知	114,352,613	101,773,823	558,555	102,332,378	76,749,288
三重	13,608,850	12,111,878	184,006	12,295,884	9,221,913
滋賀	12,132,393	10,797,832	46,069	10,843,901	8,132,929
京都	5,627,564	5,008,531	45,487	5,054,018	3,790,516
大阪	26,494,824	23,580,393	581,588	24,161,981	18,121,493
兵庫	23,438,780	20,860,514	372,259	21,232,773	15,924,583
奈良	4,759,708	4,236,141	161,241	4,397,382	3,298,043
和歌山	4,157,010	3,699,740	66,325	3,766,065	2,824,551
鳥取	2,074,048	1,845,902	48,777	1,894,679	1,421,011
島根	3,739,613	3,328,254	50,225	3,378,479	2,533,862
岡山	6,932,507	6,169,930	107,587	6,277,517	4,708,140
広島	10,879,186	9,682,474	115,203	9,797,677	7,348,261
山口	8,852,299	7,878,547	144,878	8,023,425	6,017,569
徳島	4,113,676	3,661,173	655,341	4,316,514	3,237,387
香川	7,004,655	6,234,144	76,501	6,310,645	4,732,987
愛媛	9,061,136	8,064,410	250,230	8,314,640	6,235,984
高知	2,383,799	2,121,581	40,328	2,161,909	1,621,437
福岡	10,167,223	9,048,828	192,986	9,241,814	6,931,371
佐賀	4,331,246	3,854,808	16,281	3,871,089	2,903,320
長崎	5,467,025	4,865,653	96,274	4,961,927	3,721,447
熊本	4,513,310	4,016,848	20,678	4,037,526	3,028,152
大分	5,174,195	4,605,034	160,588	4,765,622	3,574,219
宮崎	3,813,646	3,394,146	80,074	3,474,220	2,605,669
鹿児島	6,516,215	5,799,428	99,562	5,898,990	4,424,250
沖縄	6,714,538	5,975,938	172,532	6,148,470	4,611,355
大都市除計	596,642,742	531,012,041	10,138,811	541,150,852	405,863,363
特別区	439,700,896	391,333,797	8,521,090	399,854,887	299,891,165
札幌市	15,135,284	13,470,403	200,072	13,670,475	10,252,856
仙台市	12,321,709	10,966,321	292,134	11,258,455	8,443,841
さいたま市	10,767,919	9,583,448	407,434	9,990,882	7,493,162
千葉市	9,435,165	8,397,297	270,228	8,667,525	6,500,644
横浜市	35,563,121	31,651,178	865,112	32,516,290	24,387,218
川崎市	13,452,293	11,972,541	332,265	12,304,806	9,228,605
相模原市	3,632,889	3,233,271	66,478	3,299,749	2,474,812
新潟市	5,209,009	4,636,018	102,535	4,738,553	3,553,915
静岡市	6,535,580	5,816,666	204,240	6,020,906	4,515,680
浜松市	8,410,349	7,485,211	76,718	7,561,929	5,671,447
名古屋市	42,093,248	37,462,991	210,848	37,673,839	28,255,379
京都市	17,680,316	15,735,481	36,999	15,772,480	11,829,360
大阪市	82,792,335	73,685,178	797,746	74,482,924	55,862,193
堺市	5,327,016	4,741,044	413,175	5,154,219	3,865,664
神戸市	15,544,476	13,834,584	130,355	13,964,939	10,473,704
岡山市	5,468,776	4,867,211	98,121	4,965,332	3,723,999
広島市	12,843,085	11,430,346	225,237	11,655,583	8,741,687
北九州市	7,069,159	6,291,552	59,017	6,350,569	4,762,927
福岡市	22,973,768	20,446,654	374,648	20,821,302	15,615,977
熊本市	4,060,734	3,614,053	112,667	3,726,720	2,795,040
大都市計	776,017,127	690,655,245	13,797,119	704,452,364	528,339,275
合計	1,372,659,869	1,221,667,286	23,935,930	1,245,603,216	934,202,638

⑶　令和６年度分市町村民税法人税割基準税額精算表

（単位：千円）

都道府県	令和６年４月～令和７年３月調定額			基準税額	令和６年度	基準税額	令和６年度	令和６年度	令和６年度分	精算繰越額	令和７年度
	現事業年度分	過事業年度分	計	C×0.75	減収補填債	相当額	実績基準税額	推計基準税額	精算予定額		精算額
			A+B			E×0.75	D+F		G−H		I−J
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
北海道	13,712,351	186,343	13,898,694	10,424,039	16,493	12,370	10,436,409	9,614,352	822,057	548,026	274,031
青森	4,375,972	63,895	4,439,867	3,329,905			3,329,905	3,104,581	225,324	150,219	75,105
岩手	5,265,423	56,749	5,322,172	3,991,635	1,700	1,275	3,992,910	3,842,267	150,643	100,427	50,216
宮城	4,628,408	26,670	4,655,078	3,491,311	267,380	200,535	3,691,846	3,627,579	64,267	42,848	21,419
秋田	3,738,819	57,345	3,796,164	2,847,126	75,000	56,250	2,903,376	2,767,216	136,160	90,774	45,386
山形	3,998,295	92,877	4,091,172	3,068,382			3,068,382	3,634,917	△ 566,535	△ 377,688	△ 188,847
福島	10,640,503	221,636	10,862,139	8,146,610			8,146,610	8,395,940	△ 249,330	△ 166,219	△ 83,111
茨城	22,733,628	400,336	23,133,964	17,350,477	250,000	187,500	17,537,977	15,063,449	2,474,528	1,649,677	824,851
栃木	13,466,411	261,246	13,727,657	10,295,748			10,295,748	9,251,013	1,044,735	696,490	348,245
群馬	19,696,153	419,638	20,115,791	15,086,844	50,000	37,500	15,124,344	12,855,189	2,269,155	1,512,768	756,387
埼玉	28,667,514	694,164	29,361,678	22,021,267	55,500	41,625	22,062,892	20,465,585	1,597,307	1,064,866	532,441
千葉	28,227,093	553,962	28,781,055	21,585,796	60,000	45,000	21,630,796	19,203,528	2,427,268	1,618,173	809,095
東京	28,842,270	1,613,843	30,456,113	22,842,091			22,842,091	22,642,822	199,269	132,840	66,429
神奈川	22,055,205	189,321	22,244,526	16,683,396			16,683,396	15,020,108	1,663,288	1,108,853	554,435
新潟	7,558,875	149,808	7,708,683	5,781,518			5,781,518	5,342,798	438,720	292,475	146,245
富山	7,635,679	128,837	7,764,516	5,823,388			5,823,388	5,184,159	639,229	426,149	213,080
石川	8,486,822	116,160	8,602,982	6,452,238			6,452,238	5,113,316	1,338,922	892,614	446,308
福井	5,827,927	73,313	5,901,240	4,425,931			4,425,931	3,852,726	573,205	382,134	191,071
山梨	5,642,892	127,686	5,770,578	4,327,936			4,327,936	4,966,999	△ 639,063	△ 426,044	△ 213,019
長野	12,463,781	303,701	12,767,482	9,575,618			9,575,618	9,878,018	△ 302,400	△ 201,604	△ 100,796
岐阜	12,706,776	161,735	12,868,511	9,651,390			9,651,390	8,842,616	808,774	539,177	269,597
静岡	19,961,886	△ 104,029	19,857,857	14,893,396			14,893,396	12,888,784	2,004,612	1,336,406	668,206
愛知	114,352,613	558,555	114,911,168	86,183,385			86,183,385	49,917,604	36,265,781	24,177,179	12,088,602
三重	13,608,850	184,006	13,792,856	10,344,645	206,800	155,100	10,499,745	9,376,208	1,123,537	749,022	374,515
滋賀	12,132,393	46,069	12,178,462	9,133,847	390,000	292,500	9,426,347	8,176,731	1,249,616	833,074	416,542
京都	5,627,564	45,487	5,673,051	4,254,793	47,600	35,700	4,290,493	4,090,866	199,627	133,086	66,541
大阪	26,494,824	581,588	27,076,412	20,307,316	383,000	287,250	20,594,566	19,537,796	1,056,770	704,509	352,261
兵庫	23,438,780	372,259	23,811,039	17,858,287			17,858,287	16,018,005	1,840,282	1,226,851	613,431
奈良	4,759,708	161,241	4,920,949	3,690,715	143,340	107,505	3,798,220	2,982,761	815,459	543,636	271,823
和歌山	4,157,010	66,325	4,223,335	3,167,505			3,167,505	2,433,440	734,065	489,373	244,692
鳥取	2,074,048	48,777	2,122,825	1,592,119			1,592,119	1,548,094	44,025	29,348	14,677
島根	3,739,613	50,225	3,789,838	2,842,380	109,760	82,320	2,924,700	2,669,613	255,087	170,060	85,027
岡山	6,932,507	107,587	7,040,094	5,280,075			5,280,075	3,923,193	1,356,882	904,587	452,295
広島	10,879,186	115,203	10,994,389	8,245,795			8,245,795	6,815,534	1,430,261	953,505	476,756
山口	8,852,299	144,878	8,997,177	6,747,886			6,747,886	5,622,921	1,124,965	749,973	374,992
徳島	4,113,676	655,341	4,769,017	3,576,765	1,177,982	883,486	4,460,251	4,119,187	341,064	227,375	113,689
香川	7,004,655	76,501	7,081,156	5,310,868			5,310,868	4,753,972	556,896	371,262	185,634
愛媛	9,061,136	250,230	9,311,366	6,983,526			6,983,526	6,394,157	589,369	392,915	196,454
高知	2,383,799	40,328	2,424,127	1,818,101	5,168	3,876	1,821,977	1,742,314	79,663	53,112	26,551
福岡	10,167,223	192,986	10,360,209	7,770,166			7,770,166	6,534,210	1,235,956	823,968	411,988
佐賀	4,331,246	16,281	4,347,527	3,260,647			3,260,647	3,112,446	148,201	98,801	49,400
長崎	5,467,025	96,274	5,563,299	4,172,477			4,172,477	3,832,882	339,595	226,392	113,203
熊本	4,513,310	20,678	4,533,988	3,400,495			3,400,495	3,610,813	△ 210,318	△ 140,210	△ 70,108
大分	5,174,195	160,588	5,334,783	4,001,090			4,001,090	4,095,141	△ 94,051	△ 62,704	△ 31,347
宮崎	3,813,646	80,074	3,893,720	2,920,296			2,920,296	2,764,644	155,652	103,767	51,885
鹿児島	6,516,215	99,562	6,615,777	4,961,838	30,982	23,237	4,985,075	4,562,737	422,338	281,552	140,786
沖縄	6,714,538	172,532	6,887,070	5,165,309			5,165,309	4,651,421	513,888	342,588	171,300
大都市除計	596,642,742	10,138,811	606,781,553	455,086,368	3,270,705	2,453,029	457,539,397	388,844,652	68,694,745	45,796,382	22,898,363
特別区	439,700,896	8,521,090	448,221,986	336,166,490			336,166,490	314,649,710	21,516,780	14,344,520	7,172,260
札幌市	15,135,284	200,072	15,335,356	11,501,517			11,501,517	10,379,370	1,122,147	748,098	374,049
仙台市	12,321,709	292,134	12,613,843	9,460,382			9,460,382	7,740,281	1,720,101	1,146,734	573,367
さいたま市	10,767,919	407,434	11,175,353	8,381,515			8,381,515	7,719,821	661,694	441,129	220,565
千葉市	9,435,165	270,228	9,705,393	7,279,045			7,279,045	5,808,221	1,470,824	980,549	490,275
横浜市	35,563,121	865,112	36,428,233	27,321,175			27,321,175	24,755,540	2,565,635	1,710,423	855,212
川崎市	13,452,293	332,265	13,784,558	10,338,419			10,338,419	9,366,140	972,279	648,186	324,093
相模原市	3,632,889	66,478	3,699,367	2,774,525			2,774,525	2,916,062	△ 141,537	△ 94,358	△ 47,179
新潟市	5,209,009	102,535	5,311,544	3,983,658			3,983,658	3,341,791	641,867	427,911	213,956
静岡市	6,535,580	204,240	6,739,820	5,054,865			5,054,865	4,391,056	663,809	442,539	221,270
浜松市	8,410,349	76,718	8,487,067	6,365,300			6,365,300	4,963,475	1,401,825	934,550	467,275
名古屋市	42,093,248	210,848	42,304,096	31,728,072			31,728,072	26,318,975	5,409,097	3,606,064	1,803,033
京都市	17,680,316	36,999	17,717,315	13,287,986			13,287,986	14,892,767	△ 1,604,781	△ 1,069,854	△ 534,927
大阪市	82,792,335	797,746	83,590,081	62,692,561			62,692,561	55,308,191	7,384,370	4,922,913	2,461,457
堺市	5,327,016	413,175	5,740,191	4,305,143			4,305,143	3,756,383	548,760	365,840	182,920
神戸市	15,544,476	130,355	15,674,831	11,756,123			11,756,123	9,487,098	2,269,025	1,512,683	756,342
岡山市	5,468,776	98,121	5,566,897	4,175,173			4,175,173	3,891,293	283,880	189,253	94,627
広島市	12,843,085	225,237	13,068,322	9,801,242			9,801,242	7,467,671	2,333,571	1,555,714	777,857
北九州市	7,069,159	59,017	7,128,176	5,346,132			5,346,132	4,974,826	371,306	247,537	123,769
福岡市	22,973,768	374,648	23,348,416	17,511,312			17,511,312	14,593,661	2,917,651	1,945,100	972,551
熊本市	4,060,734	112,667	4,173,401	3,130,051			3,130,051	3,083,004	47,047	31,364	15,683
大都市計	776,017,127	13,797,119	789,814,246	592,360,686			592,360,686	539,805,336	52,555,350	35,036,895	17,518,455
合計	1,372,659,869	23,935,930	1,396,595,799	1,047,447,054	3,270,705	2,453,029	1,049,900,083	928,649,988	121,250,095	80,833,277	40,416,818

⑷　令和５年度分市町村民税法人税割基準税額精算表

（単位：千円）

都道府県	令和５年４月～令和６年３月調定額			基準税額	令和５年度	基準税額	令和５年度	令和５年度	令和５年度分	令和６年度	未精算額	精算繰越額	令和７年度
	現事業年度分	過事業年度分	計	C×0.75	減収補填債	相当額	実績基準税額	推計基準税額	精算予定額	精算済額			精算額
			A+B			E×0.75	D+F		G−H		I−J		K−L
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
北海道	11,638,304	133,350	11,771,654	8,828,772	19,729	14,797	8,843,569	8,742,233	101,336	33,784	67,552	33,775	33,777
青森	3,748,288	53,806	3,802,094	2,851,574	92,332	69,249	2,920,823	2,998,706	△ 77,883	△ 25,962	△ 51,921	△ 25,957	△ 25,964
岩手	4,643,805	61,268	4,705,073	3,528,810	7,000	5,250	3,534,060	4,056,014	△ 521,954	△ 173,988	△ 347,966	△ 173,981	△ 173,985
宮城	4,346,470	99,114	4,445,584	3,334,192	1,312,300	984,225	4,318,417	4,385,733	△ 67,316	△ 22,441	△ 44,875	△ 22,437	△ 22,438
秋田	3,310,116	81,588	3,391,704	2,543,782	123,100	92,325	2,636,107	2,874,783	△ 238,676	△ 79,558	△ 159,118	△ 79,560	△ 79,558
山形	4,088,716	389,853	4,478,569	3,358,933			3,358,933	3,346,510	12,423	4,136	8,287	4,145	4,142
福島	10,102,994	182,312	10,285,306	7,713,988			7,713,988	7,595,776	118,212	39,404	78,808	39,404	39,404
茨城	18,025,205	437,116	18,462,321	13,846,745	613,300	459,975	14,306,720	14,145,652	161,068	53,688	107,380	53,690	53,690
栃木	11,134,688	197,872	11,332,560	8,499,423	48,678	36,509	8,535,932	9,094,546	△ 558,614	△ 186,209	△ 372,405	△ 186,199	△ 186,206
群馬	15,244,784	523,429	15,768,213	11,826,166			11,826,166	11,154,990	671,176	223,726	447,450	223,727	223,723
埼玉	24,643,652	425,844	25,069,496	18,802,130			18,802,130	19,216,814	△ 414,684	△ 138,229	△ 276,455	△ 138,227	△ 138,228
千葉	23,032,189	499,608	23,531,797	17,648,852			17,648,852	17,243,765	405,087	135,031	270,056	135,026	135,030
東京	25,841,564	2,023,116	27,864,680	20,898,515			20,898,515	18,513,212	2,385,303	795,097	1,590,206	795,103	795,103
神奈川	18,273,319	108,890	18,382,209	13,786,661	33,100	24,825	13,811,486	13,008,146	803,340	267,782	535,558	267,777	267,781
新潟	6,476,642	64,188	6,540,830	4,905,625	14,700	11,025	4,916,650	5,276,592	△ 359,942	△ 119,979	△ 239,963	△ 119,981	△ 119,982
富山	6,242,200	108,213	6,350,413	4,762,812			4,762,812	5,207,948	△ 445,136	△ 148,381	△ 296,755	△ 148,376	△ 148,379
石川	7,053,119	109,055	7,162,174	5,371,633	56,040	42,030	5,413,663	5,661,632	△ 247,969	△ 82,657	△ 165,312	△ 82,654	△ 82,658
福井	4,634,212	85,676	4,719,888	3,539,917	300,000	225,000	3,764,917	3,957,858	△ 192,941	△ 64,314	△ 128,627	△ 64,312	△ 64,315
山梨	6,010,169	71,578	6,081,747	4,561,312	534,700	401,025	4,962,337	5,072,509	△ 110,172	△ 36,722	△ 73,450	△ 36,724	△ 36,726
長野	11,850,581	253,542	12,104,123	9,078,101			9,078,101	9,164,302	△ 86,201	△ 28,737	△ 57,464	△ 28,728	△ 28,736
岐阜	10,613,021	221,955	10,834,976	8,126,236			8,126,236	8,471,685	△ 345,449	△ 115,150	△ 230,299	△ 115,148	△ 115,151
静岡	15,659,979	115,663	15,775,642	11,831,737	118,300	88,725	11,920,462	12,744,258	△ 823,796	△ 274,596	△ 549,200	△ 274,601	△ 274,599
愛知	60,294,294	836,016	61,130,310	45,847,740			45,847,740	50,525,596	△ 4,677,856	△ 1,559,278	△ 3,118,578	△ 1,559,292	△ 1,559,286
三重	11,324,746	157,632	11,482,378	8,611,785			8,611,785	8,396,217	215,568	71,857	143,711	71,855	71,856
滋賀	9,824,963	193,096	10,018,059	7,513,547	220,000	165,000	7,678,547	8,752,510	△ 1,073,963	△ 357,987	△ 715,976	△ 357,987	△ 357,989
京都	4,948,411	60,714	5,009,125	3,756,846			3,756,846	4,110,068	△ 353,222	△ 117,738	△ 235,484	△ 117,742	△ 117,742
大阪	23,605,281	320,629	23,925,910	17,944,438	99,100	74,325	18,018,763	18,017,650	1,113	366	747	374	373
兵庫	19,293,939	326,938	19,620,877	14,715,664			14,715,664	13,973,903	741,761	247,250	494,511	247,255	247,256
奈良	3,481,737	181,918	3,663,655	2,747,745	267,900	200,925	2,948,670	3,244,829	△ 296,159	△ 98,721	△ 197,438	△ 98,718	△ 98,720
和歌山	2,947,058	32,289	2,979,347	2,234,515			2,234,515	2,838,763	△ 604,248	△ 201,419	△ 402,829	△ 201,411	△ 201,418
鳥取	1,835,206	63,747	1,898,953	1,424,216			1,424,216	1,507,568	△ 83,352	△ 27,787	△ 55,565	△ 27,783	△ 27,782
島根	3,218,431	51,389	3,269,820	2,452,368			2,452,368	2,615,051	△ 162,683	△ 54,227	△ 108,456	△ 54,229	△ 54,227
岡山	4,700,571	107,298	4,807,869	3,605,904			3,605,904	5,163,799	△ 1,557,895	△ 519,300	△ 1,038,595	△ 519,296	△ 519,299
広島	8,153,079	200,519	8,353,598	6,265,201			6,265,201	6,030,518	234,683	78,226	156,457	78,230	78,227
山口	6,736,333	154,622	6,890,955	5,168,219			5,168,219	6,524,484	△ 1,356,265	△ 452,092	△ 904,173	△ 452,084	△ 452,089
徳島	4,752,896	311,589	5,064,485	3,798,367			3,798,367	3,407,618	390,749	130,248	260,501	130,252	130,249
香川	5,741,649	80,227	5,821,876	4,366,408			4,366,408	4,468,977	△ 102,569	△ 34,189	△ 68,380	△ 34,189	△ 34,191
愛媛	7,638,533	199,538	7,838,071	5,878,557			5,878,557	5,948,801	△ 70,244	△ 23,416	△ 46,828	△ 23,413	△ 23,415
高知	2,096,731	37,638	2,134,369	1,600,783	218,610	163,958	1,764,741	1,825,311	△ 60,570	△ 20,192	△ 40,378	△ 20,187	△ 20,191
福岡	7,907,128	93,501	8,000,629	6,000,475			6,000,475	6,239,604	△ 239,129	△ 79,709	△ 159,420	△ 79,709	△ 79,711
佐賀	3,790,872	17,876	3,808,748	2,856,563			2,856,563	3,116,294	△ 259,731	△ 86,577	△ 173,154	△ 86,578	△ 86,576
長崎	4,461,096	247,908	4,709,004	3,531,757			3,531,757	3,551,263	△ 19,506	△ 6,504	△ 13,002	△ 6,503	△ 6,499
熊本	4,370,584	50,476	4,421,060	3,315,801			3,315,801	3,577,664	△ 261,863	△ 87,287	△ 174,576	△ 87,288	△ 87,288
大分	4,732,516	301,740	5,034,256	3,775,694			3,775,694	3,573,394	202,300	67,436	134,864	67,430	67,434
宮崎	3,337,485	48,327	3,385,812	2,539,363	618,000	463,500	3,002,863	3,582,999	△ 580,136	△ 193,380	△ 386,756	△ 193,379	△ 193,377
鹿児島	5,516,643	70,504	5,587,147	4,190,364			4,190,364	4,260,703	△ 70,339	△ 23,445	△ 46,894	△ 23,447	△ 23,447
沖縄	5,557,553	144,155	5,701,708	4,276,286			4,276,286	4,003,606	272,680	90,897	181,783	90,891	90,892
大都市除計	466,881,752	10,537,322	477,419,074	358,064,522	4,696,889	3,522,668	361,587,190	371,190,854	△ 9,603,664	△ 3,201,243	△ 6,402,421	△ 3,201,186	△ 3,201,235
特別区	381,652,929	3,531,254	385,184,183	288,888,137			288,888,137	287,779,732	1,108,405	369,469	738,936	369,468	369,468
札幌市	12,595,465	110,103	12,705,568	9,529,176			9,529,176	10,821,005	△ 1,291,829	△ 430,610	△ 861,219	△ 430,609	△ 430,610
仙台市	9,268,327	217,899	9,486,226	7,114,670			7,114,670	8,114,839	△ 1,000,169	△ 333,390	△ 666,779	△ 333,389	△ 333,390
さいたま市	9,160,466	308,186	9,468,652	7,101,489			7,101,489	6,849,491	251,998	84,000	167,998	83,999	83,999
千葉市	6,958,213	159,842	7,118,055	5,338,541	456,000	342,000	5,680,541	5,681,180	△ 639	△ 213	△ 426	△ 213	△ 213
横浜市	29,978,746	330,553	30,309,299	22,731,974			22,731,974	21,109,636	1,622,338	540,780	1,081,558	540,779	540,779
川崎市	11,482,519	△ 27,759	11,454,760	8,591,070			8,591,070	7,931,828	659,242	219,748	439,494	219,747	219,747
相模原市	3,501,456	71,496	3,572,952	2,679,714			2,679,714	2,765,966	△ 86,252	△ 28,751	△ 57,501	△ 28,750	△ 28,751
新潟市	4,041,344	50,656	4,092,000	3,069,000			3,069,000	3,339,150	△ 270,150	△ 90,050	△ 180,100	△ 90,050	△ 90,050
静岡市	5,257,666	123,885	5,381,551	4,036,163			4,036,163	3,810,597	225,566	75,189	150,377	75,188	75,189
浜松市	6,028,803	46,571	6,075,374	4,556,531			4,556,531	5,371,595	△ 815,064	△ 271,688	△ 543,376	△ 271,688	△ 271,688
名古屋市	32,084,444	119,923	32,204,367	24,153,275			24,153,275	23,243,302	909,973	303,325	606,648	303,324	303,324
京都市	18,086,267	142,991	18,229,258	13,671,944			13,671,944	14,165,109	△ 493,165	△ 164,389	△ 328,776	△ 164,388	△ 164,388
大阪市	67,062,927	645,665	67,708,592	50,781,444			50,781,444	50,473,225	308,219	102,740	205,479	102,739	102,740
堺市	4,355,255	261,283	4,616,538	3,462,404			3,462,404	4,503,071	△ 1,040,667	△ 346,889	△ 693,778	△ 346,889	△ 346,889
神戸市	11,586,327	20,368	11,606,695	8,705,021			8,705,021	8,532,950	172,071	57,357	114,714	57,357	57,357
岡山市	4,675,835	91,730	4,767,565	3,575,674			3,575,674	3,758,822	△ 183,148	△ 61,050	△ 122,098	△ 61,049	△ 61,049
広島市	9,003,336	143,258	9,146,594	6,859,946			6,859,946	6,743,450	116,496	38,832	77,664	38,832	38,832
北九州市	6,032,598	57,569	6,090,167	4,567,625			4,567,625	4,732,748	△ 165,123	△ 55,041	△ 110,082	△ 55,041	△ 55,041
福岡市	17,702,851	162,106	17,864,957	13,398,718			13,398,718	14,192,207	△ 793,489	△ 264,497	△ 528,992	△ 264,496	△ 264,496
熊本市	3,696,717	81,250	3,777,967	2,833,475			2,833,475	3,045,839	△ 212,364	△ 70,788	△ 141,576	△ 70,788	△ 70,788
大都市計	654,212,491	6,648,829	660,861,320	495,645,991	456,000	342,000	495,987,991	496,965,742	△ 977,751	△ 325,916	△ 651,835	△ 325,917	△ 325,918
合計	1,121,094,243	17,186,151	1,138,280,394	853,710,513	5,152,889	3,864,668	857,575,181	868,156,596	△ 10,581,415	△ 3,527,159	△ 7,054,256	△ 3,527,103	△ 3,527,153

⑸　令和４年度分市町村民税法人税割基準税額精算表

（単位：千円）

都道府県	令和４年４月～令和５年３月調定額			基準税額	令和４年度	基準税額	令和４年度	令和４年度	令和４年度分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	現事業年度分	過事業年度分	計	C×0.75	減収補填債	相当額	実績基準税額	推計基準税額	精算予定額	精算済額	精算済額	精算額
			A+B			E×0.75	D+F		G−H			I−J−K
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
北海道	11,781,361	228,360	12,009,721	9,007,313	182,686	137,015	9,144,328	9,441,226	△ 296,898	△ 98,976	△ 98,964	△ 98,958
青森	4,052,202	67,626	4,119,828	3,089,872	229,800	172,350	3,262,222	3,628,222	△ 366,000	△ 122,005	△ 122,002	△ 121,993
岩手	5,466,400	105,606	5,572,006	4,179,009	11,900	8,925	4,187,934	4,266,124	△ 78,190	△ 26,068	△ 26,066	△ 26,056
宮城	5,965,880	60,734	6,026,614	4,519,965			4,519,965	3,488,723	1,031,242	343,746	343,746	343,750
秋田	3,892,708	57,112	3,949,820	2,962,368	225,250	168,938	3,131,306	2,987,817	143,489	47,830	47,829	47,830
山形	4,410,538	183,786	4,594,324	3,445,749			3,445,749	3,763,032	△ 317,283	△ 105,763	△ 105,761	△ 105,759
福島	10,208,228	225,708	10,433,936	7,825,462	41,600	31,200	7,856,662	8,275,114	△ 418,452	△ 139,490	△ 139,489	△ 139,473
茨城	19,057,598	374,987	19,432,585	14,574,444	83,600	62,700	14,637,144	13,100,004	1,537,140	512,380	512,383	512,377
栃木	12,246,938	246,526	12,493,464	9,370,099			9,370,099	8,762,810	607,289	202,432	202,429	202,428
群馬	14,918,170	402,687	15,320,857	11,490,646			11,490,646	10,075,447	1,415,199	471,736	471,730	471,733
埼玉	25,838,484	559,077	26,397,561	19,798,177			19,798,177	19,312,221	485,956	161,991	161,987	161,978
千葉	22,876,717	801,261	23,677,978	17,758,490			17,758,490	16,573,551	1,184,939	394,981	394,976	394,982
東京	24,611,591	811,031	25,422,622	19,066,969			19,066,969	16,513,407	2,553,562	851,194	851,186	851,182
神奈川	17,813,304	65,280	17,878,584	13,408,941			13,408,941	11,545,528	1,863,413	621,140	621,136	621,137
新潟	7,261,447	△ 8,153	7,253,294	5,439,973			5,439,973	5,254,944	185,029	61,673	61,676	61,680
富山	7,096,693	60,137	7,156,830	5,367,625			5,367,625	5,081,685	285,940	95,316	95,313	95,311
石川	7,707,368	72,692	7,780,060	5,835,049	34,194	25,646	5,860,695	5,666,097	194,598	64,868	64,865	64,865
福井	5,357,891	79,988	5,437,879	4,078,409			4,078,409	4,310,978	△ 232,569	△ 77,526	△ 77,522	△ 77,521
山梨	6,898,600	71,700	6,970,300	5,227,728	46	35	5,227,763	4,239,216	988,547	329,517	329,514	329,516
長野	12,324,102	264,671	12,588,773	9,441,589			9,441,589	8,744,654	696,935	232,312	232,312	232,311
岐阜	11,420,654	217,540	11,638,194	8,728,649			8,728,649	8,125,745	602,904	200,969	200,969	200,966
静岡	17,235,984	273,437	17,509,421	13,132,072			13,132,072	9,994,800	3,137,272	1,045,758	1,045,756	1,045,758
愛知	69,520,382	△ 67,319	69,453,063	52,089,805			52,089,805	26,621,041	25,468,764	8,489,591	8,489,592	8,489,581
三重	11,330,948	203,933	11,534,881	8,651,166			8,651,166	7,997,637	653,529	217,843	217,846	217,840
滋賀	11,922,668	105,019	12,027,687	9,020,768	41,591	31,193	9,051,961	7,205,567	1,846,394	615,466	615,466	615,462
京都	5,599,371	48,695	5,648,066	4,236,054	88,300	66,225	4,302,279	3,788,930	513,349	171,119	171,116	171,114
大阪	24,190,867	558,388	24,749,255	18,561,946			18,561,946	17,431,409	1,130,537	376,847	376,844	376,846
兵庫	18,694,413	498,284	19,192,697	14,394,532			14,394,532	13,478,446	916,086	305,367	305,360	305,359
奈良	4,401,639	56,840	4,458,479	3,343,865	31,137	23,353	3,367,218	3,150,705	216,513	72,173	72,172	72,168
和歌山	3,783,546	114,971	3,898,517	2,923,893			2,923,893	2,997,527	△ 73,634	△ 24,549	△ 24,543	△ 24,542
鳥取	2,021,784	48,957	2,070,741	1,553,058			1,553,058	1,568,973	△ 15,915	△ 5,306	△ 5,305	△ 5,304
島根	3,553,482	39,856	3,593,338	2,695,007	48,300	36,225	2,731,232	2,487,735	243,497	81,165	81,165	81,167
岡山	6,982,930	111,619	7,094,549	5,320,917			5,320,917	4,307,060	1,013,857	337,953	337,952	337,952
広島	8,176,894	109,102	8,285,996	6,214,499			6,214,499	5,477,278	737,221	245,739	245,741	245,741
山口	8,745,286	216,381	8,961,667	6,721,252			6,721,252	5,419,985	1,301,267	433,758	433,755	433,754
徳島	4,438,620	238,026	4,676,646	3,507,488	16,944	12,708	3,520,196	3,747,011	△ 226,815	△ 75,604	△ 75,607	△ 75,604
香川	6,039,287	100,524	6,139,811	4,604,858			4,604,858	5,045,496	△ 440,638	△ 146,878	△ 146,880	△ 146,880
愛媛	8,042,654	130,356	8,173,010	6,129,759			6,129,759	6,514,369	△ 384,610	△ 128,205	△ 128,204	△ 128,201
高知	2,472,791	35,135	2,507,926	1,880,949	80,040	60,030	1,940,979	2,117,580	△ 176,601	△ 58,872	△ 58,867	△ 58,862
福岡	8,361,701	208,614	8,570,315	6,427,742			6,427,742	6,849,317	△ 421,575	△ 140,534	△ 140,522	△ 140,519
佐賀	4,258,861	23,960	4,282,821	3,212,118			3,212,118	3,105,069	107,049	35,684	35,683	35,682
長崎	4,730,110	146,804	4,876,914	3,657,686			3,657,686	3,772,701	△ 115,015	△ 38,338	△ 38,338	△ 38,339
熊本	4,864,882	51,274	4,916,156	3,687,121			3,687,121	3,081,729	605,392	201,804	201,795	201,793
大分	4,718,851	187,238	4,906,089	3,679,568			3,679,568	3,854,888	△ 175,320	△ 58,443	△ 58,439	△ 58,438
宮崎	4,798,446	122,840	4,921,286	3,690,967			3,690,967	3,273,778	417,189	139,059	139,065	139,065
鹿児島	5,768,533	85,451	5,853,984	4,390,495	143,084	107,313	4,497,808	4,894,681	△ 396,873	△ 132,294	△ 132,293	△ 132,286
沖縄	5,412,847	87,671	5,500,518	4,125,394			4,125,394	4,409,175	△ 283,781	△ 94,599	△ 94,592	△ 94,590
大都市除計	501,274,651	8,684,412	509,959,063	382,469,505	1,258,472	943,856	383,413,361	335,749,432	47,663,929	15,887,961	15,887,965	15,888,003
特別区	392,603,559	2,880,857	395,484,416	296,613,312			296,613,312	309,172,481	△ 12,559,169	△ 4,186,390	△ 4,186,390	△ 4,186,389
札幌市	14,722,238	147,435	14,869,673	11,152,255			11,152,255	10,536,611	615,644	205,215	205,215	205,214
仙台市	10,875,507	270,543	11,146,050	8,359,538			8,359,538	8,441,108	△ 81,570	△ 27,190	△ 27,190	△ 27,190
さいたま市	9,118,024	288,171	9,406,195	7,054,646			7,054,646	7,573,111	△ 518,465	△ 172,822	△ 172,822	△ 172,821
千葉市	7,707,952	98,194	7,806,146	5,854,610			5,854,610	6,074,417	△ 219,807	△ 73,269	△ 73,269	△ 73,269
横浜市	29,023,841	△ 6,945	29,016,896	21,762,672			21,762,672	19,654,160	2,108,512	702,838	702,837	702,837
川崎市	10,779,499	119,657	10,899,156	8,174,367			8,174,367	6,588,437	1,585,930	528,644	528,643	528,643
相模原市	3,692,276	106,447	3,798,723	2,849,042			2,849,042	2,038,045	810,997	270,333	270,332	270,332
新潟市	4,519,638	68,151	4,587,789	3,440,842			3,440,842	3,406,975	33,867	11,289	11,289	11,289
静岡市	5,131,570	103,173	5,234,743	3,926,057			3,926,057	3,715,262	210,795	70,265	70,265	70,265
浜松市	7,320,742	61,006	7,381,748	5,536,311			5,536,311	3,634,169	1,902,142	634,048	634,047	634,047
名古屋市	33,083,930	△ 1,100,343	31,983,587	23,987,690			23,987,690	21,722,534	2,265,156	755,052	755,052	755,052
京都市	19,373,551	94,468	19,468,019	14,601,014			14,601,014	15,870,788	△ 1,269,774	△ 423,258	△ 423,258	△ 423,258
大阪市	68,884,357	479,807	69,364,164	52,023,123			52,023,123	49,678,229	2,344,894	781,632	781,631	781,631
堺市	5,624,283	548,539	6,172,822	4,629,617			4,629,617	3,634,597	995,020	331,674	331,673	331,673
神戸市	11,655,876	71,066	11,726,942	8,795,207			8,795,207	8,542,447	252,760	84,254	84,253	84,253
岡山市	5,065,660	98,072	5,163,732	3,872,799			3,872,799	4,076,258	△ 203,459	△ 67,820	△ 67,820	△ 67,819
広島市	9,177,278	89,307	9,266,585	6,949,939			6,949,939	7,519,342	△ 569,403	△ 189,801	△ 189,801	△ 189,801
北九州市	6,457,274	46,775	6,504,049	4,878,037			4,878,037	4,711,207	166,830	55,610	55,610	55,610
福岡市	19,256,701	243,943	19,500,644	14,625,483			14,625,483	14,398,292	227,191	75,731	75,730	75,730
熊本市	4,080,657	102,881	4,183,538	3,137,654			3,137,654	3,129,183	8,471	2,824	2,824	2,823
大都市計	678,154,413	4,811,204	682,965,617	512,224,215			512,224,215	514,117,653	△ 1,893,438	△ 631,141	△ 631,149	△ 631,148
合計	1,179,429,064	13,495,616	1,192,924,680	894,693,720	1,258,472	943,856	895,637,576	849,867,085	45,770,491	15,256,820	15,256,816	15,256,855

第二節　固 定 資 産 税

第一款　土　地

土地に係る基準税額の算定方式は、次のとおりである。

算式

｛（Ａ×Ｂ－Ｃ）×0.014－（Ｄ－Ｅ＋Ｆ＋Ｇ）｝×0.7455

算式の符号

Ａ： 平均価格

概要調書報告書に記載されるべき令和７年１月１日現在の「一般田」、「一般畑」、「宅地（宅地Ａ・Ｂを除く。）」、「一般山林」及び「その他」に係る単位当たり平均価格

Ｂ： 地積

令和７年１月１日現在において、当該市町村の土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録されるべきであった土地の地積から地方税法第348条の規定により非課税、又は同法附則第55条第２項の規定により課税免除となる土地を除いた「一般田」、「一般畑」、「宅地（宅地Ａ・Ｂを除く。）」、「一般山林」及び「その他」のそれぞれの地目ごとの地積

Ｃ： 負担調整措置等による課税標準額の軽減額

法定免税点未満のもの、課税標準の特例によるもの、負担調整措置による課税標準額の軽減額（ただし、地域決定型地方税制特例措置（いわゆる「わがまち特例」）に該当するものについては、「参酌すべき割合として定める率」を用いて減少額を算出するものとする。）

Ｄ： 宅地化農地に係る令和７年度分の徴収猶予税額（地方税法附則第29条の５第１項、第３項、第７項及び第８項による免除又は徴収猶予額）

Ｅ： 宅地化農地に係る令和６年度分の徴収猶予の取消に係る税額（地方税法附則第29条の５第９項）

Ｆ： 宅地化農地に係る令和６年度分の還付額（地方税法附則第29条の５第11項及び第12項）

Ｇ： 宅地化農地等に係る令和７年度分の減税額（地方税法附則第29条の５第16項及び第17項並びに第55条第４項、第６項及び第８項）

0.7455： 75/100（算入率）×99.4/100（徴収率）

※ 固定資産税（土地）については、地方税法附則第55条第２項の規定に基づき原子力発電所の事故により被害を受けた土地の固定資産税のうち、市町村の長が指定して公示した区域に係る令和７年度分の固定資産税の課税免除後の基準税額とする。

第二款　家　屋

家屋に係る基準税額の算定方式は、次のとおりである。

算式

$$〔｛\overbrace{\underbrace{(A_1\times B_1+A_2\times B_2)}_{\text{課税標準額}}-C-D+E}^{\text{総価額}}｝\times 0.014-F〕\times 0.7455$$

算式の符号

A_1： 概要調書報告書に記載されるべき木造家屋に係る単位当たり平均価格

A_2： 同上の非木造家屋に係る単位当たり平均価格

B_1： 令和７年１月１日現在において、当該市町村の家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登録されるべきであった木造家屋の床面積（ただし、地方税法第348条及び附則第55条第２項の規定により非課税又は課税免除となるものを除く。）

B_2： 同上の非木造家屋の床面積

Ｃ： 令和７年度分の当該市町村の木造家屋及び非木造家屋における地方税法第351条の規定に該当する法定免税点未満のものの価額の合算額（ただし、令和３年地方税法等改正法附則第13条第１項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症に伴う課税標準の特例により法定免税点未満となるものに係る固定資産税の課税標準額を除く。）

Ｄ： 当該市町村の家屋のうち、地方税法第349条の３（第９～11、15～18、20、22、23、25、27～30、32、33項に限る。）並びに附則第15条（第１、９、13～17、19、20、22、24、27、37項に限る。）、第15条の２第２項及び第15条の３第１項、昭和47年改正法附則第８条第３項、昭和61年改正法附則第３条第10項、平成３年改正法附則第８条第３項、平成７年改正法附則第６条第３項及び第５項、平成10年改正法附則第６条第５項及び第９項、平成13年改正法附則第８条第８項、平成15年改正法附則第11条第９項及び第11項、平成17年改正法附則第７条第９項及び第10項、平成19年改正法附則第６条第２項、平成20年改正法附則第10条第４項、平成22年改正法附則第11条第19項及び第20項、平成23年改正法附則第７条（第６～８、25項に限る。）、平成26年改正法附則第12条第７項及び第８項、平成28年改正法附則第18条第17項、令和２年改正法附則第14条（第７、11、13、17項に限る。）、令和３年改正法附則第12条第５項、令和５年改正法附則第16条第４項並びに令和６年改正法附則第20条第６項の規定に該当する課税標準の特例による減少額として総務大臣が調査した額（ただし、地域決定型地方税制特例措置（いわゆる「わがまち特例」）に該当するものについては、「参酌すべき割合として定める率」を用いて減少額を算出するものとする。）

Ｅ： 令和３年地方税法等改正法附則第13条第１項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症に伴う課税標準の特例による課税標準の減少額

Ｆ： 地方税法第352条の３第１項並びに附則第15条の６、第15条の７第１項及び第２項、第15条の８、第15条の９（第１、４、５、９、10項に限る。）、第15条の９の２（第１、４、５項に限る。）、第15条の９の３第１項、第15条の10第１項、第15条の11第１項、第16条の２第10項、第55条（第４、６、８項に限る。）並びに第56条第11項及び第14項並びに令和７年改正法附則第９条第７項及び第８項の規定により、新築住宅、特定市街化区域農地の貸家住宅等に係る減税額として総務大臣が調査した額（ただし、「わがまち特例」に該当するものについては、「参酌すべき割合として定める率」を用いて減税額を算出するものとする。）

0.7455： 75/100（算入率）×99.4/100（徴収率）

※ 固定資産税（家屋）については、地方税法附則第55条第２項の規定に基づき原子力発電所の事故により被害を受けた家屋の固定資産税のうち、市町村の長が指定して公示した区域に係る令和７年度分の固定資産税の課税免除後の基準税額とする。

第三款　償　却　資　産

償却資産に係る基準税額の算定方式は、次のとおりである。

算式

（Ａ＋Ａ′）×0.0105＋（Ｂ＋Ｂ′）×0.0105＋D_1×0.0105＋（Ｃ＋Ｃ′）×0.0104475＋D_2×0.0104475

算式の符号

Ａ： 地方税法第389条の規定により総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額（ただし、「わがまち特例」に該当するもののうち、参酌すべき割合があるものについては、当該決定価格に「参酌すべき割合として定める率」を乗じて得た額を用いて課税標準額を算出するものとする。地方税法第351条本文の規定に該当するものがある場合における当該償却資産に係る額及び大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額のうち当該償却資産に係る額は含まれないものとする。以下同じ。）

Ａ′： 新型コロナウイルス感染症に伴う特例による課税標準の減少額（令和３年地方税法等改正法附則第13条第１項）のうち地方税法第389条に係るもの

Ｂ： 地方税法第743条の規定により都道府県知事が評価し、価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額

Ｂ′： 新型コロナウイルス感染症に伴う特例による課税標準の減少額（令和３年地方税法等改正法附則第13条第１項）のうち地方税法第743条に係るもの

Ｃ： 地方税法第410条の規定により、市町村長が価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額

Ｃ′： 新型コロナウイルス感染症に伴う特例による課税標準の減少額（令和３年地方税法等改正法附則第13条第１項）のうち地方税法第410条に係るもの

D_1： 前年度以前の年度におけるＡ及びＢに掲げる市町村分の課税標準額について総務大臣が過大又は過少と認めた額

D_2： 前年度以前の年度におけるＣに掲げる市町村分の課税標準額について総務大臣が過大又は過少と認めた額

0.0105： 1.4/100（標準税率）×75/100（算入率）

0.0104475： 1.4/100（標準税率）×75/100（算入率）×99.5/100（徴収率）

第四款　低開発地域工業開発促進法等による特例

第一款から第三款までによって算定された固定資産税に係る基準税額から、次の（一）及び（二）の額の合算額が控除される。

（一）　低工法第５条、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２、中部圏法第８条、沖縄振興法第９条、第32条、第37条、第51条、第58条、第89条、平成24年沖縄振興法改正法附則第２条、平成26年沖縄振興法改正法附則第５条、令和４年沖縄振興法等改正法附則第８条、半島振興法第17条、リゾート法第９条、関西学研法第11条、多極法第14条、過疎地域持続的発展法第24条及び附則第４条第３項、旧過疎法第31条及び附則第４条第３項、離島振興法第20条、地方拠点法第12条及び第36条、特定農山村法第16条、水特法第13条、ベイエリア法第14条、奄美振興法第38条、奄美振興法等改正法附則第２条、原発等立地地域振興法第10条、地域未来投資促進法第26条、企業立地促進法改正法附則第３条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の企業立地促進法第20条並びに地域再生法第17条の６の規定によって市町村の基準財政収入額から控除する額は、課税免除等の特例規定の適用を受ける期間及び課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び償却資産の各区分に係るものに区分し、当該区分ごとに、次の算式によって算定した額を合算した額とする。なお、この特例措置を受ける期間は、３か年度（ただし、沖縄振興法に係るものにあっては、５か年度）である。

〔算定方法〕

(1)　低工法、沖縄振興法、過疎法、離島振興法、奄美振興法又は地域未来投資促進法の適用を受けるもの

（ｲ）　課税免除の場合

$$\text{特例措置の適用を受ける課税免除に係る課税標準額} \times \underset{\text{（標準税率）}}{\frac{1.4}{100}} \times \underset{\text{（算入率）}}{\frac{75}{100}}$$

（ただし、地域未来投資促進法において対象とされている事業に対する固定資産税については、この算式によって算定した額に、財政力指数が0.67未満の市町村にあっては3/3、0.67以上0.80未満の市町村にあっては1/3を乗じることで、補填率の割り落としを行うものとする。）

（ﾛ）　不均一課税の場合

$$\text{特例措置の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額} \times \left(\underset{\text{（標準税率）}}{\frac{1.4}{100}} - \text{当該団体が不均一課税に適用する税率} \right) \times \underset{\text{（算入率）}}{\frac{75}{100}}$$

（ただし、当該団体が不均一課税に適用する税率が0.014を超える場合は0.014とする。また、地域未来投資促進法において対象とされている事業に対する固定資産税については、この算式によって算定した額に、財政力指数が0.67未満の市町村にあっては3/3、0.67以上0.80未満の市町村にあっては1/3を乗じることで、補填率の割り落としを行うものとする。）

(2)　近畿圏法、首都圏法、中部圏法、半島振興法、関西学研法、多極法、特定農山村法、水特法、リゾート法、地方拠点法、ベイエリア法、原発等立地地域振興法又は地域再生法の適用を受けるもの

$$\text{特例措置の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額} \times \left(\underset{\text{（標準税率）}}{\frac{1.4}{100}} - \text{当該団体が不均一課税に適用する税率} \right) \times \underset{\text{（算入率）}}{\frac{75}{100}}$$

（ただし、当該団体が不均一課税に適用する税率が0.014を超える場合は0.014とし、またその率が次の表に掲げる区分ごとのそれぞれの率に満たない場合は、次の表に掲げるそれぞれの率とする。また、地域再生法において対象とされている事業に対する固定資産税については、財政力に応じた補填率の割り落としを行うものとする。）

適　用　法　律　名	初　年　度	第　二　年　度	第　三　年　度
近畿圏法、首都圏法及び中部圏法	$0.007〔\frac{1.4}{100}\times\frac{1}{2}〕$	$0.0105〔\frac{1.4}{100}\times\frac{3}{4}〕$	$0.01225〔\frac{1.4}{100}\times\frac{7}{8}〕$
関西学研法及び特定農山村法	－	$0.007〔\frac{1.4}{100}\times\frac{1}{2}〕$	$0.0105〔\frac{1.4}{100}\times\frac{3}{4}〕$
半島振興法、リゾート法、多極法、地方拠点法、ベイエリア法及び原発等立地地域振興法	－	$0.0035〔\frac{1.4}{100}\times\frac{1}{4}〕$	$0.007〔\frac{1.4}{100}\times\frac{2}{4}〕$
水特法	$0.007〔\frac{1.4}{100}\times\frac{1}{2}〕$	$0.007〔\frac{1.4}{100}\times\frac{1}{2}〕$	$0.007〔\frac{1.4}{100}\times\frac{1}{2}〕$
地域再生法（移転型）	－	$0.0035〔\frac{1.4}{100}\times\frac{1}{4}〕$	$0.007〔\frac{1.4}{100}\times\frac{2}{4}〕$
地域再生法（拡充型）	－	$0.00467〔\frac{1.4}{100}\times\frac{1}{3}〕$	$0.00933〔\frac{1.4}{100}\times\frac{2}{3}〕$

※地域再生法（移転型）における財政力に応じた補塡率の割り落とし

○平成30年５月31日までの新設又は増設分

財　政　力　指　数	0.63　未　満	0.63 ～ 0.77 未 満	0.77 ～ 0.90 未 満
補　塡　率	$\frac{3}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$

○平成30年６月１日以後の新設又は増設分

財　政　力　指　数	0.64　未　満	0.64 ～ 0.79 未 満	0.79 ～ 0.93 未 満
補　塡　率	$\frac{3}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$

※地域再生法（拡充型）における財政力に応じた補塡率の割り落とし

財　政　力　指　数	0.63　未　満	0.63～0.74未満 （注）
補　塡　率	$\frac{2}{2}$	$\frac{1}{2}$

（注）平成29年４月１日以後の新設又は増設分について適用

（二）　地方交付税法（以下「法」という。）第14条の２の規定によって市町村の基準財政収入額から控除する額は、次の(1)及び(2)によって算定した額を合算した額とする。

(1)　法第14条の２に規定する土地又は家屋で、(2)に規定するもの以外のものについては、同条の規定の適用を受ける課税標準額を土地に係るもの及び家屋に係るものに区分し、当該区分ごとにそれぞれ次の(ｲ)及び(ﾛ)の算式によって算定した額を合算した額とする。

(ｲ)　土地に係るもの

算　式

Ａ×0.0105＋Ｂ×（0.0105－Ｃ×0.75）

算式の符号

Ａ　：法第14条の２の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額

Ｂ　：法第14条の２の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額

Ｃ　：当該市町村がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該税率が0.014を超えるときは0.014とする。

0.0105　：0.014（標準税率）×0.75（算入率）

(ﾛ)　家屋に係るもの

算　式

Ａ×0.00525＋Ｂ×（0.0105－Ｃ×0.75）

算式の符号

Ａ　：(ｲ)の算式の符号Ａに同じ。

Ｂ　：(ｲ)の算式の符号Ｂに同じ。

Ｃ　：当該市町村がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該税率が0.007に満たないときは0.007とし、0.014を超えるときは0.014とする。

0.00525　：0.014（標準税率）×0.75（算入率）×1/2

(2)　明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第３条の規定により指定を受けた第二種歴史的風土保存地区の区域内における土地又は家屋については、法第14条の２の規定の適用を受ける課税標準額を土地に係るもの及び家屋に係るものに区分し、当該区分ごとにそれぞれ次の(ｲ)及び(ﾛ)の算式によって算定した額を合算した額とする。

(ｲ)　土地に係るもの

算　式

Ａ×0.00525＋Ｂ×（0.0105－Ｃ×0.75）

算式の符号

Ａ　：(1)の(ｲ)の算式の符号Ａに同じ。

Ｂ　：(1)の(ｲ)の算式の符号Ｂに同じ。

Ｃ　：明日香村がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該税率が0.007に満たないときは0.007とし、0.014を超えるときは0.014とする。

(ﾛ)　家屋に係るもの

算　式

Ａ×0.002625＋Ｂ×（0.0105－Ｃ×0.75）

算式の符号

Ａ　：(ｲ)の算式の符号中Ａに同じ。

Ｂ　：(ｲ)の算式の符号中Ｂに同じ。

Ｃ　：明日香村がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該税率が0.0105に満たないときは0.0105とし、0.014を超えるときは0.014とする。

0.002625　：0.014（標準税率）×0.75（算入率）×1/4

第三節　軽　自　動　車　税

第一款　環境性能割

環境性能割の基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

Ａ ×｛（Ｂ／Ａ）／α｝× β × 0.75

算式の符号

Ａ：前年度中に地方税法附則第29条の12第２項の規定により市町村に払い込まれた軽自動車税の環境性能割額に係る台数

Ｂ：前年度中に地方税法附則第29条の12第２項の規定により市町村に払い込まれた軽自動車税の環境性能割額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

α：21,588円 ： $\frac{\text{Ｂの全国総額}}{\text{Ａの全国総台数}}$

β：22,648円 ： １台当たりの全国平均税額

第二款　種別割

種別割の基準税額は、一般の所有する軽自動車等（一般分）、税率の特例（経年車重課又はグリーン化特例（軽課））が適用される軽自動車等（税率特例適用分）及び米軍構成員等が所有する軽自動車等（米軍構成員等分）に係る基準税額の合算額であり、それぞれ基準税率に令和７年４月１日現在の軽自動車等の台数を乗じて算定する。この場合の「軽自動車等」は、地方税法第445条（軽自動車税の非課税の範囲）の規定により非課税又は課税免除とされるものを除くものである。

【一般分】

次表に掲げる区分ごとの基準税率に、それぞれ区分ごとの軽自動車等の台数（地方税法附則第30条の規定による税率の特例の適用を受けるもの及び米軍構成員等が所有するものを除く。）を乗じて得た額の合算額に0.972を乗じて得た額とする。

<table>
<tr><th colspan="5" rowspan="2">区　　分</th><th>基準税率(円)</th></tr>
<tr><th>一 般 分
（重課及び軽課に係るものを除く。）</th></tr>
<tr><td rowspan="5">原動機付自転車</td><td colspan="4">総排気量が0.05ℓ以下又は定格出力が0.6kW以下のもの（ハ及びホに掲げるものを除く。）　イ</td><td>1,500</td></tr>
<tr><td colspan="4">二輪のもので総排気量が0.05ℓを超え0.09ℓ以下（ハに掲げるものを除く）又は定格出力が0.6kWを超え0.8kW以下のもの　ロ</td><td>1,500</td></tr>
<tr><td colspan="4">二輪のもので総排気量が0.125ℓ以下かつ最高出力が4.0kW以下のもの　ハ</td><td>1,500</td></tr>
<tr><td colspan="4">二輪のもので総排気量が0.09ℓを超え（ハに掲げるものを除く）又は定格出力が0.8kWを超えるもの　ニ</td><td>1,800</td></tr>
<tr><td colspan="4">三輪以上のもの(地方税法施行規則第15条の15で定めるものを除く。)で総排気量が0.02ℓを超え又は定格出力が0.25kWを超えるもの　ホ</td><td>2,775</td></tr>
<tr><td rowspan="13">軽自動車</td><td colspan="4">二輪のもの（側車付のものを含む。）</td><td>2,700</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">三輪のもの</td><td>平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの</td><td>2,325</td></tr>
<tr><td>平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの</td><td>2,925</td></tr>
<tr><td rowspan="10">四輪以上のもの</td><td rowspan="4">乗用のもの</td><td rowspan="2">営業用</td><td>平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの</td><td>4,125</td></tr>
<tr><td>平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの</td><td>5,175</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自家用</td><td>平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの</td><td>5,400</td></tr>
<tr><td>平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの</td><td>8,100</td></tr>
<tr><td rowspan="4">貨物用のもの</td><td rowspan="2">営業用</td><td>平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの</td><td>2,250</td></tr>
<tr><td>平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの</td><td>2,850</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自家用</td><td>平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの</td><td>3,000</td></tr>
<tr><td>平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの</td><td>3,750</td></tr>
<tr><td colspan="4">もっぱら雪上を走行するもの</td><td>2,625</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小型特殊自動車</td><td colspan="4">農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車を含む。）</td><td>1,725</td></tr>
<tr><td colspan="4">その他のもの</td><td>4,425</td></tr>
<tr><td colspan="4">二輪の小型自動車</td><td>4,500</td></tr>
</table>

(1) 0.972：0.986(徴収率)×0.9860(身体障害者に係る減免台数についての割落率)
(2) 基準税率は、標準税率×75/100（算入率）である。
(3) 軽自動車のうち「もっぱら雪上を走行するもの」及び小型特殊自動車の基準税率については、総務省が調査した額の平均税額による。

【税率特例適用分】

地方税法附則第30条の規定による税率の特例（経年車重課又はグリーン化特例（軽課））の適用を受けるものについて、次の算式によって算定した額とする。

算式

［｛（7,800円×α）×A ｝＋｛（1,700円×β）×B ｝］×0.972

算式の符号

7,800円 ：地方税法附則第30条第１項の規定の適用を受ける軽自動車等（以下「経年車重課分」という。）に係る１台当たりの基準税率

α ：次の算式によって算定した市町村ごとの基準税率補正率

算式

$$\frac{b}{a}\times\frac{1}{7,827円}$$

算式の符号

a ：経年車重課分の台数

b ：経年車重課分に係る軽自動車税種別割の調定見込額（基準税額ベース）

7,827円：経年車重課分に係る１台当たり全国平均税率×75／100

A ：経年車重課分の台数

1,700円 ：地方税法附則第30条第２項から第４項の規定の適用を受ける軽自動車等（以下「グリーン化特例（軽課）分」という。）に係る１台当たりの基準税率

β ：次の算式によって算定した市町村ごとの基準税率補正率

算式

$$\frac{d}{c}\times\frac{1}{1,719円}$$

算式の符号

c ：グリーン化特例（軽課）分の台数

d ：グリーン化特例（軽課）分に係る軽自動車税種別割の調定見込額（基準税額ベース）

1,719円：グリーン化特例（軽課）分に係る１台当たり全国平均税率×75／100

B ：グリーン化特例（軽課）分の台数

0.972：0.986(徴収率)×0.9860(身体障害者に係る減免台数についての割落率)

【米軍構成員等分】

次表に掲げる区分ごとの基準税率に、それぞれ区分ごとの軽自動車等の台数（米軍構成員等が所有するものに限る。）を乗じて得た額とする。なお、基準税率については、平成11年２月16日付け自治税企第４号「合衆国軍隊の構成員等に対する自動車税及び軽自動車税の課税について」による。

区分		基準税率(円)
		米軍構成員等分
原動機付自転車		375
軽自動車	二輪のもの（側車付のものを含む。）及び三輪のもの	750
	四輪以上のもの	2,250
二輪の小型自動車		750

第四節　　市町村たばこ税

市町村たばこ税の基準税額は、次の算式によって算定した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額を零とする。

算　式　　（Ａ×Ｂ）×4.9140－Ｃ

算式の符号

Ａ　：当該市町村内における地方税法第465条第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（以下「売渡し等」という。）に係る令和６年３月１日から令和７年２月末日までの製造たばこの本数（紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については、同法第467条第２項及び第３項の規定によって換算した本数とする。以下同じ。）の合計数

Ｂ　：次の算式によって算定した当該市町村の区域内における売渡し等に係る製造たばこの本数の伸び率（算定の過程及び当該伸び率に小数点以下第４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下同じ。）

算　式

$$\sqrt{\frac{(a)}{(b)}} \times \quad 1.0066$$

算式の符号

(a)　：当該市町村内における令和６年３月１日から令和７年２月末日までの売渡し本数

(b)　：当該市町村内における令和４年３月１日から令和５年２月末日までの売渡し本数

1.0066　：令和７年度地方財政計画の基礎となった令和７年３月１日から令和８年２月末日までの間において見込まれる売渡し等に係る製造たばこの総本数に対する割合

4.9140　：　$\dfrac{6,552円}{1,000本} \times \dfrac{75}{100}$

$\dfrac{6,552円}{1,000本}$…地方税法第468条に定める市町村たばこ税の税率

Ｃ　：当該市町村を包括する都道府県に対して交付する令和６年度市町村たばこ税都道府県交付金見込額

算　式

（ｃ×ｄ－ｅ）×0.75（算入率）

（ｃ×ｄ－ｅ）×0.75に千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げ、

（ｃ×ｄ－ｅ）が負となるときは零とする。

算式の符号

ｃ　：令和６年３月１日から令和７年２月末日までの間に当該市町村の区域内において売渡し等が行われた製造たばこの本数

ｄ　：地方税法第468条に定める市町村たばこ税の税率

ｅ　：前３年度（令和４年度）の全国のたばこ税の額の合計額に当該市町村のたばこ消費基礎人口（地方税法第485条の13に規定するたばこ消費基礎人口（公表された直近の国勢調査の結果による当該市町村の20歳以上の人口及び当該市町村以外の市町村に居住する者であって当該市町村において従事し、又は市町村へ通学する者のうち20歳以上のものの人口の合計）をいう。以下同じ。）に２を乗じて得た数を全国のたばこ消費基礎人口の合計数で除して得た割合を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）

なお、たばこ消費基礎人口の算出に用いる国勢調査結果は、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和５年総務省令第36号）により、平成27年から令和２年に変更されるとともに、避難指示区域等を含む市町村で一定の要件に該当するものに係る算定方法の特例が設けられている。

令和７年度の算定に用いるｅの額は、当該市町村のたばこ消費基礎人口に14,410円（たばこ消費基礎人口１人当たり市町村たばこ税の額の全国平均の２倍の額として次の算式により算定した額）を乗じて得た額（千円未満の端数は切り上げ））である。

算式　　14,410円＝ａ／ｂ×２

ａ　：前３年度（令和４年度）の全国の市町村たばこ税の額の合計額（871,124,692千円）

ｂ　：全国のたばこ消費基礎人口（126,947,429人（令和２年国勢調査〈特例適用後〉））

第五節　　鉱　産　税

鉱産税の基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算　式

Ａ×0.0075＋Ｂ×0.00525

Ａ×0.0075及びＢ×0.00525に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ：　当該市町村における令和６年度の現年課税分の課税標準となった額（令和７年４月１日現在において閉鎖している作業場に係るものとして総務大臣が調査した生産量に係る課税標準額を除く。）から令和５年度以前の年度分について令和６年度中に更正を行った場合における、令和５年度以前の課税標準額を控除した額のうち地方税法第520条第１項本文の規定の適用を受けるものの額

Ｂ：　当該市町村における令和６年度の現年課税分の課税標準となった額（令和７年４月１日現在において閉鎖している作業場に係るものとして総務大臣が調査した生産量に係る課税標準額を除く。）から令和５年度以前の年度分について令和６年度中に更正を行った場合における、令和５年度以前の課税標準額を控除した額のうち地方税法第520条第１項ただし書の規定の適用を受けるものの額

1　地方税法第６条又は第532条の規定に基づき、各市町村の条例により課税免除、不均一課税又は減免の措置を行ったものについても含めて算定するものである。

2　課税標準となった額及び基準税額の千円未満の端数は四捨五入すること。

0.0075：1/100（標準税率）×100/100（徴収率）×75/100（算入率）

0.00525：0.7/100（標準税率）×100/100（徴収率）×75/100（算入率）

第六節　　事　業　所　税

事業所税の基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算　式

｛（Ａ×600円＋Ｂ×0.25/100）－Ｃ｝　×0.74925

算式の符号

Ａ：　令和６年度に課税の対象となったもののうち、事業所税の資産割に係る事業所床面積（地方税法第6条又は第701条の57の規定による課税免除及び不均一課税又は減免を行ったものを含み、同法第701条の34の規定により非課税となるもの、同法第701条の41の規定により控除されるもの及び同法第701条の43の規定による免税点以下のものを除く。）
なお、令和６年度中に修正申告又は更正があった場合においては、その最終の修正申告又は更正による事業所床面積とする。

Ｂ：　令和６年度に課税の対象となったもののうち、事業所税の従業者割に係る従業者給与総額
なお、修正申告等に係る取扱いは、Ａの場合と同様とすること。

Ｃ：　Ａ及びＢに係る税額のうち、令和５年度以前に申告納付等がなされたものについて、令和６年度中に修正申告等があった場合において、当該修正申告等に係る令和５年度以前に既に納付の確定した税額

0.74925：99.9/100（徴収率）×75/100（算入率）

第七節　　利子割交付金

1　利子割交付金の基準額は、令和７年度分の基準額として推計した額に令和６年度分、令和５年度分、令和４年度分に係る基準額の精算額及び令和６年度以前の年度に係る総務大臣が修正すべきものと認めた額を加減して算定する。

(1)　令和７年度分の基準額の推計は、令和６年度に交付された利子割交付金を基礎として算定する。

(2)　令和６年度分に係る基準額の精算は、令和６年度に交付された利子割交付金を基礎として行い、精算予定額の３分の１に相当する額を精算し、残額については翌年度に繰り越して精算する。

(3)　令和５年度分に係る未精算額の精算は、当該利子割交付金の未精算額の２分の１に相当する額を精算し、残額については翌年度に繰り越して精算する。

(4)　令和４年度分に係る未精算額の精算は、全額精算する。

2　令和７年度基準額の算定方法

基準額は、次の(一)から(五)によって算定した額の合算額とする。
ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

(一)　令和７年度分の推計基準税額

次の算式によって算定した額

算　式　　（Ａ×1.602）×0.75（算入率）

算式の符号

Ａ　：令和６年の８月、12月及び令和７年の３月に交付された利子割交付金の額の合算額

1.602　：令和７年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた推計乗率

(二)　令和６年度分に係る基準額の精算額

次の算式によって算定した額から当該額の３分の２に相当する額を控除した額

算　式　　（Ａ＋Ｂ）×0.75－Ｃ

算式の符号

Ａ　：(一)のＡと同じ

Ｂ　：令和６年度減収補塡債のうち利子割交付金に係るものの額

Ｃ　：令和６年省令附則第19条第１号の額

0.75　：算入率

(三)　令和５年度分に係る基準税額の精算額

令和６年省令附則第19条第２号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額から、当該額の２分の１に相当する額を控除した額

(四)　令和４年度分に係る基準税額の精算額

令和６年省令附則第19条第３号の適用を受けた市町村における同号により控除された額

(五)　令和６年度以前の年度に係る総務大臣が修正すべきものと認めた額

第八節　配当割交付金

配当割交付金の基準額は、次の算式により算定した額とする。

算　式

Ａ×0.808×0.75

算式の符号

Ａ　：令和６年度の配当割交付金の額

0.808　：令和７年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた率

0.75　：算入率

第九節　株式等譲渡所得割交付金

株式等譲渡所得割交付金の基準額は、次の算式により算定した額とする。

算　式

Ａ×0.946×0.75

算式の符号

Ａ　：令和６年度の株式等譲渡所得割交付金の額

0.946　：令和７年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた率

0.75　：算入率

第十節　法人事業税交付金

一 法人事業税交付金の基準額は、令和７年度分の推計基準額に令和６年度分に係る精算額、令和５年度分に係る精算額、令和４年度分に係る精算額及び令和６年度以前の年度に係る総務大臣が修正すべきものと認めた額を加減して算定する。

(1) 令和７年度分の推計基準額については、法人事業税交付金の交付基準を踏まえて算定する。

(2) 令和６年度分に係る精算は、令和６年度の交付額等を基礎として行い、精算予定額の３分の１に相当する額とする。

(3) 令和５年度分に係る精算は、未精算額の２分の１に相当する額とする。

(4) 令和４年度分に係る精算は、未精算額の全額とする。

二 令和７年度基準額の算定方法

基準額は、次の(一)から(五)によって算定した額の合算額とする。

ただし、当該額が負となる場合は零とする。

(一)　令和７年度分の推計基準額

次の算式によって算定した額

算　式

（Ａ×α×Ｂ／Ｃ）×0.75

Ａ×α、Ａ×α×Ｂ／Ｃに小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ：当該市町村を包括する道府県の前年度の法人事業税調定額（標準税率分）として総務大臣が通知した数

Ｂ：当該市町村従業者数（当該市町村の地方税法施行規則第７条の２に規定する従業者数とする。ただし、地方税法施行規則第７条の２の２の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による従業者数とする。）

Ｃ：当該道府県の区域内の市町村に係るＢの合計

α：0.074

(二)　令和６年度分に係る精算額

次の算式によって算定した額から当該額の３分の２に相当する額を控除した額。

算　式

（Ａ×0.75＋Ｂ）－Ｃ

算式の符号

Ａ：令和６年度の８月、12 月及び３月に交付された法人事業税交付金の額の合算額

Ｂ：令和６年度減収補塡債のうち法人事業税交付金に係るものとして発行された額の75／100 に相当する額

Ｃ：令和６年度普通交付税の算定に用いた推計基準額

(三)　令和５年度分に係る精算額

令和６年省令附則第19条の２第１項第２号の規定の適用を受けた市町村における同号に定める前年度分法人事業税交付金過大過少額から控除された額から２分の１に相当する額を控除して得た額とする。

(四)　令和４年度分に係る精算額

令和６年省令附則第19条の２第１項第３号の規定の適用を受けた市町村における同号に控除された額。

(五)　令和６年度以前の年度に係る総務大臣が修正すべきものと認めた額

第十一節　地方消費税交付金

地方消費税交付金の基準額は、従来分及び引上げ分に係る基準額の合算額とする。

【従来分】

算　式

Ａ× 0.986 × 0.75

算式の符号

Ａ： 令和６年度の６月、９月、12月及び３月に交付された地方消費税交付金の額（従来分）

$$0.986：\frac{\text{令和７年度地方財政計画のうち地方消費税交付金（従来分）に係る収入見込額 1,468,708,000千円}}{\text{令和６年度交付金額（従来分）の全国計 1,489,493,350千円}}$$

0.75：算入率

【引上げ分】

算　式

Ｂ× 0.986 × 0.75 ＋ Ｂ × 0.986 × 0.25

算式の符号

Ｂ： 令和６年度の６月、９月、12月及び３月に交付された地方消費税交付金の額（引上げ分）

$$0.986：\frac{\text{令和７年度地方財政計画のうち地方消費税交付金（引上げ分）に係る収入見込額 1,772,705,000千円}}{\text{令和６年度交付金額（引上げ分）の全国計 1,797,659,371千円}}$$

0.75 、0.25 ：算入率

第十二節　　ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場利用税交付金の基準額は、次の算式によって算定した額とする。

単位額（円）　　１日平均利用者数（人）

（１人１日の税率×192）　×　（利用者数×0.951）

ゴルフ場利用税交付金の基準額は、当該市町村のゴルフ場の１人１日当たりの税率（当該市町村の所在する都道府県条例により定められた令和７年４月１日現在の税率）に192を乗じて得た額に、総務大臣が調査した当該市町村のゴルフ場ごとの令和６年３月１日から令和７年２月28日までの間における延利用者の１日当たりの数（１人未満の端数は四捨五入する。なお、１のゴルフ場で２以上の市町村の区域にわたって所在するものについては、関係市町村の区域内に係るゴルフ場のそれぞれの面積の割合によって按分するものとし、按分した数に１人未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。）に伸び率0.951を乗じて得た数（１人未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。）を乗じて得た額の合計額とする。

192：365日×7/10（交付率）×75/100（算入率）

0.951：令和７年度地方財政計画の収入見込額等を勘案して定めた率

第十三節　　環境性能割交付金

環境性能割交付金に係る基準額は、指定都市にあっては、地方税法第177条の６第１項及び第２項に係るものごとに、次の算式により算定した額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあっては、次の算式により算定した額とする。

算　式

（Ａ×Ｂ）×0.75

（Ａ×Ｂ）及び（Ａ×Ｂ）×0.75に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　：前年度中に環境性能割交付金（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）による改正前の地方税法第143条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金を含む。）として当該市町村に対して交付された額

Ｂ　：次の算式によって算定した環境性能割交付金の額

$\sqrt{(a／b)}$×0.88101

（a／b）、$\sqrt{(a／b)}$ 及び $\sqrt{(a／b)}$×0.88101に小数点以下第４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

ただし、bが０の場合は（a／b）は１とする。

算式の符号

a：Ａに同じ。

b：当該年度の前３年度に環境性能割交付金として当該市町村に対して交付された額

0.88101：令和７年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた率

第十四節　　軽油引取税交付金

軽油引取税交付金の基準額は、次の算式によって算定した額とする。

算　式

（Ａ×Ｂ）×0.75

算式の符号

Ａ　：令和６年度の軽油引取税交付金の額（千円）

Ｂ　：指定都市ごとの伸び率（過去３年間の軽油引取税交付金の交付額を基礎として次の算式によって算出したものであり、総務省令別表第11に規定している。）

$$\text{指定都市ごとの伸び率} = \left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.008 \right) \times 0.995$$

算式の説明

a　：令和６年度の軽油引取税交付金の額（千円）

b　：指定都市ごとの令和４年度の軽油引取税交付金の額（千円）

1.008　$\sqrt{\dfrac{\text{a の全国総額}}{\text{b の全国総額}}}$

0.995：次の算式により算出した率

$$\frac{\text{令和７年度地方財政計画収入見込額}}{a \times \left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.008 \right) \text{ の全国総額}}$$

なお、算出過程における端数処理は、算式ごとに小数点以下第３位未満を四捨五入した。

第十五節　　地方揮発油譲与税

地方揮発油譲与税の基準税額は、指定都市にあっては次の算式の国・道府県道分と市町村道分を合算した額、その他の市町村にあっては市町村道分の額とする。

1　国・道府県道分

国・道府県道分に係る地方揮発油譲与税の基準税額は、令和６年度譲与税額（令和６年６月、11月及び令和７年３月譲与税額の合算額）に0.972を乗じて得た額である。

0.972の算出基礎は、次のとおりである。

$$\frac{\text{令和７年度地方財政計画収入見込額 } 123,366\text{百万円}-1,849\text{百万円}}{\text{令和６年度譲与税額 } 126,887\text{百万円}-1,902\text{百万円}}=0.972$$

1,849百万円：譲与制限を受ける団体、譲与制限解除団体、新指定都市及びそれらを包括する都道府県に係る令和７年度譲与見込額

1,902百万円：譲与制限を受ける団体、譲与制限解除団体、新指定都市及びそれらを包括する都道府県に係る令和６年度譲与税額

2　市町村道分

市町村道分に係る地方揮発油譲与税の基準税額は、令和６年度譲与税額（令和６年６月、11月及び令和７年３月譲与税額の合算額）に0.972を乗じて得た額である。

0.972の算出基礎は、次のとおりである。

$$\frac{\text{令和７年度地方財政計画収入見込額 } 89,334\text{百万円}}{\text{令和６年度譲与税額 } 91,884\text{百万円}}=0.972$$

第十六節　　特別とん譲与税

特別とん譲与税の基準税額は、特別とん譲与税法の規定による特別とん税の収入額に相当する額である。すなわち開港へ入港する外国貿易船の純トン数１トンにつき、入港ごとに納付する場合は20円、１年分を一時に納付する場合は60円がそれぞれ課される。特別とん税は、とん税とあわせて徴収され、特別とん税の税収額の全額を譲与税として特別とん譲与税法第３条の譲与時期及び時期ごとの譲与額の規定に従って開港所在市町村に譲与される。この場合において、一の開港に係る開港所在市町村が二以上あるときは、特別とん譲与税法第２条第２項の規定により、あん分譲与されることになる。

本年度の基準税額は、令和６年度譲与額（令和６年９月と令和７年３月譲与額の合算額）に乗率1.024を乗じて得た額と、精算額（令和６年度譲与額－令和５年度譲与額×0.988）を合算した額とする。ただし、合算した額が負となる市町村の基準税額は零とする。

1.024　：令和７年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた特別とん譲与税の推計乗率

第十七節　　石油ガス譲与税

石油ガス譲与税の基準税額は、令和６年度譲与額（令和６年６月、11月及び令和７年３月譲与額の合算額）に0.937を乗じて得た額とする。

なお、対象は指定都市のみである。

0.937の算出基礎は、次のとおりである。

$$\frac{\text{令和７年度地方財政計画収入見込額 } 4,000\text{百万円}}{\text{令和６年度譲与税額 } 4,270\text{百万円}}=0.937$$

第十八節　　自動車重量譲与税

自動車重量譲与税の基準税額は、令和６年度譲与額合算額（令和６年６月、11月及び令和７年３月譲与額の合算額）に1.033を乗じて得た額とする。

1.033の算出基礎は、次のとおりである。

$$\frac{\text{令和７年度地方財政計画収入見込額 290,600百万円}}{\text{令和６年度譲与税額 281,197百万円}}=1.033$$

第十九節　　航空機燃料譲与税

航空機燃料譲与税の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

令和７年度地方財政計画収入見込額　11,599,938千円　×　総務大臣が通知した按分率

総務大臣が通知した按分率の算出基礎は、令和７年度航空機燃料譲与税見込額とする。

第二十節　　森林環境譲与税

森林環境譲与税の基準税額は、令和６年度譲与額（令和６年９月と令和７年３月譲与額の合算額）に1.095を乗じて得た額である。

1.095の算出基礎は、次のとおりである。

$$\frac{\text{令和７年度地方財政計画収入見込額 62,000百万円}}{\text{令和６年度譲与税額 56,602百万円}}=1.095$$

第二十一節　　市町村交付金

1　国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号。以下本節中「法」という。）の規定に基づき、国又は地方公共団体は、その所有する固定資産のうち貸付資産、空港、国有林野、発電施設等、水道施設、工業用水道施設及び国家石油備蓄基地について国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）を当該固定資産所在の市町村に対して交付することになっている。

市町村交付金の基準額は、各省各庁の長又は地方公共団体の長が法の規定により通知した国又は当該地方公共団体の固定資産の価格を基礎として算定する。

2　市町村交付金の基準額は、次の(1)から(6)までの交付金算定標準額の合算額に基準率の0.0105を乗じて得た額と(7)により算出した額との合算額（当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。）とする。

（基準率の算出基礎）

0.0105：1.4/100（算定率）×75/100（算入率）

(1)　貸付資産（法第２条第１項第１号）

各省各庁の長又は地方公共団体の長が法第７条、第８条、第９条第２項（第10条第４項において準用する場合を含む。）又は第10条第１項若しくは第２項の規定により通知した価格を基礎として算定された算定標準額

(2)　空港に係る固定資産（法第２条第１項第２号）

各省各庁の長又は地方公共団体の長が法第７条、第８条、第９条第２項（第10条第４項において準用する場合を含む。）又は第10条第１項若しくは第２項の規定により通知した価格を基礎として算定された算定標準額

(3)　国有林野に係る土地（法第２条第１項第３号）

各省各庁の長が法第７条、第８条又は第９条第２項の規定により通知した価格を基礎として算定された算定標準額

(4)　発電施設等（法第２条第１項第４号）

発電所、変電所又は発電施設の用に供する固定資産について、各省各庁の長又は地方公共団体の長が、法第７条、第８条、第９条第２項（第10条第４項において準用する場合を含む。）又は第10条第１項若しくは第２項の規定により通知した価格を基礎として算定された算定標準額

(5)　水道施設、工業用水道施設に係る固定資産（法第２条第１項第５号）

各省各庁の長又は地方公共団体の長が、法第７条、第８条又は第９条第２項の規定により通知した価格を基礎として算定された算定標準額

(6)　国家備蓄基地に係る固定資産（法第２条第１項第６号）

各省各庁の長が法第７条、第８条又は第９条第２項の規定により通知した価格を基礎として算定された算定標準額

(7)　前年度以前の年度の市町村交付金の基準額の算定に用いた算定標準額について、(1)から(6)までに規定する価格の通知が変更されたこと、その他の理由により総務大臣が過大又は過少と認めた額に0.0105を乗じて得た額

第二十二節　東日本大震災に係る基準財政収入額の特例加算

地方交付税法（昭和25年法律第211号）附則第７条の４第２号により、総務省令で定めるところにより算定した減収見込額とは、次の法律に規定する以下の税目における令和７年度の東日本大震災に係る地方税の減収見込額であり、その合算額に0.75を乗じて得た額として総務大臣が通知した額を基準財政収入額に加算（以下「特例加算」という。）する。

なお、条例減免による減収見込額は特例加算の対象外である。

- 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）
- 地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）
- 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第96号）
- 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第119号）
- 地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第120号）
- 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）
- 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）
- 地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第３号）
- 所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）
- 地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第４号）
- 所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）
- 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第２号）
- 所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）
- 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）
- 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）
- 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第２号）
- 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）
- 地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第２号）
- 所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）
- 地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）
- 所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）
- 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第25号）
- 地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第26号）
- 地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）
- 所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）
- 地方税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１号）
- 所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）
- 地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）
- 所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）
- 地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）
- 所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）
- 所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）

（収入の項目）

一　市町村民税の所得割に係る減収見込額

二　市町村民税の法人税割に係る減収見込額

三　固定資産税に係る減収見込額

四　法人事業税交付金に係る減収見込額

第二十三節　交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金の基準額は、令和６年度交付額（令和６年９月及び令和７年３月交付額の合算額）に1.212を乗じて得た額とする。ただし、令和７年度に限り、道路法第17条第２項の規定により区域内に存する一般国道又は都道府県道を新たに管理することとなった指定都市以外の市及び同条第３項の規定により区域内に存する都道府県道を新たに管理することとなった町村にあっては、前年度交付額に総務大臣が通知した率を乗じて得た額とする。

1.212の算定基礎は次のとおりである。

$$\frac{\text{令和７年度地方財政計画収入見込額　47,485百万円}}{\text{令和６年度交付額　39,182百万円}} = 1.212$$

第二十四節　地方特例交付金

地方特例交付金の基準額は、令和７年度の地方特例交付金の額に75/100を乗じて得た額である（地方特例交付金制度解説を参照のこと）。

地方揮発油譲与税（道府県分）

地方揮発油譲与税の基準税額は、令和６年度譲与額（令和６年６月、11月及び令和７年３月譲与額の合算額）に0.972を乗じて得た額から、令和６年度譲与額に0.0013118826を乗じて得た額を控除した額である。

乗率0.972の算定基礎は次のとおりである。

$$\frac{\text{令和７年度地方財政計画収入見込額 123,366百万円－1,849百万円}}{\text{令和６年度譲与税額 126,887百万円－1,902百万円}}=0.972$$

1,849百万円：譲与制限を受ける団体、譲与制限解除団体、新指定都市及びそれらを包括する都道府県に係る令和７年度譲与見込額

1,902百万円：譲与制限を受ける団体、譲与制限解除団体、新指定都市及びそれらを包括する都道府県に係る令和６年度譲与税額

令和６年度譲与額に0.0013118826を乗じて得た額とは、地方揮発油税の当分の間税率の廃止に伴う地方揮発油譲与税の減収見込額である。

地方揮発油譲与税（市町村分）

地方揮発油譲与税の基準税額は、指定都市にあっては国・道府県道分と市町村道分を合算した額から国・道府県道分と市町村道分の当分の間税率の廃止に伴う減収見込額を合算した額を控除した額、その他の市町村にあっては市町村道分の額から市町村道分の当分の間税率の廃止に伴う減収見込額を控除した額である。

1　国・道府県道分

国・道府県道分は、令和６年度譲与額（令和６年６月、11月及び令和７年３月譲与額の合算額）に0.972を乗じて得た額である。

0.972の算出基礎は、次のとおりである。

$$\frac{\text{令和７年度地方財政計画収入見込額 } 123,366\text{百万円}-1,849\text{百万円}}{\text{令和６年度譲与税額 } 126,887\text{百万円}-1,902\text{百万円}}=0.972$$

1,849百万円：譲与制限を受ける団体、譲与制限解除団体、新指定都市及びそれらを包括する都道府県に係る令和７年度譲与見込額

1,902百万円：譲与制限を受ける団体、譲与制限解除団体、新指定都市及びそれらを包括する都道府県に係る令和６年度譲与税額

当分の間税率の廃止に伴う減収見込額は、令和６年度譲与額に0.0013118826を乗じて得た額である。

2　市町村道分

市町村道分は、令和６年度譲与額（令和６年６月、11月及び令和７年３月譲与額の合算額）に0.972を乗じて得た額である。

乗率0.972の算定基礎は次のとおりである。

$$\frac{\text{令和７年度地方財政計画収入見込額 } 89,334\text{百万円}}{\text{令和６年度譲与税額 } 91,884\text{百万円}}=0.972$$

当分の間税率の廃止に伴う減収見込額は、令和６年度譲与額に0.0013118826を乗じて得た額である。

令和７年度　地方特例交付金制度解説

令和６年度地方税制改正において実施することとされた、個人住民税における定額減税に伴う地方公共団体の減収を補填するため、定額減税減収補填特例交付金が創設された。
このことに伴い、従来の個人住民税における住宅借入金等特別税額控除に伴う地方公共団体の減収を補填する地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金と名称を変更している。
なお、令和２年度から、錯誤規定に基づき、算定前年度以前の錯誤について錯誤措置を行っている。

＜住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金＞

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために、各地方公共団体における住宅借入金等特別税額控除見込額に応じて住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金を交付する。

①交付基準額の算定方法

（都道府県分）

次の算式により算定した額とする。

算式

Ａ×1.0695728

算式の符号

Ａ：　地方税法附則第５条の４及び第５条の４の２の規定に基づく令和７年度の５月末現在における道府県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額

1.0695728：　令和７年度の住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金総額（1,759億円）に錯誤額を加算し、又はこれから減算した額を、各都道府県及び各市町村の令和７年５月末現在における住宅借入金等特別税額控除見込額の合計額で除して得た率

（市町村分）

次の算式により算定した額とする。

算式

Ａ×1.0695728

算式の符号

Ａ：　地方税法附則第５条の４及び第５条の４の２の規定に基づく令和７年度の５月末現在における市町村民税の住宅借入金等特別税額控除見込額

1.0695728：　都道府県分に同じ

②交付金の額の調整

住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金総額と①により算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を交付基準額が最も大きい都道府県又は市町村の交付基準額に加算し、又はこれから減額する。

＜定額減税減収補塡特例交付金＞

個人住民税における定額減税の実施に伴う地方公共団体の減収を補塡するために、各地方公共団体における定額減税見込額に応じて定額減税減収補塡特例交付金を交付する。

①交付基準額の算定方法

（都道府県分）

次の算式により算定した額とする。

算式

Ａ×1.8516824

算式の符号

Ａ：　地方税法附則第５条の８及び第５条の12の規定に基づく令和７年度の５月末現在における道府県民税の定額減税見込額

1.8516824：　令和７年度の定額減税減収補塡特例交付金総額（103億円）に錯誤額を加算し、又はこれから減算した額を、各都道府県及び各市町村の令和７年５月末現在おける定額減税見込額の合計額で除して得た率

（市町村分）

次の算式により算定した額とする。

算式

Ａ×1.8516824

算式の符号

Ａ：　地方税法附則第５条の８及び第５条の12の規定に基づく令和７年度の５月末現在における市町村民税の定額減税見込額

1.8516824：　都道府県分に同じ

②交付金の額の調整

定額減税減収補塡特例交付金総額と①により算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を交付基準額が最も大きい都道府県又は市町村の交付基準額に加算し、又はこれから減額する。